

平成20年  
2月 宮崎県定例県議会会議録

平成20年2月21日開会

平成20年3月19日閉会

## 平成20年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

### 2月21日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
濱砂議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第51号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5
1. 議長不信任動議追加上程	10
1. 提案理由説明	10
権藤議員	10
1. 質 疑	11
坂元議員	11
星原議員	12
緒嶋議員	14
1. 議長不信任動議採決	14
1. 議員発議案送付の通知	15
1. 議員発議案第1号追加上程	15
1. 提案理由説明	15
横田議員	15
1. 討 論	16
井上議員（議員発議案第1号に反対）	16
井本議員（議員発議案第1号に賛成）	18
前屋敷議員（議員発議案第1号に反対）	20
松田議員（議員発議案第1号に賛成）	20
1. 議員発議案第1号採決	21

### 自2月22日（金曜日）

至2月26日（火曜日） 休 会

### 2月27日（水曜日）

1. 出席議員	25
1. 地方自治法第121条による出席者	25

1. 代表質問 .....	26
<b>星原 透議員質問（自由民主党） .....</b>	<b>26</b>
・ 知事の政治姿勢について	
・ 平成20年度当初予算編成について	
・ 行財政改革の取り組み状況及び財政運営の見通しについて	
・ 平成20年度重点施策（子育て支援対策、植栽未済地対策、建設産業対策等）について	
・ 景気対策について	
・ 企業誘致の現状と促進対策について	
・ 雇用対策について	
・ 物流対策について	
・ 農業の振興（農家所得向上対策、飼料価格高騰対策、農産物加工対策）について	
・ 道路特定財源の確保について	
・ カジノ関連について	
・ 県立病院事業の経営改善計画の効果と今後の状況について	
・ 教育行政について	
<b>野辺修光議員質問（自由民主党） .....</b>	<b>53</b>
・ 知事の政治姿勢について	
・ 地方分権・地方財政について	
・ 行政組織改革について	
・ 公益法人改革について	
・ 中山間地域対策（地域コミュニティの維持、交通の確保等）	
・ 高速交通体系（高速道路建設促進、東九州新幹線）について	
・ 介護保険制度について	
・ 中小企業対策（資金需要への対応）について	
・ 林業振興（中国木材の進出等）について	
・ 農業振興（地球温暖化対策等）について	
・ 水産業振興（漁協合併等）について	
・ 教育行政（延岡地区総合特別支援学校の設置、中高一貫教育校の設置等）について	
・ 警察行政について	
・ 新エネルギー対策について	
<b>2月28日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	85

1. 地方自治法第121条による出席者	85
1. 代表質問	86
<b>満行潤一議員質問（社会民主党宮崎県議団）</b>	86
・安心・安全な県土づくり（学校の耐震化、食の安全等）について	
・保健・医療・福祉の充実（医療制度改革と地域医療の崩壊、ドクターヘリ、公立病院改革ガイドライン等）について	
・陸・海・空交通網の整備（地域バスの活性化）について	
・電子県庁の進捗状況について	
・教育の充実（宮崎県特別支援学校総合整備計画、北諸県地域への中高一貫教育校設置）について	
<b>西村 賢議員質問（愛みやざき）</b>	108
・知事の政治姿勢について	
・平成20年度予算案について	
・行政改革について	
・戦略的な産業政策について	
・県内の観光政策について	
・食の安全と食育について	
武井俊輔議員関連質問（知事の政治姿勢について、県内の観光政策について）	
<b>2月29日（金曜日）</b>	
1. 出席議員	133
1. 地方自治法第121条による出席者	133
1. 代表質問	134
<b>長友安弘議員質問（公明党宮崎県議団）</b>	134
・知事の政治姿勢について	
・平成20年度予算案について	
・原油高騰対策について	
・防災対策について	
・後期高齢者医療保険制度について	
・介護従事者の待遇改善について	
・救急医療について	
・薬害肝炎対策について	
・雇用対策について	
・中小企業支援について	
・道路特定財源問題について	
・教育問題について	



新見昌安議員関連質問（平成20年度予算案について、防災対策について）

<b>権藤梅義議員質問（民主党宮崎県議団）</b> .....	154
・道路特定財源問題について	
・知事就任2年目の決意について	
・新年度予算編成（限界集落対策、植栽未済地対策、少子化対策、企業誘致と雇用拡大対策、観光振興対策、入札制度改革と建設業育成等）について	
・知事のイラスト管理問題について	
・県立宮崎病院の骨髄採取体制について	
・都道府県がん診療連携拠点病院の指定について	
・自殺防止対策の経過について	
・最低賃金の引き上げと定着状況について	
・農業分野の活性化策について	
・ゆとり教育と学力向上対策について	
・いじめ対策について	
<b>自3月1日（土曜日）</b>	
<b>至3月2日（日曜日）</b> <b>休    会</b>	
<b>3月3日（月曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	177
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	177
1. 一般質問 .....	178
<b>高橋透議員質問</b> .....	178
・知事の政治姿勢について	
・全国スポーツ・レクリエーション祭について	
・子育て支援について	
・特定健診について	
・食の安全・安心について	
<b>萩原耕三議員質問</b> .....	190
・知事の政治姿勢について	
・予算編成の基本的姿勢について	
・建設関連産業の今後について	
・教育行政について	
<b>宮原義久議員質問</b> .....	203
・知事の政治姿勢について	
・市町村合併問題について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業誘致問題について</li> <li>・ 建設産業問題について</li> <li>・ 農業問題について</li> </ul>	
<b>川添 博議員質問</b> .....	214
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事マニフェストの実施状況について</li> <li>・ 財政再建策について</li> <li>・ 環境問題について</li> <li>・ 農業振興策について</li> <li>・ 中小零細企業の支援策について</li> </ul>	
<b>河野安幸議員質問</b> .....	227
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 市町村が行う企業誘致及び工業振興支援策に対する財政措置について</li> <li>・ 市町村合併と合併後の状況について</li> <li>・ 国道269号大久保校区安全施設について</li> <li>・ 県道高岡郡司分線の改良状況について</li> </ul>	
<b>3月4日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	237
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	237
1. 一般質問 .....	238
<b>外山良治議員質問</b> .....	238
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域の移動手段の現状と課題（地球温暖化、地域公共交通）について</li> <li>・ 教育の機会均等が保障されたまちづくり（定時制・通信制教育の現状と課題）について</li> <li>・ 安全・安心のまちづくり（自殺対策の現状と課題、変死体の検視と司法解剖・行政解剖等の現状と課題）について</li> <li>・ 福祉の充実したまちづくり（発達障害者支援法の現状と課題、身体障害者相談センターの現状と課題、重心児・者のショートステイ等の現状と課題、こころの医療センター構想の現状と課題、障がい者等の自動車税減免の対象拡大）について</li> </ul>	
<b>横田照夫議員質問</b> .....	252
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古代日向と観光について</li> <li>・ 教育のあり方について</li> <li>・ 農業政策（食料自給率、地球温暖化対策）について</li> <li>・ 一ツ瀬川かんがい用水目的外使用について</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊休施設の有効利用について</li> <li>・ 入札制度改革について</li> <li>・ 科学技術研究について</li> </ul>	
<b>外山 衛議員質問</b> .....	264
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初予算について</li> <li>・ 建設業界への支援について</li> <li>・ 入札制度改革について</li> <li>・ 企業誘致について</li> <li>・ 少子化対策について</li> <li>・ 最近の犯罪傾向について</li> </ul>	
<b>中野廣明議員質問</b> .....	274
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規予算（市場公募債等）について</li> <li>・ 10年先の宮崎の農業・林業（未利用地の活用等）について</li> <li>・ 一般競争入札制度等の問題点について</li> <li>・ 県立高校の推薦入学制度について</li> </ul>	
<b>3月5日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	289
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	289
1. 一般質問 .....	290
<b>徳重忠夫議員質問</b> .....	290
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢（全国と本県の経済格差、今後の地域産業対策）について</li> <li>・ 県土の安全整備と都城志布志道路整備促進について</li> <li>・ 新規起業の推進と地場企業の育成について</li> <li>・ 飼料対策について</li> <li>・ 都城市郡医師会病院移転への助成について</li> </ul>	
<b>田口雄二議員質問</b> .....	299
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 医療・福祉行政について</li> <li>・ 工業振興について</li> <li>・ 公共工事の契約解除について</li> <li>・ 観光対策について</li> <li>・ 教育行政について</li> </ul>	
<b>図師博規議員質問</b> .....	312
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢（新田原基地米軍使用に伴う治安対策）について</li> </ul>	

・療養病床の廃止・縮減に伴う高齢者介護の受け皿整備について	
・公立学校の生徒指導のあり方について	
・職員のメンタルヘルスケアについて	
・新みやざき創造戦略展開事業について	
<b>黒木党市議員質問</b> .....	323
・知事の政治姿勢（鳥インフルエンザ、知事の似顔絵特許、県有の特許権、医師不足等）について	
・本県高校生の学力について	
・建設産業の現状と今後の対策について	
・地震等災害に対する仮設住宅資材の確保について	
・犬、猫等ペットの殺処分について	
・農政問題（日向特産へべス）について	
1. 議案に対する質疑 .....	332
前屋敷恵美議員 .....	332
1. 議案第1号から第51号まで及び請願委員会付託 .....	335
<b>自3月6日（木曜日）</b>	
<b>至3月7日（金曜日）</b>	
<b>自3月8日（土曜日）</b>	
<b>至3月9日（日曜日）</b>	
<b>3月10日（月曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	339
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	339
1. 常任委員長審査結果報告（議案第38号から第51号まで） .....	340
中野廣明総務政策常任委員長 .....	340
十屋生活福祉常任委員長 .....	341
横田商工建設常任委員長 .....	342
押川環境農林水産常任委員長 .....	343
太田文教警察企業常任委員長 .....	344
1. 討 論 .....	345
前屋敷議員（議案第38号、第42号、第45号、第50号に反対） .....	345
1. 議案第38号、第42号、第45号及び第50号採決 .....	346
1. 議案第39号から第41号まで、第43号、第44号、第46号から第49号まで及び第51号採決 .....	347
1. 議案第52号追加上程 .....	347
1. 知事提案理由説明 .....	347

自 3 月 11 日 (火曜日)	常任委員会 (当初)	
至 3 月 14 日 (金曜日)		
自 3 月 15 日 (土曜日)	休 会	
至 3 月 16 日 (日曜日)		
3 月 17 日 (月曜日)	特別委員会	
3 月 18 日 (火曜日)	休 会	
3 月 19 日 (水曜日)		
1. 出席議員	-----	351
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	351
1. 常任委員長審査結果報告 (議案第 1 号から第37号まで並びに請願)	-----	352
中野廣明総務政策常任委員長	-----	352
十屋生活福祉常任委員長	-----	355
横田商工建設常任委員長	-----	357
押川環境農林水産常任委員長	-----	359
太田文教警察企業常任委員長	-----	361
1. 討 論	-----	363
外山良治議員 (議案第18号に反対)	-----	363
井上議員 (議案第 1 号に反対)	-----	365
前屋敷議員 (議案第 1 号、第22号、第25号、第30号、第35号から 第37号まで反対並びに請願第 5 号、第 6 号の継続審査に反対)	-----	367
1. 議案第 1 号採決	-----	369
1. 議案第18号採決	-----	369
1. 議案第22号、第25号、第30号及び第35号から第37号まで採決	-----	369
1. 議案第 2 号から第17号まで、第19号から第21号まで、第23号、第24号、 第26号から第29号まで及び第31号から第34号まで採決	-----	370
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	370
1. 議案第52号採決	-----	370
1. 特別委員長調査結果報告	-----	371
河野哲也中山間地域振興対策特別委員長	-----	371
外山 衛産業活性化・雇用対策特別委員長	-----	374
井上地域医療対策特別委員長	-----	377
蓬原議員定数・選挙区調査特別委員長	-----	380
1. 議員発議案送付の通知	-----	382
1. 議員発議案第 2 号から第13号まで追加上程	-----	383
1. 議員発議案第 2 号提案理由説明	-----	384

野辺議員	384
1. 議員発議案第2号採決	384
1. 議員発議案第3号から第13号まで採決	384
1. 閉会	385
<hr/>	
1. 資料	387
平成20年2月定例県議会日程	389
議案送付文書	390
代表質問時間割	393
一般質問時間割	394
議案委員会審査結果表	395
議案、請願委員会審査結果表	396
閉会中の継続審査・調査申出一覧	398
1. 議案議決件名一覧表	399
1. 議員発議条例、意見書、決議文、その他	405
道路特定財源確保に関する緊急決議	407
宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	408
宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	411
宮崎県議会常任委員会委員の定数	413
議会の議員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	414
原油価格の高騰に伴う対策の強化・充実を求める意見書	415
配合飼料価格の高騰対策を求める意見書	416
在沖米海兵隊員による少女暴行事件等に関する意見書	417
海上自衛隊イージス艦「あたご」による衝突事故の原因究明と再発防止策を講じること等を求める意見書	418
BSE対策に関する意見書	419
中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書	420
地上デジタルテレビ放送の受信対策の推進を求める意見書	421
療養病床の再編計画に関する意見書	422
1. 請願一覧表	423
1. 議事経過	431

2月21日（木）

# 平成 20 年 2 月 21 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 30 分開会

出席議員 (44 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 米 良 政 美 (同)

- 50 番 坂 元 裕 一 (自由民主党)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)
- 欠 席 議 員 (1 名)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |  |
|-----------------|-----------|--|
| 知 事             | 東国原 英 夫   |  |
| 副 知 事           | 河 野 俊 嗣   |  |
| 総合政策本部長         | 村 社 秀 継   |  |
| 総 務 部 長         | 渡 辺 義 人   |  |
| 地 域 生 活 部 長     | 丸 山 文 民   |  |
| 福 祉 保 健 部 長     | 宮 本 尊 一   |  |
| 環 境 森 林 部 長     | 高 柳 憲 一   |  |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 高 山 幹 男   |  |
| 農 政 水 産 部 長     | 後 藤 仁 俊   |  |
| 県 土 整 備 部 長     | 野 口 宏 一   |  |
| 会 計 管 理 者       | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 企 業 局 長         | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長         | 植 木 英 範   |  |
| 財 政 課 長         | 和 田 雅 晴   |  |
| 教 育 委 員 長       | 江 藤 利 彦   |  |
| 教 育 長           | 高 山 耕 吉   |  |
| 公 安 委 員 長       | 田 代 知 代   |  |
| 警 察 本 部 長       | 相 浦 勇 二   |  |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉 武   |  |
| 代 表 監 査 委 員     | 城 倉 恒 雄   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 藏   |  |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |  |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |  |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |  |
| 政 策 調 査 課 長 | 富 永 博 章   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 美 彦 |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |  |



---

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成20年2月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、19番中野廣明議員、29番満行潤一議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、32番濱砂守委員長。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) 御報告をいたします。

去る2月14日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成20年2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、当初予算案18件、補正予算案12件、条例16件、予算、条例以外の議案が5件の合計51件となっております。このほか1件の報告があります。また、人事案件が追加提案される予定でありませ

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から3月19日までの28日間とすることを決定いたしました。議事日程は、お手元に配付されております日程表のとおり取り進めることで確認いたしました。

今期定例会は、2月27日から3日間の日程で

代表質問、3月3日から3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を6名とし、質問順序及び質問時間は、自由民主党120分以内、社会民主党55分以内、愛みやざき50分以内、公明党45分以内、民主党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を13名以内とし、質問順序は26日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。以上のとおり、質問について確認決定をいたしたところでございます。質問内容については、後刻配付されます質問時間割及び質問項目表により御確認願います。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。まず、3月6日から7日までの間で各常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち、補正予算及び補正関連議案を審査の上、3月10日の本会議で各常任委員長の審査結果報告を願います。その後、3月11日から14日までの間で、同じく委員会において当初予算及び当初関連議案を審査の上、最終日に議案・請願の審査結果報告を願います。また、同じく最終日には、今年度設置しております4特別委員会の調査結果報告を願います。

以上で当委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力を賜りますように、お願いをいたします。以上でございます。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りいたしま

す。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月19日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

### ◎ 議案第1号から第51号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第51号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

### ◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで知事に、今後の県政運営についての所信及び議案の提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 平成20年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営について私の所信の一端を申し述べますとともに、平成20年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

私は、昨年1月の知事就任以来、一刻も早く宮崎県政の再生を果たしたいとの一念で、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを目指して、全力で取り組んでまいりました。

1年目の昨年は、どん底からのスタートでありました。振り返りますと、高病原性鳥インフルエンザの相次ぐ発生や、たび重なる台風の来襲、さらには不適正な事務処理問題など、さまざまな困難に直面してまいりました。私自身、

見るもの、聞くものが初めての中で戸惑いもありましたが、がむしゃらに必死の思いで、ただただ「宮崎をどげんかせんといかん」との思いで、全力で走ってきたように思います。この間、県議会や県民の皆様を初め、多くの方々の温かい御理解と御協力をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

私は、宮崎のよさを全国に向けて発信し、ひいては宮崎県民に自信を持っていただきたいと考え、「ピンチをチャンスに変える」という発想で取り組んだ地鶏のトップセールスを皮切りに、マンゴーや宮崎牛等の県産品のPRに努めてまいりました。さらに、「無から有を生む」という視点で県庁ツアーを始めたところ、来庁者が33万人を超え、県産品の売り上げや宿泊者数も増加するなど、宮崎の知名度は飛躍的に高まり、多くの皆さんに宮崎のよさを実感していただくことができたものと考えております。

今や、全国に「宮崎ブーム」が広がるまでに至っております。知事として2年目を迎えたこととしては、まさに宮崎の真価が問われる年であります。私は、この1年を「ブームから定番へ」をモットーに、本県がオンリーワンの存在感のある自治体となることを目指して、新しい宮崎の創造に向けた取り組みをしっかりと推し進めてまいりたいと考えております。

我が国は今、少子高齢化が進行する中、人口減少社会を迎え、年金や医療、介護の問題を初め、社会のあらゆる面で大きな変革期にあります。また、日本経済は全般的に回復基調を維持していると言われておりますが、県民生活の中でその実感は乏しく、大都市圏との地域間格差や所得格差の拡大が指摘されております。

こうした中、本県は、産業振興、交通網の整備、中山間地域対策や子育て・医療対策など、

さまざまな課題を抱えております。特に中山間地域においては、過疎化・高齢化の進展に伴って、集落機能の低下、耕作放棄地の増大など厳しい状況にあります。

地域間の格差問題は、都市と地方の対立の構図でとらえられがちですが、むしろ「地方あつての都市」「都市あつての地方」という「共生」の考え方に立つことが重要であると、私は考えております。

このような考えのもと、格差の解消に向けて、「地方をどげんかせんといかん」と地方から大きな声を上げていくとともに、本年を宮崎再生への正念場の年と位置づけて、中山間地域対策を初め、植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策といった喫緊の課題や、雇用の促進、高速道路など交通網の整備、教育の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。課題は山積しており、本県だけでは解決が困難なものばかりではありますが、前例にとられない柔軟な発想で、スピード感を持って果敢に挑戦してまいりたいと存じます。

昨年開催された「和牛のオリンピック」と言われる全国和牛能力共進会で、宮崎牛が実力日本一と評価されたように、本県はさまざまな分野で大きな可能性を秘めています。高い潜在能力を有しております。全国的に宮崎が注目される中、県勢をさらなる高みへと飛躍させるためには、県民の皆様一人一人が、本県の潜在能力に気づき、県づくりに積極的に参画することが何よりも大事であります。

今、宮崎は大きなチャンスに直面しています。これからが宮崎の正念場です。この宮崎ブームが一過性で終わることなく高どまりできるように、県民の皆様と一体となって、県民総力戦で宮崎の未来を切り開いてまいりたいと存じ

ますので、県議会を初め、県民の皆様の御理解と一層の御支援をお願い申し上げます。

次に、平成20年度の予算編成について申し上げます。

私にとりまして初めての通年予算となる平成20年度予算につきましては、「財政改革の着実な実行」「新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進」「県民目線による見直し・県民総力戦による実行」を3つの基本方針として編成を行ったところであります。

具体的には、「行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムを着実に実行することにより、財源の捻出に努め、収支不足の圧縮等を図るとともに、本県が抱える政策課題に的確に対応するため、選択と集中の理念のもと、新みやざき創造戦略に基づく施策のうち、「中山間地域・植栽未済地対策」「子育て・医療対策」「建設産業対策」を特に重点的に推進すべき施策として取り組むこととしたところであります。

また、事業仕分け委員会を初め、県民フォーラムや県民ブレイン座談会などの機会を通じていただいた県民の皆様からの意見や評価等を参考にしながら、すべての事業について県民目線で見直し、事業の再構築を図るとともに、ボランティアやNPOを初めとする民間との協働に積極的に取り組むことといたしました。

この結果、平成20年度の当初予算案は、一般会計5,590億8,600万円、特別会計75億4,625万6,000円、公営企業会計420億4,170万9,000円となり、一般会計につきましては、前年度の肉づけ後の予算額と比較して、1.0%の減となったところであります。

なお、一般会計の歳入財源といたしましては、県税962億円、地方交付税1,859億4,300万円、国庫支出金839億5,415万円、県債685

億6,750万円、その他1,244億2,135万円を充当することといたしております。

次に、平成20年度重点施策の概要及び主な新規・重点事業について御説明申し上げます。

まず、3つの重点施策の概要についてであります。

第1点目は、「中山間地域・植栽未済地対策」であります。

本県の県土を大きく占める中山間地域は、人口の減少や高齢化の進行等により、地域活力が低下しており、維持・存続も危ぶまれる集落も見られるなど、大きな課題が生じております。

中山間地域の衰退は、本県全体の衰退につながるものであり、中山間地域の活力再生を図るため、その実態を踏まえた短期的・中長期的施策を総合的に展開していく必要があります。

このため、地域の課題を地域の人々が解決するコミュニティビジネスの創業や、行政と住民が連携した地域再生計画の立案・推進など、中山間地域の再活性化を図るための取り組みを重点的・総合的に支援してまいります。

また、高品質で収益性の高い農業の定着による地域活性化を図るため、県と市町村が拠出する基金により、山間集落での地域提案型の農業活性化の取り組みに対し助成を行うことといたしました。

植栽未済地対策としましては、木材価格の長期低迷等により、現在、約2,000ヘクタールの植栽未済地が存在するなど、国土の保全や水資源の涵養等、森林の有する公益的機能の低下が懸念されることから、現在ある植栽未済地を3年でゼロにすることを目指すとともに、新たな植栽未済地の発生を抑制するため、計画的な再造林を推進するなど、健全で多様な森林の整備に総合的に取り組んでまいります。

このほか、適正な伐採や植栽についての指導・監視体制の強化、長伐期施業の普及・定着化を図るほか、市町村が行う公益上重要な森林の保全管理や県民等が取り組む森林づくり活動を支援してまいります。

第2点目は、「子育て・医療対策」であります。

子育て支援につきましては、安心して子供を生み、育てられる社会づくりを一層強力に推進するため、昨年7月に、私を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」を設置し、庁内体制の強化と県民総力戦による機運の醸成に努めてきたところであり、今後、さらなる施策の充実を図ってまいります。

まず、乳幼児医療費助成について、入院外の助成対象年齢を、これまでの3歳未満から小学校入学前まで拡大し、入院・入院外とも小学校入学前までの乳幼児に対し助成を行うことといたしました。

また、社会全体で子育てを応援する機運づくりや、地域のきずなや近所づき合い等を活用した持続的・自立的な子育て支援の仕組みづくり、認可外保育施設の安全対策に取り組んでまいります。

このほか、少子化の要因である未婚化・晩婚化に対応するため、独身男女の出会いの機会づくりとなる取り組みを支援してまいります。

医療対策としましては、本県の人口当たりの医師総数は全国平均を超えている状況にあるものの、県内での地域偏在や小児科など特定診療科の医師不足が大きな課題となっていることから、さらなる医師確保対策に努めてまいります。

このため、医師派遣システムの運営や医師修学資金の貸与、県内公立病院求人情報等の全国

への発信、研修医の受け入れ強化など、関係機関と一体となって、地域医療の現場を支える医師の安定的な確保に取り組んでまいります。

さらに、県内の小児医療体制構築のため、小児科専門医の育成確保や小児救急拠点病院の整備を図るなど、「子ども医療圏プロジェクト」を推進してまいります。

第3点目は、「建設産業対策」であります。

社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つであります。

しかしながら、近年の建設投資の大幅な減少に加え、一般競争入札の導入など入札制度改革により、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となっております。このため、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりなど、県内建設産業の健全な発展を図るため、総合的な対策を講じてまいります。

まず、経営相談や業者研修会を引き続き実施するとともに、新分野進出に関するセミナーの開催や経営革新プラン策定を支援するほか、新分野での事業定着をより一層促進するため、初期経費に対する補助限度額を引き上げることといたしました。

また、専門家で構成された支援チームによる助言を行うとともに、中小企業融資制度に新たに「建設産業等支援貸付」を創設し、建設業者等の経営基盤強化や新分野進出を支援してまいります。

このほか、地域企業育成型の総合評価落札方式を導入し、技術力や地域貢献度の高い地元の業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域の建設産業を育成してまいります。

最後に、これら3つの重点施策のほかに、平

成20年度に取り組むこととしている主な新規・重点事業を御説明申し上げます。

まず、「新みやざき創造戦略」に基づく事業であります。

「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略の関係では、本県中等教育の一層の充実向上を図るため、新たな中高一貫教育校の北諸県地区への設置に向け、検討を行うことといたしました。

また、障がいのある子供の教育を推進するため、延岡地区の特別支援学校3校を統合し、延岡西高校跡地に、複数の障がいに対応できる新たな特別支援学校を設置するための基本構想を策定することといたしました。

「成熟社会における豊かな暮らし」戦略の関係では、障がい者の就労支援について、県内の就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃水準の向上を図るため、各事業所の工賃向上計画策定を支援してまいります。

また、地域安全対策では、日向地区の治安維持拠点施設として、災害に強く、県民が安心して利用できる警察署庁舎の効率的な整備に向け、調査検討を行うことといたしました。

「『経済・交流』拡大」戦略の関係では、宮崎が持つさまざまな魅力やブランド産品などを効果的にアピールする戦略的なPR施策を推進してまいります。

また、企業誘致につきましては、知識、人脈が豊富な民間企業経験者を企業誘致専門員として県外に設置し、誘致活動の充実強化を図ることといたしました。

その他の分野では、まず県民との協働を推進するため、引き続き提案公募型のモデル事業等を実施するとともに、市町村の協働事業導入への取り組みを支援してまいります。

市町村合併関係では、財政状況が特に厳しい

合併関係市町村を対象に、高金利地方債の繰り上げ償還を支援する無利子の貸付金制度を創設することといたしました。

福祉保健関係では、「自殺ゼロ」プロジェクトとして、自殺防止のための行動計画の策定や普及啓発活動、自殺未遂者や遺族への支援を行ってまいります。

また、保健所等で引き取り、捕獲した犬・猫のうち、譲渡可能なものを専用施設で一定期間飼養するとともに、NPO等と連携して譲渡の推進と適正飼養の普及促進を図ってまいります。

農業関係では、配合飼料価格の急激な高騰に対応するため、耕畜連携による自給飼料のさらなる確保やコスト低減対策に取り組むこととしたほか、地球温暖化に対応した本県農水産業のあり方を検討することといたしました。

次に、予算関係以外の議案について御説明申し上げます。

議案第19号「宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例」は、県民起点の政策立案や県民協働を推進し、質の高い県民生活の実現を図るため、県民政策部の設置等を行うための条例の改正であります。

議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、簡素で効率的な組織体制の整備を図るため、県税・総務事務所及び福祉こどもセンターの設置等を行うための条例の改正であります。

議案第25号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例」は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、県が設置する宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の運営等に関し、必要な事項を定めるための条例

の制定であります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時提案しております平成19年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計減額203億3,163万6,000円、特別会計減額8億9,633万7,000円、公営企業会計19億8,691万4,000円であります。この結果、平成19年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,479億445万3,000円となり、これに要します一般会計の歳入財源は、県税減額17億6,000万円、地方交付税23億2,221万8,000円、国庫支出金減額101億6,981万3,000円、繰入金減額70億2,467万2,000円、県債減額34億2,731万3,000円、その他減額2億7,205万6,000円であります。

次に、平成19年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。公共事業等について、国庫補助決定が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第51号は、一般県道鰐塚山田野停車場線17年発生道路災害復旧事業鰐塚山トンネル工事の請負契約の変更について、「議会の議決に付すべき契約に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、今回提案しました議案の概要について

御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

井上紀代子  
田口雄二

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

動議の提出について

下記の動議を会議規則第18条の規定により提出します。

◎ 議長不信任動議追加上程

記

○坂口博美議長 次に、議長の手元に、権藤梅義議員ほか2名から議長不信任の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立したものと判断いたします。

宮崎県議会議長坂口博美君の不信任に関する動議

お諮りいたします。

(理由)

この際、議長に対する不信任の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛否の採決を行います。本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

今2月議会招集のため2月14日開会された議会運営委員会において、自民党より「道路特定財源確保に関わる緊急決議」を開会冒頭の本日2月21日に議決したい旨の提起がありました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題といたします。

これまで、「意見書」「決議文」においては、冠を「宮崎県議会」とする以上、超党派の賛同を得るための最善の努力をすべく、今日まで努めてきました。

この場合、私の一身上に関する事件でありますので、議長席を副議長と交代いたします。

今回は、7日前に、議事を協議する議会運営委員会に提出されたものでありますから、日程上の最低条件はクリアしているとしても、その賛否については慎重にすべきものであります。

暫時休憩いたします。

〔坂口議長退席〕

午前10時57分休憩

そこで、社民、愛みやざき、民主の3党会派の幹事長は、議長に、開会初日の議決には無理があるのではないかと、正常化に向けての申し入れを行ったところであります。

午前10時58分開議

◎ 提案理由説明

○中村幸一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これらに対し、議長・副議長は何らかの調整や自民党からの事情を聞くなど行動を起こしたのか。本来、議長・副議長は、円滑な議会運営のため諸派の意見や提言をしんしゃくし、全体の意見をまとめるべく努力すべきであります。

ここで、本件について提出者の説明を求めます。権藤梅義議員。

加えて、地方自治法や議会運営のあり方に照らしても、議員の質問権は議会における最高の権利でありますし、今議会では暫定税率に係る質問を予定している議員もあると思いますが、これが形骸化するおそれがあります。よって、

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 動議の提出に至った経緯を説明させていただきます。

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 県議会議員 権 藤 梅 義

意見書や決議の議会運営上のあり方は質問終了後が適当と考えます。

本来からいけば、議決の協議は本日の開会からスタートするべきものでありまして、問答無用の冒頭の議決と議事運営には賛同できません。また、文言の修正や調整を含めて全党会派の意見を聞く時間を設定する等の創意工夫の余地は十分にあるものと判断します。本来、議長は議会運営の最高責任者であるものと考えますし、議長にはその職権、つまり調整の機能が与えられているものと考えます。よって、議長を不信任とすることを提案するものであります。

[降壇]

---

## ◎ 質 疑

○中村幸一副議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑はございませんか。坂元裕一議員。

○坂元裕一議員 提案理由の説明が理解できないのでありますが、地方自治法では、地方自治法第104条で議長の権限、権能というのが記されておりますが、どの部分に抵触したのかですね。ということは、どういうことかということ、私どもが議会の代表として代表権等を持つ議長を選んでおるわけですから、その方の不信任案が出るということは、本人の名誉はもとよりであります。議長に指名した私どもにとっても大きな名誉にかかわることでもありますから、その地方自治法に背反する部分をひとつ御指摘願いたいと思います。

○榎藤梅義議員 先ほど提案理由で述べましたように、私どもは地方自治法等に基づき、あるいは議会運営の規則等に基づきまして、基本的に宮崎県議会という冠をいただく以上は、議長

・副議長を中心にして、超党派の意見調整というものをやってまいりました。このことは、議長・副議長には職権としてあるんだと。例えば、先般行われました国会においても、衆参議院議長のもとに日延べ法案なるものが引っ込められた、調整を受けたということがあるわけでありまして、私の申すところは、そういう意味でございます。

○坂元裕一議員 御案内のとおりだと思いますが、議長職の権限は、地方自治法第104条、議場の秩序保持権、議事整理権、議会の事務統理権、議会の代表権というのがありまして、一方では、私どもが出した意見書案というのは、地方自治法第99条で提出がちゃんと担保されておる。あるいはまた、私ども県議会の会議規則でも議案提出権というのが担保されておるわけなんです。議長が調整権を持っているというのは国会法にもないと、私は思っています。事ほどさように、議長が裏のほうでいろいろ調整しなきゃならないというのは、法的な取り定めはないと思っておりますが、もう一つそこをお聞かせください。

○榎藤梅義議員 私は、地方自治法のどの部分でどうということについては、今質問があった部分ではですね……。私が申し上げたいのは、現在まで、私が議員になって17年間ありますけれども、その間、調整ができなかったのは、農産物の輸入自由化の決議と教育基本法の決議のみであります。これは、宮崎県議会という名前でも多数決を用いたというようなことで、それに次ぐ今回の提案ではないか、タイミングを含めて。私はそういう意味から、議長の職権の中には、慣例法としても議長は調整能力は持つというふうに考えるところであります。以上です。



○坂元裕一議員 議会は交渉団体制度で成り立っております。ですから、各会派でいろんな意見が食い違うというのは、よって立つ哲学が違うわけですから、当然であるわけでありませぬ。それをできれば最大公約数にまとめるという努力は、今までやってきたというふうに思いますが、今回の道路特定財源を提出するに当たっては、私どもも論議しました。しかし、去年の4月前は全会一致だったんです。しかし今回は、共産党さんがいらっしゃって、本会議で全会一致になりませんでした。議会運営委員会では、たしか去年の9月だったと思いますが、全会一致で議案を認めています。提出して認めているんです。提出して認めている意見書案を送付したということは、とりもなおさず議会の意思決定なんですよ。議会の意思が決まっているのに、あえてそういうことをしなきゃならないというふうには、多分、議長はお考えにならなかったんだろうと思いますが、やはりそこは何か食い違い、そごが出てきたのでしょうか。

○榎藤梅義議員 私どもは当初から、議長の調整の問題については、異議を、3党会派で調整してくださいよという申し入れはしました。それから、最初の質問の、9月議会で賛成したではないかと。これは、私どもとしては確かに賛成をいたしました。しかし、今回の議会では、道路をつくる・つくらないという問題で反対をしているわけではないのでありまして、文言等の調整で、私どもが賛成に回れるかどうかは調整してみないとわからないし、また、内容が、決議文・意見書については、当然、調整期間を含めた議事運営がなされるべきというふうに考えておるところであります。以上です。

○坂元裕一議員 民主党さんとか自由民主党と

か共産党とか、いろんな政党があるわけですね。ですから、よって立つ政治哲学が違うということは、当然、政策も違うわけですよ。その政策の違いを、この本会議場で県民の前でちょうちょうはっしをするのが、私どもの県民の代表としての立場であり、かつまた政党に所属する政治家としての職務であるというふうに思いますが、それでもやはり、なれ合いで裏で調整して、談合して表に出せということにこだわられるんですか。

○榎藤梅義議員 それは、今発言された人の解釈でありまして、私はそのことについて、一昨年、知事逮捕のときに、裏談合という言葉をもたまたま議長が使われておって、そういうのは使うべきではないという主張もいたしました。私どもが今日、議長に不満がある、副議長に不信感があるということにつきましては、そういうものを踏まえて当然調整、そういうことについて、議会の円滑な運営のためにおられるお二方でありますから、当然汗を流してほしいということで、本日に至ることをねらいとしたものではないわけでありまして、そのことについては誤解のないようにしていただきたいと思いません。以上です。

○中村幸一副議長 星原透議員。

○星原透議員 榎藤議員に質疑をさせていただきたいと思うのですが、今の提案理由を説明する中で、超党派で慎重に賛否をしてほしいという意見がありましたね。だけど、今回の道路特定財源の確保と高速自動車道等の整備促進に関する意見書ということで、民主党さんの田口議員は、去年の9月28日に賛成の立場で討論までいただいているんです。私から見たら、この道路特定財源の件は、今までに過去2回ぐらい、お互いに賛成して、宮崎県議会として国に

ちゃんと意見書として出している案件なんです。ですから、今、文言の調整とか、何がどうかという話もありましたけれども、そういうものよりも、過去に出して、この意見書はずっと継続で生きてきていると私は思うんですね。ただ、ことしの3月末に、もう後ろがない、後がないところで、どういうふうになっていくか。我が宮崎県としては、ほかの県よりも、高速道路においても国県道においても、整備率はおくれているわけなんです。だから、そういうことをどうやって国に訴えて、何とか堅持してほしい、継続してほしいと。その意思を強く訴えるために、きょう冒頭でやる。それしか宮崎県議会としての意思を表明できない。そういう強い意思で、我が会派はこの決議を出そうということでありまして、今まで皆さん方が反対でずっときている問題であれば、まだそれはいろいろ協議することも必要だったと思うんですが、はっきり言って共産党さん以外は賛成してくれるものと思って出した決議案であります。それについての御意見をお伺いいたします。

**○権藤梅義議員** 冒頭の、田口議員の賛成したじゃないかと。我々も賛成しました。この時点での文言と、今の時点での私どもが出したい文言とは違っております。「男子三日会わざれば刮目して見よ」という言葉もありますが、事は時々刻々と変わっております。私どもは今回、反対討論も予定しておりますけれども、何も道路建設反対ということは一言も言っておりません。地域の実情は、わかり過ぎるほどわかっております。田口議員が決議文の朗読をしたことでもあります。これは商工建設常任委員会の副委員長としてさせていただきました。したがいまして、私どもとしては、現時点と全然違うということでもあります。

以上ですが、逆に、坂元議員、星原議員に質問をさせていただきます。先ほど、坂元議員の発言の中で、自民党さんの案は提出されてしかるべきだ、正当性があるんだと。私どもも正当性は認めます。しかし、質問権の優先順位と決議文・意見書の議決の順位、そういうものをどう考えるか、こういうことではないかと思うのですが、御意見を伺いたいと思います。

**○中村幸一副議長** 権藤梅義議員に申し上げますが、権藤議員が発議者であります。それについて質疑をするわけですから、逆質疑というのはいかがなものかと思っておりますので、答弁する必要はないと……。進行いたします。

**○星原 透議員** 私は、今回の議長不信任を本当に不信に思うものであります。これまでずっと賛成してきていた同じような道路特定財源に、自民党のことで汗をかかなかったということで、そんなに簡単に――宮崎県議会の議長でありますよ。そういうものに不信任を突きつけるなどというのは、私は言語道断だと思うんですよ。これについてどういうふうに思われますか。お答えいただきたいと思います。

**○権藤梅義議員** 動議の提出は、内容については制限されておられません。動議については、ルール上は発案者と賛同者1名ということでありまして、私は何ら問題はないというふうに思っております。それから、先ほどの理由の中で述べましたように、決議文・意見書、そういったものよりも質問権が優先されるべきだと、質問権は最高の議員あるいは議場での権利だ、こういうことを考えての判断であります。以上です。

**○星原 透議員** いろいろありますが、14日に、議運の場に一応我が会派としては持ち込みました。その中で、文言だけの修正であれ

ば、文言だけを何とかという話だったら、我が会派も何ら問題はなかったと思うんです。文言だけだったら。ただ、皆さん方は、初日に出すことを云々という話で、私はこう聞いておりますので、それはまた話が違う。今、権藤さんが言われた、前回まで出してきたことと文言が違うということであれば、我が会派が出した文言についておかしいところがあれば、それは修正してもいいだろうと思います。ただ、初日に出すことは——当然、後ろが3月末、そして、これまで知事も一生懸命、全国に向けて発信している流れの中でありますから、それはやっぱり初日に出す意義があるということで譲れないのであります。そういうことで、文言の部分であれば、それは別に可能だったと思います。

○権藤梅義議員 私は、これは言いますが、星原さんのところには行きました。そうしたら、今おっしゃったように、賛成するなら用意があるけれども、賛成しないならこのままいくということだったと思います。私は、これは質問あるいは協議をしてみないとわからない、おまけに、代表質問、一般質問を経ずして、そういうものは出てこないというふうに考えます。議会の最高のルールは、やっぱり質問、議論、こういうところだということ解釈いたしております。

○中村幸一副議長 申し上げますが、こういうことを裏でお話をしたとか、そういったことについては取り上げないで、ここで議論を……。今、権藤議員がおっしゃったことについての質疑でありますから、そのつもりで発言をお願いします。

緒島雅晃議員。

○緒嶋雅晃議員 これは、いろいろ議論しても平行線だと思うんですね。これで採決していた

だいたほうがすっきりするんじゃないかと。そして本当は、これは議案の意見書・決議についての賛成か反対かなのに、こういうことで議長に不信任案を出すこと自体、私はおかしいと思うんです。整わなければ毎回、議長不信任を出さないかんということになりますよ。こういうことをやっては、宮崎県の県議会の権威が失墜することになります。逆に早く採決したほうが宮崎県議会の権威を守ることになる、そう思いますので、採決をしてください。

○権藤梅義議員 最後にしますけれども、私は今の発言は、宮崎県議会の名折れになるというような発言の中身かと思いますが、質問権を軽んじた今回の決議文については、全国でこのことが議論されていけば、逆にそのことが宮崎県議会の名折れになるというふうに考えております。以上です。

○中村幸一副議長 以上で質疑は終わりました。

ここでお諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一副議長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

---

### ◎ 議長不信任動議採決

○中村幸一副議長 これより採決に入ります。

議長坂口博美君に対する不信任の動議について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一副議長 起立少数。よって、本件は否決されました。

暫時休憩いたします。

[坂口議長着席]

午前11時19分休憩

午前11時20分開議

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お手元に配付のとおり、議員より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

平成20年 2月21日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 県議会議員 井 本 英 雄  
野 辺 修 光  
横 田 照 夫  
河 野 安 幸  
西 村 賢  
新 見 昌 安

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

道路特定財源確保に関する緊急決議

◎ 議員発議案第1号追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎ 提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) それでは、発議者を代表して、「道路特定財源確保に関する緊急決議」の提案理由を説明させていただきます。決議案を朗読することによりまして、提案理由説明とさせていただきます。

道路は、経済・社会活動や県民生活を支える基礎的なインフラであり、最も優先的に整備されるべき社会資本である。しかしながら、地方の道路整備は、都市部に比較して大きく立ちおけている。

県民は、都市部に大きくおくれをとりながらも、地方の道路整備が進むことを切に望み、これまで長きにわたり道路特定財源を粛々と負担してきたところである。県民の悲願である東九州自動車道を初め、地域の連携交流を進める国道、通学通勤などの生活に密着した県道、市町村道など数多くの要望が我々にも届いており、道路整備の促進のためには暫定税率を今後も維持することが必要不可欠である。

そのような中、先月の23日に本県を初めとする全国の都道府県議会議員が集結し、「道路特定財源堅持を求める都道府県議会議員総決起大会」を開催し、道路特定財源の暫定税率維持に関連する法案の年度内成立と同財源による「道路の中期計画」の確実な実行を求める決議を行い、国政に強く要望したところである。

仮に、今通常国会で提出されている、道路特定財源の暫定税率延長などを盛り込んだ予算関連法案が不成立となれば、必要な道路整備の遅延や休止などが見込まれるだけでなく、県民生活や経済活動へ多大な影響が出ることが懸念さ

れる。

よって、本議会は、県民と一体となり、生活を営んでいくための必要不可欠な「生命線」である道路整備推進のため、道路特定財源の安定的な確保を求め、次の事項について強く訴えていくことを決意する。

- 1 道路特定財源諸税の暫定税率を延長するなど租税特別措置法等の改正手続を今年度内に確実に成立させること。
- 2 地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。
- 3 県民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく、道路整備に充てること。

以上であります。何とぞ議員諸賢の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○坂口博美議長 提案者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕 民主党県議団を代表し、議員発議案「道路特定財源確保に関する緊急決議」に反対の立場から討論いたします。

道路が、活力ある地域社会の形成はもとより、生活環境の向上など均衡ある地域の発展を図る上で重要な社会資本であることに、異論はありません。まして、本県のように、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高速道路を初め道路の整備が立ちおくれており、宮崎県民が道路整備を「長年の悲願」と表現せざるを得ない実態を見るにつけ、自民党政権に怒りを覚えます。

西九州と東九州の整備の格差は驚くほどで、国が本来、責任を持って国策として完成させなければならないにもかかわらず、さらに言えば、つながっていればこそ道路としての効果も発揮するのにもかかわらず、ぶつぶつと切れた道路の姿をさらしたままです。

昨年9月定例県議会において、全会派一致による「道路特定財源の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」において、その要旨は「道路整備の具体的な姿を示した中期的な計画が作成されることになっているが、この計画の内容によっては、本県の道路整備に大きな影響が及ぶことが懸念される。ついては、地方の道路整備の重要性を深く認識され、真に必要な道路整備が早急かつ着実に進められるよう強く要望する」として国に提出しました。過去においても、繰り返し繰り返し県民の悲願を、県議会も共通の思いとして国への要望を提出してきました。

道路特定財源制度が議員立法によってつくられて54年、2年間の時限措置だった暫定税率が

適用されて34年、宮崎県民を初めとして国民は、住みなれた地域がよくなることを信じて、必死で働き、血税を払ってきました。

まさか道路特定財源として積み上げた国民の血税が、国土交通省の職員宿舎、職員給料、レクリエーション費、横浜では民間駐車場が多くあるのにつくられた駐車場、15分置きにある道の駅、地域コミュニティセンター、似た施設が隣にあるのにつくられた文化会館などなど、そして、昨年の特定財源の余り6,000億円に至っては、とうとう使うところがなく、地下鉄に使われています。

また、ゆっくりちよっとずつつくって、当初計画と完了時の事業費が大幅にふえている事例は、中部地方整備局が行った小田井山田共同溝事業では、当初60億円の予定が完了時には202億円、横浜市の環状2号線においては、当初309億円の予定が完了時には1,033億円等々、これらの例は数多くあり、もういいかげんにしてほしいと叫びたくなります。いろいろな箇所の無駄遣いを見るにつけ、財源は十分に確保されていたことは明らかなのに、車の保有台数も多く、まじめに税金を払い続けている宮崎県の道路は、なぜかくもおくれているのか、自民党政権、国土交通省道路局は、宮崎県と宮崎県民に対し十分な説明をすべきです。

税金は本来、国民にとって、公平、透明、納得いくものでなければなりません。自民党政権は、道路特定財源を今後10年延長し、59兆円の財源を確保する法案を提出しています。59兆円についても、なぜ59兆円必要なのか、明確な根拠は示されていないのは御存じのとおりです。

さきに述べました「道路の中期計画」によりますと、過去1年間で11カ所しか整備してこなかった「開かずの踏切」対策の整備を、この1

年間で140カ所整備すると書かれています。これだけではありません。渋滞対策では過去1年36カ所だったものが、この1年で300カ所、交通事故対策では262区間だったものが4,000区間、通学路の歩道整備252キロだったものが2,500キロ、踏切の安全対策においては、たったの13カ所だったものをこの1年で190カ所整備しているのです。まさに実現不可能な数字が羅列されており、ただ単に59兆円ありきで、その道路予算を使い切るための計画と言えます。また、その箇所がどこなのか、どこにするのか、選定の基準は明らかではありません。

宮崎県議会において9月、真剣な議論の末提出した意見書に対する国の回答は、財源確保ありきで、その使い道については明確な基準もなく、宮崎県民の悲願にはこたえていません。高速道路には道路特定財源は使われていませんから、従来どおり通行料を財源としてゆっくりと完成させられていくのでしょうか。

民主党が参議院で国民の皆様から勝たせていただいたことにより、税制について根幹から議論することが可能となりました。民主党は平成15年から、道路特定財源を一般財源化するとともに、税金を大幅に引き下げることがマニフェストで訴え、過去4回の選挙を戦ってきました。今回の議論は、十分に民意を踏まえての議論だと言えます。

税金は、さきに述べましたように、公平、透明、納得が納税者に対する国の責任です。道路特定財源の使い道に関する議論は、道路特定財源を自分たちのお金であるかのように所管してきた国土交通省道路局内部でするのではなく、国民が見ている国会の場で行われるべきです。そうすれば、道路建設のプロセスがガラス張りとなり、国民が必要としない道路の建設をとめ

ることができるようになります。いつまでも道路特定財源を特別会計として国民の目に触れないようにするのはではなく、一般財源化して国民に明らかにすべきです。

真に県民の望む道路建設は、活力ある地域づくり、まちづくりが県民参加のもとに行われ、道路が地域に根づくものでなければなりません。企業誘致の可能性は、道路だけではなく地域の活気も大きな呼び水となるのです。

今期定例会提出の自民党の決議は、「これまでと同じように黙って税金を払い続ければ、いつかは、いつかは道路はできますよ」と、ただただ道路特定財源の確保を県民に求め、その財源の使い道については国土交通省道路局に任せ、責任を放棄していると言わざるを得ません。この決議は、燃料費の高騰で生活にあえぐ県民に、農民、漁民、運送業者等々、各産業を支えている県民に増税を押しつけることとなり、地域経済の活力低下を招くこととなります。疲弊した地域経済への景気対策として有効なのは、働く人たちの可処分所得の向上と、暫定税率撤廃による個人消費を伸ばすこと以外にないのです。

この決議は、県議会各会派の総意を得ておらず、国会の状況からして、議会冒頭に決議する緊急性は全くなく、今期定例会で行われる代表質問、一般質問の質問権を軽視していると言わざるを得ません。今回の道路特定財源の一般財源化、暫定税率撤廃の論議が、陳情陳情、「道路は政治」などと、これまでも煮え湯を飲まされてきた中央集権政治、利権道路建設体質からはきっぱりと脱却し、真の地方分権を確立し、県民の民意をしっかりと受けとめた税制論議となることを切に望み、今回の「道路特定財源確保に関する緊急決議」の反対討論とします。

〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） 知事におかれましては、道路特定財源維持のために本当に頑張ってくださいました。本当にありがとうございます。テレビ、新聞等で見ると、東奔西走、お疲れじゃないのかなと心配しておりますが、本当にありがとうございます。

それでは、議員発議案第1号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

道路特定財源の暫定税率等については、現在、国会での審議が進められており、廃止を含めたかんかんがくがくの議論がなされております。

そもそも「道路特定財源制度」は、昭和29年に、道路整備を計画的に行うため、道路整備の受益者である自動車利用者に課税し、その税収を道路整備の財源として充当する目的税制度であります。

昭和48年には、立ちおくれた道路を緊急に整備するため、道路特定財源諸税は本則税率を引き上げ、揮発油税で2倍、自動車重量税で2.5倍などの暫定税率とされているところであり、自動車を使用するユーザーが道路の整備費を負担するという理にかなった制度であります。

公共交通機関の発達していない本県においては、車は生活していく上で必需品であります。100人当たりの自動車保有台数を見ても、75.9台と全国平均の59.1台よりはるかに高く、九州では1位、全国でも9位と上位であり、県民は、世帯当たりの道路特定財源の税負担を東京都区部の約2.8倍払っております。

こうして、道路整備は人口の集中している都市部から進められてまいりました。そして、ようやく地方の整備が始まる段階となりました。

ところが、既に道路はもう十分に整備されているとか、道路整備は無駄な公共事業であるという声が聞こえてまいりました。暫定税率を廃止しようというのであります。しかし、本当にそうでしょうか。これは地方の実態を知らない人たちの議論であります。

平成18年4月時点における本県の国県道整備状況を見ますと、国道の整備率は78.6%であり、全国平均の90.8%に比べ大きな開きがあり、全国で44位であります。県道を合わせた整備率も本県は63.8%と、全国平均の73.8%に及びません。国県道すべて、九州の中では最下位という惨たんたるものであります。また、県内の高速道路の供用率は40%しかなく、これも九州では最下位、全国でも43位であります。県民の悲願でもある東九州自動車道が21%、九州横断自動車道延岡線が4%の供用率であり、話にもならないのであります。

ところで、皆さん、現在ある道路特定財源の暫定税率が、もし万一廃止されることになれば、本県において一体どんな事態が生じるか考えたことがありますでしょうか。

本県の道路予算は、平成18年度決算ベースで714億円となっております。そのうち暫定税率等の分が141億円となっております。しかし、単純にその141億円分がなくなるだけではないのであります。暫定税率が廃止されますと、県の手持ちのお金は、一般財源と道路特定財源の本則税率分の合計278億円となります。ほかに歳入としては、国庫補助金と地方債で295億円があるように思いますが、御承知のとおり、これらを使うには、別途自己資金、裏負担分が必要となっております。

ところが、これまでの道路建設に使った借入金の返済が267億円ありますので、手持ち金であ

るところの278億円は、ほとんど借金の返済でなくなってしまうのであります。すなわち、自己資金、裏負担分に充てる分が全くなくなるのであります。つまり、国庫補助事業もできない、起債もできないということになるのであります。新しい道路の建設はもちろんのこと、今、工事を進めている道路も全くできなくなるということでもあります。

それでも必要な道路をつくらうとする場合は、ほかから持ってくるしかありません。福祉や医療、そして教育など、県民生活全体に極めて深刻な影響が生じてくることになるのであります。今の制度を批判するなら、納得できる対案を出していただきたいのであります。

地方に道路はまだまだ必要であります。何十年とやってきた制度を、なぜ今になって廃止しようというのでしょうか。この税は目的税であります。目的をきちんと果たして、廃止するなり一般財源化するなりしていただきたいと思うのであります。

我々の地域には、無尽とか頼母子講とかいったものがあります。月に1回、10人くらいの人が集まって、1人が1万円ずつ出し合います。集まった10万円を今月はAさん、来月はBさんと配ってまいります。ところが、8人目ぐらいまで配ったところで、「もう大体配ったから、この辺で無尽をやめましょう」、そういうことを言ったらどうなりますでしょうか。

本県議会におきましても、これまで何度も道路特定財源の確保について、国に意見書を提出してまいりました。このときには、皆さん賛成であったはずであります。

議員各位におかれましては、ここに至って信念を曲げることなく、趣旨を十分御理解の上、御賛同賜りますよう、よろしく願い申し上



げ、賛成討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。「道路特定財源確保に関する緊急決議案」に対し、反対の立場から討論を行います。

道路が地域経済の活性化や県民生活を支える重要なインフラとして整備される社会資本であることは、言うまでもありません。我が党は、特に交通アクセスが不十分な本県において、東九州自動車道などの高規格道路の建設は必要であり、その財源確保は他の生活道路関連予算の確保とともに優先されるべきものであるとの立場に立ってまいりました。

しかし、これまで道路特定財源の仕組みによって、毎年、国、地方合わせて6兆円もの税金が道路建設にだけ限定され、本来必要な福祉や医療、介護、暮らしの予算は削減しながら、この道路特定財源を使い切るための不要不急の道路建設は膨れ上がってきました。こうした無駄遣いの結果、膨大な財源がありながら、東九州自動車道などの建設が後景に置かれてきたことは否めません。

しかし、政府は、白紙にすると明言していた59兆円にも及ぶ道路中期計画を再び打ち出し、際限のない大型道路建設をさらに推し進めようとしています。その中に、紀伊淡路連絡道路や東京湾港道路など、6本もの長大橋の建設などが含まれています。東京湾には既に東京湾横断道路、アクアラインが開通していますが、当初の想定交通量を大幅に下回る大赤字路線になっています。ところが、さらにもう1本、第二東京湾横断道路を建設しようとしているのが今回の道路中期計画です。まさに際限のない大

型プロジェクトへの大盤振る舞いであり、その財源を保障するのが道路特定財源にほかなりません。

こうした無駄な道路建設、公共事業を見直さない限り、本当に必要な道路整備へ予算を回すことはできませんし、この道路特定財源で不必要な道路をつくり続けることとなります。不必要な大型道路建設を温存しながら、その財源の一部を東九州自動車道に振り向けさせようというのでは、十分な財源確保は困難です。

また、本決議案では、暫定税率の延長をも求めています。本来、地方自治体の財源基盤を再建するには、地方交付税の財源保障・調整機能を強化することこそ必要です。そして何より、道路特定財源の一般財源化を図ることで財源を住民本意に使うことができ、国の責任で、本当に必要な道路整備へ予算を充当させることが可能になってくると思います。

よって、本決議案に示された道路整備促進の財源確保の必要性について理解できるものの、道路特定財源に頼るといふその根本的な手法において、賛意を表明することはできません。

以上、道路特定財源に関する問題点を述べ、一般財源化してこそ、県民の暮らしにも道路整備にも予算を有効に活用できることを強調して、討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕 (拍手) 愛みやざきを代表し、ただいま提案されております議員発議案第1号「道路特定財源確保に関する緊急決議」に対し、賛成の立場から討論を行います。

この問題が、国民的関心をもって国会での最大の争点になっていることは論をまちません。民主党が主張する道路特定財源の一般財源化並びに暫定税率の廃止については、県民所得が220

万円という全国的にも下位に低迷する大変厳しい経済状況にある宮崎の中におきまして、「高騰するガソリンの値段を下げしてほしい」との声が多く、多くの県民から上がっているのも事実であります。

しかしながら、一方では、この制度の廃止によって、道路建設の進捗が著しくおくれることなどを考慮いたしますと、高速道路や主要地方道路の整備率が低い本県、特に高速道の開通を一日千秋の思いで待って待って、待ちわびている県北・県南におきましては、現段階での暫定税率維持及び特定財源確保はもっともだと考えております。

私ども愛みやぎきは、宮崎県議会がこのような決議を行うことは当然だとしても、反対意見が存在するのも事実でありますので、反論しにくい雰囲気をつくることは厳に慎まなくてはならない、自由闊達な討論の場をいつでも設けておくべきだとも考えております。そして、知事や執行部におかれましても、行政の中立性には十分配慮すべきだとも考えております。また、道路特定財源の使途などにつきましても、透明化やルール化を図るべきであるとも考えております。

以上をもちまして、賛成討論を終わります。

(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議員発議案第1号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす22日から26日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分散会

2月27日（水）

平成 20 年 2 月 27 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |           |           |  |
|-----------|-----------|--|
| 知 事       | 東国原 英 夫   |  |
| 副 知 事     | 河 野 俊 嗣   |  |
| 総合政策本部長   | 村 社 秀 継   |  |
| 総 務 部 長   | 渡 辺 義 人   |  |
| 地域生活部長    | 丸 山 文 民   |  |
| 福祉保健部長    | 宮 本 尊     |  |
| 環境森林部長    | 高 柳 憲 一   |  |
| 商工観光労働部長  | 高 山 幹 男   |  |
| 農政水産部長    | 後 藤 仁 俊   |  |
| 県土整備部長    | 野 口 宏 一   |  |
| 会計管理者     | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 企 業 局 長   | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長   | 植 木 英 範   |  |
| 財 政 課 長   | 和 田 雅 晴   |  |
| 教 育 委 員 長 | 江 藤 利 彦   |  |
| 教 育 長     | 高 山 耕 吉   |  |
| 警 察 本 部 長 | 相 浦 勇 二   |  |
| 代表監査委員    | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人事委員会事務局長 | 大 野 俊 郎   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 藏   |  |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |  |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |  |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |  |
| 政策調査課長      | 富 永 博 美   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦   |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |  |

## ◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、47番星原透議員。

○星原 透議員〔登壇〕(拍手) きょうから代表質問、一般質問が始まるわけですが、先発登板となりました、自由民主党会長の星原透でございます。自由民主党を代表いたしまして質問をいたします。

「宮崎をどげんかせんといかん」というスローガンで東国原知事が誕生し、宮崎県が全国から注目と話題を集めた1年間でありました。今後は、このブームを一過性のものに終わらせることなく、県民すべての利益となるように、県経済全体の浮揚、いわゆる県民益の向上、つまり県民所得などの底上げを図っていく必要があると考えます。

ところで、県民は、具体的な数字を掲げたマニフェストに共感し、東国原知事に県政運営を任せただけであります。知事は、115万県民の生命と財産を守るべきトップリーダーであります。その責務は限りなく大きく、県民は、その行政手腕と庶民的感覚に期待をしております。これまで、マニフェストで実現したもの、まだ手つかずのものもありますが、今後、どのように具現化し、約束である目標値をクリアしていかれるのか、真価の問われる1年になると考え

ます。そこで、東国原県政の1年を振り返りながら、県政の現況を検証しつつ、今後の県政のかじ取りと取り組み姿勢などについて、通告に従い順次質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、原油価格の高騰、サブプライムローン問題など社会経済情勢が大きく変化している中で、本県の経済は依然として厳しい状況であります。そのような中、知事は本議会冒頭に、「一刻も早く宮崎県政の再生を果たしたいとの一念で、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを目指して全力で取り組んでまいりました」と述べられました。「県民総力戦」という言葉は、大変響きのよい言葉であります。が、「具体的に何をやればよいのか」という、ちまたの声があることも事実であります。本県のトップリーダーである知事として、宮崎県の将来像をどのように描いて、具体的にどう展開していかれるのか、県が目指す方向、進むべき姿を、県民にわかりやすく示す必要があると思います。そこで、知事就任後、丸1年を経過しての感想、「どげんかせんといかん」でどげんかなったのか。何がよくなって、何の努力が足りなかったのかなど、率直な感想と、今後どのように県政運営に取り組んでいかれるのかお伺いします。

また、知事は就任当初、「マニフェストの検証については、目標の達成状況をかんがみながら、毎年度その進捗状況に応じて、評価と検証を行い、それを県民の皆様幅広く公開していきたいと考えている」と述べられております。マニフェストの検証についてはどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、平成20年度当初予算編成についてであ

ります。

平成20年度の一般会計予算規模は5,590億8,000万円余、昨年度に比較して1.0%減で、7年連続のマイナス予算であります。予算編成に当たっては、平成19年度から始まった第2期の新たな財政改革推進計画を策定され、財政基盤が脆弱であることから大変苦労されたと思います。財政が硬直化している中で、限られた予算をどのように活用していかれるのか、腕の見せどころではなかったのかと考えております。今回、平成20年度の予算編成は、東国原県政にとって初の通年予算であり、知事にとっては、正念場となる2年目の大仕事でもあります。提案理由説明の中で言われました、予算編成の基本方針である「財政改革の着実な実行」「新みやざき創造戦略」に基づく重点施策の推進」「県民目線による見直し・県民総力戦による実行」を基本方針として検討し、「オンリーワンの宮崎を目指して～宮崎再生推進予算」として編成されたようではありますが、どのような感想を持っておられるのか、知事にお伺いをいたします。

ところで、昨年2月議会の知事答弁で、「人件費の総額100億円程度の削減及び投資的経費の100億円程度の抑制とともに、事業の棚卸し、見直しを行いながら、任期中のできるだけ早い時期に、単年度予算ベースで350億円の歳出見直しをする」と言われておりますが、結果として、実質的、本格的な予算編成となる平成20年度当初予算上はどのようになっているのか、知事にお伺いをいたします。

さらに、本県が抱える政策課題に的確に対応するため、選択と集中の理念のもと、「新みやざき創造戦略」に基づく施策のうち、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設

産業対策を、特に重点的に推進すべき施策、いわゆる平成20年度重点施策として措置されたということでもあります。そこで、各部のメーン、柱となる事業の目的と、その事業を行うことによってどのような成果と効果が県民生活にあらわれてくるのか、総合政策本部長、総務部長、地域生活部長、福祉保健部長、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、行財政改革の取り組み状況及び今後の財政運営の見通しについてであります。

御案内のとおり、本県の歳入の4割近くが地方交付税等で賄われており、脆弱な財政基盤の状況であります。県では、平成15年12月に策定された宮崎県財政改革推進計画に基づき、3年間にわたって緊急財政改革に取り組んでこりましたが、計画策定後、三位一体改革により、地方交付税などの大幅な削減や社会保障関係費の増大、台風災害による財政支出などがあり、財政状況は一段と厳しさを増してまいりました。このため、平成19年3月、新たな財政改革推進計画を策定され、また同年6月に、新たな財政改革プログラムとして盛り込まれた「宮崎県行財政改革大綱2007」を策定されたところであります。財政面で言いますと、短期的には、財政再建団体への転落を回避するため、多額の収支不足を圧縮する対策を集中的に実施され、中長期的には、将来世代への負担軽減のために県債残高を減少に転じさせるとともに、持続的に健全性が担保される財政構造への転換に向けた取り組みを推進されるとのことでありました。

ところで、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなどの財政改革を講じられたにもかかわらず、平成20年

度予算は、前年度に比べると30億円多い286億円もの収入不足が生じることとなり、この収入不足を基金の取り崩しで補充した結果、平成20年度末の基金残高は、213億円という低い水準となる見込みであります。これからも収支不足が生じるとすれば、財源の不均衡を調整する機能を果たすべき基金は、来年度には枯渇するということとなります。そこで、平成20年度当初予算案において大綱で示された財政構造改革がどの程度進展しているのか、知事にお伺いします。

今後とも、本県財政はますます厳しさの度を増していくことが予想されますが、私は、本県の経済を活性化していくためには、前向きに萎縮することなく、県勢の発展につながる施策に積極的に取り組むことが必要であると考えております。今後の財政運営の見通しをどのように考えておられるのか、知事にお伺いします。

次に、平成20年度重点施策についてお伺いします。

まず初めに、子育て支援対策についてであります。平成18年の本県の合計特殊出生率は1.55と、沖縄県に次いで全国2位であります。依然として少子化の進行は深刻な状況であり、私の住んでいる地域でも、子供のいない集落が発生するようになりました。そのような中、県では、平成17年に策定された「次世代育成支援宮崎県行動計画」や「新みやざき創造計画」において、重点的に推進すべき戦略の一つとして、子育て支援体制の充実を掲げられております。子育て支援・少子化対策については、男女の出会い、結婚、出産、育児という一連の中で、それぞれの支援策を考える必要があります。また、実際に困っているのか、どうしてほしいのかなど現場の声を十分に聞いて、対応策、具体的な

方策を検討することが肝要であると考えます。そこで、平成20年度重点施策の柱の一つであります子育て支援対策に、どのように取り組まれるのか、知事にお伺いをいたします。

また、安心して子供を生み、育てる社会づくりは、国を挙げて取り組むことが必要であり、国策として行うべきであります。特に、来年度から拡充される乳幼児医療費助成制度等に伴う県費については、国費補助か地方交付税措置を要望すべきであると考えますが、国の動向についてどのように把握されておられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

次に、植栽未済地対策についてであります。本県は県土面積の約76%が森林であります。森林は、木材の供給はもとより、県土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止など、私たちの生活に欠くことのできない多くの機能を有しております。しかしながら、木材価格の長期低迷、あるいは林業後継者の不足や高齢化などにより、伐採後3年以上経過しても植林することなく放置されている森林、いわゆる植栽未済地が現在約2,000ヘクタールあるということであり、戦後の拡大造林により、県内では伐期を迎えた森林が今後ますます増加する状況にあり、これに伴い植栽未済地がふえることも予想され、伐採跡地の崩壊などによる森林の公益的機能の低下が懸念されております。平成20年度の重点施策の柱の一つとして、植栽未済地対策を掲げておられますが、どういうところに重点を置かれたのか、知事にお伺いします。

また、さきの議会答弁で知事は、「この既存の約2,000ヘクタールの植栽未済地を3年で何とかしたい」とおっしゃいました。これは新たな雇用対策になるのではないかと考えます。現在、倒産、廃業などに追い込まれている建設業

者に対して、何とかその事業へ転換できないものか。可能になれば、造林、下刈り、間伐と、10数年継続して仕事ができることとなります。建設業者の失業対策という観点からとらえることができないか、環境森林部長にお伺いいたします。

重点施策の3つ目、建設産業対策等についてであります。建設産業は、地域の振興・活性化や雇用を支える基幹産業として地域経済の発展に大きな貢献を果たしており、また、災害時の応急・復旧対策においても、地域の安全・安心の中核的な存在として重要な役割を担っております。このような中、近年の公共工事の大幅な減少により、公共事業費はピーク時の約50%以上にまで落ち込んでいる状況に加え、急激な入札・契約制度改革により、平成19年の建設業者の倒産件数は55件と、前年度の23件の約2.4倍にまで増加しております。また、倒産業種全体から見ても、半分が建設業であり、倒産した建設業に常時従事していた方が620人にも上り、日雇いの方を入れると、当然もっとふえるものと考えます。経営と技術にすぐれた建設業者も、工事量の減少と一般競争入札の拡大に伴う過当競争で経営環境が急速に悪化し、厳しい状況に追い込まれていると聞いております。また、農業や福祉事業など新分野に進出しようと思っても、経営面や資金面で思うように進まないという声も上がっております。このような実態を当然把握されていることとは存じますが、平成20年度重点施策の柱の一つであります建設産業対策に、どのように取り組まれるのか、知事にお伺いします。

また、一連の入札・契約制度改革の影響をどう分析し、今後どのように対応していかれるのか、県土整備部長にお伺いします。

次に、景気対策についてであります。

内閣府が発表した平成17年度の県民経済計算によりますと、本県の1人当たりの県民所得は221万2,000円と、前年度と比較して0.4%の減であり、全国平均304万3,000円には遠く及ばず、全国で44番目と相変わらず下位グループであります。前年度と比べ下がったのは、本県を初め大分、香川、徳島、高知、鳥取及び岩手など7県であり、その他の40都道府県はふえております。上位は東京で477万8,000円と、宮崎の倍以上の所得であります。また、外需主導の景気回復を反映し、自動車や電気機械、鉄鋼など輸出向け製造業の立地する都道府県の所得が伸び、九州では福岡、佐賀、熊本の伸び率が全国平均を上回り、地域間の格差はますます拡大する一方であります。本県の産業別の県内総生産額を見ますと、前年度額から大きく減少しているのは、木材価格の低下や林業経営費の増加による林業と、海面漁業の減少による水産業、及び食料品、電気機械の減少による製造業、そして公共工事の減少による建設業などであります。この県民所得は、一概に個人の所得水準をあらわすものではありませんが、企業利潤なども含んだ県の経済全体の所得水準であり、伸びず努力をしていく必要があると考えます。そこで、平成20年度当初予算では、どこの部分が県民所得向上対策及び景気対策となっているのか、知事にお伺いします。

次に、企業誘致の現状と促進対策についてであります。

企業の経済活動が好調な地域である東京、神奈川、大阪、愛知など、都市と地方との経済格差はますます広がってきております。そのような中、即効性のある経済対策は、やはり企業誘致であります。企業誘致は、新たな雇用の創出



だけでなく、関連産業の進出、地場企業との取引拡大が見込まれるなど、本県経済の活性化に大きく寄与するものであります。また、多くの企業が立地すれば、企業からの税収増による自主財源の増加や、県民所得の向上にもつながるものと考えます。県においては、知事を本部長とする企業立地推進本部を庁内に設置し、全庁的な推進体制を整備され、個別企業へのトップセールスに加え、知事みずからが本県の立地環境をプレゼンテーションする企業立地セミナーを東京、名古屋、福岡で開催され、好評だったと聞いております。昨年策定された「新みやざき創造計画」においても、4年間に新規立地企業100社の実現を目標に掲げられておりますが、自治体間競争が激化する中、なかなかすぐに効果があらわれてこない状況であります。本県が全国から大きな注目を集めている今日、二の矢、三の矢の促進対策を繰り出すことが重要ではないかと思えます。そこで、今年度から企業立地促進補助金の最高限度額を50億円に引き上げられましたが、企業の反応はどうか。企業立地セミナーでの状況や、実際に相談件数などが多くなったのか、知事にお伺いいたします。

また、成長の見込める業種、半導体・デバイス産業、自動車産業、コールセンターなどの情報サービス産業、太陽電池等の新エネルギー、バイオ、食品製造業、医療関連企業などを中心に誘致活動を進めるということでありましたが、現在の企業誘致の状況と来年度実施する具体的な促進対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、雇用対策についてであります。

昨年「経済財政白書」では、「日本経済は戦後最長の景気回復を続けている一方、広がる所得

格差を放置すれば国民生活水準が低下する」と、パートや派遣社員などの増加や格差問題を取り上げ、今後の経済に与える影響を分析、警鐘を鳴らしているものであります。そのような中、国の雇用情勢を見ますと、有効求人倍率の全国平均は昨年の12月時点で0.98倍と、1倍台は下回ってはおりますが、厚生労働省は、「中小企業に人手不足感はあるものの、原油高などによる収益圧迫で採用を手控えている」と発表しております。一方、本県の有効求人倍率は0.62倍であり、依然、全国平均に比べると厳しい雇用環境であり、特に新規学卒者等の若者や中高年齢者などの一層の雇用対策の推進が求められております。そこで、景気の回復、さらなる雇用の安定・確保に向けて、来年度予算でどのように取り組まれるのか、知事にお伺いします。

また、宮崎労働局資料によりますと、昨年12月時点における、ことし3月卒業予定者の就職内定率は、高校卒業予定者が85.7%、大学等卒業予定者が64.1%であり、昨年同期と比べますと、高校卒業者で3.2ポイントのアップ、大学等卒業予定者で3.5ポイントのダウンとなっております。元気が出る宮崎にするためには、何よりも若者の雇用率をアップさせることだと考えますが、この状況をどう分析され、今後の雇用対策にどのように取り組まれるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

次に、物流対策についてであります。

本県は大消費地である都市圏から遠隔地にあるため、農産物を初めとする県産品の品質向上はもとより、輸送コストを引き下げることが競争力を高めることとなります。また、企業立地の促進などによる県内産業の活性化を図るためにも、物流体制を整備し、物流の効率化を図る

ことが大変重要であります。しかしながら、県内の状況を見渡しますと、原油価格の高騰による輸送コストの増加等により、物流を担う陸・海・空の流通関係業者は大変厳しい状況であります。そのような中、県においては、京浜航路の休止後、関東向け航路の再開に向けて、関係事業者への働きかけを行い、定期貨物船「南王丸」の細島寄港が開始されることになり、県北地域から関東方面へ県産品を直接輸送できることになりました。ただし、運航便数や所要時間の問題があり、今年度の新規事業により、南王丸を利用する運送事業者に対する助成や農産物輸送の実証試験を実施されたとのことでもあります。この事業を行ったことでどのような効果があったのか。また、運航会社に対する増便やダイヤ改正など本格的な関東向け航路の開拓がなされたのか。さらに、来年度どのような事業を展開していかれるのか、地域生活部長にお伺いします。

なお県では、庁内に関係部局間連携のもとで「宮崎県物流協議会」を設置し、民間事業者の実情も十分把握しながら、物流対策に取り組んでおられるところであります。今まで何回もこの問題については指摘しておりますが、以前の議会答弁では、「首都圏、大消費地からの帰り荷の確保など諸課題に対するために、分野横断的な物流専門組織の設置について研究する」とのことでありました。これまでの研究の結果、来年度はどのように取り組まれるのか。さらに、本県だけでなく、物流の問題を南九州全体でとらえ、県域を越えた物流面での連携についてどのように考えておられるのか、あわせて知事にお伺いいたします。

次に、農業の振興について、3点お伺いします。

まず1点目は、農家の所得向上対策についてであります。本県の基幹産業であります農業については、平成18年の農業産出額が3,211億円と全国第5位になったところであり、全国屈指の食料供給県としての地位を不動のものにしたのは、先人たちの知恵と努力のたまものであり、また、農業の担い手が意欲を持って農業に取り組むことで、食料の安定供給、自給率の向上並びに豊かな地域づくりにつながり、本県全体の振興にも寄与するものであります。さて、現在問題となっている中国製冷凍ギョーザ中毒事件等を見てもわかるとおり、「世界の工場」と言われる中国からの食品輸入が多い日本にとって、不安は高まる一方であります。その上、我が国の食料自給率は39%と、主要先進国の中で最低の水準であり、食料を他国に任せるといふ、食品安全保障の面からも憂慮すべき事態であり、国全体での食料自給率のアップに向けた取り組みが重要であると考えます。そのような中、食料自給率を高めていくためには、地産地消を進めていくとともに、農業所得の向上を図っていくことが必要であると考えます。そこで、農家の所得向上対策についてどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

2点目は、飼料価格高騰対策についてであります。原油価格の高騰による輸送コストの増大や、バイオ燃料の需要増に伴うトウモロコシを主原料とする配合飼料価格が、この1年半で約4割も上昇するなど、本県の畜産農家の経営に極めて大きな影響が出ております。そのような中、県においては、稲わら確保等による粗飼料の増産対策や飼料米の利活用などに取り組んでおられるところであります。先日、政府・自民党では、飼料価格の高騰に苦しむ畜産農家の支

援策として、平成20年度の畜産対策費を前年度比632億円にふやすことで最終合意があったと聞いております。今後、国の動きを注視しながら、飼料価格高騰対策にどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いします。

3点目は、農産物を生かした加工対策についてであります。燃油や飼料高騰にあえいでいる農業者に対する所得の向上、及び今後の本県農業の振興を考えますと、農産物をそのまま市場に供給するだけではなく、素材のよさを生かした付加価値の高いものに加工し、供給する体制を構築することに、積極的に取り組むべきであると考えます。生産から加工し、直接、消費者へ販売するというシステム、いわば卸売や仲買を通さず、流通過程のマージンを省き、生産者にも利益が還元できるという仕組みづくりができないもののでしょうか。

また、大消費地から遠隔地にある本県が大都市近郊の生産地との競争に打ち勝つためには、鮮度を保つ技術が大事であります。真空パックや冷凍保存などの研究開発を行い、とれたままの状態をキープし、鮮度、味を落とさず、消費者ニーズに合った安全・安心なもの売り込むことが重要ではないかと考えます。そこで、県内の農産物などを用いた食品開発に関する研究や企業との共同研究等を行っている県食品開発センターの活動状況、並びに本県の農産物を活用した付加価値の高い商品開発にどのように取り組まれていくのか、さらに、生産から加工、販売に至る一連のシステム構築に向けて取り組む考えはないのか、商工観光労働部長及び農政水産部長にお伺いします。

次に、道路特定財源の確保についてであります。

道路特定財源制度は、受益者である自動車利

用者が道路整備の費用を負担するという合理的な制度であり、計画的に道路整備を推進するための財源を安定的に供給するという重要な役割を担ってきたところであります。県内の道路事業費を平成18年度決算ベースで見ますと、約850億円のうち約8割である670億円が道路特定財源で占められ、そのうち暫定税率分が半分を占めております。本県では、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高速道路の供用率が40%、国県道の改良率が約64%と、ともに九州では最下位であり、当然、全国でも下位のほうであります。地域を活性化し、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、体系的な道路交通網の整備が必要であります。我々県議会も、これまで何度も道路特定財源の確保について国に意見書を提出してまいりました。地方、特に宮崎の場合は、県民の悲願であります東九州自動車道、九州縦貫自動車道延岡線、都城志布志道路などの地域高規格道路の整備がようやく緒についたばかりであり、さらに、国県道などの整備がまだまだ必要なのであります。知事は、みずから地方の代表として頑張っておられますが、いよいよ佳境に近づいております。そこで、道路特定財源暫定税率に関する基本的な考え方及び廃止された場合の影響、さらに今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

次に、カジノに関する知事の見解についてお伺いします。

県議会では、平成13年3月、「カジノ合法化を求める請願」を採択し、翌年6月には、宮崎県新地域活性化促進問題研究会及び宮崎市議会が、「カジノ合法化についての要望書」を内閣総理大臣を初め関係省庁、国会議員に提出しております。カジノは、刑法第185条及び第186条

の「賭博及び富くじに関する罪」において、賭博行為が禁止されております。カジノの設置については、法改正が必要であり、法的整備が問題となっている状況であります。しかしながら、先日の新聞報道において、カジノを合法化するためのカジノ法案の成立に向けて、自民、民主両党は今後協議を重ね、来年の通常国会にも議員立法で提出、成立を図りたい考えだということでもあります。聞くところによりますと、今年度、沖縄県では、観光商工部観光企画課にカジノ担当職員を2名配置し、昨年8月には有識者でつくるカジノ検討委員会を発足し、カジノを導入した場合の課題や対応策について検討しているとのことでもあります。また、同じく昨年8月に、長崎、福岡、佐賀の経済関係者を中心に研究会を発足したやに聞いております。以前、全国に先駆け、本県を含む6都府県で「地方自治体カジノ協議会」を設置した経緯もあります。私は、今後、景気や雇用など経済効果の面と自主財源確保の起爆剤として、カジノの制度化に向けて積極的に取り組むべきだと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

次に、県立病院事業における中期経営計画の進捗状況と今後の見通しについてであります。

少子高齢化を初め、医療の高度化や専門化の進展、医療制度の改革など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、経営状況も大変厳しくなってきております。そのような中、県立病院が、全県レベルあるいは地域の中核病院として、今後ともその使命と役割を果たしていくためには、思い切った経営改革に取り組むことが喫緊の課題であります。病院局が発足した平成18年8月に、平成22年度までの5カ年の経営指針である中期経営計画を策定され、これまでの単年度30億円を超える赤字経営の状況から、

5年後には単年度で黒字化を目指すという思い切った改革案を打ち出されました。平成18年度決算で計画を上回る約14億円の収支改善が図られ、今年度の平成19年度決算見通しでは、さらに約6億円近くの収支改善ができるとの見通しを公表されております。赤字額が4病院合計で約10億円少々まで圧縮するとのことであり、2年前に比べますと約20億円強もの大幅な改善となるようであります。そこで、これまでの経営改善の取り組みについてどのように総括しておられるのか。また、平成19年度の収支改善の見通しについて、どのような点から達成可能とされておられるのか、病院局長にお伺いします。

さらに、改革3年目である平成20年度の収支見通しについて、どの程度の改善を図り、収支をどこまで持っていかれようと考えておられるのか、あわせてお伺いいたします。

最後に、教育行政についてであります。

先般、文部科学省は、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、学習指導要領の改訂案を発表しました。現行版の理念である生きる力、いわゆる基礎基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、みずから課題を見つけ、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、また、みずからを律しつつ、他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などは、そのまま引き継がれております。しかしながら、ゆとり教育による学力の低下が問題となる中、基礎的・基本的な知識の習得や思考力・判断力等の育成、学習意欲の向上など、確かな学力を確立するための時間確保により、総授業数と学習内容がふやされたのであります。そこで、今回の改正をどのように受けとめておられるのか、教育長にお伺い

します。

また、教育長は、平成16年4月に就任され、4年間の任期を迎えられるところでありますが、知・徳・体の調和のとれた健やかな子供の育成を目指し、中高一貫校の新たな設置や、高等学校等の再編整備などに鋭意取り組んでこられました。これまでの4年間の思いと、今後の宮崎の教育のあり方、人づくりなどについて、あわせてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

まずは、就任1年を経過しての感想等についてであります。本当にあつという間の1年だったと思います。振り返ってみますと、何と申しましても、これとって行政経験、政治経験がない私を支えてくださった県職員の皆さんや、御理解、御協力をいただいた議会の皆様、そして県民の皆様に心から感謝を申し上げたいと思っております。

この1年は、まずはマニフェストを踏まえた「新みやざき創造計画」を策定しまして、その中で「日本の原点 時代の起点 創造みやざき」という基本目標を掲げさせていただきまして、さまざまな施策を展開してきたところでございます。このほか、入札・契約制度改革や事業仕分けなど、行財政改革についても着実に進めることができたと思っております。また、宮崎の知名度の飛躍的な向上が図られまして、県産品の売り上げとか観光客の増加につながったことは成果であったと考えております。しかしながら、企業誘致や交通網の整備、さらには中山間地域対策や子育て・医療対策など、問題、課題は山積しており、これらの解決にはある程

度の時間を要するものと考えております。今後とも、県民総力戦のもと、県民の皆様の声にしっかりと耳を傾けながら、「宮崎に生まれてよかった」「宮崎に住んでよかった」と実感できる新しい宮崎の実現に向けて、日々全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、マニフェストについてであります。マニフェストは、私の県政運営の根幹にあるものであり、県民の皆様とお約束した事柄であります。それだけに、その検証というのはしっかりとやっていきたい、そして県民の皆様にも包み隠さず明らかにしてまいりたいと考えているところでございます。しかしながら、マニフェストは任期4年間を見通したものでありまして、この1年の評価につきましては、取り組みがまだ緒についたばかりであるということから、自分としては、まだ評価するには時期尚早かなという考えでおります。したがって、任期の折り返し地点である2年を終えた時点で、客観的な立場から外部に評価をお願いしたいと考えております。

続きまして、予算編成についての感想であります。平成20年度当初予算編成は、私にとって初の通年予算という本格的な予算編成でありましたので、私のマニフェスト達成に向け、19年度の肉付け予算では盛り込むことのできなかった事業や、中山間地域・植栽未済地対策等の3つの重点施策を中心に、積極的に取り組むことといたしました。しかしながら、19年度地方財政対策等の影響などにより、収支不足額が中期財政見通しの264億円から386億円にまで拡大するなど、本県の財政状況はさらに厳しさを増しており、大変苦しい予算編成を強いられたところでございます。このような大変厳しい財政状況ではありましたが、第2期財政改革推進計画

に基づき、さらなる事務事業の見直し等を進めるなど財源捻出に努めることにより、3つの重点施策を初め、本県が直面する喫緊の課題に対応した優先度及び重要性の高い事業につきましては、しっかりと措置することができたのではないかと考えております。

続きまして、350億円の歳出見直しについてであります。第2期財政改革推進計画では、職員数の削減等による人件費の見直しや投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し等により、平成21年度には、平成18年度と比較して350億円の歳出見直しを達成する見込みを立てております。平成20年度当初予算におきましても、この計画を踏まえ、公共事業のシーリングの設定や事務事業の見直し等に取り組んだところであり、第2期財政改革推進計画の取り組み内容につきましては、ほぼ見込みどおり推進できたと考えております。

続きまして、財政改革の推進状況についてであります。20年度当初予算におきましては、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、歳入確保対策により、一般財源ベースで100億円の削減を行いました。これは、第2期財政改革推進計画における当初予算編成時の収支不足圧縮額目標と比較して、約38億円の積み上げとなっておるところでございます。しかしながら、19年度地方財政対策の影響や20年度の税込減等により、最終的な収支不足額は286億円となり、20年度末の基金残高も213億円程度となる見込みでありますので、今後とも財政改革に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、今後の財政運営の見通しについてであります。本県の財政状況は、三位一体の改革等による地方交付税の大幅な削減や台風災

害による予想外の財政支出等に加え、今後、社会保障関係費や公債費の増等が見込まれておりますので、将来に禍根を残さないためにも、財政改革をさらに着実に推進し、持続可能な財政構造へ転換していくことが重要課題と認識しております。一方で、本県が抱える政策課題に的確に対応していくために必要な施策につきましては、積極的に展開していく必要があると考えております。このため、今後も財政改革を着実に推進し、財源の捻出に努めながら選択と集中の理念のもと、優先度の高い施策や事業にはしっかりと取り組み、県勢の発展を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、子育て支援対策についてであります。子供は社会全体の宝であります。若者が出会い、結婚し、子供を産み、健やかに育てていける県づくりは、私の県政運営の大きな柱でございます。このため、20年度当初予算におきましては、厳しい財政状況ではありますが、子育て支援対策を重点施策に位置づけ、思い切った予算措置をすることとしたところでございます。中でも乳幼児医療費助成制度につきましては、入院外の助成対象年齢を、これまでの3歳未満から小学校入学前まで拡大し、入院・入院外とも小学校入学前までの乳幼児に対し助成を行うことといたしました。また、地域のきずなや近所づき合いを活用した子育て支援の取り組みに対する助成事業を実施し、地域における持続的、自立的な仕組みづくりを促進することとしております。さらに、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化に対応するため、独身男女の出会いの機会づくりとなる取り組みを支援してまいります。これらの新たな事業推進を含め、少子化対策を担う組織として、「こども政策局」を本年4月に設置することとしており、

この組織を中心に、全庁を挙げて本県の子育て対策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、植栽未済地対策についてであります。これからの森林づくりは、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、適地適木を基本として、杉の人工林だけでなく広葉樹林の造成など、健全で多様な森林づくりを進めていくことが重要であると考えております。このため、植栽未済地対策につきましては、現在の約2,000ヘクタールの早期解消と新たな発生の抑制を柱として、総合的な対策を講じることとしたところであります。まず、有利な補助事業による造林や森林環境税を活用した広葉樹の造林などにより、現在の植栽未済地を3年間でゼロにすることを目指すとともに、県単独による補助率のかさ上げにより計画的な再造林を推進し、新たな植栽未済地の発生を抑制することとしております。また、適正な伐採や植栽に対する指導の強化や、長伐期施業の普及促進にも取り組んでまいります。森林はかけがえのない県民共有の財産でありますので、森林所有者や市町村等との連携はもとより、県民の理解と協力を得ながら、県民総力戦で50年先、100年先を見据えた森林づくりに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、建設産業対策についてであります。社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つであります。しかしながら、近年の建設投資の大幅な減少に加え、一般競争入札の導入など入札制度改革により、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となっております。このため、技術と経営にすぐ

れた建設業者が伸びていける環境づくりなど、県内建設産業の健全な発展を図るため、総合的な対策を講じてまいります。まず、経営相談や新分野進出セミナーを引き続き実施するほか、新分野での事業定着をより一層促進するため、初期経費に対する補助限度額を大幅に引き上げることといたしました。また、専門家で構成された支援チームによる助言を行うとともに、新たに「建設産業等支援貸付」を創設し、建設業者等の経営基盤強化や新分野進出を支援してまいります。このほか、地域企業育成型の総合評価落札方式を導入し、技術力や地域貢献度の高い地元の業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域の建設産業を育成してまいりたいと考えております。

続きまして、県民所得の向上対策等についてであります。私は、知事就任当初から、「産業振興と雇用の拡大なくして宮崎の再生なし」と考えており、「新みやざき創造計画」において「経済・交流」拡大を大きな柱の一つに位置づけるとともに、平成20年度当初予算案におきましても、産業振興に係る各種事業を積極的に盛り込んだところであります。例えば農林水産業につきましては、県と市町村が拠出する基金による山間地域の農業活性化の取り組み支援や、植栽未済地解消を通じた森林・林業の活性化、また、新産業創出の取り組みとして、農業と医療の連携によるバイオメディカル産業の創出、さらには、県民総力戦による「おもてなし日本一」の観光地づくりなど、より効果的な事業展開を図ることとしております。また、全国的に見て製造業のウエートが低い本県にとりまして、直接的な経済効果、雇用効果をもたらす企業誘致は、産業振興施策の中心的取り組みであります。このことから、来年度は新たに「企業

立地推進局」を設置し、また、知識・人脈が豊富な民間企業経験者から成る企業誘致専門員を新設するなど、誘致活動のさらなる充実強化を図ることとしており、私も積極的に前面に立って、1件でも多くの誘致を実現したいと考えております。

なお、公共事業につきましては、新直轄分や、県内中小建設業者に関係の深い県単独の維持管理経費を、5%削減というシーリングの対象外としたところであり、災害復旧費を除く投資的経費は前年度比3.3%減と、国や地方財政計画と同程度になっております。今後とも、このような幅広い産業振興の取り組みを柱としつつ、経済・交流活動の基盤である交通網の整備等も着実に進めることにより、本県経済を活性化させ、働く場の確保と県民所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、企業誘致活動に対する企業の反応についてであります。企業誘致につきましては、本年度、企業立地促進補助金の最高限度額を九州最高額に引き上げたほか、東京、名古屋、福岡で企業立地セミナーを開催するなど、さまざまな取り組みを行ったところでありますが、企業の皆様には、本県の企業誘致に対する熱意、意気込みを大きくアピールできたものと考えております。この結果、企業立地セミナーに参加した企業が本県立地を決定した成功例も出ておりますし、県外の産業団体や企業による本県視察が増加するなど、本県に対する企業の関心が高まっていることを実感しております。今後とも、私が先頭に立った誘致活動に積極的に取り組み、1件でも多くの企業立地に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、雇用の安定・確保対策についてであります。雇用の安定・確保を図るために

は、ただいま申し上げましたような企業誘致等による雇用創出に努めるとともに、地域特性を生かした雇用対策の強化を図る必要があると考えております。このため、昨年10月に県北地域雇用開発計画を策定し、国の支援措置の対象地域としたところでありますが、現在、県南や西都・児湯など4地域につきましても、計画策定を進めているところであります。また、県北、県南など3地域においては、地域の関係機関・団体と雇用対策連絡会議を設置し、市町村の自主的な取り組みを促しながら、新たな雇用創出施策の検討を行っているところであり、今後、県西地域においても、このような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、雇用推進員を新たに配置し、企業訪問の拡大による雇用の掘り起こしやフォローアップ、商工団体との連携による各種事業の普及啓発等にも取り組むことといたしております。今後とも国や関係機関と連携しながら、若年者から高齢者まで、県民の皆さんの多様な就業ニーズに応じた就労支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、物流対策についてであります。農産物を初めとする県産品の競争力向上や、企業誘致の推進等による県内産業の振興を図る上で、物流対策の強化は大きな課題だと考えております。このため、つい先日、関係する庁内の所属長を集め、物流対策の強化について議論をいたしました。効果的な対策を進めるためには、農産物や工業製品などそれぞれの産品、製品に応じた専門的な対応を行うことが重要であると考えているところであります。一方、物流問題は、低コスト・大量輸送が可能な海上輸送や鉄道輸送の充実、あるいはモーダルシフトの推進など、各産業分野に共通する課題も多い



ことから、庁内関係課で構成する物流協議会を積極的に活用して、今後とも全庁的な取り組みを強化していきたいと考えております。

また、県域を越えた連携につきましては、隣県からの輸送も視野に入れた効率的な物流ルートの確保も必要だと考えますが、まずは県内からの輸送手段を利用することで、輸送力の維持充実を図る必要があると考えております。

続きまして、道路特定財源についてであります。本県は、高速道路の空白地帯であり、国県道の整備水準も著しく低い状況にあります。福祉・救急医療・災害対策など、命の根幹となる道路交通基盤の整備を、せめて全国水準までは引き上げたい、そのためには、現段階では、暫定税率を延長し、安定的かつ継続的な道路整備財源を確保することが必要であると考えております。もし仮に暫定税率が廃止されれば、高速道路の全線供用の見通しが全く立たなくなるばかりか、新たな国県道の整備着手はもちろんのこと、整備中箇所事業継続も困難となります。さらに、維持補修や老朽化する道路構造物への対応ができないなど、危機的な状況になると考えております。したがって、結果的に道路予算以外の予算を充当せざるを得なくなり、福祉、医療など他の分野に多大な影響を及ぼすと危惧しております。このようなことから、先日の公開討論会や総決起大会、さらには要望活動などにおいて、宮崎の実情や暫定税率延長を訴えてまいりましたが、今後も引き続き、関係団体等とも協力しながら、さまざまな機会をとらえて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、カジノの制度化についてであります。カジノにつきましては、観光資源として非常に大きな集客力を有しているほか、厳しい

財政状況にある地方において新たな財源の確保が見込めるなど、プラス面での効果が期待される一方で、青少年に対する悪影響や治安の悪化などの懸念が指摘されておりますので、さまざまな面からの検討が必要であると考えております。現在、国レベルでは、自民党カジノ・エンターテインメント検討小委員会において、制度化に向けた議員立法の取り組みに新たな動きが出てきていると伺っておりますので、県といたしましては、地方自治体カジノ協議会とも連携しながら、より一層、情報収集に努めるとともに、しっかりと制度化を図られるよう、必要に応じ、国に働きかけてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総合政策本部長（村社秀継君）〔登壇〕 お答えいたします。

平成20年度当初予算案における総合政策本部の主要事業についてであります。平成20年度当初予算につきましては、総合計画に掲げる新しい県づくりの基本目標「日本の原点 時代の起点 創造みやざき」の実現に向け、積極的な施策展開を図るための予算編成がなされたのではないかと考えております。

総合政策本部では、重点施策の中山間地域に資する事業として、「中山間地域活力再生事業」を計上いたしております。この事業は、過疎化・高齢化が急速に進む中山間地域に対し、各部局事業との効率的な連携を図りながら、コミュニティビジネスの創業支援、あるいは行政と住民が連携した地域再生計画の立案・推進の支援など重点的、総合的な支援を行い、中山間地域の再生を図るものであります。中山間地域の活力再生の効果は、単に当地域内にとどまらず、地域づくりの成功事例として他地域の啓発にもつながるなど、県全体の活性化にも寄与す

るものと考えております。

次に、「みやざき総合PR推進事業」についてであります。知事の積極的なPR活動により、本県は全国的に非常に注目度の高い状況にあります。今後は、この宮崎ブームを一過性のものに終わらせることなく、高水準で維持し、さらに定番・定着化させるため、戦略的なPR施策の検討やメディアを活用した取り組みの企画・実施、さらには、本県情報のさらなる発信を図ることとしております。これらのPR事業等を効果的かつ総合的に展開することにより、本県の知名度を定番・定着化させることができ、また、県民の自発的な情報発信活動を促進することにより、県民総力戦の推進にも寄与するものと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

総務部の重点推進事業についてであります。防災関係として2つの事業を計上いたしております。1つ目は、地域防災力向上促進事業であります。この事業は、防災意識の高い自主防災組織が行います消火器や発電機などの防災資機材の整備について補助することなどによりまして、各地域のモデルとなる自主防災組織を育成するとともに、一方で、自主防災組織が未結成である自治会や活動が低調な自主防災組織に対して、地域防災力向上に重要な役割を担います防災士を派遣し、新たな組織の結成や活性化を促進するものであります。

2つ目は、「消防広域化等体制強化促進事業」であります。この事業は、消防力の強化を図るために行う市町村消防の広域化や、消防本部のサービスを受けることができない、いわゆる消防非常備町村の常備化を促進するととも

に、市町村が実施する消防防災力強化のための資機材等の整備や、都道府県間の災害時の相互応援組織であります緊急消防援助隊の体制強化に対する支援を行うことを目的としております。これらの事業の推進によりまして、地域や市町村における消防防災力が一層強化され、災害に強い安全・安心な地域社会づくりに貢献できるものと思っております。以上であります。

〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えいたします。

平成20年度の地域生活部の当初予算についてであります。地域生活部といたしましては、県民生活に直結する分野を担当する部局として、県民との協働や地域づくりに力点を置いた予算編成を行い、重点施策関連では2つの新規事業を予定しております。まず、「個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業」は、新みやざき創造計画による県づくりを推進するため、市町村と地域住民とが一体となった地域づくりの取り組みを支援するものであります。例えば、地域の農産加工グループにおける新商品開発や、行政と住民が連携した子育て支援など、資源や特性を生かした独自の地域づくりを支援することにより、県民総力戦による地域の活性化を図るものであります。また、「宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業」は、自然や文化、農林水産物など地域の宝を活用した交流・体験機会を提供することで、独身男女の出会いの場を創出し、地域のすぐれた資源の再発見や交流人口の拡大など、過疎地域等の活性化を図るものであります。このような事業を行うことによりまして、中山間地域の地域づくりに積極的に取り組んでまいることとしております。

次に、関東向け航路についてであります。ま

ず、「南王丸」利用者に対する助成事業につきましては、運送事業者や船会社の感触もよく、運送事業者が助成終了後も乗船を継続しており、南王丸の利用率が上がっていることから、一定の効果はあらわれているものと考えております。

また、南王丸を利用して農産物輸送を行う実証試験については、事業主体であるJA宮崎経済連と、県及び川崎近海汽船との連携のもとで実施され、課題の整理が行われているところであります。しかしながら、南王丸の増便には、さらなる利用の促進が必要な状況にありますので、来年度におきましても、助成事業を引き続き実施しますとともに、農産物の輸送につきましても、実証実験を継続することとしております。今後とも、船会社に対する増便等の働きかけを行うなど、関東向け航路の輸送力拡充に向けて、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○福祉保健部長（宮本 尊君）**〔登壇〕 〇お答えします。

まず、福祉保健部の平成20年度当初予算における主要事業についてであります。福祉保健部は、平成20年度において、子育て・医療対策を特に重点的に推進してまいります。まず、子育て対策につきましては、「子育て支援乳幼児医療費助成事業」により、乳幼児医療費の助成対象を小学校入学前まで拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることとしております。次に、医療対策としましては、医師の確保、とりわけ医師不足が深刻な小児科医の育成確保や小児救急拠点病院の整備などを柱とする「こども医療圏プロジェクト推進事業」を実施いたしまして、地域医療提供体制の充実を図ることとしております。また、これらの事業以外にも、自

殺者数の低減を図る「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業」や、動物愛護の推進を図る「命の架け橋」犬ねこの譲渡推進サポート事業」などを主要事業として取り組むこととしております。

次に、子育て支援対策に関しての国の動向についてであります。国におきましては、子育て支援対策として、本年4月から、医療保険における自己負担分を3割から2割に軽減する対象年齢について、これまでの3歳未満から義務教育就学前までに引き上げることとしております。しかしながら、従来から本県が国に対して要望しております、国による乳幼児医療費助成制度の創設など、次世代育成支援のための抜本的な対策につきましては、具体的な動きが見られない状況であります。安心して子供を生み、育てられる社会づくりは、国を挙げて取り組むべき課題でありますので、今後とも、子育て支援対策の充実について、全国知事会、九州地方知事会と連携しながら、国に強く要望してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○環境森林部長（高柳憲一君）**〔登壇〕 〇お答えいたします。

環境森林部の事業についてであります。当初予算の編成に当たりましては、「新みやざき創造計画」に沿って、1つは、自然と共生した環境にやさしい社会づくり、2つ目に、災害に強い県土づくりによる安全で安心な暮らしの確保、3つ目に、環境を守り人と産業を育む林業の振興の3つの視点から、各般の施策の展開に努めることといたしております。特に重点施策である植栽未済地対策につきましては、既存事業に加えまして、「植栽未済地解消対策事業」などの新規・改善事業合わせて11の事業に取り

組み、約2,000ヘクタールの早期解消と新たな発生を抑制するなど、総合的な対策を講じてまいりたいと考えております。また、地球温暖化対策のための取り組みを推進するほか、県民が親しめる水辺環境づくりや、県民、団体、事業者、行政等が連携した環境保全活動等も推進することといたしております。これらの事業の展開により、健全で多様な森林づくりが推進されるとともに、豊かな自然環境や生活環境が保全・創出されるものと考えております。

次に、植栽未済地対策における雇用についてであります。植栽未済地対策によりまして、植栽、下刈り、間伐などの作業について相当量の雇用が生まれるものと考えております。したがって、厳しい環境にある建設業にとりましては、新しい分野への参入の機会になりますが、林業は急傾斜地での危険度の高い作業も伴いますことから、技術や資格を持った作業員の養成が必要であると考えております。環境森林部といたしましては、県内の建設業者に対しまして、林業への参入に必要な情報の提供を行うとともに、技術・資格取得研修の案内等を行っているところであり、今後とも関係団体等と連携を図りながら、林業に関する情報の提供などを行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○商工観光労働部長（高山幹男君）**〔登壇〕

お答えいたします。

まず、20年度の重点事業についてでございます。商工観光労働部におきましては、「新みやぎ創造計画」に掲げます新規立地企業100社などの実現を目指しまして、各種事業に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、企業誘致活動の充実強化を図るため、製造業界等の知識・人脈が豊富な民間企業経験

者を、企業誘致専門員として東京、名古屋等に配置することといたしております。また、新たに行います「食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクト」におきましては、地域結集型共同研究事業の研究成果の事業化を図り、新商品開発やベンチャー企業の創出等を促進してまいります。さらに、重点施策である建設産業対策関連として、中小企業融資制度に建設産業等支援貸付を創設し、金融面から経営基盤強化や新分野進出を支援してまいります。また、観光に関しましては、「おもてなし日本一」の実現に向けて、地域別研修会の開催や観光関連団体等の取り組みを支援する「宮崎おもてなし日本一実践事業」を実施することとしております。これらの事業を通じまして、本県経済の活性化や雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の状況等についてであります。本年度の誘致状況につきましては、これまでに件数で19件、最終雇用予定者数が1,090名と、いずれも昨年度実績を上回っております。特徴といたしましては、今回の補助金最高限度額引き上げ後、初めての大型案件の適用が予想される昭和シェルソーラーの太陽電池工場を初め、自動車用部品や医療用機器、水や木材などの地域資源を活用した製品の製造工場、雇用創出効果の大きいコールセンター等の立地が決定をいたしております。今後の誘致活動につきましては、これまでの取り組みに加え、企業立地推進局の設置による組織体制の強化を図りますとともに、企業誘致専門員を新たに設置するなど、一層の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、若年者の雇用状況と今後の対策についてであります。本年3月卒業予定者の就職内定

率は、高校、大学ともに昨年同期と比較いたしますと、時期によって多少の増減はあるものの、おおむね順調に推移してきたところでございます。しかしながら、若年者の雇用状況につきましては、他の世代と比較して失業率が高く、早期離職やフリーターの正規雇用への転換など、多くの課題を抱えております。このため、「ヤングJOBサポートみやぎき」を中心に、就職に悩む若年者を対象としたセミナーやカウンセリングの実施など、職業意識の醸成から就職活動、職場定着の支援まで、それぞれの段階に応じて、きめ細かな支援を行っているところでございます。また、ふるさと宮崎人材バンクを通じた職業紹介や県内外での就職説明会の開催など、若者と企業との出会いの場の提供にも努めております。今後とも、宮崎労働局や大学、高校など関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、本県の将来を担う若者が安心して働き、その意欲や能力を充分発揮できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、食品開発センターの活動状況等についてであります。県内農産物など地域の資源を活用して付加価値の高い商品を開発しますことは、食品加工業のみならず第1次産業の振興にも貢献するものであり、大変重要であると考えております。このためセンターでは、農産物などを用いた食品開発の研究や企業との共同研究、技術指導等を行っており、これまでに、県産ブドウを使用したワイン、日向夏やユズのリキュール、干し大根のドレッシングなどさまざまな商品開発を支援し、事業化が図られております。また、農産物の加工技術やカット野菜の品質保持に関する研究開発などにも取り組んでいるところでございます。さらに、県内外の産

学官が連携して取り組んでおります「地域結集型共同研究事業」では、県内農産物のすぐれた特性を生かした機能性食品の開発などを目指してまいりまして、がん細胞の増殖を抑制する機能が見出されたブルーベリーの葉の加工品の開発などを進めているところであります。今後とも、関係機関と十分に連携し、付加価値の高い商品の開発に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、平成20年度の農政水産部の予算についてであります。本県の農水産業を支える担い手の育成確保などの課題への対応に加え、近年顕在化しております、地球温暖化や飼料価格の高騰などの新たな課題に適切に対応するため、特に3つの事業に力を入れてまいりたいと考えております。まず、1つ目といたしまして、「きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業」であります。本事業は、県と関係市町村が連携して、3年間で総額3億円の基金を設置し、農業を核とした山間地域の創意工夫にあふれた取り組みに対して、オーダーメイドの支援を行うこととしております。これにより、集落みずからが描く将来像に向けて、主体的な取り組みを促進し、山間地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。次に、2つ目がありますが、「飼料価格高騰緊急対策事業」であります。本事業は、配合飼料価格の高騰に対応して、自給粗飼料の作付推進や疾病対策を通じた生産性の向上を図り、畜産経営の収益性の確保に努めることといたしております。次に、3つ目がありますが、「地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業」であります。本事業

は、総合農業試験場に研究センターを設置し、本県農水産業への温暖化の影響を把握するとともに、温暖化に対応した技術の実証や、温暖化を抑制する対策等を講じるものであります。これらの取り組みにより、農水産業の担い手が将来にわたって安心して経営を維持拡大できるよう、生産構造の改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、食料自給率の向上も視野に入れた、本県農業の振興についてであります。本県ではこれまで、地域の特色を生かして、米と野菜、畜産などの多様な農作物を組み合わせた複合経営を主体に、生産性の高い農業経営の展開に努めてきたところであります。一方で、農業を取り巻く情勢は、食の安全性をめぐる事件の発生や、飼料価格の高騰など新たな課題が顕在化し、農業経営に大きな影響を与えつつあります。このため、県といたしましては、これらの課題に的確に対応するため、安全・安心日本一を目指すブランド対策の取り組みを進めるとともに、農商工連携などを通じて、消費者ニーズに即した付加価値の高い生産体制の構築に努めてまいりたいと考えております。また、飼料価格高騰の影響緩和と飼料自給率向上の観点から、トウモロコシや飼料米などの自給飼料の増産を進めるとともに、衛生対策の徹底による家畜の生産性の向上に取り組み、農業経営の収益性の確保に努めてまいりたいと考えております。さらに、これらの取り組みとあわせ地産地消と食育を一体的に進めることにより、食料供給県として、我が国の食料自給率の向上に貢献してまいりたいと考えております。

次に、配合飼料価格への対応であります。現在、トウモロコシの燃料向け利用の拡大により、配合飼料価格はトン当たり5万8,000円と、

平成18年に比べ1万5,000円高騰しております。その影響は関連産業も含め甚大なものと認識しております。このため、昨年6月、関係機関と「配合飼料価格上昇対応生産性向上推進会議」を設置し、自給飼料の増産や家畜の生産性向上、さらには食品残渣等の飼料化をそれぞれ5%アップする3つの対策を展開しているところでもあります。県といたしましては、今回打ち出されました国の飼料対策とあわせ、トウモロコシや飼料米等のさらなる増産に努めるとともに、養豚農家への衛生指導を強化する等、「飼料価格高騰緊急対策事業」を、新たに本議会に提案しているところでございます。さらに、生産コスト上昇分が小売価格に適正に反映されまじよう、消費者、流通業者等への理解醸成にも努めてまいりたいと存じます。

最後に、本県農産物の生産から加工、販売に至る一連のシステム構築に向けた取り組みについてであります。良質な本県農産物の素材を生かし、付加価値の高い加工品の製造、販売を通して、生産者の所得の安定・向上を図ることは重要であります。そのため本県では、県内の農業団体や製造業者、販売業者、試験研究機関等で構成する「食料産業クラスター協議会」を設置し、地域の食材、人材、技術等の資源を有効に結びつけ、新たな製品、新たな販路、新たな地域ブランド等を創出するためのシステムづくりに取り組んでいるところであります。今後とも農商工の壁を越えた連携強化に積極的に努め、農産物の1次加工品など、業務需要にも対応できるシステムの充実強化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 お答えいたします。

県土整備部の当初予算についてでございます。平成20年度の予算編成に当たりましては、「新みやざき創造計画」に沿いまして、安全で安心な暮らしの確保、経済・交流を支える基盤づくり、快適で人にやさしい生活空間づくりの3つの観点から、県民生活に密接に関連した公共施設の整備など、真に必要な事業を、重点化を図りながら推進することとしております。特に、県政の最重要課題でございます東九州自動車道の整備につきましましては、大分県境一北川間、清武一日南間の新直轄事業負担金や、高速道本線建設に必要となります工事用道路の整備に要する経費などを大幅に増額し、一日も早い全線開通を目指してまいりたいと考えております。

また、平成20年度重点施策でございます建設産業対策につきましましては、新たに「建設産業育成総合対策事業」を創設し、新分野進出に対する助成の大幅な拡充や、地域企業育成型の総合評価落札方式を導入するなど、技術と経営にすぐれた建設業者を重点的に育成・支援していくこととしております。

次に、入札・契約制度改革についてでございます。本県では、県議会や民間有識者及び県民の方々の御意見や御提言も踏まえ、昨年3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」を策定し、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するために、抜本的な改革に取り組んでいるところでございます。また、並行いたしまして改革の検証も随時行い、昨年10月には、建設産業の健全な発展を図り、良質な社会資本の整備を進める観点から、最低制限価格の見直しも行ったところであります。

しかしながら、建設投資が大幅に減少し、増加が見込めない状況にあっては、技術と経営に

すぐれた業者が伸びていける環境づくりが不可欠であると考えており、今後、価格と技術提案等を評価する総合評価落札方式をさらに拡充することが必要であると考えております。具体的には、18年度から試行しております総合評価落札方式において評価項目の見直しを行い、対象事業を大幅にふやすとともに、新たに地域企業育成型を導入し、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。今後とも、関係団体等を含め幅広く意見を伺いながら、よりよい入札・契約制度の構築に向けて取り組んでまいります。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（植木英範君）〔登壇〕 お答えいたします。

県立病院の経営改革に関する一連のお尋ねでございます。

まず、平成18年度の改善要因についてですが、収入面では、7対1入院基本料の導入や高度医療の実施による診療収入の増があり、一方、費用の面では、現業部門の委託化、医薬品等の共同購入の実施などによるものと考えております。特に、7対1入院基本料の導入に係る収益増は、年度途中の病棟再編を財源とした人的資源の再配分を、まさに自立した病院局としてスピーディーに行えたことも、その大きな要因であったというふうに考えております。

次に、今年度の収支改善の見通しについてですが、昨年度に比べ、病院事業全体では延べ入院患者数の増加が見込まれますとともに、7対1入院基本料の通年効果等による収益増が牽引する形で、経営改善が進展しております。このような傾向から、中期経営計画上のことしの目標も達成できる見通しであると判断をしているところでございます。

このように、これまで経営改善がおおむね順調に進展しておりますのは、単に収支の改善に向けた取り組みによるものだけではなく、並行して診療機能の充実を図り、県民の皆様に対する医療サービスの向上に努めた結果であるものと考えております。具体的には、県立宮崎病院「がん治療センター」の設置や、県立日南病院「循環器科」の新設など診療機能の充実を図りますとともに、7対1看護体制の導入を初め、一層質の高い看護の提供にも努めているところでございます。また、医療の質を向上させるため、認定看護師、がん薬物療法認定薬剤師など、専門性の高い医療スタッフの育成にも取り組んでおります。県立病院は、県民の皆様からの厚い信頼と期待に支えられ、これまで、その使命と役割を果たしてまいりました。今後とも、高度で良質な医療を持続的、安定的に提供していくためには、県立病院事業の経営健全化が極めて重要であることを、病院局職員一人一人が認識し、経営改善に向けて全力で取り組んでいることが、よい結果を出しているものと考えております。

次に、平成20年度の収支の見通しでございます。現在、国におきまして、平成20年度の診療報酬の改定作業が行われているところでございます。この点で不透明な要素はございますが、平成20年度は、引き続き7対1看護体制を維持しながら、急性期医療に重点を置いた診療の提供や新たな施設基準の取得など、診療機能の充実に取り組むことにより、収益の確保を図ってまいりたいと考えております。一方、費用につきましては、業務委託の推進による人件費の節減、共同購入など材料費の節減等に、さらに努めてまいりたいと考えております。このような取り組みにより、平成20年度の収益的収支

は、19年度の見通しより、さらに3億円余の改善を見込んだ結果、単年度赤字を7億円台前半までに圧縮して、8億円台後半としております。中期経営計画の年度目標を上回る改善を目指すこととしたところでございます。今後とも、高度で良質な医療の提供に努めながら、収益と費用の両面からきめ細かな経営改善に取り組み、目標達成に向け、病院局職員一丸となりまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

新しい学習指導要領（案）についてであります。国際化や高度情報化の進展など、急激に変化しつつある現代社会においては、単に知識の量を追い求めるだけではなく、みずから学び、みずから考え、問題を解決する資質や能力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、いわゆる「生きる力」を子供たちに身につけさせることが一層重要となっております。このため、基礎的、基本的な知識・技能の習得はもとより、学習意欲の向上を図ることや、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成が必要であるという観点に立ちまして、今回の学習指導要領の改訂が行われたものと認識をいたしております。県教育委員会といたしましては、新しい学習指導要領の趣旨や内容が一人一人の教師に至るまで十分理解されるよう、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育長としての所感についてであります。私は、就任以降一貫して、「あすの宮崎や我が国を担う子供たちが、いかなる困難な試練に直面しても決してくじけることなく、自信と誇りを持って乗り越えていくことができるよ



う、「たくましく生き抜く力」を身につけさせることが、本県教育の役割である」と申し上げてまいりました。このため、知・徳・体の調和のとれた健やかな子供の育成を目標として、本県教育の目指す姿を明確にいたしますとともに、中長期的視点に立ちまして、選択と集中により、優先的に取り組む重点施策を体系的に示した戦略プロジェクトであります「はばたけ！宮崎の子どもたち」を策定し、各般の教育施策の一体的かつ総合的な推進に努めてきたところでもあります。おかげをもちまして、一貫教育の推進を初め、命を大切にする教育の推進、障がいのある子供の教育の推進、さらには、学校、家庭、地域が一体となった地域教育システムの構築による学校支援体制の整備等、新しい時代に対応した教育基盤の整備が着実に進展したものと考えております。この中で、特に、今年度の全国学力調査におきまして一定の成果を見ることができ、強い感銘を覚えたところでもあります。これもひとえに、教職員の日ごろの真摯な取り組みはもとより、保護者や市町村教育委員会等の関係者の皆様方の御支援、御協力によるものと、感謝を申し上げる次第であります。

社会経済情勢の急激な変化により、子供たちを取り巻く環境が一層厳しさを増す中、これからの予測の難しい未来を切り開いていくすぐれた人材の育成は、本県の最重要課題となっております。このため、これまでの取り組みの成果を踏まえ、子供たちの豊かな個性や能力、可能性を最大限に伸ばすことを目指しまして、「のびよ！宮崎の子どもたち」を新たなスローガンとします第2期の戦略プロジェクトに、平成20年度から取り組むことといたしております。今後とも、県教育委員会におきましては、夢や希望を抱いて社会に貢献する気概を持つ子供の育

成に、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、県議会を初め、県民の皆様方の教育行政に対する一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。〔降壇〕

○星原 透議員 知事を初め、それぞれ答弁いただき、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、財政運営について、総務部長に伺いたいと思っております。7年連続のマイナス予算の中で、歳入面では自主財源である県税収の減少、歳出面では社会保障関係費や公債費の増などにより、財政運営が厳しい状況であることには間違いのないと思っております。そこで、九州各県と比較して、財政指標ではどのようなになっているのか。また、財政の弾力性を示す経常収支比率や、地方債関係の実質公債費比率、起債制限比率などを他県と比較した場合、九州の中ではどれぐらいの位置にあるのかお伺いいたします。

○総務部長（渡辺義人君） お答えいたします。

御指摘のありました指標に基づきお答えさせていただきますが、平成18年度の普通会計決算ベースで申し上げさせていただきます。九州各県の平均と比較いたしますと、財政構造の硬直度をあらかず経常収支比率は、平均94.1%に対しまして本県は92.1%で第2位と、ややよい状況であります。しかしながら、柔軟性を失いつつあるとされます80%をはるかに上回っており、財政構造の硬直化が進んでいるところでございます。

また、公債費負担の状況をあらかず2つの指標のうち、まず起債制限比率につきましては、

平均11.6%に対し、本県は10.6%と第3位であります。次に、公営企業の元利償還金に対する繰出金等を含めました実質的な公債費負担の状況をあらわす実質公債費比率は、九州平均13.5%に対し、本県は11.8%と第2位になっております。現時点では、九州各県と比べ、いずれの指標もよい状況であります。今後、公債費の増加が見込まれますことから、十分に留意していく必要があるというふうに認識をいたしております。以上であります。

**○星原 透議員** 総務部長より答弁をいただきましたが、本県の状況は他県と比較して、指標的には本当に健全な財政運営がなされているんじゃないかな、そのように思います。一方、地方団体の予算は、地方が独自に自主財源を確保することが厳しい仕組みの中で、国の予算や地方財政対策等に基づき予算の編成がなされております。一方では、税収が増加している愛知や東京など大都市圏域との格差が広がり、福祉や教育など国民生活の面でも徐々にその傾向があらわれている、そのように思っています。そういう中で、副知事は総務省から来ておられますが、現在の地方財政の仕組みについてどのような認識を持っておられるのか、お伺いをいたします。

**○副知事（河野俊嗣君）** 御指摘の点は、まさに現在の地方財政が直面しております構造的な課題であると考えております。特に都道府県財政は、歳入全体に占める法人関係税の割合が大きいため、景気変動の影響を受けやすく、また、大都市圏に本社、中枢機能が集中する傾向に伴う税収偏在等の問題が生じているところであります。これまで、外形標準課税の導入でありますとか法人事業税の分割基準の見直しなど、さまざまな制度改正が行われてまいりまし

たが、経済社会の構造的変化に十分対応できているかという課題が指摘されているところであります。

分権型社会における地方財政のあるべき姿といたしましては、住民生活に不可欠な行政サービスを確実に提供できるよう、財源を安定的に確保するとともに、地方が必要な財源を、可能な限り、みずからの権限と責任で賄えるような仕組みにすることが必要であると考えております。このため、国と地方の税源配分を、まずは5対5とすることを目標として、税源移譲を含む税源配分の見直しによりまして地方税の充実強化を図り、地方税中心の歳入構造を確立すべきであると考えております。その際、税源の偏在が小さく、安定性を備えた地方税体系の構築という観点からは、特に地方消費税の充実強化を図っていくことが必要だと考えております。またあわせて、地方税収の偏在是正だけでは地域の財政力格差は解消されませんので、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮することが必要であると考えております。今後とも、地方交付税の総額を確保するとともに、制度の充実を図っていかなくてはならないと考えております。

**○星原 透議員** 副知事や総務部長からの答弁をいただいたところでありますが、知事どうでしょうか、知事の考えと、今回、知事が予算編成される中で、知事の裁量の範囲というのはどれぐらいと受けとめたらいいんですか。よろしくお願いたします。

**○知事（東国原英夫君）** 経常収支比率とか実質公債費比率とか起債制限比率というのは、星原議員は健全とおっしゃいましたけれども、九州ではまあいいほうかなというような、あくまでも相対的な指標でございますので、実質的な

財政というのは厳しい状況は変わっていないと思います。交付税におきましても、本県では350億円削減されております。そういった状況からも、今、副知事が申しましたように、地方の税体系は、地方消費税を中心とした確保というのが急務かなと思っております。それとあわせて、地方交付税というのは、財源調整と財源保障機能がございまして、その辺は確保していただきたいと、それは国に要望していかなくちゃいけないと思っております。今後とも、地方の税財源の確保・充実というのは全力で取り組んでいかなくちゃいけないと思っております。

そして2問目の、私の裁量権の範囲の予算でございますが、20年度の当初予算の中で申し上げますれば、約5,590億円の中で、使途が特定されていない一般財源というのは約3,700億円ございます。その中で、人件費、公債費あるいは社会保障関係費などで、法令等により削減が困難なもの、いわゆる義務的支出が約3,250億円と、一般財源の大半を占めております。予算編成におきましては、これら義務的支出を除いた約450億円の経費についてマイナスシーリングを設定し、財源の捻出に努めているところであります。しかし、これらの経費の中でも、障がい者自立支援の経費とか地方バス路線等運行維持対策費など、数々の削減が困難なものがございます。よって、大変厳しい予算編成を強いられているところでございます。

なお、私が記者会見で約30億円と申し上げましたのは、新規・改善事業の一般財源額であり、知事が決定する新年度の新たな政策の実施に要する経費のことです。以上です。

**○星原 透議員** 今、九州の中でということで、財政が健全じゃないかと言ったのは、一つには、九州の中でいいほうなので、逆に我が宮

崎県は厳しい状況にありますから、もう少しそういう点で知事裁量といいますか、知事の決断で、少し県債を使ってでもやるべきじゃないか、そういう意味から言ったつもりであります。

それから、今、知事の答弁の中に、「新規・改善事業の一般財源額が30億円程度と言った」ということでもあります。そういう中で、全体枠は5,600億円余となっているわけですが、その中で1%以下ということになると、そんなものかなというふうに思っております。その辺あわせてそのように思ったところでございます。

ところで、知事は提案理由説明で、「日本経済は全般的に回復基調を維持している」と言われており、県民生活の中でその実感は、我々宮崎県は非常に乏しいのじゃないか、そういうふうに思われておりますし、また、地域格差あるいは所得格差も出ている、そのように私は思っております。そういう中で、知事がよく大都市圏等にトップセールスに行かれたり、県内各地を回られているところでもありますけれども、やはり宮崎県、景気回復がなされていない、そのように思っておるわけでありまして、今一番大事なことは景気浮揚じゃないかな、そのように思っております。これについての知事の見解をお伺いしたいと思います。

**○知事(東国原英夫君)** おっしゃるとおりでございます。日本全体的には、GDP等のことも含めて、景気が浮揚しているというふうな数字は出ておりますが、御指摘のように、都市部と地方との格差というのは存在すると考えております。景気浮揚と景気動向というのは、一都道府県——都は外しまして、一地方だけで対策するというのは限界があるかなと思っております。原油が上がって、サブプライムローンとか

あれば、個人消費が落ち込んで、景気というのが低迷していくのではないかなと思っております。宮崎県としては、その中であって、景気低迷が、あるいは景気の上昇というのが肌で感じられない著しい地域の一つだと考えておりますので、今後も、宮崎県の経済の浮揚、景気の浮揚というのは、喫緊の課題、最重要課題かなと思ってしております。そのためには、「産業振興あるいは雇用の拡大なくして宮崎の再生なし」と私は考えておりますので、あらゆる施策で宮崎県の浮揚、宮崎県の経済的な活性化というものを図っていきたいと考えております。

**○星原 透議員** 次に、子育て支援についてお伺いしたいと思います。厳しい財政状況の中ではありますけれども、今回、入院外の助成対象年齢を3歳未満から小学校入学前まで拡大され、また、入院・入院外とも小学校入学前までの乳幼児に対し助成されるということで、この点について大変評価をいたしております。しかし、小学校あるいは中学校まで枠を広げる、そういう検討はなされなかったのか、もし広げた場合はどれぐらいの予算が必要なのか、その辺について福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大は、県や市町村の大幅な負担増を伴うものでありまして、財政状況が厳しい中、この事業の実施主体である市町村からの要望等を踏まえて、小学校入学前までを前提として検討してきたところであります。それ以上の拡大につきましては、今後、国において、次世代育成支援対策の枠組みが見直される中で、総合的に検討されるべき課題であると考えております。

**○星原 透議員** 数字はなかなか厳しいようでもあります。

次に、道路特定財源の確保についてであります。答弁では、「もし仮に暫定税率が廃止されれば、高速道路の全線供用の見通しが全く立たなくなり、新たな国県道の整備着手と整備中箇所の事業継続も困難になり、さらに維持補修などができなくなり、結果的には道路予算以外の予算を充てることとなり、ほかの分野まで多大な影響が出る」、そのように申されたところであります。そうなりますと、私はやはり、予算編成の組み替えが生じたり、また県民生活にも影響が出るんじゃないかな、そのように思っております。そういう中で、知事は今回の提案理由説明の中では、この道路特定財源、暫定税率の廃止については全然触れておられませんが、私は最重要課題だというふうに思っております。知事の考え方を伺います。

**○知事(東国原英夫君)** 御指摘のとおり、仮に暫定税率が廃止されました場合には、地方道路交付金、あるいは県税及び地方譲与税合わせて118億円の減が——20年度予算ですけれども——見込まれるわけでございます。こういったことが起こると、予算の見直し等も含めまして、県民生活に多大なる影響があるのではないかと、生ずるのではないかと思っております。したがって、道路特定財源確保あるいは暫定税率の維持というものは、私も非常に重要な課題だと考えております。

**○星原 透議員** 次に、建設産業関連で質問させていただきます。先日の新聞報道によりますと、本県と同じように談合汚職事件が発生し、昨年10月から指名競争入札を全廃した福島県が、4月から1年間、試行的ではありますが、予定価格1,000万円未満の工事を対象に、指名競争入札を復活させる方針が決定したようであります。理由としては、低価格入札が増加し、地

域密着型の1,000万未満の少額工事において、早急な工事が必要にもかかわらず、応札者がいなかったり、参加者が1者しかいないといったケースや、入札手続期間が長くなったとか、いろんな不満の声があったということでありませう。本県においても、昨年12月ごろからことし1月にかけて、特に県北地域で災害復旧工事等に入札不調が多発しているようではありますが、低価格の工事で応札者がいないとか、あっても数者で、不落・不調になった事例がどれくらいあるのか、その対応はどのようになっておるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 応札者が1者もない入札不調につきましては、県土整備部におきまして、19年度1月までに建設工事で42件発生しております。今お話ございましたように、年度後半になり、県北地域で多く発生している状況にあります。うち33件につきましては、等級区分等の入札参加資格の見直しなどによりまして再度の入札を行い、工事に着工しております。現時点では、残り9件が引き続き入札手続中という状況でございます。

発生 の 主 な 原因 と いた しま して は、国、市町 村 を 含 む 公 共 工 事 の 発 注 が 年 度 後 半 に 集 中 し た こ と が 考 え ら れ ま す が、そ の ほ か に も、小 規 模 な 工 事 に お き ま して 業 者 が 応 札 を 敬 遠 す る 傾 向 に あ る こ と、小 規 模 業 者 の 一 般 競 争 入 札 の 導 入 時 期 が 年 度 後 半 で ご ざ い ま して、制 度 に ふ な れ て あ っ た こ と 等 が 関 係 し て い る の で は な い か と 考 え て お り ま す。入 札 不 調 は 工 事 の お く れ に つ な が り ま す こ と か ら、引 き 続 き 発 注 時 期 の 平 準 化 に 努 め て ま い り た い と 考 え て お り ま す。あ わ せ て、小 規 模 業 者 に 対 す る 入 札 制 度 等 の 啓 発 を 行 っ て ま い り ま す。以 上 で ご ざ い ま す。

**○星原 透議員** 数 字 的 に は 結 構 多 い な、そ の

よ う に 思 っ た と こ ろ で あ り ま す。少 額 な 工 事 ほ ど、地 域 住 民 に と っ て は 身 近 な 工 事 で あ り ま す。な お ま た 緊 急 性 も 高 い、そ の よ う に 思 っ て お り ま す。こ う い う 状 況 が 続 け ば、今 後、災 害 等 が 起 こ っ た 場 合、仮 復 旧 や 応 急 工 事 を 請 け 負 う 業 者 が い な く な る ん じ ゃ な い か な、そ う い う ふ う な 心 配 も し て お る と こ ろ で ご ざ い ま す。そ こ で、私 は、原 因 と し て、設 計 積 算 の あ り 方、あ る い は 現 場 条 件 や 施 行 条 件 等 に 甘 さ と い い ま す か 問 題 が あ る ん じ ゃ な い か な、そ の よ う に も 思 っ て お り ま す。適 正 な 予 定 価 格 を 設 定 し て い な い か ら じ ゃ な い か な、そ う い う ふ う に 思 う の で す が、県 土 整 備 部 長 に お 伺 い いた し ま す。

**○県土整備部長（野口宏一君）** お 答 え いた し ま す。

予 定 価 格 に つ き ま して は、工 事 箇 所 の 現 地 を 確 認 ・ 調 査 さ せ て いた だ き ま して、現 場 の 条 件 と か 施 行 の 条 件 を 十 分 把 握 し た 上 で、工 事 に 必 要 と な る 経 費 を 基 準 と し て 設 定 し て い る と こ ろ で ご ざ い ま す。ま た、こ れ ら の 条 件 に つ き ま して は、図 面 で す と か 仕 様 書 等 に お い て 詳 細 に 明 示 し て い る と こ ろ で ご ざ い ま して、こ の 条 件 に つ い て は、入 札 前 に 発 注 者 へ の 質 問 が で き る と い う 仕 組 み に な っ て お り ま す。な お、契 約 後、条 件 に 変 更 が 生 じ た 場 合 に お き ま して は、工 事 請 負 契 約 約 款 に 基 づ き、適 正 に 設 計 変 更 す る こ と と し て お り ま す。今 後 と も、実 態 に 合 っ た 予 定 価 格 の 設 定 に 努 め て ま い り た い と 考 え て お り ま す。

**○星原 透議員** な お ま た、建 設 業 界 の 皆 さ ん か ら いろ いろ 要 望 いた だ い て い る ん で す。そ の 中 で、一 般 競 争 入 札 に な っ て 仕 事 を 受 注 で き る か ど う か 見 通 し が 立 た な い、あ る い は ま た、仕 事 を と り や す い 状 況 に し て ほ し い と か、災 害 協 定 を 締 結 し て い る よ う で す が、そ う い う 人 た ち

にはある程度の点数的なものの配分も上げてほしいとか、最低制限価格、これ上げてもらったんですが、やっぱり今の状況では大変厳しいので90%以上にしてもらえないか、あるいは事後公表をしてもらえないかとか、そんなことが要望されております。そういう中で知事の考え。

そしてまた、先ほど言いましたように、福島県は1,000万以下をまた指名競争入札に戻すということですが、この点について知事の考えをお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 御案内のように、昨年10月に最低制限価格を引き上げさせていただきましたけれども、この状況を見ながら現場の意見も十分に組み組みながら、今後対応を考えていかなきゃいけないとは思っております。御案内のように本県は、一昨年の官製談合によって、県民の県政に対する信頼を著しく失墜したわけでございます。これを回復するのが一つ大きな目標ではないかなと思っております。そのためには、一般競争入札を公正で透明で競争性の高い入札・契約制度に改革、改善することが必要ではないかなと考えております。また、電子入札とか入札参加資格の事後審査の導入により、入札のスピード化とか応札者の事務負担の軽減等も図っているところであります。このような制度の改善をさらに進めるとともに、建設産業を取り巻く厳しい経営環境も踏まえまして、基本的には、一般競争入札の枠組みの中で、地域企業育成型など総合評価落札方式を大幅に拡充するなどして、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を、今後とも整備してまいりたいと考えておるところでございます。

○星原 透議員 福島県の1,000万以下の指名競争については、何らかの考えはありませんで

しょうか。

○知事(東国原英夫君) 福島県はまだ検証結果が出ておらないと思いますので、その辺は参考させていただく余地はあるのかなと思っております。

○星原 透議員 今いろいろ答弁を聞いてきたところなんですけれども、来年度の重要施策の一つ、三本柱の一つということで建設産業対策を取り上げておられるわけですが、この事業の内容をしてみると、セミナーの開催や若手技術者育成支援等の人材育成、あるいは無利子貸し付け、低金利の融資など、どちらかといえばソフト面の対策が主体になっているんじゃないかなと思っております。ですから、どっちにしても業者の皆さんは借りた金は返さないかん。返す金に困っているのが今の建設業者の大半じゃないか、そのように思っております。今、建設業者の皆さんは、生き残りをかけて必死に努力、苦悩をされております。私の知り合いの会社でも、この2~3年で10社以上の方が倒産をしております。今回のこの対策で本当に十分だと知事はお考えか、再度伺います。

○知事(東国原英夫君) ハード面での対策というのは、なかなか難しいものがあると思うんですが、やはり地域貢献度とか技術力とか、そういった自助努力とか企業努力をされている方たちが、公正で公平な、あるいは自由な競争の中で生きていくということの環境の整備というのが一番大切かなと思っております。全体的な公共事業というのは、毎年3~5%ずつ減らされているわけですから、その中で建設・土木業の方たちの環境が厳しくなるというのは、いたし方ないことかなと。それでは視点を変えて、その方たちが新産業あるいは新分野に進出すること、あるいは統合等も含めた、あるいは事業

拡大も含めた、そういったものをサポート的に支援するということが重要になるかなという考えのもとに、こういう施策をさせていただいたところでございます。

**○星原 透議員** 今、環境整備の面というふうに言われましたが、ここ5～6年、公共工事予算が減額されてくる中で、今回、建設産業、業界の皆さん方は、三本柱に入ったということで、多分、事業費の面でも期待していたんじゃないかなと思っていました。私もそのように思っておりました。ですから、公共事業費を前年度並みに編成する、あるいは、以前あったんですが、生活関連枠、特別枠みたいな事業を組まれているのかなと、期待をしておったところでもあります。そういう中で、鹿児島県の当初予算を見ますと、普通建設事業費のうち、県単公共事業費は前年度比99.1%と大体同額。その一方、本県の場合は94%となっているわけでありまして、せめて前年度並みの県単公共事業費にする、あるいは特別枠を設けていただくとかして、現状を打破してもらえないかなと期待しておったと思うんですが、再度知事の考えをお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** 特別枠が設けられたときの第1期の財政改革推進計画では、県単の公共事業が前年度比30%減などから手当てされたものだと伺っております。また、第2期では、原則5%減とシーリング率を大幅に緩和しております。それとともに、東九州自動車道の整備とか公共施設の県単維持管理経費については、所要額を確保しているところでございます。特別枠に関しましては、第1期の事情もございすけれども、財政等の状況の厳しさもございすので、現状ではちょっと厳しいかなということでございます。

**○星原 透議員** それぞれありがとうございます。

いろいろ申し上げてきたんですが、やはり県民が幸せ感、あるいは豊かさ感とかそういうのにならなければ、知事の言われる県民総力戦というのは無意味になるんじゃないかな、私はそういうふうに思っています。今回は、景気・雇用、あるいは自主財源を確保するためのいろんなことをやっていくべきじゃないかな、そのように思って質問をしてきたところであります。

そういう中で、カジノの件でありますけれども、来年の通常国会に提案されるというような話も出ておるわけありますから、やはり自主財源づくりには非常に必要なカジノじゃないかなと思っております。沖縄県では、2人も担当を置いて研究しているようでありますから、我が宮崎県でも、もし考えがあるのであれば、そういう取り組みをしておったほうがいいんじゃないかなとも考えるんですが、知事はどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 先ほども答弁で申し上げましたとおり、多角的、多面的な視野で考えなきゃいけない問題だと思いますので、慎重に考えさせていただきたいと思っております。

**○星原 透議員** 時間のほうも過ぎてまいりました。私の持ち時間はまだ6分ほどあるんですが、もう随分過ぎました。

最後に、知事の政治的判断というんですか、決断、そういうものが最後は必要かなと思います。厳しい中ではあろうと思っておりますけれども、県民が本当に知事に期待しているものを、それぞれ耳を傾けていただいて、積極的に頑張ってくださいことを期待しながら、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、48番野辺修光議員。

○野辺修光議員〔登壇〕(拍手) 午後の大変眠たい時間ではありますが、午前中に引き続き、自由民主党を代表して質問を続けさせていただきたいと思います。

知事は、「宮崎から日本を変える」「宮崎の歴史が変わる」と言われているわけですが、理想とされる社会像をどのように描かれ、その上で2008年をどう位置づけ、理想像へのアプローチを展開されようとしているのか。また、就任から今日まで、中央等で大変な活動、行動をなされていらっしゃるわけですが、みずからのそういう行動等をどう評価されておられるのか。さらには、大変お忙しい中に、国等への要望、陳情等も行われているわけですが、現在の陳情政治とも言うべき姿をどう考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

さて、本論に入らせていただきます。地方分権改革推進委員会は、昨年11月に中間取りまとめを行い、当面6月に予定される骨太方針2008に反映されることを前提に、春以降に順次勧告を提出するスケジュールで審議が本格化しております。政府も、福田総理が、秋の中間取りまとめを受けた分権推進本部の席で、「地方分権改革は現内閣の最重要課題である」と明言し、役所の利害にとらわれず、政治的リーダーシッ

プを發揮することを各閣僚に求め、増田総務大臣も分権改革の半年前倒しの意向を示し、政府が一体となりスピード感をもって取り組むことを表明し、意気込みを示されたところでありませう。

このように順調に見える分権改革であります。各論に入りますと、いずれも困難な課題が横たわっています。大きくは、行政事務の国による義務づけ廃止、県から市町村への事務・権限の移譲、国の出先機関の整理、分権社会にふさわしい地方財政秩序のあり方とありますが、いずれも大変困難な道のりがかいま見えます。第1次分権改革で残された最大の課題も、分権型社会にふさわしい地方財政秩序の構築でありました。平成12年4月の地方分権推進一括法の施行以来、この地方財政秩序の構築に向け、三位一体改革が行われ、分権社会の構築に向けて、地方にも提案が促されたところでありましたが、結果は、交付税5.1兆円の削減、税源移譲3兆円は行われましたが、国庫補助負担金は差し引き1兆円の減となり、また、この平成20年度の地方財政対策では、短期的措置と思われませんが、マクロで法人事業税が地方対策と称し、国に召し上げられ、地方法人特別譲与税として都市と地方の格差是正に使われます。税源に乏しい本県にとっては一見有利と見られ、いいのではという意見もあり得るところであります。国の財源で措置すべきが筋であり、地方の財源で地方を助けるものであってはならないと考えます。さらには、地方交付税の特別枠、地方再生対策費4,000億円についても、交付税を通じて市町村、特に財政状況の乏しい地域に重点配分するとされ、市町村では人口1万人規模で8,000万円程度であり、効果が期待できる場所ではありますが、これの原資も、地方税の偏在



是正により生じる財源を活用することとされております。したがって、新年度の交付税総額15兆4,000億円は前年度を2,000億円上回り、また交付税の代替財源である臨時財政対策債を含めた実質的な交付税では、前年度を4,000億円上回っており、これまで減少を続けてきた交付税が増加に転じたことは大いに結構なことと評価するところでありますが、地方再生対策費4,000億円を除くと横ばいであることを直視する必要を指摘しておきたいと思っております。つまり、国からの税源移譲ではなく、本来地方の財源であるものを振り向けることは、地方財政にとって恒久的、抜本的解決策につながらないと思うのであります。地方分権改革の最大のテーマの一つである国対地方の税源比5対5が先行き不透明にならないためにも、消費税における地方消費税の割合の引き上げなど、地に足がついた主張を行っていくべきものと考えます。そこで、知事の地方分権改革に対する基本的な考え、国と地方の税源配分に対する考えをお聞かせください。

次に、行政組織改革についてであります。

県は、昨年秋に、出先機関の再編構想を策定し、2～3年以内に具体化するとの方針を示されたところであります。この4月には、新みやざき創造戦略の着実な推進を図るため、本庁組織と並んで出先機関も一部再編されるとのことでもあります。出先機関再編の理由として、交通・通信網の発達などにより、住民活動や産業経済活動が広域化していることや、市町村合併や市町村への権限移譲といった地方分権改革の進展、さらには現下の厳しい財政状況などにより、再編は不可欠ということでもあります。こうした社会経済情勢の変化などへの的確な対応や、より効率的・効果的な組織改革は、基本的

には是とするものであります。今回、本庁組織において、臨機に中山間地域対策を講じられたことには敬意を表したいと思っております。しかし、今後さらに、県の行政組織には、職員数の削減や本庁から出先機関への権限移譲といった取り組みとあわせ、県民のニーズが高度化・複雑化する中、県民の期待にこたえる県政を展開するために、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から住民へと金と権限が流れていく中央集権的な組織から、県民の視点に立った企画実践型の行政組織へと転換していくことが求められていると考えております。このような意味から、出先機関の再編に当たっては、今回のような部分的な統廃合を行うのではなく、各地域ごとに総合的に県行政を担う、例えば地域振興局等を設置する方向で、いま一度そのあり方を検討し直す必要があるのではないのでしょうか。そして、その局長には部長級を充てるなどして地域重視の組織にすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、4月から本庁組織に部内局が新設されます。対外的に事務事業の重要度をアピールする効果は期待できますが、一方で部内において、部長と局長の権限調整、決裁の効率化を図ることがより大切と考えます。そこで、これらのことを含め、本庁、出先機関を通じ、県組織のあり方についてどう考えていらっしゃるのか、知事に伺いたいと思っております。

次に、公益法人についてであります。

国の行政改革の一環として、明治期の民法施行以来100年余り続いた公益法人制度が改革の緒についたところであります。平成18年5月に公益法人改革関連三法案が成立し、今年の12月に全面施行の見通しとされております。所管官庁の設立許可制による公益法人は廃止され、これにかわって、登記だけで法人格を得られる一般

社団法人、一般財団法人が新設されることになり、現在全国で2万6,000の公益法人は、5年以内に新制度へ移行手続をとることになります。この5年の移行期間内に、公益認定等委員会が審査し、公益性の有無を判断し、公益性ありとされれば、公益社団法人、公益財団法人とされ、法人税などの税制上の優遇を引き続き受けることができることになります。また、委員会に申請を行わなければ解散とみなされることとなります。新制度の長所としては、登記のみで法人の設立ができることになり、所管官庁の縛りがなくなり、活動分野や組織の再編など自由度が増すことが期待される反面、公益性がないと委員会に認定されずと、税制上の優遇がなくなり、団体によっては存続が危惧されることがあり得るのではないのでしょうか。そこで、現在、県下の公益法人数はどれぐらいなのか、また、12月以降、知事は、公益認定等委員会の意見を聞き、公益性の判断をすることになりますが、この場合の判断基準はどのようなものになるのか、総務部長にお尋ねしておきたいと思えます。

次に、中山間地域対策であります。

今から17年前の平成3年に、当時、高知大学教授であった大野晃現長野大学教授が、住民の過半数が65歳以上で、独居老人世帯が増加し、冠婚葬祭など集落の社会的共同生活の維持が困難な状況に置かれている集落を「限界集落」と名づけ、その消滅に警鐘を鳴らしてきました。それが今日、急にクローズアップされてきたのは、地方交付税の削減や小規模市町村の解消を図る平成の大合併により、小さな自治体の住民サービスが低下し、また、道路整備などのインフラ整備が逆に若年人口の流出を招き、限界集落の増加を加速させたと指摘されたことによる

ものであります。本県においても、多くの集落で全国の平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進んでおり、将来の「まち」の姿に大きな不安を抱いている住民は多いと考えます。農地や森林の荒廃など、産業や環境の面での課題、あるいは医療や福祉など、限界集落にはさまざまな問題がございます。まず、知事は、こうした過疎化の進行と限界集落の本県における現状についてどのように認識しておられるのか、お聞かせください。また、農山漁村に限らず、都市部においても高齢化が著しい自治会や町内会では、お祭りやイベントを初め、消防団活動などコミュニティー活動を維持・継続することが困難になってきているところでもあります。こうした中、住民やNPO、民間事業者などが主体的に連携してコミュニティーを創成したり、身近な課題を解決していく新たな公共の考え方が重要となってきております。県は、こうした高齢者が大半を占めるような集落における地域コミュニティーの維持・再生に向けてどのように取り組もうとされておられるのか、地域生活部長にお尋ねしておきたいと思えます。

限界集落の多くは農山村地域であります。日本の原風景でもあります。豊かな自然や歴史・文化を有する食料の供給基地であるとともに、水源涵養や地球温暖化防止など公益的な機能を担っております。また、山間部の河川上流に位置するところが多く、こうした集落が消滅すると、山や村、田んぼや河川は荒廃し、災害などの視点からも、町なかに住む住民の生活に大きな影響を及ぼすことも考えられます。このように、農村の集落機能の低下は、農地や農業関連施設などの維持管理を困難にし、国土保全や洪水防止などの機能が衰退してしまうおそれがあるなど、さまざまな問題が懸念されます。そこ

で、こうした現状をどう認識され、どう対策を講じられようとしているのか、農政水産部長にお尋ねします。

次に、中山間地域の生活交通の確保についてであります。集落機能の維持にとって、生活交通の確保は不可欠であります。集落の人々は、買い物や医療、教育など、地域の中心的な街に依存しなければ生活できず、交通手段は自家用車に頼るほかありません。このような中、ひとり暮らしのお年寄りや学生など交通弱者にとっては、公共交通機関であるバスが重要なライフラインとなります。採算性の低い過疎地ではその多くが縮小・廃止されてきています。こうした現状を受けて、各市町村が運行するバス路線の延長は増加してきておりますが、厳しい財政状況から、市町村はその負担に苦しんでおります。そこで、市町村が導入するコミュニティバスの現状をどう理解されているのか、また、コミュニティバス事業を開始する際、運行計画策定に複数の市町村がかかわることを考慮し、県が積極的役割を果たされるお考えはないのか、地域生活部長に伺います。

また、関連して企業局長に伺ってみたいと思います。企業局では、水源涵養機能維持のため、平成18年度から、ダム上流域の1,000ヘクタールの未植栽地対策として、針葉樹と広葉樹の混交林を造成する「緑のダム造成事業」を行われております。大いに評価するものであります。一方で、水源涵養の維持には、森林を守っている中山間地域の集落機能の維持が不可欠であります。こういった観点から、中山間地域の交通手段の確保のため、バス事業を行うことはできないのか、伺っておきたいと思えます。

次に、高速交通体系についてであります。

まず、高速道整備であります。昨年11月に道路の中期計画素案が公表されました。今後の道路行政のあり方を左右する重要な計画案であります。この計画は、そもそも揮発油税などの暫定税率を今後10年間延長することで成り立つものであり、高騰を続ける石油製品価格を見るとき、国民生活の安定といった視点から、大変苦しい政策選択であります。本県を初め、我が国の道路整備の現状から、国民、県民の理解を得ながら計画の実施に向けて邁進すべきと考えます。中期計画では、高速道路を含む基幹ネットワークの整備に加え、通学・通勤道路対策、渋滞対策など、地域にとって経済、生活に不可欠な基礎的インフラの整備目標を掲げており、10年間で65兆円の事業費を見込むもので、その実施が大いに期待されるところであります。一方で、素案では、高規格幹線道予定路線を含めたすべての未開通区間の整備の方向が示され、一部区間では、費用対効果などを考え、2車線化や既存道路を活用するとされております。この意味するところは、2車線区間はともかく、既存道路を活用とは、「つくらない」ということでもあります。昭和40年の全国の高速道路建設構想から、もう既に40年以上が経過いたしました。確かに政治力の不足もあったかもしれませんが、しかしながら、県民一丸となって40年余り取り組み、順番を待ち、そのあげく、少し完全なものではないが我慢してほしいでは、残念としか言いようがないのであります。道路の中期計画案を受けて、東九州自動車道日南一志布志間、九州横断自動車道延岡線山都一延岡市蔵田間について、どう対処しようと考えておられるのか、知事にお伺いしておきます。

次に、新幹線の整備であります。新幹線構想は、昭和45年に制定された全国新幹線鉄道整備

法に基づき、全国をくまなくネットする全国新幹線鉄道網として構想が策定され、現在5ルートが整備新幹線と位置づけられて、建設中か着工間近となっております。鹿児島県が3年前に新幹線を開通させ、観光に経済に大変元気が出ております。鹿児島が今日を迎えるに当たっては、昭和45年4月に新幹線建設期成同盟会をスタートさせるなど、早くからの熱心な建設促進運動を粘り強く続けられてきた地元の熱意のたまものであると伺っております。現在、宮崎を含む北九州から大分を経て鹿児島に至る東九州ルートは、基本計画区間として存在しておりますが、国の財政事情などから、事実上、実現は困難視されております。この状況を打開する方策として、フリーゲージ規格方式による道を模索する動きもありますが、私は、やがて福岡―鹿児島間に全線開通するフルゲージの九州新幹線を活用するルートを提案いたしたいと存じます。これは、基本計画区間のうち、最初に鹿児島から宮崎までをつなぐということに力を入れるというものであります。まず、このことについて知事はどう考えていらっしゃるのか、伺っておきたいと思っております。

次に、一つの提案をさせていただきます。具体的には、鹿児島県の川内から分岐させ、現在の霧島市へ向かい、都城を經由し宮崎へ至るルートで新たな建設運動を提起するというものであります。延長115キロであります。この案の東九州ルートに比較しての有利性は距離であります。なぜ距離にこだわるかは、当然、建設費であります。地形が類似する新八代―鹿児島中央間の127キロは約6,400億円の建設費であります。1キロメートル当たり50億円であります。ちなみに鹿児島県の負担は、建設費のおおむね3分の1、うち90%起債が認められ、そのうち

の2分の1が交付税へ算入されております。これで本県の負担を想定してみますと、宮崎から鹿児島県境までを約50キロと見たとき、2,500億円の建設費がかかります。この建設費が仮に10年間かかるとして年間250億円であります。その3分の1の80億円の負担であります。90%起債充当し、残りの当座の県の持ち出しは8億円あります。このことは、後の特別交付税措置の要因になるのではないかと考えるのであります。とにかくわずかな負担で建設可能と考えられますので、年間8億円の県負担で県民に夢と利便と経済の活性化をもたらすとすれば、すばらしいことと思われま。知事の御所見を伺います。

次に、介護保険についてであります。

平成12年4月に介護保険制度がスタートし、開始後5年目の大幅な見直しを終え、順調に機能しているかに見えます。しかしながら、ここに来て幾つかの課題が見えてまいります。まず、介護保険制度の保険者の問題であります。現在、社会保障制度・医療制度は、平成13年10月に閣議決定された医療制度改革大綱のもと、改革の途上にあります。この大綱の流れで、この4月から、75歳以降を対象とする後期高齢者医療制度がスタートし、年金、医療制度においてはそれぞれ一元化が議論されております。介護保険についても、現在の市町村が保険者であることを改め、より広域で運営していくことが目標とされておりますが、当面、後期高齢者医療制度のように、県を単位に運営することが現実的であると考えます。市町村が保険者か県が保険者かは別として、市町村ごとに保険料が異なることは是正すべきであります。知事の御見解をお願いいたします。

次に、介護分野の人材の流出及び不足の問題

であります。今、介護の世界から人材の流出がなぜ起きているのか。専門学校などの人材養成機関の定員割れが発生しているのはなぜでしょうか。いよいよ本格的な高齢社会を迎えたにもかかわらず、介護崩壊が始まったのではと懸念しております。本県における状況においても、かなり深刻であると伺っております。もともと就労機会の少ない本県においても、希望を持ってこの分野に進出が続いたのに、ここに来てブレーキがかかっております。このままこうした状況が進行すれば、必要な人材が支障を来す事態が想定されます。そこで、福祉保健部長にお尋ねいたしますが、県内の介護分野のこうした状況をどう認識されておられるのか、また、今後の対処方針についてお尋ねしておきたいと思っております。

次に、中小企業対策についてであります。

企業にとりまして一番の課題は、資金対策であります。今後の資金需要への対応について伺いたいと思っております。県内の製造業は、中小企業が事業所数で98%強、従業員数で約7割を占めており、中小企業の振興なくして宮崎県の産業振興は望めるはずありません。しかし、中小企業の多くは、原油や原材料などの価格上昇分を製品やサービスへ転嫁できず、また、公共事業の減少などでその9割が収益を圧迫され、依然として厳しい経営環境の中であえいでいます。県ではこれまで、中小企業者に対し、長期の低利融資制度を設け、支援されてきたところであり、昨今の新規貸付実績は、景気の回復もあり、好調であると伺っておるところであります。新たな取り組みとして、無担保スピード保証融資の要件緩和や再チャレンジ枠が創設されるなど、中小企業にとって大きな支援になると期待いたしております。しかし、融資

制度のほとんどは信用保証協会の保証が必要であり、保険事故率の高まり等に対応するため、保証協会と金融機関とが適切な役割分担をする責任共有制度を導入されると聞いております。金融機関にもリスクが生ずることから、金融機関の対応次第では、中小企業の資金調達に大きな影響が生ずることも懸念されます。緩やかながらも続いているとされる景気回復が、地方の中小企業にも実感できるためには、資金需要に迅速・適切にこたえることなど、中小企業に元気の出る取り組みが欠かせないと考えます。そこで、商工観光労働部長に伺いますが、現在までの金融対策の業種ごとの成果と課題、並びに現在の社会経済情勢を踏まえ、今後どう取り組まれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、林業振興についてであります。

今日の中山間地域の一番の課題は、所得の確保であります。木材価格の低迷が今日のような中山間地域の疲弊を生み出したと言っても過言ではないと考えますとき、木材価格の上昇のため、どのような林業施策が必要と考えておられるのか、まず、知事に伺っておきたいと思っております。

さて、同様の視点から質問ですが、安定的な県産材の需要拡大に結びつく企業の進出は、森林所有者の所得向上や新たな雇用にもつながり、地域経済の活性化も図られると期待されます。日向市に進出の意向を持つ中国木材株式会社であります。——きょうの新聞にも出ておりましたが——この会社は、優良材の生産はもとより、ほとんど厄介者扱いの間伐材や曲がり材、欠陥材の有効活用のため、杉とベイマツの異樹種集成材の開発に道を開いたメーカーであり、加えて、端材、おが粉、樹皮の乾燥用燃

料化やバイオマス発電など、その経営は先端的な面を見ることができます。また、6隻の大型木材専用船を所有し、物流にも強みを持っています。そこで、木材の集荷において、日向を拠点とする耳川水系のみを想定するのではなく、例えば、整備が進んだ串間市の福島港を県南の木材の集積場として利用するならば、一部で危惧されている原木の供給、また過伐による耳川流域の荒廃にも十分配慮できると考えるものがあります。このような視点から、県全体の林業振興に資するものと考えます。地元との対話を含め、積極的な役割を果たしていかれる考えはないか、知事に伺います。なおまた、環境森林部長には、仮に中国木材の進出があった場合の経済効果や雇用数などはどうなるのか、伺っておきたいと思います。

次に、農業振興についてであります。

本県は、温暖な気候と豊かな自然を生かして、安全で安心な農産物を全国に供給しており、平成18年の農業生産額ではこれまで最高の全国第5位になるなど、日本有数の農業県となっております。一方で、燃油価格や飼料価格が高騰する中、これらを市場価格に転嫁することは難しく、農業経営は厳しさを増しております。そこでまず、県内の農業経営の現状について知事はどう認識されるのか、伺っておきます。

さて、近年、進行が加速していると言われている地球温暖化への対応についてであります。温暖化による農業面での具体的な影響としては、乳白米の増加など水稲の高温障害や、果実の着色不良、病害虫の多発などが確認されており、今後は、水稲の収量や品質の低下、多くの品目での産地移動、さらには鶏の生産性低下などが懸念されております。地球温暖化に関する

情報が頻繁に流れる中、農業者も将来の農業生産への不安を抱きつつ、当面の農業経営に取り組んでいるのが実態であります。

このような中で、県は、平成20年度新規事業として、地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業を実施することとされており、近年顕在化してきた課題に対し、農業県宮崎として積極的に取り組む姿勢が明確に示されたことは評価したいと思います。そこで、温暖化に対して新規事業でどのような取り組みを行おうとされているのか、農政水産部長に伺っておきます。

また、昨年のような温暖化による影響と考えられる水稲の被害を回避するためには、被害の原因究明と再発防止に向けた対策が不可欠であります。どう分析され、どう対応されるのか、伺っておきます。

次に、関連してお尋ねします。堆肥などを燃料として活用するバイオマス事業についてあります。近年、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化防止とあわせ、未利用資源を有効活用した循環型社会の形成が強く叫ばれております。そのような中で、農林業の生産活動の中で排出される家畜排せつ物や林地残材等の資源利用も、未利用資源の活用や化石燃料からの脱却という観点から大変重要であると考えます。そこで、まず、畜産県として家畜排せつ物のバイオマスエネルギーとしての利活用が必要と考えますが、その現状と取り組み、さらには、本県は全国有数の焼酎の生産県ですが、バイオマス資源である焼酎かすの利活用はどうなっているのか、伺っておきたいと思います。

また、木質バイオマスについては環境森林部長に伺います。製材工場等で発生するおが粉や端材などは、畜産用の敷料などとして利用されますが、森林内に未利用のまま放置されている

間伐材や枝葉などがまだまだ多くあり、これらを有効活用することは、地球温暖化防止や森林所有者の所得向上にもつながるものと考えます。新しいエネルギーとして期待されているバイオエタノールの開発や木質ペレットの活用等を含め、木質バイオマスの活用についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、水産業の振興についてであります。

水産資源の減少や産地価格の低迷、燃料油の高騰などの影響から、漁業経営は悪化しており、就業者の減少や高齢化が進行する中、将来の漁業や漁村の活力低下が心配される状況にあります。このような中、水産業の振興を図り、漁業県としての位置を守っていくためには、担い手対策を含め、総合的な対策を講じることが県の責務であると考えます。県では、漁場の選択に役立つ情報をパソコンで漁船に提供する事業を開始されたのを初め、新年度には、魚資源の減少に対応した新しい漁場造成技術の確立を目指し、中長期的な魚資源対策に乗り出すなど、各種事業を展開しております。今後一層の取り組み強化を期待するものであります。そこで、現在、県が進めている水産業・漁村振興長期計画が目指す本県水産業の姿はどのようなものか、また、今後の振興策について、農政水産部長に伺います。

また、単位漁協の合併についてありますが、本県漁業のさらなる発展を願うとき、合併による体力強化は避けて通れない課題と認識いたしますが、今後の方向性について伺っておきます。

次に、教育問題についてであります。

まず、先ほどの星原議員の質問におきまして、学習指導要領の改訂案に対する教育長の基本的な認識を伺いました。そこで、今後の実施

あるいは移行に向けてどのような課題があり、どう取り組んでいこうとされているのか、授業時間数が増加し、現場の負担がふえるのではというような声もありますが、教育長の見解をお聞かせください。

次に、特別支援教育についてであります。私は、日ごろ、障がいのある子供をお持ちの保護者の方々のお話を伺うことがありますが、皆さんが異口同音におっしゃることは、将来に対する不安であります。自分たちが年老いたとき、この子供たちはどうなるのだろうという心配であります。当然のことであると考えられます。現在、我が国は、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の構築に向け、新たに特別支援教育をスタートしたところであります。障がいのある子供が、将来の自立と社会参加を目指して、安心して学び、豊かな人生を送ることができるよう、よりよい教育環境と質の高い教育を提供するためには、これまで以上に特別支援教育の充実を図る必要があると思います。そこで、知事にお尋ねします。今回、平成20年度新規事業として、延岡地区総合特別支援学校設置検討事業を提案されております。これは、本県の特別支援教育について新たな展開を図られるものであると期待しているところでありますが、具体的にはどのように特別支援学校の整備に取り組んでいかれるのか、伺っておきます。

次に、中高一貫教育校についてであります。本県は、平成6年に全国に先駆けて五ヶ瀬町に県立の中高一貫教育校を設置し、全国的な注目を集めてまいりました。さらに昨年4月には、併設型の中高一貫教育校として、宮崎西高等学校附属中学校を開校し、この両校の入学者選抜には多くの志願者が集まり、中高一貫教育校に

対する県民のニーズの高さがうかがえるところ  
であります。全国的にも中高一貫教育校のニ  
ーズが高まっており、文部科学省の調査によ  
りますと、平成19年4月現在、全国に257校  
の中高一貫教育校が設置されており、前年度  
より54校増加したと聞いております。この  
ような中、県教育委員会では、本年度、学識  
経験者等から成る「中高一貫教育校調査・研  
究委員会」において、本県の今後の中高一貫  
教育校の設置の必要性について協議された  
とのこととあります。その内容はどのよう  
なものであったのか、また、来年度の新規  
事業についても予定されているようであり  
ますが、今後の中高一貫教育校の整備につ  
いて、県教育委員会はどのように考えてい  
るのか、教育長にお尋ねします。

次に、警察行政についてであります。

近年、県内の刑法犯認知件数は減少傾向  
にあり、検挙率は上昇傾向でございます。こ  
れは特に平成15年以降、強力に実施して  
きた諸施策の大きな成果であり、県警察の  
取り組みを高く評価するものであります。こ  
うした中、昨年末、平成20年の警察運営  
指針及び運営重点を決定されました。熟  
練警察官が退職を迎える中であって、優  
秀な人材の確保だけでなく、現職警察官の  
職務規範を含む資質の向上が重要である  
と考えますが、こういったことも含め、今  
後さらなる警察力の向上を図られ、県民  
の安心・安全の確保に全力で取り組んで  
いただきたいと思います。まずは、新年  
度の基本姿勢及び運営指針の要点につ  
いて、警察本部長にお尋ねいたします。

次に、犯罪取り調べの可視化導入につ  
いてあります。現在、参議院の法務委員  
会では、刑事訴訟法改正案が審議中であ  
ります。この法案は3つのポイントがあ  
り、1つ目はビデオ等に

よる録画、録画による可視化、2つ目  
には録画のない自白の証拠能力の否定、  
3つ目が検察官手持ち証拠リストの開  
示であります。参議院での可決は必  
至で、衆議院での可決・成立は微妙  
とされております。この改正案が出  
された背景には、来年4月からの  
一般国民が裁判にかかわる裁判員  
制度の実施、及び昨年、鹿児島  
県と富山県で相次いだ冤罪事件  
が大きな後押しになったことは  
否めません。刑事訴訟法の第1  
条は、「事実の真相を明らかにし  
……」とありますが、令状によ  
り勾留し取り調べが始まると、  
白とする真実の究明は置かれ、  
黒の事実の究明に力点が置か  
れること、誤認逮捕の非難を  
避けたいことなどから冤罪が  
発生すると言われております。  
警察の職務は、一般職員と比  
較して強いモラルが求められ、  
刑事事件の捜査に当たっては、  
犯罪捜査規範などにより、捜  
査を行うに当たっては、警察  
法、刑事訴訟法、その他の法令  
及び規則を遵守し、個人の自  
由と権利を不当に侵害すること  
のないように注意しなければ  
ならないとされております。個  
人の基本的人権を尊重した上  
で、適正な捜査を推進し、真  
相解明に当たることを県民は  
期待していると考えます。こ  
うした犯罪取り調べの可視化  
導入に対する一連の動きをど  
うとらえておられるのか、警  
察本部長にお尋ねいたします。  
さらには、今年1月、警察  
庁から示された「警察捜査に  
おける取調べ適正化指針」の  
内容についてお聞かせくだ  
さい。

最後に、新エネルギー対策  
であります。

このことについては、国も  
推進体制を整備し、県にお  
いても新エネルギー推進室  
を設置する県が出てくる  
など、今後一層普及が進  
むものと思われま  
す。企業局も昨年度、  
太陽光発電への取  
組みを検討されま  
した。こうした中、農



業用水や中小河川を活用した中小水力発電は、未利用資源の有効活用という観点からも注目を集めつつあります。そこで、この中小水力発電について、もともと発電エネルギーを主業務とされている企業局としてはどう取り組まれているのか。また、山形県では、次世代のエネルギーとして注目されている燃料電池について、県の研究センターなどにおいて地元大学と共同研究を行い、国内外で高く評価をされていると伺っております。こうした地方での新分野の新エネルギー研究は、県民に大いに勇気を与えるものだと存じます。そこで、企業局において、燃料電池の研究に取り組む余地はないのか。特に、宮崎大学には工学部があります。連携は可能であると考えますが、見解を伺って、壇上からの質問とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

理想とする社会像、国家像についてであります。私は、我が国が、環境問題やエネルギー問題、あるいは技術革新の分野で、21世紀の国際社会をリードする国であってほしいと考えております。また一方で、歴史と伝統を重んずる文化国家であってほしいとも思っております。そして、国の成り立ちとして、脱中央集権・地方分権の国家で、地域やそこに住む生活者たる国民を起点とする国家であってほしいと思っております。ひいては、子供や若者が夢や希望を持てる国であってほしいと願っております。しかしながら、現状は必ずしもそうではありません。政治は国民の期待からほど遠いと言わざるを得ませんし、地方の側にも国民の側にもお上意識が抜け切れず、国民と政治家の双方が意識改革、自己改革を行うべき時期が到来していると考え

ております。今や、日本を変えるため、戦後のお任せ民主主義を打ち破り、地域や生活の現場から、これまでの日本人の生き方、暮らし方、働き方を、根本から問い直す運動を起こさねばならないと考えております。

ところで、我が国の歴史の大きな分岐点は、戦国時代と明治維新であったと私は考えております。いずれの時代も地方から日本を変えていったのであります。今の時代にあっても、我が国を変えるためには、私たちはまず身の回りから変えていかなければなりません。それが私の言う県民総力戦なのです。私たちの暮らす地域や宮崎県から、お任せ民主主義の悪弊をなくしていかなければなりません。そして、そうした宮崎モデルと言うべき、住民の政治参画へのうねりで、地方から日本を変えていきたいと考えております。

続きまして、就任して以来の私の行動、活動についてであります。私は、この1年、県内全市町村を回り、県民フォーラムや県民ブレーン座談会を通じ、県民の皆様の声をじかに聞きし、県内の実情把握に努めてまいりました。その結果、各地域が抱える課題について十分に理解を深めるとともに、県政に対する強い期待感を感じているところでございます。また一方では、全国を飛び回り、宮崎のPRに努めるとともに、道路特定財源問題を初めさまざまな事柄について、地方としての主張を全国に発信してまいりました。これらの活動は、本県の産業振興や社会インフラの整備など、すべては宮崎の発展のため、行ってきたものであります。おかげさまで、宮崎の知名度を飛躍的に高めるとともに、地方の実情や願いを中央に知らしめることができたと考えております。ただ、PRの成功は、日本一の宮崎牛やマンゴーなどの県産品

のすぐれた品質によるところが大きく、これは県民の皆様の長年にわたる努力のたまものです。今後とも、初心を忘れず、真摯にかつ謙虚に、県勢の発展に尽くしてまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、陳情政治についてであります。私は、就任以来、県政の諸課題について国等に陳情を行う一方で、県に対するさまざまな陳情も受けてまいりました。特に、このたびの道路特定財源問題を通して痛感しますのは、地域の実情や思いというのは、他の地域に住む人々からはなかなか理解してもらえないということでもあります。陳情する側の厳しい実情や切実な思いを相手方に訴え、多くの方々に理解してもらう直接的な手段として、陳情の必要性はあるのではないかと考えています。しかしながら一方で、過度の陳情行政は地方の主体性を弱め、いつまでも国への依存体質から抜け出せないことになりはしないかと危惧はしております。したがって、可能な限り陳情に頼ることなく地域の思いが実現できることが最も望ましいことでもあります。国と地方の役割分担の見直しや、地方への権限・財源の移譲について、地方分権改革の議論の中でも訴えていきたいと考えております。

続きまして、地方分権改革等に対する考えについてであります。私は、地方の自主性、自立性を高め、地域の特性に応じた個性豊かで活力に満ちた地域づくりを進めてまいりますためには、今後とも、権限移譲や税源移譲を伴う真に実効性のある地方分権を推進していく必要があると考えております。具体的には、まずは、法令による義務づけなどの国の関与の見直しや、国の地方支分部局の見直し等を通じて、地方が主体的に権限を行使できるようにすることであ

り、本年4月以降の地方分権改革推進委員会による政府への勧告に大いに期待をしているところでございます。

次に、国と地方の税源配分につきましては、地方の自立性を高め、地方が担う事務と責任に見合うよう、まずは5対5にしていく必要があるのではないかと考えております。平成20年度の税制改正では、地方税である法人事業税の一部を国税化し再配分するという、いわば地方から国への逆税源移譲の形となりましたが、今回の措置は、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの暫定措置ということでありますので、税体系の抜本改革の際には、地方消費税の充実により地域間の税収格差を是正するとともに、国と地方の税源配分についても、少なくとも5対5になるよう、全国知事会等と連携をしながら要望してまいりたいと考えております。

続きまして、行政組織のあり方についてであります。財政状況が一段と厳しさを増す中で、活力のある県政運営を進めていくためには、行政組織につきましては、人材や財源など限られた経営資源を有効に活用できる、スリムで効率的な組織体制の構築を行う必要があると考えております。このようなことから、平成20年度組織改正案におきましては、本庁、出先機関にわたる再編を行うこととし、本庁においては、県民起点の政策立案等を図るため、「県民政策部」を新設するとともに、新みやざき創造戦略に掲げる重点目標の達成に向けて、「こども政策局」を初め、新たに設置する局に一定の権限を持たせ、機動的な推進体制を整備することとしております。また、出先機関につきましては、各部門の出先機関を統合し、いわゆる総合事務所にするという考え方もありますが、組織

が大規模になることに伴う組織管理上の問題があることや、各部門によって所管区域が大きく異なり、すべての総合事務所に同様な機能が与えられないこと等の課題があると考えているところでございます。このため、各出先機関に共通する総務事務等の集約化や、各部門ごとの組織体制の見直しを行うことにより、現場に必要なマンパワーの確保、部門内の関係機関相互の一層の連携強化を図ってまいりたいと考えております。今後も、時代の変化や新たな行政需要に迅速かつ的確に対応する観点から、行政組織の不断の見直しに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、中山間地域についてであります。中山間地域につきましては、依然として人口減少に歯どめがかからず、過疎化が進行し、また高齢化も進む中で、農林業を継続することは極めて困難な状況にあります。さらには、維持存続が危ぶまれる集落、いわゆる限界集落が見受けられるようになり、そこに暮らす人々の生活だけでなく、国土の保全、水源の涵養などの観点からも看過できない事態にあると認識いたしております。これまで、中山間地域の振興につきましては、過疎法等に基づく各種の事業により、交通基盤や生活環境の整備、産業の振興等に取り組んでまいりました。また、中山間地域等直接支払制度など住民に対する経済的支援を行うことにより、定住や経済活動を継続させ、そのことを通じて森林や農地を守り、中山間地域の多面的機能を維持させるという政策などにも取り組んできたところであります。しかし、中山間地域という枠組みのみで振興を図るということは、一定の限界があるのではないかと考えております。「森が滅びれば国が滅びる、地方が滅びれば国が滅びる」、私はこのよ

うな思いから、中山間地域の振興や植栽未済地の解消を、平成20年度重点施策の筆頭に掲げるとともに、新たに「中山間・地域対策室」を設置し、中山間地域対策等の地域振興施策の総合的な推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の今後の取り組みについてであります。東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線は、九州における循環型高速交通ネットワークを形成する重要な路線であるとともに、地域の活性化はもとより、救急医療や災害時の緊急輸送道路としての重要な役割を担う、本県にとって「真に必要な道路」であります。東九州自動車道の日南―志布志間及び九州横断自動車道延岡線の山都―蔵田間につきましては、基本計画のままで整備のめどが立っておりませんが、去る11月に公表された道路整備の中期計画素案の中で、4車線から完成2車線相当の構造に見直しつつ、これに加え、円滑な走行が可能な現道の一部を当面活用するなど、構造・規格の見直しを行い、早期にネットワークの機能を確保するとされたところでございます。県といたしましては、全線整備とされなかったことには不満は残りますが、高規格幹線道路のネットワークとして整備の必要性等が示されたところであり、本県の発展にとって大きな前進であると考えております。今後は、計画の具体化に向けて、国土交通省との協議を早急に進めるなど、一日でも早く整備に着手できるように、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東九州新幹線の宮崎―鹿児島間の整備についてであります。御案内のとおり、東九州新幹線の整備は、東九州地域はもとより、九州

域内の新幹線ネットワークを構築し、九州全体の交流拡大、連携を図る上で大変重要であると認識しております。この路線は、昭和48年に基本計画に決定され、整備計画路線への格上げが待たれている状況であります。福岡市から本県を經由して鹿児島市に至る、非常に距離の長い路線でありますことから、どこから整備を進めるかは、さまざまな観点からの検討が必要であると考えております。御提案のありました、九州新幹線鹿児島ルートに近い宮崎―鹿児島間から着工するという案も、整備効果を早期に本県にもたらすという観点から、整備手法の一つとなり得るのではないかと考えております。

次に、川内―宮崎ルートの新幹線建設についてであります。御提案のありました川内から霧島、都城を經由して宮崎を結ぶ新幹線につきましては、九州新幹線鹿児島ルートに接続する一つの案だとは考えますが、人口60万人を有する鹿児島市を經由しないことによる整備効果への影響を考慮しますと、現状では難しいのではないかと考えております。議員は、年間8億円程度の負担で整備できると指摘されましたが、私どもの試算では、その5倍程度の負担が生じると考えております。いずれにしましても、東九州新幹線は、本県はもとより、東九州地域の一体的発展を図っていく上で大きな効果が期待できるものでありますので、引き続き、国に対しましても、整備計画路線への格上げや財源の確保を要望してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度についてであります。介護保険は、介護が必要になっても、できる限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう設けられた制度であり、住民に最も身近な市町村が保険者となって運営しているものであります。このため、各市町村においては、

高齢者数や介護ニーズ等の地域の実情を十分に踏まえて策定した介護保険事業計画に基づきまして、サービス量に応じた介護保険料を設定するとともに、計画的な介護サービスの充実に努めているところであります。また、昨年度の制度改正におきましては、市町村がより主体的にきめ細かな対応ができるよう、地域支援事業や地域密着型サービスが創設されるなど、制度の充実が図られているところでございます。県といたしましては、今後とも市町村と十分な連携をとりながら、適切かつ円滑な介護保険事業の運営が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

続きまして、林業振興、木材価格の上昇のための施策についてであります。中山間地域にとって林業は重要な産業であり、今日の木材価格の低迷は、森林所有者等の所得や地域経済に大きく影響していることから、木材の需要拡大等を通じた林業の振興は大変重要であると考えております。このため、首都圏等での商談会の開催など、県産材の販路拡大に積極的に努めており、昨年11月には福岡市での販売促進フェアにおいて、私みずからがトップセールスを行ったところであります。また、協定による原木取引や需要者ニーズに対応した付加価値の高い製品づくり、さらには、木材利用技術センターでの新たな用途開発等も進めているところでございます。今後とも、県内外での県産材の需要拡大に積極的に取り組み、所得の確保を初めとした林業の振興を図り、中山間地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、中国木材株式会社についてであります。中国木材の進出につきましては、地元の関係者から成る「耳川流域の林業・木材産業の健全な発展を考える会議」の中で議論されて

おり、昨日開催された5回目の会議では、会社も交えた話し合いが行われております。会議では、会社から原木調達の計画などが示され、引き続き協議していくことが確認されたところであります。また、今月15日には、宮崎県木材協同組合連合会等の林業3団体による「中国木材株式会社進出に関する検討会」が新たに設置され、本県林業・木材産業全体の問題として協議が始まっておるところでございます。県も、これらの協議の場に参加し、本県の森林・林業を取り巻く現状等についての情報提供や助言等を行ってまいりたいと考えております。私としましては、中国木材の進出は、新たな雇用の創出や安定的な木材需要が生まれるなど、地域経済の活性化につながるものと考えておりますので、今後も業界と会社の協議が円滑に進むよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、農業振興、燃油や飼料価格の高騰の影響とその対応についてであります。近年の燃油価格や飼料価格は、国際情勢の変化や、バイオエタノール向けのトウモロコシの需要増大に伴い、平成16年度に比べ、燃油価格は約2倍、平成18年度に比べて飼料価格は約1.4倍にそれぞれ高騰しております。これらの影響については、施設園芸における経営費で約20%程度、養豚経営においても5%程度コストが上昇すると試算され、本県農業経営にも大きな影響を与えることを危惧しております。このため、県といたしましては、関係機関・団体等とも連携をとりながら、本県農家への影響を緩和するため、原油高騰対策として、施設園芸の省エネルギー対策指針を作成し、コスト削減策を周知するとともに、ハウス内の多層被覆資材や循環扇などの省エネルギー設備の導入、木質ペレット

などの代替エネルギーの実証を進めているところでございます。

次に、飼料高騰対策といたしまして、飼料米などの自給飼料の生産拡大や、食品残渣など未利用資源の飼料化、衛生対策の徹底による家畜の生産性の向上を進めてまいります。また、本年2月に発動した県独自の緊急支援資金を活用し、農業経営の維持安定に向けた支援を行ってまいります。さらには、これらの対策とあわせて、安全・安心日本一のみやぎきブランドのさらなる推進により、付加価値の高い販売に努め、本県農業経営への影響を緩和してまいり所存でございます。

続きまして、延岡地区総合特別支援学校（仮称）設置検討事業についてであります。現在、延岡地区の特別支援学校3校は、災害への脆弱さ、過密化、進路の固定化等、喫緊の課題を抱えており、早急な対応が必要であることから、延岡西高等学校の跡地に統合し、福祉、医療、労働等が密接に連携した総合的な特別支援学校の設置を検討してまいりたいと考えております。来年度は、県民の皆様から意見をいただきながら、複数の障がいに対応できる教育課程の編成や、早期教育相談の充実、卒業後の就労を目的とした就業教育の充実など、新たな視点で多様なニーズに柔軟に対応できる、全国に誇れる特色ある学校づくりに向けた基本構想を作成したいと考えております。私は、障がいのある子供たちが、明るく生き生きとした学校生活を通じて自立と社会参加を図ることができるよう、今後とも特別支援教育の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

公益法人制度改革についてであります。まず、現在、県で許可されている公益法人の数ですが、社団法人が145法人、財団法人が108法人の合計253法人となっております。次に、公益性の判断基準についてであります、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」におきまして、公益目的事業を主たる目的とし、その割合が法人のすべての活動経費の2分の1以上を占めていることや、公益目的事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することなどの要件が定められているところであります。現在、国において、これらの要件を解釈するに当たってのより具体的な基準等についての検討が進められているところであります。この国の解釈基準等につきましては、本年の4月か5月ごろには示されると聞いておりますので、県といたしましては、これらを踏まえて、公益認定の基準を含めた本県としてのガイドラインをできるだけ早期に策定し、その周知や相談体制の充実を図るなど、新制度への円滑な移行に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 答えいたします。

地域コミュニティの維持・再生への取り組みについてであります。集落は、地域住民の生活の場であるだけでなく、農繁期等における相互扶助、里道等の維持管理、あるいは伝統芸能等の伝承といったさまざまな機能を有しております。しかしながら、全国的に過疎地域等においては、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行等により、地域の活力が低下しており、特に山間地の小規模集落においては、維持存続が危ぶまれる集落もあると認識をしております。本県におきましては、これまで、住民み

ずからの主体的な地域活性化への取り組みを促進するとともに、その活動を担う地域リーダーの育成に努めるなど、集落機能の維持・強化を図ってきたところであります。さらに、今年度、今後の集落対策のあり方に関する検討の基礎資料を得るため、過疎地域等市町村の集落の実態調査を行っているところであります。今後は、これら調査の結果を詳細に分析し、評価を行い、市町村との連携のもと、地域コミュニティの維持・再生のために効果的な方策を構築してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティバスについてであります。県内の市町村では、住民の暮らしに欠かせない地域交通を将来にわたって安定的に確保するため、地域の実情に応じたコミュニティバスの導入が進められており、県では、地域バス再編支援事業によりまして、こうした取り組みを積極的に支援しているところであります。この事業を活用してコミュニティバスを導入した三股町と五ヶ瀬町では、低料金化や交通空白地域への運行拡大など、住民の意見を踏まえた運営が好評であると伺っております。コミュニティバスの導入に当たっては、自治体や住民など地域の関係者による主体的な取り組みと創意工夫が重要であります。県といたしましても、今後とも市町村と十分連携しながら、地域にとって最適な交通システムが構築されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 介護人材の確保についてであります。本格的な高齢社会を迎える中で、今後とも質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、何よりも介護を支える人材の確保が重要であります。本県におきましては、現在のところは、大都市

部に比べ、介護人材が逼迫する状況にはございませんが、全国的な課題として、給与水準等から離職率が高いなどの指摘があり、また、今後高齢化がさらに進行する中で介護需要の増大が見込まれるところであります。このため、国におきましては、「社会福祉事業に従事する者の確保に関する指針」の中で、必要な福祉・介護サービスが提供されるよう、介護報酬の設定など制度の見直し等を検討することとしております。県といたしましては、その推移を見守りますとともに、今後とも、研修事業の充実により、ケアマネジャーなど専門的な人材の資質の向上を図るとともに、福祉人材センターにおける就職説明会や無料職業紹介などの就業支援により、人材の安定的な確保に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

中国木材株式会社の進出によります林業への効果についてであります。中国木材株式会社の昨日の説明によりますと、原木調達につきましては、最終的には、日向市を中心に隣接県を含めた100キロメートルの圏域から、年間30万立方メートルを集荷することを見込んでおり、このうち、本県からは13万5,000立方メートルを集荷したいとの計画であります。本県林業への効果といたしましては、伊万里事業所での原木買い取り単価が1立方メートル当たり1万2,000円程度でありますので、市場価格よりも2,000円から3,000円程度高く取引されることが予想されます。また、工場では最終的に220名が雇用されると聞いておりますが、そのほかにも、伐採や植栽、育林等の面でも新たな雇用が生まれるものと期待をいたしております。

次に、木質バイオマスの活用についてであり

ます。本県では、未利用の間伐材や製材工場の端材など、多くの木質バイオマス資源が発生しており、その有効活用を図ることが重要であると考えております。このため県では、製材工場等への木質ボイラーの導入を図り、木材乾燥や発電の熱源としての利用を進めておりますが、最近では、木質ペレットの製造工場の建設やハウス園芸用加温機の実証試験など、新たな動きも始まっております。木質バイオエタノールにつきましては、県外では大企業による建築廃材を利用した試験的な取り組みが行われておりますが、設備等に多額の経費を要することや、製品販売上の課題などがあると聞いております。このため、当面は、木質バイオマスの熱源等としての利用を進めるとともに、未利用間伐材等の効率的な収集・運搬方法の検討を行い、その利用拡大に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

中小企業の金融対策についてであります。中小企業の振興に当たりましては、金融の円滑化を図ることが極めて重要であります。信用力や担保が十分でない多くの中小企業者においては、資金調達が大きな課題となっております。このため、県におきましては、信用保証協会の保証制度を活用した中小企業融資制度を設けておりまして、平成20年1月末現在の保証付きの融資残高は約563億円であり、業種別では、サービス業が約114億円、建設業が約111億円、小売業が約92億円などとなっております。また、県はこれまで、信用保証協会に対しまして、出捐や保証料補助等を行うことにより、保証しやすい環境を整備してきたところであります。しかしながら、現在、原油価格の高騰など、中小企

業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありますので、不況対策や連鎖倒産防止のためのセーフティネット貸付や、経営状況の厳しい建設業者等を対象にした建設産業等支援貸付を創設するなど、中小企業に役立ち、かつ利用しやすい制度となるよう、融資制度の大幅な見直しを行うことといたしております。今後とも、中小企業の金融の円滑化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、中山間地域の公益的機能についての認識と今後の対策についてであります。中山間地域の農業・農村は、県全体の農地面積並びに農業産出額の約6割を占めており、食料の供給に加え、洪水防止や水源涵養など、県民の安全・安心な生活を支える多面的な機能を有しております。しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行により、農業生産活動や農村の活力が低下してきていることから、中山間地域の多面的機能を十分に発揮できるようにしていく必要があると認識いたしております。このため、地域資源を生かした付加価値の高い農業生産対策を進めるとともに、直接支払制度等を活用し、農地・農業用施設の維持管理や整備を進めているところでございます。また、平成20年度から、「きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業」により、山間地域の創意工夫にあふれた集落活性化に向けた地域提案型の取り組みに対して、関係市町村と一体となって支援を行ってまいりたいと考えております。今後とも、これらの対策を積極的に推進し、中山間地域の農業・農村の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化に向けた農水産分野の取り組みについてであります。近年、地球温暖化が急速に進行し、異常気象等による農作物の収量・品質の低下、海水温の上昇による藻場の減少などの影響が顕在化しており、これらへの対応は、自然条件に大きく左右される農水産業の重要な課題の一つとなっております。このため、平成20年度から「地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業」によりまして、暑さから農水産物を守る対策、暑さを生かす対策、温暖化を抑える対策の3つの視点から、温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、長期的な取り組みとして、総合農業試験場内に設置する研究センターを中心に、産業界や大学などとの連携を進めながら、温暖化の影響把握や情報の収集、対応策の検討を行ってまいります。また、短期的な取り組みとして、温暖化の影響を受けにくい生産・経営の実証を進めるとともに、木質ペレット暖房機等の導入実証や、バイオディーゼル燃料の生産・利用システムの構築などの温暖化抑制対策に取り組むこととしております。これらの取り組みにより、地球温暖化に対応した農水産業への構造転換を進めてまいりたいと考えております。

次に、早期水稻の被害原因と対応策についてでございます。昨年発生した早期水稻被害につきましては、台風に伴うフェーン現象や日照不足、高温などの気象的要因に加えて、地力の低下や水管理による根腐れの発生などといった技術的要因が被害を助長し、結果として大幅な収量・品質の低下につながったものと分析しております。このため、議会で承認いただきました早期水稻被害緊急対策事業を活用し、栽培技術の改善や品質低下に対応できる災害補償対策などへの加入促進、土づくりなどによる大規模実



証圃の設置などを進めているところであります。さらに、収穫前品質判定体制の構築などについても検討することとしており、関係機関・団体とも連携し、再発防止と災害に強い安定した生産体制の早期構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、家畜排せつ物のバイオマスエネルギー利用についてであります。本県では、家畜ふん尿の大半は、有機質資源としての農地還元を基本にしておりますが、堆肥化以外にも、焼却等によるエネルギー転換を進めていくことも大変重要と考えております。現在、県内での主な取り組みとしては、都城市と小林市で、家畜ふん尿から発生したメタンガスを燃焼させ発電を行うメタン発酵処理施設や、都城市や川南町で、鶏ふんを燃料とした発電所が稼働しております。特に鶏ふん発電は、県内のブロイラーふんの大部分を焼却し、蒸気熱利用や発電による電力供給、焼却灰の肥料原料への利用など、全国に先駆けた取り組みが行われております。さらに、民間レベルでの新たな取り組みとして、現在、特許申請中と聞いておりますが、畜ふんをペレット化し、施設園芸の重油代替燃料への実用化がなされようとしております。今後とも、家畜排せつ物の適正処理・利用とともに、地域の実情に応じた家畜排せつ物のエネルギー利用を進めてまいりたいと考えております。

次に、焼酎かすの利活用についてであります。焼酎の製造過程で発生する焼酎かすは、本県にとって有効利用すべきバイオマス資源であることから、近年、焼酎メーカーが主体となったりサイクル施設整備による再生利用が進んできております。具体的には、焼酎かすを家畜飼料や肥料、堆肥として再生利用するほか、処理過程で発生するガス等をボイラー燃料として施

設内利用するものであります。また、最近では、地球温暖化防止対策の一つとして普及が進められているバイオエタノールを試験製造する動きも出てきているところであります。今後とも、自給飼料の増産や環境に優しい取り組みの拡大などの観点から、国の施策も注視しつつ、焼酎かすの利活用を促進してまいりたいと考えております。

次に、県が進める水産業の姿と振興策であります。本県では、カツオ・マグロ漁業を中心に多様な漁業が営まれており、県内外に良質な水産物を供給する産業として、将来にわたり健全な発展を図る必要があると考えております。このため、長期計画に基づき、水産資源の適切な管理や、環境と調和した持続的な漁業の展開、担い手の育成確保を通じた、付加価値の高い安全・安心な水産物の安定供給等を図ることとしております。このような認識のもと、来年度予算として、漁業生産力の向上を図るため、新しい魚礁の調査、検討を行う「豊かな日向灘創出プロジェクト」を初め、協業化等による収益性の高い漁業経営への転換や、水産物ブランドの推進などを図るための事業をお願いしており、これらの事業により、健康で豊かな生活を支える元気のいい水産業を目指してまいりたいと考えております。

最後に、漁協合併の方向性についてであります。漁協につきましては、組合員の安定した経営を支えるために、事業の効率化や合理化等による経営基盤の強化が喫緊の課題であり、合併はその一つの方策と考えております。このため、県は、漁協等関係団体に対し、必要な助言・支援を行い、同団体は、県内の漁協系統組織を再編して、県内一漁協とする案を中心に議論を進めていく方針を、昨年6月に決定いたしま

した。県といたしましては、この方針に沿った合併への主体的な合意形成を見守りつつ、漁協への必要な助言を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○企業局長（日高幸平君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、公営企業としてのコミュニティバス事業についてでございます。企業局では、御質問にもございましたように、未植栽地を水源涵養機能の高い森林として整備することにより、安定的な電力供給に資するために、緑のダム造成事業を電気事業会計の中で実施しているところでありますが、コミュニティバス事業につきましては、自動車運送事業という事業の内容から、現在の事業とは区分した新たな公営事業として行うということになります。企業局が新たな公営事業を行います場合には、県の事業として実施する必要性、一般会計と区分して独立採算制で実施する必要性、事業の採算性といったような点を勘案して検討する必要がございます。このような視点から判断をいたしますと、お尋ねのコミュニティバス事業につきましては、これまでも市町村が主体となって、地域住民のニーズに合った交通手段として実施されているようでございますので、地域に密着した事業は、そのような方法で実施するほうが適当ではないかと考えておるところでございます。

次に、企業局における中小水力発電の取り組みについてでございます。企業局では、これまでのノウハウを生かしまして、中小水力発電や農業用水を利用した小水力発電の開発可能性調査を県下全域を対象に実施してきているところでございます。中小水力発電開発につきましては、平成5年度から7年度にかけて行った未開発地点開発最適化調査の結果をもとにいたしま

して、開発可能性の検討を進めておるわけでございますが、開発地点が奥地化、小規模化してありまして、平成16年度に建設した高原町の猿瀬発電所以降は、事業化にまでは至っていないところでございます。また、農業用水を利用した小水力発電につきましては、平成17年度から今年度にかけて調査を行っておりまして、調査の結果、有望な地点について、関係市町や土地改良区に開発や技術の提案を行っているところでございます。中小水力発電は、クリーンエネルギーとして地球温暖化防止に貢献できますことから、今後とも調査を続けてまいりたいと考えております。

最後に、企業局での燃料電池に対する研究の取り組みについてでございます。燃料電池につきましては、環境に優しい次世代エネルギーとして、主に自動車や家庭用として実用化に向けての研究が行われているようでありますが、これは現在、耐久性やコスト等が課題となっております。素材開発による長時間運転や発電効率の向上、システムの軽量化等についての技術開発を行っている段階というふうに伺っております。企業局では発電事業を行っておるわけでございますが、この試験研究の分野につきましては、現在、経済産業省等との国レベルでの官民共同プロジェクトや、大学あるいは自動車メーカー、ガス会社などの民間企業で、かなり高度で専門的な立場から実証試験が行われているというふうに伺っておりますので、その推移を見守ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

新しい学習指導要領の実施についてであります。現行の学習指導要領につきましては、その

基本理念であります「生きる力」の意味や必要性が、学校関係者や保護者、社会に十分共通理解されていなかったことや、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習を行うには授業時数が十分でなかったことなどが課題として指摘されております。このため、県教育委員会といたしましては、指導面などで具体的な手だてを確立することを目指しまして、学習指導要領に関する説明会を開催して周知を図るとともに、新しい学習内容に関する研修会の実施、移行のための手だて等をまとめた指導資料の作成を行うなど、市町村教育委員会とも十分連携を図りながら、学校に対して積極的な指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、中高一貫教育校についてであります。本県における中高一貫教育校の教育のあり方につきましては、中高一貫教育に対する全国的なニーズの高まりの中で、平成18年度の「宮崎県学校教育改革推進協議会」において御協議をいただいたところであり、本年度はこれを受けまして、中高一貫教育校調査・研究委員会を設置いたしまして、本県における新たな中高一貫教育校の設置形態等について御提言をいただいたところであります。その中で、県民ニーズや設置経費の面などから併設型が適当であること、また、設置地域につきましては、現在、中高一貫教育校が県南には設置されていないことや、北諸県地区は地区外の中学校へ進学する児童数が県内で最も多いことなどから、当地区に設置することが適当であること、さらには、今後の設置校数につきましては、生徒数の減少や既存の公・私立中学校への影響に十分配慮し、併設型1校の設置とすることなどの御提言をいただいたところであります。県教育委員会といたし

ましても、県北、県央、県南の県内3地域にそれぞれ特色ある中高一貫教育校を整備することは、本県中等教育の充実・向上に大きく寄与するものであると考えているところであり、このため、来年度、北諸県地区への新たな中高一貫教育校の設置に向けまして、具体的な調査研究を行いたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、運営方針関係についてでございますが、本年の宮崎県警察の運営方針といたしましては、従前に引き続き、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」とするとともに、サブタイトルとして、「安全で安心な宮崎をめざして」にいたしました。これは、事件事故等がますます複雑多様化する昨今の状況を踏まえまして、郷土宮崎が安全で住みよいことを願う県民の期待と信頼にこたえるために、県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものでございます。具体的な運営重点についてでございますけれども、街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進、交通死亡事故の抑止と交通秩序の確立、重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪の封圧、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進、犯罪被害者支援の推進、少年の健全育成と非行防止、以上の6項目を掲げておりまして、県民に不安を感じさせる侵入犯罪、街頭犯罪等の抑止対策や、特に高齢者の交通事故防止対策などの施策を推進することといたしております。本年も、警察官の世代交代をうまく進めることに特に留意をしながら、職員が一丸となって県民の負託にこたえるべく、各種施策を積極的に展開することとしておりますので、御理解、御支援のほどよろ

しくお願い申し上げます。

次に、取り調べ関係についてのお尋ねでございます。取り調べを含めまして、捜査は、個人の基本的な人権を尊重しつつ、事案の真相解明を目指すものでございます。国家公安委員会におきましては、いわゆる志布志事件等の無罪判決等が相次ぎ、警察の捜査における問題点が厳しく指摘されたことなどを踏まえまして、昨年11月、「警察捜査における取調べの適正化について」と題する決定を行ったところでございます。警察庁では、この決定を受け、本年1月に、部外の有識者等の意見を参酌して、これらの事件における捜査の問題点を改めて抽出して検討を加え、この結果、警察が当面取り組むべき施策を「警察捜査における取調べ適正化指針」として取りまとめたところでございます。主な施策として、取り調べに対する監督の強化を図るために、取り調べに係る不適正行為につながるおそれのある行為を定めた上で、捜査を担当しない部門において当該行為の有無を確認することなどにより、取り調べに対する監督を行うこと。取り調べ時間の管理の厳格化を図るため、原則として深夜または長時間の取り調べを避けなければならないこととするともに、一定の時間帯等に取り調べを行おうとするときは、警察本部長等の事前承認を受けなければならないこととする。あるいは、適正な取り調べを担保するための措置として、取調室に透視鏡を設置するなどを内容とするものでございまして、今後、都道府県警察を含め警察全体で、この指針に沿った具体的な措置がとられることになる予定でございます。また、取り調べの録音・録画の問題につきましては、実務上の立場からは非常に問題が多いと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、現在、最高裁判

所、日本弁護士連合会、最高検察庁、法務省、これにオブザーバー参加の警察庁を入れた、いわゆる法曹三者協議会の場において、来るべき裁判員裁判制度下における自白の任意性の立証方策について、そのあり方の議論がなされていく中で取り上げられていくものと承知しております。また、きのう、きょう、報道されておりましたが、警察庁においても、取り調べのあり方に関する有識者懇談会が開催され、議論されているということでございまして、宮崎県警察としては、当面こうした国における議論の動向に十分に關心を持っていくということで臨んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○野辺修光議員 御答弁それぞれありがとうございました。何点か知事にお尋ね、あるいはまた要望申し上げておきたいと思っております。

まず、知事、先ほど陳情政治については、余りいいことじゃないが、現在においては、やはりいたし方ないんじゃないかということであつたかと思っております。そこで、知事も大変お忙しい中に、県民のほうから陳情や要望を受けられるわけではありますが、当初、知事は、「いずれも重要な案件ですね」ということで済まされておったというような話も聞くんです。しかし、今はそうではないと思っております。これら陳情等を受けられまして、各部局等にどのような指示をなされておるか、そしてまた、もし、財政上の問題で即答できないようなとき、後でちゃんと回答されておるのか、この点、伺いたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 要望、陳情におきましては、できる限りお受けしたいという基本的な理念を持っております。イベントに来てくれとか、祭りに来てくれとか、議会の皆さん方も

多いんですけれども、後援者と会ってくれとか、写真を撮ってくれ、サインをしてくれ、こういったことはできる限りするんですけれども、やっぱり予算を伴うものというのは、非常に財政逼迫の折、できかねるものもあるんです。そのときは、できるだけ脆弱な財政を強化しなきゃいけないと思っています。その中で、選択と集中を踏まえて対応していかなくちゃいけないと思うんですけれども、私の場合は、できるだけ、できるできないをその場ではっきり答えさせていただく方向でやらせていただいているんですが、できない場合、あるいは調査検討が必要な場合は、担当部局に適切な指示をさせていただいております。その後にスピード感をもって、できるのかできないのか、検討はできるのか、それとも前向きなのか後ろ向きなのかということを、きちんと答えさせていただくようには努力させていただいております。

**○野辺修光議員** ありがとうございます。先ほど、星原議員が20年度の予算については聞かれたわけでありまして。私は、歳入に限って知事にお聞きしたいんです。といいますのは、県税も伸び悩んでおる、そしてまた交付税も抑えられておる、さらにはまた、地方債、県債もみずから抑制されておるということで、20年度の歳入予算に限って、やはりかなり厳しいものがあるかと思っておりますが、知事として歳入予算をどう総括されているのか、その点伺ってみたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 平成20年度当初予算の歳入につきましては、自主財源では、企業収益とか消費の減等により、県税が約40億円減少しております。また、地方消費税清算金も約9億円の減となっております。一方、依存財源では、地方交付税は約2億円の減となりました

が、地方税の偏在是正に伴う地方交付税の特別枠が臨時財政対策債により措置されたため、実質的に地方交付税は約40億円の増となっておりますが、御案内のように、県としては一連の三位一体の改革で350億円削減された地方交付税を十分に回復したとは言いきれないかなと思っております。また、20年度は県税が減少する見込みでありますので、厳しい財政状況が予想されるんじゃないかと考えております。

**○野辺修光議員** そこで、県においても、いろんな未納とかそういうものについて徴収に努力いただいておりますが、歳入については、やはり限界があると思うのであります。したがって、2点ほど新たな歳入ということで提案してみたいのであります。1点目は、ふるさと納税制度であります。今回の税制改革、税制改正案の中で盛り込まれているわけでありまして、全国どこからでも自分の好きな県あるいは市町村に寄附できる。個人住民税を寄附できる。これはまた全額控除されるということでありまして、これをぜひ呼びかけていただくと大きな財源になるんじゃないかと思っております。知事の人気でありますので、ぜひひとつ取り組みをいただきたいと思うのであります。寄附金の活用、どう考えていらっしゃるでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** ふるさと納税に関しましては、地方の代表として都市部と闘ってまいりました。今、国会で審議されているということは、一歩前進ではないかなと思っております。私はこのふるさと納税に関しては、寄附税制としてはいい税制ではないかと思っております。ふるさとを思う気持ち、ふるさとではなくても、この自治体を応援したいと思うような気持ちを醸成する。あるいは自治体側も、ふるさと納税をいただきたいということで、自治体

運営、活性化等に力を入れるんじゃないか、そういった意味でも意義ある税制ではないかなと思っております。

ただ、宮崎は今、全国的に注目されているから、黙っていてもふるさと納税が入っていくんじゃないかという、全国的なトレンドという流れがあるんですね。そういう感があるんですけども……。ですから、他府県のように、この事業についてふるさと納税を下さいというような積極的な呼びかけ、あるいは景品とか、あの景品というの、税金使って景品出して……。税金をもらうのに、自分のところの税金で景品を出してどうするんだという考えもあるんですね。ですから、宮崎県はちょっと奥ゆかしくいたいなど。でも、インターネット等では、「ふるさと宮崎応援サイト」というのを立ち上げさせてもらって、寄附の申し込み等をインターネットからできるというような制度も充実させていきたいと思っておりますので、その辺は、幾らぐらい宮崎に来るのかわかりませんが、期待はしているところでございます。

**○野辺修光議員** ぜひ前向きに取り組みをお願いしたいと思っております。

もう一点は、住民参加型の市場公募債であります。これは全国30の都道府県で実施されておりますが、例えば福井県は、福井新幹線債というのを発行されているようであります。ぜひ景気浮揚とか雇用の確保という面から、これを発行されたらどうかなと思っております。例えば「東国原債」、あるいはまた「宮崎をどげんかせんといかん債」、こういう名前で発行されたらどうかなと。いい財源になるんじゃないかなと思っております。ちょっとしまったことに、県庁の来庁者が30万人を超したということであり、その来訪者のために物産館が繁盛して

いますけれども、やはり知事に会いたいという思いで見た人が多いわけでありまして、例えば東国原債を発行しておれば、おばちゃんたちは1万円とか10万円とか買っていかれたと思うんです。30万の人が買ったとすれば、1万円ずつ買っても30億円なんですよ。だから、ちょっとおくれましたけれども、今からでもいいと思うんですが、知事、これは絶対やってみてほしいのでありますけど、どうでしょうか、いい財源になると思います。

**○知事(東国原英夫君)** 確かに30万人の方が県庁にお越しになりまして、失敗したと思っております、お金を取ればよかったと思っております。100円でもいただければと思っておりますけれども、地方公募債は、償還時と発行時の手数料が高いんですね。だから、地方銀行で調達する資金よりもちょっとどうなのかなと。財政的に豊かな余裕のある自治体だったらいいんでしょうけれども、その辺は慎重に検討、研究させていただきたいと思っております。

**○野辺修光議員** いろんな課題があると思いますが、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。副知事、総務部長にもお願いしておきたいと思っております。

先ほどの組織の問題であります。私は出先機関のことを言ったんですが、やはり時間をかけて十分検討して、断片的な、土木事務所を統廃合するとかそういうことじゃなくて、地域重視型の組織にお願いしたい、こう思っております。例えば東京事務所の所長、これは知事が兼務することはできないんでしょうかね、総務部長。といいますのは、これは答えは要りませんが、知事はしょっちゅう東京に行っておられます。往復の航空運賃も大したものだと思うんです。東京事務所長を兼務されて、3日ぐ

らい東京におられて、今まで以上に全国に呼びかけていただきたい。そして、内政は、県政は副知事に任せてですね。今から3年間のうちに県民の皆さんに全部会おうたってどだい無理なんです。会えないから人気が続いておるんですから(笑声)、おられないほうがいいんです。したがって、場合によっては、大阪事務所、福岡事務所——札幌にも前、事務所があったんですよ、札幌に開いたらどうですか。今、県議会は海外に目を向けるなということになっております。したがって、ぜひ国内に目を向けて、そういう方向で、東京事務所長を兼務して東京のほうで活躍していただきたいということを検討してみてください。答弁は要りません。

次は、道路の問題ですが、先ほど、中期計画で一定の評価はされましたよね、知事。中期計画の素案。ただ、私どもとしては、やはり既存の道路を活用するというのはどうしても承服しがたいんです。この点に絞って、今後どう運動に取り組んでいかれるのか、知事の考えを聞きたいんですが、いかがでしょうか。

**○知事(東国原英夫君)** 国交省の中期計画素案ですね、BバイCを基本とした計画の中でそういったところが出てきたと思うんですね。県としましても、A'等のほうが県の持ち出しは少ない。新直轄でやると1割ぐらいなんです。新直轄でやると、環境アセスメントなんか2~3年も時間がかかったりしますから、そういったところを早急にかつスピード感をもってネットワーク化するかというところは、やっぱり慎重に考えていかなきゃいけないと思うんですね。ただ、私が道路特定財源に賛成させていただいているのは、国交省さんにも再三言わせてもらっているんですけども、優先順位をどうするのかと。あるいは必要度とか重要度と

かを目に見える形できちんと出してくれ、そうしないと、道路特定財源に賛成しても、この35年間ずっと納め続けた地方、特に宮崎とか、またこのままおくれるのであれば、私はとても賛成できない。賛成するからには、きちんと宮崎に優先的に通してくれということは、お願い申し上げていこうとは思っております。

**○野辺修光議員** ぜひひとつ前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

新幹線の問題であります。鹿児島まで、2年後ですか、平成22年までに全線開通しますね。福岡—鹿児島間が1時間20分ということありますから、まずそれを活用すべきということで、鹿児島—宮崎をつないで、県北から怒られますけど、いずれは北九州とつなぐということになるかと思っています。そういう中で、ちょっと知事の認識と違うんですが、国が3分の2、県が3分の1の負担ですよ。その90%を起債、それは半分しか交付税で還元されませんが、それは半分しか交付税で還元されませんが、そういうことからいくと、5倍もかからないはずなんです。起債を入れればもちろんかかりますが、起債を入れたら、知事の言われるほうがまだ安いことになります。例えば宮崎のエリア人口を50万、都城を30万、霧島を30万と見た場合、110万の沿線住民がいるわけなんです。したがって、これは長崎新幹線よりも多いと思うんですが、ぜひそういうことを頭に入れていただいて——それは鹿児島でつなぐのが本当でしょうけど、私が言ったのはちょっと突飛な発想かもしれませんが、ただ、霧島市には京セラとかソニーとか非常にすばらしい企業、2万人ぐらいの雇用がありますので、連携をとれば何とかいい方法もあるんじゃないかと思っていますから、鹿児島に向けて、知事だけじゃなくて議会も、やはりそういう方向で展

開したほうがいいんじゃないかなと思っております。これは回答要りません。

最後に、中国木材のことですけれど、きょうの新聞に出ておりましたが、宮崎県がもたもたしておったために、鹿児島や大分や熊本の材を使うということになってしまったんじゃないかと思っております。宮崎県の林業は、もともと飢肥林業からスタートしたわけでありまして、県土整備部長は御存じであると思っておりますが、福島港に約200億円投資しているんです。ところが、正直言いまして、これはほとんど活用されていないんです。トラックで運ぶとしても、大型トラックで6立米か7立米しか積めない。100キロ以上といたら、今、軽油が高いわけでありまして、莫大な燃費がかかります。船であれば6,000立米、7,000立米、1,000倍ぐらい一遍に運べるわけですから、そういう面で、ひとついま一度、前向きに検討願いたい。そうすることによって、宮崎県全体の林業の振興につながると思っております。これをぜひひとつ、もう一度、知事、検討いただきたい、このように思っております。

次に、総務部長に伺ってみたいと思っております。危機管理という面で、中山間地域の消防団員の減少とかいうのは大変大きな課題だと思っております。また、そういうところは常備施設もないわけでありまして。今回、幸いにして県の市町村消防広域化検討委員会の第2回目があって、宮崎県を一本にするか、三本にするか、いろいろ論議があるようではありますが、その内容、今後の方向、そして、特にその中で、中山間地域の非常備体制、非常備のところには配慮はどのようになされるのか、それをお聞きしたいと思います。

○総務部長（渡辺義人君） どげんかしたいと

思いますけれども、近年、災害や事故の形態が大規模化、多様化している一方で、人口減少や高齢化の進展によりまして、地域の防災力の低下というのが著しく懸念をされているところでございます。このため、国におきましては、行財政上のさまざまなスケールメリットが期待できます市町村消防の広域化を推進し、地域の消防力・防災力の強化を図ることにいたしております。本県におきましても、小規模な消防本部が多く、初動体制や専門要員の確保等にも限界がありますことから、市町村消防の広域化を積極的に推進する必要があると考えております。したがいまして、今、御質問にありましたように、今年度中に市町村消防の広域化計画を策定したいということで、現在、最終の作業を進めているところでございます。

また、県内に消防の非常備団体が7町村あり、これはいずれの町村も中山間地域に位置しているわけでありまして、これらの地域でも、消防団員の減少とか救急専門要員がいないといった課題がございまして、消防広域化の動きを機に、常備化に向けた検討が始まっているところでございます。したがいまして、県といたしましては、これらの非常備町村の動きを積極的に支援していきまるとともに、これらの非常備町村を含めまして、県内全市町村を対象として広域化計画の策定を行って、消防力・防災力の強化を図っていききたい、このように考えております。以上であります。

○野辺修光議員 ありがとうございます。

次に、福祉生活部長に伺ってみたいのでありますが、県内の介護人材は逼迫していないということであったと思うんです。しかし、これは全国の流れとして、近い将来にそういう波が押し寄せてくると思っておりますので、十分対応をお願い



いしておかなきゃいけないと思っております。知事の答弁でいただいた介護保険の問題であります。国は一元化の方向が出ておると思うんです。県もそのような方向ではないんですか、介護保険等については、一元化の方向。そういうのがもし答弁できれば、ひとつお願いしてみたいのですが……。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 介護保険につきましては、制度設計が市町村を基盤に行うということを基本にしていまして、先ほど知事の答弁にもありましたように、昨年度の制度改正におきましても、市町村で事業者を認定したり監督する、そういった権限も、従来に増して強められたということで、今回の後期高齢者医療制度等とは、また制度の考え方が異なっているのではないかと考えております。

**○野辺修光議員** 国も一元化の方向だと思っておりますので、当然、県も、市町村の介護保険料がまちまちじゃいかんから、そういう方向じゃないかと思っております。これはまた、さらにひとつ検討いただきたいと思っております。

農政水産部長、聞かんでもいいようなことではありますが、実は40年代、振興局内に普及部門の課があったんですね。それが一たん出てまた今度帰る、その事情。それと、先ほどの答弁でいただいた漁協の一本化、昨年6月ごろ、漁協が一本化するという方針が出たということでありまして。その後の方針がもしおわかりであれば……。そしてまた、これはいつごろをめどにされておられるのか、もしおわかりであればお聞かせ願いたいと思います。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** それでは、ちゃんと答えるべきところから答えさせていただきます。漁協の問題でございますけれども、

これは昨年6月に、先ほど申し上げましたように、系統内で一本化を目指した話し合いをするということで設置されたところで、この2月に第1回の幹事会の話し合いがなされています。ただ、まだこれについては、めどその他については一切示されず、今は現状の分析あるいは現状の把握といったところの意見交換にとどまっております。これからが本格的な展開になるかと考えております。あくまで系統組織内の自主的な協議ということでございますので、先ほど申し上げましたように、私どもとしてはそれを見守ってまいりたい、また、適切な支援をしてまいりたいと考えております。

それから2点目、農林振興局と普及センターの過去の統合の話だと思いますが、農政水産部は、昭和46年8月に、それまでの経済部から分離してスタートいたしました。この際に、出先機関として農林振興局が設置されたわけでございますけれども、このときに、旧農林事務所、耕地事務所、農業改良普及所、この3つを合わせた形で農林振興局というのがスタートいたしました。その後、農林振興局につきましては——当時は普及所が入っていたわけですが——農業改良助長法で、当時の規定は、各県に置かなければならないという必置規定がございまして、その結果、国の指導等がいろいろと強まった関係もございまして、昭和55年に農林振興局の普及部門を廃止したところでございます。今回また、農林振興局と普及センターの統合ということで考えておりますけれども、これは現下の情勢を踏まえまして、担い手の確保あるいはブランドの確立といった地域農業の振興施策を、行政と普及が一体となって取り組むことが効率的だというふうに考えておまして、今回、振興局内部に普及部門を設置したところ

でございます。普及事業につきましては、これまでどおり、公の施設でございます普及センターを活動拠点として、地域に密着した活動をさらに積極的に展開してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○野辺修光議員** 大変詳しく説明いただき、ありがとうございます。

警察本部長に伺いたいのでありますが、可視化に関する問題であります。鹿児島県の志布志の冤罪事件、これは実は串間の隣接で起きた問題なんですね。一番近いところですよ。そういうこともありまして、本部長は御存じないかもしれませんが——余りいい話じゃないんですが——私も過去に30日ぐらい取り調べを受けたことがあるんです。大変きつい思いをしたわけですが、私としては、基本的には周りの人に迷惑をかけてはいけないということで調べに応じてきた、そういうつもりであります。そのときにみずからやめました。そして、2回目は選挙違反で連座制で、最高裁まで行きましたが、負けたわけがあります。今ここにこうして議席を置かせていただいていること自体が私自身も不思議であります。地元の有権者のおかげだと思っておるわけがあります。これは余計な話ですが、そのとき、くらがえだということで、かなりマスコミの皆さんから厳しい報道をされました。私がそのとき一番残念だったのは、マスコミの方がいろんなコメントを有識者に求められるんですが、ある大学の教授、政治学の先生でありましたが、法的に許されていることを、あたかも悪いように極端なコメントを載せられて——これは、この場で言うべきじゃないかもしれませんが——やはりマスコミの皆さん方にも、こういう面は、あおるような報道

はやめてほしいということをお願いしたいなど思っておるわけでありまして。

そのとき私は、30日ぐらい、最後まで一人の捜査官とずっと一緒であったわけでありまして。その方に今、お会いすることがあります。ちよくちよく会うという語弊がありますが、今会ってみると、大変人柄のいい温厚な人なんです。しかし、なぜあのときあのような迫力があつたのかなという気がするんですが、それはやはり警察という職業でそうあつたんだろうと。今は恨むとかそういう気持ちはさらさらないわけですが、私のことはさておいて、実は、うちの家内もそのとき、いろんな事情聴取を受けたわけでありまして。そして、最近、どうだったのかと聞いてみたんですが、警察の事情聴取はどうだったかと聞いたら、非常に丁寧に配慮していただいたと言うんです。私はそれを聞いてちょっと意外だったんです。しかし、そういうことから推測して、私が聞きたいのは、延岡市北浦の助役さんの事案がありました。このときに、奥さんが参考人で事情聴取された後に自殺をされ、そしてまた御主人が後を追うようにして、みずから命を絶たれたというような事件があつたと思っております。私としては、うちの家内の話を聞く限りでは、そういうことはなかったと思います。性格の問題もあるかもしれませんが、もし、このことについて本部長としてのコメントができるなら、お聞かせ願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○警察本部長（相浦勇二君）** 県警察におきましては、昨年、元北浦町助役を、背任及び加重収賄被疑者として逮捕いたしまして、事案の真相解明のための捜査を尽くしました。結論から申し上げざるを得ないんですけれども、本件の

捜査に関しての見解を求められるならば、警察におきましては、一般的に法と証拠に基づき適正な捜査を推進しておりますし、本件についても同様であった、このように考えております。また本件に関しては、留置管理上の問題が絡むような性質の事案ではございませんので、そうした問題もございませんでした。なお、今、御質問にありましたとおり、事件に関係する方がお亡くなりになられたことに関しましては、心から哀悼の意を表したい、このように考えております。

**○野辺修光議員** 本部長として、核心に迫るような答弁はできないと思うわけですが、仮に取り調べに当たられた捜査官の皆さん方に、多少なりとも思い当たるような節があるとすれば、やはりそれは謙虚に受けとめていただいて、今後取り組みをしていただきたいということを、お願いしておきたいと思えます。

本部長にもう一つお願いしたいのであります。実は、これは私にも関係する問題で、代表質問でどうかと思えますが、あえて聞かせていただきますのは、本部長の力強い答弁をいただければ、まず抑止効果があるんじゃないかということを考えております。今、私は茶業経営を行っていますが、県内の防霜施設で電線の盗難が相次いでおります。私も最初のうち被害を受けたんでありますけれども、1カ月ぐらい県内各地を転々と回って、1カ月ぐらいしてまた串間に来る、そしてまた、それから鹿児島県などに行って、また1カ月ぐらいして来るということで、今3回ぐらい串間でも発生しております。今までに報道された中では、毎日新聞だったと思えますが、80件以上出ている、こう思っております。その被害額は800万円ぐらい出ておりましたけれども、仮に80ヘクタールとして、

施設には10アール当たり40～50万円かかるんです。4～5億円かけております。電線がないために機能しないんです。今まさに、それを使わないといけない時期に来ております。そして、これでまた霜の害でも受ければ、数倍の被害を受けるわけでありまして。このことについては、今、鹿児島県はもとより、熊本県、福岡県でも発生しております。これは、私は非常に悪質な犯罪だと思っておりますので、何としても検挙願いたいと思っております。他県との連携をとりながら徹底的な捜査をしていただくということであれば、抑止効果はかなり期待できると思っておりますので、ひとつそういう面で御答弁いただくと大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○警察本部長(相浦勇二君)** 茶畑での泥棒でございますけれども、昨年7月以降、茶畑に設置されました防霜ファンのケーブルを切断して盗んでいくという窃盗事件が連続発生をしております。本年も継続して発生しております。件数で申し上げますと、昨年、宮崎県で21件、ことしになりましてから、2月20日現在では3件でございますけれども、御案内のとおり、県下でお茶を手がけられている農家の方は、大変広い地域に散らばっておられますので、正直申し上げて、実はいろんなところで被害が生じております。お尋ねのありました串間に関連して言いますと、昨年が3件、ことしが1件ということで、事案としては都合4件認知をしております。お尋ねの中にもありましたとおり、同様の被害は鹿児島、熊本でも発生をしております。昨年、本年の状況を通じて見ますと、鹿児島県下での発生が一番多くて、さっきの件数でいきますと、宮崎が都合24件なんです、鹿児島は50件を超えておまして、場所的

にも、宮崎の県境エリアを中心にしたところに被害が集中しているという状況下にございます。本当に、これは一生懸命頑張るとしかお答えのしようがないんですが、鹿児島県警、熊本県警とも、既に早い段階から情報交換は緊密に行っております。犯人検挙に結びついておりませんので、今後とも何とか検挙に向けまして、引き続き両県警と連絡をとりながら、強力で捜査を推進していきたい、このように考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

○野辺修光議員 ありがとうございます。ぜひひとつ強力な布陣で捜査に当たっていただきたいと思います。

最後に、知事にもう一点伺いたいのであります。知事の人気、大したものですよね。すごいですね。いつまでも続いてほしいと思うんですが、しかし、歴史の中ではいつか人気にも陰りが出てくる、こう思います。そこで、県民挙げて知事の応援、バックアップ、県民もセールスマンとなってやるという方法で、県内統一の名刺版、図柄を県のほうで作成していただいて、宮崎県下の企業や民間を含めてすべての人にそれを使っていただいて、宮崎県をアピールする。そして、宮崎県出身の皆さん方にも都合によっては使っていただくということになると、今、各市町村ばらばらですから、全国にそのような名刺が散らばると思いますので、かなり大きな効果があると思うのであります。これは金ばかりかかりません。知事の一声で簡単にできるものであります。知事いかがでしょうか。それを知事にお尋ねして、私の質問のすべてを終わります。ありがとうございます。

○知事(東国原英夫君) 全市町村の統一、あるいは宮崎県全体の統一の名刺版ということですが、どうなんですかね。これから

統一して、それを周知するのにどれだけのコストとエネルギーがかかるか。それをまた全国に周知するためにどれぐらい……。また私はテレビに出なきゃいけないのかなという感じもしないでもないんですけども。県産のブランド化とかそういったものも関連して、あるいは県民総力戦というような指針も含めて、検討する価値はあるのかなと思っておりますが、どうでしょうかね。まあ、ちょっと考えてみます。

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は午前10時開会、本日に引き続いて代表質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時7分散会

2月28日（木）

平成 20 年 2 月 28 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

3 番	川 添 博	(無所属の会)
5 番	武 井 俊 輔	(愛みやざき)
6 番	西 村 賢	( 同 )
7 番	河 野 安 幸	(自由民主党)
8 番	山 下 博 三	( 同 )
9 番	黒 木 正 一	( 同 )
10 番	松 村 悟 郎	( 同 )
12 番	坂 口 博 美	( 同 )
13 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太 田 清 海	( 同 )
16 番	外 山 良 治	( 同 )
17 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
18 番	松 田 勝 則	( 同 )
19 番	中 野 廣 明	(自由民主党)
20 番	横 田 照 夫	( 同 )
21 番	十 屋 幸 平	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	外 山 衛	( 同 )
24 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	田 口 雄 二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新 見 昌 安	( 同 )
29 番	満 行 潤 一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党)
31 番	蓬 原 正 三	( 同 )
32 番	濱 砂 守	( 同 )
33 番	水 間 篤 典	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	萩 原 耕 三	( 同 )
36 番	黒 木 覚 市	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
39 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権 藤 梅 義	( 同 )
41 番	長 友 安 弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
46 番	井 本 英 雄	( 同 )
47 番	星 原 透	( 同 )
48 番	野 辺 修 光	( 同 )

49 番	米 良 政 美	(自由民主党)
50 番	坂 元 裕 一	( 同 )
51 番	外 山 三 博	( 同 )
52 番	福 田 作 弥	( 同 )
53 番	中 村 幸 一	( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東国原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
総合政策本部長	村 社 秀 継
総 務 部 長	渡 辺 義 人
地域生活部長	丸 山 文 民
福祉保健部長	宮 本 尊
環境森林部長	高 柳 憲 一
商工観光労働部長	高 山 幹 男
農政水産部長	後 藤 仁 俊
県土整備部長	野 口 宏 一
会計管理者	甲 斐 景 早 文
企業局長	日 高 幸 平
病院局長	植 木 英 範
財政課長	和 田 雅 晴
教育委員長職務代理者	大 重 都 志 春
教 育 長	高 山 耕 吉
警察本部長	相 浦 勇 二
人事委員長	黒 木 奉 武
代表監査委員	城 倉 恒 雄

事務局職員出席者

事務局 長	石野田 幸 藏
事務局 次 長	弓 削 孝 幸
総 務 課 長	馬 原 日 出 人
議 事 課 長	四 本 孝 章
政策調査課長	富 永 博 美
議事課長補佐	孫 田 英 彦
議事担当主幹	亀 澤 保 彦
議事課主査	山 中 康 二
議事課主査	隈 元 淳 二

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続いて代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、社会民主党宮崎県議団、29番満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 社会民主党県議団を代表して質問させていただきます。

今、安心・安全の確立が問われていると思います。食の安全もちろんそうですけれども、沖縄海兵隊員による少女暴行事件、そして、イージス艦「あたご」による漁船との追突、まだ親子2人は消息不明であります。そういった中、新富町新田原基地で日米共同訓練が過日行われました。在日米軍再編の一環という位置づけのようですけれども、訓練の固定化、米軍基地化しないのか、非常に危惧をしております。今回、新年度の当初予算が上程をされました。知事におかれましては、通年予算、初めての上程であります。就学前医療費の助成など高く評価するところもあります。もっともっと頑張ってもらいたいところもあります。質問の中で訴えてまいりたいと思いますので、知事、教育長ほか皆さん方の真摯なお答えをいただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

安心・安全に生活できる県土づくりという視点から、何点か質問をいたします。

まず、学校の校舎耐震化についてであります。幾度となく推進を訴えてきましたが、県立学校はようやく整備されてきたようでありませぬ。しかし、財源の乏しい市町村立学校の耐震

化は大きくおこなわれています。県内の市町村立学校の耐震診断率、耐震化率を教えてください。また、県教育委員会の対応はどうなっているのか、お尋ねいたします。

また、耐震偽装のあおりで新校舎着工におこなわれていると報道されています。改正建築基準法施行に伴う構造計算書などのチェックが厳しくなった影響で、学校の校舎などの着工がおこなわれているケースがあるとのことでもあります。本県の学校への影響はどのようなのでしょうか。事例がありましたら、教えてください。教育長にお願いいたします。

食の安全についてであります。食品の偽装問題が次から次へと明らかになっています。賞味期限と消費期限の違い、この期限の決め方を消費者はほとんど知りません。食品の期限表示は、食品衛生法とJAS法の2つにまたがっています。食品衛生法は、人への健康被害の有無に関して厚生労働省所管、JAS法は、表示そのものの違反の有無について農林水産省が所管となっています。売れ残り商品を再度包装し直して再出荷や再利用した「赤福」の事例では、適切な食品管理ができていないとの理由で食品衛生法違反で営業停止、賞味期限の表示の改ざんでJAS法違反となっており、消費者には大変わかりにくい状況です。県庁も福祉保健部と農政水産部にまたがっています。今回、国も担当窓口を一本にする構想もあるようであります。いずれにしろ、ここまで食の安全が叫ばれている状況にもあります。ここで、知事もよく使われている逆転の発想が必要だと思います。中国産の冷凍ギョーザ事件もありました。食の安全が求められている今だからこそ、本県の安全・安心な農作物をどう売り出すか、絶好の機会でもあります。その戦略はどうなってい

るのか、担当部長にお尋ねをいたします。

次に、警察音楽隊の演奏活動についてであります。警察音楽隊の演奏活動は、ミュージックパトロールと呼ばれ、子供から高齢者まで広く県民を対象に、警察への理解を深めていただくための啓発活動の一翼を担っています。2月8日に県立芸術劇場であった警察音楽隊第15回定期演奏会に、ことしも子供たちを連れて鑑賞に行きました。宮崎市も冷え冷えした寒い夜でしたが、開演2時間前から並んでおられた熱心なファンもおられたようです。ことしは音楽隊創設60周年に当たり、記念演奏会となっており、趣向を凝らした内容でありました。若手の警察官が中心となってメンバーが構成され、不規則な勤務体制、ハードな仕事の合間を縫って本番に向けた練習を重ねたはずで、その御苦勞が報われるすばらしい演奏会となりました。私の隣は江藤教育委員長でありましたが、奥様は、国際音楽祭よりもこちらのほうが好きだとお話しされたようであります。当日の内容も、クラシック、歌謡曲、アニメ、カラーガード隊など、県民に親しまれる県警音楽隊ならではの構成でした。前本部長は、音楽隊活動に大きな理解者だったと感じています。相浦本部長は音楽隊の役割についてどうお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、保健・医療・福祉の充実についてです。

1月24日夕方から宮崎市民プラザで、マイケル・ムーア監督の「シッコ SiCKO」の上映会がありました。上映会開催の趣旨は、「だれでも、いつでも、どこでも、安心して適切な医療・福祉サービスが受けられるよう、世界に誇る日本の国民皆保険制度の大切さを、この映画「シッコ SiCKO」を通じて県民の皆様

と一緒に考えていければと思います、今回、無料上映会を開催することとしました」というふうに、案内文にありました。この映画は、先進国の中で唯一、国民皆保険制度のないアメリカ医療の悲劇、たとえ保険に入っているけれども保険が使えない、そういった悲劇と対峙するカナダ・イギリス・フランス、キューバの良質な無料医療を受けている患者、住民、医師の声を通して描き出されているドキュメンタリー映画でした。そして、それらの国に住むアメリカ人たちが、自分たちは外国人でありながら、母国アメリカではあり得ない良質で手厚い医療を、国籍に関係なく無料で受けられているという現実を語ります。この映画は、まさに病に侵されたアメリカの現実ではありますが、まさに現在の日本の医療が進んでいる方向と共通しており、その危機感から、医師会が上映活動をしているものと考えます。ここ10数年来の日本の医療の方向性は、アメリカ型の市場原理主義に基づく医療の民営化路線に限りなく近いからであると思います。窓口での一部負担はあるものの、健康保険証1枚あれば、だれもが、いつでも、どこでも、安心して医療を受けることができる日本の国民皆保険制度を堅持していくためには、医療現場に人も金も必要だと叫び続けている医師会の姿が見えてきます。

地域医療の崩壊が始まっています。各地の医師会の代表が日本の医療制度の危機や地域医療の崩壊を憂慮する発言が、相次いでいます。先進国の中で日本の医療費は決して高くないし、医師の数も先進国の中では圧倒的に少ない日本の医療の現状が、余り国民に理解されておられません。ただでさえ少ない医療費をさらに抑制しようとした小泉政権の政策が、医療崩壊を招いたと考えます。日本の医療費をアメリカと比べ



てみました。国民1人当たりの医療費は28万円で世界7位、GDP比で19位です。具体的に盲腸手術入院の比較で見ると、ニューヨークは1日の入院で244万円、日本は7日の入院で38万7,000円です。日本の医療費がいかに安いか。100床当たりの医師数と看護師数にも大きな格差があります。アメリカが医師71.6人で、日本は医師12.5人、アメリカの17%にしかすぎません。アメリカの看護師221人、日本は看護師43.5人。また、人口10万人当たりの医師数は、アメリカが253人、日本は184人、アメリカの7割にしかすぎません。日本の人口当たりの医師数は世界で63位、看護師数は27位です。日本は医師や看護師の絶対数が足りていません。救急医療医の体制も、欧米に比べておくれています。しかし、厚生労働省はふやそうという意思はありません。医師は足りていると今日まで言い続けてきました。医師をふやすだけ医療費が上がるというのが、厚生労働省の本音ではないかと思えます。しかし、将来を見据えた地域医療政策を進め、先行投資を行っていかないと、僻地医療どころか、県内の医療は本当に崩壊してしまいます。国の進める医療制度改革をどのようにお考えなのか、県医師会など医療団体からの要望なども多数届いているはずであります。知事の見解をお伺いいたします。

次に、ドクターヘリについてであります。ドクターヘリの早期導入について、2006年9月代表質問、2007年、昨年6月に質問をしております。医師や看護師を乗せて救急患者を応急処置しながら運ぶドクターヘリの全国展開を目指す特別措置法が、昨年6月成立しました。運営費、国の2分の1補助や、民間からの基金で自治体の財政負担を減らして導入を促す内容となっています。最新の救命機器を備えたドク

ターヘリは、「空飛ぶ救命室」とも呼ばれ、僻地や離島の医師不足対策として期待されています。特に本県は、県土面積の6割を中山間地域が占めており、地理的条件不利地域を多く抱えています。さらに、高速道路網や国道の整備率は低い状況にあり、空からの救急医療対応が重要であります。昨年6月に知事に、「法律の成立まで秒読みの段階だが、本県の導入についてどのようにお考えか」という質問をしました。お答えは、「専任医師の確保、年間1億円近くの維持費もかかり、当面は防災救急ヘリ「あおぞら」を活用したい」とのことでありました。ここで再度、知事にドクターヘリの導入の見解をお尋ねいたします。

都道府県ごとの地域医療計画に、ドクターヘリの導入時期や機体数など整備計画を盛り込むよう定めてあります。今回改正される地域医療計画では、ドクターヘリはどのように位置づけられようとしているのか、担当部長にお伺いいたします。

次に、公立病院改革ガイドラインについてであります。総務省は、昨年12月21日、「公立病院改革ガイドライン」を策定し、関係自治体に対して通知を行っています。内容は、「公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、近年、多くの公立病院において、経営状況の悪化や、医師不足に伴う診療体制の縮小など、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっている。加えて第166回通常国会において成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、事業単体としても、また当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも、地方公共団体が経営する病院事業は、一層の健全経営を求められること

になる。それを踏まえてのガイドラインの策定」というふうになっております。病院事業を設置する地方公共団体は、このガイドラインに基づき、平成20年度内に経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しにかかわる事項を記載する「公立病院改革プラン」を策定することとなります。また、都道府県には、市町村と共同して計画・構想を策定するなど、積極的に参画するよう求めています。ここで、県の役割について、担当部長にお伺いをいたします。

陸・海・空交通網の整備についてであります。

今、地域バスの置かれている状況は大変厳しいものがあります。特に、少子高齢化の進行や、原油価格高騰の影響は極めて深刻な経営環境になっていると思われまます。一方では、貸し切りバスによる重大事故など悲惨な事故が相次ぎ、飲酒運転の検挙も相次ぎました。これまでに以上に安全対策は重要な課題となっています。しかし、本年7月には、北海道洞爺湖サミットが、地球環境対策を主要テーマとして開催されることとなっており、マイカーより環境に優しい公共バスの重要性が注目を浴びることと思われまます。国の最重要課題である地方再生のための総合的な戦略として取りまとめられた地方再生戦略においては、地方の課題に応じた地方再生の取り組みのために、地方バスの活性化・再生、コミュニティバス及び乗り合いタクシーの導入等が盛り込まれており、具体的には、昨年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、鉄道、バス、旅客船等地域公共交通の活性化・再生に主体的に創意工夫して頑張る地域の取り組みを支援することとされています。本県では、国に先駆け

て、地域バス再編支援事業を18年度より実施され、バス路線維持のために、廃止路線代替バスからコミュニティバス等に転換される市町村に対し、経費の2分の1を2年間に限って補助されています。一方では、廃止路線代替バス補助金は、ことし9月で廃止しようとの動きと伺っています。しかし、代替バス補助金廃止の及ぼす影響は甚大です。県の補助金打ち切りは、市町村の財政負担能力の限界を超え、結果として代替バス路線の廃止を招き、やがて生活交通路線の乗客減にも影響していくことは必至であります。代替バス補助金の継続について、知事の見解を求めます。

次に、電子県庁の進捗状況についてであります。

ITが日に日に身近になってきましたが、その一方で、コンピューターウイルスによる情報漏えいやスパイウェアによる不正アクセスなどによる犯罪も増加し、利用者の不安も増大しております。さて、宮崎県電子県庁アクションプランを平成14年11月に策定されており、各種申請手続のオンライン化を推進する計画でありました。今まで何回となく質問をさせていただいているところでもあります。今日のITを取り巻く環境や国の動きなどによって、当初の目標より大きくおくらせているのではないかと懸念しております。当初の計画では、県の行う行政手続・申請、約3,700項目のうち、IT化になじむ400項目を選定し、年次的に開発し、県民に提供するものでありました。電子認証やネットバンキングの普及などが国の想定より進んでいない状況や、近年の行財政改革のあおりもあり、開発費用の捻出が厳しくなったことなど、当初計画段階より状況変化があったことは理解します。しかし、時間をかけても計画的に県民に提

供すべきであります。電子県庁の現状と課題について、400項目の進捗状況を含めてお尋ねいたします。関係部長、お願いいたします。

以上で壇上を終わります。後は質問者席から行わせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

医療制度改革についてであります。医療制度改革は、急速な少子高齢化の進行や、経済の低成長への移行などが進む中、国民皆保険制度を堅持し、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を、将来にわたり持続可能なものとしていくために進められているものであります。これを受け、県におきましては、本県の地域医療の充実・確保という立場から、安心・信頼の医療の確保と予防の重視など、改革の基本的な考え方に沿って、現在、国、市町村及び関係機関と連携しながら、多様な取り組みを進めているところでございます。このような中、地域医療をめぐるのは、医師の不足や偏在の問題など、本県もさまざまな課題を抱えていることから、県といたしましては、地域医療の充実・確保を「新みやざき創造計画」の重要な柱の一つに位置づけるとともに、平成20年度の当初予算案においても、重点施策として、所要の予算を盛り込んだところでございます。今後とも、医療制度改革への対応を含め、地域医療の充実・確保については、国や市町村、関係機関と十分連携を図りながら、着実に進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、ドクターヘリについてであります。多くの山間僻地を抱える本県にとりまして、ドクターヘリは、救急医療体制の充実を図る上で大変有効な手段であると考えております。一方、その導入に当たりましては、専任医

師の確保や費用面での課題もありますことから、国において、民間基金の活用を初めとする所要の検討が行われているほか、九州・山口各県において、共同運航の可能性について協議を開始したところでございます。今後、これらの国の動きを十分見きわめるとともに、隣県との共同運航を含め、調査検討してまいりたいと考えております。

続きまして、バス対策についてであります。バスは、県民の安心な暮らしを支える大切な社会基盤でありますので、県では、国や市町村と連携してさまざまな施策を実施し、バス路線の維持・確保に努めているところでございます。しかしながら、バス事業者においては、厳しい経営環境の中、不採算路線の廃止を余儀なくされ、さらに、その後の廃止路線代替バスの運行が、県や市町村にとって大きな財政負担となるなど、既存のバス路線のみで地域交通を維持していくことは困難な状況にあります。このため、今後は、地域の実情に応じた、より効率的な交通システムの導入が必要と考えており、県では、単一市町村内の廃止路線代替バスへの補助については縮小・廃止していく一方で、コミュニティバス等への再編を図る市町村を積極的に支援しているところでございます。今後は、こうした地域が主体となった新たな交通システムと、バス事業者が運行する路線との役割分担と連携を図りながら、利用しやすく、将来にわたって安定的な、持続可能な公共交通ネットワークを構築していくこととしております。

[降壇]

○地域生活部長(丸山文民君) [登壇] お答えします。

まず、市町村の公立病院改革プランについてであります。公立病院改革につきましては、公

立病院をめぐる状況が厳しさを増す中、安定した経営のもとに必要な医療を継続して提供できるよう、各市町村において作成することが求められております。県内にある15の市町村立病院につきましては、いずれも厳しい経営状況にあります。県といたしましては、病院事業が各市町村の財政運営全体に与える影響や、それぞれの地域における公立病院の役割等を考慮しながら、地域住民に対する医療サービスが将来にわたって安定的に供給されるよう、関係市町村に必要な助言を行う役割を担うものと認識をしております。

次に、電子県庁の現状と課題についてであります。本県においては、国の電子政府の実現に歩調を合わせまして、平成14年度に「宮崎県電子県庁アクションプラン」を策定し、宮崎情報ハイウェイ21等の情報通信基盤や電子入札システム等の各種情報システムの整備を進め、電子県庁の基盤整備が着実に進展したところであります。今後は、これまでの情報基盤の整備から、その利活用を軸足を移した取り組みを進める必要があります。このような観点から、平成19年3月に「宮崎県電子県庁推進指針」を策定し、さらなる県民サービスの向上等を図ることとしております。また、申請・届け出等手続の電子化につきましては、平成17年3月から電子申請届出システムによるサービスを開始し、順次、対象手続の拡充に取り組み、現在、140手続の電子化が完了したところであります。今後とも、県民等の視点に立って、関係部局と連携し、添付書類の省略など事務の見直しや電子認証制度のさらなる普及に取り組みながら、申請・届け出等手続の電子化を進めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答

えいたします。

ドクターヘリの医療計画への位置づけについてであります。厚生労働省が示した医療計画の策定指針によりますと、ドクターヘリによる救急医療の確保について都道府県が定める場合には、拠点となる病院等、所要の事項を記載することとなっております。本県ではその導入がまだ具体化しておりませんので、新たな医療計画案では、「遠距離搬送が必要な救急搬送については、時間短縮に大きな効果を発揮する防災救急ヘリ「あおぞら」の活用を促進するとともに、直接、医師が現場に赴いて治療を開始できるドクターヘリについては、隣県との共同運航を含めた導入について、調査・検討を行う」としているところであります。以上であります。

〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

安全・安心な農産物を売り出す戦略についてであります。県では、関係団体と連携して、「宮崎産なら安全・安心」といった消費者の信頼を勝ち取るために、みやざきブランド推進対策を積極的に進めているところであります。この中で、全国トップの「宮崎方式」と言われる本県独自の残留農薬検査システムを活用し、安全な農産物を消費者の皆様にお届けする体制の確立に取り組んでおります。また、産地と消費地の信頼関係にかかわる安心をお届けするために、生産管理記録の記帳等に基づく、産地からの積極的な情報発信に努めております。さらに、安全性のチェック体制強化のための残留農薬分析対象農薬数の拡大や、QRコードを活用した産地からの積極的な情報発信に取り組んでおります。今後は、産地におけるこれらの取り組みを、トップセールスやキャンペーン等で強

くアピールし、生産者、関係団体一体となつて、「安全・安心ナンバーワンは宮崎」を目指してまいりたいと存じております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、市町村立学校の耐震化の状況についてであります。小中学校の耐震化につきましては、平成19年4月1日現在、耐震診断実施率は97.3%であり、耐震化率は67.6%で、全国第11位となっております。耐震対策は、児童生徒の安全・安心を確保するためにも極めて重要な課題でありますことから、これまであらゆる機会を通じまして、市町村教育委員会に対し、早急に耐震化を図るよう指導助言に努めてきたところでございます。今般、国において、今後5年間を目途に、大規模地震時に倒壊の危険性が高い建物につきまして、優先的に事業採択を行う方針を打ち出しましたので、県教育委員会といたしましては、去る2月8日に市町村主管課長会議を開催し、速やかに耐震化計画を策定の上、計画的に整備を進められるよう強く指導を行ったところでございます。

次に、新校舎等の着工のおくれについてであります。国富町立木脇中学校の屋内運動場は、平成18年度に旧基準に基づきまして設計をされていたため、平成19年6月に施行されました改正建築基準法に適合せず、未着工となっております。このため、県教育委員会といたしましては、国富町に対しまして、迅速な手続を行うよう指導助言をしてきたところでございます。一刻も早い着工に向けまして、今後とも支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 お答え

いたします。

宮崎県警察音楽隊は、昭和22年に、大阪に次いで全国で2番目に発足をするという古い歴史を持っておりまして、本年度で丸々60年を迎えております。平素は、県民の交通安全、地域安全などに関し、寸劇等を交えた具体的な広報などを演奏の合間に盛り込みながら、啓発活動を行っております。小中学校等の音楽鑑賞教室あるいは福祉施設の慰問演奏など、県内各地におきまして幅広い活動を行い、各方面から好評をいただいているところでございます。また、去年は、当県におきまして、全国警察音楽隊演奏会というビックイベントを開催し、多くの県民の皆様方と音楽を通じて触れ合うことができたと考えております。このように、警察音楽隊は、警察の広報活動を進めていく上で、県民の皆様には各種警察活動を御理解いただくため、大変重要な役割を担っているというふうに考えておりまして、まさに「県民と警察を結ぶ音の架け橋」と称されるとおりの活躍をしてくれているというふうに考えております。今後とも、各種行事等に積極的に参加し、演奏等を通じ、多くの県民の皆様と交流してまいりたいと考えております。

なお、御質問にもありました、さきの60周年記念演奏会には、満行議員を初め、議員の皆様方にも多数御来場の上、温かい御声援をいただき、本当にありがとうございました。隊員にとっても何よりもの励みとなりました。ピアノは弾けませんけれども、私も、前本部長の吉田同様、部内における音楽隊の最大の理解者として努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ、引き続き御理解、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○満行潤一議員 それぞれありがとうございます

した。

サイバー犯罪について、警察本部長にお尋ねをしたいと思います。パソコンや携帯電話でつながっているインターネット、これを悪用したサイバー犯罪が社会問題化して久しくなります。インターネットなど高度情報通信ネットワークの発展に伴い、増加しておると思います。子供たちをねらった犯罪もふえてきました。サイバー犯罪は、相手の顔が見えない匿名性が高いこと、犯罪はインターネット上で行われるので犯罪現場がないなど特異性があり、犯人像がなかなかつかめないなどの特徴があります。我が家にも、アダルトや出会い系、著作権法違反のDVD販売など、多種多様な迷惑メールが毎日やってまいります。間違っってこんなのにひっかかっている人もいるんだろうと思います。警察本部には、サイバー犯罪対策の総合的な調整を行うために「サイバー犯罪対策室」を設置して、コンピューター犯罪などに関する情報を広く収集するとともに、事件に関する各種データの処理、ネットワークの不正利用などに対応した活動を行っていただいております。架空請求、不当請求などを含めた本県のサイバー犯罪の実態はどうか、お尋ねをいたします。

**○警察本部長（相浦勇二君）** お答えいたします。

昨年、内閣府が実施をいたしました治安に関する世論調査では、国民の4割を超える方が、犯罪に遭うおそれのある場所としてサイバー空間を挙げておられます。サイバー空間は、現実の社会にもさまざまな影響を及ぼしておりまして、その安全確保は、我が国の治安を確保する上で放置できない課題であると考えております。こうした観点から、悪質・有害サイトの取り締まりを初め、その環境浄化のための諸対策

やサイバー犯罪の取り締まりを推進しているところでございます。

本県におけるサイバー犯罪の状況は、昨年の相談件数で申し上げますと、916件ございました。これは前年と比較しますと261件の増加ということで、やはりここに来て、相談件数を見ても、急増状況がうかがえるということでございます。内容について触れますと、インターネットを悪用した架空請求、不当請求などの詐欺・悪質商法に関する御相談、掲示板等への書き込みによる名誉毀損、誹謗中傷等の相談が著しく増加をしております。増加件数のほぼ全体、9割程度を占めているという状況下でございます。犯罪の検挙の面について申し上げますと、昨年、トータルで18件の事件を検挙いたしております。これまで最も多い検挙件数だったわけでございますけれども、その主なものは、青少年が出会い系サイトにかかわって被害者となったというパターンの、いわゆる児童買春・児童ポルノ法違反事件、あるいは青少年健全育成条例違反、こうしたたぐいの事件が10件、6割を占めております。こうした検挙の実態を踏まえつつ、また、青少年にとっての有害環境を除去するという観点から、携帯電話を持ち始める中学・高校生等の被害を防止するというところで、生徒・保護者等に対し、サイバーセキュリティカレッジと称する、具体的な留意点に踏み込んだ広報啓発活動を行っているところでもございます。大変重要な問題でございますので、今後とも諸対策を積極的に進めまして、サイバー空間の安全確保に寄与できるよう努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 今出ましたけど、結局、青少年がかなりの割合で巻き込まれている。未成年者がかなり、出会い系サイト、伝言掲示板で異

性と知り合って、そこで性犯罪に巻き込まれる。よく報道もされています。子供たちへの携帯電話の普及が大きな要因だと思うんですね。電話だけならいいけれども、電話にインターネットがつながっている。我が家では高校卒業までは携帯電話を持たせていません。月に数万円に及ぶ携帯電話料金もさることながら、メールもできる、インターネットもできる、それが親のもとじゃないところで使われている。非常に無防備なものを子供に持たせる。私はとても心配で持たせる勇気がありません。どこの高校も携帯電話は禁止して、学校に持ち込んだらだめとなっているそうですけれども、そうはいつでも、世間では子供にせがまれて携帯電話を持たせている。うちの高校生の子供たちは、携帯を持っていないのはクラスで1人か2人だと、いつもぼやいています。

定期演奏会の中で、フィルタリングというのはいいという寸劇も披露されておりました。当日のパンフレットと一緒に、サイバー犯罪防止対策啓発リーフレットも渡されて、フィルタリング、子供たちをパソコンや携帯から守るという啓発がありました。ところが、内閣府が昨年11月に調査をしていますけれども、大人の60%以上がこのフィルタリング機能を知らない、そういう結果が出ています。フィルタリング機能を知っているというのは20%にとどまっているという調査があります。まずは保護者自身の意識を高めなければ効果が上がらぬというふうに考えています。今ありましたけれども、どんどん小中学校の現場に行くべきじゃないのかなと。学校での教育の一環としての取り組みが非常に重要なのではないかと思います。地域生活、教育委員会、警察、それぞれの取り組み状況を教えていただきたいと思います。

○地域生活部長（丸山文民君） フィルタリングソフトについてでありますけれども、御指摘のとおり、インターネット上の有害な情報から青少年を守るためには、フィルタリングソフトの導入が有効な手段であると考えております。県では、平成18年3月に「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」の改正を行いました。保護者及び学校、公共施設、インターネットカフェなどのインターネット端末管理者に対しまして、フィルタリングソフト導入の努力義務の規定を設けているところであります。このほか、県の広報手段の活用、それから啓発用のチラシの作成・配布などによりまして、フィルタリングの重要性についての啓発活動を行っているところであります。今、御質問にありましたように、フィルタリングソフトの普及のためには、保護者の理解が重要でありますので、今後とも教育委員会、警察と連携を図りながら、さまざまな手段によりまして啓発に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○教育長（高山耕吉君） 教育委員会でございますが、学校におきましては、情報に関する教科等の学習や、警察などから専門家を招いて開催する非行防止教室で、インターネット利用の危険な側面、犯罪被害の事例を紹介いたしまして、被害防止のための具体的な指導を行っております。また、保護者に対しましても、学校だよりや保護者会等を通しまして、フィルタリングサービスの活用など被害の防止方策の周知に努めております。県教育委員会といたしましては、校長会や生徒指導主事会等を通し、繰り返し注意喚起を行いますとともに、各市町村教育委員会や県立学校の情報教育担当者を対象に、サイバー犯罪等の研修会等を実施するなど、被

害防止のための指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○警察本部長（相浦勇二君）** 御質問にありましたとおりでございます。子供たちの間に携帯電話が急激に普及しております。そうしたことが背景にあってか、先ほどのような犯罪の発生状況を見ているわけでございまして、こうした被害を防ぐためにフィルタリングを行っていくというのは、大変有効な手段であるというふうに考えております。警察といたしましては、先ほど御披露しましたが、生徒や保護者を対象に、サイバーセキュリティカレッジというのも行っております。昨年の実績でいきますと、トータルで36回、人員でいきますと8,000人になるわけでございます。もちろん、さきに答弁のありました県当局、教育委員会との横の連携というのも大変重要でありますので、そこはきちんと確保しつつ、こういう現場に目を向けた息の長いきめ細かな活動を、普及啓発の手法としてやっていくことは大変重要だと思っておりますので、この点に真摯に取り組んでいきたいと考えております。

また、言うまでもございませんけれども、やはり警察は逮捕権、捜査権を持っておりますので、悪質事案を認知した場合に、きちりとした検挙に向けた措置をとっていくということも大変重要な防犯効果があるかと思っておりますので、その点についても抜かりがないようにしていきたいと思っております。今後とも、こうした活動を継続させて、携帯電話をめぐる青少年に対する有害環境の除去に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ぜひ関係機関、協力していただいて防止に努めていただきたい、さらなる啓発を行っていただきたいと思っております。

次に、猟銃の管理について、警察本部長にお尋ねしたいのですが、昨年12月に長崎県佐世保市で猟銃乱射事件がありました。大きな反響を呼びました。その中で、県内で銃刀法に基づき7,000丁もの猟銃が許可されているとの報道がありました。これは、ほとんど県民の方は知らなかったわけですね。物すごく多くの猟銃が許可をされている。その管理の実態が非常に今、県民の注目を浴びているんじゃないかなと思うんです。県民所有の猟銃が本当に適切に管理されているのか、その実態と課題についてお尋ねをいたします。

**○警察本部長（相浦勇二君）** お答えいたします。

昨年の佐世保事件を大きな契機といたしまして、全国的にも警察の銃砲行政について、いま一度慎重に、そして厳格に再点検をするということで臨んでまいりました。具体的には、一斉検査の時期は、例年ですともうちょっと後なんですけれども、本年に入りましてから、新年早々にやろうということで、1月の中旬から約1カ月かけて前倒しで実施をいたしました。また、体制的にも、警察本部の職員を多数参画させて体制強化をいたしました。また、時間につきましても、従来以上に時間をとって、できるだけきめ細かな点検に努めたところでございます。その結果、御質問の中にもありましたけれども、所持許可者が現在4,702名、許可銃砲の数にいたしまして6,947丁、これは一応すべて確認チェックをいたしました。中に1件だけ、検査の場に、ぼやっとされていたと言ったらそれまでなんですけど、大変なことなんですけど、実包を装てんされたまま猟銃を持ち込まれた方がおられまして、この方については、刑事・行政両面から措置することを予定しております。ま



た、体調不良やいろいろな理由で警察のほうで返納を指導した方も含めてということなのでありますけれども、この一斉検査を通じて合計で147名の方が、銃砲の丁数でいきますと157丁の銃を自主返納という形で御返納いただいているということでございます。いずれにしても、これは一過性の問題ではございませんので、当県警察としては、今後とも継続的な立入検査を実施しますとともに、特に猟友会を初めとする関係機関・団体との連携強化を図りまして、引き続き不適格者の早期発見・早期排除に努める等して、県民の期待と信頼にこたえる銃砲行政を厳格に推進してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、都城警察署の改築についてですけど、新年度予算に日向警察署の改築計画が上がりました。確かに日向は1番目に古くて、都城は2番目になるんですけど、越されて越されて、今日まで都城警察署は現状維持です。これは7～8年前に私もこの場で質問をしておりますが、そのときもまだめどが全然立っていません。もうあれから7～8年たつたはずなのに全然聞こえてきません。都城警察署の改築計画、見通しはどうか、再度、本部長、お願ひいたします。

**○警察本部長（相浦勇二君）** お答えいたします。

申し上げるまでもありませんけれども、警察署庁舎は大変重要な治安基盤施設でありますし、災害発生時には、防災活動の拠点の施設として役割を担っております。お尋ねの都城警察署の庁舎につきましては、現在の庁舎全体の約4割を占める部分を昭和32年に建築いた

しております。その後、職員の増加による狭隘状況を解消するために、昭和55年に大規模な増築を行いまして、警察署の機能として必要な事務室等の面積は一応確保しているという状況にございます。要するに執務は十分できるスペースがあるということでございます。また、平成9年、10年にかけて、阪神・淡路大震災を受けて耐震診断をやったわけでございますけれども、この際に耐震補強を行いました。それで、専門家の目からも補強で十分だということで、防災活動の拠点としての機能も果たせるよう、必要な措置をとっているという現状にございます。御指摘のとおり、最も古い部分は昭和32年でございますので、この年度で言いますと築後51年を経過しておりまして、本年度予算が本会議でお認めいただければ、日向署のほうには当然一定のめどがつくわけでございます。そうしますと、残念であります。都城署が日本一古い警察署ということになってしまうところではございますけれども、都城警察署以外に、耐震診断において——これは9年、10年に実施した耐震診断であります——これは日向署と同じなんですけれども、補強の効果がなくて、早期の建てかえが望ましいとされた警察署施設が別にあるなど、なかなか状況によって防災拠点としての機能が発揮できない他の警察署施設を抱えているという当県警察としては、厳しい財政状況ということも踏まえ、そうした施設の整備を優先して検討せざるを得ないという状況下にあることにつきまして、御理解をいただければというふうに考えております。

**○満行潤一議員** 本部長は都城警察署に行かれたことはありますよね。スペースはあるのかもしれないけれども、駐車場もあの状況です。行きたくない警察署に呼ばれて行けば、駐車場も

ない。非常な執務環境にもあるだろうと思うんですよ。ぜひ財政当局から予算を早目にとってほしいなど、この場をかりて総務部長、お願いします。やっぱり拠点ですよ、これは。あの執務環境、あの駐車場ではやっぱり……。余り日向のことは言いたくないですけど、管内人口でいけば日向の何倍ですか、都城署の抱える人口は。ぜひそういうことを勘案して、優先順位というのは、耐震化だけでなく決めてほしいなど、お願いをしておきます。

次に、医師確保対策についてであります。本県最優先の重点課題、政策であると、先ほど知事にも答えていただきました。本県の小児科医師数は、15歳未満人口10万当たり全国ワースト2位という報道も出ています。今回、新聞に載っていましたが、県外にいる医師のUターンを後押しする目的で、県と自治体病院を持つ市町村で「ドクターみやざきナビゲーション」というのが開設をされています。これは今までにない取り組みだと思うんですが、これまでの医師確保とどのように違うのか、また、このホームページ開設の趣旨と期待する効果について、お尋ねをしたいと思います。福祉保健部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** ドクターナビについてでありますけれども、新臨床研修制度の開始以来、大学の医局からの医師派遣が難しくなっておりまして、今後は、各医療機関が独自に医師を確保することも求められておるところであります。このために、本年度、県と自治体病院を運営する市町村で、新たに県医師確保対策推進協議会を設置しまして、これまで個別に行っていた情報発信及び情報収集活動を、相互に連携し共同で行うことにしたところであり、この協議会のホームページ「ドクターみ

やざきナビゲーション」を先般立ち上げまして、これを窓口とし、各医療機関の詳細な情報や本県の生活環境等の情報を発信することによりまして、宮崎出身で県外に在住する医師などに対し、本県への就業を働きかけてまいりたいと考えているところであります。

**○満行潤一議員** ぜひ効果があるといいなと思っています。私がずっと何回も質問をしている自治医科大卒の義務年限後の定着率、これは2005年6月、2006年9月にも質問していますが、9年義務が終わったら、そのまま都会に行ってしまう、もとの自治医科大の医局に帰ってしまうと。非常にもったいないんじゃないのかということはずっと訴えてきました。それは、1つは、なぜ帰るかということ、県内に受け皿がない。だから、帰るか——そのころは帰っていたんですが、今は医局というのが形骸化していますので——ほかの病院に移ると。そういうことで、定着率を上げようというふうに申し上げてきました。委員会の質疑でも、具体的に検討していくという答えだったと思うんですけれども、ことしの予算を見ても、残念ながら、この自治医科大卒の義務年限以降の定着率向上の新規予算というのが見当たらないんですけれども、これは、部長、予算はどうなったのでしょうか。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 自治医科大学卒業医師の県内定着を図るということは、地域医療を確保する上からも大変重要でありますから、平成18年度にその受け皿づくりとして医師派遣システムを創設して、県立宮崎病院に自治医大卒の医師の医局といいますか、地域医療課を設けるなど、受け皿づくりに努めてきたところでもあります。また、自治医科大学卒業医師の多くが、義務明けの後、県外の先進的な医療機

関で専門的な研修を希望しておりまして、その支援について検討してきたところでもありますけれども、研修期間が長期間に及ぶなど解決すべき課題がございます。そういうことで、今後とも、自治医科大学卒業医師のニーズ等を把握しながら、県内定着に向けた取り組みについて検討をしてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** だから、予算要求したのかどうかということなんですよ。本当に医師確保は今、非常に重要な場面だと思うんですけれども、本県の重要な課題の一つです。もちろん自治医科大学の出身者は、本当に優秀な医師ぞろいですね。9年宮崎県でキャリアを積んで、みすみす都会に帰ってしまう現状がある。今、部長もおっしゃいましたけど、本当に医者はまじめなほど最先端の医療を勉強したい、だから、大病院とか都市部に行く。宮崎になかなか残ってくれない。だから、県の職員として採用して、県病院や僻地の診療所をぐるぐると回すと。そのかわり、5年、10年勤めたら、1年、2年、研修に都会に行くということを保証しますよと、そういう制度をつくったらどうですかというふうに今まで申し上げてきているわけですね。そういう制度は予算要求されたんですか。それでだめだったんですか。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 一応、新年度の事業を検討する中で検討はいたしました。

**○満行潤一議員** 部長は言いづらいのかもしれませんが、結局、予算要求したけれども、総務部長が削ったということなんですかね。知事も先ほど重要な課題だとおっしゃったんですけど、部長、副知事、知事、自治医科大学を卒業して、宮崎に帰ってきたくても帰れないという人も現実にいるわけですよ。後ほどドクターヘリをちょっとやりますけど、日本医大千葉北総

病院に、救命救急センターで働いているドクターがおります。宮崎県出身、宮崎出身がドクターヘリに乗っておられるんですよ。彼の夢は、ふるさと宮崎に帰って宮崎のドクターヘリに乗りたい、そういうふうに全国放送でお話をされているんだそうです。過酷な条件でも、宮崎の地域医療、救急医療をやりたいという熱心な医者は、たくさん全国にいるんだと思うんですよ。この前、椎葉村立病院に行きました。院長は、ネパールで診療された経験を持つ医者でしたけれども、この方は大阪出身、京都大医学部です。だから、要は行政のやる気じゃないのかなど。知事、お尋ねしますけど——もちろん東京のテレビも大事だと思うんですよ。マラソンも必要なかもしれません。でも、今必要なのは医師の確保だと思うんですよ。どげんかせんないかん、これはもう、医師確保をぜひお願いしたいと思うんですけど、もう一回、知事、お願いします。

**○知事（東国原英夫君）** マラソンと医師の確保を対等のものとしててんびんにかけるのは、ちょっと心外だと思うんですけれども、医師確保というのは非常に大切だとは認識しております。言われなくてもですね。議員がおっしゃる、全国に宮崎に帰ってきたい医師がたくさんいらっしゃる。何を根拠に……。また、そういう方がたくさんいらっしゃるなら、ぜひ紹介していただきたいと思います。一昨年創設しました医師派遣のシステムで、医師と個別に交渉を進めてきましたところ、本県出身の医師1名の採用を内定したところがございます。また、私自身も、医療情報のウェブサイトにおきまして、直接、宮崎への就業について呼びかけを行ったところ、県外在住の医師等に登録をお願いしている「みやざき地域医療応援団」

に10名の登録がありました。その中で、将来、宮崎での勤務を希望されている医師もいらっしゃるかと伺っております。今後とも、さまざまな機会を通じて、関係各位あるいは市町村と連携しながら、全国の医師に向けて就業を呼びかけてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** いや、本当に大変な状況なわけですよ。マラソンはいかんとは言わないんですけど、ぜひそのぐらい医師確保に努力いただきたいという多くの期待が知事にかかっているということだと思えます。きょうも新聞、朝刊各紙で医師不足が出ていました。テレビでもけさやっていました。本当に全国的に医者奪い合いが始まっています。その中で、県病院の医師が近く退職するという話を聞くんですが、その多さが、これはただごとじゃないですよ。延岡病院では、消化器内科の医師が4月に1名、8月に1名、循環器内科の医師が4月に1名、9月に1名、外科の医師が4月に1名、神経内科の医師が4月に1名、これだけで6名、もっと退職するという話もありますので、この半年間ぐらいで6～7名の医師が延岡病院からいなくなる。既に精神科、眼科の医師はいません。ほかにも退職という話も聞きますけれども、今の6～7名というのを置いても、現在、延岡病院の医師定数は66名です。現員は59名の医師でやっている。今、充足率は90%です。これであと6名、7名半年間でやめたら、充足率は80%を下回ります。残った医師は大変な状況。これは悪循環ですよ。日南病院も4月に皮膚科の医師が退職されるという話もあります。これで皮膚科の常勤の医師が日南病院にはいなくなる。既に精神科もない。富養園は来年、こころの医療センターとして宮崎病院併設になる予定ですけども、重立った医師が退

職をされるか、また近く退職予定という話になっているんです。知事、この実態を、事実を認識されているのか。されていれば、この医師確保についてどのようにされようとしているのか、もう一回、県病院に限ってお願いします。

**○知事（東国原英夫君）** 根本的には、根源的には、新医師臨床研修制度に問題があると思っていますんですよ。満行議員が先ほど壇上で御指摘になったように、我が国の医師の絶対数は、OECD加盟国の中で最下位という非常に残念なことなんです。ですから、国策で医師をふやしていただくということを、我々が要望していかなくちゃいけないというのがまず1つです。そして、御案内のように、本日の新聞にも出ておりましたが、県立延岡病院の循環器系の医師5人中3人が熊本等に帰ってしまうということは伺っております。そういった中では、先ほどから御指摘のドクターヘリなんかのことも検討していかなくちゃいけない。しかし、ドクターヘリは御案内のように1億6,000万円かかるわけですね。国が2分の1、地方が2分の1。そのヘリのヘリポートをつくるのに、つくり方にもよるんですけども、数千万からかかるわけですよ。そういう財政的な状況も踏まえて、今後は隣県との共同運航なども含めて、幅広い視野で検討を進めていかなくちゃいけないと考えております。

**○満行潤一議員** 国の政策的な誤りというのは、私も壇上で申し上げたとおりです。医師が足らんと地方は言うのに、厚生労働省は、いるんだ、ちゃんと充足していると言う。ずっとこのやり方で今日来て、新研修制度で絶対地方は医者がいなくなるよというのを、無理やり小泉政権が医局制度をつぶした。現実はどうなったということですね。だから、これは地方が何で

割を食わないかんのか、命の格差ですよ、今度はね。地方間格差と言うけど、命の地方間格差がこれ以上広がっていいのかということ、宮崎に住んでいて思います。ぜひ知事も先頭に立って、今後とも医師確保という点に努めていただきたいと思います。

今、知事から出ましたので、次、ドクターヘリに移りますけれども、地域医療対策特別委員会で、我々はドクターヘリの運航を行っている佐久総合病院に行きました。本物を見ました。改めて、その整備の重要性を認識しました。佐久総合病院は、1年間に280件出動しているということなんです。先ほど知事がおっしゃいましたが、新たな出費が要る、1億円近くかかるということなんですけれども、医者がいるのかという話ですけど、医者はいるんですよ、帰ってきたい医師。そういうすごく優秀な医師が延岡病院に来れば、その医師を頼って全国から研修医が来ます。佐久総合病院も、20名の研修医の枠に60名も70名も来て、採用枠を大幅に超えるので、選別しているんですよ。佐久総合病院には、宮崎出身の医者が何と9名もいました。何で宮崎に帰ってきてくれんのかなと思うんですよ。そういう優秀な医者が帰ってきて指導医となる。そこに集う。延岡病院も当然、意識も上がるし、いろんな部分の波及効果で、病院の収益も必ずや上がるのではないかなと思うんですよ。特に、県内の医療状況、道路の状況等を考えると、やっぱりドクターヘリの拠点を県立延岡病院に置くべきじゃないのかな、そういうふうに考えています。

きょうは資料を配付していますので、皆さん見ていただきたいんですけども、これは九州の地図です。今、九州では、福岡県久留米市にあります。そして、長崎県長崎市にドクターヘリ

リが整備をされています。宮崎、鹿児島、熊本はまだありません。大分はもちろんありません。この円は半径70キロの円です。ヘリが要請を受けて飛び立って20分後の距離が70キロになります。心肺停止等で1分を争うという部分でいくと、この70キロ、20分という時間かなと思っています。鹿児島、宮崎、熊本、できれば大分まで含めて、知事がおっしゃる隣県と有機的にやりたいというのはあるんでしょうけれども、鹿児島県は、話を聞きますと、鹿児島は鹿児島でやりますと。確かに離島もあるし、宮崎と鹿児島と熊本となると、なかなか我がほうがあるんでしょう。鹿児島は鹿児島でこの円を描く。それでいくと、やっぱり延岡になる。延岡になると、宮崎市まで20分ですよ。ヘリポートさえあったら、県病院、宮崎大学医学部に20分で、延岡から医者が乗って患者も搬送できます。天孫降臨の高千穂に、15分ぐらいで医師と看護師が空から舞いおりる、そういう状況ができるわけです。これを見ると、延岡に設置すると、九州山地がほとんどカバーできます。今、延岡から宮崎に来るのは大変な時間がかかりますけれども、この県境を考えると、熊本県側、そして大分県側と共同で運航するというより、「延岡でうちが診ますから、その利用率で熊本、大分の皆さん、負担ください」とおっしゃれば、その1億円か9,000万円がもっと減るといふふうに考えております。延岡病院にぜひ早い段階に設置をする。宮崎が音頭を取って大分や熊本に、「うちがやるんで協定結びませんか」、そういうやり方はできないのか、知事、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 御案内のように、延岡にドクターヘリの拠点を置くというのは、一つの案だとは思いますが。でも、ドクターヘリを

基盤整備するためには、専門医を置くということもさることながら、ヘリポートをつくっていかなくちゃいけない。あるいは格納庫もつくっていかなくちゃいけないということなんですね。ヘリポートで、駐車場を利用して3,000万円ぐらいですか、屋上だと数億円単位かかると伺っております。その辺を安くするために隣県との連携が必要なんじゃないかという御指摘でしょうが、私の情報では、九州では多分、今、ドクターヘリを採用しているところは長崎だけだというふうに理解しております。ドクターヘリというのは、救急医療の主力を占めるものだと考えておりますので、今後、隣県とも連携しながら、共同運航なども踏まえて調査検討してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 先ほど言いました命の地域間格差、東京にはドクターヘリは要らないですね。その調査があります。東京都の第3次救急施設までの搬送時間は15分、宮崎県は60分をはるかに超えています。そういう意味では宮崎は、助かる命も助かっていない。久留米大学のドクターヘリ運航実績——これは福岡県久留米、先ほど言いました——これは2002年から運航しているはずですけど、2005年に搬送した半数の185人が集中治療を必要とする重症患者だったと。そのうち61名が死亡していた。しかし、ドクターヘリを使わなかったら、さらに36人が死亡した可能性があるという報告があります。先ほどの「ドクターヘリ到着時間の目安」の後ろに、「ドクターヘリがなかったら」という資料をつけております。これは厚生労働省研究班の発表した資料ですけども、救急車搬送に比べて死亡者数が27%減るわけですね。約4分の1死亡者が減少する。ドクターヘリでなかったと仮定すると、救急車で搬送していればそうな

るということですね。社会復帰も5割近くふえることになったということで、これは宮崎でドクターヘリを運航したら、一体何名の方が救えるのかなど。8,000万、9,000万金がかかるからと知事もおっしゃいますけれども、これはまた違う議論になると思うんです。トンネルを通しても10億という単位ですね。道路は、トンネルだけじゃだめですから、道路整備をしてやっとながる。それよりも、年間1億円足らずで命が救える。それをぜひお願いしたいと考えています。地域医療計画にドクターヘリ導入というのは、部長、やっぱり無理ですかね。具体的な盛り込みというのはできないのか、部長、お願いします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 先ほどお答えしましたとおり、ドクターヘリにつきましては、隣県との共同運航を含めた導入について調査検討を行うとして、医療計画案に記載しているところであります。

**○満行潤一議員** 知事も部長もかたいのでなかなかですけど、ヘリポートのことを知事がおっしゃっているので進みますけど、本来、災害拠点病院というのは、ドクターヘリじゃなくても「あおぞら」もあるわけですから、常設ヘリポートがあるのは当然だと思うんですね。海上保安庁も自衛隊もあるわけですから、そういう意味では、災害拠点病院にヘリポートが当然あるべきものが、本県はおくれていると。この前、入郷に行きまして、町長さんが、「うちの病院にはヘリポートがあるのに、何で基幹病院である延岡病院にないんですか」、こうおっしゃっていたんですけども、確かにそうだと思うんですね。ヘリコプターから一回乗せかえて病院に搬送しないといけない。時間も10分から15分無駄になってしまうという状況にあるわけで

す。山岳救助とか離島の患者の搬送というのは、直接、救命センターに運ばればどれだけ延命率が上がるか、そこをぜひ考えていただきたい。病院ヘリポートの整備というのは本当に重要だと思っています。私は熊本赤十字病院のヘリポートを見てきました。写真をつけていませんけれども、ここは屋上ヘリポートと駐車場設置と2つありました。金が3,000万かかるとかおっしゃるんですけども、駐車場の上に置くのが3,000万かかるのかな、そんなに必要なのかなという気もするんですけども、本来、災害拠点病院に常設ヘリポートというのは必要だと思うんですね。これは部長、もう一回、済みませんが、新たな地域医療計画にヘリポートの整備というのは含まれませんか。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 災害時のヘリコプターの活用というのは、非常に有効かつ重要であるとは認識しております。現在、災害拠点病院では、主として病院の敷地に近接する場所を臨時離発着場として緊急時の体制に備えているところであります。各災害拠点病院における常設のヘリポートの配置につきましては、既存施設の構造の問題とか、先ほどから出ておりますコストの問題、そういった課題が大きいことから、計画の中で記載するのは、現時点では難しい状況でございます。

**○満行潤一議員** あれば利用もできるし、利用頻度はふえる、それで助かる命がふえてくる。ぜひ計画的に、せめて3次救急である延岡病院、宮崎病院に整備をいただきますように、心からお願い申し上げたいと思います。

公立病院改革ガイドラインについて、幾つか話を進めたいと思います。国による医療費抑制が行われる。先ほど申し上げました。また、研修医制度の変更によって、本当に地方の自治体

病院の医師確保が困難になる。医師がいないということは、それだけ稼ぎ頭がいないわけですから、経営難に陥る。こういう時期に国から、経営の効率化、再編、ネットワーク化、経営形態の見直しをやれと言われるわけですよ。ここまで県や市町村立病院の経営が悪化した責任の一端は、やっぱり国にあると思うんですよ。その責任はどこかに行って、経営が悪化すれば、民間に身売りしなさい、統廃合しなさい、そういう地域医療の担い手である公立病院の実態を見ようもしないと、私は考えるんですけども、何をか言わんや、そういうふうに考えています。もともと公立病院の果たすべき役割は何なのか。端的に言えば、地域において提供されることが困難な医療、とりわけ採算性を度外視した山間僻地の医療、離島の医療など民間医療機関の立地が困難な過疎地等の医療を行っている。救急医療、小児医療、周産期医療、もともとそういう不採算部門を担っているのが公立病院の役割、そういうふうに考えます。この不採算部門を廃止すれば、経営は好転すると思うんですよ。でも、地域住民の命を守ることが使命の公立病院にそんなことができるのか。民間病院でやれない救急や産科といった政策的な医療サービスこそ不採算部門になるわけですよ。それが事細かに指示されたガイドラインが国から示されています。当然、地域地域で実情が違います。この改革プラン作成に当たって、国の関与は本当に最小限にとどめるべきだと思いますし、県にはそういった立場で市町村支援に当たっていただきたいと思いますが、地域生活部長、いかがでしょうか。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 本県の市町村立病院につきましては、僻地医療や救急医療を担う、それぞれの地域における唯一の病院、あ

るいは基幹的な病院ではありますが、取り巻く環境は、その立地条件はもとより、規模や機能、それから経営状況などさまざまであります。したがって、改革プランの内容も、各市町村において、地域の実情に応じ、公立病院の役割や市町村の財政状況を踏まえた上で、地域住民に対する医療サービスが将来にわたって安定的に供給されるよう、みずからの判断で策定することが重要であると考えておるところであります。以上です。

○満行潤一議員 市町村の自主的な策定、そういうふうに部長もおっしゃっていただきましたので、ぜひそういうことで県も支援を引き続きしていただきたいと考えています。また後ほど言いますけれども、県病院のあるところは県病院があればいい。延岡には市立病院はない。日南にはないんだろと思うんですね。ないところの市町村は、国保病院、1億円の赤字が出て一生懸命その地域の医療を守るために頑張っていただいておりますので、ぜひそこところは皆さんわかっていただきたいと思っています。

さて、新規事業に小児救急拠点病院整備事業というのがあります。この小児救急拠点病院整備、これは私、いつか大分前に質問したなと思って議事録を見てもみたら、14年2月、ちょうど6年前に小児救急拠点病院整備について質問をしています。このときの質問の趣旨は、新年度、14年度から2つの医療圏に1つの拠点病院を整備する計画なので、本県も設置に向けて急いでいただきたいという趣旨だったんですけども、そのときの担当部長、だれとは言いませんが、答えは、具体性はなかったんです。やっと今年度、新年度に、こども医療圏プロジェクトにより、県内3つの圏域に小児救急

患者を受け入れる拠点病院を整備する計画であるようですけれども、こういった概要なのか、担当部長、お願いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) こども医療圏プロジェクトは、県内を新たに3つの圏域に再編し、各医療圏ごとに体制整備のあり方をそれぞれ具体的に検討して、主要な医療機関について拠点病院化を図ろうとするものであります。そこで、県としましては、即戦力となる小児専門研修医の育成や、国庫補助制度を活用した運営費の補助等によりまして、必要となる小児科医師を確保するなど、拠点病院としての安定的な体制整備を目指していきたいと考えております。

○満行潤一議員 本県は2次医療圏ごとにやっているんですが、これまた県内で3つという圏域に分けるということですので、その整合性とかも聞きたいんですけども、また次の機会にそのことについては触れたいと思っています。

次に、都城市の救急医療体制の整備について、これは知事をお願いします。これは昨年2月に質問をしています。この都城地区の救急医療体制の整備について、この前、11月15日に都城市長、三股町長、両議会議長と地元議員で知事にお会いして、提案活動を行ったところです。主なものは、救急医療センター、また2次医療施設である都城市郡医師会病院を、県西地域の救急医療拠点病院として位置づける。そのために今後整備をする。2分の1の施設整備費補助をお願いしたい。農地転用の手続に配慮いただきたいとか、合併支援措置を配慮いただきたい、県によるふるさと融資の実施をお願いしたいということでした。そのとき、短い時間でしたけれども、知事のお答えは、「小林市民病院建てかえとの兼ね合いもあるし、都城市郡医



師会病院は民間ですからね」という前置きはあったんですけども、おおむねその趣旨は御理解いただいていると理解をしています。知事、先ほど言いましたように、県西部に県病院はありません。そのかわりを都城市郡医師会病院が担っているという状況にありますので、ぜひ配慮方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 満行議員は都城のことが多いですね。それはさておき、都城の市郡医師会病院は、2次救急とか災害時の医療で、拠点病院としての非常に重要な役割を担っていただいているということは認識しております。でも、今、都城市で、「都城地域健康医療ゾーン整備に関する協議会」というのを設置されて、救急医療センターとか市郡医師会病院の移転等も含めた検討が行われておると伺っております。今この段階では、県としては、その検討を見守っていくことしかないのかなと思っております。

**○満行潤一議員** この前、前向きな答弁だと思いましたが、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

病院局長にお願いなんですけど、救急医療とか政策医療になる部分、不採算になる部分を別枠で計上できないのかなと。いつも決算は全部一つですよ。それは会計法上いろんな部分で一緒なのかもしれませんが、内訳みたいな仕切りがあると、県病院は赤字だ、一般会計から何ぼ入れているということも理由がつくのかなと。これは政策医療でやっているから不採算になってしまいますよというところは、何かつくれないのかなと思うんですけど、できないんでしょうか。

**○病院局長（植木英範君）** 先ほどお話にあり

ましたとおり、県立病院は全県レベル、または地域の中核病院として、政策医療や高度医療など、一般的に他の医療機関では対応が困難な医療を中心として担っているところでございます。病院事業の会計につきましては、地方公営企業法により、会計方式の枠組みが定められておりますとともに、経営動向を時系列で正確に把握する必要もありますことから、裁量の範囲内とはいえども、方式の変更はおのずから制約があるところでございます。御提案のありました不採算部門を別枠で計上するということは、これまでいたしておりませんが、県立病院が担っております政策医療や高度医療などの不採算医療部門に要する費用は、相当の額になるものと思われます。以上でございます。

**○満行潤一議員** 県病院としてアピールすることじゃないのかなと思うんですよ。ぜひ今後、御検討いただきたいなと思っております。

感染症対策に移ります。もう新型インフルエンザがいつ発生してもおかしくない、これは前の質問でもしました。特にアジアでは、鳥インフルエンザが人に感染した症例が、各国から報告されています。また、母子感染とか、人から人に感染した事例も報告されている状況です。ここで、感染症対策について2点お伺いしたいと思います。

1つは、感染症法に基づく第1種感染症指定医療機関、まだ本県は指定された病院がありません。今後の見通しについてお伺いしたい。

2つ目は、宮崎空港のC I Q体制ですね。税関、入管、検疫についてですけども、検疫法、感染症法、食品衛生法など、海外から持ち込まれる、また海外へ持ち出す動植物、食品などが、病原体や有害物質に汚染されていない

か、それを確認するための検疫業務というのが、厚生労働省福岡検疫所宮崎空港出張所が設置されて行われているんですけども、組織改編で宮崎空港には2人の係官しか駐在していない。これでは、緊急時はもちろん、通常の業務にも支障が出るんじゃないか。増員について国に対して要望されているのか、担当部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 第1種感染症指定医療機関についてであります。エボラ出血熱、痘瘡、ペスト等の一類感染症に対応するために、都道府県の区域ごとに第1種感染症指定医療機関の指定が求められておるところでありますけれども、全国では、19年の5月現在で26都道府県29医療機関において指定がなされております。一方、本県におきましては、2次医療圏ごとに1カ所ずつ7医療機関30床、これを第2種感染症指定医療機関として指定をしているところでありまして、第1種感染症指定医療機関については、いまだ指定に至っておりません。こういうことで、第1種感染症指定医療機関についても早期に指定をすべく、関係医療機関等との協議を行っているところでありまして、専門医の確保等、医療機関の指定が難しい状況ではありますけれども、今後とも指定に向けて努めてまいりたいと考えております。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 宮崎空港の検疫体制についてでありますけれども、宮崎空港の税関や出入国管理、検疫といった、いわゆるC I Q体制につきましましては、平成13年、ソウル線の就航を機に整備が進められております。現在では、国際チャーター便を含めまして、年間7万人を超える利用者を受け入れていただいているところでありまして、このような中で、ソウル線につきましましては、昨年11月から増便となっ

ておりまして、本年6月からは、また台北線が就航するということになっております。このような状況で、国際線の利用者はさらに増加をすると見込まれているところでありまして、このため、国に対しまして、検疫を初めとするC I Q機関の人員増、それから体制の充実強化を機会あるごとに強く要望しているところでありまして、以上であります。

**○満行潤一議員** それでは、地域バスについてひとつ担当部長、お願いしたいんですけども。県内の市町村がコミュニティバスを導入するに当たって、国土交通省のガイドラインに沿わない形で運行を始める事例が多々見受けられると、指摘もされているところなんです。1つは、地域公共交通会議のあり方、既存のバス事業者を軸にした企画・立案がなされていません。現在、市町村において設置されている地域公共交通会議は、コミュニティバス導入を前提としているために、最初に結論ありきの形式的な議論の場になっていると聞きます。そのため、既存バス事業者が、企画・立案の段階はもちろん、実質的な検討の中でも活用されておらず、さまざまな不合理が生じています。国土交通省は、「地域公共交通会議ガイドライン」の中で、次のとおり指摘をしています。「その際、路線定期運行を中心に、整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意することが必要である。必要性の判断に当たっては、地域の関係者から成る地域公共交通会議において、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、責任ある議論が行われることが求められる」とあります。しかし、実際は、1回の会議で委託業者まで決まる市町村もあったようでありまして、国土交通省のガイドラインにある委託業者選定に当たって

の、国土交通省が示した優先順位によることなく、ただ安いというところに基準が置かれた入札になっている。多くの自治体で既存のバス事業者を事実上排除した形となっているのが実情のようです。

また、問題とするべき安全運行と管理責任の明確化がなされていないのではないか。市町村に共通しているのは、コミュニティバス導入の目的を、いかにコストを安く抑えるかというところに置いている点。例えば、標準的な落札額の半額以下で落札したタクシー会社、当初、シルバー人材センターに運行を委託した自治体、自治会へ時給900円で運行を委託した町営バス、このようなコスト至上主義に対して、国土交通省九州運輸局は、「地域公共交通の活性化・再生を目指して」の中で、次のように指摘をしています。「その運行については、安全の確保に万全を期すため、単純な価格競争に陥らないよう、十分配慮する必要がある」となっています。県として、国土交通省の「地域公共交通会議ガイドライン」「運行主体選定ガイドライン」などに沿ったコミュニティバス運行事業を行うよう市町村に助言し、さらに指導すべきではないかと思いますが、担当部長、いかがでしょうか。

**○地域生活部長（丸山文民君）** コミュニティバスについてでありますけれども、市町村におきましては、コミュニティバスの導入に当たり、当該市町村や国、地域住民、バス事業者などで構成いたします地域公共交通会議を国のガイドラインに沿って設置し、運用し、当該会議で合意された事業計画等について、国の登録や許可を受けているところであります。なお、コミュニティバスの運行主体の選定につきましては、市町村が、経費面や安全面、その他それぞ

れの地域の実情を踏まえまして運用されているものと考えております。県といたしましては、今後とも国と連携をしながら、市町村に対して、安全運行を初め、コミュニティバスの適切な運営が行われるよう助言してまいりたいと考えております。以上であります。

**○満行潤一議員** ぜひ主体的に県もタッチしてほしいなど。今回、代替バス補助金が廃止されて、コミュニティバスも2年間の限定の補助ですよね。それ以降の本県の路線バスネットワークをどう維持していくのか、本県の政策がなかなか見えてきません。これは外山議員も取り上げられると思いますので、そちらに譲りますが、ぜひ主体的に、地域の交通を守るという視点でお願い申し上げたいと思います。

皆さんの手元に、「平成19年度人権に関する作品最優秀賞受賞作品紹介」をお配りしています。ここに、「ぼくのおともだち」都城市立南小学校1年、松本崇さんの作文があります。時間はありませんけれども、読ませてください。

「ぼくは、しょうがっこうににゅうがくしたとき、おなじクラスのおともだちが、みみにきかいをつけているのをみました。あれはなんだろう、とおもいました。

いえにかえって、おかあさんにきいたら、「あれは、ほちょうきだよ。たかしが、めがわるいからめがねをかけているのとおなじで、みみがきこえにくいから、きかいにたすけてもらっているのだよ。」とおしえてくれました。

なんにちかたって、せんせいから、「りょうたろうくんのほちょうきに、すなをかけたり、みずをかけたりしたらだめですよ。ほちょうきがこわれるからね。」とおしえてもらいました。ぼくは、そうなんだ、きをつけよう、とおもいました。

おなじクラスのひろとくんは、「りょうたろうくんのことばが、すこしだったらわかるよ。だって、おなじようちえんだったから。」とおしえてくれました。

ぼくには、あまりわかりませんでした。でも、りょうたろうくんとおはなしがしたいな、とおもいました。

いつか、こくごのじかんに、せんせいが、「あめ、すき。」としゅわでやっていたので、しゅわではなせばいいんだ、ときづきました。

そして、ぼくとおかあさんとおねえちゃん、しゅわきょうしつので、けんがくにいきました。たのしかったので、ならいはじめました。よるだからねむくなることもあるけど、しゅわをするのが好きです。

ぼくは、おぼえてすぐ、「わたしのなまえは、まつもとといいます。よろしくおねがいます。」とりょうたろうくんに、しゅわでしました。

またしゅわきょうしつにいて、こんどは、「あなたのなまえはなんですか。」をおぼえて、つぎのひ、がっこうにいて、りょうたろうくんにききました。りょうたろうくんは、「わたしのなまえは、わたなべりょうたろうといます。」としゅわでやってくれました。ぼくは、すごいなあ、とおもいました。

りょうたろうくんも、にゅうがくしたときよりおはなしがじょうずになったし、ぼくもすしは、きくのがじょうずになってきました。

これからも、もっとなかよしになりたいです。」という作文です。

それ以外に、たくさん優秀な作品、作文が載っていますので——これは各家庭に配布されていますけれども——ぜひもう一回、皆さん見ていただければありがたいなと思っています。

何が言いたいかというと、ハンディがあっても、自分たちの行く学校、普通校、そして特別支援学校、それは当事者が決める、そのことだと思います。私が小さいころは、障がいを持つ、ハンディを持つ友達が学校にはいませんでした。今の子は、共学が進んで、すばらしい経験ができています。自閉症の子がいるクラスに、うちの子もいました。うちの子を見て、本当にいいものだなと感じているところでもあります。

さて、教育問題、幾つかお話をしたかったんですけども、時間がありませんので、絞ってお話ししますが、特別支援学校総合整備計画というのが出されました。分厚いんでしょうけれども……。保護者からすると、高等部の設置の要望が依然として多い。あと、スクールバスの設置と、スクールバスがあっても、もっと広い範囲に運行していただけないか、これは非常に大きいわけですね。このことについて教育長、お願い申し上げます。

**○教育長（高山耕吉君）** 今後の取り組みでございませぬけれども、特別支援学校の整備につきましては、これまで全県的・総合的な視野に立ちまして、計画的に整備を進めているところでございませぬ。今後の高等部の設置につきましても、またスクールバスの整備につきましても、平成20年度中に策定の予定をいたしております。「宮崎県特別支援学校総合整備計画」の中で、十分検討をしてみたいと考えております。以上です。

**○満行潤一議員** ぜひニーズを酌み取っていただきたいなと思っています。

もう一つ、最後になるでしょうけれども、北諸県の中高一貫教育校のスケジュールが発表されています。スケジュールというか、検討する

ということになるようですけれども、今後のスケジュールはどうなっているのか。どうも知事の出身校になるのかなという、ちまたの話もありますが、教育長、いかがでしょうか。

**○教育長（高山耕吉君）** 中高一貫教育校の今後の取り組みでございませけれども、今年度、学識経験者等で構成をいたします「中高一貫教育校調査・研究委員会」を設置し、学校の設置形態や設置地域等について御協議をいただきまして、北諸県地区への設置が望ましいという御意見をいただいたところでございます。この提言を十分踏まえまして、来年度、北諸県地区への新たな中高一貫教育校の設置に向けまして、設置理念とか効果的な中・高の接続のあり方等について、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○満行潤一議員** もう時間がありませんので、これで終わりますけれども、昨日の知事の答弁の中に、特別支援教育の充実に努力していきたいという答弁がありました。私は大変力強く思ったところであります。知事を先頭に、みんなが安心して生活できる県土づくりに邁進いただきますように、心からお願い申し上げまして、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、暫時休憩をいたします。

午前11時36分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、6番西村賢議員。

**○西村 賢議員**〔登壇〕（拍手） 愛みやざき

を代表し質問を行います。

我々愛みやざき4名は、当初予算を審議するこの2月議会を経て、おおよそ1年間の流れを知ることになりました。東国原知事の県民の期待を集める活躍ぶりに、県政にも注目が集まり、同時に、行政のチェック機能としての県議会のあり方にも、県民の厳しい視線が注がれた1年でもありました。我々も1年前、行政改革や議会改革を目標に、それを訴えてきた経緯がありますが、議会改革と一緒に取り組んでいただいた先輩・同僚議員にも深く感謝申し上げます。その結果、本会議における一問一答方式の導入、政務調査費の全公開、また海外視察の中断など、どちらかといえば、これまでタブー視されてきた事案を逐一改革され、現在でも、応招旅費を初め議員定数削減など、議論は続けられております。納税者の立場に立った、あるいは県民目線におけるの議会改革の一翼を担えたことを、我々も非常にうれしく感じております。

ところで、衆参における与野党のねじれ国会において、道路特定財源の改正法案、いわゆる暫定税率延長か否かで、国民の関心が非常に高まっているところであります。本県の道路整備や財源の確保には非常に重要な問題でもあり、民主党の菅代表代行との討論会では、知事として、地方のおくれた道路整備状況を代弁していただいたと思っております。しかし、ここはあくまで県議会です。今議会冒頭のように、国政の第2ラウンドを県政の場に持ち込まれることを、我々は非常に危惧しております。県民の期待する県議会はどうあるべきか、深刻に考えさせられたことでもありました。議員1年生の4人会派ですが、初心を忘れることなく、引き続き県民目線で、この改革に情熱を注いでまいり

たいと思っております。

それでは、質問に移ります。

県内外を問わず飛び回る知事の精力的な政治活動に対し、率直にお考えを伺いたく存じます。

最近の知事の政治活動には、道路特定財源のことも含め、地方の声を国政に反映させるというお気持ちもあったかと思えます。今、地方政治と国政との間に感覚のずれも感じられ、不信が募る部分もたくさんございます。昨日の知事の答弁の中にも、そのような強い思いが感じられました。しかしながら、県民の中には、全国区で活躍する知事の働きを頼もしく思える県民もおりますが、逆に、もっと県内の地域に根差した活動をしてくれという県民もたくさんいらっしゃると思います。県民への説明責任を果たす必要があるのではないかと思います。最近の知事の政治活動について伺います。

まずは、北川元三重県知事、松沢神奈川県知事らと1月20日に発足させた「地域・生活者起点で日本を洗濯（選択）する国民連合」、略称「せんたく」について伺います。一部報道では、3月上旬に発足式を開くそうですが、中心として活動されている知事の立場は、一県知事を超えて日本全国を改革しようという気概が見受けられます。マスコミからは、国政では政界再編への動きの一つとなるのではないかという憶測も飛び交っているところではありますが、この活動自体、我々から見ても非常にわかりにくいところもあります。本来ならば、知事として県民と向き合うべき公務や政務の時間を使ってまでも知事が参加された意図、そして「せんたく」設立の目的は何か、お伺いいたします。さらに、共同代表として名を連ねておられますが、どれぐらいの活動が予想され、それは県知

事としての職務に影響がないのか、お伺いします。

2つ目に、知事の選挙応援について伺います。大阪府では橋下徹新知事が誕生いたしました。東国原知事も大変懇意にされているようですが、大阪まで応援に駆けつけるほど仲がいいそうですね。しかし、県知事という影響力を持った方が大阪まで行った理由が、「以前から仲よくしていた」というだけでは納得がいかない部分もあります。政策か何か橋下氏に期待できることがあったからこそだとは思いますが、これまでどこの選挙応援にも行かなかった知事が、どのような経緯で応援されたのか、お考えをお尋ねします。

また、知事として、これを機に大阪・関西圏との積極的な交流というもののお考えがあれば、アイデアもあわせてお聞かせください。

もう一つ、知事のイラスト使用の問題に対してです。昨年の愛みやざき武井議員の一般質問にもありましたが、知事や宮崎の品位を落とす使用に対しては、県民アンケートを実施するなど、やっとならしてもらえたかなという感想を持っております。我々も、決してイラスト使用をやめてくれとは言っておりません。あくまで適正な使用を望むところです。しかし、アンケートにおいては、イラストの「自由使用」か「全面使用禁止」の二者択一で県民から意見を募集しており、103件の回答のうち、使用41件、禁止17件、回答なし45件とのことだったのですが、全面禁止を望む声の17件は人気の高い知事にとって少なかったとは、我々は思っておりません。勇気のある本音だと思っております。回答がない45件に関しては、「品位を欠くものを使用すべきでない」という声もあったのではないかと思います。東国原知事も、今後は悪質

なケースには厳しい態度で臨むということ、先日おっしゃっておられました。例えば、過去のウナギや地鶏のような件があったならば、具体的にどのような対応をされるのか、また、このアンケートのとり方が正しかったと思うのか、お聞かせください。

以上で壇上からの質問を終え、自席より一問一答方式で質問を続けます。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

まずは、「せんたく」についてであります。私は今、国政が停滞・混迷している状況の中で、国民生活というものが置き去りにされている気がしてならないのであります。こうした中で、日本を変えるためには、戦後の「お任せ民主主義」「霞が関・官僚主導」を打ち破り、地域社会や生活の現場から、この国のあり方を根本から問い直す「地域・生活者起点の日本変革運動」、いわゆる「平成の民権運動」と言っておりますが、それらの運動を起こさねばならないと考えたところであり、このような趣旨から、志を同じくする方々と「せんたく」を設立したものでございます。なお、「せんたく」には、全国の県議会議員、あるいは市町村長を初め、現時点で110名を超える方々に参加、御理解をいただいているところでございます。私自身、この1年、地方行政に携わってみて、制度上の限界を感じているのも事実であります。知事として、あくまで地方に軸足を置いてという前提ではありますが、制度上の限界をどのように是正していくか、どのように中央集権から地方分権に変えていくかということを念頭に置いて活動する必要があり、これがひいては本県の発展に結びつくものと考え、発起人として参加させていただいた次第であります。なお、「せ

んたく」における共同代表としての活動については、現時点ではまだはっきりとはしておりませんが、知事としての職務に影響がないよう、十分に配慮してまいりたいと考えております。

続きまして、橋下大阪府知事の応援についてであります。大阪は、宮崎あるいは九州の農産物や観光の大きな市場であり、大阪が元気になってもらわないと、本県や九州の物産や観光も振るわないと、かねてから考えておりました。そうした折、大阪府知事選に、昔からの友人である橋下氏が立候補され、その人となりや見識についてよく存じ上げておりましたので、彼こそ大阪府知事にふさわしい人物ではないかと考えました。その後、橋下氏より応援の依頼がありまして、大阪のため、ひいては本県のためになることでもあると考えて、応援をお引き受けした次第でございます。

関西圏との交流についてであります。西日本の拠点である大阪は、エネルギーとバイタリティーにあふれた大都市であり、本県と大阪との間における物や人の流れを、これまで以上に活発化させることが重要であると認識しております。このため、私を先頭にさらなるセールス活動を展開することで、関西に向けた県産品の一層の販路拡大を図るとともに、入り込みが伸び悩んでいる関西方面からの観光客誘致に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。今後、橋下知事とは、互いに切磋琢磨しつつ、宮崎と大阪の連携をより強化することで、宮崎から、そして大阪から地方を元気にしてまいりたいと考えておる次第でございます。

私に似せたイラストについてであります。このたび、私に似せたイラストについては、当面、現状のような自由な使用を基本とすることが県全体にとってプラスになると、総合的に判

断したところがございます。同時に、法令違反や不適切なイラストの使われ方についての的確に対応するため、県に連絡窓口を設置したところでもあります。この窓口では、悪質なケース等の情報提供があれば、その事実関係を確認した上で、個別具体的なケースに応じて、抗議や使用差し止めなどの対応を検討することにしております。また、今回の意見募集につきましては、私や県がイラストを管理することは、根本的な問題があることから選択しないことにいたしましたので、その考え方について詳しく説明した上で、残された選択肢として2つの方策をお示ししたものであり、イラストを使用している企業を初め、広く県民の皆様の御意見を聞いたものであります。なお、この2つの方策以外にも、「その他」として自由な意見を求めておりましたが、二者択一によるアンケートではございません。〔降壇〕

○西村 賢議員 熱の入った答弁、ありがとうございました。

「せんたく」について、もう少し伺います。私個人が思っていた以上に、知事の思いというのは深く、高い目標に向かって走っていているんだなというのを感じたところではありますが、我々宮崎県議会の議員に向かって、「ぜひ一緒にやりましょう」「「せんたく」に入ってください」というようなメッセージはございませんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） この時点で、「せんたく」というのがどういうふうな活動をするというのが、まだ具体的に全国的に発表されておられません。ですから、全体的な理念、総論でお示しできていない状況でございますが、もしこういう理念に、地方あるいは地域の生活者の視点に立って日本国を洗濯（選択）する――

洗うというのと選択、チョイスするという意味なんですけれども――そういったものに御賛同いただければ、ぜひ参加をお願いしたいと思っております。

○坂口博美議長 関連質問を許します。武井俊輔議員。

なお、時間は本人の持ち時間の範囲内になっております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。関連質問、武井俊輔がさせていただきます。時間もありませんので、早速質問に移らせていただきます。

イラストについて御質問申し上げます。まず、資料を配っております。ごらんいただきたいと思います。これは、ネットショップで販売しているアクセサリーですが、これに「宮崎県東国原知事公認」というふうに書いてございますが、知事はこのようなものを公認されたということでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 公認した覚えはございません。

○武井俊輔議員 わかりました。ということは、この会社は、知事が公認していないにもかかわらず、公認したと詐称しているということになりますか、そういうことでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 現状ではそういうことになりますね。

○武井俊輔議員 とするならば、午前中にサイバー犯罪などという話も出ていましたけれども、要は、公認していないものを公認したとしてネットで販売しているわけです。ということは、先ほどの答弁にもありましたが、指導対象になるこの会社へは指導を行うということでしょうか。



○知事（東国原英夫君） 事実確認をしまして、その公認というのがどういう意味なのかという解釈も含めまして、今後、対応を検討したいと思っております。

○武井俊輔議員 一般的に公認といえ、要は宮崎県東国原知事が認めた、下のほうにも「超話題のあの人が…」とか書いてあるわけですね。これは一般的に見れば、明らかに東国原英夫知事が認めましたよというふうに、普通に読めば見えます。そうなっているということですから、そこは公認したという事実を詐称しているというのは、間違いないと思います。いかにモラルに頼るのが危険かというのが、この辺でもよくわかる事例なんです。総合政策本部長にお伺いをいたします。今回、イラストに関する窓口をつくりまして、そこで、来たものに対して調査をして苦情を受けるということですが、こういったものは、ネットで幾つかのキーワードでもちょちょっと入れれば、幾らでも出てくるんですね。ですから、県が本当にこのイラストの問題を問題だととらえているのであれば、はまり込んでやれとは言いませんけれども、可能な範囲でも県として調べて、能動的に指導するということが必要ではないかと思うのですが、見解をお伺いします。

○総合政策本部長（村社秀継君） 御案内のように、このイラストというのは多種多様な商品に使われております。また、その取り扱われている範囲というのは、県内はもとより全国津々浦々でございます。これだけ広範囲に広がっているものにつきまして、県として、こちらから積極的に能動的にそれを調査するということが無理でございます。これは人的な制約もございまして、したがって、県としましては、連絡窓口を設置したことを周知徹底することで、

できるだけ迅速に的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○武井俊輔議員 全然お答えになっていないと思います。さっきも申し上げたとおり、ちょっとネットで調べるだけでも、こういったものが出てくるわけですね。しかも、宮崎県東国原知事というのが詐称されている、これは重大なことなわけですね。ですから、今のお答えを聞いても、来たら対応しますよというだけじゃないですか。やはり少しでも自分たちで調べていこう、探していこうということがないということであれば、これは県として本気で解決する意思がないということと同義ではないかと思いますが、もう一回お願いします。

○総合政策本部長（村社秀継君） 先ほど御答弁したと全く同じでございます。県としては、人的な制約もございまして、連絡窓口を設置したことを周知徹底することで、できるだけ迅速・的確な対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

○武井俊輔議員 この辺を見ても、県の対応の意識とか熱意とか考え方というのが、非常によくわかるんじゃないかなと思います。大変残念に思います。

最後に一つお伺いします。このイラストについて、私は、自社の商品にイラストをつけて販売している会社と、イラストの著作権販売を業としている会社では、おのずから責任の度合い、社会的影響が全く違うと思っております。これは台湾のウナギの問題を見ても明らかなんです。そういう意味では、こういった著作権販売を業としている会社からは、例えば審査基準の公表とか対応の体制などをちゃんと県としてヒアリングをして提出させるというような、一歩踏み込んだ対応が必要ではないかと思いますが、

いかがでしょうか、知事にお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** このイラストの著作権販売をなりわいとしている企業に、その規定基準を公表させるとか出させるというのは、それこそがイラストの管理になってしまう側面もございまして、今のところは、私のイラストを私の肖像権に絡めることなく自由にお使いください、つまり関与しませんという態度でございます。その点に関しては、イラストの著作権をなりわいとされている方、それ以外の方には、平等というか公平に対応している、対処しているわけでございます。

**○武井俊輔議員** 以上で終わります。

**○西村 賢議員** 平成20年度の予算案について伺います。

平成20年度当初予算案について質問いたします。冒頭に、私が9月に質問しました日向警察署の建てかえで、知事のテレビ等での発言で、日向署が非常に全国的に有名になりました。これが新たな観光地になればいいのですが、恐らくそれはないと思います。新年度の予算に建設整備検討事業、このようについておりました。非常に感謝申し上げます。これに続きまして、都城警察署に早期に取りかかっていたかどうかにも、あわせてお願いしておきます。

当初予算が提案されましたが、厳しい県の財政事情を反映し、7年連続の超緊縮予算編成となっております。もちろん無駄遣いのできる余裕はありませんし、知事にとっても断腸の思いで見直しを行われたとは思いますが、また、基金等の枯渇も懸念されております。知事も就任時から絶えず厳しい財政事情を叫ばなければならない状況にあり、「こんなに借金をだれがつくったんだ」という声には、我々も同感しております。しかし、そうはいつでも、減収対策や

将来の見通しなど、しっかりとした展望を持っておかねばならないと思っておりますので、まず知事にお伺いします。予算編成への思いと財政再建、基金について、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 平成20年度当初予算編成は、私にとって初の通年予算という本格的な予算編成でありましたので、私のマニフェスト達成に向けて、19年度の肉付け予算では盛り込むことのできなかった事業や、中山間地域・植栽未済地対策等の3つの重点施策を中心に、積極的に取り組むことといたしました。19年度地方財政対策等の影響などにより、収支不足額が拡大し、大変苦しい予算編成を強いられましたところでもあります。しかし、さらなる事務事業の見直し等を進めるなど財源捻出に努めることにより、3つの重点施策を初め、本県が直面する喫緊の課題に対応した優先度及び重要性の高い事業については、しっかりと措置することができたのではないかと考えております。また、財政改革につきましては、第2期財政改革推進計画に基づき、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、歳入確保対策により、一般財源ベースで100億円の削減を行ったところでございます。先ほど申し上げました事情により、収支不足額が拡大し、20年度末の基金残高は213億円程度となる見込みですが、今後も財政改革に着実に取り組むことにより、可能な限り基金の確保を図ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** さらに厳しいという話はわかったのですが、知事が民間の目線を県政に入れるということで誕生しました事業仕分け委員会、また県民フォーラムや県民ブレイク座談会などの機会を通じて、事業の見直しを県民目線

で行ったということがありましたが、実際にこの予算案にとってどのような見直しを行ったのでしょうか、お伺いします。

○知事 (東国原英夫君) 事務事業の見直しにつきましては、事業仕分け委員会において、民間の委員の方からいただいた御提言や、県民フォーラムなど、さまざまな機会を通じていただいた県民の方々からの御意見等を参考にしながら、すべての事務事業について目的、効果等を検証し、ゼロベースから見直しを行ったところでございます。この結果、事業の必要性が薄れたものについて廃止したり、事業主体を民間に移行するなどの事業見直しを行いまして、一般財源ベースで総額76億円の財源捻出を図ったところでございます。

○西村 賢議員 知事にとって、この事業仕分け委員会の提言で、非常に心に残ったというか、これはいつかはやらなければいけないというような、強い思いがあるような提言というのはあったのでしょうか。

○知事 (東国原英夫君) あくまでも民間、生活者基点での見直しということで、そこに重きを置いたつもりです。見直しの例としましては、民間看護教員養成補助事業あるいは産業開発青年隊、そういったものを見直させていたところでございます。

○西村 賢議員 厳しい財政事情により、歳出カットというものが仕方がない状況であった部分もありますが、今後は、県としても歳入アップを図っていかなければならないと思っております。私がさきの9月議会で、財源獲得の手段として、発電事業の事業証券化という案を提案しました。実際に財源につながるような検討は、これまでなされてきたのかお尋ねします。

○知事 (東国原英夫君) 資産・事業証券化に

よる資金調達につきましては、前回、平成19年9月議会で西村議員から御質問いただいた後、10月に担当者が金融機関から話を伺い、その内容を検討しましたが、活用できる場合が、収益が出る事業に限られること、そしてまた、かなり低利で資金調達している現状と比べて、コスト面で有利にならない等々の課題があるものと考えているところでございます。現時点では、事業証券化については、本県にとってのメリットが見出しにくい状況かと思っておりますが、資金調達手法につきましては、近年、さまざまな手法が出てきておりますので、さらに研究してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、収益がある事業に限られると発言されたと思いますが、普通、収益が出る事業にしか民間からお金は集まらなないと、私は思うのです。これ以上の質問は行いませんが、基本的に昨年と全く同じ返答で、非常に残念に思っております。

財源確保に苦しんでいるのは県だけじゃなくて、県内の市町村も同じ状況にあると思えます。宮崎市が導入を検討しております「地域コミュニティ税」のような法定外目的税を、知事はどのように考えておられますか。

また、県の新税導入に関しては、昨年9月の代表質問において、他の会派から質問がなされました。あのとき、知事は「今のところはない」という話をされたと思いますが、厳しい予算編成を行った後、そのお気持ちに変わりはないのか、2点ほどお伺いします。

○知事 (東国原英夫君) 市町村が、厳しい行政運営・財政運営上、必要な財源をどのように確保するかというのは、住民の皆様との十分な意見交換も含めて、十分な議論が必要かと思っております。

本県におきまして新税をどうするかという質問でございますが、簡単に申しますと、今のところ考えてはおりません。

○西村 賢議員 新税を考えていないとすれば、県民にとっては非常に安心した部分はあると思いますが、やはり県の収入を上げていくという上では、非常にいろんなことを考えていかなければならないと思っております。ネーミングライツ、やっとな芸術劇場1件決まりましたが、今後もあのような事業を考えていくお考えはございますでしょうか。

○知事(東国原英夫君) あらゆるものを対象に、収入の増加というのを図っていかなければいけないと思えます。そういった意味では、ネーミングライツとかそういったものは、有効な活用方法ではないかと思っております。私は個人的に——個人的にと言うと怒られるかもしれませんが、県庁をネーミングライツできないかなと思ったんですけれども、これに対しては、まだまだ議論の余地があると考えております。

○西村 賢議員 今までの答弁から考えますと、現時点では税収減はしようがない、また新たな収入の手法も見つかっていない。結果的に今のままというか、なすがままというか、歳入減は仕方がないというところに行き着いてしまっています。そうなれば、結果的に予算の減額をし続けなくてはならないような状況にもなりますし、また県民サービスが削られていき、地域間の競争力が落ちてしまうことを非常に懸念しております。収入増に、もっと今以上に知恵を出して、真剣に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

それでは、次に移ります。

昨年、宮崎県において、3億7,000万円にも上る不適正な事務処理が発覚しました。県内自治

体にも同様な不適正な事務処理が見つかり、県内一円にこの不信が拡大しました。今後は、県民の不信を払拭するためにも、新たなスタートを切る年にしなくてはなりません。新年度予算案にも、この裏金対策がなされていると伺っております。

対策本部長の河野副知事にお伺いします。昨年末、県職員、OBからの返還目標額を掲げ、その返還金を集めましたが、今どのような状態になっておりますでしょうか。

また、再発防止策が確実に実行されるために、調整事務費の導入などをされておりますが、これにより裏金問題の再発の心配はないのか。実際、職員の意識が変わることが非常に大事なことだとは思いますが、副知事自身は職員の意識が変わったと思われませんか。この2点、お伺いします。

○副知事(河野俊嗣君) 職員等による返還につきまして、まず数字の面でございます。課長補佐以上の職にある現役職員や課長級以上の退職者等を返還対象としまして協力を依頼した結果、昨年12月21日時点で取りまとめた公表したベースの数字では、返還目標額7,054万4,250円に対しまして8,423万2,779円を県に返還したところでございます。その後も返還協力の入金が続いておりまして、2月26日現在におけるその後の追加入金の合計額は276万4,990円となっております。この金額を加えました返還見込み総額でいきますと8,699万7,769円となっております。目標額として設定した額を約1,600万円ほど上回っているという状況でございます。

今後の再発防止策につきましては、昨年9月に公表いたしました全庁調査報告書において、さまざまな対策をそれぞれの実施時期を明らかにした上で総合的な対策として取りまとめた

ころでございまして、既に、管理職員を対象としたコンプライアンス研修や所属に対する実地指導・検査など、実施可能な対策については着手しております。平成20年度におきましては、地域ごとの総務事務センターの設置により、出先機関においても物品調達や管理事務の一元化を図るほか、各部局の連絡調整課への調整事務費の措置、また予算流用手続の簡素化などにより迅速な予算執行への対応など、システム面での対策も実施することとしております。こうした取り組みに加えまして、御指摘のありましたように、最も重要なのは職員自身の意識改革であると考えております。職員の厳しい処分や返還を第一歩といたしまして、今後、全庁的なコンプライアンス推進体制を整備いたしまして、各所属での事務の点検や職場研修の実施など、職員一人一人のコンプライアンス意識徹底のための取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。こうした再発防止策を徹底することによりまして、二度とこういった事務処理を発生させないという強い決意で取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 非常に、職員またはOBの方々の反省の気持ちというか、そういう思いは感じます。我々も、裏金問題に対しましては最後の最後まで全容解明を求め、また、調査を継続するべきだと訴えました。このような不適正な事務処理が今後再発しないように望みますし、また、今後の対策に非常に期待をしております。どうぞよろしくをお願いします。

さらに、予算案の重点施策について質問いたします。新年度予算には子育て支援策の拡充が感じられ、その中でも「子育て支援乳幼児医療費助成事業」では多額の予算も計上し、まさに子育て世代にとっても、やっと希望の光が差し

てきているのではないかと感じております。しかし、県内でも子づくり・子育て対策には地域差があるように感じております。例えば妊娠中の妊婦健診も、5回まで無料の市町村もあれば、現段階では2回までしかないところもあります。また、今回の新規事業でも、NPOなどの地域団体の連携や活用が書かれているものが幾つもありますが、実際、地域によっては、NPOや子育て団体の未整備・未成熟地域というのがたくさんあります。これによって、地域によりサービスに差が出てくることも考えられますが、多額の予算をかけないまでも、対策が立てられるのではないのでしょうか。福祉保健部長にお伺いします。このような県内地域差に対し、県はどのように指導を行っていくのでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 妊婦健診の公費負担につきましては、平成19年1月に国から、今までの2回から5回程度へ公費負担をふやすよう通知が出されておりました。今年度は、県内の8市町村が5回の公費負担を導入したところであります。県としましては、そのほかの市町村に対しましては、妊婦の健康診断の充実や経済的負担軽減を図るために、会議等を通じ、平成20年度から妊婦健診の公費負担の回数を増加させるよう、指導助言をしているところであります。

また、NPO等との共同の事業であります。福祉保健部といたしましては、子育て支援対策の一つとして、「地域の絆で子育て支援事業」を来年度から取り組むことにしております。この事業は、NPOや老人クラブ、自治会など民間団体からアイデアを公募して、地域のきずなや近所づき合いを再生・活用したモデル的な子育て支援の取り組みや、市町村が実施す

る子育て支援事業に対して補助を行うものであります。県としましては、この事業を通して、地域における継続的・自立的な子育て支援の取り組みを促進いたしますとともに、当該事業の成果を、取り組みが活発でない他の地域にも広く波及させることにより、県内全域での子育て支援の仕組みづくりにつなげてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 非常に今、全国的に、妊婦のかかりつけ医の問題などに注目が集まっておりますので、ぜひ県内格差の解消に御尽力いただきたいと思っております。

次に、植栽後の森林管理に関して伺います。重点施策の目玉とも言える「中山間地域・植栽未済地対策」は、昨年台風被害の記憶がまだ新しい今、中山間地域だけでなく、全県民も注目していると思っております。しかし、せっかく植栽しようとする苗木が、今、中山間地域を脅かす動物たちの格好のえさになるのではないかという心配もあり、とりわけシカの害に苦しんでいるという声を聞きます。シカから見れば、こんな山にだれがしたんだという思いも恨みもあるかもしれません。もはや食害では済まされず、地域存続にかかわる一大事となっております。狩猟区域の拡大や狩猟期間の延長等、対策も講じられてはおりますが、決定打とはなっておらず、この際、対症療法的な対策ではなく、モデル地域を設け、山一つ、また集落一つをネットで囲むなどして、大胆な対策をやってみてはいかがでしょうかと思います。今後の大規模造林では、このような深刻な鳥獣害対策はどのように考えておられますか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** シカによる農林作物への被害につきましては、平成18年度に

は1億円を超えまして、そのうち民有林の森林被害は約1,700万円に上っております。そのため、森林所有者の経営意欲を減退させる一因になっております。このため県では、造林地へのシカの侵入を防止する防護ネットの設置、あるいは造林した木をシカの食害から守る忌避剤散布への助成のほかに、有害鳥獣捕獲班の活動に対する助成、さらには、今お話にありましたように、雌ジカの狩猟区域を県下全域にするとともに、シカの狩猟期間を1カ月延長する区域の拡大に取り組んできたところであります。また、平成20年度から新たに、シカの生息数が多く被害の大きい地域におきまして、市町村と連携し、シカの捕獲活動経費に対する助成を行いまして、集中的にシカの捕獲促進に取り組むことといたしております。さらに、去る2月21日に施行されました「鳥獣被害防止特別措置法」という法律——これは鳥獣による被害の防止を総合的、効果的に推進するものであります——に基づき、市町村の被害防止計画の策定などを支援することといたしております。今後とも、関係部局あるいは市町村等と一体となりまして、効果的なシカ被害の防止対策に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 先ほど、満行議員の質問に警察本部長から回答がありました。猟銃等を返還される方が多いという話が、先ほどちょっと出たんですが、そういうことによって、シカもしくはイノシシの猟に出る方が少なくなったとか、そういう報告というものはあるのでしょうか。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 一般的に、有害鳥獣を駆除する捕獲班の高齢化等で、そういう狩猟をされる方が減少しているということがございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。引き続きの鳥獣対策は、今後、山の方のやる気をそぐことにならないように、重点的によろしくお願い申し上げます。

さらに、林業は、植栽から木材生産まで40年、50年と長い期間を要する事業であります。今回、植栽計画で植えられた苗木は、先ほどのシカ対策を含めて、管理がされてこそ立派な木材として成長することは言うまでもありません。定期的な間伐など森林の健全保育が不可欠ではありますが、今、中山間地域にはその管理能力がないのが実情です。ですから、植栽もままならず、放置される山林が生まれるわけですが、植えても管理することができるのか、本当に疑問もあります。未植栽地の植栽後の森林管理を今後どう進めるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今お話のように、植栽後の下刈り、あるいは除間伐等の保育というのは、適正な森林管理を行う上では欠かせないものでございます。このため今回、植栽未済地解消対策事業で実施いたします植栽地については、森林所有者が市町村と保育等の覚書を締結いたしまして、国庫補助事業を活用して、下刈り、あるいは除間伐等を実施することといたしております。また、森林環境税を活用して行います「広葉樹造林等推進事業」の植栽地につきましては、県が下刈りを行うことといたしております。

○西村 賢議員 さらに、不在村者有林対策についてお伺いします。平成18年の調査では、2,000ヘクタールの未植栽地のうち、実に25%が不在村者有林、いわゆる不在地主が所有する山林でありました。これが未植栽地を増加させている一因でもあるという見方もあります。

不在村者有林の問題は、ほとんど管理が放棄されているということですが、植林を進めて管理体制を整えても、手を入ることがない林が増加すれば、結局、健全な育林はおぼつかないと考えます。今回の未植栽地対策には、植栽未済地発生抑制の項目が設定されておりますが、この不在地主の所有する山林の対策は今後どうなるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 不在村者が所有します森林につきましては、間伐等の手入れが行き届かない森林が多く見られます。また、お話のように、現在の植栽未済地の約25%を占めるなど、その対策が課題となっております。このため県では、平成19年度から、森林組合が所有者にかわりまして、植栽から保育までの作業を受託するモデル事業に対しまして支援をしているところであります。また、平成20年度からは、林業関係者や行政機関で構成されております「流域森林・林業活性化センター」が行う不在村者などへの再生林の意向調査、あるいは市町村の行う公有林化に対しまして、支援を行うこととしたところであります。今後とも、市町村や森林組合等の関係団体と連携を図りながら、不在村者が所有する森林の適正な管理対策に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今後も不在村者有林がふえていく可能性もありますし、長期的な対策をぜひともお願いしたいと思います。また、森林関係は、非常に後継者育成にも問題が多くありますし、また、何しろ厳しい職業でもあります。長い期間をかけて後継者育成にも力をかしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、行政改革についてお伺いします。

今回、組織改正が行われ、県庁内の仕組みを

新しく変えて、県民にわかりやすく、そして県民サービス、職員の意識向上を目指し取り組んでいこうという意識は見てとれます。我々も期待しているところではありますが、いわゆる箱が変わっても中身の人が変わらなければ、何も意味をなしません。そこで、幾つか提案を申し上げます。

まず、知事のおかげもあって、県庁ツアーが一つの観光地として人気を博しております。そのツアーを支えているのは、観光・リゾート課の職員初め県職員の方々ですが、ガイドが足りなくなるほど盛況な日もあります。我々も、地元からお客さんが来たときには、見よう見まねでツアーガイドをして回るんですが、そのときの感想も踏まえて、一つ提案申し上げます。正直、数名の職員の方は好きでやっているような感じは受けるんですが、みんながみんな好きこのんでやっているようには見えないところがあります。また、一生懸命案内をしている隣を、ほかの県職員の方が、ぶすっというか、何もあいさつもせずに通る姿というのは、正直、余り印象がいいものではありません。やはり「おもてなし日本一」を県庁からと打ち上げるのであれば——こういうことを言うのは非常にレベルが低いかもしれませんが——「おはようございます」とか「いらっしゃいませ」という一言をかけることによって、非常に県庁内のイメージというものはよくなると思っております。

また、県庁ツアーの導入時、これはとにかく県職員がやらなければならない状況にあったと思っておりますが、もう1年も経過しようとしております。県職員は本来の仕事や職責を全うするべきであり、もうそろそろ現場の仕事に戻してやってはいかげなかなと思っております。例え

ば、青島や飢肥のような民間人で組織する観光ボランティアなどを積極的に導入してはいかげなかなと思います。商工観光労働部長にお伺いします。今後、いつまで現体制でツアーを継続させていくのでしょうか。ボランティア等に任せることを検討できないのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長 (高山幹男君)** 県庁ツアーにつきましては、御指摘にもございましたように、「おもてなし日本一の宮崎」づくりの県庁版として取り組んでいるものであり、職員の意識改革にもつながっているものと考えております。また、職員みずからが案内を行いますことで、観光客とか旅行業関係者にも好評をいただいておりますほか、マスコミにも取り上げられるなど、観光客誘致の大きな要因ともなっております。現在、県庁案内につきましては、基本的には非常勤職員を中心に対応しているところでもありますけれども、今後とも、職員の通常業務に支障が生じることのないよう、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** それは、我々も、もちろん職員の方の仕事を守ってあげなければという気持ちもあるんですが、正直、県民から見ても安い給料をいただいているとは思えない、平均から見れば非常に高額な給料をいただいている方が案内していくのは、ちょっとみずから美化し過ぎではないのかなと思っております。だったら、県内の観光地、いろんなところを県職員の方のツアーガイドで賄ったらいい話ですから。そうではなくて、やはり県内のほかの観光地のよう、ボランティア体制をつくっていくということを見習ってはどうかということを提言しておるわけです。ぜひ今後とも検討いただいて、臨時職員といえども、その方の能力もあり



ますし、その方がやらなければいけない仕事があるから臨時職員を雇っているわけでありますから、ぜひそういうふうな改革をよろしく願いたいと思います。

続きまして、人的交流について伺います。小説がヒットして、織田裕二さん主演で映画化されました「県庁の星」という映画がございました。この映画は、県庁職員がスーパーマーケットに派遣されることから始まります。この映画のように、まさに県庁職員を地元の企業に派遣して、民間企業で働く人たち、またその会社の実態把握を行い、それにより、職員自身のスキルを上げ、可能性も広げ、場合によっては、官から民へ移していく事業なども検討できるのではないかなと思っております。確かに、県職員の入庁時には1週間程度の民間での職場体験、また、数名の職員を県外の大企業へ1年程度派遣しているという話は伺っております。このことは続けていっても構わないと思いますが、それだけではなく、職員の意識改革のためにも、地場企業への派遣も必要ではないかなと思っております。また逆に、民間から県庁への任期付職員——現在は1名いらっしゃるそうですが——さらに拡大して民との人的交流を深めていく。例えば、教育現場でも民間校長の登用というのもありますし、新しい人材は新しい感覚をも取り入れると思っておりますが、こういう刺激によって県を活性化する思いはないでしょうか。

総務部長にお尋ねします。県外企業だけではなくて、地元企業への職員派遣や民間からの任期付任用など、人的交流についてどう考えているか、所見をお伺いします。

○総務部長（渡辺義人君） 今、西村議員のお話にありましたように、民間企業の持っている

ノウハウとかコスト意識、あるいは顧客に対する姿勢、そういったことを実地に学んで職に生かしていくことは、職員の資質向上に大変役立つものと考えております。今お話にありましたけれども、新規採用職員につきましては、1週間程度でありますけれども、地元のいろんな企業へ派遣して、実地体験をさせているところでもあります。また、企業派遣につきましては、長期派遣としては、これもお話がありましたけれども、若手の職員を県外の百貨店あるいは製造業等、民間の企業、団体に毎年派遣して養成しているところではありますが、地元企業への派遣ということになりますと、例えば補助金を出しておったり融資をしておったりといったことで、県との利害関係が出てくるんじゃないかなと思います。したがって、その辺の慎重な見きわめが必要であろうと考えております。

それから、任期付任用の制度につきましては、公務部内では得られにくい、民間の持つ専門的・高度な知識というものを県の内部において活用するということは、大変重要なことであると思います。これもお話にありましたけれども、現在、民間のIT関係の情報通信技術に精通した方1名を情報政策課に配置して、情報システム調達の適正な執行の面で、いろいろと御活躍をいただいているところであります。こういった民間の方の任期付きの任用というのは、短期間で成果が求められる施策には大変有効でありますので、今後とも柔軟に対応してまいりたい、このように考えております。以上であります。

○西村 賢議員 ほかの県内自治体も——例を挙げれば宮崎市なんです——地元企業に対して派遣している例もあると伺っております。ぜひとも、今後は柔軟な活用を期待しておりま

す。

さらに、教育長にお伺いいたします。本県では民間人校長の導入の検討はなされているか、お伺いいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 民間からの校長登用についてであります。少子化の進行や情報化・国際化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、個性豊かな子供たちを育てるためには、特色ある学校づくりが必要となっております。そのためには、管理職としまして、組織的・機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ、すぐれた人材の登用が必要であろうと考えております。民間からの校長登用につきましては、企業等におけるマネジメント経験を生かした学校経営等が期待できますことから、企業的手法を教育効果を高める上でどう生かすことができるのかも含めて、現在、検討を行っているところでございます。以上です。

**○西村 賢議員** 特色ある学校ということが今出てきましたが、実際、宮崎県は数年も前から、例えば五ヶ瀬中学でありますとか西高附属中学、もしくは小中一貫校、そういう特色のある学校づくりということを、非常に積極的に行ってきたと思います。それを考えますと、その特色ある学校づくりが出たときに、民間校長という選択肢があったのか、今わかりになりますか。

**○教育長（高山耕吉君）** その時点ではなかったと思います。

**○西村 賢議員** それは選択肢がなかったというか、初めからそういう登用というものは全く考えていなかったと思いますが、これは今後とも考えていただかねばならない問題だと思います。今、全国の模様、資料をいただいたら、全国の民間人校長は、平成19年4月現在で

全国35都道府県、また102名の民間校長の方がいらっしゃるようでした。宮崎県は、どちらかというともまだ試したことがないという、表現は悪いのですが、民間校長の実例がないわけです。こういう例も参考にしながら、他県のいい面はいい、もしくはデメリットがあるとしたら何かということ、いち早く教育の現場にもたらす必要があると思いますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

**○教育長（高山耕吉君）** 民間からの登用に当たりましては、社会環境の変化にも対応した特色ある学校づくりという観点で進めていく必要があるかと思いますが、人材確保やその募集方法、支援体制等、工夫改善が必要でございますので、登用につきましては、時期も含めまして、現在いろんな角度から検討しているという状況でございます。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。

それでは、戦略的な産業政策について質問いたします。

農産物、また県産品の戦略的な海外輸出についてお尋ねします。お手元に資料を配付しております。我々愛みやざき3名が、昨年10月に上海に現地調査に行きました。どのような調査を行ったかは、我々の県政報告会、またホームページでも報告しているところです。

上海市は人口約1,800万人、経済成長著しい中国の中にあつて、さらに突出して発展を遂げております。九州から見ると、東京都とほぼ同じ1時間半のフライトで着く距離でもあり、距離的にも商圈として極めて魅力的な地域であります。日本からのさまざまな企業や自治体も、その魅力を感じ、上海に進出している状況もうかがえました。また、宮崎県も例外ではなく、宮崎県上海事務所を設置しており、現地では、大

隈所長にも通訳を含め大変お世話になりました。

その上海市内で、地元の人々が通う市場、外資系のスーパー、また日系のデパートの食品売り場を回りました。それぞれ購買層が異なり、商品の値段も異なりますが、「超」のつく大金持ちの市民も多いため、デパートのお客も多く、日本メーカーの食品も数多く見られました。上海の高級デパートでは、写真のとおり牛肉、いわゆるサーロインステーキの肉が100グラム4,000円以上で売られており、高いものから売れる現象もあるとのことでした。

また、日本からの食材で特に驚かされたのは、輸出が可能なリンゴ（青森産のリンゴ）が1個1,600円、ナシ、これは季節によって時期がずれますが、日本産のナシが1個600円、非常に高額でありました。また米も、新潟産コシヒカリが2キロで約3,200円前後。ちなみに、宮崎市内のスーパーで、新潟産コシヒカリは同じく2キロ1,400円でありました。安全面から見ても、非常に日本の食品は人気があり、上海の旅行者との意見交換でも、日本への旅行の際のお土産は、粉ミルクなど子供の口に入るものが多いと聞きました。日本産食品の安全性が中国でも高い評価をされており、高いお金を払っても日本産を手に入れたいたいという気持ちもあります。

しかし、実際の輸出入などで、チャイナリスクと呼ばれる中国独自の商習慣で苦労している企業があるのも事実です。現地にある日系の銀行の方々と懇談会をしましたが、商習慣の違いは、かなりネックになっております。そんなチャイナリスクを低減させるためにも、情報を集め、現地をよく知る方々の力は必要不可欠です。いわゆる人脈と言いますが、実は上海には上海宮崎県人会という会があり、100名を超える

メンバーが在籍され、定期的に懇談会を行っておりました。上海での県主催の経済交流会でも、副知事は現地で交流されたと聞いております。このような力をかりるのも一つの手段ではないかと思っておりますが、もちろん、上海だけでなく世界各国へ日本の農産物を売り出していく攻めの農業を国も支援しており、国としても、農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするということを打ち出し、輸出促進室までつくり、積極的な指導も始まっております。

以上のとおり、上海の一例を挙げさせていただきましたが、国ごとのルールも異なり、一筋縄ではいかないでしょうが、以上のことを踏まえても、原油高騰の影響で、飼料や肥料、重油の値上げに苦しむ農家が多い中、本県も新たな市場を探していくことが必要だと考えます。それが結果的には、農業生産の拡大により収入が保たれ、農業や農地が守られ、後継者の確保につながっていくのではないかなと思っております。また同時に、水産物、木材、加工品、焼酎など県産品も同時に行っていくことで、相乗効果が得られるものだと思っております。個人農家だけではとてもリスクを背負い切れず、経済団体との連携も踏まえて、積極的に攻める農業を本県から推し進めていく必要性は十分にあると考えますが、まず知事にお伺いします。知事は、国内の本県産品の売り上げに大きく貢献され、今後も積極的な広報をされていくと思われませんが、知事のトップセールス先として、中国を初めとする海外市場についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 西村議員は先ほど、「知事は県外にばかり出て、県内のことをおろそかにしているんじゃないか」という御意見も多

数ある」とおっしゃいましたが、今度は国外に行けというわけですね。もちろん海外市場というのは成長著しいですね。特に東アジア、中国を初め東南アジアのマーケットをターゲットにするというのは、本県県産品の振興にとっては非常に重要だと考えております。特に成長著しい中国の富裕層をターゲットに、本県の県産品をセールスしていくというのは、特に重要じゃないかなと考えております。販路拡大は、県内外、国内だけじゃなく、私のマニフェストにも示させていただいておりますように、広くアジア、世界を視野に入れなきゃいけないと思っております。今後とも、高品質で安全・安心な本県の農産物、あるいは木材、加工食品等を中心に、広くトップセールスを行っていきたく思っておりますので、御理解いただければと思います。

**○西村 賢議員** 非常に前向きな答弁だと思いますが、ここでもう一言言えば、ぜひ一度上海を——知事は上海に行かれたことがあるんでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 10年ほど前が最後だったと思いますが、それ以前には5回ほど行ったことがございます。

**○西村 賢議員** 先ほど、ああいうことを言っておいて申しわけないのですが、ぜひいまい度、現在の上海も見に行っていたきたいと思えますし、また、現地での宮崎県人会との交流等も踏まえて、上海に活路を見出していたきたいと思っております。

それでは、農政水産部長にお伺いします。本県の農畜産物においても、攻めの農業を行っていくためには、各種団体、農水省との連携は必要と思いますが、現在どのような形で進めておるか、お聞かせください。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** その前に、農業は本県の基幹産業であります。これが今後、持続的に発展していくためには、いろいろな情勢の変化を的確に把握しまして、先見性を持って戦略的に施策を展開する、こういった攻めの姿勢が不可欠だというふうに考えております。そのため県といたしましては、関係団体等と連携しながら、多様な担い手による安全・安心な農産物の安定生産と、他産業とも連携した付加価値の向上、さらには、御指摘の東アジアあるいは大都市に対する販売対策の充実強化に取り組んでいるところでございます。中でも、海外への農産物輸出につきましては、国が提供いたします農産物輸出情報を活用するとともに、県内関係団体で構成しております「みやざき農水産物海外輸出促進協議会」を中心に、販路開拓に向けた輸出可能性調査、それから他産業との連携による商談会等を開催しております。農政水産部といたしましては、今後とも国や関係部局と連携しながら、輸出に意欲のある団体等の主体的な取り組みを積極的に支援していきたいと考えております。

**○西村 賢議員** 答弁いただきましてありがとうございます。例えば県庁内には、そのような対策室とか連携するような部署とか課とか、主に賄っているところはあるのでしょうか。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 組織としてはございません。ただ、品目等に応じ、必要に応じて適宜、連携をとっております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。

商工観光労働部長にお尋ねします。東アジアに向けての県産品などの海外輸出戦略について、今、県ではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 県産品の

海外への売り込みにつきましては、これまで海外のスーパーとか百貨店などでの宮崎県フェア、それから上海等での商談会の開催などを通じまして、農林水産業や食品産業といった各分野の企業や団体等の輸出の取り組みを、関係各部において積極的に支援しております。こうした中で、より効率的で効果的な販路拡大を図るために、県におきましては、来年度に、県や関係団体が一体となりまして、総合的な輸出促進に取り組む指針となる「東アジア販路拡大戦略」を策定することといたしております。この戦略におきまして、どのような国、あるいはどのような品目に重点を置くか、こういったことを明確にした上で、企業等民間の方々や行政などが連携を強化しながら、より一層、販路拡大を図っていきたいと考えております。

○西村 賢議員 今の販路拡大を打ち立てるなら、やはり宮崎県も海外拠点を幾つか持っておりますので、ぜひそこを中心に、まずやっていただきたいと思っております。

続きまして、海外戦略は農業だけでなく、観光客の誘致等もありますが、この際に知事の対アジア観光政策についても伺います。特に今回は、航空便についてお伺いしたいと思います。本年6月には台湾便が就航するとのことですが、本当にこれまでの関係各位の努力には頭が下がる思いです。特に観光は、人口が多い地域や経済が発展しているところとの交流に即効力があると考えます。その中で知事のマニフェストにおいては、国内外の航空会社へ台湾、上海への定期航空路線開設のための働きかけを強化するという項目がありましたが、新みやざき創造計画では、「上海」の地名が消え、「台湾」だけとなりました。これはなぜに外れたのでしょうか。確かにソウル便は既に就航してお

り、台湾便は、知事就任前からの長年の積極的な交流により、どちらにせよ就航目前であったという話も伺いますが、知事にお尋ねします。どうして外されたのでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 御案内のように、去年の11月にソウル便が増便されまして、ことしの6月からは、長年の悲願であった台湾との定期便が就航する予定でございます。観光という視点で申しますと、韓国や台湾から来ていただくだけではなく、この九州、宮崎から出ていただく、行っていただくということも重要なことと思っております。それはインタラクティブな、相互交流といいますか、人的な交流が大切だとは認識しております。御指摘の上海便なんですけれども、お隣の鹿児島に定期便がございます。そういったこととのバランスを勘案していかなくちゃいけない問題だと思いますが、いずれにしろ、これからチャーター便の実績を着実に重ねるとともに、上海との定期便というのも視野に入れた取り組みをしていかなければいけないと考えております。

○西村 賢議員 特に外国になりますと、交流を深めていくには非常に長い時間がかかると思いますし、信頼感を高めていくのは非常に難しいことだと思っております。今から始めたとしても、また台湾のように長い年月がかかることだとは想像できますが、地域生活部長にお伺いたします。今後、例えば創造計画に、今からスタートするという意味で盛り込むつもりはないのでしょうか。

○地域生活部長（丸山文民君） 知事も申し上げましたけれども、ソウル線は増便になったばかりであります。そしてまた、台北線も6月1日に就航ということでもあります。まずは、この2つの国際定期便の路線を着実に定着させてい

くということが、現状では一番大事であろうかなと考えております。今後の取り組みについては、今言いましたようなソウル線及び台北線の定期便の状況、あるいは上海とのチャーター便の実績を踏まえて検討していきたいと考えております。以上であります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、県内の観光政策について伺います。

特に今回は、プロスポーツのキャンプについて伺いたいと思いますが、06年度の経済効果は125億円という数字が出ておりました。県内には、ことしもプロ野球、Jリーグを初め、アマチュアキャンプ等、たくさんのスポーツ団体が来ております。非常に波及効果も上がっているように思いますが、特にことしはジャイアンツが50年目のキャンプということで、全国からも注目を浴びておりました。知事も非常に露出も多く、大変だったと思っております。商工観光労働部長にお伺いたしますが、現在、プロスポーツキャンプの実施に対して、県はどのような取り組みをされているのか、また、県の観光協会、市町村の観光協会との連携はどのようになっているのか、お伺いたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） スポーツキャンプの誘致につきましては、市町村とか競技団体との連携、あるいは先ほどおっしゃいました市町村の観光協会などとの連携を図りながら、温暖な気候とか充実したスポーツ施設等の本県のすぐれた受け入れ環境をアピールするなどいたしまして、積極的な誘致活動を進めております。また、キャンプの受け入れにつきましては、施設を有する市町村において主体的に取り組んでいただいておりますが、県におきましても、ガイドマップとか観光情報サイト「旬

ナビ」による広報・PR、宮崎牛などの県特産品の贈呈、さらには市町村の施設整備への支援を行うなど、他県に負けないキャンプ地づくりに努めておるところでございます。そういったことで、スポーツキャンプは経済波及効果が大変大きゅうございますし、子供たちとの交流などを通じた地域の活性化、それから競技力の向上にも寄与するものでありますので、今後とも受け入れ市町村との連携を密にしながら、新たなキャンプ誘致はもとよりでありますけれども、既存キャンプの継続についても積極的に働きかけていきたいと考えております。

○西村 賢議員 キャンプの取り組みについては伺いましたが、キャンプに来てくれていた球団が事情により撤退、もしくはほかの地域に行ってしまうということも過去にございました。私の出身地であります日向市も、かつては近鉄が来ておりましたし、また、その後は楽天も一時期来てくれましたが、残念ながら今、欽ちゃんのみとなっております。欽ちゃんのみでも非常にありがたいのですが、やはりプロスポーツというものには非常に大きな魅力もありますし、年間を通して応援できる、気持ちに乗るといような市民の気持ちもあります。特に、宮崎市の木花でキャンプを張っておりましたジャイアンツの沖縄移転のうわさも、時折聞かれます。実際、多くの県民、市民からも、ジャイアンツは大丈夫かという声が上がっておりますが、商工観光労働部長にお伺いします。ジャイアンツの沖縄移転のうわさもありますが、県はどう認識されておりますでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 読売巨人軍は、昭和34年からスタートしまして、50年の長きにわたり本県でキャンプを行っていただいております。また、「スポーツランドみやざき」の

礎を築いていただいた大切な球団であるというふうには認識しております。このため、宮崎市や関係機関と力を合わせまして、キャンプの受け入れに万全を期すとともに、知事を先頭にいたしまして、機会あるごとに巨人軍を訪問し、本県でのキャンプ実施のお礼とか、今後の継続実施についてのお願いをしているところでございます。また、特にことしの春季キャンプでは、「宮崎キャンプ50年記念事業」としまして、受け入れ協力会を中心にさまざまな記念イベントを開催し、知事からも感謝状を贈呈するなど、関係機関が一体となりまして、50年目のキャンプの盛り上げを図ったところであります。そういった成果もありまして、ことしはかなり観客も多かったというふうにお聞きしております。県といたしましては、本県で引き続きキャンプを行っていただけるよう、関係機関と十分に連携を図りながら、あらゆる機会をとらえて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議長 関連ですか。武井俊輔議員。

○武井俊輔議員 関連で、再び武井が巨人キャンプ関係で質問をさせていただきます。

知事にお伺いいたします。いろいろ努力をされているということはおよくわかります。この件について、私も観光・リゾート課からいろいろ話を聞いてきたのですが、その中で、宮崎のほうが非常に施設がすぐれているとか、巨人とは信頼関係ができているといった話を伺ったりもいたしました。その努力は非常に是とするものなのですが、私はその辺の危機感がいま一つ薄いんじゃないかなと率直に感じております。沖縄は本当に本気でキャンプをとりよりにきております。例えば、ここに資料がありますが、去年の6月11日の那覇市議会、翁長那覇市長の答弁というのがありますが、「那覇市としては、

今残された中で、唯一の、一番大きなすばらしい球団であると思っておりますので、全力を挙げてやっていきたい。那覇キャンプをぜひとも実現すべく、全力で取り組んでいきたい」と、市長が市議会で答弁しております。沖縄振興というのが国策であることは、九州・沖縄サミットの経緯等を見ても明らかであります。そういった意味で、その中の県庁所在地であります那覇市が全力でとりよりにくると言っているんですが、これに対して非常に大きな危機感があるんですけれども、知事はこの危機感をどのように認識して、どのように取り組んでいきたいと思っていられるか、決意をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 50年の長きにわたり巨人軍が本県でキャンプを張っていただいたことは、本県にとって、「スポーツランドみやぎ」として、あるいは健康増進、スポーツ教育の礎となったと考えております。ここはぜひ、今後とも末永くキャンプに来ていただき、おつき合いをしていただこうと考えています。そのためには、那覇市以上に全力で取り組んでいく必要があると思います。先日、空港で長嶋終身名誉監督とお会いした際に、ぜひお願いいたしますと、個人的なレベルではお願いしております。そういった意味でも、機会あるごとに、幹部の皆さん方、フロントの方々をお願い申し上げ、かつ市との連携も深めながら、ジャイアンツさんにとって、どういう形、どういう環境がいいのかというのを模索しながら、ジャイアンツさんがキャンプをしやすいような環境の拡充あるいは強化に努めてまいりたいと思っております。

○武井俊輔議員 関連で、知事にもう一問お伺いします。

確かに、危機感をお持ちだということはよくわかりました。私は、ずっと観光の仕事をしておったんですけれども、現場から上がってくる声をいろいろと聞く機会が多かったんですが、やはりおやっと思うことも正直ございました。特に知事をお願いしたいのは、県庁内部の意思疎通についてでございます。旗を振るのが観光・リゾート課、商工観光労働部、あとはメイン会場は総合運動公園ということになるんですが、こういった部署の連携について、具体的には触れませんが、やはり課題があると。例えば一つの会議で、一方が参加している会議でやりましょうと決めたものが、後になってできませんでしたと。その中には球団の副代表ぐらいまで出席しているような会議もあったようなんですが、こういうことがあると、「同じ県なのに何なんだ」というようなことにもなってしまうわけですね。知事にお伺いしたいのですが、さっきも申し上げたとおり、今、那覇がすぐそこまで来ている現状がございます。本当に危機的な状況にあると思っておりますので、知事がリーダーシップをとって、県の関係者を一堂に集めて檄を飛ばしていただいて、県の対策本部的な位置づけで、しっかりと対応していただきたいと思うのですが、重ねて御見解を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 先ほども申し上げましたとおり、読売巨人軍の宮崎キャンプというのは、教育行政だけでなく、経済効果等々に対しても大変貢献していただいているところでございます。そういった意味においては、巨人軍のキャンプは宮崎にとって非常に重要なポジションを占めていると思います。この巨人軍に限らず、スポーツキャンプの受け入れについては、関係部局の横断的な取り組みが必要かと

思っております。議員の御指摘になった強化チーム、PTなんかも含めて、また検討していかねばいけないと思いますけれども、真摯に受けとめて、全力で読売巨人軍の宮崎キャンプが維持・継続されますように努力していきたいと考えております。

○西村 賢議員 続きまして、食の安全と食育についてお伺いいたします。

昨年からことしにかけては、非常に食品の偽装事件が続きました。その中でさらに先月、中国製ギョーザの問題が全国を震撼させ、宮崎県内でも被害者が122名にもなりました。全員から殺虫剤成分が検出されなかったということは、不幸中の幸いかもかもしれませんが、事件の発端となった天洋食品の冷凍食品が非常に全国的にクローズアップされました。中国製食材の安全性というのは、いまだ疑問視しなければなりません。この冷凍食品の大量消費先にもなっている一つに、学校給食がございます。文科省の調査によりますと、同社の商品を食材として取り入れていた学校は、過去3カ月間で34道府県の578校となっております。教育長にお尋ねします。一方で、宮崎県の公立学校においては、同社の製品、また中国製食材の使用はなかったのかお尋ねします。

○教育長（高山耕吉君） 中国産の冷凍食品の使用の実態でございますけれども、本県の公立学校における給食で使用されている冷凍食品は、すべて国内で製造されたものでありまして、天洋食品を含め中国で製造されたものはございません。

○西村 賢議員 非常に安心いたしました。万が一、そのような事態が起こったとしても、速やかな対策・対応はとられていると思いますが、教育長、いかがでしょうか。



○教育長（高山耕吉君） 食品につきましては、基本的には安全・安心ということで考えておりますし、いろんなことからそういった調査等もしながら、子供たちにいいものを食べさせたいという観点で事業を執行していますので、御理解いただきたいと思います。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

続いて、学校給食に対して、本県でも「食ルネサンス「いただきます」推進事業」など地産地消に取り組み、県産品の消費拡大に取り組んでいると伺っております。地場の食品というのは、新鮮さも含め食育に大きくかかわってくると思っております。教育長にお伺いします。学校給食の場における県内食材の自給率と、利用促進のための取り組みについてお伺いいたします。

○教育長（高山耕吉君） 学校給食における食材の県内産自給率についてであります。一部抽出した調査でございますが、カロリーベースでここ数年、約6割で推移いたしております、全国平均を上回っている状況でございます。県教育委員会としましては、学校給食を生きた教材として活用するために、各種の行事等を実施いたしまして、地場産物の積極的な使用に努めているところであります。地域の食材を活用することは、地域の食文化の理解を深めたり、生産者への感謝の気持ちを抱くなど、教育的効果も大きく、さらには地場産業の振興という観点からも非常に大事でございますので、今後とも関係機関と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○西村 賢議員 ここで我々は、小学校の一定学年までの完全米飯化というものを提案したいと思っております。既にえびの市では週5回の米飯給食を導入されており、県平均でも3.2回と

いう全国的には高い数字になっておりますが、1位の福井県は週3.7回、2位の高知県が3.6回と、まだまだ大きな差がございます。ここはぜひ全国1位を目指して、米飯給食を促進していきたいという気持ちがあります。それも、昨年、文教警察企業常任委員会の県外調査で非常に多くのこと、非行の減少とか体づくりでありますとか、脳にしっかりとエネルギーが伝わるとか、そのようなデータを交えて大切さを学んできた経緯からでございます。一般的に味覚が決定されると言われる低学年の間、せめて2～3年生までは完全米飯化ができないものか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（高山耕吉君） 議員御指摘のとおり、本県の学校給食における米飯実施状況につきましては、平成18年度で週当たり3.1回で、全国平均の2.9回を上回っております。これは各市町村ばらつきがございまして、今、最高がえびの市の5回でございます。御案内のとおり、米飯給食は、児童生徒が、日本人の伝統的食生活の根幹であります米飯の正しい食習慣を身につけることや、稲作についての理解をさせるといった教育的意義も大変大きいものがございますので、関係機関とも連携を図りながら、今後ともその促進に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 例えば、完全米飯化をしているえびの地区と他地域との比較や、さまざまなデータ収集等を行って、今後はぜひ県内一円に広げていただき、そしてまた、低学年でも米飯化の完全実施をよろしく願いたいと思っております。

以上で、愛みやざき代表質問のすべてを終わります。ありがとうございます。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わります。

平成20年 2月28日（木）

した。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き  
続いて代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時30分散会

2月29日（金）

平成 20 年 2 月 29 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)

欠席議員 (1 名)

公務出張 53 番 中 村 幸 一 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 東国原 英 夫   |
| 副 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 総合政策本部長           | 村 社 秀 継   |
| 総 務 部 長           | 渡 辺 義 人   |
| 地 域 生 活 部 長       | 丸 山 文 民   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 宮 本 尊     |
| 環 境 森 林 部 長       | 高 柳 憲 一   |
| 商工観光労働部長          | 高 山 幹 男   |
| 農 政 水 産 部 長       | 後 藤 仁 俊   |
| 県 土 整 備 部 長       | 野 口 宏 一   |
| 会 計 管 理 者         | 甲 斐 景 早 文 |
| 企 業 局 長           | 日 高 幸 平   |
| 病 院 局 長           | 植 木 英 範   |
| 財 政 課 長           | 和 田 雅 晴   |
| 教 育 委 員 長         | 江 藤 利 彦   |
| 教 育 長             | 高 山 耕 吉   |
| 警 察 本 部 長         | 相 浦 勇 二   |
| 選 挙 管 理 委 員 長     | 若 友 慶 二   |
| 代 表 監 査 委 員       | 城 倉 恒 雄   |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 大 野 俊 郎   |

事務局職員出席者

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 蔵   |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |
| 政 策 調 査 課 長 | 富 永 博 章   |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 美 彦 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に続いて代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、41番長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) それでは、公明党を代表し、通告に従い代表質問を行います。積極的な答弁を期待いたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。初めに、少し長くなりますが、公明党の政治姿勢について引用させていただきます。

我が党の太田代表は、激動の世界、加速度的なグローバル化の中、世界の中の日本、国際社会の中での日本が、いかにかじ取りをしていくか、まさに正念場を迎えていると訴え、「民の欲するところ、天必ず之に従う」という故事を引き、公明党として、あくまで「生活に直結」、そして「政治に実現」を掲げ、今こそ庶民や中小企業、地域で困っている人の側に立った政治を貫いていきたいとの決意を述べております。これからの政治の方向性について、また「安心・安全の勢いのある国づくり」を目指すべきとし、そのためには景気・経済の力強さ、勢いが大事であり、決して沈み行く国にしてはならないと言っております。我が国を取り巻く閉塞感を打破し、日本を元気に、とりわけ家計を元気にする施策に、今こそ力を入れるべきであり、ともかくGDPを引き上げ、給与所得を2010年までに過去最高の水準に上げるべきと指摘しております。そのGDPを上げるには、

資本金、技術力、労働力の3つの要素をいかに効率よく活用し、引き上げていくかが大事であり、技術力については、我が国の持つ強みを生かしたイノベーションを中心とした成長力の抜本強化、労働力に関しては、雇用の拡大を訴えております。また現在、6番目に抑えられている労働分配率をもっと高め、世帯所得をふやし、陰りの見えた外需にかわり内需を喚起し、景気を引き上げることが肝要とも述べております。

翻って、地方は今、世界の大競争や国の構造改革の荒波を受け、考えられないような財源不足に陥り、格差が一段と広まっております。急速に進行する高齢・人口減少社会の到来を初め、激動する社会変化の中で、県政をどのように導き、県民の生活、福祉をいかに守るか、まさに正念場であります。社会基盤の整備を初め、諸産業の振興、雇用の確保、医療・福祉の充実、そして安心・安全な暮らしの担保と、県民の切実な願いは日増しに強くなっております。本県の現状を見ますと、前年まで上昇傾向を見せていた税収は落ち込み、県民1人当たりの所得も全国で44位に下がったことが報道され、大変な状況でございます。本県にとって最も重要なことは、県民総生産をいかに上げるかでございますが、就任2年目を迎えられた知事の県政運営の所信についてお尋ねをいたします。

次に、20年度予算についてでありますけれども、知事にお伺いいたします。

知事にとって初めての通年予算となる20年度予算が編成されましたが、大変な財源不足の中、「新みやざき創造戦略」について知事は、中山間地域・植栽未済地対策、子育て・医療対策、建設産業対策を、特に重点的に推進する施策として取り組むとされております。いずれを

とりましても、県民の切実な願いのこもった時宜にかなった施策であると、成果を期待するものであります。

そこで、中山間地域・植栽未済地対策についてであります。今、農業と商工業をつなぐ農商工連携の試みに注目が集まっております。中山間地の地域資源を、消費者側の視点に立ち、農業サイドに立って商工と連携し、町の特産品として売れるものに変えていく。つまり、農業を商工業とマッチングさせながら、一つ一つ手づくりで支援し、地域を元気にしていく試みであります。今国会に、地域活性化の切り札として農商工連携促進法案が提出され、予算が組まれておりますが、中山間地域対策の一つとして、積極的に取り組むべきではないかと思います。知事の所見を伺います。

次に、子育て・医療対策についてであります。今議会に、子育て支援策として、乳幼児医療費の拡充策が提案されました。私どもは、かねてから一貫した次世代育成支援対策の充実に取り組んでまいりました。不妊治療の保険適用から妊産婦健診の助成拡大、出産一時金の拡充、未就学児までの乳幼児医療費の無償化、児童手当の対象年齢の引き上げ、義務教育の教科書の無償化、高等学校・専門学校・大学・大学院に至っては奨学金の拡充等々、未来社会の一切を担う次世代の子供の育成こそ肝要と、全力を挙げて取り組んでまいりました。その結果、例えば奨学金は、有利子奨学金の枠まで入れますと、希望する全員に貸与できる状況となり、貸与額も学生生活がきちんとできるように拡充されました。さらに、女性が安心して出産ができる子育てができるよう、働き方を含め子育て環境の整備など、対策の一層の充実に取り組んでおります。県は今回、3歳から小学校に上がる

までの幼児の通院費を1レセプト800円と決めました。長年求め続けてきた乳幼児医療費の支援の拡充が、やっとの思いで実現いたしました。しかし、3歳児までの通院費・入院費と、6歳児までの入院費が今まで1レセプト350円であったことに比べると、今回の設定は少し高いのではないかと思います。かつて、乳幼児医療費の現物給付化のとき、10数万名もの署名が驚くほど短期間で集まり、当時の知事に陳情し、支援策が実現いたしました。これが県民の切実な思いであります。今回の800円は高過ぎると思いますが、もう少し下げることができなかったのか、これは知事にお尋ねいたします。

次に、建設産業対策についてお尋ねをいたします。建設業の現状は、落札したにもかかわらず倒産する会社が出たり、官報を見ますと、廃業や一部廃業を行う会社が多く見られます。また、建築確認申請に大変な時間がかかり、経営が非常に厳しい状況に追い込まれている現状もごさいます。建設業の方々から実情を聞いてみますと、資金繰りが大変苦しくて、経営を維持するのにとても苦勞しているという話を聞きます。また、予定価格の設定が厳しいため、落札しても利益がほとんど出なかったり、時には赤字が出るといった声を数多く聞きます。まさに早急な対策が望まれます。知事の認識のとおり、建設産業は災害時の緊急対応はもとより、地域経済や雇用を支える重要な役割を果たしております。迅速かつきめ細かな対策が求められますが、入札制度改革の評価とあわせ建設産業対策について、知事にお尋ねをいたします。

次に、原油高騰対策について、知事にお尋ねいたします。

ガソリンを初め燃油価格の高騰で、流通業界、農林水産業、商工業、果ては消費者物価ま

で高騰し、その影響は県民生活を直撃しております。我が党は昨年末、原油高騰対策をまとめ、政府挙げての取り組みを求めてきました。現在、国においては、中小・小規模企業者の既往債務返済の緩和、セーフティネット保証や貸し付け、高速道路料金の引き下げ、福祉灯油ほか90項目にわたる対応策が開始されております。しかしながら、生活弱者を初め、一般ユーザーへの対応策はまだ不十分であります。負担軽減に向け、さらなる原油高騰対策が求められますが、県の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、防災対策について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

木造家屋の耐震対策についてであります。平成12年の鳥取県西部地震では、全壊した家屋が435戸、半壊家屋が3,101戸、負傷者は182人に上りました。その後も我が国は、安芸灘、宮城県北部、北海道十勝、新潟県中越、そして福岡県西方沖地震と、死者・負傷者を初め、家屋の全壊や半壊が多数発生する大地震に幾度となく見舞われ、大変な被害をこうむっております。中でも永遠に忘れることができないのは、平成7年に起きた阪神・淡路大震災であります。約11万棟の住宅が全壊し、6,000人もの方々が亡くなりました。悲惨きわまる大災害でありました。このような災害に対しては、未然に可能な限りの防災対策を打っておかなければなりません。原因の一つは耐震性の乏しさでありました。昭和56年以前の建築基準で建てられた家屋や老朽化した家屋が多かったことが、大きな問題となりました。このことを受け、木造住宅耐震診断促進事業が実施されることになりましたが、耐震診断並びに耐震化の実行が求められません。同事業の本県の現状はどのようになっている

のか、また今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、後期高齢者医療保険制度の負担軽減に関して、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

我が国では、あと20年もたてば65歳以上の人口は3,000万人を超えと言われ、実に4人に1人が65歳以上の高齢者になります。それに要する医療費は現在の2倍、介護関連費用は3倍、年金の支出はピークに達し、膨張する社会保障費を賄うだけの資金をどう用意するのか、国にとっても地方にとっても最大の課題であります。税の福祉目的化の論議、健康づくり対策、子育て支援策の充実、年金支給年齢の繰り下げ並びに支給額の減額、さらに明年度からは後期高齢者医療保険制度の開始と、すべての施策が高齢・人口減少社会への対応へと向けられ、負担の増大を招いております。世代間の負担の公平を図らねばなりません、生活弱者の高齢者に負担が重くのしかかる制度であってはならないと思います。後期高齢者医療保険制度は、後期高齢者にとって大変負担の大きい制度です。それゆえに我が党は、まず半年間、新たに保険料を支払わねばならない人の負担をゼロとし、次の半年間は保険額の1割に抑える、さらに次の年度以降は改めて検討することを主張し、現在そのような措置がとられております。いよいよスタートする後期高齢者医療保険制度、本県の場合、どのような保険制度になったのか、県も大変な負担をしておるとおもいますが、保険料を初め内容についてお示しいただきたいと思っております。

次に、介護従事者の待遇改善について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

介護人材の確保についてであります。国レベルでは、さらに高齢化が進む今後の10年間

で、新たに40万人から60万人の介護マンパワーが必要になると試算されております。本県は全国に先行し高齢化が進んでおりますが、今後ますます高齢化は進むことになり、さらなる介護マンパワーが必要になると思います。しかしながら、明年度より介護福祉士養成の助成制度が打ち切られるとのことでありますけれども、本県はそれほどマンパワーが充実しているのか。まず、本県の現状と将来予測、また打ち切る理由についてお尋ねをいたします。

次に、介護現場からの声であります。介護従事者は長時間、重労働にもかかわらず給与が低過ぎる、特に介護を生涯の仕事にしたいと思う若者にとっては、生活設計が立たず、やむなく離職する例が発生しております。介護マンパワーが不足すれば、進行する高齢化社会にとって懸念すべきことであります。どこに原因があるのか、本県の現状等についてもお示しいただき、今後の待遇改善についてどう取り組んでいけるのか、県の考えを伺いたいと思います。

次に、救急医療について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

本県の救急医療体制は、産科の救急体制が全国的に評価を受けておりますが、小児救急医療体制については十分とは言えない状況にあります。昨今の報道によりますと、救急車は出動しているのに搬送受け入れ先がなく、たらい回しにされ、死に至るケースが起こっております。また、産科では、飛び込み出産というハイリスクの緊急出産を余儀なくされ、大変懸念が広がっております。医師不足、看護師不足が救急医療の存続に深刻な影響を及ぼしておりますが、県民が安心できる救急医療体制の構築が強く求められます。

そこでお尋ねをいたしますが、救急車の受け

入れに際し、診察の可否や空床の有無、手術準備の有無等をリアルタイムで知らせる救急受け入れ表示システムの整備が必要と思いますが、本県の取り組み状況についてお尋ねいたします。

また、県内はもとより、近隣の都道府県との連携が必要となりますが、その連携体制は確保されているのか伺います。

次に、たらい回しを防ぐために、拠点施設にセンター等を設け、指導医を常駐させ、迅速な救急処置、搬送が行えるような体制はとれないのか、お尋ねをいたします。

もう一点、医師や医療スタッフ不足の解消が最も重要であります。出産や子育て、介護などで医療の現場を離れた女性医師や助産師や看護師などが多数おられると聞きます。これらの方々の活用が必要だと思います。出産や育児で職場を離れなくていい、また、一たん離れても、再び研修を受け職場に復帰できるシステムづくりなど、環境整備をする必要があると思います。国において主導すべき施策でありましようが、県レベルでもできることがあると思いますので、県の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、薬害肝炎対策について、知事にお尋ねをいたします。

肝炎ウイルスに汚染された血液製剤の使用により薬害C型肝炎にかかれた皆様は、病気を抱えた本人たちみずから動くことによって初めて訴訟で和解にこぎつけ、解決への道をかち取られました。どれほどつらかったことか、この闘いには深く敬意を表したいと思います。政府の当初の和解案が原告団に拒否されて初めて、一律救済の道が開かれるという劇的な解決でありました。原告団の中には、生まれると同



時に薬害肝炎をこうむり、成人を迎えた今日まで不安や苦痛にさいなまれ、失意の人生を送ってこられた方もあったと伺っております。また、患者の大半が女性であられたことも、この問題の重大さを物語っております。原告団の悲痛な思いは、「私たちは今、頂上に登ることができました。しかし、多くの肝炎患者さんはまだ頂上に達していません。一般患者の方の対策にも力を入れていただきたい」との訴えに、如実にあらわれております。原告団以外の薬害肝炎の方はまだ多数おられます。また、一般肝炎の方は、全国的には200万人とも言われます。今後の対策が急がれます。県においても、できる限りの支援策が望まれますが、相談窓口業務を初め治療に至るまで、今後の県の肝炎に対する取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、雇用拡大対策について、知事並びに商工観光労働部長にお尋ねいたします。

本県に活力をもたらす施策の中で何よりも大事な施策は、雇用の拡大であります。人口減少社会の懸念の一つに、労働力不足が指摘されていますが、若年者や高齢者、女性の雇用に対する施策の充実が重要であり、急がれます。特に若者は、未来の活力のすべての源泉であり、若年者雇用対策は極めて重要です。若者が正規雇用され、生活設計が立てられることが、県の活力を維持する重要なポイントとなります。

そこで、年長フリーターやニートの把握、支援が大事ですが、「地域若者サポートステーション」等の一層の整備充実が必要です。若年者雇用に対する取り組みについて、知事にお尋ねをいたします。

次に、高齢者雇用については、いよいよ団塊の世代が退職期を迎えます。すぐれた技能や経験を有し、まだまだ活力のある方もおられま

す。定年延長、継続雇用が普及しつつありますが、さらなる取り組みが必要であります。国においては、労働者の募集、採用時の年齢制限禁止の義務化の動きもありますが、本県の高齢者雇用対策についてお尋ねをいたします。

次に、女性の雇用について伺います。仕事と家庭が両立できるサポート体制の構築が求められます。また、再雇用の促進、結婚・出産によって退職をしなくて済む企業内保育所の整備等の子育て支援策も必要です。女性の雇用についての今後の県の取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

最後に、日雇い派遣等の派遣労働について伺います。国では、労働者保護の観点から、情報公開の拡大、対象業種、範囲などの規制のあり方も含め、派遣労働について抜本的な見直しに踏み込むべきという動きがありますが、本県の派遣労働の状況についてお尋ねをいたします。

次に、中小企業支援について、商工観光労働部長並びに県土整備部長にお尋ねをいたします。

本県経済の活性化を図るためには、骨格である中小企業の活性化が不可欠であります。このたび、長年の課題であった事業承継税制の抜本拡充を含めた制度的な枠組みがようやく実現し、このことは関係者に大変喜ばれております。大事なことは、この制度の周知徹底、また手続等のバックアップでございますけれども、県はこの問題にどう取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

次に、昨今の経済事情や入札制度改革等により、下請事業者へのしわ寄せは大変厳しいものになっております。大企業や元請企業による下請事業者への特段の配慮が求められます。建設業法、下請代金法の厳格な運用など、下請適正

取引のためのガイドラインの徹底が求められます。県の下請業者保護対策についてお尋ねをいたします。

次に、中小企業や小規模事業者の経営支援を積極的に行う体制の強化が必要と思いますが、県としてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

また、中小企業に対する金融支援、いわゆるマル経融資制度や急な資金ニーズに対応する予約保障制度、売り掛け債権の早期現金化支援など、国では支援策の強化が進められておりますが、県の金融支援に対する取り組みについてお尋ねをいたします。

最後に、中小企業・小規模事業者支援制度の周知に当たっては、制度の説明から手続の方法に至るまでわかりやすくまとめた、利便性にすぐれた支援ハンドブック等の作成や活用がぜひとも必要と思います。県はこの問題についてどう取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、道路特定財源の問題について、知事にお尋ねをいたします。

「道路特定財源の暫定税率を廃止せよ」との論議がありますが、異常に高騰したガソリンの値下げ、それはユーザーがひとしく望むところでもあります。しかしながら、知事の言われるごとく、本県にとって、幹線道路を初め国県道等の生活道路の整備は、企業誘致を初め農林水産業、商工観光業等地場産業の振興、さらには医療、福祉、教育、文化に至るまで、道路はなくてはならぬ社会基盤のかなめであります。まさに「命の道路」であります。生きていく基盤の整備は、何としても早急に実現してもらわなくてはなりません。したがって、税の目的外使用や無駄な事業への投資はもつてのほかでありま

すが、中期道路整備計画の緊急性・必要性を精査し、使途について公平性・透明性が確保されるよう、まず国に強く働きかけることが必要と思います。地方の整備の必要性を見直す段階になれば、税制自体の改革、あるいは一般財源化等、新たな論議を行うべきと思います。現時点で、暫定税率の廃止や道路特定財源の見直しがどれほど県民生活に混乱をもたらすか、県民に納得していただくことが肝要と思います。道路特定財源問題に取り組む知事の見解を求めます。

最後に、教育問題について、知事並びに教育長にお尋ねをいたします。

本県は、知育、徳育、体育のバランスのとれた人間教育を掲げ、「宮崎ならではの教育」に懸命に取り組んでおられます。「教育の荒廃が日本の没落の要因の一つではないか」と指摘する識者もありますが、知識偏重の教育が、考える力や活用する力、読み取る力の養成を妨げ、課題を生じたとの調査があります。世界の子供との比較において、学力面においても、もはや我が国が秀でている状況にはないのが現実であります。知事の思いは、教育なら宮崎、宮崎に任せればすばらしい教育が受けられるという宮崎の教育を構築されたいのではないかと推察いたしますが、みずから考え、学ぶ意欲を持ち、好奇心、探究心、向上心を引き出す、質の高い授業が県下に展開されることが重要だと思います。このことがまさに、生徒の「真の学力」が向上することになるのではないのでしょうか。

そこで、年々学力を伸ばしているある中学校では、学校を支える「地域本部」というものが設置され、父母やOB、地域の大人たち、大学生と、多彩なスタッフがそれを支え、教師が授業に集中し、子供たちに向き合う時間を生み出

している事例が報告されております。本県でも、既に同様の取り組みが行われている地域があります。このような体制づくりを一層進めるべきではないでしょうか。今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、徳育についてであります。教室の中で教科書を読むだけの徳育で終わらせてはならないと思います。これまで進められてきた職業体験やボランティア、自然体験、文化芸術体験、環境学習等々、さまざまな体験活動を通し、子供たちは仕事の大事さ、働く父親への尊敬、食への感謝、高齢者・障がい者への偏見の排除等、ルールや礼儀等、人間として最も大切なことを心に焼きつけてきたようであります。このような時間の確保こそ大事ではないでしょうか。今、「ゆとり教育」を見直し、授業時間をふやす取り組みが進められていますが、今後の本県の徳育の取り組みについてお尋ねをいたします。

もう一つ大事なことは、「負けない」教育、「強い人間をつくる」教育をやっていただきたいということでもあります。決して平等を否定し、競争意識をあおるものではありません。識者の言葉に「決して順風満帆な人生ばかりはない」というのがあります。世の中の傾向はますます競争が強まり、格差も生じてまいります。だからこそ、負けない精神、強靱な魂をはぐくむ教育が大事になるのではないのでしょうか。宮崎の人は、他者への思いやり、優しさは生来持っている気がいたします。しかし、波乱の人生を生き抜くには、「負けない」という強さが必要であります。教育に関する知事の所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

産業振興策等についてであります。私は宮崎再生のかなめとして、経済・交流の拡大による産業振興を、「新みやざき創造計画」における施策の大きな柱の一つに位置づけさせていただきました。また、平成20年度当初予算案につきましても、「宮崎再生推進予算」として、基幹産業である第1次産業はもとより、第2次、第3次産業も含めた幅広い産業について、さらに充実・発展させるための各種事業を盛り込んだところでございます。特に、全国的に見て製造業のウエートが低い本県にとりましては、工業振興、とりわけ企業誘致を進めることが、経済効果・雇用効果の点で重要であると考えております。このため今年度は、企業立地促進補助金の上限額を九州最高となる50億円に増額したところでありますが、来年度はさらに、「企業立地推進局」を新設するほか、「企業誘致専門員」を新たに設置して誘致体制を強化することとしており、私も企業訪問や企業立地セミナーなど、これまで以上に前面に立って、本県をPRしてまいりたいと考えております。今後とも、このような企業誘致の取り組みを柱としつつ、農林水産業や商工業など諸産業の振興、あるいは経済・交流活動の基盤である交通網の整備等についても着実に進めることにより、また、さまざまな場面で県民の皆様の御協力もいただきながら、本県の浮揚に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、中山間地域の振興における農商工連携についてであります。中山間地域の活性化には、基幹産業である農業の付加価値を高めていくことが重要であると考えております。現在、本県には、中山間地域で86の加工グループ

が組織され、地域農産物の加工に取り組んでおりますが、消費者ニーズの的確な把握や先進的な加工技術の習得、あるいは多様な販売チャンネルの確保など、安定的に売れる商品づくりが課題となっております。このため県といたしましては、生産者団体や食品加工業者、販売業者等が有機的に結びつき、魅力ある商品開発や販路開拓等を行う食料産業クラスターの取り組みを支援しており、新たな商品開発等により、元気の出ている地域も見られているところでございます。また、20年度からは、このような農商工連携の効果を踏まえ、県単独の新規事業として本議会にお願いしております「地域農産物加工推進モデル事業」を創設し、産地や食品製造関係者の創意工夫による商品開発や加工の取り組みを促進するなど、より地域に密着した取り組みに対し支援してまいりたいと考えております。今後とも、これらの事業や国の支援策も活用しながら、地域における農商工連携の取り組みを加速させることで、地域農産物を生かした活力ある中山間地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、乳幼児医療費助成についてであります。この事業の拡充につきましては、子育て家庭の保護者を初め、市町村や関係団体からの御期待も強く、私自身も、次代を担う子供の健やかな成長と、保護者の負担軽減を図るため、ぜひとも実現したいと考えてまいりました。このため、入院外の助成対象年齢を、これまでの3歳未満から小学校入学前までに拡充することといたしました。拡充部分の自己負担額800円につきましては、保護者が本来負担すべき医療費の平均額が1件当たり約1,600円と見込まれることから、この2分の1を御負担いただくものでございます。拡充した部分の費用だけ

でも、通年1億9,000万円の費用がかかり、これをオール350円、所得制限なしとした場合、県費として約3億円が必要となり、県の財政状況が厳しい中、対象年齢を小学校入学前まで拡充するためには、自己負担の800円というのはやむを得ないと判断したものでございます。御理解いただければと思っております。

続きまして、入札制度改革についてであります。県におきましては、昨年3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」を策定し、より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するために、抜本的な改革に取り組んでいるところであります。また、並行して改革の検証も随時行い、昨年10月には、建設産業の健全な発展を図り、良質な社会資本整備を進める観点から、最低制限価格の引き上げも行ったところであります。しかしながら、建設投資が大幅に減少し、増加が見込めない状況にあっては、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが不可欠でありますので、今後、価格に加えて技術力等を評価する総合評価落札方式をさらに拡充してまいりたいと考えております。

続きまして、建設産業対策についてであります。県発注工事につきましては、現場や施工の条件を十分に把握した上で、安全管理費用を含め、工事に必要となる経費を予定価格として設定しており、また、工事代金の4割を支払う前払い金制度や出来高払いのほか、融資の担保として工事代金の債権譲渡や金融機関の代理受領を認めるなど、建設業者の資金確保に配慮しているところでございます。さらに、平成20年度の重点施策である建設産業対策におきましては、経営相談や新分野進出セミナーを引き続き実施するほか、新分野での事業定着をより一層促進するため、初期経費に対する補助限度額

を50万円から100万円と大幅に引き上げるとともに、新たに融資枠20億円の「建設産業等支援貸付」を創設し、1,250万円を限度に資金の融資を行うなど、建設業者等の経営基盤強化や新分野進出を支援してまいります。このほか、地域企業育成型の総合評価落札方式を導入し、技術力や地域貢献度の高い地元の業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域の建設産業を育成してまいりたいと考えております。

続きまして、原油高騰対策についてであります。最近の原油価格の高騰に対応した総合的な対策を推進するため、昨年末に全庁的な連絡会議を設置し、現状や対策についての情報交換を行うとともに、当面の緊急対策として、中小企業者や農家を支援するための融資制度の創設・拡充や相談窓口の設置などを行ってきたところであります。原油価格は今後も高水準で推移することが見込まれることから、国の緊急対策等も踏まえながら、引き続き対応してまいりたいと考えております。

続きまして、肝炎対策についてであります。本年1月に厚生労働省が、血液製剤が納入されたとされる医療機関を公表したことに伴い、薬害肝炎などに関する相談が保健所などの相談窓口にも多数寄せられております。このため保健所では、相談者への適切な対応を行うとともに、感染を心配される方への無料の肝炎検査を速やかに実施し、感染がわかった方には、医療機関を紹介するなどの支援を行っているところでございます。また、新年度から、新規事業の「肝炎治療費助成事業」などにより、薬害肝炎以外の肝炎も含めたすべての肝炎患者にインターフェロン治療費の助成を行い、患者の経済的負担を軽減するとともに、早期発見・早期治療のための肝炎ウイルス無料検査を推進することと

しております。さらに、関係機関による肝炎診療協議会を設置し、感染者及び患者への医療提供体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、若年者雇用についてであります。若年者の雇用情勢につきましては、全体としてフリーター数は減少しておりますものの、依然として25歳以上の年長フリーターが多く、正規雇用への転換が大きな課題となっております。このため国におきましては、20年度から新たに、年長フリーターの支援に重点を置いた取り組みが始められる予定であり、県におきましても、企業誘致による雇用創出等に努めるとともに、「ヤングJOBサポートみやぎ」を中心に、就職活動の各段階に応じた一層の支援を行ってまいりたいと考えております。また、ニート等の若者の自立を支援する「地域若者サポートステーション」につきましても、国の公募に合わせて広く広報を行い、当事業にふさわしい法人を国へ推薦してまいりたいと考えております。今後とも、宮崎労働局など関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、若年者の雇用促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、女性の社会参画、雇用についての取り組みについてであります。少子高齢化の進行など社会経済情勢が急速に変化している中で、女性が生き生きとして、さまざまな分野で活躍できるような環境づくりを進めていくことは、大変重要であると認識しております。このため県におきましては、労働施策アドバイザーの派遣による働きやすい職場づくりの支援を行っているほか、仕事と家庭の両立応援宣言企業の募集・登録等を実施することにより、企業の自主的な取り組みを促しております。さら

に、女性のさまざまな分野への参画を促進するため、男女共同参画センターを中心に、女性の再就職や起業、社会貢献活動などに関する情報の提供や相談事業等を実施しております。また、国におきましては、主に子育て中の女性を対象とした職業紹介等の就職支援や、事業所内託児施設に対する助成等を行っておりますので、今後とも、国や関係機関と連携しながら、女性の社会参画、雇用促進に関する施策の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、道路特定財源についてであります。公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない本県にとって、高速道路を初め道路整備が著しく立ちおけていることが、県民生活のさまざまな面で大きな支障を来しております。道路は、生活、産業、観光、救急医療、災害対策等につながる命の道であり、緊急かつ計画的に整備を進めていく必要があります。そのためには、安定的かつ継続的な道路整備財源を確保することが大変重要であります。仮に暫定税率が廃止されると、平成20年度では約118億円の歳入減となり、このような状況になれば、高速道路の全線供用の見通しが立たず、国県道の改良が困難になるばかりでなく、渋滞解消や歩道設置による安全性の確保も困難となります。さらには、既存の道路の維持補修や、橋梁など老朽化する道路構造物への対応ができなくなるなど、危機的な状況になると考えております。したがって、結果的に、道路予算以外の予算を道路のために充当せざるを得なくなり、福祉、医療など他の分野にも多大な影響を及ぼし、地域間格差が広がるのではないかと危惧しております。このようなことから、安全で安心な県民生活の確保や地域経済の発展を図るために、暫定税率を維持し、道路整備財源を

確保する必要があると考えております。

続きまして、「人生を勝ち抜く気概を持った子どもの育成」についてであります。私は、非常に競争の厳しい実社会で長く生きてまいりました。その中でさまざまな体験をし、それから学んだことの一つ一つが、今の私が生きていく上で大切な財産となっております。変化の激しいこれからの時代を生きていく子供たちにも、思いがけないさまざまな問題が待ち受けていることは、想像にかたくありません。このため、どのような環境にあっても、本県の子供たちが「強靱な魂・気概」を持って負けないで生き抜いていける力、言いかえれば「総合的な人間力」をはぐくんでいくことが極めて大切であると考えております。そこで、本県の子供たちが、知・徳・体の調和のとれたたくましい宮崎人として、将来、県内外で活躍できるよう、「新みやざき創造戦略」の中に「郷土の宝『宮崎人』づくり」を位置づけ、豊かな人間性や新たな時代を切り開いていく気概を持った人づくりに取り組んでいるところであります。私はマニフェストにも、「全ての大人は、全ての子どもの教師たれ」と掲げさせていただいておりますが、県民の皆様にも、ぜひ県民総力戦で、本県の子供たちが夢や希望を持って生き生きと育っていくよう、御支援をよろしくお願いしたいと思います。私も、さまざまな困難に負けないで頑張っていきたいと思っております。

〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 答えします。

まず、後期高齢者医療制度の概要及び県のバックアップについてであります。後期高齢者医療制度は、後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、現行の老人医療制度と同様、原則75

歳以上の高齢者に対して、保険医療機関の窓口での原則1割負担で適切な医療の給付を行うものであり、その財源は、公費で5割、各医療保険者からの支援金で4割、そして高齢者一人一人からの保険料で1割を負担することになっております。なお、この保険料につきましては、所得に応じて、7割、5割、2割の軽減措置があり、本年4月の制度開始時の被保険者約15万2,000人のうち、約6割の方々が軽減対象となっており、1人当たりの保険料については、広域連合の試算によれば、平均で年額5万3,676円となっております。県としましては、制度の適正・円滑な運営が図られますよう、所要の財政支援を行うとともに、運営主体である広域連合並びに保険料徴収など窓口事務を担う市町村に対して、引き続き一層の支援を行ってまいります。

次に、介護従事者についてのお尋ねでございます。

まず、介護人材の現状であります。国の統計調査によりますと、本県におきましては、約1万2,000名の方が在宅や施設で介護に従事されており、現在のところ、都市部に比べて介護人材が逼迫するような状況にはないと考えております。次に、将来予測であります。国の推計に準じて試算いたしますと、平成17年を基準として平成26年までの9年間で、新たに約3,000名から4,000名の介護従事者が必要になると見込まれるところであります。次に、介護福祉士の修学資金貸付事業についてであります。本県におきましては、介護福祉士が国家資格として制度化されて間もない平成5年度から、その養成・増加を図ることを目的に、修学資金の貸し付けを行ってきたところであります。本県の介護福祉士の数は、事業開始時の298名から平成19年

度には7,658名に、また最近では、毎年約700名から800名の介護福祉士が新たに登録されるなど、大幅に増加してきたところであります。このような中で、修学資金の貸与者は累計で203名と介護福祉士全体の2.7%と低いこと、また、育英資金や母子寡婦福祉資金など、他の修学資金の貸付事業の利用も可能であるという状況もありまして、これらのことを総合的に勘案し、本事業を廃止することとしたものであります。

次に、介護従事者の離職の現状とその原因等についてであります。まず、本県における介護従事者の離職の現状についてであります。平成18年度介護労働実態調査によりますと、過去1年間の離職率は約20%で、全国平均とほぼ同じ状況にあります。次に、離職の原因といたしましては、他の産業と同じように、結婚や出産等の個人や家庭の事情や、賃金、労働時間などの待遇に対する不満、職場内の人間関係などが主なものとして挙げられております。質の高い介護サービスが提供されるためには、介護従事者が安定的に確保されることが必要であることから、現在、国において、介護従事者の処遇向上を図るための検討がなされており、介護報酬の水準が課題の一つとして挙げられているところであります。県といたしましては、その検討の推移を見守りますとともに、あわせて県民の介護ニーズに十分こたえられるよう、今後とも、介護従事者の資質向上のための研修の充実や、安定的な確保のための就業支援等に努めてまいりたいと考えております。

次に、救急医療についての一連のお尋ねであります。

まず、救急医療受け入れ表示システムについてであります。本県では、救急患者の受け入れ情報システムとして、「ひむか救急ネット」に

より、各救急告示施設から1日に2回、空きベッドの情報や手術の可否などの情報が消防機関等に提供されています。しかし、病院の受け入れ可能性をリアルタイムで反映できないことや、搬送先となる医療機関の数が限られていること等もあって、最終的には、各医療機関の医師に直接、受け入れ可能性を確認する形で、搬送先が決定されている状況であります。救急医療体制の充実には、医師と救急隊員はもとより、医療機関相互の連携が重要でありますので、関係機関と十分協議の上、最近の通信手段の発達等も勘案しながら、各地域の実情に合った情報共有体制や受け入れ体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、隣県との連携体制についてであります。県境の市町村におきましては、重篤の救急患者を2次救急医療施設等に搬送する必要がある場合、医師や消防隊員の相互連携のもと、時間的にも早い隣県の医療機関への搬送が行われております。また、熊本・大分両県とは、「三県防災消防ヘリコプター相互応援協定」を結び、保有ヘリコプターが定期検査等のために出動できない場合や重大事案が発生した場合に、相互に応援出動をするなど、連携体制の構築を図っております。限られた医療資源の中で、県民が安心できる医療体制の充実を図るため、今後とも、隣県の医療機関や消防機関との連携体制の構築・強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、救急患者の受け入れ調整を行う医師の配置についてであります。本県での救急車による医療機関への患者搬送件数は、毎年3万件程度となっておりますが、そのうち9割程度は最初に要請した医療機関で受け入れております。また、本県の場合、搬送可能な医療機関がある

程度特定されていることもあり、直接、受け入れ医療機関の医師と救急隊員との間で受け入れ調整が行われております。御提案のあったような医師の配置につきましては、今後、国、他県の動向等も勘案しながら、研究課題とさせていただきます。

最後に、女性医療従事者の就労環境についてであります。女性医療従事者が継続して就労できる環境の整備充実を図るため、県では現在、県内6カ所の病院内保育所について運営費の支援を行っているところであります。また、一たん退職した者への再就業の支援対策としましては、女性医師の場合、県内では未就労の医師が12名と少ないため、現時点では特段の支援はございませんが、助産師や看護師等に対しましては、看護協会や県立看護大学の協力を得ながら、実習を含めた実践的な再就業支援のための研修を実施しております。女性医師を初め、医療関係の業務に従事する女性の数は今後ますます増加し、社会的ニーズも高まってくると思われまことから、引き続き、女性が働きやすい勤務環境の整備充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、高年齢者雇用対策についてであります。平成18年4月から、高年齢者の雇用促進を図るため、定年の引き上げ等が義務化されたところでありますが、昨年6月現在で、県内の従業員数51人以上の企業のうち、95.2%が法に沿った対応を実施しており、全国平均を上回っております。また、県におきましては、シルバー人材センターの一層の活性化を図るために、20年度は新たに、子育てや介護支援等にシニア労働者を活用するための事業を実施するこ



といたしております。今後とも、各種事業の周知に努めますとともに、国や関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、高年齢者の雇用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、派遣労働についてであります。宮崎労働局によりますと、平成18年度の県内の派遣事業所数は170事業所、派遣労働者数は7,551人となっております。派遣労働につきましても、制度創設から20年以上が経過し、事業所数、派遣労働者数ともに年々増加する中で、違法派遣などのさまざまな問題が生じており、制度の見直しが求められております。このような状況を踏まえまして、現在、国の労働政策審議会におきまして、派遣労働者の保護や制度のあり方等に関する議論がなされておりますので、これらの動向を見守ってまいりたいと考えております。また、県といたしましては、機会あるごとに企業や事業主団体に対しまして、正社員としての採用について配慮いただくようお願いするなど、安定した雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業承継税制などに対する県の取り組みについてであります。中小企業経営者の高齢化が進展する中、中小企業の円滑な事業承継が課題となっております。現在、国におきましては、中小企業に対する相続税の軽減措置や民法上の遺留分に対する特例措置などを盛り込みました「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の審議がなされているところであります。また、中小企業からの事業承継に関する具体的な相談に対し、ワンストップで対応できる事業承継支援センターを、各県の商工会議所などに設置する方向で、あわせて検討がなされております。本県経済を支える中小企業の円

滑な事業承継は、県としましても大変重要であると考えておりますので、国や関係機関と連携しながら、このような制度や支援センターの活用が十分図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、下請事業者の保護対策についてであります。製造業やサービス業におきましては、下請事業者に対する支払い遅延や一方的な単価引き下げなどの不当な取引が発生した場合、「下請代金支払遅延等防止法」に基づきまして、公正取引委員会が警告や勧告を行っております。また、県におきましても、下請事業者の利益保護を図るため、県産業支援財団に相談窓口を設置してございまして、必要であれば、弁護士による無料相談も実施しております。国におきましては、平成20年度から新たに、仮称「下請適正取引推進センター」の設置を予定しておりますので、国とも連携を図りながら、県内下請事業者の保護に、より一層努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業者への経営支援に対する取り組みについてであります。本県商工業者の大半を占める中小企業者は、本県経済の安定的な成長と雇用の確保において、重要な役割を担っております。しかしながら、その多くは信用力や情報力などの経営資源が十分でないため、幅広い支援が求められております。このため県では、金融機関と協調した金融支援や、商工会議所などを通じた巡回指導や経営相談、さらには産業支援財団による新商品開発等の支援や各種の情報提供など、さまざまな経営支援策を講じているところであります。今後とも、商工団体や市町村、関係機関とも連携を図りながら、支援体制の強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中小企業に対する金融支援についてであります。中小企業にとりましては、資金調達  
の円滑化を図ることが極めて重要な課題でありますので、これまで県の融資制度の拡充に努めてきたところ  
であります。今回さらに、中小企業が利用しやすく、金融機関も融資しやすい制度となるよう、平成7年度  
以来となる抜本的な見直しを行うことといたしております。具体的には、現在21の貸し付けがありますが、これ  
に新たに創設します「建設産業等支援貸付」をあわせて再編し、13の貸し付けに統合しますとともに、  
融資利率については、期間が短くなるほど低く設定することとしております。一方、国におきましても、  
政府系金融機関の融資制度や信用補完制度の拡充など、さまざまな支援策の検討がなされております。  
今後、県といたしましては、県内金融機関はもとより、政府系金融機関や信用保証協会との連携を強化し  
ながら、県内中小企業の資金調達の円滑化に、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、中小企業者等の支援制度の周知についてであります。中小企業者等の支援を進めるに  
当たりましては、さまざまな支援制度について広く周知を図ることが重要でございます。このため県にお  
きましては、各種の支援施策について、個別にパンフレットやリーフレットを作成するなど、情報提供に  
努めております。また、利用者の視点に立って、総合的に支援制度を紹介する「商工観光労働部主要  
施策案内」を作成しまして、市町村や商工団体等に配布しますとともに、県のホームページに掲載して、  
周知を図っているところであります。今後とも、中小企業者等へ、より適切な情報提供が行えるよう、  
さらに工夫をしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 答え  
いたします。

木造住宅の耐震診断についてでございます。木造住宅の耐震診断に取り組む市町村を支援する  
ため、平成17年度に「木造住宅耐震診断促進事業」を創設し、これまでに20の市と町で279戸  
について支援をしてきたところでございます。また、耐震診断は、すべての市町村で取り組ま  
れることも重要でございますので、事業を実施していない市町村への働きかけを行ってまい  
りました結果、平成20年度におきましては、県内すべての市町村で実施されることとなりまし  
た。今後とも、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断の促進に取り組んでまいり  
たいと考えております。

次に、建設産業における下請業者保護対策についてであります。建設業法では、不当に低い  
請負代金の禁止や適正な下請代金の支払い等について規定されているところでありますが、県  
発注工事に関しましては、「宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱」において、原  
価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと、元請人が県から請負代金の支  
払いを受けたときには、1カ月以内に下請契約に係る請負代金を支払うこと等を定めまして、  
下請業者の保護に努めているところでございます。特に、契約額1,000万円以上の工事につきま  
しては、下請業者名や下請への代金支払い状況等を記載した詳細な報告書の提出を義務づけ  
ております。また、毎年県内8カ所で研修会を開催し、建設業者に対しまして、建設業法や指  
導要綱の周知を図っているほか、各土木事務所等に建設業者相談窓口を設け、下請トラブル  
等の相談に応じております。さらに、平成20年度には、下請トラブルや法令違反などの情報  
を収集

する「建設業者ホットライン」も設置することとしております。県といたしましては、下請業者と元請業者との適正な関係が確保されますよう、今後とも、さらに適切な指導に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

学校を支える体制づくりについてであります。子供の健やかな成長には、学校、家庭、地域が一体となりまして、子育ての目標を共有し、それぞれの役割や責任をしっかりと果たしながら、相互に連携を図っていくことが極めて重要であります。このため県教育委員会では、平成18年度から県内7地域におきまして「地域教育システム」の構築に取り組み、学校、PTA等の教育関係や老人クラブ、商工会などの各組織、地域住民等を幅広く巻き込みながら、登下校時の安全確保や学校の環境整備、校外学習での支援など、地域による学校支援体制の整備を図っているところであります。今後は、平成20年度から国が実施を予定いたしております「学校支援地域本部事業」等の活用も図りながら、県民との協働による「地域ぐるみの教育環境づくり」を、全県的に推進してまいりたいと考えております。

次に、徳育についての取り組みについてであります。子供たちに、さまざまな体験活動を通して社会性や豊かな人間性等をはぐくむことは、極めて大事なことでと考えております。このため各学校では、家庭や地域との連携を図りながら、自然体験や福祉体験、奉仕活動等といった特色ある活動を実施するなど、学校の教育活動全体を通して、道德教育の充実に努めているところであります。今回の学習指

導要領改訂案におきましても、体験活動を活用しながら、子供の発達段階に応じまして道德教育を充実し、豊かな心の育成を図ることになっておりますので、県教育委員会といたしましても、各般の施策を活用し、今後とも、学校におけるさまざまな体験活動を積極的に支援してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○長友安弘議員 多少時間があります。この後、我が党の新見議員にも関連質問をしていただきますが、時間の範囲でお許しをいただきたいと思っております。

要望を申し上げておきますが、事業承継税制、すぐすぐ事業を引き継ぐということも少ないと思うんですけれども、本県の中小・小規模事業所数というのは、4万2,000事業所あるそうでございます。中小企業だけとりますと1万2,000事業所あるそうですけれども、そろそろ引き継ぎ等が順次行われていくと思っております。したがって、その承継事務等を本当にスムーズにいかせるためには、センター等を早く商工会議所につくっていただきまして、これがきちんと運用されていくようお願いしたいというふうに思います。

それから、若者対策ですけど、「地域若者サポートステーション」、これは20年度予算では全国で77カ所ぐらいまでふやしたいという計画になっております。そうしますと、本県でも1カ所ぐらいあってしかるべきで、いろいろ努力されているということでございますけれども、さらに努力していただいて、何とかそのようなステーションが誕生していくように、お力添えをいただきたいというふうに思います。

それから、中小企業のいろんな事業等をわかりやすく、そして、どこに行ったらどんな支援

策があるんだということがわかるためには、本当にわかりやすいハンドブック——今、若い世代は、ホームページでいろいろとそういう事業というのが見られると思うんですけども、かなり高齢の世代というか、我々の世代というのは、どちらかという、こういうハンドブックみたいなものがある、即座に、どこに行ったらどう中小企業を支援していただけるかということがわかることが大事になろうかと思っておりますので、何とかこのハンドブックというのを、わかりやすい利便性の高いものをつくっていただきたいなという気がします。お話を聞きますと、実際のところ600部ぐらいは、すばらしいハンドブックができています。これはなかなか足りないだろうと思っておりますので、ひとつまた考えていただきたいなと思っております。

次に、燃油高騰対策ですけれども、この前、国のほうでは補正予算が通ったと思っておりますが、金額としては570億ぐらいが計上されているわけですね。それが本県にどれぐらい回ってくるかというのはわかりませんが、漁業関連の額としましても、102億円ぐらいついているわけです。漁業も本当に大変な状況だと。原油価格の高騰とは違いますが、道路特定財源に対しても、漁船で油をたいているんですけども、余り港に還元していないんじゃないかという話も出ているぐらいでございます。これは漁業の深刻さというのもございますので、こういう対策というのは積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

耐震診断ですけれども、実は、56年以前の建築基準法で建てられたのは、本県には12万戸程度あるということでございます。ただ、各自、

建てかえられますでしょうから、あえて診断する必要はないのかもしれませんが、それにしても、県としても4万戸ぐらいはやりたいというお話でございますが、現実的には県、市町村が絡みますので、先ほどの数値のような279戸ということで、これはなかなか進んでおりません。しかしながら、日向灘地震とか東南海地震とかいろいろ考えれば、万全を期すことが大事だろうというふうに思います。4万5,000円かかるそうですが、そのうちの3万円を国が半分、そして県と市町村が残りを半分ずつという制度のようでございます。自己負担は1万5,000円ということでございますから、もう少しこういう事業も進んでいくように啓発をお願いしたい、このように思います。

あと2～3分、ちょっといただきますが、農工商連携、中山間地対策で、知事にお尋ねをしたわけでありまして、今国会には法案が提出されます。そして、経産省サイドで100億円、農水省サイドで100億円という予算が考えられております。そうしますと、本県でも2億円相当ぐらいの事業というのは引っ張ってこれるんじゃないかと思っておりますので、できればそういうものを活用していただいて、農工商業、また県内のそういう事業者がうまくマッチングしていくように御尽力をお願いしたいなというふうに思います。

最後に、GDPの話をお話をちょっとさせていただきますけれども、本県のGDPは3兆5,000億円、1次産業、農林水産業2,000億円、2次産業が8,000億円、3次産業が2兆7,000億円ということで、圧倒的に3次産業が多いわけでありまして。しかしながら、大分県とか熊本県のそういう状況を見ますと、本県は農業で2,000億のGDPを上げるのに、その割合が5.2%になって

いるわけです。本県のGDPの5.2%ですね。ところが、大分は、地形等の関係とかいろいろな歴史的なこともあるでしょうし、2.3%。そのかわり、2次産業のGDPが本県は21%であるのに対して大分県は30%。したがって、こういう差が、やはり県民所得、1人当たりの所得に次第に格差を生じているのではないか。全国の中でも東と西、西の中でも北部九州と南ということで格差が広がっている。これは知事のお話でございましたけれども、産業構造の転換をいかにしていくかということですが、これは専門家に聞きますと、実に難しいというお話でございます。しかしながら、本県の一大特徴である農林水産業、知事のおかげで大変売れるようになりました。全国にも知られるようになりました。しかし、さらに付加価値をつけていく必要があると思いますし、いかに2次産業に少しでもシフトしていくか、そこが企業誘致とか新産業の創出とか地場産業の振興ということになるかと思っておりますけれども、これは本当に力を入れていただきたいと思っております。もし知事のそういう思いとか夢がありましたら、お話を伺いたいと思っておりますけれども、なければ結構でございます。

**○知事（東国原英夫君）** ですから、私はマニフェストにもお示しさせていただいたとおり、企業誘致100社、雇用の1万人——その企業誘致というのは、県外の優秀な、特に製造業を中心に新エネルギーとか、そういった新分野の企業の方たちに来ていただいて、県内から出ていく高校生や大学生の若い労働者たち——半分ぐらいが県外に出ていきますので——それは雇用が、魅力ある企業が少ないということでございまして、地場の産業の強化・育成も含めて、そういった製造業、第2次産業といったものに力

を入れていきたいと考えております。

**○長友安弘議員** 県民総力戦という言葉がございますので、私どもも本当に微力ではありますが、知事のそういう思いを受けて頑張っていくということをお誓い申し上げまして、私の質問は終わります。

続いて、関連質問に移らせていただきます。

**○坂口博美議長** 関連質問を求める発言がありますので、これを許します。

なお、発言時間は、主質問者の持ち時間の範囲内となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、28番新見昌安議員。

**○新見昌安議員** 何点か関連して質問をしたいと思っております。

知事は、平成20年度重点施策の一つに、子育て・医療対策を掲げておられます。安心して子供を生み、育てられる社会づくりを推進するとあります。大変重要な視点であります。私は子育てのスタートでもある妊娠から出産に至るまでのことに限定して伺いたいと思っております。

安全な妊娠・出産に欠かせない妊婦健診を一度も受けることなく、生まれそうになってから病院に駆け込む、いわゆる飛び込み出産が全国的にふえているというふうに言われております。妊婦健診を受けない背景には、経済的な理由、また仕事が忙しい、そういったものがあると言われておりますけれども、妊婦健診を受けないことは赤ちゃんを死に追いやるようなものだという指摘もある中で、受診の重要性をしっかり訴えることも重要じゃないかと思っております。また、母体や胎児の状態がわからない妊婦の受け入れは非常にリスクが高くて、病院側から受け入れを拒否される要因の一つともなっております。受け入れてくれたとしても、その産科

医にとって、妊婦や胎児の状態を何も知らないままに出産に立ち会うときの身体的・精神的なストレスは、通常の何倍にもなっているんじゃないかと思います。医師の負担を軽減するためにも、妊婦健診の促進を図ることが重要じゃないかと思います。

しかしながら、御存じのように、この妊婦健診は保険適用外であります。1回の健診に要する費用が数千円から1万数千円ほど。14回程度の健診が望ましいと言われている中で、若い夫婦にとってはかなりの負担となってくるのではないかと思います。公明党は、このような経済的な負担を軽減するために、妊婦健診に対する公費負担の拡大を一貫して主張してきたところであります。近くは、平成13年の小児医療提言、平成15年に初めて策定したマニフェスト、そして平成18年の少子社会トータルプラン、こういったもので取り上げて、粘り強く推進を図ってきたところでありますが、今年度、厚生労働省は、妊婦健診助成を含む少子化対策に充てる地方交付税の配分額を、18年度の330億円から700億円に倍増しております。そして、最低5回分の妊婦健診費用を公費で負担するようということで、自治体に要請しているところであります。

これを受けて、全国的に2回程度であった公費負担回数をふやす自治体も出てきておりまして、他県では一気に妊婦健診を14回、産婦健診を1回、合計15回までふやした市もあるようで、また、本県においても今年度、日南市ほか7町村で5回までふやしてきております。2回にとどまっている残りの22市町村においても、妊婦健診の公費負担回数の拡充が図られることを強く望むところであります。

ただ、同一県内で公費負担の回数にばらつき

が出てくるのはいかなものか。妊婦健診の実施主体はあくまでも市町村でありますし、財政事情もいろいろある中で、その取り組みに温度差が出てくるということも当然考えられるわけですが、県として一定のレベルを維持することも必要じゃないかと思います。そこでまず、これまで公費負担回数の拡充を市町村にどのように訴えてきたのか、また、拡充への動きは見えてきているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 妊婦健診につきましては、御指摘のありましたように、平成19年度から5回とするよう国のほうから通知が出ておるわけですが、現在、8市町村において、5回の公費負担が導入されておるところであります。県としましては、全市町村を集めての会議、あるいは管轄保健所での担当者会議等において、妊婦健診の公費負担の回数を増加させるよう要請するとともに、市町村からの個別の相談に応じておるところであります。その結果、残りの市町村でも、平成20年度からの公費負担の拡充に向けて、現在検討されていると聞いております。以上です。

**○新見昌安議員** 先ほど述べたように、妊婦健診の公費負担の拡充にどう取り組むかというのは市町村の問題でありますけれども、妊婦健診を受けることの重要性については、県としてもしっかり県民に訴えていただきたいと思いません。

日本医科大学の多摩永山病院というところがあるんですが、ここで過去10年間の飛び込み出産を分析したところ、死産と生後1週間未満の新生児の死亡を合わせた周産期死亡は、全国平均の約15倍あったそうであります。また、体重が1,000グラム未満の赤ちゃん、超低出生体重児と言うそうでありますが、そのような赤ちゃん

も全国平均の20倍以上であったというふう聞いております。また昨年、マスコミでも大きく取り上げられました、妊婦が病院に受け入れを断られ続けて死産するという問題が発生した奈良県の県立医大で緊急調査を行った結果、飛び込み出産した妊婦、新生児ともに異常が多くて、妊婦の胎盤早期剥離は通常の10倍、呼吸障害など治療が必要な新生児は通常の20倍に上ったということであります。生まれたばかりのとうとい命を脅かさないうためにも、妊婦健診はしっかり受けなければならないし、受けさせなければならないというふうに思います。県としては、受診の重要性を県民に対してどのように訴えてきたのか、また、これからどうやって訴えていくのか、同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 安全にお産をするためには、母体や胎児の健康状態を把握する妊婦健診が極めて重要であります。そのため、市町村においては、母子健康手帳交付時に妊婦健診の重要性を説明するとともに、保健師等による戸別訪問、母親学級、広報等を通して、受診を勧めているところであります。県としましては、新聞、県政情報番組、それから、いわゆるタウン誌等を通じて、妊婦健診の重要性の周知に努めているところでございます。

**○新見昌安議員** ともかく、あらゆる機会をとらえて、妊婦健診を受けるように訴えていただきたいと思っております。公費負担につきましては、県本部所属の33名の市会議員、町会議員と連携をとりながら、その回数数の拡充に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

次に、防災対策について伺います。

「地震、雷、火事、おやじ」という言葉があります。4番目は異議ありとか権威失墜という

声もありますが、1番目については先ほどありました。私は3番目の火事について伺いたいと思っております。

総務省の消防庁が昨年6月に発表した「平成18年における火災の状況」という資料がありますが、これによりますと、建物火災における死者1,550人のうち、住宅火災における死者は1,403人、放火自殺者などを除くと1,187人、建物火災の死者に占める住宅火災での死者の割合は90.5%となっているようであります。また、この1,187人のうち、58%の688人が65歳以上の高齢者となっております。さらに、住宅火災における死者の発生状況を経過別に見てみると、逃げおくれによるものが759人で64%、その次が着衣着火の68名5.7%ですから、逃げおくれがほかの理由を圧倒しております。これらから想像するに、火災が発生したことに気づかず、気づいたとしても体が俊敏に動かずに逃げおくれで亡くなった高齢の方々がたくさんいらっしゃるのではないかと、本当に胸が痛くなります。

住宅火災で亡くなられる方を減らすためには、発生に一分一秒でも早く気がつくことが極めて重要であります。そこで、住宅火災による死者数の急増に対応するために、すべての住宅に住宅用の火災警報器の設置・維持を義務づける改正消防法が、平成18年6月1日に施行されております。新築住宅については、この日から適用となっておりますが、既存の住宅については、平成23年6月1日までの市町村条例で定める日まで設置が猶予されてはおります。しかしながら、住宅火災による死者数を減らすためにも、できるだけ早い時期に設置するのが望ましい。論をまたないところじゃないかと思っております。そこでまずは、本県における住宅用火災警

報器の設置の現状はどうなっているか、総務部長にお伺いをいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 今、議員からお話がありましたように、新築住宅につきましては、平成18年6月1日から設置が義務づけられ、既存の住宅につきましては、遅くとも平成23年6月1日までに、この住宅用の火災警報器というのを設置しなければならないということになっております。そこで、県内の設置状況でありますけれども、現時点では把握ができておりません。それで、来年度に総務省の統計局が実施いたします「住宅・土地統計調査」の中におきまして、住宅用火災警報器の設置に関する項目が追加されておりますので、この統計により、一定程度把握できるものと考えております。以上であります。

**○新見昌安議員** 設置状況については、現時点ではわからないということではありますが、それでは、これまで設置の推進に向けどのように取り組んできたのか、また、これからどのように取り組んでいかれるのか伺います。

**○総務部長（渡辺義人君）** 住宅用火災警報器の設置につきましては、一義的には消防に関する責任を有する市町村ということになりますけれども、当該市町村の普及のほかに、県におきましてもこれまで、新聞、テレビ、それから県のホームページ等によりまして、広報啓発を行ってきたところでございます。今後とも、これらの広報啓発を積極的に進めますとともに、市町村や消防本部と連携をいたしまして、しっかりと普及促進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

**○新見昌安議員** よろしくお願ひします。

ところで、悪い意味で、「機を見るに敏なやから」は、いつの時代にもいるものでございま

す。消防法が改正され、設置が義務化されたことをうまく利用した悪質な業者、また、詐欺まがいの商売をする業者が必ず出てきます。高齢者宅を訪問して、法外な値段で売りつけたりすることも心配されるところであります。今日までに悪質な訪問販売に対する苦情や相談はどれくらいあったか。あったとすれば、その内容はどんなものであったか。また、実害はあったかどうか。また、被害の未然防止にどのように取り組んでいくのか。以上、地域生活部長にお伺いをいたします。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 住宅用火災警報器に係る悪質な訪問販売でありますけれども、県の消費生活センターに寄せられた苦情・相談の件数は平成18年度以降7件であります。相談内容といたしましては、「訪問販売で、住宅用火災警報器の設置が義務化されたと聞いたが、本当か」あるいは、「実際に契約をしたが、高額なので解約したい」といったものであります。その中で、通常の販売価格よりも高い値段で購入したと思われるものが2件ございまして、これにつきましては、警察への届け出を助言したところであります。消費生活センターに相談があった場合には、クーリングオフの手続方法など必要な助言・指導を行っているところであります。また一方では、被害の未然防止という観点から、「一日消費者スクール」を初めとする各種の講座や県の広報紙などを通して、悪質訪問販売についての情報提供など、広く啓発を行っているところであります。今後とも、関係機関と十分連携をとりながら、被害の未然防止に努めていきたいと考えております。以上であります。

**○新見昌安議員** 「悪質な訪問販売業者の跳梁は絶対に許さない」という決意で、これからも



しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ところで、住宅用の火災警報器の設置が義務づけられた住宅というのは、一戸建て住宅はもちろんですが、マンション・アパートなどの集合住宅、また店舗併用住宅の住居部分も含まれます。県営住宅もその範疇に入っております。県営住宅における住宅用火災警報器の設置状況と今後の設置計画について、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県営住宅についての御質問でございますけれども、6階建て以上の高層住宅につきましては、従来から設置が必要とされておりました。また、消防法が改正されました平成16年6月以降に建設に着手した住宅から設置を進めさせていただいております。残りの既存の県営住宅約7,900戸につきましては、まだ設置が完了していないという状況にございまして、平成20年度から22年度までの3年間で、計画的に設置を進めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 最後になりますが、住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を自動的に感知し、住宅内にいる人に対して、警報ブザーや音声によって知らせる機器が一般的であります。音によるものであります。聴覚に障がいのある方や高齢化で耳が不自由になられた方が県営住宅に入居されている場合、どのように配慮していくのか、同じく県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 聴覚に障がいがある方などの場合には、光や振動などを用いました警報装置が有効であると考えております。したがって、今後、機種を選定に際しましては、これらの点やコスト面も考慮し、消

防及び福祉担当部局とも連携しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 光や振動による特殊な警報装置であっても、音による一般的な警報機同様に、入居者に負担をかけることなく設置してくれるというふうに受け取りました。ありがとうございます。

以上で私の関連質問を終わります。

**○長友安弘議員** 以上で代表質問を終わります。（拍手）

**○坂口博美議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時28分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、民主党宮崎県議団、40番権藤梅義議員。

**○権藤梅義議員〔登壇〕**（拍手）冒頭に申し上げます。東国原知事におかれましては、民主党本部の道路特定財源に関する討論会に、全国知事会の麻生会長ともども東京まで出張いただき、ありがとうございました。予算関連業務や議会開会前に、それだけでなく多忙な日程を割っていただいたことに、心から感謝申し上げます。

それでは、通告に従って質問に入ります。

まずは、道路特定財源に関する質問であります。

今回の討論では、政府案に対して民主党案は、暫定税率廃止の問題、一般財源化の問題、道路整備の決定システムの問題等がある中で、明確な対立軸や対案を端的に示すことが容易で

なく、そのことが議論を難しくしたり、すれ違いに終わらせたこともあったと思います。

暫定税率の廃止については、当初は、「上乘せ分のリッター25円がゼロになる」との民主党のガソリン値下げ隊の行動を、国民世論が鮮明な形で受け入れ、道路の財源論に終始しました。民主党案では、地方の税收減は、国の直轄事業の負担金約9,000億円を廃止して、これに充てると説明しております。しかし、私たちが最も心配する東九州自動車道は、あるいは九州横断自動車道延岡線は、民主党が責任を持ってつくる、真に必要な道路に認定されるのか——私は認定されると信じておりますが——今のところ明文化できておりません。一方、無駄な道路と建設コストの無駄をなくすことは、当然精査されなければなりません。そして、政府の59兆円の道路中期計画の内容と、10年間徴収し続ける現行制度による59兆円の内容とは、積み上げ方式になっていないがために整合性はなく、まだ閣議決定もされていないものであります。

そのような中で、一時混乱しかけた国会がありますが、現在、「つなぎ法案」を衆参両院議長のあっせんで受け入れ、正常化したわけですから、国会審議のあり方も、当然あっせんに即したものになっていくと考えられます。あっせん内容は、「徹底審議の後、年度内に一定の結論を得ること」「税法について各党間で合意が得られたものは立法府で修正する」となっており、修正協議を認めたものとの解釈が成立します。

また、一般財源化については、「弾力性のある地方重視の使い方の方向性は正しい」と、麻生会長は一定の評価をされ、東国原知事は、「地方への配分方法や結果が不明で賛成できない」と述べたと報じられています。

また、3点目は、道路整備の決定システムの公平性や透明化の必要性は議論されたが、今後求めていく道路決定システム等については議論が進まなかったとも聞きます。

要約すると、以上の状況だったと思いますが、知事は討論を終えて、また本県での衆議院の公聴会を終えて、今後の方向と問題点をどのように認識されたか伺います。

この問題は質問者席からの質問を予定しておりますので、次に進みます。

次は、2年目の知事の政治姿勢を伺います。

1月23日で知事就任2年目となることから、マスコミ各社は特集を組み、知事のこの1年の活躍を評価し、2年目の課題を探っています。また、知事自身も、宮崎県ブームや知事人気を定番・定着化させなければならないとの認識のもと、スピード感のある行動や県民目線での政策づくりに取り組んでいただくことを、私どもも期待するところであります。

そこで、今後の姿勢を幾つかお尋ねします。第1に、現在、地方は税源移譲など権限や財源の自由を国に求めないといけない。全国知事会などを通じて、国へ政策提言や意見を述べることを期待している人も多いようです。そこで、政治面での中央への発言強化とリーダー的な指導力や調整役を期待する声があります。第2に、トップセールスについての基本姿勢と今後の取り組み等について伺います。第3に、県職員の意識改革については、知事自身がどのようなことや政策を考えているか。「聞く前に知れ」という格言もありますが、やはり知事のやりたいこと、職員への信頼、そのための対話といったものが不可欠だと思います。第4に、知事考え方を率直に表明するツールとしてのブログは尊重されているが、論者や報道への攻撃的

発言は節度があつてしかるべきとの意見もあります。以上、4点について知事に伺います。

東国原県政にとって初の通年予算となる2008年度当初予算案の一般会計は5,590億円余で、7年連続減の大変厳しいものとなっております。今回の予算編成で収支不足は中期財政見通しより増加し、財政調整基金の枯渇が心配されておりますが、その主たる原因と次年度以降の見通しを知事に伺います。

また、歳入面で県税収入が前年度比4%減と減少幅が大きく、不安材料となっておりますが、減収予測をいま一度御説明願うと同時に、ほかにも不安材料があるのか伺います。

歳出面では、公債費、扶助費の増加が大きい負担となっておりますが、人件費支出の減少18億円余に助けられる形となっております。昨年は逆に、退職者増等が圧迫要因でありました。そこで、人員や給与ベース、退職者等の面から見た増減理由を御説明願います。

次に移ります。政府の地域活性化統合本部は、昨年11月末に「地方再生戦略」を決定し、山村振興や集落維持が困難な限界集落対策等に真剣に取り組むことを宣言しています。我が国では、1970年に過疎法が施行され、幾度かの見直しや継続が行われて、35年間で76兆円の事業が続行されてきました。しかし、1999年からの7年間を見るだけでも、191の集落が消えてきたと言われております。本県においても、映画にまでなった西都市の寒川を初め、昨年末の県の調査でも、県平均の高齢化率30%以上の集落が800集落、全体の65%もあり、高齢化進展の実態が明らかになっております。そして、農作業や冠婚葬祭など集落機能が維持困難な集落が93集落もあり、我々県議会も、数次にわたり特別委員会を設置して調整や議論を重ねてきましたが、現

実は、「過疎は過疎を呼ぶ」と言われるように、時間を経るごとに深刻化する今日であります。先般の特別委員会には知事も出席され、対策室の設置等、前向きの方針が示され、期待も大きいのでありますが、これまで県でも2兆円以上の過疎対策事業が行われ、それなりの効果があつたと思っておりますが、疑問視する声も聞こえます。そこで、知事の現状認識と新年度の取り組み等を伺います。

次は、植栽未済地をなくす問題です。

木材価格の下落に端を発し、コストバランスから発生し始めた植栽未済地ですが、今や植林や下刈り等の労力を持たない世帯が多く、これはまた、田畑では耕作放棄地となっております。今回、県の新規事業に計上されている植栽未済地造林緊急特別対策事業1億6,100万円では、最高の補助事業——45万円のコストを国、県で35万円補助する等——であります。後継者がなく、将来の意欲を失った世帯では、この事業にさえ食指が動かない例もあります。一方、これらは地域雇用の創出になりますが、同じ集落にそれだけの労働力がなければ、他の地域から派遣することにもなります。11月末の西米良村の黒木村長と宮大農学部山本准教授の対談でも、これらの問題の難解さが推測できます。黒木村長は、地方自治体だけで対応できない部分は国や県の支援を求めておられますし、山本准教授も、「年金と農業の収入で最低限の生活を送る保障を考えるとともに、特徴ある地場産業の振興や他産業との連携を進める支援策も必要」と述べておられます。植栽未済地対策について、市町村や森林組合との連携も含めて、計画と見通しを環境森林部長に伺います。

次に、少子化対策について伺います。

総務省が昨年の「こどもの日」にちなんで発

表した推計人口は、昨年4月1日時点で、15歳未満の子供の数が前年より——延岡市が1つ消えるほどの——14万人も少ない1,738万人となっています。子供の人口は26年連続の減少で、統計上確認できる1920年以降の最低記録を更新したと言えます。一方、一定時点でとらえる合計特殊出生率が、2006年は6年ぶりに1.32と、対前年比0.06の上昇であったことが明らかになっていますが、解説では、「明るいニュースだが、出生率の上昇傾向が今後も続くのかどうか。むしろ、多少上がっても少子化や人口減少の流れはとまらないのでは」との厚生労働省幹部の発言も紹介されていますし、要は、子供を産む年齢層の女性人口が減り続けていることが主因との指摘にもうなずけます。

本県の新年度での少子化対策は、こども医療圏プロジェクト推進事業や、子育て支援乳幼児医療費助成事業、地域の絆で子育て支援事業、みやざき新たな出会い応援事業等の新規事業が盛り込まれ、意欲はうかがえますが、これまでの国や市町村事業との関連も十分に吟味しての少子化対策であろうと考えます。モデル事業は別として、予算面でも大きな精力を注ごうとしている、こども医療圏プロジェクト推進事業と乳幼児医療費助成事業について、その意義と期待される効果を知事に伺います。

次は、企業誘致と雇用拡大について伺います。

九州経済調査協会は、この2月16日に、「地域浮沈の分水嶺——拡大する地域格差と九州経済」と題する2008年版九州経済白書を発表しています。この中で白書は、「企業の設備投資が北部九州に集中し、域内でも格差が拡大している」と指摘しています。投資が集中する福岡、佐賀、大分、熊本の4県と他県では、有効求人

倍率に明確な格差が出ており、長崎、鹿児島、宮崎の3県から、昨年、域内他県に流出した人口は1970年代以降で最多となり、九州域内の格差が大きくなっています。また、2002年以降の景気拡大の中で、九州でも輸出や設備投資が牽引する形で経済が成長したが、一方で、非正規社員の増加などで賃金水準を抑制し、個人消費は伸び悩んでいると言われております。内容は、今後の5年間で「九州の浮沈を決する分水嶺」と位置づけ、20年周期で増減されると言われる工場の新規立地がピークを迎える2010年までに、どれだけの工場誘致等基礎産業を育成できるかがかぎになると指摘しています。そこで質問しますが、知事のマニフェスト、企業誘致100社、1万人雇用構想を、いよいよ新年度から推進していくことになりますが、前述の白書の指摘の2010年を境目とする厳しい条件設定や見方もあります。本県としては、余り結果を急ぐべきではないとの意見もある一方で、何としましても、知事を先頭に一丸となって企業誘致と雇用拡大に前進していかなければならないと思っております。知事の新年度にかける決意を伺います。

次は、観光振興について伺います。

昨年11月13日の西日本新聞で、「九州観光を台湾へ売り込め！」との見出しの記事が紹介されています。これは、11月12日に台北市のホテルで、台湾観光協会と九州観光推進機構の間で「観光交流と友好提携に関する協定書」が調印されております。この中で田中会長は、「日台の新航空協定で宮崎—台北間の定期便開設が認められ、台湾からの九州観光は、よりバラエティーに富んだ日程が組めるようになる。関係機関が協力して受け入れ体制を強化したい」と、あいさつされました。その後、台湾の旅行

会社などを対象に、九州観光の説明会や商談会を開催し、温泉やテーマパークなどの九州観光の魅力をPRしたとされています。宮崎一台北間の定期便開設に伴う本県としての準備はどのように行っているか、伺います。また、レンタカー周遊のコース等に、本県を通過するルートが入っていないようですが、宮崎に入る仕組みを本県としてどのように考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

本県の官製談合事件から昨年末で約1年、そして、ことし1月末で新知事誕生から丸1年が経過しましたが、何といたっても一番の改革は、入札制度の改革であります。これまで1億円以上の工事で実施していた一般競争入札を、昨年4月から4,000万円以上に拡大し、さらに10月からは1,000万円以上になり、本年1月から250万円以上に広げられ、ほぼすべての工事が一般競争入札となりました。また、昨年7月には、業者同士が事前に顔を合わせられないよう、電子入札を3カ月繰り上げて導入しています。改革の一つの区切りを迎えたと言ってもよいのですが、今日までの経過とこの間の反省、今後に残された改善点を知事はどのように認識しているのか、伺います。

次は、知事のイラスト管理の問題であります。

知事は今月18日の記者会見で、イラスト管理について、当面は現状のまま使用できるようにする方針を示し、一方で、秘書広報課に19日から、悪質な使用例については通報を受け付ける窓口を設置するということでもあります。現在までの問題提起を踏まえて、一歩前進したかと思うのでありますが、現状、約500社と言われるイラスト使用者に直接、情報発信ができるシステムができないのか、疑問であります。それは、

県が関与するのではなく、民間や商店街等で行っているように、使用者みずからの代表を選んで運営委員会を立ち上げて、県や知事が直接関係しない形でも管理できると思うのでありますが、今回の意見の中にはそのような提言があったのか、また現在の県の窓口は置きながら併用することは問題があるのか、総合政策本部長に伺います。

これに関連して、県選管によると、「公職選挙法上、選挙前に候補者をイメージさせる図面の配布は事前運動の禁止に抵触する」との意見があります。これは、候補者が次の選挙に立つ意思を表明したときと解釈されているようですが、直前まで表明しなかったときは、通常の場合いつからと解釈されるのか。その際、イラストの新たな分は中止できるとしても、既に店頭と並べてある商品等の扱いはどうなるのか、選挙管理委員長に伺います。

次に、県内で唯一、骨髄の採取を行っていた県立宮崎病院が、血液内科医の転出により骨髄採取を取りやめざるを得なくなったと聞きます。九州・山口の各県では、骨髄採取できる医療機関は福岡県で8カ所あるほか、長崎、大分、鹿児島は2カ所あり、他県では1カ所ずつ確保されています。全国でも骨髄の採取ができない都道府県は、岐阜県と本県のみだという状態です。県病院によると、骨髄採取に当たっていた2人の血液内科医のうち採取歴10数年の医師が、昨年8月に東京都の病院に転出した。その後任の医師は経験が浅く、残った1人も採取歴3年で、トラブル対応が困難として採取を取りやめているということでもあります。骨髄採取の実情は、ドナーから短時間に約1リットルの骨髄をとるため、血圧や肝臓機能の低下、アレルギー反応などに対応する必要があると言われ

ています。財団が全国でドナー登録者に提供を打診したのは、2006年に2万件あったが、移植が実現したのは949件。約3,000人が時間など都合がつかないと断られています。このままだと、登録はふえても、提供者は減るのではないかと危惧します。財団は、骨髄移植にはドナーが提供しやすい環境を整えるべきで、各地域に採取拠点が重要だと訴えています。そこで伺いますが、本県における年度ごとのドナー登録者の提供状況と、今後の医師確保の見通しと対応を、福祉保健部長並びに病院局長に伺います。

次に、都道府県がん診療連携拠点病院の指定についてであります。

昨年夏に、「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、我が国におけるがん対策の推進が図られることとなったところでありますが、本県では、都道府県がん診療連携拠点病院は未指定でありました。このような中、今年1月17日に開催された第4回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会の承認を経て、2月8日付で宮崎大学医学部附属病院が都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受け、また、本県ほか11県が指定を受けたと聞いております。がん拠点病院は、年間の手術件数が4,000件を超える拠点病院もあれば、120件から140件程度の手術回数の病院もあり、そのレベルの格差は大きいと言われておりますが、何とか本県も、がん対策のスタート台に立った感があります。

がん対策を進める上でさまざまな課題がありますが、中でもがん登録は、がん対策の計画立案や評価を行う上で重要であると考えます。優良県の例としては、特に福井県があり、医師会の働きかけがあって、1980年代後半に体制整備ができ、がん患者を診る可能性がある70病院と約450の診療所のすべてが県に患者情報を提供で

きるシステムを確立しています。1月の調査では、病院の半分以上が登録に協力する自治体は、千葉、大阪、佐賀など10府県にとどまっていると言われ、登録率について80%以上と回答したのは、福井、大阪等7府県と言われております。欧米では登録率が95%と言われておりますが、全国では40~80%台とばらつきがあるようです。そこで、総合的ながん対策を行うために、がん診療連携拠点病院の今後の役割と課題について、福祉保健部長に伺います。

次に進みます。県は昨年11月19日に、自殺防止に取り組む県自殺対策推進本部を立ち上げました。県内の自殺者は、2006年が361人で交通事故者の約4倍、この数値は人口10万人当たり31.5人と、全国5番目に高い数値を示しています。また、西諸地区に次いで都城市も9団体が対策協議会を立ち上げるなど、活動が見えてきました。そこで、これまで積み上げてきた自殺防止の取り組み経過と、2008年度に計画されている事業の内容等を、福祉保健部長に伺います。

次に、最低賃金、通称最賃の引き上げを図る最低賃金法改正案が、昨年11月28日に参議院本会議で可決・成立しております。成立を受け、舛添厚生労働大臣は、「ワーキングプアの解消に向け、一つの手段となる。有効に使いたい」と胸を張っております。改正の目玉は、働いても生活保護以下の収入しか得られない「ワーキングプア（働く貧困層）」をなくすなど、労働政策上から都道府県ごとに毎年度改定されております。厚労省の試算では、2005年ベースで、東京、神奈川など11都道府県で逆転現象があり、今回も新年度以降、逆転の解消に向けた作業が求められます。特に今回の場合、格差問題が社会問題化したこと等もあって、政府は昨年の春

から、労使代表を集めた円卓会議を創設し、渋る使用者代表を官邸が説得する形で、最賃の中長期的な引き上げを目指してきました。実際に今年度の改定は、政府の後押しで例年の約3倍の平均時給14円アップが実現しましたが、既に和歌山県の経済団体連合が地元の労働局長に異例の異議申し立てをするなど、地方を中心に経済界の反発が強いと言われてきました。そこで、本県の最終的な改定額と経営側の受け入れ状況、さらには、今回同時に改正のあった労働契約法の改定等の影響で、労働環境は改善されつつあると判断してよいか、商工観光労働部長に伺います。

次に、農業分野の活性化策について伺います。

新年度予算の農業分野の活性化策は、特に大きなものが見当たらない気がするのですが、知事就任1周年の特集を見ると、やはり全県的には農業を元気にしてほしいという期待の声があふれていると思います。1つには、トップセールス。去年は、マンゴー、地鶏、宮崎牛は脚光を浴びましたが、ことしの方向性を知事にお尋ねしたいと思います。2つには、2006年の農業出荷額は3,210億円で、全国5位となったわけですが、個々の農家を見ると、きゅうきゅうとして、豊かな農家が少ないと思います。消費地から遠く、価格の変動等もあり、やむを得ない面もありますが、少なくとも生活には困らない、後継者の絶えない農林漁業を目指す方策を高めていきたいものであります。3つには、長期的視野に立った物流体制の確立が望まれますし、4つには、適地適作と言われる、その地域に合った作物の量産定着が必要かと考えます。以上、問題点の指摘にとどめますが、今後の本県農業に期待するもの、さらには知事

の今後の農業にかける重点施策を伺います。

次に、教育長に伺います。今月15日には、文科省は小中学校の学習指導要領の改訂案を公表し、授業時間を30年ぶりに増加させることを公表しました。数年で破綻したゆとり教育と批判され、いわゆる「ゆとり教育」の原点が問われるとともに、学力向上の方向に大きくかじが切られつつあります。

一方、去年は4月に、43年ぶりに全国一斉学力テストが復活し、10月末にその結果が文科省から公表されました。本県は大変立派な成績であったと聞いておりますが、平均点の都道府県順位などが注目を集めましたけれども、テストの結果自体については、「応用力に問題がある」といった程度の報道でありました。また、ごく最近の指摘として、学力テストの結果はかなり評価されたが、大学受験の結果から見ると、大きな問題があるのではないかとの指摘がなされております。これより先、12月に公表された経済協力開発機構(OECD)による2006年生徒の学習到達度調査(PISA)の社会の反応はもっと大きいものがあったと思われまます。前回、2003年PISAの結果と比較すると、数学的な応用力が6位から10位へ、科学的な応用力が2位から6位へ、読解力が14位から15位へと、すべての分野で日本の子供の順位が下がったことを、マスコミは大きく取り上げました。

そのような中で発表された今回の授業内容の改訂案の発表であります。小学校の2011年度、中学校の2012年度の完全実施方針のもとに、2009年度から算数・数学や理科の一部や道徳などの先行実施が打ち出されております。また、県内の小学校でも、2011年度の英語必修化に向けた動きとして、英語学習をふやすなどの

対応も具体化していると聞きます。先進国に先駆けて、自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから行動し、問題を解消するという「生きる力」の育成がなぜ実現できなかったのかと、疑問が投げかけられています。今、教育界としては「質の教育」、つまり、ゆとり教育や総合学習などの時間が後退して、知識や技能重視の「量の教育」へと進むことに残念な気もいたします。そこで、教育長にお尋ねしますが、前述のような環境を踏まえて新年度から推進すると思われる教育現場に対して、どのように指導されようとしているのか伺います。

次は、いじめ対策であります。

2006年度に全国の国公立の小・中・高が認知したいじめの件数は計12万4,898件だったことが、昨年11月に文部科学省の問題行動調査の結果として発表されました。一昨年、いじめ自殺が相次ぎ、被害者の気持ちを重視する形に、いじめの定義を拡大したことと、国立、私立の学校も調査対象に加えたため、前年度2万143件の6.2倍にふえたということでもあります。本県においても、県教育委員会が470の公立小・中・高校を対象に調査し、2005年度に確認されたいじめの件数は49件でしたが、2006年度は13.5倍の664件だったことが明らかにされています。定義が、一方的、継続的などの条件を削除したことによるものとの県教育委員会の説明であります。

認知された件数の多寡だけで議論するわけではありませんが、1994年に愛知県西尾市の大河内清輝君(当時13歳)の自殺が社会に注目されると、文科省は解釈を拡大。2003年の中教審答申に象徴される「5年間でいじめ半減」との数減らし主義の弊害が指摘されております。文科省の幹部が、「実態把握は大事だが、一たん数

字を出せば、それを減らすことが目的化し、いじめ隠しにつながる」と、踏み込んだ発言をしています。また、小・中・高校生の2005年度の全国の自殺者103人から、2006年度には171人と増加しております。長野県で長男・優作君(当時13歳)を1997年に自殺で失った前島章良氏(53歳)は、現在、県教育委員会のこどもの権利支援幹の職にあり、「国が一律に成果を求めるような施策は、この問題にそぐわない。加害者と向き合い、なぜいじめなのか、どうしていけないのかを徹底的に考えさせる現場の努力で壁を越えていくしかない」と述べておられ、きょうもいじめ対策の最前線に立っているとレポートされています。

そこで、教育長は本県はいじめの実態をどのように把握し、現場の先生方と対策を立てて取り組んでいるか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

道路特定財源に関する今後の方向と問題点についてであります。本県は道路の整備が著しく立ちおくりしており、産業、観光、救急医療、災害対策等のためにも、計画的に道路整備を推進する必要があります。このため現段階では、暫定税率を延長し、安定的かつ継続的な財源を確保することが、現実的で、かつ確実な方法であると考えております。また、一般財源化につきましては、自動車ユーザー、地方に負担が重いという税の不公平や、道路整備の進んでいる地域との教育、福祉などの新たな地域間格差の懸念、地方への配分など制度が見えない点を考えると、現状では認められるものではないと考えております。なお、道路整備に当たっては、そ



の優先順位や財源の配分など、公平・透明な基準づくりが必要であると考えております。

続きまして、中央への発言強化等についてありますが、真の地方自治を確立していくためには、地方がみずからのしっかりとした考えを持って、国と対等の立場で意見を交わしていくことが大変重要であると考えております。このため私は、「ふるさと納税制度」や地方交付税の算定における「地方再生対策費」の創設など、都市と地方の格差の是正、さらには、今回の道路特定財源制度をめぐる問題に関し、いわば地方の代表という形で、さまざまな場面で意見を述べさせていただいたところでございます。私は、今後とも地方分権改革を初め、地方の活性化等に関連する諸問題について、全国知事会などにおいて、各県の知事さんと活発に議論をするとともに、国等に対して積極的に意見を述べ、また政策提言をしてみたいと考えております。

続きまして、トップセールスについての基本姿勢と今後の取り組みについてであります。私自身が県産品の販路拡大や企業誘致、観光誘致等の先頭に立って取り組む、いわゆるトップセールスは、県の熱意なり、姿勢なりを相手方に直接インパクトをもって伝えることができるなど大変効果的であることから、知事としての重要な役割であると認識しております。このようなことから、知事就任以来、県内外で開催される物産展やイベント、企業誘致セミナーなどに行ける限り足を運ぶとともに、テレビ出演等の際にも宮崎の特産品や観光地のPRを行うなど、さまざまな機会を活用してセールス活動を行ってまいりました。この1年で、県産品の売り上げや観光客の増加につながるなど、一定の成果を上げることに寄与できたのではないかと

考えております。今後とも、県内の農林水産、観光、経済など、さまざまな分野の関係者の皆さんとも十分連携を図るとともに、来年度、新たに設置する「みやざきアピール課」を中心に、トップセールスを含め、宮崎をより効率的・効果的にPRしてまいりたいと考えております。

続きまして、職員の意識改革についてであります。国、地方ともに厳しさを増す財政状況や地域間競争の激化の中で、宮崎県がオンリーワンの存在感のある自治体となるためには、これまでにない切り口で宮崎を見詰め直し、本県の本来の魅力や可能性を引き出す県づくりが重要であると考えております。このためには、私と職員が目指すべき目標を共有し、同じ方向を向いて力を合わせるとともに、私が、「無から有を生む」という視点で始めた県庁ツアーのように、職員一人一人が、前例にとられない柔軟な発想で、スピード感を持って果敢に挑戦していく意識改革が必要であります。このような考えから、職員と直接語り、私の思いを伝える「ランチミーティング」や、部局長に目標を設定させる「部局マニフェスト」を実施するとともに、職員の政策提案やアイデアを掘り起こす「職員提案制度」など、さまざまな取り組みを進めているところであります。今後とも、こうした取り組みをさらに充実しながら、職員と一丸となって、新しい宮崎の創造に向けた取り組みを推し進めてまいりたいと考えております。

続きまして、私のブログについてであります。私は、私の考えやスケジュール、私的な事柄などを、ブログという手段を用いて日記風につづっております。自分の言葉でざっくばらんに書きあらわすことで、読まれる方々に県政や知事というもの、さらには政治一般について関

心を持っていただけたらと思っております。ブログの中では、私が報道等で見聞きした意見に対して、私なりの意見を掲載することがありますが、これについては、私は、インターネットを通して健全な意見交換を行っているという認識でおります。

続きまして、基金が減少している理由についてであります。財政改革推進計画策定時の中期見通しでは、平成20年度当初予算編成時において264億円の収支不足額を見込んでおりましたが、平成19年度の地方財政対策の影響や、平成20年度の県税及び地方消費税が減となったことなどにより、収支不足額は386億円まで拡大いたしました。このため、さらなる事務事業見直し等により、最終的な収支不足額を286億円まで圧縮したところでありますが、財源調整のための基金残高は、平成19年度末での見込み額497億円から20年度末には213億円と、大きく減少する見込みとなっております。今後の見通しにつきましては、地方法人特別譲与税の創設により、地域間の税収の偏在が一定程度是正されることにより、多少の歳入の増加も期待できるものの、三位一体の改革等により大きく減額となった地方交付税の削減額には遠く及ばないため、引き続き厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、今後とも財政改革を着実に推進してまいります。

続きまして、歳入の状況についてであります。県税収入については、平成20年度当初予算では962億円と、対前年度比約40億円、4.0%の減となっており、また地方消費税清算金は約206億円と、対前年度比約9億円、4.2%の減となっております。これは、企業からの聞き取りなどにより、企業収益の減少や消費の後退などが見込まれたため、法人二税を約16億円の減、地方

消費税を約11億円の減、軽油引取税を約7億円の減などに見込んだものであります。また、本県の最大の歳入財源であります地方交付税につきましても、基本方針2006に沿って引き続き抑制される見込みでありますことから、その確保については予断を許さないものと考えております。

続きまして、人件費の状況についてであります。人件費につきましては、平成20年度当初予算で1,623億円余と、対前年度比約18億円、1.1%の減となっております。この約18億円の内訳につきましては、行財政改革大綱2007に基づく一般職の職員数193人の削減や、給与構造改革による給与の見直し等を行い、一般職の給与の平均額が約682万2,000円と、対前年度比4,000円の減となりました結果、職員給与が約14億円の減となり、また退職者数の減に伴う退職手当の減が約4億円となっております。

続きまして、中山間地域についてであります。これまで中山間地域の振興につきましては、交通基盤や生活環境の整備、産業の振興等を初め国土保全の観点から、中山間地域の多面的機能を維持させるという政策などにも取り組んできたところであります。しかしながら、依然として人口減少に歯どめがかからず、最近では、維持存続が危ぶまれる集落、いわゆる限界集落が見受けられるなど、中山間地域は大変深刻な状況にあるものと認識いたしており、その対策の難しさを痛感しております。中山間地域の衰退は、本県全体の衰退につながるものであり、その活力再生を図ることが喫緊の課題であるのとらえ、中山間地域の振興や植栽未済地の解消を平成20年度重点施策の筆頭に掲げるとともに、新たに「中山間・地域対策室」を設置し、住民や市町村などとも十分に連携を図りな

がら、その実態を踏まえた短期的、中長期的施策を総合的に展開してまいりたいと考えております。

続きまして、こども医療圏プロジェクト推進事業及び乳幼児医療費助成事業についてであります。私は、平成20年度当初予算の編成に当たり、「子育て・医療対策」を重点施策の一つとして掲げ、各種施策の拡充を図ったところであります。まず、こども医療圏プロジェクト推進事業についてですが、安心して子供を産み育てるためには、小児救急を初めとする小児医療体制の確保を図ることが不可欠であります。このため本事業では、県内を新たに3つのこども医療圏に再編し、各圏域において拠点となる医療機関の機能充実を図るとともに、絶対数が不足している小児科医の確保を図るため、即戦力となる専門研修医への研修資金の貸与等を行うこととしております。

次に、乳幼児医療費助成事業についてですが、財政状況が厳しい中ではありますが、子育て支援を強力に進めるためにも、この事業の拡充はぜひとも実現したいと考え、入院外の助成対象年齢を、これまでの3歳未満から小学校入学前までに拡大することとしたものであります。これにより、子育て家庭の負担軽減が図られるとともに、宮崎の次代を担う子供たちが健やかに育つことのできる環境づくりが図られるものと考えております。

続きまして、企業誘致に対する私の決意についてであります。私は、本年を、宮崎再生に向けた正念場の年と位置づけており、中でも、産業の振興や雇用の確保を図る上で即効性の高い企業誘致につきましては、これまで以上に重点的に取り組んでいきたいと考えております。このため、新たに「企業立地推進局」を設置し、

推進体制の強化を図るとともに、企業での豊富な経験を有する「企業誘致専門員」を東京や名古屋等に配置し、誘致活動の一層の充実に努めることとしております。さらに、私が先頭に立った誘致活動に引き続き積極的に取り組み、一件でも多くの企業立地を実現してまいりたいと考えております。

続きまして、入札制度改革についてであります。本県では、私のマニフェストに基づき、県議会や民間有識者及び県民の方々の御意見や御提言も踏まえ、昨年3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」を策定し、より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するために、一般競争入札の拡大など抜本的な改革に、着実に取り組んでいるところであります。また、並行して改革の検証も随時行い、昨年10月には、建設産業の健全な発展を図り、良質な社会資本の整備を進める観点から、最低制限価格の見直しも行ったところであります。しかしながら、建設投資が大幅に減少し、増加が見込めない状況にあっては、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが不可欠であると考えており、今後、価格と技術提案等を評価する総合評価落札方式をさらに拡充することが必要であると考えております。具体的には、18年度から試行しております総合評価落札方式について、評価項目の見直しを行い、対象事業を大幅にふやすとともに、新たに地域企業育成型を導入し、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。今後とも、関係団体等を含め、幅広く意見を伺いながら、よりよい入札・契約制度の構築に向けて取り組んでまいります。

続きまして、本県農業の活性化についてであ

ります。本県の基幹産業である農業は、地域経済への波及効果が大きく、南那珂地域のスイートピーや、西都地域から始まった完熟マンゴーなど、地域の特色を生かしながら、活力を持って展開することが本県の活性化につながるものと確信しております。また、私が就任以来トップセールスしてきた品目以外にも、全国展開できる可能性を秘めた品目を有しており、ことしは、完熟キンカンやズッキーニを初めとする特徴ある品目のPRに力を入れていきたいと考えております。このように、本県農業には、本県経済の牽引役として発展することを期待しておりまして、そのためには、多様な担い手が、消費者ニーズに即した安全・安心な農産物を安定的に生産し、効率的に供給することが重要であります。このため県では、新年度予算においても、農業分野の活性化策を重要な施策と位置づけ、「担い手づくり」として、耕作放棄地の解消を通じた農業法人の育成や他産業からの農業参入の支援、「産地づくり」として、山間地域農業の活性化や地球温暖化、飼料価格高騰など、新たな課題への対応、さらには、寒暖の差を生かした花卉や茶を初めとする特徴ある品目の産地化、本県農産物の安全・安心の確立に重点的に取り組むこととしております。これらの取り組みを通して、本県の基幹産業である農業のさらなる振興に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総合政策本部長（村社秀継君）〔登壇〕 お答えいたします。

知事イラストに関する意見募集の結果についてであります。いただいた御意見の中には、議員の御質問にもありましたように、イラスト使用企業が自主的な運営組織を設置し、イラストを管理してはどうかといった御意見もございま

した。知事イラストにつきましては、いろいろ取り扱いが想定されましたけれども、県が何らかの形でイラストを管理することは根本的な問題があることから、選択しないとしたところであります。御質問の件につきましては、イラスト使用企業の皆様において判断されるべきものというふうに考えております。県としましては、法令違反や不適切なイラストの使われ方の情報を入手した場合、抗議などの措置を的確に行っていくため、連絡窓口を設置したところでありまして、県ホームページなど各種の広報媒体を通じて、その周知に努めているところであります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えします。

まず、本県における骨髄提供状況についてであります。本県におけるドナー登録活動は、みやざき骨髄バンク推進連絡会議などの御協力もあり、昨年10月に本県の目標2,525人を達成したところであります。また、全国においても、本年1月に目標の30万人を達成いたしました。こうした中で、県内のドナー登録者による過去3年間の骨髄提供状況は、平成16年度4件、17年度9件、18年度5件でございました。

次に、がん診療連携拠点病院についてであります。本県のがん診療連携拠点病院については、従来の4つの地域がん診療連携拠点病院に加えて、今回新たに、宮崎大学医学部附属病院が2月8日付で都道府県がん診療連携拠点病院として指定されたところでございます。がん診療連携拠点病院は、専門的ながん医療の提供や、院内がん登録の実施、地域の医療機関との連携及び医療従事者に対する研修、相談支援センターにおける患者等の支援など、地域のがん診療の連携の拠点としての役割を担っておりま

す。このような中、本県においては、がん対策の評価などに不可欠ながん登録の推進や、がん患者が安心して在宅療養できる緩和ケア体制の整備、また県民に対するがん情報発信の充実などが求められております。今後は、現在策定中の宮崎県がん対策推進計画に沿って、がん診療連携拠点病院を中心とした総合的ながん対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、自殺対策についてであります。自殺対策につきましては、平成18年度に、県内の医療、労働などの専門家から成る自殺対策協議会を設置するとともに、自殺死亡率の高い西諸県地域において、市町村や地域団体等と連携しながら、住民向け講演会等の普及啓発活動や、健康診断にうつ病の調査項目を取り入れるなど、早期発見・早期治療につながる予防対策を実施してきているところであります。また、今年度は、9月の自殺予防週間に合わせ、自殺に関するシンポジウムや自死遺族パネル展を開催するなど、自殺防止に関する普及啓発を行うとともに、民間団体が行う自殺相談専用電話の24時間体制構築に向けた支援を行ってきたところであります。自殺対策については、身近な地域で適時適切な支援を行うとともに、自殺についての正しい理解の浸透や、相談窓口の整備等を実施することが緊急な課題であると認識しております。このため昨年11月、庁内に知事を本部長とする「自殺対策推進本部」を立ち上げたところであり、来年度につきましては、自殺対策に関連する市町村、民間を含めたすべての関係機関と連携しながら、自殺防止のための行動計画の策定や普及啓発、自殺未遂者や遺族に対する支援等に積極的に取り組み、自殺者数の減少を図りたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

植栽未済地対策についてであります。植栽未済地対策につきましては、既存の植栽未済地の解消と、新たな発生の抑制を柱として進めることとしております。まず、解消につきましては、1つ目に、市町村のあっせんにより林業公社が森林所有者から施業を受託し、有利な国の補助事業を活用して行う再造林、2つ目に、森林環境税を活用した広葉樹の造林、3つ目に、分収林制度を活用した再造林、4つ目に、造林に適していない森林の天然林への誘導などの対策によりまして、3年間でゼロにすることを目指しております。次に、新たな発生の抑制につきましては、現行の森林整備事業の補助率のかさ上げを行い、森林所有者の負担軽減を図って、伐採後の速やかな再造林を推進することとしております。また、植栽未済地対策は、適正な伐採や植栽に対する指導の強化が欠かせないことから、市町村や森林組合など、関係者が一体となって推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、宮崎一台北間の定期便開設に伴う取り組みについてであります。本年6月から宮崎一台北間に定期便が就航することになりますので、台湾からの誘客対策につきましては、従来からのチャーター便を活用した団体周遊型観光に加え、個人の観光客をターゲットとした取り組みを進める必要があると考えております。このため、県といたしましては、これまでもゴルフやスキーなど、宮崎ならではの魅力を生かした観光プランの提案や、エージェンツセールス等を積極的に行っているところでありますが、

来年度はさらに、旅行会社と連携した重点キャンペーンなども実施することとしております。また、本県は南九州で唯一、台湾との定期路線を有することとなりますので、南九州各県や九州観光推進機構とも連携を図りながら、キーパーソン招聘や周遊ルートの開発等を行ってまいりまして、来月には旅行商品説明会を宮崎において開催するなど、一層の誘客に取り組むことといたしております。さらに、レンタカーを活用した周遊につきましては、台湾からの観光客ニーズを踏まえながら、旅行会社等への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、最低賃金についてであります。本県の地域別最低賃金額は、昨年10月に611円から619円に引き上げられております。また、最低賃金の経営側の個々の企業の受け入れ状況につきましては、現在、県内の各労働基準監督署において、履行確保のための監督指導を実施中であると聞いております。

最後に、労働契約法の制定等による労働環境改善への影響についてであります。昨年の通常国会におきまして、労働契約法案を初め、パートタイム労働法や最低賃金法の改正法案など、労働関係の6つの重要法案が提出され、労働基準法の改正法案を除くすべてが可決・成立いたしております。これらの法律は、いずれも労働条件の改善等を目的とするものでありますので、これらの法律が施行されることによりまして、労働環境の改善が図られるものと期待をいたしております。以上であります。〔降壇〕

○病院局長（植木英範君）〔登壇〕 お答えいたします。

県立病院における骨髄採取に関するお尋ねでございます。本県の県立病院におきましては、県立宮崎病院が非血縁者間の骨髄採取認定施設

となっております。採取実績は、平成18年度が7件、平成19年度が2件となっております。しかしながら、先ほど御指摘のありましたとおり、専門医の転出により平成19年12月以降、骨髄採取が困難な状態となりましたために、全力を挙げて専門医の確保に努めてまいりましたところ、幸いこの4月から、1名の専門医を確保できる見通しが立ったところでございます。今後は、この専門医が赴任した後、骨髄採取に関して、現在の医療スタッフとの技術的な協議を行いますとともに、ほかの外来・入院の患者さんとの調整なども踏まえました上で、骨髄採取の実施体制の整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

学習指導要領の改訂についてであります。新しい学習指導要領案では、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とこれらを活用する力、豊かな人間性や、健康・体力など生きる力の育成が基本理念として継承されております。県教育委員会といたしましては、このような新しい学習指導要領の趣旨の周知のために説明会を開催するとともに、小学校の外国語活動など新しい学習内容に関する研修会の実施や、移行のための手だてをまとめた指導資料の作成等を行いまし、市町村教育委員会と連携をしながら、教師一人一人に十分な理解が得られますよう、各学校に対して積極的に指導を行ってまいります。

次に、いじめについてであります。本県では、平成18年度におきまして、公立学校で664件のいじめが認知をされていますが、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こり得るものであり、そういった危機意識を

持って対応することが極めて大切であると認識をいたしております。各学校におきましては、悩み調査や教育相談等を実施しているほか、生活ノート等の日記や子供同士の会話などでの小さなサインを見逃さずに、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、医師や助産師等を講師として招きまして、命の大切さを考えさせる講演会を開催いたしております。県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラー等を学校へ配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、教職員のカウンセリングの技術に係る研修を実施するなど、積極的な対応を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○選挙管理委員長（若友慶二君）〔登壇〕 お答えいたします。

知事のイラストの関連についてであります。公職選挙法で禁止されている、いわゆる事前運動に当たるかどうかにつきましては、時期だけでなく、その行為をだれが行ったのか、また、その意図、内容、場所、数量など各般の状況を総合的に見て判断されることとなります。その場合、純粋な商行為を意図して行われるイラストの使用につきましては、公職選挙法の規制の対象外になっております。なお、イラストの使用が商行為に名をかりて、売名等を意図して行われると認められた場合には、時期のいかんを問わず、公職選挙法に抵触することになると考えております。以上でございます。〔降壇〕

○榎藤梅義議員 最後の選管の話は、余り私も理解ができなくて、与件が多くてあれでしたが、予定しておりましたように、時間の範囲内で質問を続けさせていただきます。まず、道路特定財源の問題であります。

私どもは、2月12日に宮崎市内で、党の事務局長の尾立参議院議員を招きまして、この問題の勉強会を開いております。私どもの主張がすべて正しいとは思っておりませんが、国民世論は、1月の共同通信の調査では72.2%と、暫定税率延長には反対の世論が大勢を占めていました。衆参両院議長の「つなぎ法案」のあっせん調整後も、57.1%が反対を表明しています。これは、もちろん地域差のあることは十分承知しております。また、日経新聞の調査データもありますが、これも暫定税率反対が50%以上で、一番高い項目であります。こちらのほうが共同通信より数値が低く出ておりますので、さらに関連づけていきますと、支持政党別では、自民党支持層が43%、民主党支持層で58%が反対をしております。逆に、「このまま上乗せを続け、道路整備に使う」という意見は、自民支持層で16%、民主党支持層で4%となっております。また、一般財源化については、自民支持層の58.2%、民主支持層の60.1%が賛成し、反対は、自民支持層の34.4%、民主支持層の37.2%となっております。これは共同通信で、日経のほうが調査データが少ないということで共同通信としております。そして、過去の国会審議では、この議論は1週間程度で衆議院を通過していましたが、民主党が参議院で過半数を占めたことで、この議論に歯どめがかかって、国民のガソリン税引き下げに期待する声が高まっていると報じているマスコミもあります。そこで、これらの暫定税率や一般財源化に対する世論を、知事はどのように判断されているか伺います。

○知事（東国原英夫君） 世論調査でございますが、共同通信という会社にどれぐらいの信憑性があるのか、真実性があるのか、信用度があ

るのか、それはよくわかりませんが、共同通信の取材姿勢について、私はいささかの疑問を持っているところでございます。共同通信の調査では、暫定税率の延長について、反対が1月の中旬には72%、2月の中旬には57.1%と、15ポイントほど減っておりますね。逆に、賛成が10ポイントほどふえております。3月に至っては、直近のデータはどうかというの、ちょっとわからないところでございます。また、共同通信の世論調査は全国の調査ですね。世代間とか、職業間とか、車のユーザーであるとかないかということ、緻密な調査データは出ておりません。

全国というよりも、我々は宮崎県ですから、宮崎のアンケート調査というのを——客観的に分析しろということでございますので——MRTが2月1日に調査結果を出しておりますね。県内では、UMKは30人対象、地元宮日新聞は出しておりません。MRTのアンケートも、ニュース番組の中で、MRTを視聴されている方、つまり見ていらっしゃる方の中から、電話やファクスあるいはメール等で調査をしたということでございます。メディアというのはすべて真実を報道するかどうか、私も甚だ疑問なのでございます。これまで私も個人的には、ありもしないこと、あるいは信憑性の低いことを、さも事実のように書かれた過去もございます。権藤議員がそういう経験がおありになるか、民主党さんがどうかわかりませんが、そういった事実も前提にしながら分析させていただきます。MRTのアンケートは、百歩譲って、これが公正、公明正大に行われたとして、地域別の割合を見ますと——県央、県西、県北、県南と分かれておりますが——「ガソリン値下げに賛成である」というのは、県央と県西で「ガ

ソリン値下げのほうが、どちらかという道路整備より賛成である」と。逆に、「ガソリン値下げよりも道路を整備してほしい」は、県北、県南は上回っております。この調査結果を見ても、県内では地域によって意見が分かれているということが読み取れるんじゃないかと思っております。

私も、ガソリンが下がって、かつ道路が安定的に維持・確保できれば、あるいは整備できれば、それにこしたことはないと思っておりますが、そういうウルトラCは、ちょっと現状では難しいんじゃないかと。暫定税率が廃止されますと、御案内のように118億円減収が見込まれ、予算編成上も、県民生活の福祉の向上に対しても、非常に支障を来すことになるんじゃないかということが予想されます。もちろん私は、国交省算定のBバイCに対して、全面的に支持させていただいているわけではございません。これまでの34年間の道路整備の客観的な算定基準、あるいは道路をつくる優先順位、必要度、重要度の度合いというのも非常に疑問視されている部分もありますが、今回は道路特定財源の法案を3月いっぱいに通していただいて、その後に政府・与党、野党で十分な修正あるいは協議をしていただきたいというのを、客観的に国交省にも申し上げているところでございます。以上です。

**○権藤梅義議員** 私は、知事は世論調査の結果というものをもっと重く受けとめるべきではないかという意見を持っておりますし、今持ったところでもあります。先ほど述べた数値の中には——これはもちろん全国であります——中期道路計画の矛盾とか、これまでのたび重なる無駄遣いとか、さらには2年延長が5年になり、さらに今回は何で10年なのかということがあ



んじゃないかというふうにも思います。一部言われましたが、最近の原油の値上がりや景気の陰り、こういうものが、下げてもらいたいということにつながっているのかなど、私も思います。ただ、最近では福田総理でさえ、毎年毎年見直す気持ちでやらなければいけないというふうに言うておられるわけでありまして。知事職というのは、失礼ながら、115万県民の大統領的な存在であります。さらにまた、知事が今日までの人気や政治力を持って力をつけてこられた背景には、世論の支えがあったというふうには考えております。したがって、もっと世論調査の結果を分析すること等、客観的な立場で議論を重ねることが、賛成している県民の期待にこたえることになるのではないかと、そういうふうには思っております。もちろん、私も東九州道と横断道延岡線の実現ということは望むわけでありまして、当初予想しておったより多く答えていただいたから、今のことで御意見、あるいはもっと重く見るべきじゃないかという点について、何か感じられる点があれば御発言いただければと思います。

**○知事（東国原英夫君）** ですから、私は、世論の調査結果を軽視しているということではないのです。このMR Tさんの地元の調査が緻密ではないということをお願いしている。もうちょっと職業別、年齢別、あるいは自動車ユーザーか、そうではないのかといったこと等々も含めて調査はなされるべきではないかというのが一つです。そして、百歩譲って、これを分析するとして、先ほど言った地域、県央・県西と県北・県南は真っ二つに分かれているというような調査結果が読み取れるということは申し上げました。世論を、宮崎県の県民の皆様の御意見を決して軽視しているということではござい

ません。宮崎県にとって何がベストなのか、何がいいのかということを一先ほども申し上げましたように、ガソリンを下げた道路をつくらせていただくことが、宮崎県にとっては最大、理想的なことなんです。それがなかなか現実的ではないので、このところは暫定税率は維持していただいて、道路特定財源の一般財源化というのも、もうちょっと時間をかけて、国レベルで議論をしていただきたいということを要求しているわけです。民主党さんでも県北の市議会の方たちは、道路特定財源維持ということを賛成されておりますね。そういったことに対して客観的な分析はどうなんでしょうか。

**○権藤梅義議員** 私は、2つの道路ができることについて、民主党案でできるというふうには信じておるとのことなんです。

次に、私は2月20日に宮崎市で行われた衆議院の地方公聴会に出席をいたしました。出席された3人の方が主に道路特定財源について述べられました。延岡市長と商工会議所会頭は、県北経済の振興と高速道路の必要性を強調されました。いま一人の熊本県のトラック協会の会長は、九州の運送業の実態を語られた後に、「前代未聞の厳しい経営環境の中で、与野党は百かゼロかではなく、歩み寄った議論をしてほしい。5円でも10円でも下げられる分は値下げしてもらい、九州横断道延岡線もちゃんとつくってほしい」、こういう発言をされました。私も、当初の一かゼロかということじゃなくて、議長裁定後には歩み寄りか修正をお互いに出し合うのかなという期待も、一部持っております。

それから、暫定税率に関して延岡市の男性が投稿されておりますが、「暫定税率を廃止すると、道路をつくる財源がなくなって、道路がつ

くれなくなるように聞こえてならない。本体の税率は残るのだから、重要道路を特定して道路行政を行えば、十分道路はつくれるのではないか。そのほか、物価その他で税率を引き下げしてほしい」というものであります。先ほど、引き下げについては触れられましたので、質問としては起こしません。

それから、これに関連して——知事はもちろん御存じだと思いますが——清武から大分県境までの127キロのうち、高速道路建設の手法は、料金収入を前提とした有料道路方式（清武ジャンクションから門川までの86キロ）、それから、自動車専用道路から格上げするもの（延岡南道路から北川インターチェンジまでの24キロ）、それから、新直轄（北川インターチェンジから大分県境までの17キロ）、こういう3つの方法でやろうとしております。有料道路方式というのは、基本的には全国プールで、財源を特定財源には求めている、そういう解釈をいたしますと、暫定税率がないと全く道路ができないというのじゃなくて、127キロのうち86キロはこういったものでつくるので、できるのではないかと考えております。もちろん全線開通のために、今の政府案でいきますと、特定財源から財源を新直轄とかそういうところに持ってくる、こういうことであります。非常に誇大して暫定税率の議論がされておるような気がするものですから、その点について、知事はそういうふうに理解しておられるのだろうかとは思いますが、改めて特定の25円の分との関係でどういう——要するに、清武町から門川までは料金収入でプールしていく、そういう財源だというふうに考えておりますが、そういう表現がほとんど使われていないんじゃないか、そういう気がするんですが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 確かに東九州自動車道の門川—西都間におきましては、NEXCOさんの借入金によって建設が予定されております。ですので、本線整備には暫定税率は直接関係ないと思いますけれども、各インターチェンジのアクセスとか周りの道路というのは、道路特定財源で整備されておるものですから、総合的に考えたときに、道路特定財源の一般財源化は非常に厳しいというような表現を使わせていただくしかない。以上です。

○権藤梅義議員 それから、20日の公聴会の席で、予算委員の側から、県北と熊本の道路は現状でも相当に改善された旨の逆の意見を、投書があったというようなことで紹介されました。九州横断道延岡線の必要性について、「本当に必要でしょうか」というような意見が出されました。私は、ちょっとぎくつとするというか、だれがそういうことを言うのかなという気もいたしました。こういった点でも、やはり道路整備のビジョンづくりをする必要があると考えておるのであります。現状では、そういうビジョンづくりのルールというのが、国幹会議とかありますが、なかなか明確に運用されていないんじゃないかと思えます。特に九州横断道延岡線について、現在行われておる世論形成といえますか、そういったこと等で十分なのだろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 延岡線の必要度の世論形成と申されても、その横断道路に対する世論調査というのは、今のところメディアから出てきておりません。ですので、沿線上の自治体の方々、住民の方々、それは、総決起大会とかそういった数々の会におきまして、住民の声は延岡線が必要だということになっていると、私は認識しております。

**○榎藤梅義議員** なかなか議論がかみ合わないところではありますが、昨日、民主党が発表した、参議院段階での修正協議を含めた「道路政策大綱」というものがありますが、これには、特定財源廃止の法案、暫定税率期限切れ法案、地方の財源確保のための法案が提出されることになったようであります。一昨日からの議論で、この場でその中身を審議したり、いろいろ議論するのは、国政のことを持ち込むなどというような意見もありますが、私も、責任論からしてもなじまないというふうに思います。私どもとしては、参議院での協議を見守りたいということしか言えないわけではありますが、東九州自動車道も九州横断道延岡線も建設すべきと、私どもは考えておるわけであります。今後の課題としては、道路建設のための国幹会議のあり方や道路建設の責任の明確化を国に求めるところであります。そういった意見を付しまして、本席での道路特定財源の議論には、これで終止符を打たせていただきます。

一部答弁もいただきましたが、県内建設業者の苦境は、ダブルパンチという言葉以上のものがあるわけであります。県土整備部長にお伺いしますが、昨日からありましたけれども、一部、逆転現象といいますか、指名があったけれども、総合評価方式でいくと逆転するといったことがあるわけであります。そしてまた、その件数が非常に多いわけではありますが、私どもとしては、素人目にはそれでうまくいくのかなという心配があります。この制度の欠点も、ちょっと時間がかかり過ぎるとかいったことがあります。この制度を運用していく以外にはないのだろうと。この問題を解決していくためには、総合評価方式を導入する以外にないのだろうと思いますけれども、この問題のマイナス

点や、今後工夫していく点、そういったこと等についてお答えをいただきたいと思っております。

**○県土整備部長(野口宏一君)** 総合評価落札方式についてのお尋ねでございますけれども、この方式におきましては、価格以外の要素でございます企業の技術力や地域社会貢献度、配置予定技術者の能力などを評価することから、公平で客観的な評価が重要になってくると考えております。そのため、入札公告時におきましては、評価項目や評価基準というものを公表するようにしております。そしてまた、発注機関で、皆さんからいただきました御提案等の評価を行い、部内職員で構成される総合評価検討部会及び技術審査会において審議し、さらに、第三者の学識経験者で構成される宮崎県総合評価技術委員会の意見を聞くなど、複数段階での評価を行って、できるだけ客観性を高めているところでございます。また、その際は、公正性を確保するため、企業名を伏せて評価を行うとともに、落札者決定後に各業者の入札価格や技術評価点などの公表を行っているところでございます。

次に、運用面でございますけれども、短期間に評価が可能な特別簡易型の適用範囲の拡大とか、落札候補者のみの入札参加資格を審査する事後審査の導入によりまして、できるだけ手続期間を短縮していこうということを、これから行っていきたいと思っております。今後とも、公平公正で客観性の高い評価を行うとともに、事務手続の簡素化を初め、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○榎藤梅義議員** 続いて、県土整備部長に伺いますが、都城等では、くじ引きの件数が、こういったことで乗り移り過程で多くて困るという

意見もあるようであります。また、受注した企業が倒産して工事が施工できない、また契約したけれども、またできない、こういうこともあるようであります。こういった予防措置、あるいは契約の破棄の実態を伺いたいと思います。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 1点目でございますけれども、落札者となる同価格の入札者が複数ある場合、地方自治法施行令に基づき、くじにより落札者を決定するということが定められておりまして、県土整備部においては、19年度1月までに、建設工事で28件、建設関連業務委託で21件発生しているところでございます。原因といたしましては、建設投資額の大幅な減少や一般競争入札の拡大に伴い競争が激化したことによりまして、最低制限価格と同額、またはそれに近い価格でのくじが増加していると考えております。今後は、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりを進める観点から、先ほど申し上げましたけれども、価格だけではなく技術提案等もあわせて評価し、落札者を決定いたします総合評価落札方式を大幅に拡充していきたいと考えております。

2点目の契約解除の状況でございます。県土整備部の公共工事におきまして、相手方の債務不履行により契約を解除した件数でございますけれども、平成18年度は計9件で、うち倒産を理由とするものが7件、平成19年度は計26件で、うち倒産を理由とするものは25件となっております。ただいまの数字は2月26日現在のものです。県におきましては、工事代金の4割を支払う前払い制度や出来高払いのほか、融資の担保として工事代金の債権譲渡や金融機関への代理受領を認めるなど、建設業者の資金確保に配慮しているところでございます。しかしながら、やむを得ず工事途中で倒産に

至った場合には、供用開始時期がおくれるなど、県民の皆さんへのサービスの低下につながりますことから、日ごろから、受注業者の信用情報の把握に努めているほか、現場管理を徹底しているところでございます。また、倒産に至った場合でございますけれども、速やかな契約解除と再発注を行いまして、工期のおくれが少しでも少なくなるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○榎藤梅義議員** 予定しておりました質問が十分できませんでした。時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。（拍手）

**○坂口博美議長** 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、3月3日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時28分散会

3 月 3 日 ( 月 )

# 平成 20 年 3 月 3 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |            |           |                   |             |
|------------|-----------|-------------------|-------------|
| 知 事        | 東国原 英 夫   | 副 知 事             | 河 野 俊 嗣     |
| 総合政策本部長    | 村 社 秀 継   | 総 務 部 長           | 渡 辺 義 人     |
| 地域生活部長     | 丸 山 文 民   | 福 祉 保 健 部 長       | 宮 本 尊       |
| 環境森林部長     | 高 柳 憲 一   | 商工観光労働部長          | 高 山 幹 男     |
| 農政水産部長     | 後 藤 仁 俊   | 県土整備部長            | 野 口 宏 一     |
| 会計管理者      | 甲 斐 景 早 文 | 会 計 管 理 者         | 日 高 幸 平     |
| 企業局長       | 植 木 英 範   | 病 院 局 長           | 和 田 雅 晴     |
| 財政課長       | 大 重 都 志 春 | 財 政 課 長           | 高 山 耕 吉     |
| 教育委員長職務代理者 | 相 浦 勇 二   | 教 育 長             | 城 倉 恒 雄     |
| 警察本部長      | 大 野 俊 郎   | 警 察 本 部 長         | 代 表 監 査 委 員 |
| 代表監査委員     |           | 人 事 委 員 会 事 務 局 長 |             |

事務局職員出席者

- |             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 事 務 局 長     | 石 野 田 幸 藏 | 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸 |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 | 議 事 課 長     | 四 本 孝 章 |
| 政策調査課長      | 富 永 博 章   | 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 美 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 美   | 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 中 康 二   | 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二 |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |             |         |

◎ 一般質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、14番高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

きょうは3月3日、ひな祭りであります。そして耳の日でもあります。ちなみにあしたは3月4日、ミシンの日、サッシの日だそうです。耳の日らしく、どうぞ私の質問に耳を傾けていただきたいとお願いします。

早速、まず知事の政治姿勢についてお尋ねをしてみたいと思います。

知事におかれましては、しがらみのない政治を標榜され、この1年ひたむきに、そして一生懸命県政運営をされてきたと思います。その知事の政治姿勢が県民の共感を呼び、93%を超える高い支持率を生んでいると思います。しかしながら、最近の知事の言動を見ますと、宮崎1区選出衆議院議員の後援会に出席されてのラブコール発言、道路特定財源問題では、政権与党にすり寄っているとの批評が一部のメディアでなされています。知事の政治姿勢、初心にぶれはないのでしょうか。しがらみのない県政運営は貫かれているのか、お伺いをします。

次に、来年10月17日から4日間開催される第22回全国スポーツ・レクリエーション祭につ

いてお伺いします。

全国レベルの大会はめったに開催されるものではありません。大会の規模、参加者の年齢層、さらにはどのような経済波及効果が期待できるのか、教育長に伺います。

後は質問者席から質問します。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

政治姿勢についてであります。私は、知事選において、「しがらみのない県政の実現により、宮崎を生まれ変わらせる」ということを県民の皆様強く訴えかけ、御支持をいただき、知事に就任させていただきました。以来、私の発言や行動というのは、すべては宮崎県の発展のために、県民の皆様幸せのため、その一点に根差すものであり、「しがらみのない県政」という私の初心には、一点の揺るぎもないものでございます。〔降壇〕

○教育長(高山耕吉君)〔登壇〕 お答えいたします。

全国スポーツ・レクリエーション祭の概要についてであります。本祭典は、陸上競技や壮年サッカーなどの一般的な種目のほか、グラウンドゴルフやソフトバレーボール、フォークダンスなどの多様な種目を対象としまして、スポーツ・レクリエーションを楽しむことを目的に、毎年開催されております全国規模の祭典であります。本県では、平成21年10月に、県内8市8町で24種目を開催することといたしております。4日間ではございますが、基本的には、年齢性別を問わず参加できる種目別大会のほか、シンポジウムや物産展なども予定をいたしており、県内外から1日当たり約3万人の参加を見込んでおります。本祭典の開催に当たりまして

は、子供から高齢者まで、県民のスポーツ・レクリエーション参加へのきっかけづくりはもとより、地域の活性化や本県の観光、県産品のPRなど、幅広い分野でその効果が高められるよう、今後努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○高橋 透議員 ありがとうございます。まずは、知事に政治姿勢を続けて質問していきますが、先週27日に、朝放映された民放番組をたまたま見ていましたら、知事の道路特定財源に対する政治姿勢、さまざまに批評がされていました。知事に対して「ミスター道路」とか、「知事は地方分権を標榜されているのに、道路に関しては守旧派だ」というふうなことをコメントされていたわけですが、このことに対して知事、どのように感想をお持ちでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 幹線主要道路というのは、国の責任のもとにやっていたかなければいけないと。地方分権で、野党さんたちがおっしゃっているように、地方に自由裁量権のあるお金を上げますから、地方の首長さんの裁量で決めてくださいというのは、非常に地域間で高規格道路に対しての格差ができるんじゃないかと懸念しております。ですから、地方分権という方針は変わらないんですけども、道路に関しては、国が責任を持ってやっていただきたいと考えております。

○高橋 透議員 この道路に関してはまた後ほど触れさせていただきますが、せんだって私、宮崎市内で飲食店に行きましたら、先ほども言いましたけれども、知事の最近の行動に疑問があるというふうにおっしゃっていました。知事には真ん中にいてほしい、だから一票を投じたんだよということを、私におっしゃったんですね。たまたま今、知事は私から見て左端に座っ

ていらっしやいますけれども、知事の政治姿勢、今どのあたりになるんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 私は真ん中でございますけれども……。

○高橋 透議員 県民の方は、今まで宮崎県もいろんなことがあって、知事に期待をしております。ぜひ政治姿勢を貫いていただきたいと思っております。

道路の関係で質問をさせていただきますが、道路特定財源については、国、地方、賛否両論あると思うのです。けさも新聞で、賛成か反対かのパーセンテージが出ていました。細々申し上げませんが、暫定税率廃止になれば、地方の道路がまたおくれる。高速道路、また延びるといようなことが言われています。私は、今回の暫定税率の問題、本当に道路が必要であるのであれば、本則税率になぜ盛り込まれないのかということが不思議なんです。しかも、暫定を10年というのはちょっと無理があるというふうに、道路特定財源を推進する方々も言っているから、非常に疑問であります。

そしてまた、もう一つ不思議なのは、これまで建設されてきた高速道路などの優先順位。特に東九州自動車道がここまでおくれたということ、まず検証されるべきだというふうに思っているんです。例えば、本州と四国を結ぶ橋が3本かかっていますよね、いわゆる本四架橋。平成11年5月に、総事業費が2兆8,700億円で開通しております。そして、神奈川県川崎市から東京湾を横断して千葉県木更津市へ至る高速道路、これも平成10年、約1兆4,409億円を費やして開通しているんですね。なぜ東九州自動車道よりこの本四架橋とか東京湾のアクアラインが優先されたのでしょうか。非常にこれは疑問なんです。知事も、優先順位の決め方が不透



明だとおっしゃっていましたが、いま一度、知事の見解をお聞かせください。

**○東国原英夫君** その優先順位につきましては、国幹会議も含めて、国・政府が決めてこられたと認識しておりますが、私が道路特定財源を支持させていただいている理由は、御案内のように、政府にも、国交省にも、今後、その優先順位の決め方、算定基準のあり方等、あるいはむだを徹底的になくすということを、きちんと国民に見える形でお示し願いたいということは、常日ごろから要望させていただいているところでございます。

**○高橋 透議員** 知事のおっしゃることはわかるんですけども、特にびっくりするのが東京湾アクアライン、途中に「海ほたる」という人工島をつくってトンネルと橋で15.1キロですか、これを割ってみると1メートル1億円ですね。100メートルで100億円、串間市の20年度の一般会計予算は、たしか100億円に満たないと思うんです。それぐらいのお金が費やされているわけで、ちなみに調べてみたんです。西都一門川間の59キロ、総事業費は1,910億円です。割ってみたら1メートル当たり323万円なんです。こういう格差といいますか比較をして、何で東九州自動車道がこんなにおくれたのかというところを疑問に思ったところであります。

次に、道路特定財源の将来像についてお尋ねをしていくわけですが、いろいろと一般財源化が言われますが、私は、一足飛びに一般財源化というのはちゅうちょするところなんです。といいますのも、知事もおっしゃいますが、真に必要な高速道路、立ちおけている公共交通の整備がなされないおそれがあるということもありますから、一足飛びの一般財源化はいかかなものかというのもあります。ただ、このまま10

年間、59兆円もかけて道路をつくり続けていいのかというのは、いま一度立ちどまって考える時期ではないかということ、私は申し上げたいのでございます。特に今度の道路特定財源問題をきっかけにしていろいろ言われております。税や財政の本質にかかわる問題ですから、表面上のことではなくて、社会資本整備のあり方、さらには抜本改革ですから、所得税とか法人税、あるいは消費税にかかわってくるかもしれません。その辺をひっくるめた税制の抜本改正に及ぶものと考えております。そしてまた、国も地方も財政は厳しいわけですが、医療とか介護、あるいは少子化対策とか、いろんな需要があります。そういう意味では、早い時期での一般財源化が将来的に必要となってくると思いますが、知事の見解を求めます。

**○東国原英夫君** 一般財源化されたときの地方への配分の方法というのが、いま一つ不透明であるということ。特定財源、特別会計から一般財源化されて一般会計に入っても、これは国交省から財務省への資源の単なる移源であって、そこにまた不透明さというのはつきまとうのではないかということ。道路特定財源というのは、御案内のように、受益者負担という税の根本原則があるということ。あるいは、道路特定財源に関しては54年間払い続けてきた、あるいは都市部より地方のほうが1世帯当たり多く払っておりますので、それを払い続けてきた。そして、ここで中止とかいうことになるといかなものかなといった、もろもろの要因がございまして、道路特定財源の一般財源化というのをちょっと疑問視しているところでございます。

**○高橋 透議員** 知事がおっしゃっている意味はわからなくてもないんですが、私をもっと切り

返していただきたいなというのは、ここまでおくれたのだから、今回の道路特定財源の問題、まずは地方の道路の建設道筋がしっかりと明確にされる、それを担保にとってプッシュされたほうがいいというふうに、私は思うんですよね。私は、人がよ過ぎるなというふうに思うんですよ。ぜひもっと、ここまで我慢させられたところをしっかりと言った上で、今回の道路特定財源、対応していただきたいなというふうに思っています。

財源問題もいろいろありますが、私は不公平税制の関係もぜひ言わせていただきたいのです。99年に定率減税がありました。恒久的減税というふうにされたんですけども、所得税が最高20%、住民税が15%、しかし、06年で廃止になりましたよね。ただこのときに、法人税の税率と所得税の最高税率はもとに戻さなかったんですよ。社民党は、この税率をもとに戻すことによって30億円を超える財源が確保できるよということを言っているんです。この辺にも手をつけていただくような今回の道路特定財源、そういう議論にしていっていただきたいということを申し上げたいのであります。

皆さんに議場配付をさせてもらっている資料がありますけれども、東九州自動車道、この裏のほう、「税込激減の影響」というところで、暫定税率が期限切れになると、赤い文字で「東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の全線供用の見通しが全く立たず」ということで説明書きがしてあります。先週、民主党の権藤議員も質問されましたけれども、東九州自動車道というのは、暫定税率が延長廃止になってもできるんですよね。これを県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 東九州自動車

道につきましては、幾つかの方式で建設が進められておりまして、一つに新直轄方式というのがございます。これは、国土交通省が整備を進めているものでございまして、国の道路特定財源と地方負担金を財源としているところで、これにつきましては、道路特定財源が関係してまいるものでございます。

次に、もう一つは有料道路方式で、先ほどの御質問の中にもありましたけれども、門川—西都間につきましては、高速道路株式会社が整備を進めておりまして、借入金を財源としているところでございます。そういうことで、この有料道路方式の本線整備の区間につきましては、暫定税率廃止の直接的な影響はないわけでございますけれども、各インターチェンジへのアクセス道路につきましては、道路特定財源で整備されているということで、開通に当たって影響があるものと考えております。以上でございます。

**○高橋 透議員** インターチェンジはいいんですよ。本体の高速道路ができるかどうかかなんですよね。私は、「暫定税率が廃止になったら、高速道路はまたできないんでしょう。また20年もおくれるんですね」と直接言われました。この文書は間違っていないよ、確かに。全線供用——つながらないということで、見通しが立たないということはわかるんですよ。ただ、ぱっとこれを見たときに、あ、また高速道路おくれるんですねということになってしまうんですよ。そのことについてはどういいう見解をお持ちですか。野口部長、よろしくお願いします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 先ほど、各インターチェンジのアクセス道路は、道路特定財源で整備されていると申し上げましたけれども、もう少し具体的に申し上げますれば、一般

道路からインターチェンジにございます料金所までの間は、高速道路のお金ではなくて、一般道路のお金として整備されることとなります。したがって、道路特定財源を使いまして整備されるものでございますので、それができないとなると出入りができなくなる、開通しても効用がなくなるということから、影響があると申し上げている次第でございます。

**○高橋 透議員** 常任委員会でも何かいろいろと議論があったというふうに聞いているんですよ。一部の意見というのが、道路がもう十分に整備されているとか、道路整備は無駄な公共事業だというのは、都会の一部の人というふうに書かれているわけですが、しかし、この問題は、少なく見積もっても、やっぱり賛否両論あると思うんですよ。そういうところが、新聞でもコメントされていますよ。「違った意味にとられるのは反省しないといけない」ということで、道路建設課がコメントしているんですけども。コストの問題とか優先順位のつけ方に、私は疑義を申しているわけで、県民多数は、私を含めて高速道路を早くつくってほしい、これは一緒なんです。ただ、暫定税率とかその年数、一般財源化のいろんな議論があつていいと思うんですよ。私は、公正公平な条件のもとに、いろんな議論があつてしかるべきだということを申し上げておきたいと思えます。

時間がありませんので次に移ります。知事は、廃止になったら118億円の財源、いわゆる歳入がなくなって、いろんな予算組み替えしなくちゃいけないということをおっしゃいました。では、三位一体改革によって、3年で350億円減額されましたね。これは大変なお金ですよ。交付税というのは、道路予算だけじゃなくて、いろんな生活関連予算に関係してきますから、

こっちのほうがもっと大変なんです。何で県民集会を、道路特定財源の暫定税率廃止反対と同じような取り組みをなされないのでしょうか。

**○知事(東国原英夫君)** 御案内のように、地方交付税交付金の削減というのは、本県にとっては死活問題でございますから、これまでも県内の六団体で構成する宮崎県自治体代表者会議等において、地方交付税の税源保障機能の充実強化の決議を行うなど、全国知事会とも連携しながら、国に強く要望してきているところでございます。

**○高橋 透議員** だから、私が申し上げたいのは——それは首長とか地方議会の議長とか、肩書きのついた偉い人たちが集まる集会はそれでいいですよ。ただ、末端の県民の人たちが問題意識を持てる集会をやってほしいという意味なんです。この前、県民集会をやられたでしょう、暫定税率廃止の延長で。それぐらいの意気込みで、どうですか、大淀川の河川敷あたりに1万人ぐらい集めて……。私たちも集めます。今後そういう取り組みをやって、交付税の総額の堅持、あるいはもとに戻せというような運動をすべきだなというふうに私は思っております。全国版の知事ですから、そのことを宮崎でやれば、それがまた全国に広まって行って、永田町を動かすということになると思いますから、ぜひお願いをしたいと思えます。道路問題は、この辺でおしまいにしたいと思えます。

次に、全国スポーツ・レクリエーション祭の関係で教育長にお尋ねしますが、県内各地で開催されるということで、日南市は男女混合綱引きだそうです。北郷町でカローリング——これはカーリングを床の上でする競技らしいですが——が開催されますが、3万人を超える参加者らしいですから、受け入れ態勢あるいは準備の

状況はどうなっているのか、教育長に答弁を求めます。

○教育長(高山耕吉君) 全国スポーツ・レクリエーション祭のこれまでの取り組み状況等についてであります。昨年の7月に県準備委員会を設置いたしまして、民間の協力もいただきながら、全庁挙げて準備を進めているところでございます。これまで、祭典基本計画の策定や、スローガンやマスコットデザインの選定などを行いますとともに、ポスターを作成いたしまして、県内外のPR等に努めてきたところでございます。来年度は、県及び開催地市町に実行委員会を設置し、県としましては、今後、各市町村が主体的に取り組むことができますよう、積極的に支援を行いますとともに、関係団体との連携をさらに強めながら、県民ボランティア等の募集も行い、知事を先頭に、県民挙げて準備体制の強化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 この大会については、例年開催されているような色合いじゃいかんと思うんですよ。やっぱり、宮崎県としての特色を出すべきだというふうに私は思っています。年齢層もいろいろ幅広くて、経済波及効果もかなり期待できるというふうに、私も今、教育長の説明を聞いて思ったところであります。宮崎を売り込む絶好の機会でありまして、過去にない特徴を出すことが求められていると思います。開催される意義、あるいは知事のこの大会に対する意気込み、ぜひお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 全国スポーツ・レクリエーション祭というのは、幅広い年齢層の方々の参加を得まして、4日間にわたって開催される国内最大規模の生涯スポーツの祭典であります。このような祭典を本県で開催できますこ

とは、スポーツ・レクリエーション活動の普及はもとより、県民の健康づくりや生きがいくりに大きく寄与するものであると考えております。また、「スポーツランドみやざき」を推進する本県の、全国に誇れる施設や温暖な気候など、すぐれたスポーツ環境を全国にアピールするとともに、観光資源とか特産品のPRにより、地域の活性化にも大きな効果が期待できると考えております。今後さらに、市町村や関係団体との連携を強化して、万全の準備を図るとともに、「おもてなし日本一の宮崎」の心で、本県の魅力を全国に発信していきたいと考えております。

○高橋 透議員 答弁にちょっと元気がないようですが、ぜひ知事を先頭に、この大会を成功させるために、これまでにない、来てよかったというような最高の大会になるように、要望したいと思います。

次に移りたいと思います。子育て支援についてお尋ねをしていきます。

まず、私を初め議会でも幾度となく要望をしてまいりましたが、乳幼児医療費の入院外の就学前までの助成拡大が予算に盛り込まれました。厳しい予算の中で優先順位をつけられた知事の御英断に敬意を表するものでありますが、もう一つ、この少子化対策で目玉があると私は思っております。それは、ひとり親家庭医療費助成事業であります。この事業は、とりわけ父子家庭から要望が強かった事業でございます。母子家庭には、御存じのように、児童扶養手当があつて、母子医療もあります。父子家庭にも児童扶養手当とか医療費助成をという声が、同じように強かったわけですが、今回、医療費助成の実現をいただきました。本当に父子家庭の方々は喜んでいらっしゃいます。この事

業を予算化されるに当たっては、原課の職員を初め御苦勞があったと推察するところであります。感謝申し上げます。そこで、この事業内容でありますけれども、入院は現物給付、そして入院外は償還払いになっています。私が思うに、重複受診などのリスクを考慮されてのことなのでしょうか。福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 父子家庭を今回新たに加えたわけでございますが、おっしゃるように、それと同時に、入院については、従来の償還払いから現物給付に変更して、ひとり親家庭への支援の充実を図ったところであります。今回の現物給付化につきましては、特に入院の場合に、一時的に多くの医療費を支払わなければならないということで、そのことについて配慮したところでございます。入院外につきましては、対象となる件数も多くて、県や市町村の財政に与える影響も懸念されることから、慎重に対処する必要があると考えております。

○高橋 透議員 やっぱり子供さんをお持ちの親御さんを考えると、いろんな手続に手間暇とられて仕事を休んでとか出てくるんですね。市町村財政とか県財政もわからんでもないのですが、子供の重複受診というのは、あんまりあり得ないと思うんですよ。そういう意味では、子供の分だけでも入院外の現物給付にならないのか。どうですか、部長。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 今申し上げたように、財政的な影響も大きいということではありますが、子供でありますけれども、特に病気にかかりやすい、お医者さんにかかりやすい小学校入学前までの子供については、今回拡充いたします乳幼児医療費助成事業で、現物給付の対象とすることもできるわけでございます。

○高橋 透議員 いろいろと子供を持つ親が働きやすい環境をつくれるように、今後、努力、検討を重ねていただきたいと思います。

次に移ります。放課後子どもプラン推進事業についてお尋ねをするわけであります。この事業は、厚生労働省の放課後児童クラブと違って、共働き家庭でなくてもいいということと、すべての子供を対象にした文部科学省の補助事業であります。19年度から実施されております。それぞれ教育と福祉が連携をするということ、そして、すべての小学校区で放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保するという基本的な考え方が述べられています。そこで、市町村でどのような連携が図られて、子供の居場所が確保されてきたのか、事業の成果、あるいは課題等があると思います。それぞれ教育長、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 放課後子どもプランは、おっしゃるように、文科省の事業と厚労省の放課後児童クラブを連携してやろうということでやっておるわけでございますが、放課後児童クラブについて申し上げますと、現在、22市町、197カ所で実施されておまして、登録児童数は約6,400名となっております。この事業によりまして、保護者の仕事と子育ての両立が容易になるとともに、子供たちにとりましても、放課後の安全・安心な居場所が確保でき、スポーツ・文化活動や地域住民との交流などを通して、児童の健全育成につながっていると考えております。しかしながら、地域によっては、まだ児童クラブの数が足りない状況でありますので、子育て支援対策のより一層の推進を図る観点から、今後とも、児童クラブの設置について市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

○教育長（高山耕吉君） 放課後子どもプラン推進事業についての市町村での連携でございますが、この事業は、厚労省の放課後児童健全育成事業と、文科省の放課後子ども教室推進事業の2つの事業を連携して行うこととなっております。実施市町村におきましては、両事業関係者や行政、学校、地域住民等で構成される運営委員会を設置いたしまして、安全管理や人材確保の方策等について協議を重ねながら、事業の充実を図っているところであります。また、小学校区ごとにコーディネーターを配置いたしまして、両事業の連携についての調整を行うなど、放課後対策事業の総合的な推進を図っているところであります。

成果であります。本事業は本年度から始まったばかりの事業でございます。各市町村におきましては、教育行政と福祉行政が連携いたしまして、総合的な放課後対策への体制づくりが進みつつあり、地域住民が積極的にこの事業へ参加をいたしてございまして、地域ぐるみで子供を育てるという機運が醸成されつつあります。また、保護者からは、「子供たちが生き生きとした表情になって、居場所ができてよかった」、また、「学年が違う友達ができ」、さらには、「言葉遣いや社会的ルールが身についた」などの声が聞かれまして、子供の安全で健全な活動の機会の拡大だけでなく、規範意識の向上など幅広い成果が見られつつあります。課題といたしましては、現時点では地域住民の協力が不可欠でございまして、ボランティア等の人材の確保とか養成が必要ではないかと考えております。以上でございます。

○高橋 透議員 一部の都市部はそうでもないと思うのですが、そうでないところは児童数がどんどん減っています。もちろん過疎も拍車を

かけていますが、教室がかなりあいているわけですね。そういう空き教室——いろいろと定義があるらしいですけども——余裕教室等の活用はどう図られているのか、お尋ねいたします。

○教育長（高山耕吉君） 学校施設の活用でございますけれども、放課後子ども教室では約6割、放課後児童クラブでは約4割が、学校の余裕教室や図書室、体育館等の学校施設を利用いたしております。その中で宿題や読み聞かせ、スポーツ、集団での遊びなどの諸活動が行われている状況でございます。また、学校施設以外では、住民の参加しやすさや施設の充実度などの実情から、公民館や保育所、児童館等の施設を活用しながら、同様の活動が行われている状況であります。

○高橋 透議員 教育と福祉の連携ということで、スタートして日が浅いから、まだいろいろと出てきませんでした。ただ、放課後児童クラブは歴史があるわけで、いろいろと問題が率直に出るのかなと思ってございましたけれども、今、教育長が答弁されました放課後児童クラブの場合には、学校の余裕教室はまだ4割ということですね。4割にとどまっている理由というのは何かあるんでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 放課後児童クラブの場合は、地元の保育所を使うところも結構多うございまして、先ほど申し上げた197のうち75は保育所を使ってやっているという状況であります。学校の空き教室を使うのが4割にとどまっている理由というのは特にはないと思いますが、そういった以前からのいきさつで、そういう状況になっているのだろうと考えております。

○高橋 透議員 福祉保健部長の答弁では、4

割の理由は特にないということですが、おっしゃりにくいのかもかもしれません。教育委員会に対してですね。私が聞くところによりますと、いろいろと学校に福祉サイドでお願いに行きますと、なかなか貸してくださらないらしいんですよ。学校側としては、いろいろ管理がございまして。安全問題があります。そこで、だれが責任を持つのかというところで議論になるらしいんですよ。連携ということで今度スタートしているわけですから、その辺の垣根をしっかりとっていただいて——児童クラブ、22市町とおっしゃいましたよね。ですから、まだ設置のない自治体があるわけですから、そのところをしっかりと連携をとってやっていただきたいなと思っています。大体、放課後児童クラブというのは、子供の安全な居場所を確保することに、まずその目的があるわけでありまして、教育委員会の放課後子ども教室推進事業、これは学習とかスポーツ、あるいは遊びといった、幅広く対応できる事業ではないかと、私なりに理解をするわけでありまして。したがって、将来は児童クラブというのは発展的に解消されてもいいと私は思うんですよ。小学校に入学した後は、教育委員会サイドで、放課後のいろんな子供の居場所、安全を含めて、提携じゃなく——教育長がどういう見解を持たれるかわかりませんが、東京の杉並区の和田中学校というのが、学校を学習塾に開放してやられまして、ちょっと物議を醸しておりますけれども。例えば、東京なんかの塾がいっぱいあるところで何でという疑問が起きましたよね。私もそう思います。私の住んでいる酒谷なんて塾がないんですよ。こういうところにこういう発想があるのは、私なるほどと思うんですが、もし学校が塾を活用するということになったら、宮

崎県教育委員会としてはどうコメントされますか。

○教育長(高山耕吉君) 大変難しい問題でございますけれども、今の御質問につきまして、今後十分、研究検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私は、塾は余り肯定をするほうじゃないんで、積極的に推進するつもりはありませんが、ただ、塾というふうに限らずに、学力向上、いわゆる放課後の過ごし方として、遊びもしたい、スポーツもしたい、いろんな子供がいるわけですから、学力向上対策としての放課後の過ごし方を、今までの児童クラブを活用しながらやるのも一つの案だと思うんですよ。それには、やっぱり教育委員会がしっかりと主導権を握ってやっていただくことが、うまく連携していくのかなということを申し上げて、この問題は終わりにしたいと思います。

次に、少子化対策の一つの柱でもあります医療問題、特に小児医療についてお尋ねをしてくわけです。今、策定中の医療計画を見ますと、小児医療は、現在は県北、県央、県西、県南の4医療圏にまたがっておりますが、この計画では、県北、県央、県西の3医療圏に再編されることとなっております。つまり、県南の子供が小児医療で入院治療が必要な場合は、宮崎市とか都城市へ行くこととなります。なぜ2次医療圏における小児医療が3医療圏に再編されるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 本県の小児医療につきましては、小児科医の絶対数の不足等により大変厳しい状況になっておりまして、勤務医の就労環境の改善あるいは若手医師の育成確保が不可欠となっております。こうした限られた医療資源の中で、夜間の小児救急など県民

が安心できる小児医療提供体制を構築するためには、従来の医療圏を超えた広域での体制を整備せざるを得ない状況となっております。このため、地域の医療機関や小児科医の状況等も勘案しながら、大学や県医師会、市町村の代表者などで組織する県地域医療対策協議会で協議検討を行い、3つのこども医療圏を設定したところでもあります。今後、各圏域の主要な医療機関について、拠点病院としての機能充実を図り、小児救急医療の充実を目指してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 現在は、県立日南病院において、県南の方々、小児医療における入院が可能なわけではありますが、4月からどうなるのでしょうか。病院局長、お答えください。

**○病院局長（植木英範君）** 医師の確保につきましての御質問ですが、4月以降も、現在いる小児科の医師2名が勤務をいたします。それで、今後のことについての不安があるのだろうというふうに考えますが、医師確保につきましては、私どもは従来から鋭意努力をしているところでもありますけれども、日南の小児科医につきましては、実はつい先日も九州管内の関係の大学医局に、私と病院長とで医師派遣の要請に伺ったところでもあります。今後とも、精いっぱい取り組んでまいる所存でございます。

**○高橋 透議員** 当面なのか、1年後はどうかかわからないというような、今の答弁を聞いていて、ちょっと不安に思うところではありますが、医師の絶対数が少ない、限られているということもあって、いろいろと苦労されていることはわかります。ぜひ努力いただいて、1年後も引き続き入院ができるように、よろしく願っています。

次に、特定健診についてお尋ねしていきたい

と思います。今年4月から、40歳から74歳の成人を対象に特定健康診査が始まります。特定健康診査導入の目的は、予防重視による医療費削減にあります。この目的を達成するため、受診率を向上させ、メタボリックシンドロームと判定された方にしっかりと保健指導を行うこととなっております。しかし、これまで行われてきました、本県における基本健診の受診率は、ことしの2月1日現在で38.9%となっております。国が定めた目標値、24年度に70%、市町村国保は65%ですが、非常に厳しい、ハードルの高いものと思われまます。福祉保健部長の見解を求めます。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 現在、市町村国保では、平成20年度から24年度までの5年間の受診率等を段階的に引き上げていき、最終的に目標値をクリアすべく、特定健康診査等実施計画の策定や具体的な健診実施体制の整備に、鋭意取り組んでいるところであります。おっしゃるとおり、大変高い目標ではありますが、県としましては、県民の健康維持のために、24年度における目標値が達成できるよう、市町村に対し必要な指導助言を行ってまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 議場配付資料を見ていただきたいと思うのですが、老人保健事業の基本健康診査、一番下が県の平均で38.9%、先ほど申したとおりであります。県内非常にばらつきがあるんですね。市町村名は言わなくても、5.9%という受診率の町もあるんですね。市に至っては9.5%、こういうところが一気に65とかの目標値になるかというのは、24年度が目標だとは言っても、非常に厳しいと思うんです。そして、問題なのは——問題というか心配するのは、腹囲、腹の回りで男は85センチ以上です



か、女性の場合は90センチ以上ということで、保健指導の対象としておりますが、自己判断をされる方がいらっしゃると思うんですよ。例えば私、自分で言うのはあれですが、一見スマートに見えるらしいんですが、実は私、68キロぐらいあるんですよ。最近太っちゃって70キロ近くあります。総コレステロールが少し高いんです。ですから、中身を調べてみないとわからないという方は結構いらっしゃるんですよ。そういう自己判断で受診をしない。私は問題意識を持っていますから受診しますよ。そういう方々の指導とかいろいろあると思うんです。受診率を向上させるためにどのように取り組むのか、もう一度、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 特定健康診査の受診率の向上についてでありますけれども、生活習慣病を未然に防止できるように、県民の方々が「自分の健康は自分で守る」という健康管理についての意識を強く持っていただくことが、非常に重要であると考えております。このために、住民が進んで健診を受けられるよう、テレビ、新聞等を通じた広報・PRや、市町村による地区別の事前説明会等により、制度の周知に努めているところであります。また、市町村では、巡回型の地域別集団健診や個別医療機関健診、さらには休日における健診など、従来の基本健診以上に受診しやすくなるように、きめ細かな対応を計画しているところであり、県、市町村、関係機関等が一体となって、受診率の向上に努めてまいりたいと存じます。

**○高橋 透議員** 今回の特定健診の関係で問題なのは、もう一つ、保険者へのペナルティーがありますよね。いわゆる健診の受診率、あるいは保健指導の実施率とか、メタボリックの減少率によって、後期高齢者医療制度への支援金の

加算・減額の対象となるということでございます。もともと受診率の低い国保ですから、先ほど言いましたハードルの高い目標値に達成しなきゃペナルティーを受けるわけですよ。もともと厳しい国保財政をますます悪化させるんじゃないでしょうか。そういうところを懸念しますが、福祉保健部長、その辺の見解はいかがでしょう。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 県としては、国保財政の安定的な運営を図るためにも、すべての市町村が目標値を達成して、後期高齢者支援金の加算措置を受けることのないように、引き続き県民への普及啓発など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 団塊の世代がやめていきますから、国保に加入しますよ。非正規社員はふえますから、また国保がふえます。分母は大きくなりますよね。だから、この受診率を上げるための環境は非常に悪いと思いますから、心してかかっていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、食の安全・安心についてお尋ねしていきます。私は、学校給食の食材についてお尋ねをしていくわけですが、給食の地産地消の割合は、先週の質問でありました。6割が地産地消のようですが、あとの4割はどうなっているのでしょうか。教育長、お答えください。

**○教育長(高山耕吉君)** カロリーベースで6割が本県でやっていますけれども、あとの4割につきましては、国内と国外に分かれております。国内が1割、国外が3割というふうになっております。以上です。

**○高橋 透議員** 本県の学校給食は、中国からの冷凍食品、加工食品は入っていないということで安堵したわけでありまして、ただ、よ

く調査してみますと、国外からの冷凍野菜とか、結構入っているみたいですよ。国内でとれない野菜とか、その時期にないものを学校給食に使っているようです。そして、けさの新聞にも出ていました。給食センターほど冷凍食品を使っている割合が高いという記事であります。例えば、国内でつくる加工食品についても、中身の原材料は輸入物というのがありますよね。そういう検査とか安全というのはどのように担保されるのでしょうか。どのように検査されているのでしょうか、教育長。

○教育長(高山耕吉君) 食材についてでございますが、一般家庭で利用されている食材同様、輸入時の検疫や輸入業者の自主検査に加えまして、都道府県等によりサンプリング検査が実施されているところであります。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会に対しまして、引き続き、食材納入時や調理作業中の点検、洗浄、さらには、給食前の検食を徹底いたしますなど、安全性に万全を期すように周知を図っておるところでございます。

○高橋 透議員 加工食品もいろいろあると言いました。中身が、原材料が輸入物とか、そういう残留農薬等のチェックというのは可能なのでしょうか。福祉保健部長、専門的見地からぜひ答弁ください。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 加工食品に使われる輸入原材料についてのチェックということかと思いますが、これにつきましては、まず国の検疫所におきましてサンプリング検査や、輸入業者への検査命令等により、違反食品の排除に努めております。また、検疫を通過して国内で流通しているものにつきましては、都道府県等がサンプリング検査を行い、安全性を確認しております。さらに、国内の冷凍食品等の製

造施設におきましても、自主検査等により、原材料の安全確保に努めているところでございます。

○高橋 透議員 時間が余りありませんが、検疫所が国内に31カ所あって、300人ぐらいで検査しているらしいですね。しかも1割らしいですね。過去に残留農薬の実績がないところはフリーパスと、そんな実態なんですよ。だから、いかに危険かということがわかるわけで、このことはしっかり訴えていかないとかなと私は思っています。そして、学校給食の始まり、これは何といたっても自校方式で顔の見える手づくりが始まりだったと思うんですよ。今は、食べ物は多様化していますし、今では半数が大量調理によるセンター方式です。安全と安心が担保されていた自校方式の給食は、今どんどん姿を消しつつあるんですよ。学校給食にも効率とか安上がりが導入されてきたからだと思っております。もう一遍ここを見直して、自校方式の重要性、改めて教育委員会にも検討していただきたいと思っております。時間がなくなりました。

最後に、私、道路予算のことで締めくくりたいと思うんです。1,000万円というのは端数になるということで、この前、鳥取県の前知事片山さんが新聞で書いていらっしゃいましたが、本四架橋とか東京湾アクアラインの何兆円という数字からすると端数になるんじゃないかなと思っておりますが、1,000万という金額は大金です。教育現場では大きなお金です。例えば、ここに1,000万円あれば、特別支援教育でコーディネーターが雇えますよね。あるいは、スクールバスの拡充ができます。あるいは、学校図書館の司書が雇えます。放課後児童クラブがまず設置できます。あるいは、空き交番に人が置けますよね。1,000万積み上げたら、乳幼児医療費の助

成、ひょっとしたら、国が小学生まで引き上げるかもしれません。そういうお金なんです。今、道路、ガソリンが非常に大きな話題となっていますが、一方で肝心なことが忘れられている、そういう思いがあります。喫緊の課題であります医療や介護の問題、少子化対策など、置き去りにされているような気がしてなりません。県南の小児医療がどうなるのか、不安で心配であります。決して私は必要な道路建設を否定しているわけではありません。もっと大切なこと、もっと大事な大きな議論を巻き起こしていただくようお願い申し上げます、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、35番萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕(拍手) 質問に入ります前に、知事就任以来、14カ月目に入るわけですが、最近「ミスター道路」こと「どげんかせんといかん」が全国の流行語大賞を受けたりいたしております。知事をよいしょするわけじゃありませんが、アメリカンドリームということがありますけれども、知事を拝見しておりますと、ジャパンドリームだなというふうに感じます。けさ、自宅から車で高速に乗ってきておる最中でしたけれども、ラジオで、現職の知事なのに、近々、2時間ドラマがあるそうあります。宮崎県では4月1日ごろ放映ということですが、現職知事をテレビドラマ化するのは、異例中の異例であります。それだけ全国にアピールする力を持っているというふうに思っております。

今回の知事の提案理由の説明要旨をずっと拝見しておりますと、今までの首長さんたちの提案理由説明とすると、ちょっとニュアンスが違います。小泉さんのワンフレーズではありませんけれども、何回か読み返してみましたら、8

つぐらいフレーズがありました。例えば、「ピンチをチャンスに変える」という発想、「無から有を生む」という視点、「ブームから定番へ」をモットーに、「地方あつての都市」「都市あつての地方」という「共生」の考え方、一過性から高どまりへ、「地方をどげんかせんといかん」と地方から大きな声を、本県がオンリーワンの存在感のある自治体へ、そして「県民目線による見直し・県民総力戦による実行」というふうに、非常に県民の皆さんにわかりやすい提案理由の説明要旨であります。全体的に3回ぐらい読んだのですが、感じますのは、言わんとするところは、県民総力戦のモチベーションを上げるための提案理由説明のような気がいたしております。それにしましても、この文書は原稿はだれがつくったかわかりませんが、相当知事が手を加えてつくられた提案理由説明要旨だなというふうに考えております。

まず、知事及び総務部長、商工観光労働部長、県土整備部長、教育長に、この壇上から答弁いただきたいので、まず5人の方々に御質問いたします。

知事には2問ですが、まず、先週から始まっております代表質問等で道路特定財源の話が出ております。これは読んで字のごとくでありまして、道路特定の財源ですから、知事がおっしゃることは、何も右に寄ったわけでもない、左に寄ったものでもない、宮崎県のことを思えば、真ん中に立って、いろいろと全国に発信しているわけでありまして。ただテレビですから、知事がいろんなところでお話しされたことは、ワンポイントだけをピックアップするものですから、何か延岡だけが道路が悪いような感じがしますが、議会等では、県南の日南から串間、志布志へ抜ける道路、それから都城志布

志の高規格道路、こういうところもいろいろお話しされております。これは後へ譲るとしまして、この特定財源の歳入はどの程度あるのかをまず伺いたいと思っております。

2番目に、知事の提案理由の説明において、事業仕分け委員会を初め、県民フォーラムや県民ブレイク座談会などの機会を通じていただいた県民の皆様からの意見や評価等を参考にしながら、すべての事業を見直し、予算編成をやったと。去年知事が就任してから、議会でおおよそ100人前後の議員の皆さん方が、いろんな提案をしたり、要望したり、あるいはそれぞれの委員会で、いろんなことを当局と議論を闘わせてきたわけでありまして。それらも全部含めて予算編成されたと思っておりますが、知事はその辺をどのようにとらえて予算編成されたのか、お伺いいたします。

次に、総務部長にお尋ねします。三位一体の改革における本県の影響額、平成20年度、本年度の当初予算の歳入状況について、総務部長にお伺いします。

3番目に、商工観光労働部長にお尋ねしますが、産学官連携による共同研究の支援の方法、あるいは成果についても、お尋ねいたします。

県土整備部長にお尋ねしますが、今よく県土整備部が言っております、総合評価落札方式における地域社会の貢献度の評価について、お尋ねをいたします。

それから教育長に、私は古い人間ですから申すわけではありませんけれども、学校の教育というのは、教育の原点は、やっぱり読み書きそろばんだと思っております。その証拠と言ってはなんですが、今、アメリカや欧州で、研究スタッフのほとんどの人材が——いろいろなところから出ているのでしょけれども——一番

トップはインドであり、マレーシアだそうです。インド、マレーシアというのは——インドなどもそろばん初めいわゆる掛け算九九といえますけれども、インドなんかの場合は2けたのそういうのも暗記して覚えているそうです。インドとマレーシアは非常に理数に強い人材を輩出されておまして、今、世界のトップグループにおると言われております。そういう意味で、先般、テレビや新聞等でも出ましたけれども、子供たちにそろばんの時間をたくさんとると非常に集中力が高まる。集中力が高まるから、ほかの教科にも、あるいはスポーツにも非常に大きな影響が出てきている。同時に、そろばんをやっておりますと、だれだれ君よりも早く手を挙げよう、そういう競争意識の醸成にも非常に役立っているということでありまして。そろばん教育の現状と効果について見解を伺います。

後は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

当初予算のうち、道路特定財源を歳入財源とするものについてであります。平成20年度当初予算において、道路特定財源が歳入財源となっているものは、県税では自動車取得税及び軽油引取税、地方譲与税では地方道路譲与税及び石油ガス譲与税、それと地方道路交付金であります。これら県税等のうち、暫定税率等を原資とするものは、県税が約60億200万円、地方譲与税が約4億1,400万円、地方道路交付金が約53億8,400万円となっており、合計で約118億円となっております。

続きまして、当初予算編成に当たっての県議会や各地域からの意見についてであります。平成20年度の当初予算の編成に当たっての基本的

な考え方の一つとして、県民目線による見直しや県民総力戦による実行を掲げておりますが、これは、県議会はもとよりであります。市町村や各地域、団体等の方々からの要望・陳情を初め、県民の意見、評価等を参考にしながら、すべての事業について県民目線で見直し、事業を再構築しようとしたものでございます。このようなさまざまな御意見等も参考にさせていただきながら、20年度当初予算の編成では、一般財源ベースで76億円の事務事業の見直しを図ったところであります。これまでも申し上げておりますとおりに、宮崎をよくしたい、県民の皆様のために尽くしたいという思いや方向性は、県議会の皆様方と同じであると考えておりますので、皆様方と真剣に、また率直に議論させていただきながら、その御意見等も十分踏まえ、また県民の皆様からの御意見等にも真摯に耳を傾け、今後の宮崎県づくりのための取り組みを、県民総力戦で実施してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

三位一体の改革の本県への影響額と平成20年度当初予算における歳入の状況についてであります。まず、三位一体の改革につきましては、平成16年度から18年度までの3年間で、国庫補助負担金が約279億円の削減となる一方で、税源移譲による増収は約180億円にとどまり、差し引きで99億円のマイナスとなったところであります。また、この税源移譲に伴う財政力の格差につきましても、本来、地方交付税で調整されることになっておりますが、地方交付税総額がこの間、約5兆1,000億円削減されたことによりまして、本県においては、地方交付税が約348億円削減されたところであります。この結果、両者

を合わせた447億円の減額分に、この間の県税の増収約95億円を加えましても、全体として約352億円のマイナスとなり、大変厳しい状況になったわけでございます。

次に、平成20年度当初予算の歳入の状況につきましては、平成19年度の地方財政対策により、歳入が約95億円の減額となっていることに加えまして、20年度の税込等が49億円も減額となるなど、非常に厳しい状況となったところであります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

産学官共同研究に対する支援についてであります。産学官共同研究は、県内企業が大学や県立試験研究機関のすぐれた研究成果などを活用しまして、付加価値の高い新製品の開発につなげていく取り組みであり、産業振興を図る上で大変重要であります。このため、県におきましては、バイオやITなどの分野で共同研究を支援するとともに、例えば、飫肥杉からとれる精油で防虫剤を開発する取り組みなど、国の事業を活用した大型プロジェクトを支援しているところであります。産学官共同研究の成果といたしましては、工業技術センターが開発いたしましたSPG技術により、電子機器用ハンダ製造工場の誘致が実現しております。また、県内外の企業や大学が参加する「地域結集型共同研究事業」におきましては、36件の特許を出願しており、今回御提案しております「食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクト」におきまして、これまでの研究成果を事業化につなげていきたいと考えております。今後とも、県産業支援財団など関係機関と十分に連携しながら、新産業の創出に向けて、産学官共同研究を積極的に推進してまいりたいと考えておりま

す。以上でございます。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

総合評価落札方式についてでございます。地域の建設業者は、災害応急対策に大変重要な役割を果たしていると認識しておりまして、県民の安全や安心を確保するには、地域に優秀な建設業者が継続的に存在することが必要不可欠であると考えております。このため、総合評価落札方式の評価におきましては、企業の地域社会貢献として、地域内における営業所等の有無、災害時の地域貢献や地域でのボランティア活動などを評価項目に設定しておりますが、これらに加え、大規模災害時の協定を締結しております建設関連団体加盟の企業には加点をしているところでございます。総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進や地域の建設業者の育成につながってまいりますので、今後、適用件数の大幅な拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○**教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

そろばん教育の現状と効果についてであります。現在、すべての小学校で3年生の算数の時間に、そろばんによる数のあらし方の理解や、そろばんを用いた簡単な足し算、引き算ができるよう指導をいたしております。今回示されました新学習指導要領案では、3年生に加えて、4年生でも学習することとなっております。また、商業高校などでは、珠算部として活動している学校もございます。そろばんは、古くから我が国で用いられてきた、計算のための便利な道具でありまして、そろばんの学習には、そろばんによる計算の仕組みや十進法の位取りの仕組みを理解するだけでなく、計算のお

もしろさを味わわせたり、集中力を培ったりすることができるという効果もあると考えております。以上です。〔降壇〕

○**萩原耕三議員** さっき総務部長が三位一体改革の本県への影響額、あるいは道路財源等について——いろいろ資料をいただいたんですが、平成18年度のベースで、道路予算が全体で714億円ぐらいかかっております。714億円のうちの借入金の返済が267億円、だから、全体の道路予算のうち40%弱。維持修繕費が64億円ですから、どうしても最低限必要なお金が714億円のうち331億円、相当の額であります。道路の直轄負担が63億円、道路建設費が320億円。道路建設費というのは、国県道並びに市町村道の補助等も含まれますから、仮にこの道路特定財源がなくなった場合は、道路だけの問題ではない。結局、財源がなくなってしまうと、新たに道路をつくろうとか何かというと、自主財源がないと国の国庫補助がつかない。ましてや、教育とか福祉の分野まで食いつぶしてでもやらなきゃならない。いわゆる俗に言う格差がますます広がってしまうわけでありまして。先般、井本議員が自民党の代表質問でもお話しされました。長年、いつか宮崎県にも道路が来るだろうと思ってお金を払っておった。頼母子講ではありませんけれども。10人でやったけれども、8人までは道路つくってくれたけど、9人、10人はもうなしよじゃ、お話にならぬわけでありまして。だから、その辺のところも、ただ道路特定財源がなくなると、道路をちょっと辛抱すればいいじゃないかという論議じゃないと私は思います。あらゆる予算に影響が来る。その面をひとつ、もうちょっと強調して、知事はいろんなテレビに出ていますから、そういう意味で、ますます地域間格差が広がるということを訴えてい

ただきたいと思っております。

そこで、知事は、今回の予算編成に当たって3つの重点項目を挙げております。この3つの重点施策への知事の——少ない予算ですけれども——思い入れを聞かせていただきたいと存じます。

**○知事（東国原英夫君）** 就任以来、宮崎県内をずっとくまなく回ってきまして、県民の皆様の大変な声をちょうだいしたところでございます。その中で、本県は中山間地域、森林部が多い県でございますので、中山間地域の問題というのは非常に深刻な問題かなととらえました。国土を守るというか県土を守る、中山間地域、農村地域、この森林地帯を守るというのが、環境の問題も含めて非常に重要なことだと思っております。山を育てるというのは、50年後、100年後を見据えた非常に長期のビジョンで考えなければいけないことですので、私は、これを第1番目に持ってくることにしました。次は、未来をはぐくむ、未来を育てる、未来を支える人材というか、子供たちのことですね。子供を生み育てていく環境というものを充実させていくことが、ひいては国力を維持することにつながるんじゃないかと思っております。そういった面でも子育て、あるいは子供を生み育てていくという、この周りの環境を充実させることが第2番目かなとは、私は思いました。3番目に、官製談合を踏まえて、入札契約改革をさせていただいたので、それに対する地元の建設業界、土木業界の方たちが非常に疲弊しているという現状があります。御案内のとおり、地元の建設業、土木業の方たちというのは、災害時あるいは農村地域の雇用の受け皿にもなっておりますので、重要な産業だとは認識しております。こういう方たちをどうやってフォローアップして

いくのかということが、3番目に私の——これだけではないんですけれども、ほかに重要な施策がたくさんありますが、特に重要施策として、この3つを挙げさせていただいたところでございます。

**○萩原耕三議員** 私は、公の果たす役割とは何なのだろうか、こうかねがね思っております。公がやらなきゃいけないのは道路、学校、小中学校、義務教育ですね。それから、医療・福祉あるいは年金、許認可、あるいは市町村の役所等においては、印鑑証明、戸籍抄本、そういう個人情報にかかわる問題、憲法12条から14条を見てもみますと、国民は皆ひとしく扱われなければいけないのです。国民ということは、地域もひとしく、そういう土壌にまで持っていくのが公の務めだと思っております。それでは道路というのは何か。先日も知事が、だれかの代表質問にお答えされておったようですが、やっぱり人間が生活する上で、人類始まってから道路というのはずっと一番、人間の体でいえば動脈ですよね。動脈であり静脈だと思うんです。物だけ運ぶんじゃないんです。物も金も人も文化も運べば、医療も教育もあらゆる面のつながりの完全な動脈であります。例えば、教育とか医療の分野でしたら、民間でもそれなりにやれば採算が合うよという部分は、私立とか、私学もありますね。あるいは、医療だったらドクターが病院をつくったりします。それに、県立病院の黒字化もいろいろたわれておりますけれども、やっぱり県民の命を預かるというところでは、利益の追求も大事だけれども、県として県民を守るという意味で、そういうところも重点に置かなきゃならない。私は、それが公の果たす役割だと思っております。知事が、道路に対して、公の果たす役割とはどういうふうな観点で

持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 人類とか社会の発展というのは、何に大きく支えられてきたかという、これは移動だと私は思います。人、物、金、物流だと思います。一つはそれを下支えたのが道路でありまして、人類の生活の基盤となるものであると考えております。道路なくしては人々の営みということ、あるいは活性化・活発化というものはなかったのではないかと考えております。そのようなことから、道路というのは、国民が生活を支える上でひとしくその恩恵を享受でき得るもの、あるいは享受することが大原則であると考えております。採算性とか費用対効果だけではなく、さまざまな整備効果とか地域生活の実態に基づく状況にも配慮して、国や地方公共団体が責任を持って整備するもの、環境を整えるものだと考えております。

**○萩原耕三議員** 「不易と流行」という言葉を皆さん御存じだと思いますけれども、変えていいものと変えてならないものというのはあると、私は思うのです。人類が生きていく上で公の果たす役割というのは何もかにも、ここ数年見ていると、すべてとは言いませんけれども、費用対効果、費用対効果ばかり言う。それは確かに財政が厳しいから、それも言わなきゃいけないだろうけれども、公の果たす役割というのはその観点よりももっと大事なことがあると考えております。そういう意味で、知事が今度予算を編成するに当たって、頭の中でそういう不易と流行ということも考えたのかどうか、知事のお考えを伺いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** 議員のおっしゃるのは、恐らく公という概念が官という意味だとい

うようなとらえ方をし、お答えさせていただきます。私は、公という概念も時代とともに変わってきていると思うのですが、最近、新しい公に対する考え方というのが台頭しておりますけれども、恐らく議員のおっしゃるのは、この不易ということで、不断の、昔から不変の公の概念ということだと思います。それに視点を合わせて答えさせていただきますれば、人々が、住民が——県民、国民も含めて——安心して暮らせる、幸せを実感できる地域社会を実現していくということ、その責務、公の福祉という言い方をしますけれども、県民福祉の向上というものが、公が果たす役割であり、不易であるということだと思っております。その中で流れていくもの、流行していくもの、変わっていくものと公、不変のものというものは、やはり意識をして、公が果たす概念とか役割とか、そういったものには十分私なりに留意をしているつもりでおります。

**○萩原耕三議員** ぜひそういう気持ちを十分持ちながら、今後また知事の職を務めていただきたいと思います。

ちょっと今度はワンランクレベルを落としてといいますか……。道路の問題で、よく県北の話になるのですが、先ほど私申し上げましたように、ちょっと我田引水じゃありませんが、都城志布志の高規格道路についてお尋ねしてみたいと存じます。宮崎県は畜産の基地と言われております。牛、豚、鶏のえさ、配合飼料というのは、95～96%以上、外国に原料を依存しております。その飼料工場の一番大きな基地は、門司と志布志港であります。その両方から、ほとんどの飼料が各畜産農家に配られております。都城志布志は、高規格道路は今、鹿児島のは相当進んでおりますが、これが完成します



と、25分か30分で都城のインターチェンジに着きます。この車が大きいんですよ。12トン、20トンの大型車なんです。これが通常の今の県道だとか市町村道を走ると、交通事故も心配なものですから、夜中に移動いたしております。その人たちに伺いますと、早くこの道路が完成すると——志布志港は皆さん御存じのとおり、石油の備蓄から何からすべて、国の重要港湾で、いわゆるC I Qも全部そろっております。そういう意味で、ぜひこの道路も急いでいただきたいと思いますが、整備の必要性について知事にお尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 都城志布志道路というのは、都城インターチェンジと志布志港とを直結することで、高速道路と一体となって、地域間の連携とか交流を強化する役割を担う地域高規格道路であり、重要な路線であると認識しております。本道路の開通によりまして、交通拠点の連絡が強化され、また南九州の物流効率化や都城北諸圏域を中心とした地域の自立と活力の強化が進むとともに、都城市内の渋滞緩和が図られると思っております。このため、県といたしましては、国や鹿児島県と連携しながら、早期完成を目指して整備に取り組んでいるところでございます。東九州自動車道につきましては、九州横断自動車道延岡線とともに、九州における循環型高速交通ネットワークを形成する重要な路線であり、地域の活性化はもとより、救急医療や災害時の緊急輸送道路として重要な役割を担っております。東九州自動車道の日南—志布志間につきましては、道路整備の中期計画素案の中で、整備の必要性等が示されております。県といたしましては、道路特定財源の暫定税率を維持し、一日でも早く整備に着手できるように、全力で取り組んでまいりたいと

思っております。

**○萩原耕三議員** 名前が都城と出てくると、地域のことを言っているように聞こえたらまずいのですけれども、これは宮崎県の畜産には非常に大きな影響を持つ道路でありますので、ひとつ十分配慮していただきたいと存じます。

次に、知事にお尋ねしますが、本年度は各部局長に「部局マニフェスト」を提出させたようであります。その評価と検証はどうなっているのか。そして同時に、新年度は部局長にまたマニフェストを提出させるのか、その辺はどう考えていらっしゃるのかお尋ねします。

**○知事（東国原英夫君）** 各部局長に目標を設定させる「部局マニフェスト」は、「新みやぎ創造計画」に基づく施策・事業を着実に推進し、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを進めていくため、各部門を統括する部局長がマネジメント意識を強く持って組織運営に取り組むことを目的としております。本年度のマニフェストにつきましては、各部局長がそれぞれ目標達成に向けて責任を持って進行管理に努めているところであり、年度末にその達成状況の検証を行い、その後、私に提出されることとなっております。この取り組みによりまして、部局全体で目標を共有して職務に励むことにより、組織としての力が高められるとともに、成果重視の行政運営にも寄与することと考えております。新年度におきましても、引き続きこの取り組みを実施してまいります。新年度は、県民起点の政策立案等を図るための「県民政策部」の新設など、部の再編を行うこととしておりますので、各部局長には、所管部局の担うべき使命をきちんと押さえてもらった上で、私にマニフェストを提出していただくことになっております。

○萩原耕三議員 次に、県土整備部長にお尋ねします。先ほど総合評価のほうをお尋ねいたしました。総合評価落札方式の加算点における地域社会貢献度の配点割合はどのようになるのか。また、今後高めるつもりがあるかどうかお尋ねします。

○県土整備部長（野口宏一君） 総合評価落札方式についてのお尋ねでございますけれども、この方式におきましては、工事内容の規模や難易度によりまして、標準型、簡易型、簡易のⅡ型、特別簡易型等幾つかに区分をさせていただいております。これらの型式の加算点における地域社会貢献度の配点割合は、標準型と簡易型がおおむね10%、簡易のⅡ型が20%、特別簡易型が30%となっております。一般的な道路工事ですとか河川工事を対象といたします簡易のⅡ型、あるいは特別簡易型につきましては、その配点割合を大きくしているところでございます。なお、今年度の検証結果や関係団体からの意見も踏まえまして、地域社会貢献度の配点を引き上げる方向で、現在検討を行っているところでございます。

○萩原耕三議員 それと、ことし前半からずっと話題になっております予定価格の公表のあり方、これも部のほうで相当議論されておると思いますが、私が考えるのは、予定価格が前もって出るから、いわゆる積算ソフトなどというのが出回って、非常に低率でやった。あるいは、最低制限価格を上げたけれども、それに集中してくる。結局は、この予定価格というのをいろいろ委員会でもやりましたけれども、積算能力のない方々も非常に多いから、前もって予定価格を公表しておるといふ趣旨の考え方のようです。そうであれば、これを、例えば2,000万以上とか3,000万以上の工事については予定価格を発

表しない。C・Dクラスの受注するような仕事、2,000万か1,000万かわかりませんが、そこには予定価格を公表する、そういう方法もあるかと思いますが、予定価格のあり方についてお尋ねいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 現在、予定価格につきましては、本県を初め29の都道府県が、事前漏えいや入札不調による工期のおくれ等を防止する観点から事前公表としておりますが、事前公表を行うことにより、入札参加業者の見積もり努力を損なわせるという御意見もございます。本県におきましては、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大等による落札率の急激な低下等も踏まえまして、昨年10月に、建設産業の健全な発展を図り、良質な社会資本の整備を進める観点から、最低制限価格の引き上げを行ったところであります。予定価格の公表時期につきましては、これら入札・契約制度改革の全般の検証、さらに情報漏えい防止の徹底等を図った上で、その必要性について十分な検討を行っていきたいと考えております。

○萩原耕三議員 秘密漏えいがないように徹底してやるといっても、人間、私を含めて何度も過ちを犯すものですよ。ですから、その辺を考えて、やっぱり予定価格の発表については早目に対応していただきたいなど。といいますのは、伺いますと、ある積算ソフトは180万前後するそうです。これが、特AとかAクラス、Bの上のほう、積算ソフトを購入して、今いろいろやっているそうであります。ぜひその辺も考えていただきたいと思っております。

それから続けて、最低制限価格の引き上げの根拠と、最低制限価格の決定はだれがしているのか、ひとつまとめて御答弁いただきたいと思っております。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 最低制限価格の引き上げについてでございますけれども、この検討に当たりましては、落札率の状況等も踏まえ、昨年の7月、施工業者を対象にしてコスト調査を実施いたしました。その結果、落札率が低い工事ほど赤字の割合が高くなり、さらに工事成績の低い工事の割合も高くなる傾向にあることから、工事の品質確保ですとか、健全かつ継続的な企業経営に支障が生じることが懸念されたわけでありまして。このことから、昨年10月に最低制限価格を引き上げさせていただきました。

また、最低制限価格はだれが設定しているのかという御質問でございますけれども、設計金額が8,000万円以上の工事につきましては、本庁の事業担当課長が、また設計金額が8,000万円未満の工事につきましては、出先機関の長が、工事に最低限必要と考えられる建設資材や労務費、諸経費等を個別工事ごとに積算して設定しているところでございます。

○**萩原耕三議員** 私が言うまでもなく、部長はよく御存じだと思いますが、建設関連産業というのは受注産業なんですよ。いろいろ調べてみますと、宮崎県の建設関連産業は、6・4で6割が公、4割が民間の仕事を請け負っているそうです。ところが、これが土木になると、圧倒的に官の受注なんです。ほかの産業と違って——ほかの産業は、何か品物をつくったりして、それを宣伝して回って商売する、商いをすればいいんですけれども——建設産業は、受注して初めて、今度は技術という、品物ができ上がらないと評価されないという、非常に難しい産業であります。その辺も十分考えてやっていただきたいと思っております。そのせいなのか、国の事業費が減ったせいかわかりませんが、建設業

関係の協会の脱退者が非常にふえているということでもあります。その実態は把握されていらっしゃいますか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 建設業者ですとか建設資材業者の団体で構成されております宮崎県建設産業団体連合会の主要構成団体である宮崎県建設業協会の会員数は、平成18年4月の794社から、平成20年2月の708社と約11%減少しているところでございます。また、その他の団体におきましても、会員数は減少傾向にあると聞いております。

○**萩原耕三議員** それは全体のパイが減ってきたわけですから、やむを得ないと言えはやむを得ないけれども、もうちょっとソフトランディングできるような方法を考えていかなきゃいけないのじゃないかなと考えます。ところで部長、建設業の今後の廃業、倒産あるいは失業者がどの程度になるか、どの程度を見込んでいらっしゃるかお尋ねします。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 平成19年でございまして、建設業者の倒産件数は55件でございまして、平成18年の2倍強となっております。また、それらの企業に常用雇用されておりました従業者数は620人となっております。また、建設業の廃業届の提出数は、平成19年度は2月末までに105件となっておりますが、一方、新規の許可は、それを上回ります126件となっております。建設投資の伸び悩みや一般競争入札拡大による競争性の高まりを考えますと、今後も建設業界の再編等が進むことが想定されますが、業者数につきましては、基本的には公共投資や民間投資の増減などの需要と供給の関係や、企業みずからの経営判断等により決まるものでありますから、あらかじめ廃業数等を予測することは困難と考えております。

○萩原耕三議員 今の状態でしたら、建設関連産業の団体が非常に危惧されております。団体として運営できるかどうか。これまでは、こういう団体の皆さんは、災害や口蹄疫、鳥インフルエンザなどの対策に非常に協力をしてきました。もちろんお願いするときには、建設業界あるいは板金協会だとか、それぞれの団体の長に言えば、ぱっと手配もしてくれたし、やっております。最近、協会に人が集まらない。結局、入っても何のプラスにもならないという意向の脱会者が、相当ふえていくんじゃないかなと思っております。私は、組織が弱体化すると、いろんな災害等があったときに——今、いろいろ契約を結んでおりますね——協力関係などを締結しておりますが、それが絵そらごとになってしまうんじゃないかなと。団体のこれからの育成について、部長の見解を伺います。

○県土整備部長(野口宏一君) 建設産業団体は、それぞれの設立趣旨に基づきまして、構成する会員総意のもと運営されておりますけれども、県では、これらの団体等と「災害時における応急対策業務等に関する基本協定」等を締結しており、災害等が発生しました際には、被害情報の収集ですとか、公共施設等の機能確保のための緊急復旧作業等をお願いすることとなっております。この協定に基づき、災害の発生が予想されるときには待機をお願いするほか、一たん被災すると、夜間であっても作業に当たってもらうなど、建設業の方々には格段の御協力をいただいているところでございます。このため県では、災害時の応急作業受託者でございませすとか、道路パトロール受託業者について、その貢献に配意し、入札参加資格審査において加点を行っているほか、平成20年度に拡充を予定しております総合評価方式においても、このよ

うな地域貢献を積極的に評価する方向で検討しております。このように、個別の企業の地域貢献を積極的に評価していくことに加えまして、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりを進めていくことが、ひいては建設産業団体等の育成にもつながっていくものと考えております。

○萩原耕三議員 これは難しい問題で、細かいことは委員会でやろうと思うのですけれども…。地域貢献度というのは、どういう採点をするかという、私、全部書類を見ましたけれどもね。例えば、私が建設会社をしております。自分の家の前の川が大はんらんしたと。各市町村が真っ先に把握しておりますから、市のほうから建設業界に連絡が行きます。「まことに済みません。夜中だけでも、ひとつ従業員の皆さん出していただいて、何とか災害をとめてもらえませんか」と。そうすると、その協会の会長は、川の災害のところに一番近い建設会社はどこかと。そうしたら——丸山議員に例えます——丸山建設だと。丸山建設の社長をたたき起こせと起こして、「あんたのところに従業員が40人おるか。とにかく大至急応援してくれんか」と。言うならば命がけの災害復旧だそうであります。そうすると、それから今度は何十分かして、今度はBという建設会社が応援に来た。30分ぐらいして。Cという建設会社は、ほとんど災害工事の終わったところでやってきた。しかし、3社とも地域貢献度はあるわけですよ。その評価をどういうふうにして持っていくのか。

と同時に、今までは川に一番近い——先ほど丸山議員のことを丸山建設と言いましたが、あそこを一生懸命やったのは丸山建設だから、あそこを中心にして工事をしてもらおうじゃない

かということで、協会でバランスをとりながら、ついでだけれども、上のほうも、もうからん仕事もあるけれども、あの仕事もしてくれんかと。いわゆる今で言う不落です。談合というのは物、金をやるから談合になるんですよ。みんなが共存共栄するのは談合じゃないんです。値段をいろいろ調整するのは談合だけれども、お互いが共存共栄するのは談合じゃないんです。それを勘違いしちよりやせんかと私は思っております。そういう建設業者の本当の生の声は、「どっちみち一生懸命しても、最終的には入札で地域貢献度も大きなウエートを占めないのだから、もうあんまり協力せんがましよ」というような風潮が非常に多いということです。その辺のことを、部長、どうお考えですか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 総合評価方式につきましては、来年度より件数を拡充していきますとともに、現在、評価項目について検討中でございます。今、議員からお話がありました地域の貢献度につきましても、適切に評価できるよう、検討を行わせていただきたいと思います。思っております。

**○萩原耕三議員** 時間がありませんから次に行きます。商工観光労働部長、今回の建設産業の金融支援貸付制度の上限が1,250万円でございます。私が非常に心配しておるのは、これが絵にかいたもちにならなきゃいいがなということです。例えばどういうことかといいますと、私も自民党の建設部会が横須賀市、あそこは一般競争入札に一番最初に入ったところです。あそこの協会の会長・副会長の話を聞きますと、金融機関に、重機を買いたい、土地も買いたい、どうしても3,000万要ると申し込んだ。もちろん申し込むんですから、事業計画をつくらなきゃいけない。事業計画をつくるということは、売

り上げが何ぼで返済は毎月このぐらいずつですよというのが事業計画です。ところが、銀行に行ったら、「社長、この売り上げは確実に取れるんですか」「いや、それは入札してみなきゃわからないんですよ」「それでは返済計画が100%用をなさないんじゃないですか」ということで、金融機関はお金を貸してくれなかったというわけです。まだ横須賀の場合は、6・4から7・3で民間が多いんです。横浜市だとか東京とか大都會がありますから。だけど宮崎県は、先ほど言いましたように逆転なんですよ。ですから、そうなると、保証協会、金融機関に1,250万円いっぱい借りようということで事業計画をつくる、売り上げを上げる。しかし、金融機関から、「そんなに売り上げは大丈夫なんですか」と聞かれたら、「いや、競争入札ですからやってみなきゃわからんのですよね」と。そうしたら、貸すほうは、「それは保証協会に上げてみましょう」と。保証協会に上げると、保証協会は「金融機関がオーケーと言えいいんですけど」と。金融機関と保証協会がキャッチボールする危険性があるんです。その辺はどういうふうな細かい心配りをするのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 厳しい経営環境にあります建設産業等につきましては、単なる金融だけの対応ではなくて、その前提となります経営改善計画策定など、中長期的な観点からの支援が必要となります。それで、昨年度から建設産業等経営支援事業等を行っておるわけでございます。今回新たに設けます建設産業等支援貸付は、建設産業等経営支援事業に基づいて設置されました経営支援チームによる専門的な助言などを受けていることを前提に、金融支援をするわけでありまして。この金融の制度

自体が、一つは貸付利率の設定に当たって、まず金融機関の所定の金利としていること。それから、信用保証協会の保証に対しましては、県が損失補償すること。そういったことで、関係機関が適切な責務を負いながら融資や保証をするということにしておりますので、そういった形で融資が運営できるものというふうに考えております。

**○萩原耕三議員** 部長、建設業の皆さんに経営指導とかいろいろされるのは、大体、商工会議所か商工会なんですよ。ところが、商工会議所に入っているところもあれば入っていないところもあるんです。建設業ですから、商店じゃありませんから。そういうところもありますから、経営指導を受けていることを前提にとか、そういうのには私は非常に違和感を感じるんです。実際、幾つか事例がありますけれども、銀行は「保証協会がオーケーと言えば出せるんですけどね」、保証協会に行けば、「銀行の窓口がオーケーすれば出せるんですけどね」と、キャッチボールするんですよ。今私が言ったように、ずばり言ってくれればいいんですよ。ところが、ずばり言わないんです。何となく受け取る感じで、それじゃ、銀行の支店長なり担当者をもう一回説得に行こうと。行くと、もやもやもやとして、結局結論は、保証協会がうんと言えば貸してくれるんか、保証協会に行くともた同じようなことになる。そういうことになる危険性がありますので、これは十分に配慮して運用していただきたい。そのために金利も上がっておりますけれども、結局これの融資期間及び据置期間はどの程度設定されているか、お尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 融資期間は7年以内、そのうち1年以内を据置期間とい

たしております。

**○萩原耕三議員** ぜひ、絵にかいたもちにならないように、ひとつ全力でもって、建設関連産業の皆さんが本当に困って借り入れに行ったときに対応できるようにしていただきたいと存じます。

次に、教育長にお尋ねいたします。いつもしつこいみたいで……。「知・徳・体じゃないんじゃないですか。徳が先じゃありませんか。高鍋の中学校は徳育が先で、徳育・知育・体育と書いてありますよ」と、萩原が言ったから、それじゃ変えるかというようなものじゃないでしょうけれども。なぜそう言うかといいますと、私はこの前、自民党の勉強会でも、警察のほうで——今の殺人事件の40%は身内だそうです。家族、親族にかかわる殺人事件が40%だそうであります。知育・徳育・体育と知を優先する、どうしてもそれは——この前も教育長といろいろ話していたら、三位一体なんですよ——三位一体の言葉がはやるんですが——ということですけども、順番というのはどうしても目に入ってくるんですね。ですから、知育がどうしても優先する。私は、徳というのは、よく一般論として何か戦前の道徳教育のイメージが強い。私はそうじゃないと思うのですね。「西のバイブル・東の論語」と言われますけれども、日本では武士道精神、新渡戸稲造という方が書いた武士道精神で、ルーズベルト大統領は非常に感銘深く感じたという、日本の武士道精神はいいということなんですが……。そういうところ、結局、知・徳・体で言えば徳になるところですけども……。教育長は今度、任期いっぱいなのですが、随契されるかわかりませんが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいなと思っております。

○教育長（高山耕吉君） 徳を優先する教育についてであります、どのような時代にありましても、子供たちに人間としてのあり方を考えさせる徳の教育をしっかりと行うことは、極めて大切なことであると考えております。このため現在、学校におきましては、子供たちに、ボランティア活動や自然体験活動、さらには職場体験活動など、人格を磨く機会を設けながら、自分を見詰め直させるとともに、思いやりの心や道理を重んじる心、社会規範や礼儀を重んじる心、善悪を見きわめる心など、鋭意その醸成に努めているところであります。これからも、議員からお話のありました徳育も非常に大事でございますので、徳育も、また体育も知育も、それぞれを大切にはぐくみながら、調和のとれた健やかな子供たちの育成に、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 なかなか難しい話なんですよ。ただ、私が思いますのは、この徳育というのを、教育長は、前回質問のときには心のノートの話もされました。心のノートというのは、徳育の中の一環だと思います。私は、知がもちろん大事だということはわかっていますよ。だけれども、知を伸ばすために徳の勉強をします。心のノート、ずっと低学年からありましたけれども、心の持ちよう一つなんですよ。だから、そういう宮崎県——昔から、人を育てるのは百年の大計と言いますが、宮崎県人はすばらしいよ、宮崎県人を採用すると実にすばらしいよというようなことをするには、百年ぐらいの大計でやっていかなきゃいけないんじゃないかなと。心のノートだとか、おざなりでやって——かくいう私も、欠陥だらけの男ですよ、生身の人間ですから。だけれども、私はそれをこういうところで言うことで、少しでも

自分を磨こうと、自分に負荷しているわけですよ。そうじゃないかと思うのですよね。ですから私は、そういう意味で、心のノートを含めて、もう少し1万何千人の先生たちにそういう教育をするというのはなかなか——今、高校とか大学でそういう教育をされているかどうかわかりませんが、教師になった時点で、そういう指導も必要じゃないかなと思っております。教育長、ぼつぼつ引退の時期になるらしいんですが、徳育という部分を、後に続く先生方に、学校の若い先生たちにどうして伝えていか、その辺もし考え方があったら、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（高山耕吉君） 先ほどもお話をしましたとおり、徳育は大変重要なものがございます。今回、学習指導要領も改訂されまして、道徳教育の充実ということになっておりますので、そういったことも含めまして、しっかりと学習指導要領の周知徹底等も図りながら、徳育の大切さを伝えてまいりたいと考えております。以上です。

○萩原耕三議員 いろいろ申し上げましたけれども、徳のない者が徳の話をするのはいかななものかと思うのですよ。だけれども、私、今66歳です。私のおやじがいつも言っていましたけれども、「学びの道遠く奥深し 己の師学びの友なり」、学ぶ心があれば、遊ぶ中でも学ぶことはたくさんある。それはいろんな所産もあるでしょう。学ぶ相手の人格から学ぶこともたくさんあるでしょう。私のおやじがいつも口ぐせでした、「学びの道遠く奥深し 己の師学びの友なり」。ぜひ徳を重用できるような教育のほうに向けていただければありがたいと思っております。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、ここで休憩をいたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時0分開議

○中村幸一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、24番宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) それでは、一般質問をさせていただきます。宮原義久でございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきました。今回、代表質問、一般質問を通して、ちょっと部長さんたちが元気がないのかなというのを感じておりますので、食事の後で眠いかとは思いますが、元気を出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

これまでの代表質問や午前中の一般質問とも重複する点も多いかとは思いますが、私なりに質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。まず初めに、知事の政治姿勢について質問をさせていただきます。

現在、知事が、宮崎県のPR、または地方の声を中央に届けるとして、地方の代表者として全国的にも脚光を浴び、その中心として活動いただいておりますことには、感謝するものがあります。以前は、宮崎県と宮城県とを多くの国民が勘違いすることもあったわけですが、知事のPR効果によりまして、現在は、宮城県よりも宮崎県のほうが有名になっているのではないかと思います。また、知事は、地方分権改革をテーマに掲げた超党派の「せんたく議員連合」

も立ち上げられ、その中心的役割も担っておられます。宮崎県のように、高速道路網を初めとする各種インフラ整備のおくれや高齢化問題、医療問題など、一県では解決できないものが多いわけでありまして、そうしたさまざまな問題解決のためにも、知事の活動が実を結ぶことを望むものであります。

そこでまず、毎週末になりますと、宮崎県のPRや各種公務として上京されております。週末にはほとんど宮崎県内にいらっしゃらない状況のようにも感じます。知事の行動は全国民の注目の的となっており、今や内閣総理大臣よりも有名になっていると言ってもおかしくない状況であります。知事のこれまでの発言の中で、「ふるさと宮崎のために骨を埋める覚悟」ということを何回も聞かされました。ただ、首長の任期を制限する動きもありますので、3期12年ということになりそうな感じもしますが、多くの県民から、「知事は中央政界に行きたいのではないか」との声を聞きます。「宮崎のために骨を埋める」と言っている知事でありますから、早々に中央政界への転身は考えておられないとは思いますが、知事にお伺いをし、後は自席で質問をさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えします。

御希望の趣旨に合うかどうかわかりませんが、地方の活性化というのは、地方と国が力を合わせて、車の両輪となってやっていかなければならないと認識しております。私が知事を志した理由といたしましては、地方の立場で尽力したいという気持ちからでございました。今後とも、「地方の活性化」という知事を志した初心を忘れず、与えられた任期の一日一日を、県



民の皆様との約束を果たすために誠心誠意尽力してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**○宮原義久議員** ありがとうございます。十分わかるわけなんですけど、心配を——たくさんの方から、「今の人気のあるうちに中央に行かれたほうがいいんじゃないか」とか、いろんな話も聞くものですから、とりあえずこの質問をさせていただいたところでありまして。せっかくここまで宮崎を引っ張っていただいていることには感謝もいたしますし、途中で知事がいなくなるほうが、今の宮崎県には大きなマイナスになるのかなと思いますので、中心になって引っ張っていただきたいなと思って質問させていただいたところでありまして。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、引き続き知事の政治姿勢という点で質問させていただきます。ことしの正月番組等で、「ことしはテレビへの出演を多少は控えさせていただき、仕事に専念したい」という発言もされておりましたが、現在、多少控えておられる状況なのでしょうか。PRのためには、さらに積極的に出演されることも宮崎の売り込みになるわけでありまして、今後のテレビ出演についての知事の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

**○知事（東国原英夫君）** メディアを通じて全国にPRするとか、地方の声を中央あるいは全国に届けていくというのは、非常に重要なツールかなと思うんですけども……。テレビの露出をちょっと控えさせていただこうというような気持ちでもおったんですが、やはり県内の隅々まで声をお聞きしますと、「一部の産品はPRされたが、まだうちの産品はPRされていない」とか、「一部の観光地はにぎわっているが、まだ県内全域に至っていない」、あるいは

「地方の窮状というのを、もっともっとメディアを通じて全国に訴えていただきたい、中央に訴えていただきたい」という声が相変わらず多いですね。反面、「テレビに出過ぎではないか。内政はどうしているのか」とか、「県民に目線は向いているのか」とかというような御批判もあるんですけども。そういったものを総合的に勘案して、今後、宮崎がどうあるべきか、どういうふうな発展を遂げていくか、このブームを定着・定番化するためにどうしなきゃいけないかというのを自分の中で十分整理して、熟慮して、また今後対処していきたいと考えております。

**○宮原義久議員** 知事の気持ちは、十分わかりました。テレビ出演が宮崎のために効果的であれば、それはどんどんやっていただくのは構わないことだと思います。ただ、知事が心配されていますように、内政の面については、やはり副知事もいらっしゃるわけでありまして、それぞれの持ち場に担当部長がいらっしゃるわけですから、また、そのあたりの連携をとっていただくことでいいのかなとは思ひております。引き続き、宮崎PRのためには頑張っただきたいと思ひております。

次に、職員との連携という点について、知事にお伺ひをしてみたいと思ひます。私は、本県の職員の姿は、宮崎県発展のために日夜一生懸命努力をされていると感じてはおります。大変厳しい難関をくぐってきた優秀な方々がそろっておられるというふうにも思ひております。その職員の方々と知事の意見交換の場として職員とのランチミーティングを実施されていると、よく議会の答弁をされておりますが、知事就任1年がたちますが、これまで何回くらい開催されたものなのか。また、その中には発展的な意

見も多くあったと思いますが、今の県政運営上ヒントになったものがあるか、知事にお聞かせ願いたいと思います。

**○知事（東国原英夫君）** ランチミーティングというのは、職員の方々の意思疎通、コミュニケーションを重要視するという意味で行った会ということなんですけれども、今年度中は11回実施しております。職員の方々の仕事場の雰囲気とか環境を見るのと、ざっくばらんな仕事に対する考え方というのを伺うするのに非常に役立ったと思います。例えば、県産品のブランドづくりの御苦労話とか、災害時の対応とか、民間企業との折衝といいますか、あるいは医師確保の御苦労といったものを直接話を聞くことができ、非常に参考になっております。今後とも、こういったものを繰り返し、職員との意思疎通を図ってまいりたいと思っております。

**○宮原義久議員** 何人くらいで何回と、11回ということであったようであります。時間としては、ランチミーティングですから当然昼間ということになります。多分、そんなに長い時間はとれないだろうと思っておりますけど、別に飯を一緒に食べないと話ができないということもないでしょうから、いろんな機会を通じて、そういうミーティングの時間をたくさんとっていただければありがたいと思っております。ただ、大事なことは、知事に対して職員の皆さんが何でも発言できるかというところは心配しております。知事に対して機嫌を取る、耳ざわりのいいことだけを発言される、ただのミーティングになっては何もならないというふうに思っておりますので、そのあたりは知事が一番最初の突破口で、「何でも言ってくれ」というぐらいの形から入っていただきたいなと

思っております。要望にかえておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、知事のトップセールスについて伺いをさせていただきます。知事自身が体を張って、農産物の売り込み、観光のPR、企業誘致等の展開と頑張っていたいております。知事御自身が行動されることは高く評価するものでありますが、県の行政組織からすれば、担当部署を動かして仕事をさせるのも知事の仕事というふうに思っております。例えば宮崎県の農産物のPRであれば、知事と農政水産部長を初め担当部署がセットで売り込みを展開し、農政水産部長を宮崎県の農産物の顔として知事が数回紹介をすることで、知事の分身として、農産物売り込み担当としての役目が果たせるのではないのでしょうか。農政水産部長は大変いい顔をしておりますから、すぐ「宮崎県の」というふうになると思っているところであります。今の知事の人気だけに頼っている各種セールスの方法だけでは、今後はまずいのかなとも考えております。そこで農政水産部長には、農産物のPR等を実施される場合には、部長を初め担当職員と知事は十分な連携をとられての行動となっているのか、お聞かせください。

商工観光労働部長には、観光PR、企業誘致活動においては、部長を初め担当職員と知事は十分な連携をとっての行動となっているのか、お伺いをさせていただきます。よろしくお願ひします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 観光客とか企業の誘致につきましては、日ごろから職員が県外事務所等と連携しましたセールス・PR活動を実施しておるんですけれども、情報発信力のある知事みずから宮崎の魅力を訴えますことは、大変効果的であります。もちろん、これ

を実施するときには、私ども県職員と一緒に連携をとりながらやっておるわけですが、そういった意味で、さまざまな機会を通してトップセールスを実施していきたいと思っております。

また、知事のセールスの効果をより高めるためには、そのフォローが大変大事でございますので、関係各課におきまして、旅行会社とか企業を訪問して緊密な連携を保つなど、その後の事業展開につなげておるという状況でございます。そういった意味で、今後とも知事を先頭にいたしまして職員一丸となって、積極的な誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） お褒めいただきまして、ありがとうございました。

農産物のトップセールス等についてでございますけれども、「選んで買うなら宮崎産」といった消費者の信頼獲得に向けまして、関係団体と連携しながら、県内外の量販店において、これまでも実施してまいりました。知事のトップセールスを実施するに当たりましては、職員との連携の面におきまして、関係課や県外事務所といったところが、企画段階から関係者との綿密な打ち合わせを行っております。また、当日はトップセールスのサポートを行ったり——これはもちろんでございますが——市場や量販店関係者との取引拡大に向けた意見交換や、生産者と一体となった試食販売活動を行うなど、知事を初めそれぞれが役割分担をしまして、県産農産物のPR活動を展開しているところでございます。今後とも、これまでの成果が一過性のものにならないよう、「ブームから定番へ」を合い言葉に、知事の情報発信力と関係職員や関係農業団体等の活動とを連動させながら、トップセールスを展開してまいりたいと考えて

おります。

○宮原義久議員 それぞれありがとうございました。

現在の状況を見ると、知事の人気にあやかっただような形での、知事だけに頼った状況が何となく見えてしまうものですから、やはり各種PRやセールスにおいては、担当職員とともにというような姿勢をまた知事自身が持っていかれることも大事なかなというふうにも思います。また、やっておられるんでしょうけれども、職員のやる気の醸成へとつなげるためには、やはり知事自身が、職員とともに宮崎県を変えますよという状況を言うていただくことのほうが大事なかなと私は思っているものですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。オーケストラで言えば知事は指揮者であります。幾ら立派な指揮者であっても、各楽器の演奏者が息が合わなければ何にもなりませんし、知事と職員が息の合った連携をとることが、宮崎県の揺るぎない発展につながるというふうには思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、他県の知事との連携についてという点で質問をさせていただきます。東九州道の整備についても、また隣県の大分県、鹿児島県との連携は重要と考へます。知事の人気から、隣県の知事も、県民から、「宮崎の知事はあれだけ頑張っているのに。東国原知事を見習え」と言われているというような話も聞かせていただきました。宮崎弁で「しょのみ（嫉妬）」という言葉があります。いじめでも、目立つことでいじめられたりするものであります。その状況を超えるのが、今の東国原知事になるのではないかなと思っておりますが、現在、隣県の知事との連携をどのようにとられておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○知事(東国原英夫君) 近年、モータリゼーションとか道路交通網の発達によって、人々の暮らしというのは、生活圈も経済圏も非常に広域になっていることは事実でございます。この広域地方行政問題というのが、非常に近隣同士の問題になっております。そういった意味では、近隣あるいは九州圏内の連携というのは不可欠ではないかなと思っておるんです。鹿児島県知事とは、去年対談させていただきまして、お互いの人的交流とか観光交流といったものについて、今後の連携を約束させていただきました。大分県知事の広瀬さんとは、東九州自動車道において、全国知事会の道路特定財源確保緊急対策本部の、広瀬さんが本部長で私が副本部長ということで連携をとらせていただいて、熊本県知事さんとは東九州自動車道の延岡横断道の連携なども図っておるところでございます。今後、こういった広域的な取り組みが非常に重要かと考えていますので、今後ますます連携を密にして、広域行政に向き合っていきたいと思っております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。今後、道州制という方向になってきたときに、宮崎県が埋没しないようにするためには、知事がリーダーシップを発揮していただいて連携をとるということが大事かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市町村合併について質問をさせていただきます。思ひます。

新合併特例法期限である2010年3月31日まで約2年となりました。前回の一般質問で、合併新法の期限内で合併する場合のタイムリミットをお伺ひさせていただきました。「合併方式から各種事務事業の調整、条例規則の改正や電算システムの統合、また市町村議会、県議会の議

決、総務大臣の告示等の法的手続まで、おおむね約2年を要する」という答弁でありました。合併新法内での合併を目指す場合、ちょうどその時期となります。県はこれまで、合併推進のために市町村合併推進構想の説明会や出前講座の開催、市町村長との協議や市町村議会議員の方々との意見交換、県主催のシンポジウムと、県民の合併に対する機運の醸成を図られたようでありました。県の姿勢は、合併に際しての優遇措置がすべてではなく、住民の意思で今後のそれぞれの地域のあり方を考え、その結果として合併があると言われておりますが、優遇措置が何もなくなってからの合併は、住民に対するサービスの低下につながると考えます。期限切れまで2年となっておりますが、県はどのような姿勢で取り組むつもりか、地域生活部長にお伺ひをいたします。

○地域生活部長(丸山文民君) 市町村合併についてであります。御質問にありましたように、合併新法の期限が平成22年3月31日までとなっております。その期限まで残り2年となった現在、日南市、北郷町及び南郷町の1市2町、並びに宮崎市と清武町においても合併協議会が設置されまして、合併新法期限内の合併を目標とした協議が進んでいるところであります。また、小林市、高原町及び野尻町の1市2町におきましても、合併協議会の設置に向けた話し合いが進められているところであります。県といたしましては、これらの市町に対しまして、必要な支援を行うとともに、その他の地域につきましても、合併新法の期限を踏まえますと、残された時間は限られておりますので、早期に合併に向けた取り組みが行われますよう、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

県の考えとしては粘り強く働きかけていきたいということで、御答弁をいただきました。お隣の鹿児島県が、離島を除いてほぼ合併にこぎつけている状況があるようであります。粘り強くという話でありましたが、あくまで住民の意思に基づくということで、県のスタンスは現在も変わっていないということでよろしいでしょうか、地域生活部長にお伺いをいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 合併に対する県のスタンスだと思えますけれども、市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄でありまして、まさに地域のあり方そのものにかかわる重要な問題と認識しております。このため市町村合併においては、住民一人一人が、地域の置かれている現状や今後のまちづくりについて十分に検討され、地域の将来像を描くことが必要であると考えております。県といたしましては、従来から自主的、主体的な市町村合併を推進しているところでありまして、今後とも、同じような方針で取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

この2～3カ月の間に合併協議が実際なされないところは、事実上、合併新法内での合併にこぎつけられないということになります。期限切れまで2年ということで、市町村合併の推進に関して、国のほうから県に対して、何かそういったような指導的なものはないのか、地域生活部長にお伺いします。

○地域生活部長（丸山文民君） 合併につきましては、国においては従前から、市町村の自主的な合併を推進することとされております。合併新法期限が迫った現時点におきましても、その方針に沿って市町村合併が進められていると

ころであります。

○宮原義久議員 わかりました。

次に、現在までに合併して新しい自治体としてスタートした地域の中でも、合併しないほうがよかったという話も聞きます。現に、合併された地域の予算規模が、合併以前のそれぞれの自治体が編成していた予算規模からして大きく減少しております。合併の効果がどの時点において評価されるのか難しい問題であるということは承知しておりますが、県として、現時点での合併されたところの検証はどのようにされているのか、地域生活部長にお伺いいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 合併の検証でありますけれども、県内でこれまで6つの地域で市町村合併が行われましたが、これら合併した市町におかれましては、事務の効率化や福祉サービス部門の充実を図るとともに、合併特例債、あるいは市町村合併支援交付金などの国や県の支援策を活用しながら、新しいまちづくりへの取り組みを始められたところであります。しかしながら、合併した市町はいずれも合併後間もないことから、その効果を実感できるまでにはある程度の期間を要する状況にありまして、住民の皆様の中にはさまざまな御意見もあると伺っております。このため県といたしましては、地域住民の方々の声にも耳を傾けながら、市町村合併の推進や、これからのまちづくりの支援に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。地域住民の方々の声にも耳を傾けながらということですので、耳を傾けているということ、傾けているだけになりますので、やはり、合併したところと合併しないところ——当然、合併されていないところは合併したところの話

を聞かれるというふうに思いますので、やはり踏み込んで、今のそういった状況を聞いていくのも、担当部としてはやってほしいなと考えたところであります。よろしくをお願いします。

合併をどうしてもしないという自治体を強制的に合併させなさいと言うつもりはありませんが、合併旧法の中には合併特例債というアメの部分がありました。しかし、合併新法にはその部分がありません。県内はいろんな形はあったとしても、合併が成立していれば合併特例債の活用ができたわけであります。今後、どこの自治体も財政状況が厳しさを増していきます。合併特例債の活用もなかなか厳しいとも聞きますが、活用できる権限を持つところと持っていないところには大きな差ができてくるのではないかと私は考えております。そうしたことも踏まえて、各種優遇措置のある合併新法の期限である残り2年のこの時期の取り組みは重要と考えますので、県としても、「あのときに」というような悔いを残さないような対応を望むものがあります。

さらに、財政破綻した北海道夕張市は、市町村合併からではありませんが、財政破綻後の職員の給与も大きく下がり、退職者が続出しております。人口の流出が進んでいるようであり、合併により各自治体の借入金も大きくなっております。職員は、給与が低下することで他地区へと移動した方も多いと聞きますが、移動できない人は、苦しい生活をしている方々が中心となっていると思われま。そうした状況で、税収は伸びない、さらに各種負担や使用料は上昇するということになります。合併の優遇措置がすべてではありませんが、十分な調査検討は今後も進めながら頑張りたいと思っています。よろしくお願いま

す。

次に、企業誘致問題についてお伺いします。

知事のマニフェストでも特に重要視されているのが、4年間で誘致企業100社、雇用創出1万人であります。今回提案の平成20年度当初予算にも、新規事業として企業誘致専門員設置事業を立ち上げられて、5名の企業誘致専門員を確保し、1,600社程度の訪問活動をして誘致活動を推進する計画となっております。昨年、知事が先頭に立ち、都市圏を中心に企業誘致に向けたセールス活動を展開されております。まず、昨年、企業立地セミナーを3回開催されております。10月3日には名古屋市において70社で100名の参加、10月31日には東京で約110社、約200名の参加、11月12日には福岡市で約110社で約150名の参加となっております。本県への招致セミナーも、県庁において2回開催され、38名の参加、さらには、来県された企業等の会議への参加や、企業訪問にも積極的に取り組んでいただきました。参加者の反響も大変よかったと聞いておりますが、その後の参加企業の本県への進出に向けた動きなどはどのようになっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 企業立地セミナーに参加した企業のその後の取り組みということについてでありますけれども、実際、企業立地セミナーに参加された企業のうち、本県に既に立地が決定した成功例も出ておりますし、引き続き接触を続けている企業も複数ございます。今後とも、そういった意味で知事のトップセールスというのは、県の意欲というのをアピールするのに非常に大きい効果がござりますので、これからも知事を先頭に積極的に取り組みまして、1件でも多くの企業立地が図れ

るよう努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** せっかくたくさんの方の会場にたくさんの方の企業の方がお越しいただいておりますから、高速道の整備がおくれているとかそういうものもいろいろあるということはわかっておりますが、必ずしもそれだけにといいことではないと思いますので、十分に今後、誘致活動には力を入れていただきたいと思っております。

次も商工観光労働部長にお伺いしますが、九州内の企業誘致の状況は、北部九州（福岡、大分、熊本、佐賀県）が大きく伸びており、宮崎県、鹿児島県が厳しい状況となっております。お隣大分県は精密機器大手の進出などで非常に元気がよく、昨年12月の有効求人倍率は1.07倍となっております。本県は0.62倍で、大分県と隣接する延岡地区の12月の有効求人倍率は0.52倍となっております。東九州道も、大分までの開通となると、現状でも10数年先となりますし、働く場所がないことから、職を求めて県内の労働力の流出が起きているのではないかと考えておりますが、商工観光労働部長は現状をどのように分析しておられますか。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 労働力の流出が起きているのではないかと御質問であります。この労働力の流出につきましては、統計資料が限られておりますため、全体的な把握というのは困難でありますけれども、19年3月に高校を卒業し就職した生徒の約4割が県外に就職しております。地域別に申しますと、愛知、東京、大阪、福岡の順に多くなっております。このため県におきましては、企業誘致や地場産業の振興等による雇用創出等に努めておるわけでございますけれども、それとあわせて、県内就職の促進でありますとか、U I

ターン対策にも取り組んでいるところであります。今後さらに、市町村や関係機関・団体等との連携を強化しながら、県内で働くことを希望する者が県内で就職できるように、努力してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 平成19年3月の時点で高校を卒業し就職した生徒の4割が県外ということですから、やはり働く場所がないということになりますので、全部を引きとめるということにはなかなか難しいと思いますが、やはり企業誘致がいかに大事かということになりますので、知事を先頭に頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、建設産業問題についての質問をさせていただきます。先ほど午前中の質問で、萩原議員からも質問がありましたので、重なる部分も多いかと思いますが、質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

昨年は、本県にとって、大きな災害もなく、いい年となりましたが、公共事業は7年連続の減少となっており、建設業界においては大変厳しい年となりました。落札率が大幅に低下し、例年の3倍の企業が倒産へと追い込まれたようであります。県としては、県内の建設業は適正数よりも多いというように見られており、この状況は仕方ないことであると見ておられるようであります。平成20年度重点施策として建設産業対策を挙げておられます。知事の提案理由説明でも、「社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応など大きな役割を果たすとともに、中山間地域等における地域経済の雇用を支える産業の一つであり、技術と経営にすぐれた建設業者が伸び続ける環境づくりなど、建設産業の健全な発展を図るために総合的

な対策を講じる」とされているようですが、建設業界の方々のお話をお伺いしてみますと、「優秀と言われる業者は、採算のとれないような仕事には手を出さない。資金繰りの厳しい業者は、採算面で厳しくても、その場を乗り切るために受注に向けて努力をする状況がある」と聞かされます。そうしたことを繰り返すことにより、いずれ経営の厳しい業者が業界から消え、業者数が減少すると考えておられると思いますが、そのようなやり方でいいのでしょうか。優秀な業者の育成をどのように進めようと考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。県土整備部長、よろしくお願いします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 社会資本の整備や建設産業の発展のためには、技術と経営にすぐれた業者の果たす役割が重要だと考えておりますので、経営事項審査や入札における参加資格要件、また総合評価落札方式において適切な評価を行っているところでございます。さらに、県発注の公共工事におきましては、工事検査の際に経験豊富な工事検査専門員による技術指導を行うとともに、財団法人宮崎県建設技術推進機構を通じまして、新任技術者を対象とした研修を初め各種専門技術研修など、建設業者の技術力向上と健全な育成に努めているところであります。今後とも、建設業者への適切な指導に努めるとともに、技術力にすぐれた企業の育成を図ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 建設産業が中山間地等の雇用を支える産業の一つと言われるのであれば、入札により赤字でも受注するという業者と、適正な価格で受注して雇用者の生活の確保を考える企業のどちらが優秀な企業と言えるのでしょうか。会社の延命を図るために身を切っても安

く受注する業者は、税金の有効な活用という点からすれば優秀となります。雇用者の生活と安定した働く場所の確保という点から考えれば、利益を追求する業者のほうが優秀と言えるのではないのでしょうか。先ほど萩原議員も言われましたが、建設業は、みずから仕事をつくり出すことのできない受注産業であります。いつ仕事が受注できるかわからない中でも、技術者を確保しておかなければなりません。仕事があるときだけ技術者を雇用できるシステムとなっていないことを考えれば、現在の落札率での受注金額では、会社の維持等は厳しいと考えますし、今の方式では優秀な業者の育成にはつながらないというふうに考えております。このようなことから、税金の有効活用、中山間地等の雇用の確保などを総合的に見て、最低制限価格の再検討が必要と考えますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 最低制限価格につきましては、「入札・契約制度に関する実施方針」に基づきまして、施工業者を対象にコスト調査を実施した上で、工事の品質確保や健全かつ継続的な企業経営を考慮し、昨年10月に引き上げたところであります。したがって、当面はその検証を行ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 十分な検証をしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

一般競争入札のシステムや最低制限価格の設定の状況が、九州各県ひとしく同じ状況であれば問題はないというふうに考えるんですが、基準が別々であれば、厳しい競争の結果、県内業者の経営状況は大変悪化しておりますし、倒産はふえております。仮に道州制が導入された場合、本県の業者は他県の業者との競争に勝て



ず、県外業者の草刈り場となるおそれがあり、災害時の対応のおくれ等も今後考えられると思います。このため、今のうちに、県内各地の優秀な建設業者を育成確保しておく必要もあるというふうに思いますが、この点については、県土整備部長、どのようにお考えでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 建設産業は、社会資本の整備を通して県民の生活を支えるとともに、災害時の緊急対応や地域の雇用に大きな役割を担っております。このため、入札・契約制度改革に当たっては、地域における建設産業の役割を考慮いたしまして、県発注工事については原則県内業者に発注するとともに、入札参加資格として地域要件を設定しているところでございます。しかしながら、建設投資が大幅に減少し、増加が見込めない状況にあっては、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが不可欠と考えておりますので、価格と技術力等を評価する総合評価落札方式をさらに拡充することが必要であると考えております。具体的には、18年度から試行しております総合評価落札方式について、評価項目の見直しを行い、対象事業を大幅にふやすとともに、新たに地域企業育成型を導入いたしまして、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 先ほども、この総合評価方式という言葉が出てきたんですが、その点数のつけ方といったものも、今度は点数をもらいたいがために一生懸命ボランティア活動をやっているかなければならないということになりますから、まず仕事を受注する前にボランティアを頑張れと。ボランティアを頑張っていた後に会社が倒れたという話では、話にもならないという

ふうに思いますので、十分そのあたりも検討していただいて、改革を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、建設業の新分野進出についてお伺ひさせていただきます。公共事業の減少や一般競争入札の適用拡大に伴い、建設産業を取り巻く経営環境が大きく変化しているとして、事業の転換や経営の多角化を促し、建設産業の健全化を図ることを目的として、新分野での事業定着支援として施設整備・施設設置経費、新分野での技術習得研修経費などで、新事業創設に係る経費の一部の助成経費を9月補正で計上していただきました。その後の各地区での研修会では1,300社の参加があったようであり、21社が新分野への進出に手を挙げたと聞きましたが、その21社のすべてに県は支援をされたのかお聞かせください。

さらに、今回の当初予算では、30社に対して1社100万円が限度となっているようですが、支援金は多いにこしたことはないと思ひますが、50万円から100万円になった根拠を、県土整備部長にお聞かせ願ひたいと思ひます。

**○県土整備部長（野口宏一君）** この事業につきましては、社団法人宮崎県建設業協会を通して県内建設業者の新分野進出に要する初期経費を助成するものでございまして、21社から補助金の申請があったところでございます。先月末に、建設業経営支援アドバイザー等で構成いたします交付決定審査委員会を開催し、事業計画や補助効果等を審査し、11社に総額488万円の補助交付決定を行ったところであります。残る10社につきましては、事業内容の一部修正や見直し等を行った上で、平成20年度に改めて申請を行う予定であると伺っておるところでござい

す。

また、20年度の当初予算で50万円から100万円となった根拠を伺いたいということでございますが、経営革新のさまざまな取り組みの中で、新分野進出については、現状を打破していく上で特に効果的であることから、経営相談も多く寄せられるなど、建設業者の取り組みの機運も高まっておるところでございます。このようなことから、平成20年度におきましては、新分野の進出をなお一層支援するため、限度額を現在の2倍に引き上げるとともに、助成件数も大幅にふやすこととしたところでございます。なお、本年度に助成を受けた建設業者につきましては、次年度以降新たな投資を行う際には、追加の助成を受けられることとしております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

厳しい状況ですから新分野にということになります。新分野に進出する不安、そして資金面の不安などさまざまな不安があつて新分野を希望される業者でありますから、今後、大きく新分野に移行する業者がふえるというふうを考えます。昨年の9月の補正で、10社に対して21社であつたようであります。当初予算で30社分の予算というものは確保されているようではありますが、厳しいという状況があつての新分野進出となりますので、30社ではなくて、ここが不足した場合、30社以上のこういった要望があつた場合、補正をしてでも支援をしていただかなくては困るんです。知事、そういう点におきましては、補正をしてでもその対応はやるというふうなつもりでおられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) ケース・バイ・ケースによると思うんですが、この事業、ぜひ対応していきたいと思ひますけれども、申請の状況

を見て、また予算状況などもかんがみながら、対応を検討していきたいと思ひます。

○宮原義久議員 済みません、突然知事に振りましたので……。ちゃんと聞いていただいているのかなというのも一つありまして、別にわざとやったわけじゃないんですが……。こういった厳しい状況というのを議論させていただいておりますし、そういった部分については十分な配慮をしていただいて、やらなければならないところはやってほしい。業界が倒れるかどうかというところでもありますから、十分な配慮をお願いしたいと思ひております。

確かに、建設業を取り巻く環境について、今さまざまな質問をさせていただきましたが、平成18年度の平均落札率は、鹿児島県が95.6%で、九州では最高となっております。本県がそのときで91.1%であります。平成19年12月末の本県の状況は81%となり、10.1%下がったわけです。最低制限価格の引き上げ後の状況は84.8%となっているようです。91.1%と比較しても6.3%という状況であります。落札率を公表されている九州の他県の状況で、福岡県が2.5%下がっているようです。佐賀県が3.3%下がっているようです。さらには、本県の昨年倒産件数も2.4倍の55件ということでもありますし、廃業・失効の状況も、平成18年4月1日と平成19年4月1日現在の比較をしても九州で最高となっております。こうした改革はしていかなければなりません。十分な調査をして、改革はやっていただきたいと思ひます。厳しい建設業界であります。融資制度もつくっていただいておりますが、融資を受けられても、その返済はしなければなりません。その返済の原資は、受注した工事代金の利益をもって充てられるわけでもありますから、今後の落札

率の状況では、それも大変厳しいと言わざるを得ません。建設業界の現状も十分調査していただいた上での改革にさせていただきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農業問題について質問をさせていただきますが、ちょっと厳しいかなと思ひておりますが、原油高騰対策の問題で質問させていただこうと思ひておりました。大変厳しい状況でありますので、本県の農業の今後に大きく影響してくる問題であろうと思ひておりますから、この点については十分な——もう答弁要りませんので——対策を打っていただきたいと思ひておられます。

そして、耕作放棄地とか、粗飼料ぐらひを——宮崎の和牛が日本一になったんですから、配合飼料は無理としても、粗飼料の100%宮崎産というのも一つの売り込むもとなるのかなと思ひておりますから、そういう政策もきっちり検証して、またやっていただきたいと思ひておられます。

そのほか、教育問題を3点ほど取り上げさせていただき予定にしておりましたが、余計なことをしゃべり過ぎたようで入り切りませんでした。この点については、また教育委員会なりとそれぞれ話をさせていただいてやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一副議長 次は、3番川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 無所属の会の川添博でございます。名誉と歴史のある言論の府・宮崎県議会において一般質問の機会を賜っていただきまして、先輩議員や同僚議員、また県民の皆様に対しまして大変感謝申し上げます。

新人議員らしく、県民の声を代弁して率直に質問ができればと考えております。どうぞ皆様、温かく見守ってくださいますようお願い申し上げます。

さて、平成7年に成立した地方分権推進法を思い出してみますと、その冒頭にこう書かれております。「地方分権の推進は、(中略)国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする」と、実に13年前のことです。しかし、その後、13年間で地方の現状はどう変わったのでしょうか。税源の偏在や三位一体改革に伴う交付税の削減などで地方財政は窮乏し、その結果、地方の自立性を阻害し、閉塞感に包まれた社会になろうとしております。戦後、私たちは高度成長により未曾有の豊かさを享受いたしました。一方、成長と改革の影の部分で、地方から都市への人口流出により、限界集落などの地方の過疎化の現象を生み出してしまったのです。30年前から問題は顕在化していたのであります。また、昭和36年の農業基本法の制定に始まり、その後の農業政策により効率化やグローバル化を急ぎ過ぎたために、その後の担い手不足や自給率低下の問題を招いてしまいました。この間、国家財政は800兆円まで借金を増加させ、実質的に財政破綻の状況とも言われております。今後、場当たり的な政策では、根本的な解決はできないでしょう。豊かさや成長の光と影の両方を包含するために、国政や県政を含めて、政治そのものの枠組みや仕組みを根底から大きく変えていくとともに、行政サービスの理念そのものを考え直していく時期に来ていると思ひます。そういった趣旨を含めまして、通告に従ひまして質

問に入らせていただきます。

最初の質問は、知事のマニフェストの実施状況であります。特に、知事のマニフェストと新みやぎ創造計画や行財政改革大綱2007との関係であります。

知事が就任されて、はや1年2カ月を迎えようとしていますが、ここで改めて、知事の原点であるマニフェストについて質問をさせていただきたいと思えます。知事のマニフェストは、当然、知事に就任される前に作成されたものであるわけですが、実際に知事に就任した後、新みやぎ創造計画や行財政改革大綱2007において、県の行財政が置かれている厳しい現実を目の当たりにして、御苦勞も多かったのではないかと思います。平成20年度当初予算の編成に当たり、政権公約であるマニフェストを反映させるために苦勞した点や自己評価などをお伺いいたします。

次に、これに関連して、財政再建策についてお尋ねをいたします。今議会上程されている平成20年度当初予算は、行革大綱の計画に比べてみると、県債残高や基金残高などに差が生じております。計画ができて1年もたっておりません。どうしてこのような差が生じているのでしょうか、総務部長にお伺いをいたします。

これ以降の質問については、質問者席にて行わせていただきます。ありがとうございます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

当初予算の編成に当たっての感想であります。平成20年度の当初予算編成は、私にとって初の通年予算という本格的な予算編成でありましたので、私のマニフェスト達成に向けて、中山間地域・植栽未済地対策等の3つの重点施策

を中心に、積極的に取り組むことといたしました。しかしながら、19年度地方財政対策の影響などにより収支不足額が拡大するなど、大変苦しい予算編成を強いられたところでございます。このような大変厳しい財政状況でありましたが、さらなる事務事業の見直し等を進めるなど財源捻出に努めることにより、3つの重点施策を含め、本県が直面する喫緊の課題に対応した優先度及び重要性の高い事業については、しっかりと措置することができたと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長(渡辺義人君)〔登壇〕 お答えいたします。

県債残高及び基金残高の財政改革推進計画との差についてであります。まず、県債残高につきましては、平成20年度に地方交付税の特別枠として地方再生対策費が創設されたことにより臨時財政対策債が増加していることや、平成17年台風14号災害に係る災害復旧事業等につきまして、18年度に繰り越しとなったものが多く、18年度末の残高が計画策定時点に比べて増加したことなどが要因であると考えております。

なお、財政改革推進計画では、18年度から20年度までの2年間に、県債残高を約95億円削減する計画でありましたが、20年度当初予算編成時点の見込みでは、約104億円の削減となっておりますので、ほぼ見込みどおり推進できているのではないかと考えております。

また、基金残高についてであります。財政改革推進計画では、平成20年度の2月補正後におきまして389億円を見込んでおりますが、19年度の地方財政対策により約95億円、それから20年度の税収等の影響により約49億円見込み額を下回ったことなどにより、20年度当初予算編成

時点では基金残高が213億円となっておりまして、年度途中の経費節約等の見込み額85億円を加えても298億円ということでありまして、計画で見込んでおります389億円に対し91億円不足している状況でございます。いずれにいたしましても、本県財政は歳入減の影響等によりますます厳しい状況にありますために、これまで以上に財政改革を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○川添 博議員 ありがとうございます。

それでは、知事のマニフェストについて、引き続き質問させていただきます。先日の代表質問で知事は、「マニフェストについては2年を経過した時点で検証したい」と言われたところですが、私は、有権者との約束であるマニフェストが、そもそも新みやざき創造計画や行革大綱などにきちんと反映されているのかという観点から、質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁でも知事は、「初心を忘れず、県民との約束を果たすために一日一日を頑張る」とおっしゃいました。しかし、昨年、新みやざき創造計画策定時に、民間テレビ局開設や、知事のポケットマネーでお笑い芸人を育成する項目等4項目が計画には反映されていないと公表をされましたが、果たしてそれ以外にはないと言えるのでしょうか。例えば、移住促進モデルタウンの整備についてであります。そのまんまマニフェストの8ページの移住促進の項目です。「都市部の退職者が宮崎での生活を実感できる移住促進モデルタウンの整備」と書かれております。覚えていらっしゃると思います。マニフェストを読んで、県外から移住される方を受け入れる住宅団地等の造成といったハード整備などをされるのかと私は考えました。実際、そのような期待感を持っている県民

の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこでまず、平成20年度予算の移住促進の県の取り組みについて、地域生活部長にお伺いをいたします。

○地域生活部長（丸山文民君） 移住促進の取り組みにつきましては、受け入れ機運の醸成や県の情報サイト等による情報発信、市町村の取り組み支援等を行っているところでありますが、来年度は、新規事業の「宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業」におきまして、情報発信力をさらに高めるとともに、移住促進の取り組みに積極的な市町村への支援や推進体制整備などを、なお一層強化していきたいと考えております。具体的には、首都圏等でのシンポジウムやセミナーの開催によるPR強化、ガイドブックの作成や旅行等情報誌を活用した情報発信強化、モデル市町村における「お試し滞在」等の取り組みに対する支援、官民共同の全国的な推進組織であります「移住・交流推進機構」への参画などであります。今後とも、市町村等と十分連携を図りながら、「おもてなし日本一移住促進」戦略を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○川添 博議員 要するに、積極的な取り組みを行う市町村を支援するといったソフト事業を行うということですね。マニフェストにある「移住促進モデルタウンの整備」という文言は、新みやざき創造計画では「移住促進モデル市町村への支援」という言葉に変わっています。また、20年度当初予算でも、市町村支援中心のソフト事業しか組まれていないわけでありまして。創造計画に、マニフェストにある「移住促進モデルタウンの整備」の趣旨が反映されていないのではないのでしょうか。知事に見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 移住促進に係る取り組みというのは、あくまでも受け入れ主体である市町村が重要なポイントになるんじゃないかなと考えております。そのために、県としましては、ホームページ等で情報発信や相談窓口の設置をするとともに、「お試し滞在」等に取り組んでいる積極的な市町村をモデル市町村として支援するという形をとらせていただいております。お尋ねの総合計画への反映なんですけど、モデル的な取り組みの推進を重点施策として新みやざき創造戦略に盛り込んだところでありませぬ。

○川添 博議員 当初のタウンの整備という言葉が、創造計画及び創造戦略に反映されていないということで、趣旨が少し失われているのではないかと印象を受ける県民の方も多いのではないかと考えたところがございます。

続きまして、マニフェストの11ページでは、財政改革において350億円の歳出見直しを行い、うち200億円については新規事業へ振りかえ、また150億円については将来の歳入減、歳出増に備えて基金等へ充当すると書かれています。知事はこの記述も覚えていらっしゃると思いますが、これが行革大綱にどのように反映されているのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 第2期財政改革推進計画では、職員数の削減等による人件費の見直しとか、投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し等により、平成21年度には、平成18年度と比較して、350億円の歳出見直しと合わせて、150億円を上回る182億円の収支不足の圧縮のための取り組みを達成する見込みを立てております。

○川添 博議員 将来に備えて基金を充当する計画になっているわけですから、私は、そう

いった意味で、収支不足を圧縮した上で基金に上積みされるのかというようなイメージを持っておりました。現実には、平成20年度当初予算では、基金が計画以上に大きく取り崩されて、本県の財政状況はさらに悪化しているわけです。最初に知事のマニフェストを読んで、150億円基金充当の記述を見て、何とすばらしいアグレッシブな改革なんだろうと、私、正直感じたところでありました。しかし、ふたをあけてみると、行革大綱では、充当どころか収支不足は現状維持のままで、基金を取り崩していく計画になっております。これで本当にマニフェストの趣旨が計画に反映されていると言えるのでしょうか。要するに、計画自体にマニフェストに基づいた知事の本気度が反映されていないのではないかと考えたところがございます。

知事はよく、「マニフェストは県民の皆様との約束である」とおっしゃるわけですが、その約束は、創造計画や行革大綱、予算などへ誠実に反映することによって、具体的に実現されるものです。マニフェストから創造計画などにどのように反映されているのか、県民には少しわかりにくいものになっております。まして、趣旨を変えて反映させた項目や、趣旨が変わっていなくても、他の施策に統合されて言葉が消えてしまった項目などについて、誠意を持ってきちんと説明することが必要なのではないのでしょうか。それができなければ、公約違反のそしりも免れないのではないかと思います。政治家・東国原英夫として説明責任を果たすべく、ペーパーベースで県民にわかりやすく公表するお考えはないのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 私がマニフェストに掲げさせていただいた項目については、新みやざき創造計画とか行財政改革大綱2007に反映さ

せたところでございます。それぞれの政策課題に関しまして、これまでの経緯とか県の取り組み状況を踏まえて、現実的な対応といたしまして、より効率的・効果的な手法を選択した結果、マニフェストの文言どおりには計画や大綱に盛り込むことができなかつた項目もあることは事実でございます。

**○川添 博議員** 一度、整合性など整理をして、ぜひ公表していただきたいと存じます。

また、私は、有権者との約束であるマニフェストは、基本的に下方修正はできないのではないかと考えます。知事は、企業誘致100社について、「相手がある話で、企業は5年から10年の長期計画で設備投資をしており、それぐらいの時間を要する」旨の発言をされましたが、それでは、当初4年間の100社目標設定はどういう根拠でされたのかと考えます。あくまで4年間で努力すべきですし、また、1年ごとの状況や見通しを県民にディスクローズしていく義務があると考えます。

私がなぜマニフェストと計画との関係を質問したかと申しますと、知事就任前の一民間人であったころに、県政について大きな夢を描き、熱い思いで書いたこのマニフェストと、県政を変えるんだという政治家としての初心や原点を忘れないでいただきたいということを申し上げたかったのです。現実の県行政や財政構造の壁は確かに厳しいわけですが、そういう制約の中でがんじがらめになってしまつて、マニフェストを書いたころのあの夢はもうかなえられそうもないなと思われているところがあるのではないのでしょうか。かつて全国で改革派知事としてさっそうとあらわれた方々も、2期、3期されて、終わってみれば地域の窮状は何も変わっていないという評価が多いのも事実です。私はそ

ういうことを危惧しております。厳しい現実には妥協し、知事職になれ切ってしまうのではなく、当初の外から見た県庁の視点や、最初のころ、まだ行政にふなれであったころの行政への違和感のようなものを維持していくことが、実は大事なのではないのでしょうか。ぜひ一度、誠意を持って、マニフェストの一つ一つの項目について、創造計画や行革大綱との整合性を整理していただき、公表していただきたいと思えます。それがマニフェストで夢を見た多くの有権者への誠意を示すことであり、初心に立ち返ることであると思えます。また加えて、各数値目標等については、スピード感を持って集計し、早期に公表していただく努力をお願い申し上げます。しっかりと受けとめていただきたいと存じます。

次に、財政再建についてお伺いいたします。先ほど壇上から総務部長に御答弁いただきましたが、行革大綱がスタートしてまだ1年も経過していないのに、県債残高や基金残高見通しでは、早速、計画とそごを来している状況であります。本議会においてもまた、日ごろ県民から数々の要望が並んでいます。また、知事御自身も、やりたいことがたくさんあるわけですが、真に必要な施策を打つためには財源が必要です。まず財政をしっかりと立て直していくことが急務であり、最優先の政治課題であると、私は考えます。平成20年度当初予算段階での基金残高の見込みは213億円です。執行段階で節約に努め、年度末には数十億円の戻りがあるとのことですが、計画との大きなぶれは生じておりません。本県経済の先行きは、原油高騰、建設産業の不振などからますます厳しさを増すものと考えます。加えて、大規模な企業立地が進んで本県の税収が大きく伸びるといった特殊要因も、

今のところ見当たりません。したがって、今のペースで行けば、次期21年度か22年度には基金が枯渇いたします。歳入歳出ともに抜本的な健全化の取り組みが早急に求められると考えますが、どのような財政健全化への道筋を考えておられるのか、知事の所見をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 基金が枯渇して予算編成が困難となることのないように、諸産業の振興等による税源涵養に努めるとともに、重点的な滞納縮減策などの徴税対策や、使用料・手数料の見直しを行うなど歳入確保に取り組むほか、第2期の財政改革推進計画に基づく歳出改革を着実に推進してまいりたいと考えております。

また、本県財政が厳しい状況に陥った大きな要因の一つに、三位一体の改革による地方交付税交付金の大幅な削減ということがあります。この削減の――午前中の質疑応答にもありましたように、この確保といったものには、国に対しても強く要望してまいりたいと考えております。

**○川添 博議員** 今回の予算編成と大綱の計画との差を踏まえると、一つに、自主財源である県税収入の見通しが甘かったのではないかと思います。税収のシミュレーションをしっかりと行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、仮に基金が枯渇した場合、大幅な事業見直しや起債を張ることを余儀なくされると思います。借り入れ依存の財政になれば、県債はいずれ1兆円の台に乗り、借り入れ負担の中で悪循環となってまいります。今の時点でそのことを真剣に議論する必要があると思います。仮にいよいよ基金枯渇の場合に、知事、実際どのような対応をされるのかお伺いをいたしま

す。

**○知事（東国原英夫君）** 第2期の財政改革推進計画を策定する前提となる財政の中期見通しにおいては、本県予算における一般財源総額の増減を横ばいで試算しておりますが、これは「骨太の方針2006」で、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保することとされていたことによるものであります。しかしながら、現実には、平成19年度の地方財政対策や20年度の税収等の減の影響によりまして、歳入が財政の中期見通しを下回って、収支不足額が拡大したところであります。このため、平成20年度の当初予算の編成に当たっては、県議会や事業仕分け委員会などの御意見も踏まえまして、事務事業の見直しを図るなどにより、収支不足額を約100億円圧縮したところがございます。今後とも、基金の枯渇により予算編成が困難にならないように、財政健全化に向けた取り組みを一層推進してまいり所存でおります。

**○川添 博議員** 歳出面においては、今後、公債費や社会保障費が年々増加する見込みであります。一方で、本県の県税収入は景気動向に左右されやすく、大変脆弱であります。今後の財政運営は一層厳しさが増すことは、だれの目にも明らかであります。現状の対策では、税収減の状況から基金の枯渇は時間の問題であると、私は思います。私は決して財政慎重論者でも縮小均衡論者でもございませんが、まずは財政を立て直した上で、計画的な積極財政へ打って出るべきだと思います。財源がないことには、真に必要な施策も打てません。「財政再建こそ夢の実現」を合い言葉に、4月以降少しでも早く、次の平成21年度予算編成に向けて、財政健全化への抜本的な対策が講じられることを願います。



では、少し話を変えまして……。歳入対策については、代表質問においてもユニークなアイデアが出ましたが、私も幾つか御提案してみたいと思います。少しとっぴなことを申し上げますが、最初からマイナス面だけを考えるのでは何も変わりません。今のこの危機的な行財政システムに求められるのは、前例にとらわれない発想だと思いますので、積極的な御答弁をお願いいたします。企業広告収入による歳入確保であります。現在、企業広告においては、ネーミングライツやホームページにおけるバナー広告などが行われております。来訪者の多い県庁本館内に企業広告を募集してはいかがでしょうか、総務部長にお伺いをいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 県庁本館内への企業広告の募集につきましては、歳入確保のための一つの手法であると考えられます。ただ、その実施に関しましては、県庁本館は、県民が利用することを本来の目的にしております公の施設とは異なりまして、県が行政事務の執行上、直接使用する公用財産に位置づけられますので、行政の中立性というところに特に注意を払う必要があると考えております。それから、宮崎県の県庁本館は、御案内のとおり非常に歴史的なイメージが強いといいましょうか、非常に重厚な建物で由緒ある建物でありますので、それらの影響、それから費用対効果、そういったところを十分に考えて、慎重な見きわめが必要であろうと考えております。以上であります。

**○川添 博議員** 少し消極的な答弁で大変残念ですが……。収入とは直接関係ありませんが、せっかく県外とかの来訪者が多いわけですから、本県の観光ポスターでも掲示してはいかがでしょうかかなと思います。あわせて御検討をお願いしておきます。

それでは、次の提案として、広報紙である「広報みやざき」の中に企業広告を募集するというのはいかがでしょうか。総合政策本部長にお伺いをいたします。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 「広報みやざき」へ企業広告を載せられないかということでございますけれども、「広報みやざき」は、発行回数とかページ数に限りがありますので、掲載する情報を取捨選択しながら、県民の皆様にはわかりやすく、読んでいただける広報紙づくりを心がけているところでございます。御質問の企業広告の導入につきましては、掲載できる情報が制約されることに加えまして、他県等の例を見てみますと、広告企業の固定化、あるいは紙面制作のコストが広告収入を上回るといったような問題等もございます。したがって、企業広告につきましては、「広報みやざき」のあり方も含め、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

**○川添 博議員** わかりました。

それでは、教育長、多くの人が集まる県立美術館や県立図書館での企業広告を募集してはいかがでしょうか。

**○教育長（高山耕吉君）** 県立美術館と県立図書館における企業広告の募集についてであります。これらの施設は、社会教育のためだけの施設ではなくて、広く県民に利用されるということもあります。また、児童生徒の教育活動の場としましても高い公共性を有しているため、今後、慎重に研究をしてみたいと考えております。

**○川添 博議員** 続いては、病院局長にお尋ねいたします。県立病院については、厳しい経営状況にございます。赤字圧縮策に全力で取り組む必要があると思います。そこでまず、延岡病

院や日南病院の黒字化の見通しや増収策についてお伺いいたします。

また、その上で歳入確保策として、例えば待合室の長いすの背中に企業広告を募集するなどの収入確保の取り組みを行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**○病院局長（植木英範君）** 県立病院の経営状況についてでございます。県民の皆様信頼される医療を持続的に提供していくためには、経営の健全化を図ることが極めて重要であります。このため、平成18年8月に定めました中期経営計画では、最終年度である平成22年度には、すべての県立病院の単年度黒字化を目標として掲げたところでございます。御質問にありました延岡病院と日南病院につきましては、今年度も赤字の見通しではありますが、計画の年度目標に近い改善を見込んでおり、若干の曲折はあるものの、これまでのところ、計画目標をおおむね達成しているところでございます。このまま着実な目標達成を目指してまいりたいと思っておりますが、御存じのような医師不足など病院事業を取り巻く環境は、今後さらに厳しさが増すことと予想されますので、より一層の経営努力が必要であると考えております。したがって、今後とも、共同購入など費用の節減に一層努めますとともに、急性期医療に重点を置いた診療の提供や、新たな施設基準の取得などの診療機能の充実による収益の確保を図り、各病院とも目標が達成できるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、企業広告の募集についてでございますが、県立病院事業は、中期経営計画の達成に向けて、収益確保のための取り組みを一層強化していく必要があると考えております。御提案のありました待合室の長いすへの企業広告を初

め、これまで取り組んでいない新たな収益向上対策につきましては、安全・安心な医療を安定して提供するという県立病院の使命を基本に、幅広く研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○川添 博議員** 前向きの御答弁と承りました。22年度にはすべての県立病院で黒字化される計画とのことですので、期待をいたしております。

さて、今、私は企業広告の募集による歳入確保対策について質問してきたわけですが、実際の答弁は、それぞれの担当部局長から行われました。この厳しい財政状況の中、歳入確保対策一つとっても、それぞれの所管課でばらばらに企画・検討しているのが現状なのです。そこで、知事に御提案ですが、例えば、企業広告などの歳入確保対策を一元的に企画・検討し、収入をシミュレーションするようなセクションを設置してはいかがでしょうか、知事にお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** 今の質問に、的確に各部が答えますように、収入シミュレーションは各部で行っているわけです。ですから、これを横断的というのはどうなのかな、本当に必要なのかなという感じはします。ただ、広告収入のシミュレーションというのは、本当に客観的な視点でできるわけです。新たなセクションを設けるというのは、他府県等の状況も見ながら考えていきたいと思っておりますけれども……。

それより、私は、自分の体とかに広告をつけてテレビ出演するとかいうことを一時考えたんです。そうしたら、民間企業を広告できないということです。多社であれば、数が多ければ大丈夫なんじゃないか、あるいはその収入を県に納めると、これはまた寄附行為になるわけで

す。そういったところの法整備というのを考えるセクションなどというのにも必要かなとは思っております。

**○川添 博議員** 寄附で申し上げますと、東京の日比谷公園や石神井公園のベンチでは、都民の寄附でベンチが設置されておまして、そのプレートには寄附された方のメッセージということで、「結婚20周年記念」とか「子供の成長に感謝して」とかのメッセージを入れて、あわせて寄附者の名前を入れて設置されていると。ベンチとかシート等の補修とか入れかえ時期にそういった募集をして、例えば県の文化公園とか、県庁の前のベンチとかもよろしいのではないかと思います。そうやってメッセージが入ったベンチに、県民もまた愛着もわいてくるのではないかと。いずれにしても、前例にとらわれない発想、新しい取り組みで、そういった歳入確保対策に取り組んでいただきたいと思えます。

次は、歳出削減の観点から、事務の一元化による人員体制の見直しについてであります。人件費削減のために、組織や行政経営の効率化を根本から見直していく必要があると思えます。現在、総務事務センターや、来年度より新総務事務所にて物品管理費の一元管理や給与・旅費計算事務が集約化、効率化されますが、各課や出先機関の、例えば調査報告業務などの共通の事務や定例業務をさらに集約させて、人員削減につなげていくことは検討できないでしょうか。総務部長にお伺いをいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 厳しさを増す財政状況に対応して、総人件費の削減を図るために、県といたしましては、行財政改革大綱2007におきまして、平成23年度までに――17年度との比較になりますが――1,000名の職員を純減す

る計画を立て、現在、着々と実行しているところでございます。そういう中で、これを着実に実行していきますためには、仕事そのものの進め方ですとか事務事業の徹底した見直し、さらには組織の簡素効率化などに取り組む必要があると考えております。そういう視点で本年度は――議員の御質問の趣旨にも合致するかと思えますけれども――総務事務センターを設置いたしまして、本庁における旅費、給与等の支払い業務関係の集中化を図ったところであり、また、今議会におきましては、さらに来年度に向け出先機関への拡大を進めますとともに、本庁、出先機関にわたる組織の再編の御審議をお願いしているところでございます。いずれにいたしましても、今後とも新たな行政需要ですとか、県民サービスの確保にも十分に配慮しながら、ただいまの御提言の趣旨も十分踏まえまして、適正な定員管理に努めていきたい、このように考えております。以上であります。

**○川添 博議員** 例えば、収入未済額の圧縮についても、現在の縦割りの組織の中で行われている未収金の回収業務を、全庁的な回収チーム、回収機構などを設置するなどして、一元管理して回収強化を図っていく必要があると思えます。知事はマニフェストの5ページの中で、専担チームをつくって、こういった諸施策について民間人も登用していきたいと書いておられました。ぜひ、こういった収入確保対策チームや収入未済対策チーム、また組織や行政事務効率化チームには、民間マインドを投入して、早急に成果を上げていただきたいと存じます。

さて、これまで話してまいりました、この本県の厳しい財政状況については、どのように県民への広報や説明が行われているのでしょうか。総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（渡辺義人君） 本県の財政状況につきましては、年2回発行しております「宮崎県の財政」で詳しく説明をいたしておりますほか、県庁のホームページにも「財政情報」という項目を設け、予算・決算の状況や財政改革の取り組み内容等につきましてタイムリーにお知らせをしているところであります。また、県内の各家庭に配布いたしております「広報みやざき」においても、新年度の予算編成等の際に特集を組みまして、できるだけわかりやすい情報の提供に努めているところであります。このほか、テレビや新聞等のマスコミを活用した情報発信を行いますとともに、職員が出向きまして県民の方々に県政の動き等を説明する出前講座でも、本県の財政状況や財政改革の取り組みについて説明をさせていただいているところであります。以上であります。

○川添 博議員 財政の危機的な状況が県民にわかりにくくなっている気がいたします。例えば、この収支不足を埋めるにはどれぐらいの事務事業の削減が必要になるのか。また、公共事業を半分に減らしても、その大半は補助金や起債が占めており、真水部分の減少はおよそ1割程度しかないとか、県債のうち、臨時財政対策債などの交付税措置されている部分以外の措置されていない県債の割合とその金利負担の推移とか、その仕組みや推移をわかりやすく広報紙やメディアなどで公表しガラス張りにして、危機的な状況にあることについて県民と情報を共有していくことが大事だと思います。なぜなら、財政危機は県民の問題でもあるからです。県民や議会と一緒に問題を共有し、解決策を模索していくことが必要であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、環境問題についてお伺いをい

たします。

環境問題は、気象変動などから農業への影響も懸念されているところでございます。本県の二酸化炭素排出量の各部門ごとの排出状況はどのようなになっているのでしょうか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 本県の二酸化炭素の削減計画などを定めました「宮崎県環境基本総合計画」では、平成22年度の排出量を、基準年の平成2年度と比較しまして10%削減するという目標を掲げておりますが、平成16年度は3%増加いたしております。これを部門ごとに見てみますと、排出量の約半分を占めます工場などの産業部門では3%削減いたしておりますが、家庭部門では11%、事務所や商業施設などの業務部門では57%、自動車などの運輸部門では28%と、それぞれ増加いたしております。

○川添 博議員 家庭や事業所などで、減少するどころか逆に増加をしているということですね。では、本県の具体的な対策や事業はどのようなものがあるのでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県では、二酸化炭素削減に向けまして、県民、事業者、団体、行政などで構成された環境みやざき推進協議会と連携いたしまして、ノーマイカーデーやクールビズ、二酸化炭素削減のための研修会などを実施しているところであります。また、県が委嘱しております105名の「地球温暖化防止活動推進員」が、家庭でできる身近な温暖化対策を地域に広めていく活動を推進しております。さらに、平成20年度から、全国の先進的な取り組みや省エネルギー技術を紹介するセミナーを開催し、事業所等における省エネルギーを進めるとともに、エコバッグの活用によるレジ袋の削減など、より実践的な取り組みを推進するこ

とといたしております。

○川添 博議員 県民や事業者等へ普及啓発をなされているということでございますが、なかなか成果が出ていない状況にあります。どういった取り組みをすればよいか、取り組み方法やそれによって削減されるCO<sub>2</sub>の量などの数値をわかりやすく県民や事業者に示すことで、取り組みを広げていくことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○環境森林部長(高柳憲一君) 今お話にありましたように、県民や事業者に積極的に取り組んでいただくためには、わかりやすい指標を示すことが重要であります。そこで、一般家庭において、冷房や暖房の温度を1度弱目に設定することで、1世帯当たり年間約30キログラムの二酸化炭素が削減されることや、事業所での省エネルギー設備の導入などによる削減効果を、地域で開催されるイベントや講演会、ホームページなどで紹介し、普及啓発に努めているところであります。今後とも、県民、事業者、団体、行政などが一体となって、地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○川添 博議員 他県では、ISO14001のコスト削減等を考慮して、県で独自の環境マネジメントシステムを導入している例もあると聞いております。環境問題は、テレビのコマーシャルにもありますが、今や「知っている」から「している」の段階に入ってきております。また、市町村レベルでは、ホームページの中に「環境家計簿」をつけて、ポイント加算などにより優遇措置をとっているところもあると聞いております。各家庭や事業者に、個別の具体的な行動指針やプログラムをしっかりと伝達し、効果を上げていくことが必要かと思えます。積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、農業問題についてであります。

本県の農業振興の重要性については、説明を要しないものであります。農産物の品目ごとの産出額の増減状況はいかがでしょうか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 本県の品目別の農業産出額でございます。本県の平成18年度の農業産出額は、全国5位の3,211億円となっております。前年に比べまして5億円増加いたしております。平成18年の農業産出額の前年からの増減を部門別に見ますと、耕種部門が10億9,500万円の減少、それから畜産部門が20億2,100万円の増加となっております。主な品目等を見てもみますと、増加しているものとして、野菜がピーマンやキュウリを中心に43億4,100万円、肉用牛が39億200万円の増加となっております。一方、減少しているものとして、米が12億8,000万円、工芸作物のたばこで42億4,500万円の減少となっております。以上です。

○川添 博議員 畜産については順調に推移しているようですが、品目によっては厳しい状況にあります。今後どう推移していくか県としても注視し、農家への普及指導に生かしていただきたいと存じます。

農家の所得は低迷しており、何らかの対策が必要ですが、今後、小規模農家に対して、どのようなもうかる農業を支援、指導していかれるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 本県では、多様な担い手が、地域の特色を生かした複合経営を中心に、生産性の高い農業経営を展開しております。このため県では、経営規模の大小にかかわらず、経営管理能力のすぐれた意欲ある担い手が、消費者ニーズに即した安全・安心で高

品質な農産物を安定的に生産するなど、将来にわたって農業経営が展開できる農業構造の構築が重要と考えております。このようなことから、県といたしましては、地域農業改良普及センターを中心に、農家から経営体へステップアップを図るために、経営管理指導や経営診断を実施するとともに、栽培技術指導による収量・品質の向上、さらには経営規模拡大や施設化など経営の充実、こういったことに向けた支援を行い、小規模農家についても、経営として成り立つ農業経営が展開できるよう、支援してまいりたいと存じております。以上です。

**○川添 博議員** ぜひ、もうかる農業について指導、支援していただき、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

さて、次は切り口を変えまして、農家に対する育児支援であります。若い夫婦2人で経営しているような小規模農家においては、育児に関する負担は特に大きく、公務員や企業のような育児休暇も当然ありません。奥さんは、母親、そして働き手としての役割の両立を求められるなど、大変な苦勞があるものと考えます。そこで、このような小規模農家に対して、育児に関する何らかの支援や援助の施策について検討できないか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 女性農業者は農業経営の大切なパートナーでありますことから、安心して子供を生み、育てる環境づくりを進めることは、大変重要であると認識しております。現在、農業改良普及センターや農業委員会を中心に「家族経営協定」の締結を推進しております。この中で、農業経営目標の設定や、農作業・家事などの役割分担、出産・育児における育児休暇などについて、家族内で話し合いをし、取り決めを行っております。今後とも、

「家族経営協定」の普及をさらに推進しますとともに、小規模農家も参加した、集落全体での農作業の効率化や支援体制づくりに向けた話し合い活動に対しまして、支援を行ってまいりたいと存じます。以上です。

**○川添 博議員** 農家に対する育児支援は、ひいては少子化対策にもつながるものと考えます。これからの農業を担う若い世代の方たちにもっと希望を持たせるような、具体的な支援策を講じていただくようお願いをいたします。

最後に、中小零細企業の支援策についてお伺いいたします。

まずは、原油高騰対策についてであります。原油の高騰により厳しい経営を余儀なくされている県内中小零細企業に対して、どのような金融支援策があるのかお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 最近の急激な原油価格の高騰は、中小企業者に深刻な影響を与えております。このため、県の融資制度において最も低利な貸し付けであります緊急経営対策貸付によりまして金融支援を行ってまいりましたけれども、本年1月からは、石油関連経費が5%以上占めている中小企業者も対象とするよう、要件の大幅な拡大を行ったところがあります。今後とも、原油高騰を初めさまざまな経済変動により影響を受けている中小企業者に対しまして、的確な金融支援に努めてまいりたいと考えております。

**○川添 博議員** わかりました。

次に、今、全国的な傾向でもございますが、中小零細企業は、収益性が低下し、借入金が増加しております。この非常に厳しい経営環境にある中小零細企業に対して、商工会議所などどのような経営支援や指導を行っていらっしゃるでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 中小企業への経営支援についてということであります。商工会議所や商工会は、地域に密着した総合的な経済団体としまして、日ごろから地域の商工業者に対し、金融や税務、労務などの相談、あるいは研修会とか講習会の開催、各種の情報提供などさまざまな経営支援を行っております。さらに、コンサルタントなどの専門家や関係団体と連携しながら、新商品の開発でありますとか販路開拓など高度・専門化する経営課題にも、商工業者の方々とともに取り組んでいるところでございます。県としましては、これからも、商工会議所などの経営支援機能が強化されるよう努めてまいりたいと考えております。

○川添 博議員 商工会に入っていない企業も含めまして、余り浸透していないような感じがいたします。ぜひ、これらの制度や支援について積極的なPRも行っていたら、取り組んでいただくようお願いをいたします。

現在、保証協会の融資残高を見ますと、金融安定化資金の落ち込みを控除して考えると、ほぼ残高は横ばい程度に推移しております。しかし、中小企業の件数は減少しているわけです。この8年間で4万8,000件から4万2,000件、約6,000件減少しています。ということは、1企業当たりの借入金が増加しているということがあります。借入金増加要因としては、前向きな資金ももちろんあると思いますが、全般的には収益力が低下していることにあると思います。この1年の知事人気や宮崎のPRにより、確かに一部に光が差ってきている部分はあると思いますが、直近の景気判断では、全般的には逆に悪化しているとする調査も上がってきております。

先ほど農業問題の質問もいたしました。次年

度より部局横断的な施策を展開予定とのことですが、まさに、農業産出額3,200億円は県内GDP 3兆円の4%程度にしかすぎません。しかし、農業を含めて1次産業と2次産業や3次産業は、農産物の付加価値化などと密接に連携し合っております。すなわち、2次産業や3次産業を担う中小零細企業が元気にならないと、農業の再生もありません。どうか、そういった視点を取り入れていただいた指導や支援をお願い申し上げます。

いろいろと御答弁いただき、ありがとうございました。県民の中の大多数である中小零細企業の方たちや、長年にわたり宮崎の農業を担ってきた小規模農家の方たちなどが、今、現実に宮崎の、本県の経済を支えています。知事のマニフェストには多くは触れられておりませんが、そういった人たちに光を当てていくことが本当の政治だと思いますし、本物の県民総力戦であると思います。真に必要な最善の政策を実行していくためには、財源が必要であります。そのためには、すべてに優先して財政健全化を4年間で本気で仕上げるのが、知事の当面の最も緊急にして重要な政治課題であると考えます。特に事業の見直しについては、目標値を設定した徹底的な見直しと、県庁組織の行政経営そのものの抜本的な見直しが、かぎになってくると思います。知事のマニフェストを書かれていたころの初心を思い出して、前例にとらわれない大胆な発想による改革に御期待を申し上げます。諸提案を御検討していただくことを期待するとともに、私も微力ながら、執行部の皆さんと積極的に議論をしながら県勢発展に貢献できるよう、努力してまいりたいということをお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一副議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時55分開議

○中村幸一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番河野安幸議員。

○河野安幸議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の河野安幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

本日の最後になりました。お疲れのことと思っておりますが、しばらくの間おつき合い願いたいと思っております。なおまた、高橋議員もおっしゃいましたが、きょうは3月3日、おひなさまの日でもございまして、平和の日でもございます。穏やかに流していきたいと思っておりますから、ひとつよろしく願いを申し上げたいと存じます。宮原議員と重複するところが相当あるようでございますけれども、準備をいたしておりますから、そのままやらせていただきたいと思います。

それでは、知事の政治姿勢についてお伺いをいたしたいと思っております。

知事就任2年目を迎えられた本年、マスコミや政治評論家、学者の皆さんなどから、「いよいよ正念場」とよく言われております。知事自身も、マニフェストなどを見ながら、県民の声に耳を傾けながら県政を進めていかれることと思っております。この1年、振り返ってみますと、さっそうと、生まれ故郷のこの宮崎のために、流行語大賞にもなりました「どげんかせんといかん」と、志を高く立候補され、保守王国と言われる政権政党の推薦候補を超え、また無党派層の多くの支持を得られ——聞くところに

よりますと、今まで選挙に行ったことのない若い人たちまでが投票されたとお聞きをいたしております。開票が始まるとすぐ当選確実が報道されました。見事な勝利であったと思っております。私自身、県議会議員初挑戦でありましたが、知事選の前では、かすんで見えなかったような気がいたします。

就任以来、本県を知名度ナンバー1にされた功績はまことに見事と思っております。世間では、「テレビに出過ぎだ」「パフォーマンスが過ぎる」などと言う人たちもおりますが、私の選挙区で発生した鳥インフルエンザを逆手にとり、地鶏、マンゴーは全国区になり、また県庁が観光スポットになるなど、さすがテレビ・芸能界を熟知されていたからこそ、見事というほかありません。私の地元清武町でも、「パパイアの売り込みを知事に頼んだら」という声もあります。さすが宮崎のトップセールスマンと、自他ともに認められるゆえんであります。芸能界におられるときよりも、知事になられて注目度が倍増し、多忙な日々を宮崎県のために尽力されていることを県民はよく知っております。ここまで「見事」という言葉を3度使いましたが、ここでお尋ねをいたしたいと思っております。

知事は、政党の垣根を越え県民総力戦で推し進めていくということで、どの政党にも属さない無所属でしたが、自民党の私が言うのもなんでもございますが、ここに来てなぜ自民党支持に心変わりされたのか。知事支持者の中には、この自民党支持に不満のある方もおられると思っておりますが、やっぱり自民党でなければだめだと思われた、何か具体的な出来事があったのではありませんか。「衆議院のある個人を支持するものではない」と。私は詭弁に聞こえるのですが、「男心と秋の空」ということわざもあ



りますけれども、その心情をぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、県民総力戦、この言葉の使い方を問題にするものではありませんが、知事が言われるこの県民総力戦とは、県民の意識改革、お互いに知恵を出しながら頑張っていきたいと、私自身は広く解釈をいたしておるところでございます。さて、この県民総力戦、県民が確かに変わったと感じられた手ごたえがありましたか。知事自身も、これが県民総力戦だと位置づけられ、アクションを起こされたことで、県民がどのように考え、それがどのようになれば、これが県民総力戦の理想とするところだ、究極の目標だと思われませんか、理想論を伺っておきたいと思えます。

知事は今、時の人、旬の人であります。マスコミの調査によりますと、県民の知事への支持率が93%という報道がありました。まさに驚異的な支持率であります。福田総理にこの支持率の高さの要因を伝授されたらという気持ちもいたします。しかし、ブームはいずれ去ります。このことは、知事の言葉から察するに十分承知されていることと思えます。そこで、正念場と位置づけられました、御自身のマニフェストを検証し、県民にお示しになるでしょうか。本年度の予算編成に対しまして満足できた政策とできなかった政策を、それぞれ東国原流にて答弁を願いたいと思えます。

また、県民総力戦があれば推進できたのではないかという発想が、あるいはまた政策はありませんでしたか。今後推し進めていきたいと思われるソフト事業がありましたら、お答えください。私自身、声なき声に耳を傾けることが政治の原点だと思っておりますので、あれば伺っておきたいと思えます。

次に、地域雇用の拡大、地域産業の振興、そして財政基盤の強化を図るために、市町村が行う企業誘致及び工業振興支援策に対する財政措置について伺います。

県内の市町村は、地域振興の一つとして企業誘致を掲げ、地域間競争に打ち勝つため、進出企業に対し種々の誘致施策をとっているところでもあります。この多くの施策は、固定資産税の減免であるとか雇用拡大に伴う奨励金などであり、その財源は、すべて自治体の一般財源であります。平成19年6月に施行された企業立地促進法によれば、基本計画が経済産業省に承認され、また、その企業が県知事に対し企業立地計画または事業高度化計画の承認を申請した場合、自治体が固定資産税の減免などの奨励措置を行ったときの75%が地方交付税として措置されるわけでございます。しかしながら、この基本計画が承認される前に立地した企業につきましては、当該法律の適用はされず、既に立地している企業が施設や製造機械の増設を行った場合の奨励措置に対する補助金等については、財源措置が受けられません。地域雇用の拡大、地域産業の振興、そして財政基盤の強化を図るために、その突破口として企業誘致を推進しようとする自治体にとって、まさにその入り口のところ大きな難問を負わされた格好になり、結果といたしまして、企業への支援は二の足を踏むことになるわけでございます。知事がマニフェストに掲げていらっしゃる100社の企業誘致は、ぜひとも必要な施策と思えますが、既に県内に立地している企業がさらなる事業の拡大を図ることについても、そして県域内にとめおくための施策の展開を図ることも、また重要なことだと考えております。このため、市町村はこれまで各種の奨励措置を行っているわけで

すから、県としても、地域振興を図る面からも市町村の努力に対して支援すべきであろうと思います。この点について、商工観光労働部長にお伺いいたしたいと思います。

この財政支援につきましては、頑張る地方応援プログラムや特殊財政事情調査により、特別地方交付税措置がなされているとは思いますが、特別交付税の算定過程などについては公表されておりません。各市町村が行った企業誘致や工業振興施策に係る経費がどの程度考慮されているのかわからず、それほど期待できるものではないと思うわけでございます。企業が立地いたしますと、当然ながら法人税の歳入はありますが、それを上回る行政需要が生じてまいります。地域雇用の拡大、地域産業の振興、そして財政基盤の強化を図るために、市町村が独自で行った固定資産の減免などの企業誘致、施設に係る財政支援につきましては、地方交付税の取り扱いはどうなっているのか、地域生活部長に伺いたいと思います。

次に、合併問題についてお尋ねをいたします。

平成12年、地方分権一括法が制定されましたが、それは市町村合併と三位一体の改革であったと思われまます。全国において市町村合併が強力で推進された結果、平成11年3月末に3,232あった市町村が、平成18年3月末では1,821と、推進前の約半数にまで減少し、本年11月には1,785市町村となる予定となっております。本県におきましても、宮崎市と近隣3町との合併、東臼杵郡内の美郷町の誕生を初め6地域で合併が行われ、44あった市町村数は30となり、現在でもさらに県央・県西・県南地域において、合併に関する議論、協議が行われているところであります。合併特例法のもとでの議論の

過程では、さまざまなメリット・デメリット論が展開されているところであります。スケールメリットを生かし、事務事業の効率化、財政基盤の強化が図れる合併特例債を活用した社会資本の整備が促進されるといったメリットはありますが、「役所への距離が遠くなる」「周辺部が寂れ、地域文化が失われるのではないか」「きめ細かなサービスが受けられなくなるのではないか」といった不安も挙げられておるようでございます。合併を選択し、合併に携わった者にとって、住民から「合併しても何もよくなる」と言われるほどつらいものはないのではないのでしょうか。

ちょうど平成17年の2月だったと思います。私が宮崎県町村議長の会長のときでありました。京都におきまして、全国市町村合併シンポジウムが開催されました。そのとき長野県<sup>やすおか</sup>泰阜<sup>むら</sup>村の松島村長さんがパネルディスカッションのパネラーとして立たれ、その発言は私の耳に今でもこびりついております。それはどういうことかといいますと、「小泉さんは合併、合併と言われますけれども、何にもわかっておられません。自然環境を守れ、水を守れ、棚田を守れと言われますけれども、自然環境の美しいところは不便なところであり、水のきれいなところは貧しいところであります。若者は利便性を求めて都会に出ていく。残った者で山を守り、川を守っている。若者は都会で働いて都会に税金を納め、定年になると村に帰ってくる。帰ってきたら何を求めますか、介護を求めます。村から役場がなくなったら、その村は死んでしまいます。村長をなくし、村会議員を減らすことしか考えておられません。全国の70%は山村であります。東京のみが日本ではありません。山村に住んでいても、日本人には変わりありませ

ん。山村は国が支援すべきである」と、涙ながらに話されたことを、今でも思い出すところでございます。

そこで、第1点としてお伺いをいたします。他県では、合併市町村の協力を得て、県が合併に関する具体的な検証を行い、これを住民にわかりやすい形で公表している例も見受けられますが、県内で市町村合併が行われてから約2年を経過した現在、本県としては、これらのメリット、デメリットを含め、合併前と合併後の市町村の状況について、何らかの具体的な検証をされているのか、あるいは、今後検証を行われる考えがあるのかどうかについて伺いたいと思います。また、その結果について広く公表し、現在あるいは今後の合併論議に反映させていくことをお考えかどうか、地域生活部長にお伺いいたします。

第2点といたしまして、今後の市町村合併に関する取り組み、そして市町村の将来像について、知事にお伺いいたします。市町村合併はそれぞれの町村が主体的に判断するものであるというのが、県としての基本的なスタンスであろうと理解をいたしております。知事は常々、県民総力戦という表現を使われておりますが、県民が安心して暮らせる安全な県土、県民が真に豊かさを感じることでできる県づくりのためには、県、市町村が互いに対等な立場で連携し、一体となった取り組みを進めていくことが不可欠であろうと思います。知事は、そうしたパートナーとしての市町村に、どのような姿、どのようなものをお望みになるでしょうか。「市町村合併は目的ではなく、あくまでもよりよい自治体を目指すための手段にすぎない」と言われております。知事としては、市町村合併をどのようにとらえ、今後どのように進めていこうと

お考えなのか、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

なぜ自民党支持に心変わりしたのかという問いでございます。私は知事就任以来、「すべては宮崎のために」という一念で、あくまで県民党として行動しております。道路特定財源問題につきましては、与野党の考え方を十分考慮、検証いたしまして、本県のためを考え、苦渋の選択で、条件つきで政権与党の考え方を、今のところ支持させていただいておるところでございます。

続きまして、県民総力戦についてであります。私は、新しい宮崎を実現するためには、地域力、住民力を高めることが必要であり、そのためには、県民の皆様一人一人が意識改革をして、それぞれの得意分野や持ち味を生かして、自発的にさまざまな取り組みを行っていただくことが肝要であると考えております。具体的な動きとしましては、昨年、私と意見交換を行ったNPOの方々が、県民総力戦の趣旨に賛同してくださり、まちづくりをテーマとしたフォーラムを自分たちの手で開催されました。また、先日は、「みやざき観光・文化検定」が開催されたところですが、このような取り組みも、県民総力戦による「おもてなし日本一観光推進」につながるものではないかと考えております。私に直接、「自分も県民総力戦で何かやりたい」と聞いてこられる方々も日々ふえてきておりました。県民総力戦が徐々に浸透し、県民の意識が変わりつつあるという手ごたえを感じているところでございます。

続きまして、当初予算の編成についてであり

ます。平成20年度当初予算編成は、私にとって初の通年予算という本格的な予算編成でありましたので、私のマニフェスト達成に向け、中山間地域・植栽未済地対策等の3つの重点施策を中心に積極的に取り組むこととさせていただいております。具体的には、中山間地域・植栽未済地対策としては、きらり輝く中山間地域農業活性化プロジェクト事業、植栽未済地解消、抑制対策事業、子育て・医療対策としては、子育て支援乳幼児医療費助成事業、そして小児科専門医育成確保事業、建設産業対策として、建設産業育成総合対策事業などに取り組むほか、その他の分野におきましても、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業などにも新たに積極的に取り組むことといたしております。当初予算の編成に当たりましては、平成19年度地方財政対策の影響などにより収支不足額が拡大し、大変苦しい予算編成を強いられたところではありますが、3つの重点施策を中心に、本県が直面する喫緊の課題に対応した、優先度や重要性の高い事業につきましましては、しっかりと措置することができたのではないかと考えております。

続きまして、県民総力戦で推し進めたい政策についてであります。私の夢は、この宮崎を、「宮崎で生まれてよかった」「訪れてよかった」「住んでよかった」と思える県にしたいと考えております。このためには、安心して子供を生み、育てられる環境、さらには、本県を訪れた方々が満足できる環境を整える必要があります。これらは、みんなが手を取り合って同じ方向にベクトルを向けないと達成できないものと考えております。このようなことから、子育て家庭を応援する趣旨の宣言や、子育て家庭を対象としたサービスの取り組みなどを募集する「みんなで子育て応援運動」を展開していると

ころであり、県民総力戦で子育てを応援していきたいと考えております。また、おもてなし研修の実施や観光ボランティアの資質向上等を通して観光振興や移住促進を図ることにより、県民総力戦によるおもてなし日本一を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、市町村合併についてであります。県と市町村は、住民福祉の向上という共通の政策目標を実現していく上において、対等重要なパートナーであり、それぞれの役割を踏まえながら、連携して施策を展開していくことが肝要であると考えております。このような中で、市町村が、今後さらに多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応していくためには、一層の行政体制の整備、確立が不可欠であり、市町村合併はそのための有効な方策であると考えております。市町村合併は、これからの市町村の望ましい姿を見据えながら、市町村と住民の皆様とが一体となって取り組んでいただくことが何よりも重要であると考えておりますが、県といたしましても、合併新法の期限まで残り2年となっておりますので、合併に向けた一層の取り組みがなされますよう、引き続き市町村に対して、積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えします。

企業誘致に伴う地方交付税の取り扱いについてであります。企業誘致に取り組む市町村に対しましては、従来から、過疎地域などの特定地域において、一定の要件を満たす施設の新設等を行った事業者に対し市町村が固定資産税減免を行った場合には、その減収額の75%が、普通交付税により補てんされることとなっております。また昨年、企業立地促進法が施行されたこ

とに伴い、この法律に基づく企業立地につきましても、同様の普通交付税の減収補てん措置が設けられたところでもあります。さらに、特別交付税についても、企業立地に伴う固定資産税の増収分の5%について、当該市町村において、企業誘致に関連して必要となる財政需要として、新たに措置することとなったところでもあります。

次に、市町村合併についてであります。合併した市町におきましては、合併特例債や市町村合併支援交付金などの国や県の支援策を活用しながら、10年、20年という長い時間をかけて、地域の一体性の確保や均衡ある発展に取り組んでおられるところでもあります。これらの市町におかれては、特に福祉サービス部門の充実強化や、道路、下水道といった社会基盤の整備など、一定の成果を上げられていると伺っておりますが、このような取り組みはいずれも緒に付いたばかりであり、「合併効果がなかなか見えてこない」といった声もあるようであります。県といたしましては、こうした地域の方々の意見も含め、合併後の状況の把握に一層努めまるとともに、今後の市町村合併の推進やまちづくりへの支援に、積極的に生かしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕  
お答えいたします。

企業誘致に関する市町村への支援についてであります。企業が立地いたしますと、進出した地域の活性化や雇用の拡大につながりますことから、市町村と連携して、積極的に企業誘致を進めているところでもあります。しかしながら、企業誘致における自治体間の競争は全国的に激化しておりますので、各県、各市町村がそれぞれ独自に、企業に対する優遇制度を設けるなど

の取り組みを行っております。このような中、県といたしましては、厳しい財政状況ではありますが、本年度、補助金の最高限度額を九州最高額となる50億円に引き上げるなど、制度の充実に努めたところでもあります。今後とも、県と市町村が力を合わせまして、1件でも多くの企業立地が図れるよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野安幸議員 それでは、自席から行わせていただきます。

国道269号大久保工区安全施設について、県土整備部長にお伺いいたします。事業計画を見ますと、自転車道、歩道の新設に3億円を見込まれているようであります。地元としては大変喜んでおられるところでもあります。しかし、既に改良が終わったと言われております工区で——大久保駐在所の近くであります——一部歩道ができていない箇所があります。ここは大久保小学校の入り口であります。隣には大久保学習児童館があります。子供が集団でバスを待つところでもあります。この場所については、地権者とも話をしておりますが、同意しないとは言っておりません。ここを大久保工区に取り込み、改良はできないものかお伺いいたします。

○県土整備部長（野口宏一君） 国道269号の大久保工区の歩道でございますけれども、平成18年度から事業に着手し、現在、地元説明会を終えまして、用地調査を実施しているところでございます。議員から御質問のありました箇所につきましては、交通量の多い通学路であることや、周辺との連続性を考慮いたしますと、歩道整備の必要性を認識しているところであり、平成20年度から、大久保工区の一部といたしまして整備する予定としております。今後、清武町とも連携を図りまして、事業進捗に努めてまい

りたいと考えております。

**○河野安幸議員** 次に、高岡郡司分線の改良について、県土整備部長にお伺いいたします。今年度は、船引集落内を着々と改良工事を進めていただいております。平成20年の7月にはほぼ完成の予定となっております。清武町も地区民も大変喜んでおります。しかし、黒北から宮崎市の最終処分場たらの木台の下の工区でございまして——枇杷首<sup>びわくび</sup>というところでございまして——一部未改良になっており、そのままになっております。地元も不思議に思っておりますが、何の理由で改良ができないのかお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県道高岡郡司分線の枇杷首地区でございましてけれども、現状で道路線形が悪く、交通安全確保の観点から整備が必要であると考えております。しかし、当区間の一部が字図が混乱しております。現段階では用地取得が困難な状況にございます。このため、字図整理など用地問題の解決に向けまして、関係者、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

**○河野安幸議員** 知事にお伺いしたいと思っております。予算的に見ましても、国に金がないので、補助金や交付金をカットしてきているわけです。三位一体の改革で、税源移譲と言われておりますが、市町村から言わせると、「何でこんなに市町村民税がふえたのか」といった苦情が相当あるようでございます。これではますます地域格差が広がり、地方は疲れ果てます。今、ガソリン国会と言われ、暫定税率を廃止し、道路特定財源を一般財源化すべきだという議論が起こっておりますが、真に必要な道路の建設とは何でしょうか。四国と本州には3本の橋がかかっております。三木橋、大平橋、後藤

田橋と呼んでいる人もおります。私は、国の道路建設に対する考え方は、「利用者が少なく採算ベースに合わないから、真に必要な道路ではない」と言っているような気がしてなりません。宮崎県は、高速道路の利用者は少ないし、利用者が少なれば料金体系も高く設定され、通行料金体系が高くなれば利用者も少なくなり、まさに悪循環そのものだと思います。国の理論では、高速道路建設の対象外となるのではないのでしょうか。しかし、その理論で切り捨てられてよいのでしょうか。高速道路は、「陸の孤島」と呼ばれる宮崎の産業の発展に大きく寄与し、真に必要な不可欠な道路であります。宮崎県の道路建設がなぜこれまでおくれたのか、理由がわかりませんが、知事は、何が原因だと思われませんか、お答え願いたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** まず、宮崎県の人口というのは全国の1%で、県土面積というのは全国2%あるんです。ということは、やっぱり県土面積が広いのかなということで、あと8割は山間地域なので、地形的な厳しい条件があった、川も多いし、山間地域が多いという、そういったことでおくれたのではないかと思っております。しかし、東九州自動車道あるいは九州横断自動車道延岡線は、非常に県民にとって命の道路だと認識しております。たとえこの東九州自動車道が東国原自動車道と言われるようなことがあっても、私は、東九州自動車道のためには命を張って、一日も早い供用を目指していきたいと考えております。

**○河野安幸議員** 地域生活部長にお伺いしたいと思っております。私の出身町の当該施策に対する一般財源の持ち出しは、18年度の実績で申し上げますと、工場等設置奨励金が約5,000万円、これを含めた特殊財政事情調査で計上した一般

財源の額が3億3,500万円に對しまして、特別交付税額は1億1,800万円であります。特別交付税額の算定法はどうなっているのか、地域生活部長に伺いたいと思います。

○**地域生活部長(丸山文民君)** 特別交付税の算定の方法ですけれども、特別交付税につきましては、普通交付税では捕捉されなかった特別の財政需要や災害等への対応がある場合などに措置されるものであります。算定の方法は総務省令に定められておまして、具体的には、災害や合併関連経費のほか、過疎地域振興対策や中山間地域対策に要する経費など、市町村の個別の事情を踏まえまして算定を行っているところであります。しかしながら、総額が限られておまして、各市町村の財政需要の全額に対して措置することはできない状況にあります。御理解を賜りたいと思います。

○**河野安幸議員** 商工観光労働部長にお伺いいたしたいと思います。昨年でしたか、宮崎県地域産業活性化協議会がつけられたようでございますが、これはいつつけられたのか。そして、その委員の方々はどういった方々か、どのような審議をされているのか、お伺いいたしたいと思います。

○**商工観光労働部長(高山幹男君)** 宮崎県地域産業活性化協議会についての御質問ですが、これにつきましては昨年の10月10日に設立したものでございまして、その構成員のメンバーは、県とすべての市町村、それから大学、高専、商工団体、工業界等、全体で42の団体で構成いたしております。ここにおきましては、企業立地促進法に基づく企業立地の支援を受けるために、その前段として、地域の基本計画をつくって国の承認を得ないといけませんので、その基本計画の策定について審議いただいき

たというものでございます。

○**中村幸一副議長** メンバーはどういう人たちか……。

○**商工観光労働部長(高山幹男君)** 協議会のメンバーは、県とすべての市町村、それと大学、高専、商工団体、これは3つございまして、それから工業界、産業支援財団、県のソフトウェアセンターのすべての42団体になっております。

○**河野安幸議員** 再度、商工観光労働部長に伺いたいと思います。このたび清武町に立地いたしますシェルソーラーでございますが、それに対する県の補助金はどうなっているのか、お伺いいたしておきたいと思います。

○**商工観光労働部長(高山幹男君)** 昭和シェルソーラー株式会社に対する補助金ということでございます。去年の11月7日に立地調印を行っておりますが、このときの計画によりまして、設備投資が150億円、150人を新たに採用という計画であります。このとおり計画が実行されました場合、約6億4,500万円の補助金の額となると思いますけれども、これが、具体的に企業が立地され、常用雇用者150人採用されたときに交付されるという形になろうと思います。

○**河野安幸議員** まだ時間がございますけれども、いろいろすべて前向き御回答をいただきました。これで私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○**中村幸一副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時33分散会

3月4日（火）



# 平成 20 年 3 月 4 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやぎ)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやぎ)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |           |           |  |
|-----------|-----------|--|
| 知 事       | 東国原 英 夫   |  |
| 副 知 事     | 河 野 俊 嗣   |  |
| 総合政策本部長   | 村 社 秀 継   |  |
| 総 務 部 長   | 渡 辺 義 人   |  |
| 地域生活部長    | 丸 山 文 民   |  |
| 福祉保健部長    | 宮 本 尊     |  |
| 環境森林部長    | 高 柳 憲 一   |  |
| 商工観光労働部長  | 高 山 幹 男   |  |
| 農政水産部長    | 後 藤 仁 俊   |  |
| 県土整備部長    | 野 口 宏 一   |  |
| 会計管理者     | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 企 業 局 長   | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長   | 植 木 英 範   |  |
| 財 政 課 長   | 和 田 雅 晴   |  |
| 教 育 委 員 長 | 江 藤 利 彦   |  |
| 教 育 長     | 高 山 耕 吉   |  |
| 警 察 本 部 長 | 相 浦 勇 二   |  |
| 代表監査委員    | 城 倉 恒 雄   |  |
| 人事委員会事務局長 | 大 野 俊 郎   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 藏   |  |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |  |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |  |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |  |
| 政策調査課長      | 富 永 博 美   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦   |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |  |

◎ 一般質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続いて一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、16番外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕（拍手） 社民党の外山良治です。

質問に入る前に一言申し上げたいと思います。3月をもって約400名の職員が県庁を退職されていくようであります。退職される皆様には、約40年間の長きにわたって県民福祉の向上のために御尽力をいただき、その御苦勞は大変なものがあったと思います。この場をおかりいたしまして、社民党県議団を代表し、感謝申し上げます。退職された後は健康に十分御留意され、新たな人生をスタートしていただきたいと思います。本当に御苦勞さまでございました。

道路特定財源、暫定税率等の是か非かという議論に集中し、車を野方図に認めた功罪検証、議論が皆無であることに対して、何かの間違っていると感じています。その立場から質問をいたします。

地球温暖化対策や車社会の負の側面から、ロンドンのリビングストン市長は、渋滞緩和の一環として、市中心部に流入する車両に課す渋滞税約1,700円を03年に導入し、すばらしい効果を上げていることが、05年の世界34都市首長国際会議で報告されています。それによると、渋滞税導入の結果、ロンドン市内に乗り入れる私用車の数は1年間で38%減り、バス、電車等の利用者が400万人から600万人に増加する一方で、

CO<sub>2</sub>排出量は20%削減されたようであります。しかも、この取り組みは多くのロンドン市民に支持され、市長の支持率が12%上がるなど、温暖化対策が支持率向上にもつながっているようであります。

宮崎県の現状は、自動車保有台数は前年度比1.4台増加し75.9台で、九州1位となっております。環境的視点から見ると、温室効果ガス、いわゆる二酸化炭素排出状況は、平成2年度運輸部門は約180万トンが、平成16年度では約250万トンと、70万トンも増加しています。県の二酸化炭素削減数値目標は、平成22年度約200万トンです。関係部長の数値目標に対する取り組みと現状について答弁を求めます。公共交通機関（鉄道・バス）の目標値と実績について、数値目標に対する取り組みとあわせて担当部長の答弁を求めます。この現状に対し、知事の見解を求めます。

教育の機会均等が保障されたまちづくりについてお伺いをいたします。

教育長後任の教育委員の追加議案が予定されています。高山教育長在任4年間の特筆すべき点として、障がい児・者の教育が際立って前進したことではないかと思えます。県教育委員会内に特別支援室の設置、高等学校に在籍する障がいのある生徒への介助員の配置、清武・日南両養護学校高等部の設置、都城養護学校小林校、延岡養護学校高千穂分校の開校等が挙げられます。今回、4年間の任期を全うされ、これら施策は、保護者、障がい当事者等から高い評価と伺っています。本当に御苦勞さまでございました。障がい者の一人としても感謝いたします。しかし、教育環境のさらなる整備充実喫緊の課題として山積しております。

定時制・通信制教育の現状と課題についてお

伺いをいたします。宮崎東高校プレハブ校舎は、平成13年にプレハブ教室として急場をしのいでいます。利用者、教職員等から一日も早い改善が求められています。答弁を求めます。

また、県立高校の退学者は平成18年度477人、私立高校、同様に424人、合わせて約900人となっています。比例して通信制は今年度3,399人と、年々増加をいたしております。これに対し卒業生は、平成19年度わずか300人のみであります。2,059人の生徒が休眠となっているようであります。これら生徒に対する対策はどのようにされているのか、答弁を求めます。

通信制生徒数は、宮崎東高校、平成19年度2,696人、延岡青朋703人となっていますが、都城・日南地区等には通信制はないようであります。遠距離通学を解消するため、県南地区（都城、西諸、日南）に県立通信制高校を設置する必要があると思っておりますが、答弁を求めます。

工業系定時制は宮崎市のみとなっています。本県の第2次産業の中心的役割を担っていただいている延岡市周辺に工業系定時制を開設すべきと思いますが、答弁を求めます。

以外は質問者席からいたします。（拍手）  
〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

地球温暖化と総合交通体系のあり方についてであります。地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出は、私たちの日常生活や経済活動に密接に関連しておりますので、さまざまな分野での取り組みが必要であります。運輸部門におきましても、自動車からの二酸化炭素の排出量を抑制することが重要でありますので、県では、公共交通機関の利用の促進や物流部門での

モーダルシフトの推進に、今後とも粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えします。

乗り合いバスと鉄道の利用者数についてであります。平成18年度の乗り合いバスの目標利用者数は1,363万5,000人としていたところであり、それに対して実績値は1,138万7,000人あります。それから、鉄道につきましては、目標値、これも18年度ですけれども、950万人に対して実績は879万人となっております。減少しておりますけれども、その原因としては、少子化あるいはモータリゼーションの進展等が考えられるところでもありますけれども、対策といたしまして、県としては、鉄道・バスにつきましても、利用者に利用しやすいダイヤの設定、あるいは車両の更新に取り組んできたところでもあります。それからまた、鉄道・バスにつきましても、市町村あるいは団体等が利用促進のために啓発イベント等を行うときに、その補助として年間300万程度を支出して取り組みを進めているところでもあります。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 本県の運輸部門での二酸化炭素排出量の現状と取り組みについてお答えいたします。まず運輸部門での現状でございますが、二酸化炭素排出量についてであります。本県の運輸部門における平成16年度の二酸化炭素排出量は、約235万トンとなっており、基準年の平成2年度の排出量約184万トンと比較して28%増加しております。このようなことから県では、運輸部門の二酸化炭素排出量削減のため、県民、事業所、団体、行政などで構成されました「環境みやざき推進協議会」と連携して、アイドリングストップやノー

マイカーデーの実施などの普及啓発に努めているところでもあります。また、県民にエコドライブを積極的に取り組んでもらうため、1日に5分間アイドリングストップをすることで二酸化炭素が1台当たり年間38キログラム削減できるといったような具体的な事例を示しながら、普及啓発に努めているところでもあります。さらに今年度から、エコドライブの普及を図るため、環境省主催のエコドライブコンテストへの参加を県内の運輸業者に呼びかけて、自動車燃費の向上に取り組んでいるところでもあります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、宮崎東高校の校舎についてであります。平成13年度から、定時制昼間部入学志願者の増加に伴いまして募集定員を80名といたしております。これに対応するため、耐震性を満たし、空調設備や防音対策を施しました軽量鉄骨づくり2階建て普通教室等を整備したところでもあります。県立学校の学習環境の改善につきましては、入学志願者の推移や各学校の要望等を踏まえまして、今後、計画的に対応してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる休眠生についてであります。通信制課程に在籍をしながら履修の申し込みをしていない生徒を、通常、休眠生と呼んでおります。通信制教育は、本人の事情等によりまして弾力的な学びができる制度でありますので、自己都合によりまして一時学習を中断する生徒もおります。各学校におきましては、このような休眠生に対しまして、新たな学期の履修申し込み受け付けのたびごとに、学習の再開を文書で呼びかけているところでもあります。また、履修手続をとりながらスクーリングへの出席が不

足しがちな生徒には、担任が機会あるごとに出席及びレポートの提出を促すなど、休眠生にならないよう、きめ細かな対応を粘り強く行っているところでございます。

次に、通信制・定時制のない南那珂・都城地域への開設についてでございますが、御案内のとおり、定時制・通信制の高等学校につきましては、働きながら学ぶ生徒だけでなく、中途退学者等さまざまな事情により入学を希望する生徒を受け入れているものでございます。こういったことも踏まえ、今後の入学志願者の推移等も十分見きわめながら、総合的、多角的な観点から、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、延岡工業高校の関係で、工業系の定時制をといる御質問でございますが、延岡地域への定時制工業系学科の設置についてでございます。新たな学科につきましては、地域の実情や将来にわたる生徒のニーズ等について十分な把握を行うことが重要でございますので、今後、地元の関係者や中学校等から意見を伺いながら、必要性について研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○外山良治議員 知事、担当部長、答弁していただきました。総量の問題、二酸化炭素排出量の問題等々について、やってきたが、全く効果はないと。1,300万人台に対して1,100万人台、200万人減少している。二酸化炭素一つにしても、28%増加している。こういったことは今まで対応策、アイドリングがどうのこうのとか、そういったことは随分言われてきました。答弁がありました、今までも。では、なぜ実効が上がらないのか。有言不実行。両担当部長、知事、この現状についてどう思われるかということ、まず第1点ですね。

アメリカ副大統領のゴアさんが、こう言いました。今、地球上で最大の問題というのは二酸化炭素の削減だと。最優先課題としてこれを取り組んでいかなければ、例えば住吉海岸のヘッドランドに300億かけても5～6年しかもたんだらうといったことも指摘をされ続けてきました。これらの点について、今までの取り組みの反省点、知事、担当部長、それぞれ答弁してください。

**○知事（東国原英夫君）** 地球温暖化防止という、地球環境の問題というのは、本県だけでなく、全国あるいは地球上のグローバルな問題だととらえております。京都議定書では2012年までに6%減ということでございます。そういったものにも取り組んでいかなきゃいけないと思いますけれども、本県といたしましても、県庁自体がCO<sub>2</sub>の削減をうたいながら、その実効性がなかったと。御指摘はそのとおりでございます。まず地球環境にとって喫緊の課題、あるいは自分らが危機感を持つということを県庁職員みずから肝に銘じて、今後、鋭意努力していかなきゃいけないと思います。CO<sub>2</sub>の排出もさることながら、CO<sub>2</sub>の吸収、中山間地域を大切にし森林を守るということも、私は重要な施策の一つとさせていただいておりますので、そういった方向からも、地球の温暖化あるいはCO<sub>2</sub>の削減に寄与していかなきゃいけないと考えております。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 公共交通部門の取り組みでありますけれども、現在、自動車輸送から海上輸送あるいは鉄道輸送へと、いわゆるモーダルシフトの取り組みをしなきゃいけないということで、県としても取り組んでいるところであります。具体的には、CO<sub>2</sub>削減については、海上輸送がトラック輸送の4分の1、

鉄道貨物はトラック輸送の7分の1で済むという話を聞いております。県では海上輸送等を進めるために、今、「南王丸」というのが関東航路に入っておりますけれども、そちらに補助をして利用促進を図ったり、あるいは鉄道のダイヤ改正とか、いろいろ要望等を行っているところであります。なかなか実績値は上がりませんが、引き続きそういう地道な取り組みをやっていきたいと考えております。以上です。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 環境森林部でございますが、議員おっしゃいますように、地球温暖化問題というのは、人類や生態系に影響を及ぼします大変重要な問題であるという認識はいたしております。温暖化対策のためには、県民一人一人や事業者が強い関心を持っていただき、身近なことから一つ一つ実践していくことも非常に大事なことであるというふうに思っております。あしたは県庁でも、「地球にやさしい日」ということで、ノーマイカーデーという取り組み等も行っておりますので、ぜひ一人一人あるいは各事業者、身近なところから実践をしていただくように、普及啓発に努めておるところでございます。また、環境森林部としましては、先ほど知事が申し上げましたように、もう一つの対策として、森林の整備をいたすことで、二酸化炭素の森林吸収源としての役割がございまして、この森林の整備についても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○外山良治議員** 簡単に申し上げます。数値目標は達成可能ですか。そのために何をしようと考えておられますか。両部長、よろしく願います。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 引き続き、数値目標に近づくように一生懸命努力をしていき

たいと考えております。

**○環境森林部長（高柳憲一君）** 取り組みにはいろいろございますが、二酸化炭素の排出量につきましても、詳しく見てみますと、やはり運輸部門での排出というのが非常に多いでございます。これは自動車からの排出量ということが多いわけですが、基本的には、自動車の利用を控えて公共交通機関を利用するということが非常に効果的な取り組みであると思っております。先ほど申し上げましたように、県では、県民、事業所、団体、行政等で構成される環境みやざき推進協議会と連携をしまして、県民、事業所に対してノーマイカーデーということで、公共交通機関を利用していただくという取り組みを促進しているというところでございます。

**○外山良治議員** 22年の数値目標というものを楽しみにしています。

次に移ります。「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、これは07年10月に施行されていますが、同時に定められた基本方針では、自治体と既存バス事業者との協力関係を基軸にしたバス活性化、再生の方針が提示されております。国交省のガイドラインでは、路線定期運行を中心に、整合性のとれた地域交通ネットワークの構築に留意する地域公共交通会議が示されておりますが、例えば、この地域公共交通会議の趣旨として、地域交通ネットワークの構築にまず留意することとあります。現在、各地域で地域公共交通会議が設置されているようでございますが、バス事業者の参加及び交通会議開催回数は何回か、答弁を求めます。

**○地域生活部長（丸山文民君）** お答えします。

地域公共交通会議の設置の状況ですけれども、12市町村で設置されております。これは2

月15日現在でありますけれども、その中で、小林市と三股町、五ヶ瀬町においては、コミュニティバスを運行するための協議開催であります。小林市におきましては2回開催されております。それから、三股町については1回、五ヶ瀬町についても1回、それから日南のほうで2月25日に1回開催されております。以上のような状況です。

**○外山良治議員** 今、日南で25日に開催されたということですが、1回のみなんですか。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 日南では今のところ1回だけです、2月25日。

**○外山良治議員** その中で、関係法すべてが、既存事業者を参入してと、参加をさせてということになっていますが、この日南の地域公共交通会議には既存事業者は入っているんですか。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 入っております。

**○外山良治議員** わかりました。それでは、今後、例えば地域住民と既存の事業者と十分話し合いをして、公共交通のあり方、マイカーから公共交通という視点というものを大事にしながら、地域の移動手段確保をすべきだと私は思いますが、そういった方向で考えてもいいわけですね。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 今、県のほうではコミュニティバスに取り組んでおりますけれども、当然、それは市町村の有償運送に当たるわけです。国の運輸機関の登録制度になっておりますから、これが必要なわけでありまして。ですから、コミュニティバスを導入するときも、地域公共交通会議で十分にいろんな協議、例えばダイヤとか、ルートとか料金設定、それから事業者さんがやっているバスとの連携、そうい

うダイヤの設定を——やはり地域住民の利便性の向上というのが一番大事ですから、そこらあたりを熱心に協議していただいております。今後開催される会議においても、そういう視点で会議が開催されるというふうに考えております。以上であります。

**○外山良治議員** この点、担当部長、私は、例えば、廃止路線代替バス補助金は9月廃止、今後、コミュニティバスで2年間、上限200万円、人口3万人でしたか、これに移行するというふうに伺っております。これは安心・安全、継続というものが十分保障されているとお感じになりますか。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 地域公共交通会議の協議を踏まえて、国に登録する場合も、合意がないと登録できないというような考えになっておりますので、十分に今のところは協議の中で、そういう地域住民の利便性向上、福祉の向上のためにコミュニティバスが走っていると理解をしております。

**○外山良治議員** 継続。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 失礼しました。コミュニティバスの運行費補助については、赤字路線1系統につき200万円を限度として助成するということになっておりますけれども、2年間は、そのコミュニティバスが運行する、軌道に乗るための期間、あるいはノウハウを習得するための期間と考えておりますので、今のところは2年間という予定にしております。以上です。

**○外山良治議員** 今のところはということですが、私は、移動手段の確保というのは、県土の均衡ある発展という視点から絶対大事にしたいと。今のような状況では、国鉄の特定地方交通線から第三セクターへ転換した鉄道を

思い出します。当初は黒字が12社、赤字が33社でありました。ところが、16年では、黒字はたった4社、赤字が33社急増しております。そして、5社が既に廃止及びその予定となっております。ですから、コミュニティバスというのは、近未来、この姿になるのではないのでしょうか。そうさせないという自信がありますね。担当部長、答弁してください。

**○地域生活部長（丸山文民君）** 今のところは、小林、三股、五ヶ瀬、昨年の4月1日から三股、10月1日から五ヶ瀬と小林がコミュニティバスを運行しております。今のところは、利用者も当初の目標よりは多いということを伺っております。順調に推移していると考えております。利便性だけじゃなくて、山間地の奥のほうまで、交通の空白地帯だったところまでコミュニティバスが入り込んでおります。それと、ほとんど幹線とも接続がありますので、順調に運行していると考えております。将来の課題としては、例えば「ダイヤをもう少しふやしてくれ」とか、「もう少しこちらの集落まで入ってほしい」とか、そういうお話は伺っております。将来的にも、特に中山間地等においては高齢化が進むと考えられておりますので、高齢者等を初めとする交通手段の確保がどういうふうにあるべきか、これは将来の課題とさせていただきますと考えております。以上です。

**○外山良治議員** 例えば1週間に2回走るというふうなところも、見たら、ありました。人工透析は週に何回病院に行かれますか。担当部長、答弁してください。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 3日に1回としたときに、週に2回ないし2.何回ということですね。

**○外山良治議員** 担当部長、イレギュラーな質

問でしたから、わからなかったかも……。その程度は覚えておってください。週2～3回、5時間ですよ。こういったことを十分、地域住民と話をし、対応していただきたいと。十分話し合いがされていないことが今、証明されました。

続きまして、自殺対策についてお伺いをいたします。

自殺対策については、相談時間の充実、実態の把握、自殺未遂者対策、「都城・小林地区は自殺多発地帯であること等を指摘しながら特別対応すべき」「自殺原因の一つとしてうつ病が言われているが、交通安全対策関連予算は10億だ。うつ病対策はたしか1,200万円でしかない。うつ病対策費を増額すべき」「自殺対策協議会等を設置し、本格的な取り組みをすべき」等々を求めてきました。しかし、自殺者は平成17年374人が19年では395人と、21人も増加し続けています。知事の見解と担当部長の取り組みについて、具体的に答弁を求めます。

○知事(東国原英夫君) 自殺対策につきましては、これまでの取り組みといたしまして、平成18年度に県内の医療、労働等の専門家から成る自殺対策協議会を設置して、昨年8月に「総合的自殺対策に関する提言書」の提出をいただくとともに、自殺死亡率の高い西諸県地域において、うつ病の早期発見・早期治療につながる対策を実施してきているところでございます。また、今年度は、自殺に関するシンポジウムや自死遺族パネル展を開催し、自殺予防に関する普及啓発を行うとともに、民間団体が行う自殺防止専用電話に対する支援を行っております。今後の自殺対策につきましては、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等々さまざまな問題が含まれております。総合的な検討が必要である

ことから、昨年11月に庁内に、私を本部長とする自殺対策推進本部を立ち上げて、全庁的に取り組むこととしております。

具体的にということですので、その意味は、恐らく数値の問題ではないかと思っております。数値目標につきましては、国が平成28年までに20%削減するというような方向性を出しておりますが、人口10万人当たりの自殺死亡率のほか、自殺者数をどうするのか、全国順位をどうするのか、さまざまな形はありと考えておりますが、今後、自殺対策推進協議会の場等で検討を行いまして、県民の皆様にはわかりやすい指標として、何らかの形でお示ししたいと考えております。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 自殺対策の取り組みについてであります。今、知事が答弁の中で、現在やっています自殺対策の取り組みについてはお答えいたしましたので、今後についてお答えしたいと思います。自殺対策につきましては、総合的な取り組みが必要と考えまして、来年度新たに立ち上げる「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業の中で、市町村、民間団体、企業等で実践する自殺防止のための行動計画を策定、実施するほか、自殺やうつ病に対する正しい理解の普及啓発、自殺対策の担い手となる人材の育成に積極的に取り組んでまいります。また、NPO法人等民間団体とも連携しながら、自殺未遂者や遺族の支援にも取り組むことにしております。以上です。

○外山良治議員 この点についても、何回となく質問をしてきました。ところが、実績——これを実績と言えるか、ちょっと言葉が思い当たりませんが——21人も増加をしていると。今までの取り組み、何やったんかということ、これも有言不実行。ちなみに、小林、都城が多いと



いうことを指摘しました。17年と18年の比較、いろいろ取り組みをした結果、多分減ったんでしょう。実数を明らかにしていただきたい。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 西諸県地区が確かに自殺率が高いわけですが、平成18年度から西諸地域で事業をやっておるわけですが、18年度の数字が西諸県全域で55名、それを平成17年度と比べますと、17年度が42名ですので、ふえているという形になっております。ただ、事業の取り組みが18年度からですので、事業の効果というのは今後出てくるものと思っております。

○外山良治議員 19年度は幾らでしたか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 19年度の地域別の数値は把握しておりません。

○外山良治議員 県警本部長、19年度は同地区はどの程度だったんでしょうか。

○坂口博美議長 もう一度質問の趣旨……。

○外山良治議員 警察資料による19年度の同地区の自殺者というものは何件か。

○警察本部長（相浦勇二君） 手元に資料がございませんので、恐縮でございますけれども……。

○坂口博美議長 質問者、これがないとだめですか、数字。把握されていますか。

○外山良治議員 もちろん警察の場合には所管で数字、把握されていると思います。ですから、市町村の把握はないと思いますが、多分増加をしているんですよ。ですから、そういった答弁というのは、子供も笑いますよ。私は今まで、行政施策を講じる場合には実態の把握ということはずっと言ってきました。自殺総合対策大綱第4条7、自殺対策基本法の中で政府が大綱を示していますが、第5回自殺未遂者・自殺者親族等ケアに関する検討会が19年10月に開催

されているようでありますが、この実態把握がぜひ必要だと。未遂者というものが、再発防止という視点から最も大事だということが言われてきました。そこで、さきの議会で、「救急搬送件数は、自損行為で運ばれた件数は何件か」といったことを質問しました。ですから、今回もまた質問しますが、2次救急医療施設、保健所、警察、こういったところの自殺未遂件数というものはどうなっているか、答弁してください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 自殺未遂者につきましては、保健所では個別の相談があった場合しか把握しておりません。それから、2次救急施設において、自殺未遂の数字も把握しておりません。

○総務部長（渡辺義人君） 平成18年の数字で申し上げますと、救急搬送者が全体で3万2,627名おりますが、このうち自損行為と分類される搬送者数は428名でございます。以上であります。

○外山良治議員 自殺ゼロ何とかというのをくっておられますね。その中に自殺未遂対策ということが書いてありますよ。どうしはるんですか。全部ゼロ。唯一、搬送件数が400何十何人と出ましたが、おたくら全然把握していない。どうやって未遂者——自殺が395人ですから、未遂者はその10倍と言われる4,000人。おたくらのチラシでは未遂対策となっている。では、未遂対策を講じるためには、その数というのをどうやって行政が把握するか。これは当然必要でしょう。どうしはるんですか、答弁してください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 自殺未遂者対策につきましては、先ほどお話にありましたように、国からガイドライン作成のための指針が

示される予定でありまして、この指針をもとに、関係機関の連携とか情報の共有化について、自殺対策推進本部等の場で検討していきたいと考えております。

**○外山良治議員** ぜひ対応していただきたいと思えます。今までがゼロですから、可能な限りケアというものが絶対必要ですから、お願いいたします。

次に、変死体検視と司法解剖、行政解剖等の現状についてお伺いをいたします。

大相撲の力士が暴行を受けて死亡した事件は、当初、愛知県警は病死と判断をしたが、御両親は病死に納得せず、新潟大学に相談、遺族の求めに応じて承諾解剖が行われた結果、暴行による死亡が確認され、元親方、兄弟子等々が傷害致死罪でそれぞれ逮捕、起訴されています。愛知県警の病死判断は批判されていますが、関係者間では、この件はいつ発生しても不思議ではないと指摘があります。平成19年4月現在で検視官は147名のみで、警察庁は全国の警察本部に対し、検視を行う検視官の増員を通達しているようであります。検視官不足に加え、解剖を行う法医学者も不足し、十分な体制をとる予算もないのが現状と言われておりますが、本県の検視体制は十分か、答弁を求めます。

**○警察本部長（相浦勇二君）** お答えいたします。

警察では、主として死体の取り扱いに対して、その原因背景に犯罪が潜んでいるのではないか、こういう関心で死体の取り扱いを行っているところであります。今お尋ねの中にもありましたけれども、最も中核となるべきメンバー、いわゆる検視官とは、10年以上の刑事部門の経験と、東京の研修施設で一定の専門研修を受けた者が資格要件であります。これは今2名

おりまして、この2名をコアメンバーにしなから、県下の各警察署の刑事部幹部による検視業務を全体としてとり行っているという実情にございます。ただ、お話にもありましており、本県でも死体取り扱い総数は、ずっと増加してきておりますし、現在の体制が十分とはいえないものだというふうに考えておりますので、新年度に1人、検視官の拡充をして、3名をコアメンバーとして、そのうち1人を特に県北方面を中心に専従させるという体制を構築して、お話がありましたような誤認検視が絶無となるように、体制を構築していきたいと考えております。以上です。

**○外山良治議員** 全国では約15万体制という変死体が発見されていると。今、宮崎県の場合、変死体はふえているとおっしゃいましたが、変死体数は何体なんですか、19年。

**○警察本部長（相浦勇二君）** 変死体として計上しているのが、平成19年で1,440体です。ちなみに、過去のトレンドを申しますと、平成10年が871体で、平成11年から1,000体台、4けたになりました。以後ずっとふえてきております。以上です。

**○外山良治議員** すごい数字ですね。変死体が1,440体、そのうち、これは刑事訴訟法だっと思えますが、229条では検視官検視となっておりますが、たしかその2項では、宮崎県警の場合には2項扱いというものが、例えば警察官の五感作用及び所轄警察による触診で行われていると思えますが、検視官の司法解剖数と、それによる犯罪件数はどうなっているのか、こういったことを教えてください。

**○警察本部長（相浦勇二君）** 幾つか御質問がありました。まず、司法解剖の数ということでございますけれども、これも誤認検視の絶無を

期すという観点で、より慎重な取り扱いをするようにという方向づけのもとで、この数年ずっと進んでおります。したがって、例えば直近、平成19年の解剖総数は82体でございます。過去10年間のトレンドで見ますと、大体20体から40体ぐらいで推移してきたんですけれども、ここに来て、少しでも犯罪の疑いのあるものはきっちりやろうということで、80体の死体の解剖を行っております。

それと検視官の関連でございますが、検視官が現場に臨場して、検視官が直接、検視の活動に携わった件数を御紹介すれば、恐らく趣旨に沿うのかなと思いますけれども、現場の臨場件数が昨年で369件で、臨場率25.6%、つまり4体に1体の死体については、検視官みずからが出かけ見てということでございます。これも、これまで数年は、パーセントで言いますと12~13%ぐらいで来ていたんですけれども、全く同じ関心から、より綿密に、現場に出かけて行って犯罪を見落とすことがないように努めております。以上です。

**○外山良治議員** 本部長、もう一点、答弁漏れ。犯罪化件数。

**○警察本部長(相浦勇二君)** 失礼しました。そんなことで1,440ぐらいの死体を取り扱って、369ぐらいに検視官が臨場しているんですが、例えば19年で死体取り扱いを契機に事件になった件数を見ますと、殺人事件で認知ベースで6件、これは既に5件は検挙しています。1件は、関係者に諸事情がございまして、継続捜査としているものがあるんですけれども、いずれにしても、昨年は、認知ベースで6件、検挙ベースで5件、傷害致死事件については2件を検挙いたしております。以上です。

**○外山良治議員** 現在の検視体制というものが

不備であるということは、民主党が昨年でしたか、こういったことをしっかり体制を組めということで、関連二法というものを出示していますね。また、公明党の神崎議員が昨年でしたか、国会で同様の質問をしております。ですから、こういった宮崎県以下、全国の検視体制というのが不備であるということは明らかであります。ですから、県警本部長としても警察庁のほうに、今の検視体制というものをぜひ改めろといったような申し入れでもしてください。

私がなぜこういうことを申し上げるかといいますと——例えば千葉県警が、千葉大学医学部の法医学の方にアンケートをとっております。現在の警察嘱託の医師は不安でたまらないと。これが70%、80%、アンケートに答えております。こういったことからして、例えば千葉県警では、車搭載型のCTというものを県警で準備しているようであります。宮崎県警としても、こういった対応というものをするお考えはありますか。答弁してください。

**○警察本部長(相浦勇二君)** CT検査ということでよろしゅうございますでしょうか。CT検査——解剖まで持っていければいいんですけれども、解剖まで持っていくまではどうかと。ただ、内部の状態をとりあえず確認しておいて、万全を期したいということが現場の強いニーズとしてあります。今お話ありましたとおり、千葉大学の岩瀬さんという先生が、この問題については大変積極的に取り組んでいただいているんですけれども、当県警察も、全国的に見ますと、かなり早い時期、平成17年4月からCT検査を県の予算で組み込みまして、画像検査を行っております。また、全国的には、平成19年度から国費での支出も可能になりましたことから、現在は県費、国費を活用して、こと

し1月、2月、既に2カ月で14件ほどCT検査を活用した検査を行っておりまして、今後とも、CT検査の活用については十分配慮していきたいと思っております。

それと、お答えしていいのかあれですが、今お尋ねの前提としてありましたこの問題につきましては、警察として可能な努力は行っていききたいと思っておりますけれども、背景の根っこのところに、こういう問題に携わっているお医者さん方のインフラが非常に不十分であるという問題が横たわっております。したがって、そういうお医者さん方の人的基盤が将来に向けて拡充されていくことでありますとか、先生方の働けるようなしっかりとした組織機関ができていくということ等ともどもやっていかないと、恐らく議員御指摘のような形にはなかなかいかないと思います。私としては、とにかく警察の守備範囲では万全を期していくということで頑張っていきたいと思っております。以上です。

**○外山良治議員** 我が会派の満行議員も指摘をしておりましたが、世界的に、新型肺炎や新型インフルエンザなど新たな感染症、また今日的话题となっております中国産冷凍ギョーザの農薬混入中毒事件等、恐怖は増しております。死因究明制度は、今、県警本部長もおっしゃったように、極めて脆弱のままということが言われております。制度見直しは喫緊の課題だと思いますが、知事の見解を求めます。

**○知事(東国原英夫君)** 御指摘のとおり、脆弱と言えはそうかもしれませんが、今後これは検討の価値があると思っておりますので、十分検討していきたいと考えております。

**○外山良治議員** 福祉についてお伺いをいたします。

発達障害者支援法は平成17年4月に施行、発達障がい、いわゆる自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されております。附則は、政府は、この法律の施行後3年を経過した後、早期発見とその後の教育的・福祉的・就労的支援のための施策を必要に応じて見直しを行うとあります。教育的・福祉的・就労的支援等は、発達段階に即したものでなければならぬわけですが、発達障がい者のライフステージを見据えた取り組みが重要となります。

まず、基本的な点についてお伺いをいたします。障がい者となっておりますが、だれがどこでどのような資格をもって判定、告知するのか、第1点。第2点、発達障がい者は、6～7%と言われておりますが、告知された方は何人か。告知された発達障がい者に対する福祉サービスは何があるのか。それぞれ答弁を求めます。告知を受けた方に対するサービス内容の情報提供システムについても、あわせてお願いいたします。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 発達障がいであるか否かの判断につきましては、最終的には医療機関の医師が診断し、本人またはその保護者に告知をすることになります。医療的診断ではございませんが、1歳6カ月児また3歳児健診において障がいの疑いがある場合には、市町村の保健師や心理士が、経過観察やカウンセリング等を通じて、医療機関での診察を勧めております。さらに、児童相談所や発達障害者支援センターに相談に来られた場合は、必要に応じて経過観察や心理検査を行い、その後、医療機関での診察を勧めております。

次に、発達障がいと診断された人の数につきましては、県としては把握しておりません。ただし、診断された人の数ではありませんが、県教育委員会の平成17年の調査では、県内の小中学生のうち、知的発達におくれはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っている児童生徒の割合は約7.1%、実数に直しますと約7,000人となっております。

発達障がいと診断された人の福祉サービスについてではありますが、知的障がいを伴う場合には、療育手帳を取得して、さまざまな障害福祉サービスを受けることが可能となっております。一方で、知的障がいを伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群等の場合には、児童デイサービス等の一部の障害福祉サービスを除き、利用できるサービスが限られているのが現状であります。

それから、情報についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、知的障がいを伴う場合には、療育手帳の発行時に、福祉サービスに関する情報の提供を行うとともに、それ以外の場合であっても、児童相談所や各医療機関、それから発達障害者支援センター等において情報の提供を行っております。

○外山良治議員 担当部長、身体障がい者は宮崎県に何人おりますか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 身体障害者手帳を交付している方々の人数ですが、5万9,715人となっております。

○外山良治議員 今なぜその数字を聞いたか、おわかりでしょう。身体障害者手帳は5万何千人とぱっと答えられる。告知をされた発達障がい者は、そんなものわからん。ここの違いですよ。実数が把握できないのに、どこをどう見直すのか、わかるわけがないでしょう。ちなみ

に、告知をする、判定をする医者は県内に何人おりますか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 発達障がいを診断できる医者といえますか、医療機関は県内に10カ所程度あるというふうに見ております。

○外山良治議員 私たちを判定するのは指定病院で指定医が判定します。発達障がいの場合の指定医、判定医の制度はありますか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) ございません。医療的な診断だけです。

○外山良治議員 そういうお寒い状況。ですから、こういった点についても、見直しの時期に厚労省のほうに正確に伝えていただきたいと思えます。何にもない、何もわからないまま次を見直す、こんなことがありますか。これは指摘をしておきます。

それから、身障センターについてお伺いいたしますが、身障センターの改革、現状について何回となく訴えてきました。身障センターの初期の投資、部屋別、例えばリハビリ器具器材、これは予算としては幾らであったのでしょうか。答弁してください。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 身体障害者相談センターへの投資額ですが、平成7年に建設いたしましたので、当時の資料が残っていないために正確な金額は不明であります。建物台帳の記録によりますと、建物建設に約7億6,500万円、当初の備品購入に約2億5,000万円を要していると考えられます。以上であります。

○外山良治議員 7億かけて、備品に2億かけた。リハビリ室の平成19年、18年の利用者、何人でしょう。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 隣接するリハビリテーションセンターの入所者を除いては、理学療法室で6人、ADL・作業療法室で8

人、言語療法室で3人となっております。

**○外山良治議員** もう聞くほうが恥ずかしい。2億をかけて1年間に4人とか5人、リハビリ室というのはたしかゼロだったと思いますよ。宮崎大学の医学部の学生が遊んで乗った。それも恐らく1件か2件にカウントされるでしょう。閑古鳥も鳴かんですよ。それを何回も指摘をしてきましたが、対応しない。今後の検討、どうですか。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 身体障害者相談センターは、身体障害者福祉法に基づく専門的な相談指導とか、補装具の適合判定などを行う身体障害者更生相談所として、あるいは地域生活に必要なリハビリテーションサービスを提供する施設として設置をしているものであります。現在の施設は平成7年に開設したものであります。平成15年度に障害福祉サービスが措置制度から契約制度に移行して、判定という事業が少なくなったということ、あるいは、民間医療機関等におけるリハビリテーション機能が充実してきたこと等によりまして、当センターに求められる役割も大きく変わってきていると認識しております。このため、他県における身体障害者更生相談所の位置づけ、あるいは設置形態等を調査したところであります。いわゆる法律に必置とされております更生相談所としての役割とか、リハビリテーションのあり方などにつきまして、さまざまな観点から、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○外山良治議員** 3年前の答弁とほとんど変わらん。だから、閑古鳥がカーカー鳴く。閑古鳥はどういうふうに鳴くか、私、わかりませんが、まじめに2億とか10億とか投資をして、利用者がいないのを今まで放置してきた。罪に値しますよ。早急に検討会議を設置していただきました

いと思います。

重心ショートについてお伺いをいたします。

私は、ごく最近、ある保護者からこういう相談を受けました。子供が4人いてはる。1人が重心児、医療的ケアの必要な重心児。ほかの子供さんが、「何々ちゃんはいいいね。毎日お母さんに抱っこされて」と。もう大変ですわ、お母さんの立場からすれば。そういったお母さんが、ほかの3人、残った3人の子供のお母さんでありたいと思ってショートステイにお願いしても、医療的ケアが必要だから、こども療育センターのほうのショートは利用できないと。仕方なく、日南愛泉会、川南の国立のほうに行く。日南愛泉会のほうもショートが非常に多いと。ではなぜ、こども療育センターで医療的ケアの必要なショートが行えない、対応していただけないのかということも、何回も質問してきました。福祉保健部長、もうこういうことをやめていただきたい。障がいを持ったために苦しい。しかし、行政対応がされないのもっと苦しい。この宮崎県の現実。担当部長、どういうふうに対応されますか。答弁してください。

**○福祉保健部長(宮本 尊君)** 重症心身障がい児・者のショートステイにつきましては、特に県央地域において受け入れ定員が少ない状況がありまして、保護者のニーズに十分対応できていないものと認識しております。そのため、県としましては、平成18年度から、こども療育センターのショートステイの定員を5名から8名に増員し、受け入れ体制の充実を図ったところであります。しかしながら、依然として、ショートステイに対する保護者のニーズが大きいことから、今後、こども療育センターのショートステイのあり方について検討していく必要があると考えております。

○外山良治議員 もう検討の段階ではない。あした対応。答弁してください。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 5名から8名に定員をふやしたときも、看護師の増員が必要となりました。仮にショートステイの定数をふやすとしますと看護師の増員、あるいは重度の障がい者の方を受け入れるとなりますと人工呼吸器といった、いわゆる高度な医療設備の整備等が必要になると思います。そういうことも含めて、今後、具体的な検討を進めていきたいと思っています。

○外山良治議員 そういったことは10年前から言われています。だから、やらんと、また閑古鳥が鳴きますよ。

今行われている軽度の重心、医療的ケアが必要な人のこども療育センターの利用は、全体が1,881件になっています。宮崎市がそのうち1,490名、ほかの市町村は、本当に大変だと思いますよ。極端に言うと、80%ぐらい宮崎市民ですよ、このこども療育センターの利用というのは。やっぱりほかの市町村、延岡、都城という周辺の方々にもショートステイについて、今後、十分検討していただきたいと思っています。これは余り追及すると口が震えます。できるだけ早急な対応をしてください。

こころの医療センターについてお伺いします。時間もありませんが、なぜ10床なのかということをお伺いします。

○病院局長(植木英範君) 県立宮崎病院こころの医療センター——これは仮称でございますが——この病床数についてでございます。必要病床数をどのように想定するかということにつきましては、一般的には、年間の新規入院患者の数と、その平均的な在院日数を乗じたものを、年365日で除して得ることとされておりました。

て、本県の実情や他県の状況を踏まえた患者需要予測をもとに設定したところでございます。

このうち児童思春期につきましては、児童思春期入院施設を有する都道府県の状況から、年間新規入院患者数を30名程度、平均在院日数を120日、すなわち約4カ月と見込みまして、10床という病床数を設定したところでございます。なお、富養園の小児病棟におきまして、過去5年間で、年間新規入院患者数が17.8人、平均在院日数が165.4日であることから、必要病床数が8.1床となっておることを考え合わせましても、対応できる病床数であるというふうに考えております。以上でございます。

○外山良治議員 時間がありません。昨年11月議会で、我が党の高橋議員の知的障がい者に対する自動車税減免範囲の拡大を求めた質問に対し、「特別支援学校へ通学に自動車を使用している実態があり、検討を進めている段階である」との答弁が担当部長からありましたが、検討結果について知事から答弁を求めます。

○知事(東国原英夫君) 自動車税の減免についてでありますけれども、自動車税の減免につきましては、公益性や負担の公平性の観点から、総合的に検討する必要があると考えております。現在、知的障がいのある児童生徒が特別支援学校への通学に使用する自動車につきましては、身辺処理等が困難な重度の障がいのあるA判定の児童生徒に限定して、減免を実施しているところであります。しかしながら、A判定以外の児童生徒であっても、保護者の自動車による送迎がなければ通学が困難な児童生徒がいるという実態を踏まえ、総合的に検討した結果、A判定以外の児童生徒に係る通学に必要な不可欠な自動車に対しましても、平成20年度から減免を実施いたしたいと考えております。

○外山良治議員 時間が来ました。知事、ありがとうございます。

以上をもって、すべての質問を終わります。

(拍手)

○坂口博美議長 次は、20番横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 横田照夫でございます。

今回も、また神話の話から入らせていただきますが、ちょっと欲張り過ぎてしまいました。早口になることをお許しいただきたいと思いません。神話は確かに作り話でありますけど、その話のもととなった事実があったことは間違いないと考えます。いろんな本を読んで感じた、うんちくというほどのものではありませんけど、自分なりの考えを述べてみたいと思います。

天孫降臨、これは皆さん方が夜の街で楽しんでおられる焼酎のことではなくて、いわゆる天からおりてきたという天孫降臨のことですけど、その天孫降臨をしたのはニニギノミコトとされていますよね。でも、天から人がおりてくるわけがありません。実際は、稲作技術と強力な武力を持ったニニギノミコト率いる天孫族は、朝鮮半島から西九州のどこかに渡ってきたと言われている。鹿児島県の西海岸と言われているんですけど、西都原から出土した国の重要文化財に指定されている舟形埴輪のような船に乗ってきたんじゃないでしょうか。でも、当然、着いたところには先住民が既に住んでおりましたので、天孫族は安住の地を求めてさまよいつつ、ようやく高千穂にたどり着きます。そこは山深いところではありますが、水は豊富にありますし、山をちょっと削れば田んぼもつくれます。まさに安住の地ということで、そこでしばらく生活するんですけど、やっぱり手狭です。そのうちにだんだん平野部におりていっ

たんです。そして、ニニギノミコトは、西都あたりを治めていた豪族の娘のコノハナサクヤヒメ、すごい美人だったんですけど、彼女と運命の出会いをしてフォール・イン・ラブ、恋に落ちて結婚するんですね。そして、2人の間に生まれたのがヒコホホデミノミコト、いわゆる山幸彦と2人の兄弟です。お父さんであるニニギノミコトと息子のヒコホホデミノミコトの2代で日向のほとんどを支配したんですけど、その勢力はさらに南に伸びていって、3代目のウガヤフキアエズノミコト——これは鶴戸神宮で生まれたと言われている人ですね——と4代目のカムヤマトイワレヒコノミコト——後の神武天皇になる人ですけど——の代までに南九州のほとんどを支配下におさめます。そして、カムヤマトイワレヒコノミコトたちは、霧島の山の上に登って、はるか東の海を眺めながら、豊かな土地と伝え聞く大和の地に思いをはせていたんです。そして、東征という大冒険を決めます。

先日、我が会派の商工建設部会で島根県庁に勉強に行ったときに、観光担当の人が自分の意見として話をしてくださったんですけど、島根県は当然出雲神話の舞台の地ですよ。出雲族は当時、大和地方も治めていたんですけど、南九州から攻めてきたカムヤマトイワレヒコノミコトたちの軍勢に敗れて、出雲に幽閉されます。出雲地方にある荒神谷遺跡から、1カ所からの出土では全国一である358本もの銅剣が発掘されました。これは、南九州族に追い払われた出雲族の悔しさのあらわれではないかというふうにお話しになりました。本当におもしろいなというふうに思いました。

宮崎には、源平の時代とか戦国時代のような大きな動きはありませんけど、それよりかはる



か昔に、日本の勢力図を書きかえるような大きなうねりがあったのです。それを実証する文献はありません。古事記や日本書紀、またその地に残る伝承などから推測するしかありませんが、だからこそ、それぞれでいろんな想像ができるから、魅力があるんじゃないでしょうか。

御存じのように、西都原には物すごい数の古墳があります。大小合わせて311基あるそうですが、これらの古墳をつくるのに一体どれぐらいの人手が必要だったのでしょうか。例えば、国内最大の帆立貝式古墳である男狭穂塚は、総体積が約10万立方メートル、運搬土量が約13万立方メートル、延べ労働者が50万人くらいと言われています。1日1,000人かけて500日、休みなしで1年半です。雨の日とか農繁期を考慮すれば、この月日の数倍かかったんじゃないでしょうか。こういう古墳を弥生時代から古墳時代にかけての約400年間につくっていったのです。西都原周辺に一体どれぐらいの人口があったのでしょうか。それだけ多くの人たちを食べさせるだけの食料もあったのです。人々を統制する規律もあったのだらうと思います。つまり、古代日向には一大帝国があったのです。これらのことを想像させてくれる場所が、西都原考古博物館です。全部ゆっくり見たら数時間はかかります。入場料は無料です。多くの人に足を運んでもらい、しばしの間タイムスリップして、古代のロマンを感じてほしいと思います。

団塊の世代が今、次々と現役を引退されようとしています。知的好奇心に満ちあふれた全国の団塊の世代をターゲットにして、旅行会社と共同でツアーを企画し、大淀河畔のホテルなどで、神代から古墳時代までの話を、研究機関などの協力をもらい、わかりやすく、おもしろく話をしてもらい、ホテルに宿泊してもらおう。そ

れこそ「天孫降臨」を飲みながら、神楽を見てもらうのもいいですね。そして、次の日、講話に出てきた江田神社や西都原などを観光してもらい、スピリチュアルスポットで何かを感じ、古代日向のロマンに浸ってもらおう。その後、歩行者天国になった県庁前楠並木通りで、全国最高の県産品などのお土産を買ってもらって、飛行場まで送り届ける。いかがでしょうか。全国の他の地域との完全差別化です。想像の世界の観光、神話の世界ですね。それと、実証可能な観光、これは古墳や西都原考古博物館などです。それと、手で触れられ、味わえる観光、これは農産物などの県産品です。イメージ的には、1500年の時空を超えた観光資源3点セットです。古代と現代が1500年以上の時空を超えて、ロマンと現実が合体する。他県には決してまねのできない差別化ではないでしょうか。先祖から受け継いだものと今の人たちの努力の結果の県産品。この2つを団塊の世代の知的好奇心に満ちた人たちに納得してもらえれば、恒久的な観光資源の一つになると考えます。知事は、宮崎を日本発祥の地で売り出したいと言われましたが、その具体的取り組みの考えと、あわせて今、私が述べましたことの感想をお聞かせください。

次に、県内教育のあり方について教育長にお伺いします。

教育に関しましては、ゆとり教育から学力重視へとかじが取られ、教育現場も悩み多いことだろうと、お察し申し上げます。教育に対する考え方や要望は千差万別で、それぞれに対する答えを出していくことは極めて難しいと思います。ただ、私が考える教育の最終目標は、社会のためにどうやって役立っていくのかを教えることだと考えます。自分の仕事や社会活動を一

生懸命していくことも大きな社会貢献です。それをしていくためには、当然、学力も必要です。地域の歴史を知っておくことも必要です。そのために勉強するんですね。私が中学生のころは、まだ先生が、例えば農家の子供に対して、「そんげ勉強せんとやったら百姓でもすつか」といった言葉を平気で言うておりました。あのころ、「おまえは一生懸命勉強するから農業をしてみるか」と言うてくれる先生がたくさんいたら、日本の農業も、もしかすると違っていたかもしれないなと考えてしまいます。教科をただ教えるだけではなく、郷土のために、宮崎県のために何か役立つような仕事がしたいと考えてくれるような子供を育てるような教育をしていく必要があると考えますが、どうでしょうか。教育長の考えをお伺いして、後は自席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

今の横田議員の御提案でございますが、大変素晴らしい御提案じゃないかと思っております。知的好奇心に満ちた方々をターゲットにして、今後も県といたしましては、県の天孫降臨あるいは神話・伝説、西都原古墳群などの有効な観光資源の魅力を、メディアやホームページ等により情報発信するとともに、神話・伝説をめぐるモデルコースの設定とか、旅行会社への商品化の働きかけ等を積極的に行っていきたいと考えております。今後とも、古事記、日本書紀に由来する神話や伝説、四季折々の食材、温かい県民性など、横田議員の御提案も踏まえながら、宮崎ならではの魅力を最大限に活用して、観光誘致に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○教育長(高山耕吉君)〔登壇〕 お答えいた

します。

郷土に貢献する子供の育成についてであります。ふるさとを愛し、郷土や社会に貢献しようとする気概を持った子供を育成していくためには、まず、家庭や地域が、子供たちにとって愛着があり、心の支えとなる存在であることが、何よりも大切であると考えております。このため、県教育委員会といたしましては、家庭や地域が学校と一体となり、子供たちを温かく見守る「地域教育システム」づくりや「みやざき子ども教育週間」の設定、さらには「親子ふれあいカレンダー」の作成・配付等に取り組み、県民みんなで子供をはぐくもうとする機運の醸成に努めているところであります。また、「教職員人材育成プラン」に基づきまして、教職員の地域への理解促進と地域貢献に対する意識の高揚を図るため、地域活動への積極的な参加を促しますとともに、地元企業等での社会体験研修の充実などに努めているところであります。

このような取り組みの中、現在、各学校におきましては、子供たちが郷土への理解を深め、郷土に貢献する喜びを実感することができるよう、職場体験活動や伝統文化の継承活動など、地域の人や自然、文化等と直接触れ合う学習を積極的に実施いたしているところであります。教育は、子供たちの希望ある未来を預かる極めて責任の重い、そして崇高な営みであります。私たち大人は、その持てる力のすべてを結集いたしまして、今、宮崎が子供たちのために何をしてやれるかを考え、また、そのような気持ちが子供たちに通じたとき、社会に貢献する気概のある子供が育っていくのではないかと考えております。県教育委員会におきましては、今後とも教育の原点をしっかりと見据え、市町村教育委員会や青少年健全育成関係団体等とも連携

を十分図りながら、本県のあすを担う子供たちの育成に全力で取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。〔降壇〕

○横田照夫議員 教育長、丁寧な御答弁ありがとうございました。郷土宮崎のために頑張ろうと考えてくれる子供たちを一人でも多く育てていただきますように、御尽力をお願い申し上げます。

知事、ことしのNHKの大河ドラマは「篤姫」で、お隣の鹿児島県が舞台ですね。残念ながら、まだ宮崎県が舞台となった大河ドラマはありません。来年度の組織改革で「みやざきアピール課」ができるそうですが、その課を中心に、古代日向から大和に至るまでのドラマ化をしてくれるように、NHKにアピールしてみませんか。知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 御提言の神話・伝説を題材とした宮崎を舞台とする大河ドラマの御提案でございますが、過去にNHKに対して、そういった働きかけをしたことがあったみたいですね。史実に基づかない神話とか伝説のドラマ化は難しいということで、恐らく天皇家の祖先に当たるということで取り扱いが難しかったのかなという感じはしないでもないです。でも、神話・伝説というのは非常に有効な本県の観光資源であり、地域資源と考えておりますので、県としては、これからもNHKだけではなく、映画とか、民放といったものに、神話・伝説を題材としたドラマ化とか映画とかいうものに働きかけていきたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひお願いいたします。

次に、農業政策についてお伺いします。

何回も出てきておりますけど、中国産冷凍食品が、これまで以上に問題になっています。ギョーザに始まり、冷凍サバに、肉まんにと、

殺虫剤などが混入した輸入食品の実態が次々と明らかになっております。消費者は非常に危機感を感じて、中国産の冷凍食品はもう食べないという人もふえているようです。

小麦や大豆などが高騰を続けています。穀物が大量にバイオ燃料に加工されているためです。当然、それらを原料とするめん類やパンなど加工食料品も高騰をしております。ブラジルなどでは、大豆高騰をにらんで、熱帯雨林を伐採して大豆畑が急増しているそうです。穀物メジャーの巨大なサイロが林立しているそうですし、バイオ燃料の工場も次々建設されているそうです。でも、森林破壊はCO<sub>2</sub>の吸収機能の消失だけでなく、森林や土壌に蓄えられた炭素も大気中に放出され、地球温暖化を一気に加速させるとも考えられています。そうなれば、さらに耕地の砂漠化は進み、世界の食料生産はますます減少していくんじゃないでしょうか。

私は、以前から農業団体に所属しておりまして、仲間とともに、かなり前から食料自給率の向上を訴えてきました。でも、「食料はコストの安い外国につくってもらえばいいじゃないか」とか、「農業は補助金漬けだから競争力が育たないんだ」など、経済団体の国際分業論などの論法で、農業はこれまでずっと軽んじられてきました。私たちは、「いよいよ食べ物がなくなると、食料を自給することの大事さはわからんのだろうな」と、ずっと言ってきましたが、だんだんそういう時期が近づいてきているように感じます。

知事はこの1年間、本県産の農産物を一生懸命売り込んでこられました。その効果は、本当にびっくりするほどです。知事、今後はそのこととあわせて、食料自給の大事さも全国民に訴えてもらえないでしょうか。国は、2015年度ま

でに食料自給率を45%まで引き上げるという目標を立てているようですが、このままでは下がる一方です。今度のギョーザ事件がいいチャンスだと思うんです。このチャンスを逃したら、もう日本の農業は立ち上がることができないくらい疲弊してしまうでしょう。当然、自給率を高めることは宮崎の農業を守ることにもつながります。アピール度の高い東国原知事が先頭に立って、議会、消費者も含めた関係団体、ともに大きな声を上げていくことが大事だと考えます。知事、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 御指摘のとおり、平成18年度の国内の食料自給率は、カロリーベースでたしか40%を割って39%台になったと。これは、先進国の中で非常にゆゆしき問題ではないかなと思っています。先進国の条件というのは、食料自給率を恐らく100%ぐらいは確保するということであると思っています。そういった意味では、この日本というのは非常に危機的状態というか、特例であるような気がします。食料問題については、国策ということが非常に重要になってくるのでございましょうが、本県といたしましては、やっぱり食料供給県としての重要なポジションがありますので、それは維持していかなきゃいけない。そして、食料自給率についても、例えばうどん1杯を日本の原料だけで賄えば3分の1ぐらいになってしまうというような、スープが白くなってしまうというような現状もございします。あるいは、食料自給率を賄うために、牛とか豚の飼料などの原料となるものも栽培しなきゃいけない。でも、その飼料となるトウモロコシなどは、日本の気候風土上なかなか育てられないというような現状もございしますので、100%というのは問題かもしれません。でも、食料自給率が非常に低いという

ことは、世界でも先進国の中では希有な例だと思っていますので、その辺の食料に関する環境とか問題意識というのは、広く国民の皆さん、県民の皆さんに持っていただくというのが理想かなと思っています。私も、メディア等々に出る機会、発言する機会をとらまえて、今後、食料自給率のアップについての啓発あるいはPRをしていきたいと考えております。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

次に、農政水産部長にお伺いします。先ほどのようなことも含めて、今後、地球温暖化はさらに進むでしょう。異常気象という言葉がよく使われますけど、そういうことがいつも起きておれば、それは異常でなくて当たり前になってきますね。去年は早期水稲が、過去に例がないような被害に遭いました。田野町の冬の風物詩になっている干し大根や千切り大根も、暖冬とか、霧島おろしが以前ほど吹かないことなどにより、乾きが悪くて、品質の劣化が毎年のように見られております。今後、県内の作物の品目設定や作付時期などは、さらに温暖化が進むことを見通して、見直しをしていかなければいけないのではないかと考えます。そのことに関しては、県が先導していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 御指摘のとおり、近年、地球温暖化が急速に進行しておりまして、異常気象等が発生し、作物の収量、品質の低下といったことで、農業生産への影響が非常に懸念されております。このため、県といたしましては、平成20年度新規事業としまして、「地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業」に取り組んでまいりたいと考えております。その中で、暑さから農水産物を守る対策、

あるいは暑さを生かす対策について、総合農業試験場内に研究センターを設置しまして、産業界や大学などと連携しながら、温暖化の実態調査や情報の集積を進めるとともに、御指摘の品目あるいは作期の変更も視野に入れた対応策の検討を行ってまいりたいと考えております。また、木質ペレット暖房機等の導入実証や、バイオディーゼル燃料の生産・利用システムの構築など、温暖化抑制対策にも取り組むことといたしております。これらの総合的な取り組みを、全国に先駆け、農業県宮崎が行うことによりまして、地球温暖化に対応した構造転換を促進してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○横田照夫議員** 温暖化が進んでいることは、農家が一番肌身で感じていると思うんです。でも、これまでつくってきた作物を変えるということは、本当に大きな勇気が要ります。今度の新規事業である「地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業」で、できるだけ早い時期に農家に指導ができるような結果を出していただきますよう、期待をさせていただきます。

次に、目的外使用についてお伺いします。

昨年、一ツ瀬川で、かんがい用水の畜産等への使用の問題が発生しました。畑地かんがいを目的につくられた用水を、畜産農家が家畜の飲み水として使っていたということです。もちろん、使用料は支払っていたようですが、このことが問題となった理由は何なのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 一ツ瀬川地区におきまして実施されました国営かんがい排水事業に基づく施設については、作物の生育に必要なかんがい用水の確保を目的に整備されたものであり、その目的に沿った利用を行うことが

必要でございます。一ツ瀬川地区におきましては、かんがい用水という目的以外の畜産等への水利用が確認されまして、制度に則した水利用としていく必要があることが、その理由でございます。

**○横田照夫議員** かんがい用水を畜産へ使いたいという要望は、ほかの地域でもあるんじゃないかと思います。例えば今、田野町とか佐土原町に畜産団地をつくろうという構想があります。でも、水の問題で立ちどまっています。ところが、この地域には、大淀川右岸・左岸地区等で整備された農業用水が来ているんです。同じ農業という面から、何とか多目的に使えないかと思います。知事は就任当初、「それはできないというのではなくて、どうすればできるようになるかを考えるような行政でなければいけない」というふうに言われました。そこで、このような畑地かんがい施設を、何とか畜産に利用できないかなと考えるわけです。知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 畑地かんがい事業の受益地内の畜産農家が、かんがい施設の畜産への利用を要望されていることに関しては、認識しております。このため、県といたしましては、かんがい施設の畜産への利用については、地域の実情を十分に踏まえるとともに、関連する制度との関係もございまして、国等関係機関とも必要な協議・調整をしましてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** いろんな問題も多いかと思いますが、私の希望は、畜産も含めて県内農業のさらなる発展でありますので、できるだけ早く畜産への利用ができますよう、御努力をお願いいたします。

このことは、箱物でも同じようなことが言え

るんじゃないでしょうか。補助金絡みでつくられた箱物は、やっぱり目的外の使用は制限されていますね。先日、女性ネットワークの皆さんのお話を聞く機会がありましたが、研修会や事務所として使える施設がないと言っておられました。施設は使って何ぼだと考えます。ここはこういう目的でつくられた施設だからなどと言わずに、あいている時間帯があれば、目的外の使用であっても、いろんな団体に積極的に使っていただき、意識の高い人たちと一緒に県民総力戦を図っていくべきだと思います。知事、いかがでしょうか。

**○知事（東国原英夫君）** 国庫補助金の交付を受けて建設した施設につきましては、その補助金の交付目的外に使用することは、いわゆる補助金適正化法の規定により、処分が制限される一定期間が経過するまでは、補助金の返還を行わなければならないなどの規制を受けているところでございます。しかしながら、空き施設や利用の低調な施設について、それぞれの地域の実情や利用の実態に柔軟に対応しながら活用を図ることは、施設の有効活用という観点から、制度の範囲内で可能な限り取り組むべきものと考えております。国におきましては、これまで処分制限期間の短縮や転用手続の簡素化など、規制の緩和が図られているところでありますので、県といたしましても、現行制度の中で施設を最大限に有効活用できるよう、鋭意努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 次に、空き施設の使用方法について、総務部長にお伺いします。佐土原に、統廃合によって空き施設になった法務局の出張所があります。何にも使わないのはもったいないと考えております。現在、県有施設で空き施設になっているものはどれぐらいあるのでしょ

うか。また、県も土木事務所の統廃合などを考えられていますが、今後、空き施設になるところが次々に出てくるんじゃないかなと思います。学校もそうですね。それらの空き施設は現在どのように利用されているのでしょうか。あわせてお伺いします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 現在、県有施設の中で、県が直接使用していない施設は、老朽化による解体などを予定しておりますものが15ございまして、これを除きまして11の施設となっております。この11の施設のうち貸し付けを行っている施設が、元電気管理事務所など7施設ございまして、財団法人宮崎県交通安全協会などの利用に供しているところであります。残りの4つの施設が、いわゆる空き施設ということになるわけですが、このうち3つの施設につきましては、現在、利活用を検討しているところであり、残る1施設が現在、未定ということでございます。

**○横田照夫議員** いろんな部品製造などの工場は、そういうところでも十分やっていけるということなんですね。空き施設を積極的に貸し出して、工場設置とか、いろんな団体の活動拠点にしていくことが大事だというふうに考えます。県有遊休施設の有効利用についてや、空き施設の県民への情報提供の考え方などをお聞かせください。

**○総務部長（渡辺義人君）** 県では、利活用の見込みのない、いわゆる遊休施設につきましては、法令等で制約のあるものや、老朽化で取り壊すことになっているものを除きまして、貸し付け等により有効活用を図ってきたところであります。今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えております。なお、貸し付けが可能な施設に関します県民への情報の提供方法につき

ましては、今後研究してまいりたいと思います。以上であります。

**○横田照夫議員** ぜひよろしく願いいたします。

次に、入札制度改革について伺います。

先日、県建設業協会会長の会社が倒産をいたしました。このことは県内だけでなく、県外の業界にも大きなショックを与えました。会長は県内建設業のために一生懸命頑張っておられましたので、本当に残念なことであります。私は、今年度、商工建設常任委員会の委員長という立場で入札制度の見直しにかかわってきましたので、1年間のまとめといった意味で質問をさせていただきます。県土整備部長、現在、県内建設業の倒産が増加しておりますが、倒産企業の状況や倒産の主因をどう分析しておられますか、お聞かせください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 平成19年の県内における建設業の倒産件数でございますけれども、55件となっております。昨年と比較しますと2.4倍、過去5年間の平均と比べましても1.3倍となっております。信用調査会社の発表いたしました個別の倒産原因といたしましては、受注不振が23件、放漫経営が12件、連鎖倒産が9件となっております。これらの倒産の背景といたしましては、近年の建設投資の大幅な減少、そして一般競争入札の拡大適用など、入札・契約制度改革によります建設業を取り巻く経営環境が大変厳しい状況になっていることがあるのではないかと考えております。

**○横田照夫議員** 入札・契約制度改革は、優良企業を残して育てるという意味合いもあったと思います。そういう意味で、会長の会社の倒産はショックが大きかったんじゃないかというふうに思います。また、業者数はそれほど減って

いないとよく言われますが、そこで働く従業員の数は、リストラ等で相当減っているんじゃないでしょうか。会社の倒産とか廃業数だけではなくて、全体の従業員数も考慮に入れるべきだというふうに考えます。

次に、昨年から商工建設常任委員会などで、予定価格を事後公表にすべきとの提案がなされてきましたけど、検討状況はどうなっているのでしょうか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 現在、予定価格につきましては、本県を初め29の都道府県が、事前漏えいや入札不調による工期のおくれ等を防止する観点から事前公表としておりますが、事前公表を行うことによりまして、入札参加業者の見積もり努力を損なわせるという意見もございます。また、本県では、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大等による落札率の急激な低下等を踏まえ、昨年10月に、建設産業の健全な発展を図り、良質な社会資本の整備を進める観点から、最低制限価格の引き上げを行ったところであります。したがって、予定価格の公表時期につきましては、入札・契約制度改革の全般の検証、情報漏えい防止の徹底等を図った上で、その必要性について十分な検討を行っていきたいと考えております。

**○横田照夫議員** 入札・契約制度改革の全般の検証を図った上でということですが、事後公表するために必要な検証とは、具体的に何なのでしょう。また、情報漏えい防止の徹底を図った上でということですが、仮に事後公表になっても、予定価格が漏れることが必ずしも落札につながるとは限らないと思います。事前であっても、最低制限価格が漏れば、即、落札につながります。そこらあたりがどうも説得力に欠けると考えますが、いかがでしょうか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** まず、予定価格の公表時期を考える上で必要な検証についてでございます。本県では、昨年10月に最低制限価格の引き上げを実施しておりますので、引き上げ後に発注したものについての工事完成後の品質を十分に検証する必要があるものと考えております。さらに、本県では、一昨年の談合事件により県民の県政に対する信頼を大きく失墜させたこと、現在、入札不調がふえていること等を勘案しますと、現時点では事前公表のメリットもあるのではないかと考えているところでございます。したがって、予定価格の公表時期については、これらを総合的に検証いたしまして、その必要性について十分に検討を行うことといたしております。

また、最低制限価格につきましては、事前公表にいたしますと、適正な見積もりを行わなくても確実な落札が可能になるということがございます。まさに競争性が損なわれますので、現在、事後公表としているところでございます。その設定を所属長に限定するなど、厳重な情報管理を行って対応させていただいているところでございます。

○**横田照夫議員** 次に、今年度、総合評価落札方式を試行してこられました。その検証結果はどうだったのでしょうか。また、今後の方針はどのように考えておられるのでしょうか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 総合評価落札方式でございますけれども、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式で、工事の品質確保に必要なものでございます。今年度、県土整備部におきましては、1月末現在で予定価格が4,000万円以上の工事のうち64件について試行を行わせていただきました。このうち開札済みが59件となっております。

まして、最低価格応札者より高い応札価格の者が落札する、いわゆる逆転は、そのうち30件となっております。また、落札者は、他の応札者と比較しますと、簡易な施工計画でございますとか、同種工事の施工実績、地域社会貢献度などの項目で高い評価となっております。このようなことから、工事の品質確保を図る上で、価格のみでなく、技術力と地域社会貢献度が適正に評価される総合評価落札方式について、評価項目の見直しを行うとともに、対象規模や適用件数の大幅な拡大を図ってまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** 私も、総合評価落札方式は非常にいい方法だと考えております。でも、業者の中には、「現場管理者の経験や会社の施工実績などの評価で、大きな会社ばかりが有利になるんじゃないか」などと不安を抱えておられる方もあります。正規雇用者数や現場条件の悪いところを受けてくれたことなども、受注機会の増につながるような評価方法を考えるべきだと思います。また、評価点数を上げるために、経験の長い即戦力の技術員を雇用する傾向になって、若者を雇用しにくい制度とも言え、後継者対策が問題になってくるんじゃないでしょうか。さらに、終了した工事の品質が、総合評価で受注したときの評価点数に見合わないような低いものだった場合にどうするかなど、いろいろなことが考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○**県土整備部長（野口宏一君）** 公共工事の発注に当たりましては、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備していくことが重要だと考えております。このため、総合評価落札方式におきましては、今年度の検証結果でございますとか、関係団体からの意見も現在



聞いているところでございます。それを踏まえまして、現在、評価項目の見直しについて検討しているところでございます。また、企業の技術提案の内容につきましては、施工計画書への記載を義務づけております。さらに、実施状況についての確認、検査を行っているところでございます。その中で、請負者が技術提案の内容を履行できなかった場合は、工事成績を減点対象としており、その後の入札参加資格要件や総合評価落札方式での評価に反映されることとなるものでございます。

○横田照夫議員 総合評価落札方式は、やり方によっては官製談合の第2の温床になるとの指摘もありますので、慎重な取り扱いをお願いしたいと思います。

次に、入札の不調・不落が急増しているということですが、施工条件、現場条件、工期、工種、発注時期など、どのような工事で多発しているのでしょうか。

○県土整備部長(野口宏一君) 応札者が1者もございません入札不調につきまして、県土整備部においては、19年度1月末までに建設工事で42件発生しております。県北地域を中心に、年度後半になり、小規模な工事において発生しているところでございます。発生の主な原因といたしましては、国、市町村を含む公共工事の発注が年度後半に集中したことが考えられますが、そのほかに、小規模な工事においては、業者が応札を敬遠する傾向にあったこと、小規模業者の一般競争入札の導入時期が年度後半でございまして、制度にふなれであったこと等が関係しているのではないかと考えております。入札不調は工事のおくれにつながりますことから、引き続き、発注時期の平準化に努めるとともに、小規模業者に対する入札制度等の啓発を

行っていきたいと考えております。

○横田照夫議員 知事にお伺いしますが、競争性を確保するために導入したはずの一般競争入札ですが、特に小さな工事では不調・不落が多発していることに加えて、1～2者しか応札せず、逆に競争性が阻害されているようなことも発生しているんじゃないでしょうか。先日、宮崎県と同じような入札制度にしていた福島県が、1,000万円以下を指名競争入札に戻す決定をされたようです。小さな工事にこういう不利益が生じる結果になっていることを踏まえて、宮崎県も、全国知事会の考えと同じように1,000万円以下を指名競争入札とするよう変更してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 本県では、一昨年の談合事件によりまして失われた県民の県政に対する信頼を回復するために、一般競争入札の拡大など、より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に取り組むとともに、並行して、改革の検証も随時行っているところでございます。入札方式につきましては、建設産業を取り巻く厳しい経営環境も踏まえ、基本的には、一般競争入札の枠組みの中で、地域企業育成など総合評価落札方式を大幅に拡充することにより、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。今後とも、関係団体や県民の方々に幅広く意見を伺いながら、よりよい入札・契約制度の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 例えば、工事金額が小さくて不調の可能性が高いと思われる物件では、試しに99.999%で入札したら、応札者はその1者だけで、結局その業者が99.999%で落札したというケースもあり得ます。公正・透明で競争性の

高いものになるはずの一般競争入札が、そうならない場合も十分考えられます。指名競争入札は悪だと考えるんじゃないで、その中でどのようにして談合を排除していくのかを考えればいんじゃないでしょうか。福島県の今後の状況もしっかりと検証してもらい、柔軟に対応していただきたいと考えます。

次に、県土整備部長、こういう競争の中で企業の技術力は一層高まると思いますが、それにあわせて、職員の技術力も向上させなければいけないと考えます。また、これまで培った技術を若手に継承していくことも大事だと考えます。若手職員の育成とあわせて、その対策をお聞かせください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 工事の円滑かつ適正な施工のためには、発注者側の技術職員の技術力など、資質の向上は不可欠でございます。また、団塊の世代の退職を迎えまして、発注者が培ってきました技術の継承は重要な課題となっております。このため、建設技術センターでの専門技術研修ですとか、ワンデーレスポンスの導入、設計VE等の実施により、技術力の向上に努めるとともに、工事検査専門員や施工体制監視員の技術指導や助言によりまして、若手職員への技術力の継承を図っているところでございます。今後とも、職員の技術力の向上並びに技術の継承に、一層努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 土木工学は経験工学と言われるように、個人の力量とか技術力の違いによるところが大きいと思います。県土整備部所属だけで、一級土木の資格を持った職員が90名ぐらいおられるというふう聞いておりますが、そういう職員には、手当なり、何らかの評価を与えるべきだと考えます。そうすることが、技術

職員の意識を高めることにつながると考えますので、御検討いただきたいと考えます。

次に、いろんな影響で設計変更を余儀なくされることも多いと思います。そういうときに、その前提として、施工条件の明示が不可欠だと考えます。また、工期短縮のためにも、ワンデーレスポンスへの取り組みも急がれると考えますが、あわせて取り組み状況をお聞かせください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 条件付一般競争入札による工事につきましては、昨年4月から特記仕様書の内容を充実させ、施工条件の明示を行うこととしております。また、契約後、明示いたしました施工条件に変更が生じたときには、工事請負契約約款に基づき、適正に設計変更することとしております。

次に、ワンデーレスポンスについての御質問でございます。これは、工事の施工において、受注者からの問い合わせに対し発注者が24時間以内に回答するというものでございまして、昨年8月から、各発注機関で取り組んでいるところでございます。これによりまして、工期の短縮ですとか、現場トラブルの発生防止、工事の品質確保、事業効果の早期発現など、さまざまなメリットが期待されるものでございます。今後とも、これらの取り組みをより一層推進してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。いずれにしても、入札制度の見直しには、まだまだ検討が必要な部分がたくさんあると考えますので、発注側も受注側も、どちらも納得できるような制度にできるだけ早くつくり上げられるよう、お互い協議しながらやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、科学技術研究についてお伺いします。

総合政策本部長、科学技術を研究するための県の施設は幾つもありますけど、県における科学技術研究の位置づけ、重要性はどのようにお考えでしょうか。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 県における科学研究の位置づけ等についてでございます。社会経済のグローバル化や少子高齢化、さらには地球温暖化への対応など、我が国は今、大きな転換期にあります。このような中で、産業の振興や生活の向上に科学技術が果たすべき役割と重要性は、一段と高まっているものと考えております。特に本県は、1人当たり県民所得が全国44位、九州で最下位という状況にある中で、新たな産業の創出など地域産業の振興を図るという観点から、県立の試験研究機関を中心とする科学研究は重要であるというふうに考えます。このため県では、宮崎県産業科学技術振興指針に基づきまして、県立試験研究機関の整備充実を初め、大学や企業が行う科学技術の基礎研究への助成など、各種施策を推進してまいりました。今後とも、地域経済の活性化を図るため、科学技術の一層の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** すべての部局で平成20年度の予算が減らされている中で、科学研究費はその重要性に足り得る予算措置となっているのでしょうか。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 科学研究に係る予算についてでございますけれども、現在、県議会に提案しております平成20年度の県立試験研究機関における研究費予算につきましては、ほぼ前年度並みの6億7,000万円を確保したところでございます。このほか、平成15年度から国の大型研究プロジェクトとして産学官連

携により取り組んでまいりました地域結集型共同研究事業につきましては、本年12月に終了いたしますことから、引き続き研究成果の事業化を図ってまいりますため、今回、県単独で1億4,000万円の予算を計上したところでございます。

**○横田照夫議員** そういう中で、県民の要望とか研究内容はさらに高度化してきておりまして、研究費はさらに増大をしていくのではないかと考えられますので、国の資金である外部競争的資金の導入を積極的に図っていく必要があると考えますが、県としてのバックアップ体制はどのようになっているのでしょうか。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 国の競争的資金の導入についてでございます。これまで県では、食の機能をテーマとしました地域結集型共同研究事業を初め、バイオマス等をテーマとしました都市エリア産学官連携促進事業などの大型研究プロジェクトを獲得してきております。これらの事業を導入する際には、総合政策課が調整窓口となりまして、庁内の関係部局はもとより、大学や産業界とも連携を図りながら、本県にとって最も望ましいテーマを選択の上、国に申請を行っているところでございます。今後とも、国の競争的資金の獲得に向けて、産学官のさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 知事にお伺いしますが、よその県では、科学研究を推進していくために、科学技術振興課などの専門部局を設けて、すべての研究機関を一元管理しているところもあるようです。宮崎県としても、専門部局をつくって、予算措置を含め、外部競争的資金を受けやすい体制づくりをしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 試験研究機関を一元管理している県というのは約8県ございます。本県では現在、部局ごとに試験研究機関を設置し、相互に連携を図りながら、さまざまな分野の研究を進めているところであります。このような中、ニーズの高度化、多様化が進み、分野横断的な取り組みを求められる研究テーマが増加しておりまして、試験研究機関のあり方を再検討すべき時期に来ているとは考えております。他県では、科学研究を所管する専門部局を設置して、産業分野の枠を取り除き、横断的な研究を促進して、地域の特性を生かした産業の育成に取り組んでいるところもございまして、これらの事例も参考にさせていただきながら、本県のあるべき体制について今後検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 再来年度、そういう専門部局が創設されることを楽しみにして、質問のすべてを終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の会議は終わりました。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午後0時4分休憩

---

午後1時0分開議

○中村幸一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、23番外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 平成20年度の本県当初予算について質問をいたします。知事が初めて本格的に編成をされた平成20年度の本県当初予算案について、お尋ねいたします。

景気低迷による県税収入の減少や、少子高齢化による社会保障関係費の増加などにより、大

変厳しい中での予算編成だったこと、御苦勞に対しましては、敬意を表する次第であります。また、このことは、県内市町村を初め、全国の自治体においても同様に厳しい作業がなされたものと考えるところであります。そこで、私は、総務省から公表された地方の歳入歳出の総額と言われる地方財政計画と比較をしながら本県の当初予算を分析してみました。

まず、歳入の面であります。県税が地方財政計画に反し大幅な落ち込みを示しておりますが、県内景気の先行きにさらに不安を覚えるとともに、県税収入については少しかための見積もりではないかとも感じたところでございます。また、県債が臨時財政対策債の増加により伸びているように見えますけれども、これは地方交付税の見返りである臨時財政対策債を除いて考えますと――臨時財政対策債の元利償還金は後で交付税で返ってくるそうであるので、その分を除き――いわゆる通常分の県債発行は、地方財政計画を上回る抑制で、4.8%の減となっております。地方財政計画では、通常分が3.6%の減でありますので、1.2ポイント上回る削減を図るという、財政政策的にはまことに優等生的な措置であろうと思います。逆に、歳出面を見ますと、投資的経費において、特に普通建設事業費ベースで、単独事業の削減幅が地方財政計画の2倍の6.0%もの削減となっております。投資的経費全般においても、地方財政計画の削減率を大幅(約1.6倍)に上回った削減を断行されていることが最も特徴的かと思えます。総じて歳入歳出の両面から地方財政計画と比較をしてみますと、まさに優等生的な予算編成となっており、財政通の官僚の皆さんがつくったような大変よくできた当初予算案であるように感じます。

そこで、知事にお尋ねいたします。本県の当初予算案のバランス、地方財政計画を上回る健全性を確保している本県予算の骨格について、先ほど申しあげましたように、財政政策的には大変すばらしい形であると認めるのでありますけれども、県民の支持率が極めて高く、県民の期待が大きな知事として、本県の疲弊した産業実態を踏まえ、どのような予算編成に取り組まれたか。また、公共事業の削減について、激変緩和的措置を講じる必要性や、中山間地域対策の観点に含まれているのか。これまで、弱き立場の県民や環境的に恵まれない地域の住民からの訴え、産業各界の皆さんの意見などを十分に聞かれておるとおもいますが、どのようなお気持ちで当初予算の編成をされたのか、知事の姿勢、基本的な考え方を伺います。

後は自席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

我が国では、近年、大都市圏と地方との地域間格差や所得格差の拡大が指摘される中、本県におきましても、産業振興や県民所得の向上、中山間地域対策等のさまざまな課題を抱えているところでございます。特に、本県の県土を大きく占める中山間地域については、人口の減少や高齢化の進行などにより、地域活力が低下しており、地域によっては維持存続が危ぶまれる集落も見られるなど、大きな課題が生じております。また、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つである建設産業につきましては、近年の建設投資の大幅な減少に加え、一般競争入札の拡大などの入札制度改革により、大変厳しい経営環境にあるものと考えております。私も、中山間地域を初め県内の各地域に足を運び、県民の皆様の生の声に接す

る中で、また建設業を含む各産業界の方々と意見交換する中で、このような本県が抱える厳しい現状を「どげんかせんといかん」との思いを強くしたところでございます。このため、平成20年度当初予算編成に当たりましては、中山間地域・植栽未済地対策、建設産業対策を特に重点的に推進すべき施策として位置づけ、積極的に取り組むこととしております。予算編成における収支不足額が、中期財政見通しに比べて大幅に拡大し、大変苦しい予算編成を強いられたところでありますが、限られた財源を有効に活用し、中山間地域対策など本県が直面する喫緊の課題には的確に対応した予算になったのではないかと考えております。[降壇]

○外山 衛議員 では、引き続き予算関連で質問いたします。前任の安藤知事が進めました第1期財政改革における公共事業の削減、とりわけ県単公共事業を、平成16年度以降どれだけ削減してきたと認識されているか、知事にお伺いします。

○知事(東国原英夫君) 県単公共事業費につきましては、平成16年度当初予算額約270億円から、20年度当初予算額約103億円と、4年間で167億円、61.9%の減となっております。

○外山 衛議員 削減の数値61.9%、本来は15年度からの比較をするべきだと思うんです。そうすれば、恐らく70数%の減となるのが正しいと思います。それはいいでしょう。

2問目に行きます。県単公共事業につきましては、平成16年度から3カ年、30%ずつカットしています。3年間30%カットをやりますと、単純に言えば、平成15年度の35%以下の水準に落ちていることになるのであります。また、平成19年度肉付け予算におきましては、普通建設事業費の単独事業ベースでさらに10%削減し、

今回が同じく6%の削減となっております。財政事情が厳しいとはいえ、これほどまでに削減をした県が他にあるのでしょうか。また、平成16年度以降の九州各県の状況はどうかを含めて、知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 平成15年度の決算ベースなんですけれども、宮崎県が、一般会計における普通建設事業費というのが29.1%ございます。これは九州平均の27%を大きく上回っているということが言えます。それを受けて16年度からの第1期財政改革に着手されたんじゃないかなと思っております。九州各県の普通建設事業費の状況ですが、平成20年度当初予算が骨格予算である熊本県を除きまして、16年度当初予算額での平均が約1,830億円、20年度が約1,469億円と、約361億円、19.7%の減となっております。なお、本県における普通建設事業費は、16年度が約1,601億円、20年度が約1,086億円と、約515億円、32.2%の減となっております。以上です。

○外山 衛議員 よくわかりました。次に、公共事業、これは中山間地域を初め地域の方々の現金収入につながる政策でもあります。田中邦衛氏演じる「北の国から」ではありませんが、中山間地域や過疎地域では、これといった産業もない状態であり、建設業は現金を稼げる産業の柱となっていることも事実であります。そこに生活の糧を求める住民は結構多く、そんな構造が現実にあるわけでありまして。このような現場の状況をよそに、県の財政健全化を急ぐ余り、予算は急激に削減され、事業量は激減しております。特に、中山間地域の住民の生活はままならない状況と思いますが、そんな窮状を訴える声が知事に届いておりますでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 限界集落を含めた中

山間地域については、私が知事になる前、そして知事になってから、各地域へ足を運びましたし、また、ふだんから中山間地域を抱える市町村の方々などにお会いする機会があり、生の声を伺っているところでございます。そこで聞こえてくる中山間地域の現状というのは、過疎化、高齢化の進展に伴う生活利便性や集落機能の低下など、非常に厳しいものがあります。都市と地方の格差が広がる中で、大変憂慮すべき状況であると考えております。中山間地域の衰退は、本県全体の衰退につながるものでありますし、その活力の再生を図ることが本県の喫緊の課題であると考えております。このため、中山間地域の振興等を平成20年度の重点施策の筆頭に掲げるとともに、新たに中山間・地域対策室を設置して、住民の皆さんや市町村とも十分に連携を図りながら、その実態を踏まえた短期的・中期的施策を総合的に展開してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 厳しい財政状況、また建設技術の向上、コストダウン、そういったことによりまして、取り巻く状況を考えれば、公共事業予算を徐々に削減していく、その方向性については私も反対するつもりはありません。しかしながら、全国平均、地方財政計画の倍以上の削減をさらに図るという今回の予算を見ますと、疲弊した地域の県民をさらに突き落としているように思えてなりません。せめて若干でもいいから、公共事業等の激変緩和的な措置を設けてはと思われないのか、知事のお気持ちを伺います。

○知事(東国原英夫君) 先ほどと重複しますが、平成15年度の普通会計における普通建設事業費が、県単では11.7%でした。これは九州平均9.7%に比べて非常に大きい数字になっ

ていると思います。20年度は、普通建設事業費の一般会計に占める割合が、県単で5.8%に減っております。九州平均は6.5%、九州平均よりも改革によって少なくなっているということはいえると思います。第1期の財政改革推進計画では、県単公共事業を対前年度比30%減とされた。厳しいシーリングを設定したことから、激変緩和的な措置として、いわゆる特別枠を措置されたと聞いております。第2期の財政改革推進計画では、公共事業の地域経済への影響等にも考慮し、シーリング率を大幅に緩和しているところでもありますので、本県の厳しい財政状況等を踏まえ、特別枠を措置することはちょっと困難かなと考えております。しかしながら、建設業界の厳しい状況というのは私も認識しておりますので、建設産業対策を平成20年度の重点施策の一つとして位置づけて、来年度当初予算においても、各種の対策を講じることとしたところでございます。

**○外山 衛議員** 続けます。例えば、今回の予算案で、通常分の県債発行額を地方財政計画並みの3.6%程度の削減にとどめれば、あと5億7,000万円の財源ができるはずであります。これをもとに公共事業に振り向ければ、その何倍かの事業ができると思います。補助事業であれば単純に2倍、事業の種類によっては、有利な起債を活用し、10倍規模の事業もつくれるはずであります。中山間地域は今、存亡の危機に立っていると考えています。このような中山間地域の現状を見れば、その対策を直ちに行うことが不可欠であり、また、何度も言いますが、公共事業の激変緩和措置を行うことが緊急の課題だと考えます。私は、そういった判断を政治家としての東国原知事に求めたく、一連の質問を続けてまいりました。知事の政治家としての

答弁を求めます。

**○知事（東国原英夫君）** 中山間地域につきましては、何度も申し上げますとおり、依然として人口減少に歯どめがかからず、過疎化が進行し、また高齢化も進む中で、農林業を継続することは極めて厳しい状況といえます。また、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つである建設産業につきましても、建設投資の減少傾向の中、大変厳しい経営環境にあり、その対策は喫緊の課題と考えております。このようなことから、平成20年度当初予算におきましては、公共事業のシーリング率を大幅に緩和することにより、普通建設事業費を対前年度比3.3%の減と、国や地方財政計画と同程度にとどめるとともに、中山間地域対策、建設産業対策を平成20年度重点施策として位置づけ、積極的に取り組むこととしたところであります。以上です。

**○外山 衛議員** 大変厳しい財政状況で、知事のお立場あるいは財政の立場もわかります。しかし、今の件ですけれども、いわゆる本県の普通建設事業費がマイナス3.3%なのは、市町村とともに国へ返済する直轄事業負担金、この部分が2.5%伸びているためではないかと思うんですね。実質的には、県内投資に回る投資的な予算は、単独事業費ではマイナス6.0%、補助事業費はマイナス3.2%が実数であろうと思います。もともと本県は、ここ数年で最も事業量を落としているわけですから、数字合わせの議論ではなく、疲弊している県民の立場で考えていただきたいと思います。

次に進みます。建設業界の支援に関連します。

まず、技術と経営にすぐれた建設事業者が伸びていける環境づくりなど、県内建設産業の健

全な発展を図るために総合的な対策を講じることとありますけれども、具体的にどのような取り組みられるのかを知事にお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** 社会資本整備の担い手であります建設産業は、災害時の救急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つであります。近年の建設投資の大幅な減少に加え、一般競争入札の導入など入札制度改革により、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となっております。このため、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりなど、県内建設産業の健全な発展を図るため、総合的な対策を講じることといたしました。対策の主な内容といたしましては、経営相談や新分野進出セミナーを引き続き実施するほか、新分野での事業定着をより一層促進するため、初期経費に対する補助限度額を大幅に引き上げることといたしました。また、専門家で構成された支援チームによる助言を行うとともに、新たに「建設産業等支援貸付」を創設し、建設業者等の経営基盤強化や新分野進出を支援してまいります。さらに、地域企業育成型の総合評価落札方式を導入しまして、技術力や地域貢献度の高い地元の業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域の建設産業を育成してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 次に、建設産業対策の主要事業である建設産業育成総合対策事業の具体的な内容と期待される効果について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 建設産業育成総合対策事業は、大きく3つの柱で構成されております。まず、建設業者の経営基盤の強化支援といたしまして、県内9カ所に相談窓口を設

けまして建設業者の経営相談に対応していくほか、新分野における事業定着促進のための助成の拡充、建設事業協同組合への転貸融資原資の無利子貸付などを行うこととしております。次に、地域企業としての建設産業の育成といたしまして、価格に加えて、営業所の所在地や、地域貢献度等を評価する地域企業育成型の、いわば宮崎モデルの総合評価落札方式を導入いたしまして、技術力や地域貢献度の高い地元の業者が工事を受注しやすい環境を整備してまいります。3番目に、不良不適格業者排除のための総合的な対策といたしまして、下請トラブルや法令違反などの情報を収集する建設業者ホットラインを設けるとともに、立入検査の充実強化を図ることなどによりまして、不良不適格業者の排除に努め、公正な市場環境づくりを進めてまいります。これらの取り組みを通じまして、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりを促進いたしまして、本県地域経済と雇用を支える建設産業を総合的に支援してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 引き続き、前回の質問と重複もします、また、今回の議会でもかなり重複をしますが、入札制度改革の関連で県土整備部長にお尋ねします。まず、1点、そもそも予定価格というのはどういうものなのか、設計価格の定義、これは何ですか。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 予定価格でございますけれども、設計図書で定められた工事目的物をつくるために必要な価格でございます。標準的な施工能力を有する建設業者が、それぞれの現場条件に照らし合わせて、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を基準として設定しているところでございます。



○外山 衛議員 次に、いわゆる当県の予定価格、つまり設計価格ですけれども、他県に比べて低過ぎるようなことはありますか、ありませんか。

○県土整備部長（野口宏一君） 今回の御質問、予定価格につきましては、工事箇所の現地を確認・調査いたしまして、工事現場の条件や施工の条件を把握した上で、施工の実態調査をもとにつくられた施工歩掛かりや、需給の状況、取引の実例価格等の調査をもとに設定した労務及び資材等の設計単価を用いて、適正に設定しているところでございます。

○外山 衛議員 次に、落札率が下がれば税金の無駄遣いがなくなったとの誤った認識があると思っておりますが、部長のお考えはいかがでしょう。

○県土整備部長（野口宏一君） 落札率につきましては、競争入札の結果ではございますが、工事の品質と落札率の関係については十分に検証する必要があると考えており、本県におきましては、昨年10月に落札率の急激な低下等を踏まえ、良質な社会資本の整備を進める観点から、最低制限価格の引き上げを行ったところでございます。

○外山 衛議員 午前中の横田議員の質問と全くかぶりますが、もう一度。入札の不調、つまり応札のないものが多発している。この原因をもう一度お願い申し上げます。

○県土整備部長（野口宏一君） 入札不調の主な原因といたしましては、国、市町村を含む公共工事の発注が年度後半に集中したことが考えられますが、そのほかにも、小規模な工事におきましては、業者が応札を敬遠する傾向にあること、小規模業者の一般競争入札の導入時期が年度後半であり、制度にふなれであったこと等

が関係しているのではないかと考えております。入札不調は工事のおくれにつながることから、引き続き、発注時期の平準化に努めるとともに、小規模業者に対する入札制度等の啓発を行ってまいります。

○外山 衛議員 私は、入札率は、予定価格に対して、各企業の経営努力の結果、87%であったり、時には98%であったりするものと考えています。あくまでも結果の数字であるというふうに認識をしております。数日前の新聞でございますけれども、ある地方自治体の件であります。入札改革で浮いた数千万円を道路側溝整備に活用したという記事がございます。マスコミのこの「浮いた」というとらえ方も、私はちょっと疑問を持っているところであります。これは答えは要りません。

引き続き申し上げます。ちなみに、業者が多いから減らすべきという考えがあるやに聞いておりますが、制度上の問題で健全な企業までが廃業や倒産に追い込まれるのは、決して自然淘汰とは言わないと思います。開会日に知事から、「前例にとらわれない柔軟な発想で、スピード感を持って果敢に挑戦したい」旨の発言がありました。星原議員の代表質問、また、本日午前中の横田議員の質問と重複しますが、再度お伺いいたします。

福島県の例であります。宮崎県と同じように、2006年に発覚した官製談合事件を受けて、指名競争入札を全廃いたしました。御承知のように、全国知事会においては1,000万円以上と打ち出されております。福島県におきましても、250万円以上について一般競争入札を導入いたしました。ところが、さまざまな不都合や問題が多発したために、本年4月からは指名競争入札を復活させるとの報道がございました。こ

これは、本県の近い将来の姿といたしますか、起こり得る、いわゆる想定範囲内だと思います。そこで、知事、新たなことに取り組むのも改革でありますけれども、これはいかんとなれば、いち早くもとに戻すのも改革だと思います。知事の言われるスピード感を持って「戻る勇氣」を發揮してもらいたいのではありますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 本県では、一昨年の談合事件によりまして失われた県民の県政に対する信頼を回復するため、私のマニフェストにお示ししたとおり、一般競争入札の拡大など、より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に取り組むとともに、並行して改革の検証も随時行っているところでございます。入札方式につきましては、建設産業を取り巻く厳しい経営環境も踏まえ、基本的には一般競争入札の枠組みの中で、地域企業育成型など総合評価落札方式を大幅に拡充することにより、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。今後とも、関係団体や県民の方々に幅広く意見を伺いながら、よりよい入札・契約制度の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 知事におかれましては、建設業界に限らず、農業、水産業の分野におきましても、今後、補正などでカンフル剤となるような何らかの措置が決断いただけるように期待いたします。

次に、企業誘致についてお尋ねします。

企業誘致について、「企業立地推進局」が新設されますが、どのような点を強化していくのか、具体的にどう取り組まれるのかを商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 企業立地推進局につきましては、企業立地を推進する専門組織として、新たに設置するものでございます。今回、独立した組織を設置することによりまして、企業ニーズに迅速に対応できるとともに、企業誘致に対する本県の熱意や意気込みを対外的に強くアピールできるものと考えております。また、県外事務所や、今回新たに設置いたします「企業誘致専門員」と連携しながら、企業情報の収集を強化するとともに、より多くの企業を訪問するなど、誘致活動の充実を図ることといたしております。このような組織体制の整備によりまして、これまで以上に積極的な誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 企業誘致につきましては、大変難しい問題が多々あると思います。引き続き、知事とともに御努力をお願いしたいと思います。

本県の立地環境を考えた場合、IT産業の強化に取り組むべきと思いますが、商工観光労働部長はいかがお考えでしょうか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) コールセンターとかソフトウェアなどのIT産業につきましては、今後も市場拡大が見込まれる成長産業でありますとともに、特に、若年者や女性にとって大きな雇用が期待される産業でございます。このようなことから、県といたしましては、従来から、IT企業の誘致やIT人材の育成確保に取り組んでおりますけれども、このほど、企業立地促進法に基づき策定いたしました「宮崎県産業集積・活性化基本計画」におきましても、今後、集積を図っていくべき重要な業種の一つとして位置づけたところでございます。本県は、自然が豊かで人材も豊富でありま

すなど、IT産業が立地するにはすぐれた環境を有しておりますので、今後とも引き続き積極的に、IT企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 関連しまして、知事にお伺いします。知事は、「宮崎ヒルズ構想」、このお言葉を発せられますが、これはどのような思いで、また具体的にはどのようなことなのかをお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** 「宮崎ヒルズ構想」というのは、私がマニフェストに掲げた、「IT技術者が集う、ITタウンの創設」を実現するためのアイデアの一つでございます。多くの方は、IT企業は都市部にあるものと思っておりますが、宮崎のようにもっと自然環境のよいところに立地して、海や山の豊かな自然の中で仕事をして生活する、都市部にはない、いやしの空間のある宮崎ならではのITタウン、いわゆる「宮崎ヒルズ」をつくりたいと考えております。そのためには、ITインフラの整備など課題もありますが、県内企業の技術力向上や人材の育成はもちろんのこと、県外から多くの企業が出てきていただくことも重要でありますので、これからも本県のすばらしい環境をPRして、新しい流れをつくり出していきたいと考えております。

**○外山 衛議員** では、続きまして、少子化対策について2～3お伺いします。

少子化対策につきましては、今回、重点施策にも位置づけられ、組織改正も行われるようありますけれども、どのように推進をされるのか。出会い対策や小学校入学までの医療費助成等を含めて、具体的に福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 20年度当初予

算におきましては、まず、子育て家庭の負担を軽減するため、乳幼児医療費助成制度につきましては、入院外の助成対象年齢を、これまでの3歳未満から小学校入学前まで拡充することといたしました。また、地域のきずなや近所づき合いを活用した、子育て支援の取り組みに対する助成事業を実施し、地域における持続的・自立的な仕組みづくりを促進することとしております。さらに、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対応するため、県内の一般企業や団体、市町村などを「縁結び応援団」として募集・登録するとともに、この応援団が企画する出会いの機会の情報を、独身男女に提供してまいりたいと考えております。これらの新たな事業を含め、少子化対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 関連しまして、新たに設置される「こども政策局」の体制について、従来の児童福祉から強化されることは何でしょうか。また、取り組みを、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 新みやざき創造戦略に掲げる子育て支援体制の充実に向けて、少子化対策や子供に関する施策を総合的に推進するために、「こども政策局」を新しく設けることとしたところでございます。このことによりまして、少子化対策の企画立案機能が強化されるとともに、幼稚園及び青少年健全育成業務等が移管されることによりまして、保育所と幼稚園業務の連携強化や、児童と青少年の健全育成の一体的推進を図ることができると考えております。

**○外山 衛議員** 関連でございますけれども、知事にお伺いします。配偶者誘致に取り組みたいとおっしゃっていますが、これは具体的にど

のような取り組みになりますか、知事にお伺いします。

**○知事（東国原英夫君）** 配偶者誘致というのは、誘致という言葉が適切かどうかは別にしまして、ごろ合わせというか、企業誘致と移住誘致と、移住誘致に絡むということから、配偶者を招き入れるということは、移住ということにも資するものかなと思って、誘致という言葉を使わせていただいたわけでございます。御案内のとおり、人口減少で少子高齢化が進展する中で、特に農業を初めとする第1次産業の後継者につきましては、独身異性と出会う機会が少なく、結婚のきっかけがつかみにくいことから、少子化の原因の一つでもある未婚化・晩婚化が進み、後継者不足、ひいては地域活力の低下につながっているという声が、県民から多く寄せられております。こうしたことから、来年度は、未婚化・晩婚化対策に積極的に取り組んでいくこととしておりますが、具体的には、自然や文化、農林水産物など地域の宝を活用した交流や体験イベントを企画し、独身男女の出会いの場を創出することとしております。また、結婚を社会全体で応援する仕組みをつくとともに、独身男女に対して出会いの情報を提供するなど、結婚のきっかけづくりを支援することとしております。今後とも、このような事業に取り組むことで、数値目標として掲げた合計特殊出生率の上昇はもちろんのこと、本県の地域活力の再生につなげていければと思っております。

**○外山 衛議員** 次に、最近の犯罪傾向についてお伺いします。

最近の社会情勢や経済的な問題。日常生活の中での現実と非現実、常識と非常識。そういった基本的なものを見失っていて、何か世の中に

せつな的な人生観が加速度的に広がりつつあるように感じております。そのような社会にあって、近ごろ、全国で親族殺人事件の発生がふえているように思います。このことにつきまして、平成19年中の本県の親族間における殺人事件の発生状況と、この件についての県警本部長のお考えをお伺いいたします。

**○警察本部長（相浦勇二君）** お答えいたします。

まず、平成19年中の御指摘の事件でございますけれども、2件発生をいたしております。いずれも未遂でございます。ただ、ちょっと内容が……。御披露いたしますが、1件は、いわゆる赤ちゃんの産み落とし事件でございます。御自宅で子供さんを出産してそのまま放置し、御家族が気づいて病院搬送して子供さんは事なきを得たと。一応、殺人未遂ということで立件をいたしました。それと、2件目もやや特殊な事案でございます。いわゆる囑託殺人の事件でございます。これもちょっと悲惨なのですが、高齢者の御夫婦の間で、病気を苦にされた奥様が、御自身で自殺を図ろうとされたんですけれども、なかなかうまくいかないということで、高齢の御主人に殺人を依頼されて、試みられたんですけれども、お助かりになって、御主人もその後自殺を図られたけれども、死に切れなかった。そういう意味で、罪名は殺人でございますけれども……。昨年の親族間殺人の2件の内容は、こういう内容でございます。

ただ、お尋ねの中にもありましたけれども、全国に目を転じますと——昨年も幾つも事件はあったんですが——例えば、東京都の渋谷区で、21歳の兄が20歳の妹を刃物で殺害してばらばらにした事件、あるいはお隣の鹿児島県でも、26歳の息子が御両親を殴打して殺害し、

御遺体を裏庭に遺棄した事案でありますとか、一昨年ですと、秋田県の藤里町で、母親が実の娘さんを殺した上、御近所の坊やまで手にかけてという連続児童殺人事件など、少なくとも新聞報道等を見る限り、大変殺伐とした事件が目を引くというのは、そのとおりであろうかと思っております。こうした事件が今後、宮崎県下で発生しないとも限りませんので、県警察といたしましては、こうした事案発生時に万全の捜査対応ができるように、緊張感を持って仕事を行ってまいりたいと考えております。以上です。

**○外山 衛議員** 続きまして、今の警察本部長の答弁を踏まえまして——これは関連をつけるわけではありません。関連はつけませんが——教育長にお伺いします。いわゆる道德教育の重要性が最近見直されておりますけれども、現在の教育現場の課題と取り組みについて、お伺いをいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 道德教育の取り組みについてであります。社会環境や生活様式が変化いたしまして、家庭や地域の教育力が低下する中、児童生徒の規範意識や命を大切にする意識の希薄化が懸念されております。このため、県内の各学校におきましては、これまでも、道德の時間や学校行事、さらにはさまざまな体験活動など、学校の教育活動全体を通しまして、子供たちに、生命を尊重する心や家族愛、規範意識等をはぐくむことに努めております。また、地域の医師や助産師、カウンセラーなどを講師に招きまして、命についての講演会も、すべての小中学校で実施いたしているところであります。今回示されました学習指導要領改訂案におきましても、道德教育を充実し、生命の尊重を初め、規範意識を高めることなどが重視さ

れておりますので、今後とも、道德教育の充実を図りまして、一人一人の子供たちに命を大切にすることをはぐくむことができるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** よろしくお願ひ申し上げます。

教育長にもう一点、お伺いとお願ひであります。学校における歴史教育の課程において、大昔の歴史は学んでいるようですが、いわゆる近代史については知識が薄いように思います。歴史教育について、例えば幕末から現代の歴史に重点を置いた指導はできないか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 歴史教育におきましては、その学びを通しまして、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることが重要なことであると考えております。また、近現代史を学ぶことは、現在の日本社会の理解促進につながる大切な学習であると認識をいたしているところでございます。近現代史につきましましては、今回の新しい学習指導要領案におきましても、近代史と現代史の2つに分けて、新たな歴史的事項の学習を加えるとともに、授業時間数の増加等が図られております。県教育委員会といたしましては、このような改訂の趣旨を十分踏まえ、各学校の指導が充実するよう、積極的に指導をしてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** よろしくお願ひ申し上げます。教育の課程におきまして、例えば昭和の時代に起きたこと、第2次世界大戦、あるいは社会問題、あるいは事件、それらを起きた事実として知らせることが大切だと思います。客観的にとらえるべきで、正否の議論、判断については個々に任せる、そういった教育を望みます。

最後になります、知事に一つ。これを聞いてください。知事のブログの関連でございます。いろんなことを思うままに書いておられます。それはいいと思います。ただ、一つ紹介します。「議会にいと、まるで周り全てが僕の全否定論者である。人間不信、疑心暗鬼に陥る。やってることに自信がなくなる。落ち込む。こんなところにいたら、本当、人間がおかしくなる。捻くれてしまう。何回も机を引っくり返しそうになる」。こういうことは私もしょっちゅうあるんですよ。常に同じ思いを持っています。でも、まだこんなところにおけるわけでありまして……。わかるんですが、何が言いたいかといいますと、私どもは決して敵じゃないということです。敵じゃありません。つまり、知事と我々は立場が違うから、いろんなことで議論を交わすわけでありまして、決して敵対しているわけじゃないということをおかしてもらいたいと思います。いずれにしましても、知事は公人でありますから、ブログに一側面のみ、ある一側面からだけの主張を余りにも強調されるのは、得策ではないと思います。知事に限らず、企業も、プロ野球の監督も、トップは孤独で大変であります。それは宿命でありますから、耐えて頑張ってください。元広島東洋カープの監督古葉竹識さんの色紙には、常に「耐えて勝つ」とあります。

以上で質問を終わります。(拍手)

○中村幸一副議長 次は、19番中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 質問も最後から2日目の最後になりますと、もう再々質問になります。知事におかれては、何で同じことを何回もするのか、そんな感じだろうと思いますけど、議員は選挙区に帰るとそれぞれ別なものですから、選挙区で議会の報告等もあります

ので、再度になりますけど、しっかり御答弁をいただきたいと思います。それから、私の質問、上げたり下げたりの質問になります。しかし、これはお互いに、本当に宮崎県を何とかせんといかんという気持ちは一緒だろうと思います。私の偽りのない心境で質問をさせていただきます。

昨年は、官製談合で始まり、後は東国原知事のひとり舞台、県外の人からも「宮崎県はいいですね」と、うらやましがられる宮崎県でもありました。テレビ出演によるPR効果は衆目の一致するところでもあります。そんなことを考えますと、観光・リゾート課の国内宣伝費はゼロでいいんじゃないか、その分、削らずに東アジアに投入すべきじゃないか、そんな考えも浮かんだわけでありまして。また、西都市にはマンガ一御殿ができたという、ちまたの話も聞きます。私も宣伝に関しては、ただただ、知事の行動はすごい一言に尽きるという思いであります。そこで、何回も同じ質問でありますけれども、知事就任後、一生懸命頑張られてきた結果の当初予算に関する知事の感想をお聞かせください。

それから、農政水産部長にお尋ねいたします。私は、日本の農業は衰退の一途をたどっている、危機的状態じゃないかと思っているわけでありまして。5年先、10年先の本県農業の実態をどのように想定しているのか、畜産も含めてお尋ねいたします。

それから、環境森林部長にお尋ねいたします。今後の国産材の供給量、造林計画は、日本においてどのようになっているのか、お尋ねいたします。また、林業公社の改善計画は計画どおり実行されているのか、現在の借り入れの残高、そして、今後県からの貸し付け予定はどう

なっているのか、お尋ねいたします。

次に、県土整備部長にお尋ねいたします。一般競争入札制度導入後の建設業界・土木行政の現状についてどのような認識なのか、お尋ねいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。ちょっと唐突でありますけれども、県立高校の推薦入学制度の目的、選抜方法についてお尋ねいたします。

以下、自席から質問をいたします。(拍手)

[降壇]

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

平成20年度当初予算編成は、私にとって初の通年予算という本格的な予算編成でありましたので、私のマニフェスト達成に向け、中山間地域・植栽未済地対策等の3つの重点施策を中心に、積極的に取り組むことといたしました。しかしながら、19年度地方財政対策の影響などにより収支不足額が拡大するなど、大変苦しい予算編成を強いられたところでございます。このような大変厳しい財政状況でありましたが、さらなる事務事業の見直し等を進めるなど、財源捻出に努めることにより、3つの重点施策を初め、本県が直面する喫緊の課題に対応した優先度や重要性の高い事業については、しっかりと措置することができたのではないかと考えております。以上です。

○環境森林部長(高柳憲一君)〔登壇〕 お答えいたします。

国産材の供給量や造林に関する計画についてであります。国産材の供給量につきましては、国の「森林・林業基本計画」におきまして、外材から国産材へのシフトなどを見込んで、平成27年の目標量を、間伐材を中心に、16年

の1,700万立方メートルから、600万立方メートル増の2,300万立方メートルとしております。また、造林につきましては、平成18年9月に改訂されました「全国森林計画」におきまして、皆伐を避け、高齢級間伐を推進することから、平成16年度からの15年間で、当初111万3,000ヘクタールの計画が、39%減の67万8,000ヘクタールに変更されております。

次に、林業公社についてであります。林業公社は、平成16年時点で、すべての分収林事業が終了する平成80年度に約134億円の債務が残ると予測されたことから、平成17年度から19年度までの3年間を集中改革実施期間として、抜本的な経営改革に取り組んでいるところであります。主な取り組みとしましては、低金利資金への借りかえによる利息の軽減、市町村有地に係る分収割合の見直し、農林漁業金融公庫等に対する償還金の県による無利子貸し付け、組織の見直しや人件費の削減等による管理運営経費の縮減などであります。これらによる効果額は約140億円を見込んでおり、現時点では計画どおり順調に推移しているところであります。

次に、農林漁業金融公庫、市中銀行、県、市町村からの長期借入金残高は、平成19年度末の見込みで約336億円となっております。また、県からの貸し付けにつきましては、残高のピークを約298億円と見込んでおりますが、実質的には公社からの償還金がありますので、貸付金は徐々に減少し、平成37年度までの約122億円と見込んでおります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長(後藤仁俊君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県農業の将来についてであります。本県農業は、国際競争の激化や農業者の高齢化の進行、後継者の減少、農地の遊休化など、さまざま

まな課題に直面しております。平成17年に策定いたしました農業・農村振興長期計画におきましては、平成26年には、農業就業人口が現状の29%減の4万6,000人、耕地面積が5.6%減の6万6,000ヘクタールとなると見込んでおります。このため、県といたしましては、認定農業者や農業法人など意欲のある多様な担い手づくりや、担い手への農地の利用集積などを着実に進めるとともに、耕種部門では、消費者ニーズに即した高品質で安全・安心な生産体制の確立、畜産部門では、平成26年度には、肉用牛30万6,000頭体制の実現に向けた基盤の整備などに取り組み、現状を上回る農業産出が可能となる生産構造を構築してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○**県土整備部長（野口宏一君）**〔登壇〕 お答えいたします。

建設業界・土木行政の現状についてでございます。本県では、建設投資がピーク時の半分程度に減少していることに加えまして、一般競争入札の拡大など入札制度改革によりまして、建設産業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となっております。しかしながら、社会資本整備の担い手でございます建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つでございます。このため、入札・契約制度改革に当たりましては、県発注工事について原則、県内業者に発注するとともに、入札参加資格として地域要件を設定するなど、地域における建設産業の役割に配慮しているところでございます。今後とも、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりを進めていくことが必要でありますことから、地域企業育成型の総合評価落札方式を導入し、地域に

根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が工事を受注しやすい環境を整備することにより、地域の建設産業を育成してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○**教育長（高山耕吉君）**〔登壇〕 お答えいたします。

推薦入学制度の目的についてであります。この制度は、あらゆる角度から生徒の適性や能力を見ることや、特色ある学校づくりを進めること、さらには、中学校の教育指導全般を充実させることなどを目的といたしまして、昭和61年度より実施いたしております。

次に、選抜方法についてであります。中学校では、高等学校が示す推薦要件に基づきまして推薦者を決定いたしております。高等学校では、提出されました調査書、学校推薦書、自己推薦書等の書類と、高校で実施いたします面接、小論文等の結果を厳正に審査し、それらを総合的に判断して選抜いたしております。以上でございます。〔降壇〕

○**中野廣明議員** それでは、再質をさせていただきます。今回の当初予算、知事がこの1年、東奔西走されて、その結果を私は期待したわけでありまして。その結果は、従来の方針を踏襲した、俗に言う「持続可能な予算編成」かなと思っております。宣伝効果は一気に数字に出ると思っております。決算期も違いますし、前期で赤字があれば、プラスになってもマイナスになったりしますから、一気に出ると思いませんけれども、知事がマニフェストどおり頑張るというのであれば、1期4年のスパンで考えるとすれば、もう少し積極的に予算組みされてもよかったですんじゃないかな、そんな感じであります。特に今回は、新年度予算で40億減っております。この40億が果たしてどうか



と。これは結果しかわからんわけですけど、平準化、よその県並みにして40億だったら、知事の知名度、宣伝効果から見れば、20億でもよかったんじゃないかな、それぐらい自信を持ってもらいたいなと私は思ったわけです。結果は1年たたないとわからないということでありませぬ。

それで、予算編成も、宮崎県だけ見てはいろいろ言えませんから、鹿児島県とか大分県、鹿児島県は、私に言わせると、大きい声じゃ言えませんけど、第二の夕張かなと思われてしまうぐらいです。しかし、よう頑張っていると。県民の目線で見たら、あのくらい頑張ってもらったほうが我々としてはいいわという、いい事例であります。ちなみに鹿児島県の平成20年度の基金の期首残高、24億円ですよ、24億。金利の6%以上の残高がまだ26億ある。それから起債残高、1兆6,000億ですよ、うちの倍。当然、これには臨時財政特例債とか減税補てん債、NTT債を含むと、ちゃんと書いてあります。地方交付税で措置されるわけでありませぬ。そういうことで、歳出額に占める投資的経費、これは単純ですけど、宮崎県が22%、鹿児島県はそれでも23%、トータル予算が大きいから、かなり大きいと思います。

それと、道路改良率、私が住んでいる国富あたりも、前のバブル崩壊後の不景気の回復のための公共予算で、一気に広がるどころだけ広がって、舗装までした。そしてまた、細くなったり、広くなったり、そういう状況でありますけれども、主要地方道改良率、宮崎は69%、九州で下から2番目の悪い改良率です。ちなみに鹿児島は3番目であります。それから、一般県道改良率、宮崎は約43%、これは8番目といったら、一番びりだということですね。鹿児島が

4番目ということでありませぬ。

私は、厳しい財政の中で知恵を出し、汗を出し、宮崎県が発展するためのインフラ整備の効率的な手段として、市場公募債を活用すべきじゃないかなと思うわけでありませぬ。ちなみに、この市場公募債の発行状況を見ますと——これは国の地方財政計画ですね——平成19年度が全国で3兆4,000億、借款債を入れますと5兆8,000億、これは総務省もしっかり認めている話であります。ちなみに九州管内を見て、私はびっくりしたんですよ。平成20年度、ことしの発行額を見ますと、福岡が1,600億なんですよ。そして、これまでの残高が1兆円になるというんですね。それから熊本が600億円、トータルでは2,100億円。大分が200億円、残高が460億円。鹿児島が450億円、トータルだと1,650億円になるという話です。大分県の一般公募債は、インターネットで見ますと、100億円は佐伯と宮崎県の県境間、それと一部交差点等にしっかり使いますと、そういう使い道が明記されております。

そういうことで、総務部長に、本県の借入金の利率はどういうことになっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（渡辺義人君） 平成18年度末現在の県債残高は9,173億円ではありますが、利率を区分して申し上げますと、金利が2%以下のものが7,041億円で全体の76.8%、2%を超えて3%以下のものが1,452億円で全体の15.8%、3%を超えて5%以下のものが551億円で全体の6%、5%を超えるものが129億円で全体の1.4%となっております。全体の平均金利として申し上げますと、1.87%ということになっております。以上であります。

○中野廣明議員 本県の場合、5%以上が129億

円ということでありませぬ。いろいろ聞きますと、これは国関係の金融機関が借りかえさせてくれないということでありませぬが、これは国は本当にずるいではございませぬ。高い金利のものを借りかえさせずに、恐らくその金利分はまた交付税で措置すると。要はどこか国の金融機関を養っておるようなものじゃないかなと思っております。鹿児島県を見ますと、1兆6,000億の中で20何億ぐらいしかないのでございませぬが、これは利息もばかになりませぬから、今後、精いっぱい頑張ってもらいたいと思っております。

続けてまた総務部長でありますけど、当初予算編成時の基金残高に対して、年度内の戻り額が、例えば平成15年度が305億、16年度が202億、17年度が196億、18年度が298億、19年度が85億、東国原知事になって、やっとまともになったかなと思っておりますけれども。これは悪くとると、何か見せかけの予算を組んでいるかなととられてもしょうがないと思っておりますね。300億。議会の議決権、唯一が議決権でありますから、議決した後に300、200、196、ちょっと多過ぎるんじゃないかなと。昔からそうだったかなと、私は覚えがないんですけれども。何でこんな年度内の戻り額が多いのか、総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 当初予算編成時における基金残高の見込みに比べ、年度末の基金残高は増加をいたしておりますが、この要因といたしましては、決算剰余金の積み立てや、補正予算における歳入増・歳出減に伴い、これを基金に積み戻していることによるものでございます。特に2月補正におきましては、歳入面では、県税の見通しをほぼ確定的に見込めるということ、それから、地方交付税の額の確定があるといった要因のほかに、歳出面におきまして

は、1つには、国庫補助事業の額の確定に伴って予算額が減額となること、2つ目には、人件費が職員数の削減等により減額となること、3つ目には、その他の一般行政経費が年度途中の経費節約により減額となること、こういった幾つかの理由により、歳出全般にわたって減額補正がなされるということでありまして、ただいま申し上げました歳入面と歳出面、両面において確保できた財源を基金に積み立てていくということでございます。以上でございます。

**○中野廣明議員** 執行残とかそういうのはよくわかるんですけど、中でも特に補助公共、国の予算がつかなかったという話が多いわけですね。これは前年度にいろいろ協議した中での話ですから、それにしても多過ぎるなということでもあります。ぜひしっかりした予算編成に一層努力していただきたいと思っております。

次に、知事にお伺いいたします。今、東国原知事も、東九州道、一生懸命であります。何でこんなにおくれたのか。私は代議士のせいじゃないかなと思っておりますね、こんなに最後になったのは。代議士は何しよったのかと、私はそれぐらい言いたいぐらい腹が立つんですけれども。この東九州道が開通すれば、経済効果は本当に大きいと思っておりますね。今、観光客なんか皆目入り込みがないぐらいですから。しかし、全線開通はまだ未定ということになります。そういうことを考えますと、これから直轄高速自動車道負担金、大体150億要するという話であります。よその県などを見れば、10年先しかその効果が出てこぬ、そういうものは、10年先に払う借金、これを使ったりするのが一番いいんじゃないかなと思っております。そして、その直轄分に毎年振り当てていた分で、九州で一番おこなっている県道整備を、これぐらいしていた

だきたい、整備すべきじゃないかと思うんですけど、知事のお考えをお尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 県債というのは、自主財源の乏しい本県にとって、高速道路を初め、社会資本の整備を図る上で必要不可欠な財源であります。このため、世代間の負担の公平性に配慮し、かつ、将来の財政負担を見据えながら、適切に活用していくことが重要であると考えております。お尋ねのありました直轄高速自動車国道事業負担金についてであります、地方債の充当率が90%、つまり枠は決まっておりますので、その事業費の90%については起債を発行しているところであります。10年後のどうのこうのということは、市場公募債という話になるんでしょうけれども、県債の発行方法の一つのアイデアではありますが、発行時とか償還時に非常に各種の手数料がかかるため、現行の地元金融機関等からの調達と比べて調達コストがかかるという課題もございますので、今後、そういうことも慎重に検討する必要があるかなと考えております。

**○中野廣明議員** あわせて、再度お尋ねしますが、宮崎県は県道整備が非常におくれております。この県道整備についての知事のお考えはどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** 本県の県道改良率というのは55%で、九州最下位でございますが、県道というのは、通勤・通学、通院、買い物など日常生活の利便性の向上とか、安全・安心な暮らしの確保など、重要な役割を担っておりますので、安定的かつ継続的な財源を確保して、着実に整備していく必要があると考えております。そのためには、現段階では、道路特定財源制度を維持することが、現実的かつ確実な方法であると考えておりますので、公開討論会や総

決起大会、さらには要望活動、メディアにおいても宮崎の実情などを訴えてきたところでございます。今後も引き続き、関係団体とも協力しながら、さまざまな機会をとらえて取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** この市場公募債については、今回が初めてじゃないんですけど、公募債については副知事が一番詳しいわけで、恐らく知事のレクチャーとしては、「知事さん、これは市中銀行やらが貸さんところが借りるところですよ」とか——これは100%私の想像ですけど——そんなレクチャーがあったんじゃないかと思うんですよ。90%の充当率があっても、90%借りて払うわけですから、あと1割は手持ちということ。今いろいろ聞きますと、90%の充当率があっても、その半分は交付税措置があるということなんですね。だから、10年先に払えばいい市場公募債で道路なんかつくっているところは、逆に、毎年、交付税措置だけをもらって、またそれを運用できるというシステムにもできるのかなと思うわけです。この間、政府懇談会中間報告が出ておりました。道州制、2018年までに完全移行ということであります。私が今言った、九州管内でことし何百億と借金するところは、結局、道州制になってから借金払えばいいわけです。私はどうも損したような気がするんですよ。つくったほうがましじゃないですか、知事。知事の回答も、部長連中の意見を丸読みするときは、どうも元気がないです。まだ知事の持論になっていないような気がするんです。道州制になったときは、宮崎だけが県道整備が悪くて、よそは借金だけ10年先に払うやつを持って行って、宮崎だけは真面目に起債で借りても3年据え置きぐらいで、3年先からずっと払っていつているわけですよ。どうか損する

ような気がするんです。ぜひ、再度いろいろ検討していただきたいと思っております。

時間がありませんから、次に移ります。農政水産部長にお尋ねいたします。2006年の輸入額は5兆円になっております。輸出額が2,000億円。今後、WTO、FTA、EPAの交渉次第では関税引き下げの方向になるのかなど。農業はますます厳しい状況になると私は思うわけがあります。まず、質問であります。なぜ宮崎県は後継者が育たないのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農業センサスによりますと、本県における販売農家で、予定者も含めて後継者のいる農家の割合は、平成12年が55.6%、平成17年が37.5%と減少しております。農業は、自然を相手にした産業でありまして、台風などの気象災害を受けやすいことに加えて、近年では、輸入農産物の増加によりまして価格が低迷していることなど、農業の持つ不安定さや農業を取り巻く情勢が厳しくなっていること、また、このことから所得確保には高い経営能力が必要となること、こういったことが原因で、後継者の減少要因になっているのではないかと考えております。このような中で、本県農業の振興を図るためには、収益の向上など、意欲を持って農業に取り組む後継者の確保は大変重要と考えておりますので、県立農業大学校における実践的教育の充実強化や、就農希望者に対する就農相談から経営定着までの総合的な支援、農業経営の安定のための生産・技術対策などに取り組みまして、引き続き、後継者の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 長い答弁でしたけど、一言で言えば、所得がないということです。それだけです。それは後でやりますけど……。

2番目に、19年度の品目横断的安定対策の実施状況、4ヘクタール以上の対象農業者はどれぐらいか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農業センサスによりますと、まず、経営面積が4ヘクタール以上である経営体の数は、1,954経営体となっております。品目横断的経営安定対策の平成19年度の加入状況であります。経営面積が4ヘクタール以上という要件を満たして加入した経営体は、317経営体となっております。ただ、農地が少ない場合などの特例がございまして、4ヘクタール以上なくても加入した経営体が746経営体ございまして、合計1,063経営体が加入を申請しているところであります。

○中野廣明議員 いろいろヘクタールの話などを聞きますと、非常に優秀かなと思いきや、逆に加入申請者と水田面積とを比較しますと、今、部長が答えた加入申請者の占める耕地面積、約5%なんですよ、5%。いかに国の農業下請政策が宮崎にそぐわないかということであります。私の周りを見ても、後継者がいるところは本当に少ない。食料供給基地とか言っていますけど、もうそんな話じゃないんです。今、田んぼもただでも借りてくれない、そういう状況に来ているんです。だから、私が言いたいのは、今度、米・欧のEPAの交渉が進めば、日本の農産物はまた5.7%減ると。逆にGDPは伸びるという話。これは国策優先ですよ。それはそれでいいんだけど、それじゃ、それで良かった分はもうちょっと農業に金回せと、それぐらい私は知事に頑張ってもらいたいんです。例えば、今、20町を若い者がつくろうとしますと、米で年間470万ぐらいしかとれない。20町つくろうとすると、6反ぐらい減反しなさいとくるわけですよ。これはどうなっているのと。26

町つくるときは30町ばかりつくらにやだめだと、そんな話。要は、民主党じゃないですけど、もうそろそろ農業所得の議論に入らんとだめですよ。国の施策の丸々下請でね、部長も歯切れが悪いでしょう、答弁。わかっておっても答えられんのですよ、国の制度を持っておる以上は。知事、しっかり、元気が出るように、宮崎らしさとよく言いますが、本当に宮崎しかできない農業所得政策をやってもらいたいと思っております。

それから、もう一つ、青果物安定対策を充実すべきじゃないかと思うわけですけど、部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 野菜の価格は、他の農産物に比べまして変動が大きいですから、野菜生産農家の経営安定を図るため、価格の著しい低落があった場合に、国、県、生産者等が造成した基金から、生産者に対して補てん金を交付する青果物価格安定対策を現在講じております。平成18年度は、この対策によりまして、本県の主要品目であるキュウリ、ピーマンを初め、特産品目であるニガウリ、ニラなど31品目に対して9億2,000万円が交付され、県内野菜生産農家の経営安定に一定の効果があつたと考えております。県といたしましては、平成20年度から、県単独による補てん率の強化と対象品目の拡大を行うなど、対策の充実を図ることといたしております。今後とも、本対策を活用しつつ、市町村や関係団体と連携しながら、コスト低減対策の強化や、新しい品種・栽培技術の導入、契約取引の拡大等の総合的な対策に取り組みまして、野菜生産農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○中野廣明議員** それだけ積極的に制度をつくっても、今ある人が利用するだけで、それが

あるから農業を始めようという人はいないわけですよ。不思議なことに——何の価格を安定させるか、知事、わかりますか。3カ年の平均価格を保証しますよということです。3カ年安い価格だったら、その価格での保証になってしまうんです。だから、今度みたいに重油が上がったとか、そんなのは関係ないわけです。ようわからん。本当にしっかりした議論をして、本当に農家の人が喜ぶような政策をしないと意味がないと私は思っておりますので、しっかり本音の議論を、余り国には言えんでも、じわじわ、隅のほうでもいいですから、議論をしていただきたいと思います。

それでは、次は、知事にお尋ねいたします。林業公社についてであります。この公社は、1950年から1960年代、国策として設立されたわけであります。全国で40社、負債総額1兆2,000億円、これも輸入自由化の弊害が出ているわけであります。滋賀県が約1,000億円の累積債務を抱えて特定調停に持ち込んだ。これは債権放棄とか金利減免、そういうことであります。岡山県が700億円の繰り上げ償還。岩手県が624億円の債務を引き受け公社を解散。大分県が285億円で公社を解散、そういう状況であります。ここ（議場）を見てください、杉はどこにも使っていない。宮崎県は杉生産が日本一と言いますが、何で使っておらんのかなと思うんです。そんなことを考えますと、完全に需要と供給のバランスが壊れておる。幾ら知事がトップセールスしても、もう杉は高く売れんんじゃないかと、私はそう思う。今度80年材にするという話です。今いろいろ聞くと、30年ぐらゐのものが一番沖縄に売れているという話もあるんです。30年ぐらゐの杉がですね。今の政策、80年伐期にしたりとか、そんなところで本

当に採算がとれるのかと思うわけですが、今いろいろ部長のほうから答弁いただきました。そういう計画が、それ以上、下ぶれするときには、やっぱり抜本的な改革をすべきじゃないかと思うんですけど、知事にお尋ねいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 林業公社につきましては、弁護士、税理士等の有識者から成る研究会や、平成18年度の包括外部監査による提言・意見を踏まえて、森林整備を進める上での林業公社の必要性や、県の財政負担を最小限にする観点から、林業公社として存続することが最も適切と判断したところであります。今後とも、経営改善に全力で取り組むとともに、社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、常に見直しを行ってまいりたいと思います。

**○中野廣明議員** 知事、どうも、おれはこんなこと納得していないというような感じですけど、これは大事な話ですよ。しっかり見ながら、80年先、もうだれも生きていませんよ、ここじゃ。もうちょっとしっかりした見方をしていただきたいと思います。

また、ことしは、木の香あふれる街づくり推進事業5,900万円、（発言する者あり）多いでしょう。これは、杉を使ってください、使ったところには補助金をあげますよという話なんです。ここまでせんと杉は売れんということですよ。確かに需要と供給のバランス。ですから、今度、「未植栽地、みんな植えます」と、知事は言われました。私はいいことだと思いますよ。だけど、杉をどれぐらい植えるのか、これはしっかり見通しを——さっき何ヘクタールとか言われたけど、あんなのは全然感覚じゃわかりません。しっかり見きわめて、宮崎県だけがしてもしようがないですから、やっぱり全国知事会等で——これは国の責任もあるわけですよ

——しっかりこういうことをやっていただきたいと思います。

次に、県土整備部長にお尋ねいたします。これも、私も聞いて覚えておりますけど、予定価格、最低価格、簡単でいいです、部長は答弁が長いから……。そして、利益率はどうなっているのかお尋ねいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 予定価格でございますけれども、標準的な施工能力を有する建設業者が、それぞれの現場条件に照らして、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を基準として、設定したものでございます。このうち、会社の運営等に必要な経費や利益は、一般管理費として一括して設定しているところでございます。また、最低制限価格でございますが、競争入札に付した工事について、契約内容に適合した履行を確保するために必要な最低限の価格を設定しておりまして、請負者が利益を見込めるか否かにつきましては、個々の企業の施工能力、建設機械の保有状況、資材の調達状況等により異なってくるものでございます。

**○中野廣明議員** 予定価格、最低価格でありますけど、今回、県は最低価格を引き上げました。恐らく、今の80～85%で最初からやっておれば、倒産しなかった企業も何社かおるのかなと思ったりするわけであります。いかに利益率なるものが計算できていないかということだろうと思います。利益の出ない会社は価値がないと一般的には言われているんです。だけど、やっぱりこういう受注企業の場合は、入札になりますから、それぞれとるわけですが、しっかりこの予定価格、最低価格、単なる机上論じゃなくして、現実に合わせて、いろいろ問題点があったら、検討などというのは2～3日か

4～5日でやってしまわないと、本当に業者はこれから大変ですよ。ぜひしっかりこの予定価格、利益率を検討していただきたいと思っています。

それから、入札不調分の取り扱い、年度繰り越し等はどうなっているか、これも簡単で結構です。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 入札不調でございませけれども、19年度1月末までに、建設工事で42件発生しており、年度後半になりました。県北地域で多く発生しております。うち33件については、等級区分等の入札参加資格の見直しなどにより、再度の入札の上、工事に着工しており、現時点で残り9件が、引き続き入札手続中となっております。また、すべて11月以降に発注した工事で発生しておりますことから、うち16件につきましては、入札不調により、新たに繰り越しを予定しているところでございます。入札不調は、発注が年度後半に集中していることや、小規模業者が制度にふなれであったこと等に起因していると考えられますので、引き続き、発注時期の平準化や小規模業者に対する入札制度の啓発を行ってまいりたいと思っております。

**○中野廣明議員** いろいろ部長の答弁、わからんでもないですけど、現実はどうでもない部分もあるわけですね。やっぱり利益が出ないと、あそこをしたら損するという話もたくさんあるわけですよ。それをどうするかというと、ランクを変えてやる、最終的には随契みたいになると。それから、もうぼちぼち田舎は早期水稲が始まります。私はこの間も陳情を受けました。

「あの土手の災害復旧工事を何とかしてもらわんと、水がためられぬ」という話だった。いろいろ聞いたら、「小さい工事はしてくれる業者

がないんです」という話もあるんです。外山衛議員も言いましたけど、最低価格の250万、これはしっかり見直す必要があるんじゃないかな。それで厳密に、責任者を張りつけたりするとなると大変です。小さい工事を2つ、3つ集めて、やっとしてもらったという話も出ておりますから、しっかりこの不調分の取り扱い、現実的に即した早急な対応をお願いいたします。最後に、地域貢献度とは何ぞや、もう一回お願いいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 総合評価落札方式の評価項目として、地域社会貢献度を設定しているところでございまして、内容といたしましては、本支店の所在地の状況、管内における災害時の地域貢献またはボランティア活動の実績、さらには、障がい者の雇用状況を評価の対象としているところでございます。

**○中野廣明議員** 災害時のボランティアの評価、どうするのかなど。私の知っている範囲ではみんな出払っているんですよ。5人行ったところ、10人行ったところ。5人行ったところは5点か、10人行ったところは10点やるのか、これは難しいですよ。会社規模でみんなやっていますけど、しっかり明確な方法論を出していただきたいと思います。

私、今、建設業で一番心配しているのは、いろんな支援制度ができたと言いますが、銀行さんは、今後は建設業に新しい融資は絶対しないと思いますよ。逆に貸しはがしはあってもです。なぜかという、売り上げのめどが立たない。売り上げのめどが立たないのに貸す、これは背任行為ですよ。保証協会でも私は同じだと思いますよ。部長がやれと言ったって絶対そんなことしませんよ、保証協会。私はこれだけ

厳しいと思っていますから、十分に、机上論じゃなくて現実論に入っていたきたいと思います。

時間がなくなりました。教育長にお尋ねいたします。県立高校普通科の推薦入試制度、普通科以外はわかるんですけど、もう普通科では廃止すべきじゃないかと思うんですけど、御意見をお尋ねいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 推薦入試では、一般入試の学力検査ではかることができない目的意識や学習意欲、個性など、生徒のよさを見ることが出来ます。また、推薦入試で入学した生徒の多くが、学業はもとより、生徒会活動や部活動など、各分野で学校の中心となって意欲的に活躍いたしておりまして、推薦入試が、学校の魅力や活性化につながっているものと認識いたしております。このようなことから、普通科におきましても、推薦入試の意義は大きいものがあると考えております。推薦入試につきましても、平成17年度に小論文を導入するなど、これまでも見直しを行ってきたところでございますが、今後とも、高等学校はもとより、中学校等からも幅広く御意見等を聞きながら、入学者選抜の改善に鋭意努めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 机の上では立派なことが言えるんですけど、わずか2～3時間で本人の一生を左右するような、そこまで見られるのかなと思うんですよ。全国やっていますけど——オンリーワンと言っているのか悪いかわかりませんが——ぜひ率先して、やるんだったら、やっぱり追跡調査ですよ。推薦入学で目的を持って入ったところがどこまで達成されたか、私はそこまでやるべきだと思いますよ。五ヶ瀬の中高一貫校だってそうです。あれだけの自然の中で

寄宿舎生活をやって、社会に出て、それじゃどれだけ普通高校を出たのと違うか。それがないと、あそこは意味がないわけですよ、最初につくった意味が。私は、そういうしっかりした追跡をやるべきだと。このような入試が必要ならば、しっかり3年生が卒業するときに、目的追求をすべきだと思っています。教育長、どうもお疲れさまでした。

最後になりますけど、知事に要望しておきます。政府の地方分権改革推進委員会、それから全国知事会では、国の出先機関を統廃合して、国の出先機関の8割、2,770機関を廃止・統合するという案が出ているようであります。私は、まず地方分権の第一歩は、国の出先をなくすことだと思っています。ぜひ知事、頑張っていたきたいと思います。

それから、宮崎の再生、やっぱり基本は人口ですよ。人口を減らさぬこと、ふやすことだと。それには企業誘致も一番近道だと思っています。前回、野辺議員が言いました、「週の半分は東京でいいんじゃないか」と。私もそう思います。こっちは予算が決まれば、副知事と部長がおれば大体できますから、半分ぐらいは東京へ行って頑張っていたきたい。都知事も、必要なときしか都庁には出ないという話ですよ。近いでしょうけどね。人は、「あんなに東京へ行っていて、知事は仕事ができるんだろうか」という話もあるけど、「いや、大丈夫。部長と副知事がおれば大丈夫だ」と言っております。ぜひ知事、頑張っていたきたいと思います。以上で終わります。（拍手）

**○中村幸一副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。



平成20年 3 月 4 日(火)

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時38分散会

3月5日（水）

平成 20 年 3 月 5 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>知 事</li> <li>副 知 事</li> <li>総 合 政 策 本 部 長</li> <li>総 務 部 長</li> <li>地 域 生 活 部 長</li> <li>福 祉 保 健 部 長</li> <li>環 境 森 林 部 長</li> <li>商 工 観 光 労 働 部 長</li> <li>農 政 水 産 部 長</li> <li>県 土 整 備 部 長</li> <li>会 計 管 理 者</li> <li>企 業 局 長</li> <li>病 院 局 長</li> <li>財 政 課 長</li> <li>教 育 委 員 長</li> <li>教 育 長</li> <li>警 察 本 部 長</li> <li>代 表 監 査 委 員</li> <li>人 事 委 員 会 事 務 局 長</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>東 国 原 英 夫</li> <li>河 野 俊 嗣</li> <li>村 社 秀 継</li> <li>渡 辺 義 人</li> <li>丸 山 文 民</li> <li>宮 本 尊</li> <li>高 柳 憲 一</li> <li>高 山 幹 男</li> <li>後 藤 仁 俊</li> <li>野 口 宏 一</li> <li>甲 斐 景 早 文</li> <li>日 高 幸 平</li> <li>植 木 英 範</li> <li>和 田 雅 晴</li> <li>江 藤 利 彦</li> <li>高 山 耕 吉</li> <li>相 浦 勇 二</li> <li>城 倉 恒 雄</li> <li>大 野 俊 郎</li> </ul> |
|---|---|

事務局職員出席者

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>事 務 局 長</li> <li>事 務 局 次 長</li> <li>総 務 課 長</li> <li>議 事 課 長</li> <li>政 策 調 査 課 長</li> <li>議 事 課 長 補 佐</li> <li>議 事 担 当 主 幹</li> <li>議 事 課 主 査</li> <li>議 事 課 主 査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>石 野 田 幸 藏</li> <li>弓 削 孝 幸</li> <li>馬 原 日 出 人</li> <li>四 本 孝 章</li> <li>富 永 博 美</li> <li>孫 田 英 彦</li> <li>亀 澤 保 彦</li> <li>山 中 康 二</li> <li>隈 元 淳 二</li> </ul> |
|---|---|

◎ 一般質問

○中村幸一副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、30番徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。一般質問の最終日のトップバッターを務めさせていただきます。

東国原知事が誕生して、はや1年が過ぎました。就任早々に鳥インフルエンザの発生、たび重なる台風災害、日向、延岡で発生した竜巻災害、県庁で発生した裏金問題と、大変大きな事案が発生いたしました。知事の強力なリーダーシップのもと、立派にクリアいたしました。知事の努力、また御苦労に対し、敬意を表したいと存じます。さらに、知事におかれましては、宮崎県のトップセールスマンとして、地鶏やマンゴー、農畜産物、宮崎の観光と、遺憾なくその実力を発揮され、宮崎の知名度を日本一に引き上げていただきました。県民ひとしく感謝し、高く評価しております。しかし、県内を見回してみますと、基幹産業である農業も漁業も林業も中小企業も、衰退の一途をたどっており、建設業にあつては、倒産・廃業が過去最大となりました。県民所得も減少し、東京の半分以下、全国平均を大きく下回っております。知事におかれましては、初めての東国原予算を組まれ、宮崎の実態をしっかりと見詰めることができたと思います。知事の見線を全国レベルではなく、ことしは、県民とひとしくともに喜びが実感できる1年にしていただき、来年こそは

少なくともことし以上の予算が組めるようお願いを申し上げ、質問に入りたいと存じます。

それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

今日、我が国の社会経済情勢は、急ピッチで進む少子高齢化、高度情報化や経済活動のグローバル化など進展する一方で、豊かな自然や環境の保全と創造への関心の高まりなど、社会のあらゆる場面で歴史的な大転換期にあります。特に、バブル経済崩壊後の長期にわたる不況や国際競争のもとで、経営者は経営の効率化に努める一方、勤労者はリストラや倒産・廃業による雇用の不安感の中、フリーターと呼ばれる若者の雇用形態の出現をもたらし、ワーキングプアなる言葉まで生まれました。弱肉強食を想起させる改革の進行は、私たちの暮らしの先行きに不安をもたらし、一人一人がそのよりどころとする生活基盤の揺らぎを感じざるを得ない時代であります。一方、高齢化社会に対応した保健・福祉・医療の連携を中心とした住民福祉の充実や、道路などのインフラ整備、基幹産業である農業振興や、建設業の育成など、私たちの宮崎県にはまだまだ多くの課題があります。このような課題に道筋をつけ、てこ入れをし、次世代に引き継いでいくことが、今求められていると考えております。まさに、今生きている私たちの責任であると考えます。

現在、本県の行政には、3つの大きな阻害要因があると思っております。1つ目は、急激な少子高齢化と人口減少の進行、2つ目は、WTO農業交渉や日豪EPA交渉等であります。3つ目は、行政の深刻な財政状況であります。県民、特に農林漁業者の方々や県内の市町村長さんも、これらの危機的な状況をかたずをのんで

見守り、不安を募らせておられます。県には、これらの危機的な状況を確実にかつ着実に取り除き、県民が豊かに幸せに暮らせるような生活環境づくりを行うことが、強く求められています。

そこで、知事にお尋ねをいたしますが、本県の状況を見ますと、特に経済対策、産業振興対策を行うことが重要であると考えます。雇用や所得、人口などの状況から、客観的に見ても、全国と本県の格差は拡大しております。例えば雇用の面では、近年、本県の有効求人倍率は0.6台で推移しておりますが、全国の有効求人倍率は0.98であります。また、本県の県民所得を見ますと、平成13年以降、減少が続いており、全国平均を100とした場合、本県の1人当たりの所得水準は、平成12年度の79から17年度には76.9で、全国平均よりも約23ポイントも低く、全国との経済格差がますます拡大している状況であります。県民所得の上位5県は、東京、愛知、静岡、滋賀、神奈川で、1人当たりの県民所得の平均は362万5,000円であります。一方、下位5県は、沖縄、高知、青森、宮崎、長崎で、平均は215万7,000円であります。本県の1人当たりの県民所得で比較しますと、全国平均で1.38倍、東京と比べますと2.16倍もの差があります。また、人口を見ても、本県の人口は、平成17年が前年と比べ7,805人減少しており、平成18年が4,822人の減、さらに平成19年が5,584人の減と、減少する一方であります。雇用の状況も悪く、県民所得も上がらないことを考えますと、県民が県外に流出してしまうのではないかと危惧いたしております。そこで、知事にお尋ねしますが、全国と本県との経済格差の拡大をどのようにとらえられているのか、お伺いをいたします。また、経済格差を縮めるた

めには、県民所得の向上を図る必要があると思いますが、どのように各分野で地域産業対策を講じていかれるおつもりなのか、基本的な考え方を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。後は自席から質問をさせていただきます。(拍手)

[降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

日本経済全体が、緩やかながら回復基調を維持する中であって、本県経済は、いまだ回復を実感するまでには至っておりませんが、県民の皆様の間にも、景気の先行きへの不安とともに、大都市圏との経済的格差の固定・拡大に対する漠然とした閉塞感が漂っているのではないかと感じております。この状況を打破し、本県を全国的にも存在感のある自治体として浮揚させるためには、基幹産業である第1次産業はもとより、第2次、第3次産業も含めた幅広い産業の振興を図る必要があると考えておりますが、全国的に見ても県民所得が高い県というのは、産業構造に占める製造業の割合が比較的高いこと、交通インフラが充実していることなどから、本県工業の強化・拡大を図ることが、県民所得の向上に最も効果が高いのではないかと考えております。このため来年度は、農業と医療の連携によるバイオメディカル産業の創造や、環境リサイクル関連の技術開発の支援等に取り組むこととしておりますが、とりわけ経済・雇用の面で即効性の高い企業誘致については、「企業立地推進局」を新設して誘致体制を強化するなど、積極的な展開を図ってまいりたいと考えております。今後とも、このような工業振興の取り組みを柱としつつ、農林水産業や商業、観光サービス業など諸産業の振興についても、着実に進

めることにより地域全体を活性化させ、県民所得の向上を図ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

**○徳重忠夫議員** ぜひひとつ、今知事がお答えになったような方向で、最善の努力をしていただきたいと思えます。

続いて、予算編成に当たっての知事の3つの重点施策の中で、建設業の育成強化が掲げられております。毎年公共工事が減少する中で、最低制限価格の引き上げが行われたとはいえ、落札率は依然として80%台であります。さらに、本年1月から250万円以上が一般競争入札となり、建設業界は大変厳しい状況が続いております。また、小規模工事の入札が42件も不調入札になったとの部長答弁もあったところであります。県内業者の倒産・廃業を見ますと、平成17年は、37社倒産、廃業104社、18年は、24社倒産、廃業127社、19年は、既に55社が倒産し、105社廃業に追い込まれております。今後さらに倒産・廃業がふえてくることは間違いない、このように思いますが、知事は建設産業の現状をどうとらえ、またどのように再生しようと考えておられるのか、お伺いをいたします。

**○知事(東国原英夫君)** 社会資本整備の担い手であります建設産業というのは、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、中山間地域等における地域経済と雇用を支える重要な産業の一つであると考えております。しかしながら、近年の建設投資の大幅な減少に加え、一般競争入札の拡大など入札制度改革により、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況だと考えております。このため、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりなど、県内建設産業の健全な発展を図るため、総合的な対策を講じてまいりたいと考えており

ます。まず、経営相談や新分野進出セミナーを引き続き実施するほか、新分野での事業定着をより一層促進するため、初期経費に対する補助限度額を大幅に引き上げることといたしております。また、専門家で構成された支援チームによる助言を行うとともに、新たに「建設産業等支援貸付」を創設し、建設業者等の経営基盤強化や新分野進出を支援してまいります。このほか、地域企業育成型の総合評価落札方式を導入しまして、技術力や地域貢献度の高い地元の業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域の建設産業を育成してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 新分野進出を支援するというところでございますが、非常に難しいことだ、このように思います。ゼロからのスタートであります。逆に言えば、マイナスからのスタートであります。相当勉強もしなきゃいけません。努力もしなきゃいけません。新分野進出について、ひとつ最後まで見守っていくんだという気概を持って進めていただきたいということを、お願い申し上げたいと思えます。

それではまず、県土整備部長にお伺いをいたします。新年度の県土整備部に係る公共事業の当初予算が687億円であります。10年前になるわけですが、平成10年度最終予算は——景気対策もいろいろととられた年でありましたが——1,700億円強でありました。新年度との差が約1,000億円であります。高速道路の負担金も大変多くなっている現在、国県道の道路改良率も、平成18年4月1日現在では63.8%と大変低い状態であり、さらには中山間地域を多く抱えた本県において、この予算で県民に安全・安心を与えられる県土整備ができるのか、大変心配をいたしております。道路維持・交通安全対策

等、県民生活に直結する予算は十分かどうか、  
県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県民の安全で  
安心な暮らしを確保していくためには、これを  
支える道路、橋梁、トンネル、河川等の公共土  
木施設の適切な維持管理を行っていくことが重  
要だと考えております。このため、平成20年度  
の当初予算におきましては、舗装補修や橋梁維  
持等の一部を、国の新規事業でございませ  
「地域自立活性化交付金事業」を活用すること  
により、維持管理費につきましては対前年度比  
5.4%の増となり、必要となる予算を確保さ  
せていただいたところでございます。また、災  
害復旧事業費につきましても、県民生活に影  
響が生じることがないように、被災箇所の早  
期復旧を図るための所要額を確保するととも  
に、国庫補助事業でございませ  
「大淀川河川激甚災害対策特別緊急事業」  
で、河道拡幅や堤防かさ上げなどの抜本的  
な河川改修を引き続き実施するなど、安全  
・安心な暮らしの確保に努めさせていただ  
きたいと思っております。

**○徳重忠夫議員** ぜひ毎日の生活が安全・安  
心でありますように、最善の努力をお願い申  
し上げておきたいと思っております。

続いて、同じような質問になろうかと思  
いますが、中山間地域を多く抱える宮崎県に  
、ことしも災害が来ない、台風が来ないとは  
約束されません。建設業者が大変減少して  
おります。さらに、小規模工事の不調入札  
もふえる中で、もし災害が発生したとき、  
これらの復旧に対応できる建設業界の受け  
入れ体制が整うと思われるか、再度、部  
長にお答えをいただきたいと思  
います。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県にお  
きましては、建設業関連団体と、「災害時  
における応

急対策業務等に関する基本協定」等を締結  
しているところでございまして、災害等が  
発生した際には、被害情報の収集や公共施  
設等の機能確保のための緊急復旧作業を  
お願いすることとなっております。この協  
定に基づきまして、災害の発生が予想さ  
れるときには、待機をお願いするほか、一  
たん被災すると、夜間であっても作業に  
当たってもらうなど、建設業の方々には  
格段の御協力をいただいているところで  
ございます。このため県におきましては、  
災害時の応急作業受託者や道路パトロー  
ル受託業者につきまして、その貢献に配  
意して、入札参加資格審査において加  
点を行うほか、平成20年度に拡充を予  
定しております総合評価方式においても、  
災害時における地域貢献を積極的に評  
価する方向で、現在検討を行っている  
ところでございます。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

もう一つ、最後になりますが、お答え  
いただきたいと思  
います。年々、県土整備部の予算が少  
なくなっていく中で、県内にかかっている  
橋梁の状態を知りたいのであります。50  
年以上前につくられた橋梁が県内に何  
カ所あるのか、また、その橋梁の安全  
性や耐震性は確保されているのか、  
県土整備部長にお伺いをしてお  
きたいと思  
います。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県が  
管理している橋梁でございませ  
、橋長が15メートル以上のものにつ  
きましては、現在934橋ございま  
す。平成18年時点で、建設後50年  
を経過する橋は49橋でございま  
して、全体の5%となります。20  
年後の平成38年になりますと、  
この50年を経過する橋の数字が  
431橋となり、全体に占める割合  
が46%となつてまいりませ  
。橋梁の安全対策につきま  
しては、平成16年、17年の点検結

果に基づきまして、必要な補修等を計画的に実施してきているところでございます。また、幹線道路の橋梁の耐震対策につきましましては、平成8年度に実施いたしました防災点検に基づき、対策を講じているところでございます。今後、老朽化する橋がふえていくことから、今年度より3カ年で修繕計画を策定いたしまして、この計画に基づき、予防的な補修に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 今の御答弁によりますと、20年後には431橋、46%が50年を越すことになるということでございます。老朽化対策と補修には万全を期していただきたいと、お願いしておきたいと思っております。

次に、都城志布志道路についてお伺いをいたします。私は、9月議会でも都城志布志道路について質問をいたしました。私の調査によりますと、鹿児島県側と宮崎県側の工事区間はともに21キロずつとなっております。鹿児島県では、今年2月までに、県の事業として158億円投入をいたしております。そして、既に8.3キロ開通いたしております。宮崎県は、県事業としては51億9,800万円しか投入しておらず、供用は1メートルもございません。幸い宮崎県側は、国道10号線のバイパス道路の位置づけにより、国の直轄事業として着工されており、それでも約50億円の投入しかなされていないのであります。同じ道路をつくるのに、鹿児島県と宮崎県がこんなにも事業費投入が違うのはどのような理由が考えられるのか、また、今後において、都城志布志道路の早期完成に向けてどのように対応されようと考えておられるのか、これは知事にお伺いをしたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** お答えいたします。

本道路は、都城インターチェンジと志布志港

を連結し、南九州の物流効率化や産業振興等を図る重要な路線であると考えております。事業費投入につきましましては、鹿児島県は本県より早く事業に着手されたため、投資額が多く、一部区間（約8キロメートル）が供用されております。残る約13キロメートル区間のうち、現在、約4キロメートル区間で事業を展開されております。一方、本県におきましては、直轄施行区間と合わせた約21キロメートル区間のうち、都城インターから梅北インター間、約16キロメートル区間で事業を展開しており、平成21年度には、平塚インターチェンジから今町インターチェンジ間の約3.5キロメートルを供用したいと考えております。残る鹿児島県境までの約5キロメートル区間につきましましては、鹿児島県と調整会議を行うなど、調査区間の指定に向けた取り組みを進めているところであります。本道路は、鹿児島県側も含めた約42キロメートル全線が完成して大きな効果を発揮いたしますので、引き続き鹿児島県とも十分調整を図るとともに、整備促進について強く国へ要望するなど、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 都城志布志道路の整備がおかれていることは、今、知事がお話しになったとおりであります。道路は、全線が開通して初めて、その効果があらわれるわけでありまして。知事は、「高速道路を他県並みに平等に整備してくればよい」と、よくメディアでもお話をされております。「宮崎県だけよくしてほしいということじゃない」というようなことをよく言われております。都城志布志道路も鹿児島県と同等に整備してもらいたいということを、強く、国土交通省等に要望していただきたいと思う次第であります。よろしくお祈りを申し上げます。



ます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。産業全般にわたる創業・起業の推進について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

雇用の受け皿となる県内の事業所数は、新規開業が、建設業を初めとする廃業・倒産に追いつかない状況にあり、雇用情勢の改善が進まず、今、最大の県政課題だと思っております。そこで、新規開業に結びつく創業の推進が必要と考えます。しかし、創業・起業と一口で言っても、成功に至るまでのハードルは非常に高いのが現実であります。地域に安定した雇用の場を提供できる創業者や起業者を育てていくためには、まず経営者としてのすぐれた能力、高い志、専門知識等、課題が大変多く考えられます。加えて、チャレンジ精神を持った創業・起業者を育てていく環境の整備、事業が軌道に乗るまでのきめ細かいアドバイスや資金的な需要に対する支援など、多方面からの支援策が極めて重要であろうと思っております。そこで、商工業への新規創業・起業の支援について、県はどのように取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 新規創業への支援ということではありますが、県内におきまして新たに事業を始める方々がふえますことは、経済の活性化はもとより、雇用の確保のためにも大変効果があるというふうに考えております。そのため県におきましては、産業支援財団や商工会議所・商工会を通じまして、県内各地で創業者向けのセミナーを開催しており、ビジネスプランの書き方や開業手続の実務について指導をいたしております。また、県工業技術センターや食品開発センターにおきましては、事業展開のための技術的な指導を行って

おりますほか、産業支援財団の総合相談窓口におきましても、製品・サービスの企画や販路開拓などの課題に対して個別にアドバイスを行うとともに、開業に必要な制度資金の活用などの紹介をしておるところであります。今後とも、関係機関と連携を図りながら、新規創業を積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 次に、地場産業の育成強化について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

地場企業も、生き残りをかけ必死の努力をされていることは、御承知のとおりであります。誘致企業を初め、地場企業がしっかりと足腰を据えて事業の拡大をしていくことを期待するところではありますが、企業誘致は、一朝一夕に進展するものではなく、どうしても地場企業に頑張ってもらい、雇用の拡大を図ってもらう必要があると思っております。そこで、県内に立地している誘致企業や地場企業に対し、県職員が事業所を訪問したり、国や県の支援策等をアドバイスするなど努力することが、事業の拡大を促し、雇用の増加につながるものと思いますが、商工観光労働部長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** 県内に立地いただいた企業とか地場企業の皆様と直接お会いし意見交換を行い、国や県の施策を紹介して活用を促進しますことは、地場産業の振興を図る上で大変重要であるというふうに思います。このため、県や産業支援財団、商工関係団体などにおきまして、企業を訪問しての技術指導や受注や発注関係の情報の収集・提供などを行っておりますほか、経営相談事業や産学官の交流事業などを通じまして、可能な限り地場企業の方々と接し、情報の提供を行ってござ

す。また、商談会の開催などを通じた取引拡大の支援、あるいは中小企業融資制度を初めとする設備投資支援など、地場企業の規模拡大につながる施策も行っておりますので、今後とも、これらの施策を積極的に紹介するなど、地場企業のさまざまな取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** どうもありがとうございます。

引き続きまして、農政水産部長にお伺いをしたいと思います。

畜産飼料価格の高騰が続いていることは、御案内のとおりであります。去る2月12日に宮崎市で開催されました原油飼料高騰農業経営危機突破緊急宮崎県大会に出席をいたしました。その際の情勢報告によりますと、配合飼料の価格上昇が、一昨年秋から先月までに、1トン当たり平均価格が約5万8,000円と、1万5,000円値上がりをしております。理由としては、アメリカから輸入している配合飼料の主な原材料トウモロコシが、原油高を背景とした燃料用エタノールの需要の高まりや中国への輸出拡大を受けて、値上がりをしたとのことであります。畜産県としての宮崎県にとって、飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響は極めて深刻だと思います。今後において、配合飼料価格が下がることが予想されない状況の中で、本県畜産飼料対策をどのように考えておられるのか、まず部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 近年の飼料価格の高騰を踏まえ、輸入飼料に依存しない国産飼料に立脚した畜産経営を目指すことが、ますます重要になっていると考えております。このため県といたしましては、トウモロコシや飼料イネ等の作付拡大や、焼酎かす等の食

品残渣を飼料として利用するエコフィードの活用を推進しているところでございます。さらに20年度からは、本議会にお願いしております「飼料価格高騰緊急対策事業」や「地域養鶏振興対策事業」等により、飼料作物の増産強化や、輸入穀物飼料の代替飼料として期待されております飼料米等の積極的な利用を進めていく考えでございます。今後とも、足腰の強い畜産経営の確立を図ってまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ただいま、飼料価格が暴騰することによって経営が大変だから、飼料の作付、飼料イネ、飼料米の増産に努めたいというような御発言があったかと思っております。そこで、飼料イネ、飼料米についてお伺いをしてみたいと思っております。今年度からスタートした品目横断的経営安定対策と相まって、米の生産調整も水田構造改革の第2ステージとなってまいりました。平成22年度の米づくりの本来のあるべき姿の実現を目指すこととなっております。米の消費は、昭和37年に1人当たり年間118キログラムであったものが、現在は61キログラムと約半分の消費に過ぎません。また、10アール当たり520キログラム程度の生産ができますので、10アール当たり年間9人ぐらいが養えるというような勘定になります。

日本人は米を主食としてはおりますが、今日、パン、めんへのシフトなど、食生活の多様化による消費減退と、農業技術の進歩による生産向上により、米余りは今後も続くものと予想されており、米の価格も下がることは必至であります。そのため本県でも、水田の約4割が水稲からの転作を余儀なくされているところであります。全国的に過剰作付が年々拡大し、結果として価格が大幅に低下したことも踏まえ、国

においては、20年度以降の生産調整の実効性を確保するために、飼料イネや飼料米などを新規需要米として明確な位置づけをして、米の需給バランスを図ろうとしておられるようであります。

本県では、畜産産出額が全農業産出額の57%を占めているわけでありまして、飼料イネや飼料米を生産することは大変重要なことだと思っております。既に本県では、生産調整の取り組みとして、飼料イネの作付が1,500ヘクタールなされていると聞いておりますが、まだまだ作付が少ないと私は考えております。今後、飼料価格が下がることは難しいのではないかと考えられる状況の中で、本県の飼料対策、粗飼料対策としての飼料イネ、飼料米の作付をどのような形で拡大していくつもりなのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 飼料イネ、飼料米につきましては、栽培が主食用米と基本的に同じでございます。新たな投資も必要もないということから、水田で最も導入しやすい品目であると同時に、家畜の飼料としても重要な資源であると考えております。そのため、今後、導入・定着・拡大につきましては、耕種部門と畜産部門との連携を十分に図りながら、生産調整拡大の重要品目としても位置づけ、水田での積極的な推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○徳重忠夫議員 飼料イネや飼料米は、今、部長のおっしゃるとおり、食用米の生産と同じような体制で生産されるわけでありまして、肥培管理、栽培管理もほとんど一緒であるということでもあります。ただ、食用米と同等程度の収益がないと再生産につながらないと思います。食用米が10万円取れるんだったら、飼料米をつ

くっても10万円取れるぞ、それに近い数字が出てこないと再生産につながらないと私は思っております。さらに、家畜にとっては、えさが毎年変わるようでは体調を壊す、あるいは、いい結果が出ないと私は考えております。一過性のものでなくて永続的な栽培システム、そして、それだけのちゃんとした面積確保といったものがなければいけないと考えておりますが、部長の御答弁をいただきたいと思えます。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 飼料イネ、飼料米の今後の推進に当たりましては、作付の集団化並びに多収品種の導入など、低コスト栽培技術の確立に向けた取り組みを図るとともに、産地づくり交付金あるいは関連助成金による収益性の確保に努めるなどして、持続的な生産ができるように進めてまいりたいと存じております。

○徳重忠夫議員 ぜひ宮崎県の農業産出額の57%を占めている畜産が安定的に発展していきますように、御努力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後の質問になろうかと思えますが、県西地区への救急医療体制の充実についてということでお伺いをしたいと思います。

このことについては、昨年9月には同僚の萩原議員が、今議会では満行議員からも質問がされたわけですが、私も県西地区の一県民として、命を尊厳を考えると、県民ひとしく公正公平に医療を受けられることが最高の喜びだと思っているところでございます。

ところで、最初に断っておきますが、この後、県立病院事業を引き合いに出させていただきますが、私は県立病院の運営について異論を申し上げるつもりは毛頭ありません。私のねらいは、県の医療政策が県民に公平公正で、バラ

ンスのとれた政策であってほしいというところでございます。県立病院事業については、諸般の経営環境の厳しい中で、着実に経営改革に取り組みをされ、発足2年目で計画を上回る実績を上げつつあることについて、深く敬意を表するものでもあります。

ところで、都城市の救急医療の現状は、都城市北諸県郡医師会による、24時間365日、3次救急医療に準じた救急医療が行われております。年間1万6,000人強の患者が利用しており、都城市郡医師会病院は、県西地区の拠点的救急医療の施設として十分な機能を果たしていると思っております。しかしながら、既に開設して23年を過ぎた施設は手狭になり、さらに、今日の医療機器の高度化や施設に求められる機能も多様化し、どうしても現状の施設では住民の期待にこたえられなくなってまいりました。そこで、都城市では、現在の医師会病院の所在地が地域的に偏り過ぎていることもあり、都城市の中央部、交通アクセスの最もよい高速道高木インター周辺に移転する計画案が昨日示されたところであります。この場所でありますと、西諸方面より約30分以内で、市内全地区からも20分以内で病院に着くことができます。3次救急の機能に近い医療が受けられることになろうと思えます。県北には、御案内のとおり、県立延岡病院が拠点病院としてあり、県南には県立日南病院があり、県央には県立宮崎病院と宮崎大学附属病院があります。県西だけが取り残されているわけで、今回、都城市が中心となり、このような救急医療センターを計画し、救急医療の充実を図ろうとしております。これが実現すれば、県内ひとしくバランスのとれた救急医療体制が整うと思えます。

そこで本論に入りますが、病院局資料により

ますと、平成18年度において県立病院事業に対して、収益収支で43億7,000万円、資本収支で13億8,000万円、合わせて57億5,000万円の一般会計からの繰入金が出されています。もちろんこの繰入金は、地方公営企業法及び繰入基準に基づくものであり、冒頭申し上げましたとおり、そのこと自体を批判するつもりは毛頭ありません。そこで振り返るに、過去3つの県立病院は、改築時において、時期は異なりますが、建物だけでも宮崎病院130億円、延岡病院190億円、日南病院140億円が投資され、新年度は、ここの医療センター整備に13億円が予算化されていることは御承知のとおりであります。県行政の役割は、資源の実質的・効率的かつ公平公正な配分が基本であると信じております。さらに今日、透明性が最も要求されているものと思えます。これまでの医療行政において、直接的な供給に関して、県行政が公平公正な責任を果たされたとは決して思えません。今回の都城市の救急医療センター及び2次救急医療施設整備に際して、十分な補助をすべきだと思いますが、知事の決意のほどをお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) お答えいたします。

都城市の救急医療センターや都城市郡医師会病院は、当地域における救急医療の一角を担っていただいていることから、県といたしましても、今年度、市郡医師会病院の血管造影撮影施設等の増設に係る補助を行うなど、支援を行っているところでございます。こうした中、都城市では、サブシティ構想に基づきまして、「都城地域健康医療ゾーン整備に関する協議会」で、救急医療センターや市郡医師会病院の移転も含めた検討を今後実施される予定と伺っておりますので、県といたしましては、その検討状

況を注視していきたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ただいま知事からは、注視して、見守るといふような言い方だと思いますが、それでは納得いかないわけであります。知事、人の命は地球よりも重いと言われます。しかも、既に県北、県央、県南の整備は終わっております。残されたのは県西だけです。今、計画されている都城の救急センターは、約100億円程度と聞いております。少なくとも2分の1程度の補助金を出されても、114万県民も、また、ここにいらっしゃる県議会議員の皆さんも、十分理解をいただけるものと信じております。知事、単年度で無理ならば、複数年度かけて支援しても結構でございます。要は、知事の高度な政治判断、このように考えます。再度お答えをいただきたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** 都城市のサブシティ構想につきましては、県としてまだ詳細を伺っておりません。救急医療センターや都城市郡医師会病院の移転整備については、今後、地元において具体的な検討がなされると伺っておりますので、県といたしましては、現段階では、その検討状況を注視していく必要があると考えております。

**○徳重忠夫議員** 最後になりましたが、御案内のとおり、昨日、都城サブシティ構想が発表されました。これに書かれておりますが、これは市長のマニフェストでもございます。そこで、県が毎年一般会計に持ち出している1年分が約50億円程度であるわけですね。そう考えますときに、これは不可能ではない数字じゃないかと、半分ぐらい支出するのは、100億円かかるんだったら50億円支出するぐらいは、この状況からしたら私は可能な数字だと。ぜひとも前向きに検討していただきますようお願いを申し上げ

げまして、私の質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中村幸一副議長** 次は、26番田口雄二議員。

**○田口雄二議員〔登壇〕**（拍手） 民主党の田口雄二でございます。県議になりまして3回目の質問をさせていただきます。日ごろの行いが悪いのか、今回もくじ運が大変悪く、前回同様、最終日の登壇となってしまいました。主な課題は大方質問されてしまいました。しかし、県北の新たな問題もあらわになり、できるだけ重複を避けながら質問をさせていただきます。

道路特定財源のことで、国や地方を挙げてかんかんがくがくの議論がされる中、九州横断道延岡線の舞野一北方間の6.4キロが4月6日に開通予定です。直轄方式のため、まさに今話題の道路特定財源によって建設された無料の高速道路になります。北方町は水害常襲地帯でもありますので、防災対策の面からも利便性からも格段に向上したことになります。関係者の御尽力に心から感謝を申し上げます。

また、延岡の課題でありました国道10号線の土々呂地区の渋滞の解消策として建設された延岡南道路が、通行料金の割高感から利用が伸び悩み、渋滞の解消となっていませんでした。しかし、このたび、国土交通省延岡河川国道事務所が管理運営する西日本高速道路株式会社に対して、値下げ実験の実施を促しているとの報道がなされておりました。延岡市当局を初め地元経済界からの、かねてより強い要望事項でもありましたので、ぜひとも前向きに検討していただき、早急に実施していただきたいと思っております。

それでは、通告に従いお伺いいたしますので、知事を初め当局の皆様への明快な答弁をよろしくようお願い申し上げます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

先日、民主党の菅直人代表代行が大分空港より九州入りし、車で宮崎県に入り、2日間にわたり県内の道路事情をつぶさに見ていただきました。もちろん、2日後に控えた東国原知事との公開討論会に向けての現状把握ということもあります。あわせて、1月末の衆議院予算委員会の発言の確認ということもありました。予算委員会で菅代表代行は、「道路特定財源でつくられた福岡県八女市の「おぼろ大橋」は、約90億円もかけて建設されたにもかかわらず、1日に約200台しか車が通らない。ここは本当に必要な道路であったのか」と総務大臣に質問し、返す刀で、「宮崎県と大分県の間にはまだ高速道路がないが、こここそまさに必要ではないのか」と問いただしております。その後も、必要なところなのにまだでき上がっていない例として、宮崎一大分間を事あるごとに取り上げており、その道路事情を自分自身の目で確認するというところもありました。

東国原知事は、「大分から宮崎に入るとき、国道326号を使わず10号線に来てほしかった」とコメントされていたようですが、県北の人で大分市方面に向かうのに10号線を使う人は、現在では極めてまれで、バイパス的な道路である326号をほとんどの方が利用されるという状況がかんがみて、326号を私が御案内いたしました。なお、北川町の水害に伴う山肌の崩落や仮設住宅、そしてかさ上げをしている住宅等も見ていただくことができ、台風の被害の大きさなどもしっかり報告をさせていただきました。しかし、菅代表代行も、同行した国会議員も一様に言ったことが、「なぜこんなにおくれたんだろう」との疑問の声ばかりでした。どう考えて

も、今までの道路づくりに納得いかないことばかりです。これまでたびごとに国土の均衡なる発展のためと言われ続けてきた結果がこれなのかと、大変むなしくなるばかりです。そのような中、昨年末、2008年度以降10年間の道路整備の方向性が示される「道路の中期計画」の素案が、国土交通省から発表されております。この道路の中期計画に対して、知事はどのような所見をお持ちか、お伺いをいたします。

次に、医療・福祉行政についてお伺いいたします。

県立延岡病院の循環器科医師の5人のうち3人が4月以降に退職するという2月22日の延岡市の地元新聞の記事により、県北に衝撃が走りました。心臓疾患のカテーテル手術などの高度な循環器医療を行うことができるのは、県北地区では県立延岡病院だけです。3人のうち、2人が派遣元の熊本大学医学部に引き揚げ、残る1人は自治医科大学出身で、公的医療機関の義務年限を終了し、延岡を離れるといます。県立延岡病院の循環器科は、平成18年6月より、医師5人体制でそのほとんどを熊本大学医学部の派遣に頼ってきたのが実態です。過去にも麻酔科の医師5人が退職し、全身麻酔の手術が9割も減少したこともあり、現在も一昨年8月より眼科が、また昨年7月より精神科の医師が不在となり、現在診療を休止しております。延岡市民というより県北の住民にとって一番信頼の置ける病院の体制の変化に、この先どうなるのかと心配の声が広がっております。県立延岡病院の循環器科医師の現在の状況と、3人の退職後の補充は現時点でどのような状況なのか、また、休診している眼科、精神科の医師の補充の取り組み並びに見込みについて、病院局長にお伺いいたします。

次に、新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。インドネシアで鳥インフルエンザ感染による死者が103人に達するなど、世界での感染拡大がとまらない状況です。先日はNHKで、ドキュメンタリーとドラマ仕立てで2日間にわたり放映され、反響が大きかったのか、すぐに再放送もされております。残念ながら私は見逃してしまいましたが、衝撃の内容に恐怖感を覚えた人が続出したようで、県の対策は大丈夫か、もし発生したらどうなるのかと問いかける人がいます。新型インフルエンザが怖いのは、未知のウイルスで免疫を持っていないからです。アメリカのハーバード大学によると、かつての新型インフルエンザであったスペイン風邪並みの流行で、世界で約6,200万人が死亡すると予測し、国内でも厚生労働省の試算で、医療機関を受診する患者数は最大2,500万人に上り、64万人が死亡すると想定しています。ただ、鳥インフルエンザが新型へ変化した場合、「若者にも大きな被害が出て、210万人が死亡する未曾有の事態になる可能性がある」と、国立感染症研究所の関係者は警告しています。それは、免疫力が高い10歳から39歳の若い人ほど死亡率が高いとされるからです。発達した航空網で高速で大量輸送が可能になった現在は、一たび発生すれば、非常に短期間で大流行する可能性があります。先日は、県内でも新型インフルエンザに備えて合同訓練も行われているようですが、本県の新型インフルエンザ対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、来年度予算の「子育て支援乳幼児医療費助成事業」についてお伺いいたします。子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子供を生み、育てられる環境づくりを推進するため、入院外医療費の助成対象をこれまでの3歳未満

から小学校入学前まで拡大し、入院・入院外ともに、小学校入学前までの乳幼児に対して医療費の助成を行う大英断をしていただきました。財政が大変厳しい中、知事も「清水の舞台から飛びおりたつもりで」と言っておられたようですが、子育て、そして少子化対策において大きく前進したものと思います。ただ気になるのは、全国的に地方の医師不足が言われる中、宮崎は特に小児科医の不足が大きな課題となっております。厚生労働省から公表された、女性と子供それぞれの10万人当たりの産科・産婦人科と医師数の都道府県ごとの数値を見てみましても、本県の小児科医数は、岩手県に次いでワースト2で、トップの徳島県の半分以下という厳しい結果が出ました。少子化対策で、全国の自治体において、小児の医療費の無料化や助成が拡大しております。そのことで医者にかかりやすくなって、軽症患者が病院に集中し、疲弊した小児科医が離職する例も、他県では見られております。小児科医への負担増も考えられますが、どのように認識されているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

次に、工業振興について、人材育成の面からお伺いいたします。

政府は、高等職業教育を充実強化するため、中学卒業を資格とする5年制の新たな職業教育機関を創設する検討に入りました。大学進学率が高まり、現在の高専や工業高校、商業高校などの専門高校への入学志願者が減り続け、既存の機関にかわる新たな職業教育の枠組みをつくる必要があると判断したようです。新たな5年制の職業教育機関の基本的な枠組みは、各都道府県の農業や商業など複数の公立の専門高校を統合し、3年間の教育課程に、さらに2年間の高等教育課程を加えるというものです。背景

には、専門高校の職業教育における地位の低下があり、専門高校卒業後にさらに数年間、別の専門学校に通って、知識や資格を取得する学生がふえる現状があります。

私は昨年6月議会で、「山形県立米沢工業高校では、卒業後に通う2年間の専攻科をもって技術的な指導をしている。同様のものを延岡市につくれないか」と質問させていただきました。東九州一の工業都市であるにもかかわらず、工業系の大学や高専などありません。製造業の皆さんより、「基礎的なことがわからない新入社員を社内で教えるほど中小企業には余裕もないし、手間がかかり過ぎる。初期段階の指導や専門的な知識を高めてくれる即戦力の技術者養成の教育機関が欲しい」との声を多く聞かれます。今回の政府の政策と同様の山形県立米沢工業高校のような専攻科の設置が延岡地区で実施できないか、お伺いをいたします。

次に、企業誘致や地場産業を発展させるには、重要な要素として物流機能の充実と向上が挙げられます。しかし本県は、道路、鉄道、海上輸送等の利便性が十分でない上に、輸送能力と物流コストに大きなハンディを抱えている状況です。この体制が速やかに改善されないと、県外からの企業誘致、既存企業の競争力アップに障害になります。雇用の拡大や地域経済の活性化はさらに困難になってしまいます。まして現在は、トラック輸送に関しては、燃料の高騰で運送業者に大きなしわ寄せがいつている上に、トラックによる幹線貨物輸送を「地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換」するモーダルシフトを推進することが求められています。今回、私はこのモーダルシフトに関して県内の状況をお聞きいたしましたところ、昭和61年に宮崎駅、都城駅の貨物列車発着

が廃止され、宮崎駅から延岡駅までトラック代行輸送に変更され、都城駅からは鹿児島駅までトラック代行輸送になりました。また、平成10年には佐土原駅の貨物列車発着も廃止され、延岡駅までトラック代行輸送に変更されており、現在、県内の貨物列車発着駅は延岡駅のみとなっております。大変脆弱な現実であります。産業活性化に物流体制の整備は不可欠ですが、特にJR貨物輸送の充実が必要だと考えますが、現在の取り組みについて、地域生活部長にお伺いをいたします。

次に、公共工事の契約解除についてお伺いをいたします。

私は昨年11月議会において、「平成17年の台風14号による水害で、多くの浸水被害により、激特事業で工事が進められていた延岡市の蛇谷川排水ポンプ設置工事が、工事を受注した業者の倒産で、6月完成の予定が大幅におくれて、台風シーズンもほぼ終了する9月末に完成することになった。一日も早い完成を目指して、全力を傾注して取り組んでほしい」と要望させていただきました。その後、土日も休まず工事も進められているようでしたし、地域の皆さんにも工事のおくれに関する説明会を早々に実施していただき、お礼を申し上げたいと言いたいところでした。ところが、何とその後の工事を引き継いだ県建設業協会と延岡地区建設業協会の2つの会長を兼ねる建設業者が、またしても倒産してしまいました。ちょっと前までは、台風シーズンの後半に少しでも間に合えばと期待をしていましたが、今回の事態を受け、それは全くかなわない夢となってしまいました。本来この事業は激特事業で、災害の緊急軽減策として実施されるものと考えます。もともとは今月の3月末が当初の完成予定でしたが、



それが6月末に変わり、1度目の業者倒産により9月末に、そして今回の事態で、今年の台風には全く意味をなさない施設となってしまいました。地元の皆さんには、怒りを通り越してあきらめムードが走っています。今回の事態について県土整備部長はどのようにお考えか、所感をお聞かせください。

そして、今回の業者倒産により、排水ポンプがいつごろから稼働できるのかお伺いいたします。

次に、観光対策についてお伺いいたします。

このたび宮崎—ソウル間のほかに、台湾の台北と宮崎間の国際定期便が開設されます。日本に対して非常に友好的な台湾から、定期的に観光客が行き来することは、県議会の日台議員連盟に所属する議員の一人としても、大変うれしく思っております。長年にわたるチャーター便などの実績が、今回の開設につながったものと思われま。昨年11月議会で、韓国の大手旅行会社から聞いた内容の御報告をさせていただきましたが、韓国の皆さんは日本に対して、ゴルフと温泉を一番の楽しみにしているようでした。韓国や宮崎よりはるかに南の国・台湾が、宮崎のどのようなところに魅力を感じているのか、どのような期待をしているのか、そのニーズに合わせてどのような誘客対策をお考えか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

また、当然のことですが、一方通行では定期便は継続いたしません。台北線やソウル線について、双方向の利用促進を図っていくことが大切ですが、本県からの利用促進をどのように取り組んでいくのか、地域生活部長にお伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

今、学校の先生が忙しい。先生は授業以外の

多岐にわたる学校運営業務を分担しています。

文部科学省の06年の教員勤務実態調査でも、教員が授業や生徒指導以外に、成績処理、学年学級経営、保護者との対応などに多くの時間を割いていることが報告され、小中学校でも7～8割の先生が、「授業の準備をする時間が足りない」「教員が行うべき仕事が多過ぎる」と回答しています。教員を学校運営業務からできるだけ解放し、教育活動に専念できるようにすることが、教育改革の重要な課題になってきました。教員が子供とじっくりと向き合い、学力向上に力を注げるような体制が求められる中、政府の新年度予算案の教育予算で教員の定数増が認められ、純増は1,000人ではありますが、非常勤講師を7,000人採用することになりました。教員OBを中心に、正規の教員の半分程度の授業を受け持つと見られています。今回の教育予算が成立した場合、本県においてどれほどの変化があるのか、また本県の対応について、教育長にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

道路の中期計画についてであります。道路の中期計画につきましては、数回にわたり広く国民から意見を聴取するなど、地方の実情や道路整備に対するニーズを把握した上で、地域の自立と活力の強化や安全・安心の確保など政策課題を掲げ、その実現に向けた目標・方針が具体的に取りまとめられており、一定の評価をしているところであります。また、東九州自動車道日南—志布志間及び九州横断自動車道延岡線山都—蔵田間の整備の必要性が示されたことについても、本県の発展にとって大きな前進である

と考えております。道路は地方にとって、生活・産業・観光・救急医療・災害対策など命の道であることから、私としましては、採算性や費用対効果だけでなく、さまざまな整備効果や地域生活にも配慮した優先順位の基準を明確にさせていただきたいと考えております。〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 まず、鉄道貨物輸送についてであります。鉄道貨物は、低コスト、大量輸送が可能であり、企業誘致の促進や県産品の競争力向上に必要な効率的な物流体制の整備を図る上で、大変重要な輸送手段であると認識しております。しかしながら、御質問にもございましたように、貨物量の減少から、現在、県内での貨物列車の発着は延岡駅のみとなっており、佐土原駅のコンテナ基地からは延岡駅に、都城駅のコンテナ基地からは鹿児島駅に、それぞれトラック代行輸送が行われているところであります。このような状況の中で、輸送力の充実を図るためには、まず荷物量をふやすことが課題となりますが、現在、県内の産業界においても、JR貨物の活用に向けた検討が行われているところであります。県といたしましては、こうした産業界の動きとも十分連携を図りながら、鉄道貨物輸送の維持充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、台北線及びソウル線の利用促進についてであります。台北線やソウル線は、本県が目指している東アジアとの経済・交流拡大を図っていくための基盤となるものであり、県民の皆様には、多様な分野で幅広く活用させていただきたいと考えております。県といたしましても、団体での利用や修学旅行等での利用に対して助成するとともに、メディアを活用して、より身近になる台湾や、より便利になった韓国を積極

的にPRしていくこととしております。特に6月に就航する台北線につきましては、南九州や九州という広域的な観点からの活用が必要と考えておりまして、お隣の鹿児島県や熊本県の関係機関・団体に連携を働きかけていくなど、利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えします。

まず、新型インフルエンザ対策についてであります。近年、東南アジアを中心に、鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が増加しております。この鳥インフルエンザが人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして大流行するということが危惧されております。県としましては、新型インフルエンザの発生時に備え、平成17年1月に「新型インフルエンザ対応指針」を策定し、抗インフルエンザ薬タミフルの備蓄や、感染症指定医療機関と連携した初動体制の整備、大流行時の入院施設の確保及び医療従事者に対する啓発等の対策を進めているところでございます。また、患者発生を想定した保健所と医療機関との合同訓練や、九州各県との広域連携の強化訓練等を実施してきたところであります。なお、感染拡大を防止するためには、県民お一人お一人に適切に行動していただく必要がありますので、流行に備えての食料・水・日用品の備蓄や、流行時におけるせきエチケットの励行、及び外出の自粛などの重要性を、引き続き周知していきたいと考えております。今後とも、国、市町村及び医師会等の関係機関と連携しながら、新型インフルエンザ対策の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療費助成に係る小児科医の負

担についてであります。乳幼児医療費助成事業につきましては、来年度から、入院外の助成対象年齢を小学校入学前まで拡充するというようにしております。このことに伴う小児科医の負担につきましては、御指摘のような懸念がございます。このため、「こども医療圏プロジェクト推進事業」により、小児科専門医の育成確保や拠点病院の機能充実を図りまして、小児科医の勤務環境の改善を目指していきたいと考えております。また、小児医療を守るためには、診療時間内の受診や、真に必要な場合のみの夜間急患センターの利用など、県民の方々の理解と協力も不可欠でありますので、そのための意識啓発も行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕**

お答えいたします。

韓国及び台湾からの観光客ニーズ等についてであります。まず、韓国につきましては、国民生活の向上に伴うライフスタイルの変化によりまして、旅行者の趣味や興味などを反映した個人型の旅行の人气が高まっております。このため、従来から人气のあるゴルフツアーに加えて、温泉やマリンスポーツ、トレッキング等の地域資源を生かした体験メニューや、神話・伝説を取り入れた新たな観光ルートを提案するとともに、メディアを活用してのPRを行うなど、一層の誘客に努めているところであります。また、台湾につきましては、四季折々の花々や紅葉など、豊かな自然をめぐるルートが人気となっておりますが、これに加えて、ゴルフやスキーなどの体験メニューも提案しております。さらに本県は、南九州で唯一、台湾との定期航空路線を有することとなりますので、鹿児島県等と連携した南九州周遊ルートの開発や、

修学旅行、個人客の誘致にも力を入れているところであります。今後とも、韓国や台湾における観光客ニーズの把握に努めまして、航空路線増強による利便性の向上や、本県観光の魅力について情報発信を強化するとともに、南九州各県や九州観光推進機構との広域連携を図りながら、積極的に観光客誘致に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕** お答えいたします。

蛇谷川排水ポンプ場の完成のおくれについてでございます。延岡市の蛇谷川におきましては、平成17年9月の台風14号により甚大な浸水被害が発生しましたことから、五ヶ瀬川河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激特事業により、早急に浸水被害の再発防止・軽減を図るため、平成17年度末には、排水ポンプ場の敷地造成に着手したところでございます。この激特事業の事業期間は5カ年ではありますが、甚大な被害の状況にかんがみ、県では2カ年という最短の工事期間を設定し、平成20年の出水期前の運転開始を目指していたところでございます。しかしながら、2度にわたり受注業者が倒産するという不測の事態が発生しまして、地元の皆様の御期待にこたえることができなくなりましたことは、まことに残念であり、主管部長として申しわけなく思っております。

今回の工事受注業者の倒産を受けまして、県では、直ちに別の業者と随意契約を締結し、速やかな工事再開に努めたところでございますが、国内市場の品薄の影響を受け、主要資材である鉄筋の調達に日数を要しますことから、工事のおくれは約1カ月となり、現在のところ運転開始は10月末の見込みでございます。県とい

たしましては、今後とも作業の効率化や工程調整に努めまして、一日でもおくれを取り戻してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔降壇〕

○病院局長（植木英範君）〔登壇〕 お答えいたします。

県立延岡病院の循環器科医師についてでございます。県立延岡病院の循環器科では、現在、4名の常勤医師と自治医科大学卒業の後期研修医師1名が勤務しております。お話にありましたように、県北地域において心臓疾患を中心とした高度な循環器医療を担っているところであります。そのうち後期研修医師につきましては、今月末で研修期間が終了することとなっておりますが、この枠については、もともとが時限的なものであり、今回の問題とは分けて考えていただく必要があると思います。そこで、循環器科本来の常勤医師であります4名のうち2名が、今月末及び6月末に退職の意向を示しております。この2名につきまして、後任の確保に努めましたところ、現時点で1名の確保のめどが立ちましたので、6月末に退職予定の残り1名分の確保について、残留も含めまして全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

次に、医師の補充の取り組みについてであります。今回の事態を受け、病院局といたしましては、現在勤務しております医師の慰留に全力を努めますとともに、熊本大学を初め各大学の医局に医師派遣枠の確保について重ねて要請をしたところでございます。今後とも、県民の皆様方に安定した医療を引き続き提供できますよう、病院長ともども、あらゆる手だてを通じまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。また、現在、休診中としております眼科及び精神科についても、できる限り早

期に再開できますよう、関係の大学医局に対し医師派遣の要請をいたしてございまして、引き続き医師確保に努めてまいります。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（高山耕吉君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県の工業教育は、行政・民間とも十分連携を図りながら、望ましい勤労観や職業観、高い専門性を身につけるためにさまざまな取り組みを行っております。卒業生は、県内外の企業から高い評価を得ているところであります。専攻科は、高等学校卒業後、さらに1年から2年にかけて、より専門的な知識・技能を習得するための課程であります。その設置につきましては、入学生の確保や進路先の開拓、あるいは大学、高等専門学校、県立産業技術専門学校等、既存の教育機関との関係など、さまざまな問題があると考えております。地域産業界への人材供給は、工業教育の重要な目的の一つでもありますので、今後とも、工業教育のあり方の検討を含め、充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、国における教職員の定数改善についてであります。学校におきましては、児童生徒の学校不適応や保護者の価値観の多様化など、課題の一層の複雑化が進む中、管理運営や外部対応にかかわる業務が増加いたしまして、結果として、教員に子供たちの指導の時間の余裕がなくなっているということが指摘されております。国におきましては、教員の子供と向き合う時間を拡充するためには、学校が、これまで以上に組織として対応していくことが必要であるということで、学校教育法の一部改正を行い、副校長とか主幹教諭、指導教諭を各教育委員会の判断で設置できることといたしました。

そのうち主幹教諭につきましては、平成20年度予算において、全国で1,000名の定数を措置することとしたものであります。県教育委員会におきましては、本県の学校の実情等を踏まえながら、新たな職の設置について、現在、検討を進めておるところでございます。以上でございます。〔降壇〕

**○田口雄二議員** それぞれの質問に御丁寧な答弁、ありがとうございました。さらに理解を深めるために、再質問を行わせていただきます。

まず知事に、道路の中期計画について再度お伺いをいたします。知事は、道路の中期計画に対して、本県の大きな課題の高速道路の整備の必要性が示されたので、大きな前進と評価されております。私も延岡市の人間といたしまして、日本一道路がおくれた地区の代名詞のように現在言われておりますが、高速道路が一日も早く全線開通し、医療・災害対策はもちろん、地域間競争を戦い抜く上で、同じ土俵で相撲がとれるようになることを心から望んでおります。ただ、この中期計画は、先日より国会の場において連日論議されておりますが、かなり計画に無理があるようにも見えます。10年間で道路整備に59兆円が必要と試算された計画ではありますが、当初は65兆円が示されておりました。与党の指摘であつという間に6兆円が減額されております。余りにけたが大きい過ぎて感覚がわかりませんが、宮崎県の10年分の一般会計予算とほぼ同額の金額が、いとも簡単に減らされたわけです。当初の65兆円の根拠は一体何だったのか。そんなに簡単に減らすぐらいだったら、宮崎に優先的に回してくれたらよかったのにとおぼえるほどです。また、交通量のデータにしても最新の調査ではなく、交通量が多かったころの古い調査データを用いて計画が立てられたりし

ております。道路のほかにも、過去4年間の平均で、1年当たりで、あかすの踏切対策が11カ所だったものが、今度はわずか1年で140カ所も改良されることになり、また、通学路の歩道整備も252キロメートルが、今回は10倍の2,500キロメートルも1年で整備されるなど、にわかには信じられないような計画が幾つも出てきます。最初から使い切ることを前提に計画がつけられたとしか思えません。批判をかわすために急々に計画をこしらえたのではないかとも思えますが、もう一度、知事の所見をお伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 先ほども申しましたように、道路の中期計画につきましては、一定の評価をしているところでございます。本県は、高速道路の空白地帯でございます。国県道の整備水準も著しく低い状況にあります。今後とも、安全で安心な県民生活の確保や地域経済の発展を図るため、安定的かつ継続的な道路整備財源を確保しながら、着実な整備が図られるよう、そしてまた道路整備には、採算性や費用対効果だけでなく、さまざまな整備効果や地域生活、そして公的役割というのも配慮した優先順位の基準を明確にさせていただきたいと、強く訴えかけてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 道路に関しましては、私ども民主党と知事の政策がちよっと違っておられますので、それに関しましては、先日の菅代表代行との公開討論におきまして、ちょうちょうはっし議論されておりますので、これ以上は申し上げません。ただ現在、国会やマスコミで道路特定財源に関することが連日取り上げられておりますが、これまで全くと言っていいほど議論されることなく国会を通過してきましたが、今までその実態をほとんど知る機会のなかった国民

が、不明朗な巨額の資金の存在の一部を知ることができた、いい機会であったと思っております。また、先ほど申しましたように、知事が再三再四マスコミで宮崎の道路事情を話してくれたことによりまして、県北地区や県南地区の実態を全国に知らしめることができました。これは、国土交通省にも大きな牽制球になってくれたものと思っております。本県の高速道路の一日も早い完成を祈りながら、次の質問に移らせていただきます。

県立延岡病院の循環器科医師の退職の件で再度お伺いいたします。お話では、「本来の常勤の医師は4名で、1名は研修医で時限的に来ていたものである。実質は2名の退職となるが、1名においては後任の医師の確保にめどが立った。もう1人に関しては、6月末退職の予定であるが、現在、残留に向けて全力を挙げているところである」との答弁でした。残留に向けての対策がうまくいけばいいのですが、その見込みはどうか。逆に残留がうまくいかなかった場合には、今後の診療にどのような支障が出るのか、病院局長に再度お伺いいたします。

**○病院局長（植木英範君）** 仮に辞職するようになった場合のお尋ねでございますが、現在の常勤医師4名体制は、少なくとも6月末まで引き続き確保しているところであります。7月以降につきましても、医療の提供に影響を来すことのないよう、診療体制の維持に引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

**○田口雄二議員** 6月末退職するかもしれない医師は、一番経験が豊富な医師だと聞いておりまして、研修医の方も、この先生のもとで勉強したいと延岡まで来ていただいたようです。そのベテランの医師が退職となると、実質1名の

減以上の影響があるものと思います。何としても残っていただくように、全力を傾注していただきたいと思っております。

次に、再度、医療・福祉の問題で聞きます。2次救急医療圏の日向入郷地区では、来月の4月から、日向市の和田病院が医師不足のため、2次救急受け入れの輪番制から離脱することとなりました。昨年も同様の理由で、輪番制を担っていた日向病院が離脱しており、この結果、残る千代田病院1カ所のみとなってしまう、休日と夜間の当番病院として救急患者を受け入れることとなり、大きな負担がかかってまいります。千代田病院においても、いつまで医師を確保し続けることができるか、大変先行きが不透明な状況です。これまで以上に県立延岡病院にも、負担が増すものと考えられます。スタッフがどんどん減少していく中、日向地区の2次救急医療の受け入れ病院が1カ所体制になりますが、この事態が県北地区の救急体制をさらに厳しくすることにはならないのか、対策はあるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 地域に必要な救急医療を確保するためには、軽度の救急患者を受け入れる初期救急医療施設から、重篤な入院患者を受け入れる3次救急医療施設まで、各医療機関がそれぞれの役割を担って、相互に連携する体制の構築が求められております。そういう中で、初期救急医療施設のない日向入郷医療圏では、2次救急医療施設の負担を少しでも軽減するために、地元市町村や医師会において、初期救急医療体制のあり方や住民の意識啓発についての検討がなされております。また、離脱を表明している医療機関も、一部診療科については、引き続き救急患者を受け入れるということでありまして。救急医療体制の構築には、

何よりも医師の確保が重要でありますので、県としましても、あらゆる機会を通じて、医師確保に協力するなど、地元市町村や医師会等とも連携し、県北地域の救急医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○田口雄二議員** 宮崎市などは総合病院が何か所もありまして、高度な医療が受けられますが、県北には県立延岡病院しかなく、その県病院も休診している科もあります。大阪府の泉佐野市では、麻酔科医の募集に、ちょっと考えられないような高額報酬を用意するほど全国的に医師不足で、県内も厳しさを増しております。県北の人々の命がかかっておりますので、ぜひとも格段の取り組みをよろしくお願い申し上げます。

次に、新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。発達した航空網で、高速で大量輸送が可能になった現在は、一たび発生すれば、非常に短期間で大流行する可能性があります。本県における対策についてお伺いいたしましたが、発生時のシミュレーションなどを見ると、大変恐ろしくなるような数字の羅列で、日本で発生したら本当にどうなるのか、心配は尽きません。幸いにも、同様の心配がなされた新型肺炎SARSは、世界的な大流行は現時点では起こっていません。先日、産業医科大学の調査が公表されておりましたが、これは大変気になる記事でございました。新型インフルエンザが大流行したら、医療従事者の26%が感染リスクがあるのなら転職をするという結果が出ております。看護師が31%と最も多く、次いで技師や事務職員、そして医師が17%離職すると言っております。予防に関する知識が不十分で、不安が先行しているようで、教育や研修などが医療従事者にも必要なようです。さて、昨年予定

された県議会の海外視察は中止となってしまい、残念ながら貴重な研修の機会を失ってしまいました。県民の皆さんにも気軽に海外に出かける人が多くいらっしゃいます。特に鳥インフルエンザで死亡例が多発している東南アジアなど、非常に多いと考えられますが、現地ではどのような点に注意を払わなければならないのか、地域生活部長に再度お伺いいたします。

**○地域生活部長(丸山文民君)** 新型インフルエンザに関する注意事項や最新情報につきましては、厚生労働省を初めとしまして、さまざまな機関から出されているところであります。外務省でも、海外安全ホームページに、「海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A」等を掲示し、「生きた鳥を扱う市場や家畜飼育場への立ち入りを避けること」などを呼びかけております。したがって、渡航される際は、事前にこれらの情報を的確に把握しておくことが大切だと考えております。このため、県内のパスポートセンターにおきまして、旅券の交付時に、鳥インフルエンザを含めた感染症に関するチラシ等を配布するとともに、鳥インフルエンザ発生国などの最新情報をセンター内に掲示し、注意を喚起しているところであります。今後とも、渡航者が安心して旅行できるよう、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。

再度、教育長にお伺いいたします。工業系の人材育成のために、山形県の米沢工業高校のような専攻科を延岡地区にと要望させていただきました。

昨年の11月に、静岡県におきまして、22歳以下の若きスーパー職人の世界大会「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」が開催され、たく

みの世界が競われております。46カ国が参加し、47のそれぞれの分野において競われた結果、16の金メダル、5つの銀メダル、3つの銅メダルを日本が獲得し、前回の結果を大きく上回り、圧倒的な世界一に輝いております。NHKでその一部が特集で放映されましたので、ごらんになった方も多いと思います。外見からはとても想像できないような若者が、一たび金づちを持つと、1枚の平らな鉄板から世界に1台しかない車の見事なボディができて上がる。また、かんなを持つと、100分の1ミリ単位の透き通る薄さで板を削るなど、神わざのような腕を持った21～22歳の青年が、多数映し出されておりました。ものづくりが現在見直されつつある中、若者たちがまさに職人の世界に身を投じ、今回の結果に満足することなく、さらに高い目標を持って既に精進を重ねている姿に、私は大変強い感動を覚え、日本もまだ捨てたものではないと思いました。やはり日本の原点、活力はものづくりだと再認識させられるすばらしい内容でした。

本県においては、中高一貫教育や普通科の通学区域撤廃など、普通科の改革が中心ではないかと思えます。現在の工業系の高校生の就職率は、団塊の世代の大量退職により好転しているようではありますが、長期的な観点から、専門高校での個性を持った人材の育成が必要と考えますが、再度、教育長の所見をお伺いいたします。

**○教育長（高山耕吉君）** 産業教育につきましては、社会のニーズに的確に対応いたしますとともに、将来を見据えた職業能力の育成に努めることが、極めて重要であると考えております。このため、これまで数次にわたる県産業教育審議会の答申等も踏まえながら、専門分野及

び学科の枠を超えた学びのできる総合制専門高等学校の設置や、高度な資格取得の推進による専門性の向上、さらには社会人、職業人としての基本的な資質を高めるための勤労観や職業観の形成など、幅広い視点に立ちまして産業教育の充実に取り組んでいるところでございます。今後とも、地域産業との連携を強化しながら、生徒たちがそれぞれの個性や能力を高めていけるよう、本県産業教育の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。

次に、公共工事の契約解除についてお伺いをいたします。排水ポンプ場の新設工事が、2度にわたり受注業者が倒産するという事態で、本年の台風時期には全く対応できない10月末の完成とわかりました。結果的には、当初の完成予定からは7カ月もおくれることとなります。しかし、この事業は激甚災害対策特別緊急事業です。通常の公共工事と同様の対応でよかったのかという疑問は、なかなか払拭できません。地元では、「発注者側の県に責任はないのか。ことし大きな水害が発生したらどうするんだ」の声が大変大きいこともお伝えしておきます。11月議会でもお話ししましたように、現地は前回の17年の台風14号の水害のときより大幅な埋め立てが行われ、住宅が建てられております。遊水地が大きく減少しており、同程度の雨量があったら、被害ははるかに大きなものになると思われま。今回の完成時期のおくれで、台風時期のポンプが機能しませんので、考えられる最大限の水位の上昇を抑える対策を考えていただきたいと思いますが、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 出水期に備え



まして、県では、祝子川から蛇谷川への逆流等を防止するため、蛇谷川樋門に止水壁を設置いたします。あわせて、樋門周辺の堆積土砂を除去することとしております。また、出水時には、樋門操作を委託しております延岡市並びに地域住民の方々へ、きめ細かく防災情報を伝達するとともに、国の所有しております排水ポンプ車の配置要請や工事中排水ポンプの応急設置など、樋門操作と連動した緊急対応に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** ぜひとも万全の軽減策をよろしくお願い申し上げます。

なお今後、受注業者の倒産により整備におくれが生じ、県民に迷惑がかかり、不便を強いることがないためにも、入札に際しましては、建設業者の経営状況の把握をしっかりと行い、特に激特事業は、災害の早急な再発防止と軽減を図るためにも慎重を期すべきだと考えますが、再度、県土整備部長のお考えを伺います。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 県工事の発注に当たりましては、公共工事の適正な確保を図るため、建設業法に基づきます経営事項審査や、入札制度の一環として入札参加資格の審査を行うとともに、契約を締結する際には、債務不履行により生じる損害金の支払い保証を義務づけておりますが、保証を行う金融機関や保険会社等を含め、あらかじめ倒産を予見することは大変困難な状況でございます。しかしながら、工事途中で倒産が発生した場合、工事完成が遅延し、供用開始時期がおくれるなど、県民サービスの低下につながりますことから、受注業者の信用情報のより一層の把握に努めまして、入札や契約時の審査に活用していくこととしております。さらに、現場管理のさらなる徹底を図りまして、倒産の際には、速やかに契約

解除・再発注を行うことにより、工期のおくれを少しでも少なくするよう努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 昨日の質問でも何度か出されましたが、今回の2度にわたる受注業者の倒産は、入札制度改革を余りにも急ぎ過ぎ、劇的に変えてしまった結果ではないのか。業者が疲弊してしまい、その結果、県民に大きな支障が生じ、災害の軽減策が丸々1年後の台風にしか機能しないことになりました。知事は昨年、この建設現場を視察もしていただいておりますが、この事態を受けてどのような所見をお持ちか、お伺いをいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 県では、「入札・契約制度改革に関する実施方針」を策定しまして、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するために、抜本的な改革に取り組んでいるところでございます。しかしながら、近年の建設投資の大幅な減少に加え、一般競争入札の導入による競争性の高まりなど、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となっております。このため、最低制限価格の引き上げなど、入札・契約制度の検証と見直しを随時行っているところであり、また、平成20年度には、建設産業対策を重点施策の一つと位置づけ、総合的な対策を講じることとしたところでございます。蛇谷川排水ポンプ場に関しましては、地元の皆様の早期整備の御期待にこたえることができなくなりましたことは、まことに残念で、申しわけなく思っております。現在、一日でも早く完成するよう、所管部長に指示をしておるところでございまして、今後とも、地域住民の安全あるいは安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。

それでは、最後の質問にさせていただきます。観光行政についてお伺いいたします。本年はいよいよオリンピックの年で、中国の北京でオリンピックが開催されます。オリンピックのキャンプ誘致でお伺いをさせていただきます。以前、日本と韓国で開催されたサッカーのワールドカップでは、ドイツとスウェーデンが本県でキャンプし、マスコミにも大きく取り上げられました。隣の大分県の上津江村にはカメルーンチームがキャンプし、一時期は小さな村が全国ニュースに連日放映され、村長が時の人になっていたことが思い出されます。去年は野球の星野ジャパンが本県でキャンプし、見事アジア地区でのオリンピック出場権をトップで獲得しております。北京オリンピックに関しては、これまでの大会と違い、かなり前から現地に入って環境になれるということはせずに、ぎりぎりになって北京入りするチームが多いのではないかと見られています。というのも、現在問題になっている食の安全性や大気汚染などの環境面が不安視されるからです。そういう意味では、スポーツ施設の充実している本県へのキャンプ地誘致はどう取り組んでいるのか。例えばハンドボール、まだ日本は決まっておりますけれども、これは決まりましたら、知事が非常に話題になっておりますので、ぜひ日本チームを宮崎に誘致してほしいと思っておりますが、キャンプの誘致についてどう取り組んでいるかお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長（高山幹男君）** オリンピックに限りませんで、スポーツキャンプにつきましては、その経済効果はもとより、地域の活性化や競技力の向上などにも大きく寄与いたしますので、積極的に誘致活動を行っております。その結果、ただいま御質問にもござい

たように、昨年秋には、野球日本代表の誘致に成功いたしまして、「スポーツランドみやぎ」の名を全国にアピールすることができたというふうに思っております。また、今月21日からは、既にオリンピック出場を決めております女子ソフトボールの日本代表チームが、県総合運動公園で合宿を行う予定になっております。北京オリンピック関係のキャンプ誘致につきましては、キャンプをされるチームによりまして、使用する施設の条件などさまざまなケースがございますので、その費用対効果等も十分に考慮しながら、対応してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中村幸一副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時0分開議

**○坂口博美議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、17番凶師博規議員。

**○凶師博規議員〔登壇〕**（拍手） 愛みやぎ、凶師博規です。ただいまから、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日も、傍聴席を埋め尽くす、たくさんの応援の方においでいただいております。まことにありがとうございます。

県内では、きのうきょうと高校入試が行われておるようです。受験生は、みずからの将来を切り開くために、問題に真剣に取り組んでいます。私も、宮崎県の将来を切り開くため、そのような気概を持って、この一般質問に挑んでま

いりたいと思います。

それでは、まず初めに、2月10日夜に沖縄県駐留アメリカ兵が女子中学生に暴行を働いた事件に関してお伺いします。

2月13日に仲井眞沖縄県知事は、シーファー駐日大使に対して、「事件を二度と起こさないように、再発防止策を県民に示してほしい」と、強くアメリカ側に要求されました。しかし、17日には、海兵隊員が酒酔い運転容疑で逮捕され、18日には、同じく海兵隊員が酔っぱらって民家で寝ているところを、住居不法侵入の容疑で現行犯逮捕されております。さらに、同じ18日に、今度は陸軍兵がフィリピン女性を強姦するというような事件まで起きました。在沖縄アメリカ軍は2004年6月に、兵士に夜間外出禁止時間を示すカードを持たせ、基地外出を規制する、いわゆるリバティーカード制度を始めました。しかし、現状は今お知らせしたとおりなんです。沖縄県の基地対策課の方によりますと、そのリバティーカードなる制度が守られているのかさえ、県側は知るすべがないと、怒りはうっせきするばかりのようです。沖縄県警によりますと、2007年のアメリカ兵及びアメリカ兵の家族が刑法を犯した数、その総数は何と年間48件です。そこで、新田原基地のアメリカ軍共同訓練が始まった本県におきましても、特に新富町を初めとする基地周辺の住民にとっては、この沖縄県の暴行事件は対岸の火事ではなくなっております。県としては、地元自治体と連携し、アメリカ軍に対し、いや、アメリカに対し、綱紀粛正のためにどのような働きかけをしているのか、知事にお伺いいたします。

続きまして、療養型病床の廃止縮減の問題についてです。

この問題は、私、昨年6月の一般質問でも取

り上げさせていただいておりますが、平成23年、つまり、3年後には介護療養病床が全廃されます。この全廃されることに対して、県はどのような整備計画を考えておられるのかをお伺いするものです。

療養病床が全廃されるということは——現在もその利用者は県内だけで2,300人いらっしゃる。さらに、その療養型病床を初めとする高齢者施設を利用したい待機者の方は2,900名を超えています。それを足し合わせると、6,000名を超える方々が今後、介護難民として地域にほうり出される可能性があるということなんです。しかし、昨年このことも私は取り上げたんですが、そのときの福祉保健部長のお答えとしては、現在の高齢者保健福祉計画は、介護療養病床の廃止が決まる前の計画で、今後その実態にあわせて、県も整備をしていくというような御答弁をいただきました。その後、速やかに計画の見直しをしていただきました。昨年の12月に、宮崎県地域ケア体制整備構想なるものをつくっていただきました。その素早い対応は非常にありがたく、評価に値する施策の展開だと考えます。この計画書の中に、現場の医療機関の意向調査をされた上での数字が並んでいますが、その現場の意向調査結果によりますと、介護療養病床から特別養護老人ホーム等の施設建設をして、受け皿を整備すると回答された医療機関の総数を足し合わせても、836床にしかならないんです。つまり、いまだに1,500床の介護療養病床の行方が定まっていないということが浮き彫りになったんです。お配りさせていただいておりますお手元の資料が、その内容です。

この計画書の作成に当たって、県も熟慮されたと思われませんが、県内を8つの圏域に分けて、圏域ごとに新規で高齢者施設を整備する

計画を提示されています。これによりますと、今後、県全体で老人保健施設を15カ所から16カ所、特別養護老人ホームを10カ所から11カ所、認知症対応型グループホームを約30カ所、その他の施設を10カ所程度、3年間でハード施設を整備する計画をつくられております。3年以内にその整備が完了するとするならば、すばらしい計画です。ただ、気がかりなのは、それを裏づける財源の確保がなされているかということです。財政難の折ですので、「3年以内にこの計画を完備します」と、歯切れのいい答弁が返ってくるということは、余り期待できない。

ただ、私が言いたいのは、この介護療養病床の廃止というのは、国が打ち出した制度なんです。国がその政策を打ち出したならば、療養病床から施設を建設するための整備、その整備のための補助金、補助制度もあわせて、地方に提示すべきだと私は思います。国がそのあたりの政策、補助金の政策までを提示されているかどうか、福祉保健部長にお伺いするものであります。

以下の質問につきましては、自席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

今回の沖縄県の事件は、あつてはならない、極めて遺憾なことと認識しております。新田原基地では、米軍再編に伴う2回目の日米共同訓練が、先日、実施されたところでございますが、県では、訓練実施の事前説明を受けたときに、安全対策等に万全を期すよう国に要請し、さらに今回の事件を受け、訓練初日にも、治安対策の徹底を、国の現地連絡本部長に再度申し入れたところであります。新富町長を初め地元自治体においても、基地司令等に対し、米軍の

綱紀肅正と安全対策の徹底について申し入れを行っております。国は、前回同様、米軍の外出時には随行できる体制をとっておりましたが、今回は、米軍みずから外出を自粛したと聞いております。県としましては、国の現地連絡本部や新富町の対策本部に職員を派遣し、国と地元自治体との協定の履行状況の確認等を行っており、今後とも、地元自治体と十分連携をとりながら、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。 [降壇]

○福祉保健部長(宮本 尊君) [登壇] お答えします。

療養病床転換に係る国庫補助についてであります。補助には3つメニューがありまして、新たに老健施設等を建設する場合には1ベット当たり100万円、現有施設を取り壊して建てかえる場合は120万円、現有施設の改修の場合が50万円となっております。以上です。 [降壇]

○凶師博規議員 知事にお伺いしたいのですが、知事就任後、既に新田原のほうでは、アメリカ軍との共同訓練が2回行われております。現地に行かれたことがありますか。

○知事(東国原英夫君) はい、ございます。

○凶師博規議員 そのときの御感想があれば、お聞かせ願います。

○知事(東国原英夫君) まず、周辺も含めて何回か行ったんですが、基地周辺の訓練時の騒音は、やはり尋常ではないと感じております。あるいは、新田原基地の、住民の方たちに対する安全・安心の保障が十分なされているかどうかということは、国に対しても要請はしておりますし、今のところ確保されているというような認識はしております。

○凶師博規議員 もう御存じとは思いますが、来年度から、米軍の訓練回数は飛躍的にふ

えます。さらに、アメリカ兵の寄宿舍が、200人もしくは300人規模で建設されるとも聞いております。今後も治安維持のために、県もその監視レベルを常に保っていただきたいと思います。と思っています。

続きまして、療養型の廃止についてであります。今の部長のお話では、新しく施設をつくる際に、1床につき100万円、現在ある建物を取り壊して新しくつくるときには120万円、現在ある建物の改修をするときには、1床につき50万円という御説明をいただきました。高齢者施設というのは平均的には大体50床規模です。つまり、1床100万円ならば、1施設を整備するのに5,000万円程度の補助金しかつかないということです。私は、以前、病院に勤務しておりました、その病院が老人保健施設をつくるときに、その老人保健施設の建設にも携わりました。そのときは総工費を幾ら削減しても1施設6億から7億かかったんです。その費用がかかるにもかかわらず、国は5,000万円程度の補助金しかつかないと言っているわけです。

ちなみに、電動式の介護ベッドでも、1つが50万から60万します。それにポータブルトイレ、手すり、スロープ、そのような個人的な介護設備を整えるだけで、1床当たり100万ぐらいの補助金なんか吹っ飛んでしまうんです。つまり、もっと言うならば、国は、屋根も要らん、床もない、壁も要らん、そんな野ざらし、雨ざらしの中で高齢者の介護をしろと言っているように、私には聞こえます。そんないいかげんな、ざるのような計画を、私はこのまま見過ごしてはおけない。現場が血を流そうとしています。この政策転換に、現場は身銭を切って取り組もうかどうか、今、迷っています。県のほうとしては、この現場の声をどうとらえていらっ

しゃるのか。部長、国の政策内容について、個人的な見解でも構いません、率直なお考えを聞かせてください。そして、もし今後、県単独でもこの整備についての新たな政策、補助内容を創設される計画があれば、教えてください。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 今回の一連の改革は、国において計画され、全国一律に行われるものでありますので、国の責任において、転換支援の措置等がなされるべきものでありまして、建設費補助について県単独による上乗せは考えていないところであります。しかしながら、転換の対象となる各医療機関の状況は厳しいものがあるため、その経営状況や患者の状況、また当県議会での議論や各市町村の意向など、地域の実情を訴え続け、それらを踏まえた支援策の充実について、国に対して要望を続けてまいりました。その結果として、今、出されている案ですが、現在の病院の居室を、面積を広げずにそのまま活用できるよう、面積基準の緩和がなされる予定と聞いており、特に小規模な医療機関にとっては、転換に要する投資規模が少なくなるなど、一助になるものと期待しているところであります。今後とも、さらに国との協議を重ね、現実に即した支援策の充実を求めてまいりたいと考えております。

**○函師博規議員** 部長の丁寧な御答弁はよく理解できるところでありますが、私は、この無謀とも言える国の政策転換に対し、現場をよく知る人間として、この危機的状況をチャンスととらえて、新たな提案をさせていただきたいのです。

県の整備計画は、療養病床廃止後、施設を新たに建設することで、介護難民を受けとめようとしています。それは間違いじゃない。しかし、財源の裏づけは、今御説明あったとおり、

国はしない。でも、新たに施設をつくらなくても、既に整備されている建築物があります。それを活用してはどうですか。それは高齢者自身の御自宅です。家です。その内容は、先ほどの県が示した構想の中にもうたわれていますが、療養病床利用者の約8割の方々には持ち家があります。つまり、療養病床廃止を機に、その方々を施設に移すのではなく、住みなれた地域、我が家に帰ってもらうための政策を打ってはどうか。もちろん、単身者や高齢者のみの世帯が全世帯の約半数あり、家族の介護力の低下や家族機能が希薄化しております。その現実も含めると、単に家に帰ってもらうというのは無責任に聞こえるかもしれませんが、家族の介護力を補う、地域での24時間体制の看護・介護の供給ができる、そのような整備をするとするならば、何も1施設6億、7億使って、何千万、何千億という費用を投資しなくても、高齢者を支えることは可能です。実際、先ほど高齢者施設の整備のため6億、7億かかると言いましたが、地域を支える訪問看護ステーションや包括在宅介護支援センター等の拠点事務所の設置費用は、ほんの何十分の一です。さらに、療養病床廃止後に出てくるであろう介護職失業者の再雇用につながるのももちろん、県内で約8,000名いらっしゃる介護福祉士のうち、職につけていない約3,000名の有資格者の雇用の創出にもなります。私は、一か百じゃない、施設か在宅かというのをとりなさいと言っているのではなく、療養病床の廃止に伴い、施設転換と並行して在宅転換、つまり在宅マンパワーの拡充を今から図れば、3年後には間に合うのではないかと、そのマンパワーの拡充の数値目標を掲げられ、取り組まれてはどうかという提案をさせていただきたいのですが、部長のお考えをお聞か

せてください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 今回策定しました地域ケア体制整備構想におきましても、重度者に対応した施設整備を記載しておるわけですが、それはもとより、在宅サービスの充実とか、介護と医療サービスとの連携をケア体制の重要な課題として位置づけをしているところでもあります。そのためには、在宅医療をサポートする訪問看護や訪問リハビリテーションなどの在宅介護・在宅医療サービスの充実が課題であると考えており、今後の地域ケア体制の整備を進めていく上でのかぎとなるものと認識しております。現在、療養病床の転換意向を踏まえ、地域ごとに、在宅介護・施設介護サービスの充実を初め、地域資源を活用した医療と介護サービスの連携のあり方等について、具体的な検討を進めているところでありますが、さらに、地域に望まれるサービスの確保・充実に向けて、地元の市町村や医療機関等と連携し、来年度に策定する予定の介護保険計画の中で、具体的なサービス量や介護保険料などを含めて検討してまいりたいと考えます。

○図師博規議員 前向きな御答弁ありがとうございます。今、部長がおっしゃったように、この介護計画というのは、市町村に落とし込んでいくというのが非常に大切であります。その際に、先ほど言いました在宅のマンパワー充実というのも、県のほうで指導をしていただきたいと思います。と思っています。

現在の診療及び介護報酬、つまり点数化されて事業所に入ってくる報償金の件ですが、これが在宅関係の点数化されている部分は非常に小さくて、24時間の介護・看護の供給体制を整備したとしても、それを運営していくということは困難なんですね。ですから、これは県レベル

はもちろんなのですが、これ以上介護難民をふやさないためにも、国へ、この診療及び介護報酬の改定、見直しを訴えていく必要が多分にあります。既に担当部、そして高齢者対策課の担当職員も、この件については国に大いに食らいつけてくれているとも聞いております。知事、道路特定財源堅持の活躍、まさに目をみはるものがあります。福祉の、そして高齢者の受け皿づくりについても、介護報酬、医療報酬の見直しについても、大いに国に働きかけていただきたいと思いますが、今、知事、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

**○知事（東国原英夫君）** お答えいたします。

地元の市町村や各医療機関と検討を重ねまして、在宅や施設での、地域に望まれる介護の受け皿の確保や介護サービスの方向性等について、地域ケア体制整備構想として取りまとめ、また国に対しても、地域の実情を訴え、支援策の充実強化を求めてきたところでございます。私も療養病床の現場に直接出向きまして、患者さんたちと話をしたり、担当医の御意見をお聞きしましたが、入院患者さんとか医療機関などの状況、地域の実情は厳しいものがあると認識しております。引き続き、より実情に即した支援策や基準などを検討するよう、国に対して、これまでどおり強く要望してまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** よろしく申し上げます。

続きまして、公立学校における減点・加点方式による生徒評価についてお伺いいたします。

近年、大学進学における推薦枠の拡大は顕著で、学力による評価はもちろんのこと、生徒指導に基づいた公平公正な生徒評価も重要なウェートを占めてきています。そこで、文部科学省は平成17年から、「新・児童生徒の問題行動対

策重点プログラム」の中で、学校規律の違反行為に対しペナルティーを科すことを適用した、いわゆるゼロトレランス方式なるものの調査研究を始めています。このゼロトレランス方式とはどういうものかと申しますと、例えば、無断遅刻をしたらペナルティーは2点、携帯電話を学校に持ち込んだらペナルティー3点、無断でアルバイトをしたらペナルティー6点、ペナルティーが積み重なって6点以上になったら謹慎処分、20点以上になれば停・退学処分を科すことができるというような内容です。

このゼロトレランスという意味なんですが、「寛容な対応は一切しない」というように訳されており、アメリカのビル・クリントン政権以来、学校現場に導入されてきたもので、軽微な違反行為を放置すれば、より重大な違反行為に発展するという「破れ窓理論」に基づいたものです。本県においても、このような減点・加点方式での生徒評価を導入している県立学校が数校あると聞いています。この方式は、公平な生徒評価、生徒の更生につながるというメリットがある反面、ゼロトレランスの意味が示すように、「寛容さなし」で教師が生徒に指導することも意味しており、ペナルティーを犯してしまうまでの理由や、生徒の家庭環境等は一切加味されない、冷酷な教育にもなりかねないといった危惧もあります。ゼロトレランス方式のような生徒指導の内容について、子供の権利、またその関係法令等にもお詳しい教育委員長の所見をお伺いしたいと思います。

**○教育委員長（江藤利彦君）** 御質問にありましたように、「不寛容」とか「毅然とした対応方式」と訳されますこのゼロトレランス方式は、新しい概念であります。一般的にはまだなじみが薄いと思いますが、当時のジュリアーニ

・ニューヨーク市長の犯罪対策にヒントを得たものと聞いております。議員はよく勉強しておられるなというのが、率直な感想であります。

さて、本論に入ります。学校が活力に満ちた質の高い教育活動を展開し、生徒や保護者の期待にこたえていくためには、生徒一人一人に夢や希望を持たせ、意欲的に学校生活を送らせることが重要であります。しかし、反面で、非行等の問題行動が発生した場合には、生徒との間に心のきずなを深め、粘り強い指導を行っていくことが重要だと考えます。そこで、各学校は、生徒や地域の実態、保護者の願いなど学校の実情に応じて校則等を定め、さまざまな指導に取り組んでいるところでございます。

お尋ねの減点・加点方式またはゼロトレランス方式を取り入れた生徒指導は、生徒の問題行動に対して学校が毅然とした措置をとるという意味では、大変有効な方法ではないかと考えるわけであります。しかし、一方で、生徒の自主性や内発性を損なうことがないように、運用面などに配慮することも必要であるというふうに考えるわけです。いずれにしましても、校則やその運用方法は、固定的なものではなく、各学校や生徒の実情等に応じて見直しを図られるべきものであると認識しております。以上であります。

**○図師博規議員** この導入を全く否定するわけではないんですけれども、必ずしもこの制度が公平公正な評価につながるとは言いきれない部分もあると思うんですね。宮崎県の教育事情に合った、日本の風土に合った方式の検討をされる必要があるかと考えます。

次に移ります。スクールカウンセラーの現状と成果について、今度は教育長にお伺いします。

カウンセリングを通して、人格形成段階にある生徒に寄り添い、また子育てに不安を抱く保護者へアドバイスをするスクールカウンセラーは、学校においても非常に大きな存在感があると思いますが、その現状と成果についてお聞かせください。

**○教育長（高山耕吉君）** スクールカウンセラーの現状と成果についてであります。いじめや不登校、問題行動等の解決を図るために、現在、中学校70校にスクールカウンセラー31名を配置いたしております。配置された学校では、子供の不登校や性格・行動等について延べ約8,000人からの相談がありまして、そのうち子供自身の相談は約50%、教職員の相談が30%、保護者の相談が20%という状況になっております。それらの相談に、スクールカウンセラーがきめ細かに対応することによりまして、生徒の悩みの早期発見や早期対応に努め、友人関係の修復や不登校の改善などに成果を上げている状況であります。スクールカウンセラーにつきましては、本県における臨床心理士の人数が限られておりますが、今後、地域の人材も活用したスクールアシスタント等の配置を行いまして、学校の相談体制の充実に積極的に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○図師博規議員** スクールカウンセラーの成果については理解できたところですが、カウンセリングを受けた生徒、家族、教師は、問題整理ができ、情緒的な安定が図られ、自信を回復し、相談室を後にしますが、いじめが潜在している現場（教室）や、荒れた家庭環境の中に帰っていくと、再び同じ症状を呈して相談に戻ってくる方も少なくありません。もしくは、さらに状況が悪化することもあり、不登校や虐待が大幅に減っているとは言いがたいのも事実



ではないでしょうか。

そこで、文部科学省では、スクールソーシャルワーカー活用事業という制度を、平成20年度から導入することを決めています。このスクールソーシャルワーカーは、相談室でカウンセリングを行うだけでなく、家庭に出向き、保護者を含めた調整を行ったり、友人と一緒にグループワークを実施したり、さらに、民生委員、PTAや警察、保健所、生徒を取り巻く地域の各組織と連携し、問題の予防及び早期解決を図るためのマネジメントを行っていただくプロです。この事業を導入するという事は、効果も大いに期待できると思われませんが、この件について教育長の御所見をお伺いします。また、スクールソーシャルワーカーを導入する際に、どんな人材を充てようとされるのか、そのあたりも含めて御答弁をお願いします。

**○教育長（高山耕吉君）** 来年度、国において実施が予定されておりますスクールソーシャルワーカー活用事業でございますが、教育、福祉の分野において知識や経験等を有する専門家等を、スクールソーシャルワーカーとして学校などに配置し、家庭環境等に課題を抱えた児童生徒に支援を行うものであります。スクールソーシャルワーカーには、社会福祉士あるいは精神保健福祉士、元教育経験者や地域の人材等、幅広い人材の活用が、現在検討されているというふうに伺っております。本事業は、生徒指導の充実に資するものでありますので、本県への導入につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○図師博規議員** 来年度から導入されると理解してよろしいでしょうか。

**○教育長（高山耕吉君）** 国がそういった方向であれば、県としてもそういった対応を図って

いきたいと考えております。

**○図師博規議員** 前向きな御答弁ありがとうございます。

それでは、続きまして、職員のメンタルヘルスについてお伺いします。

平成18年度の県職員安全衛生、健康管理概要で見ますと、知事部局のうち、傷病休暇者が67名、そのうち90日以上長期休暇されている方は40名いらっしゃいます。教育委員会の休職者は93名、県警、企業局、病院局を合わせると、18年度の休職者が161名いらっしゃいます。もちろん、休職者のすべてが、精神的なストレスや事由によって休まれているというものではありませんが、精神的な理由があるのではないかと、そこに関連づけるに不自然ではない数字、気がかりな数字があります。これも知事部局のみの数字ですが、休暇につながりかねない症状として、例えば、「眠れない」と訴える職員は113名、「漠然と不安な気持ちになる」と答える職員は137名、「何もする意欲がわからない」と答えた方は77名、「よく頭痛がする」が222名、「全身の倦怠感がある」が875名いらっしゃいます。重複者も多いと思うんですが、この数字から推測するに、知事部局の4人に1人は何らかの精神的ケアが必要な状況にあると言っても過言ではない。部長でも、うなずかれています方がいらっしゃるようです。

気がかりなことが、もっとあるんです。きのう外山衛議員が知事のブログで紹介されましたが、知事も最近、「周りの人間がすべて敵に見える。信用できない」。被害妄想のように聞こえるコメントがあるようですが、トップに立たれるがゆえの孤独もあるでしょう。知事も、メンタルヘルスケアをもっと十分重要に考えられてはどうかと思います。もっと深刻な数字が

あります。ここ10年間の県職員全体の自殺者数、10年で23名いらっしゃいます。自殺を推測するときに、未遂者はその10倍から20倍いらっしゃるとも言われます。現在、県においても、健康管理センターを中心としてメンタルヘルス相談等が行われているようですが、その現状と予防強化という観点から、今後どのように取り組まれようとしているのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 公務員を取り巻く環境の変化の中で、近年、本県におきましても、心の病による休職者、こういった職員がふえておりますし、今、御紹介等もありましたけれども、さまざまなストレスに起因するメンタル面での不調を訴える職員が増加傾向にございます。したがって、これまで以上に職員の健康管理が重要になってきているというふうに認識をいたしております。

このため、職員のメンタルヘルス対策として、管理職員等への研修を実施しますとともに、保健師、専門医、臨床心理士による相談体制を確保するなど、心の病の早期発見・早期対応に努めているところでございます。また、新たな今後の取り組みといたしまして、研修の面では、これまで35歳の職員あるいは新任の担当リーダー等を対象とした、研修をやっておるわけですが、これに、所属長に新しくなった人を新たに加えます。それから、各地区に出向きまして、メンタルヘルスの研修を行います出前研修を実施したいと考えております。さらに、相談体制の面では、先ほど申し上げましたように、精神科医、臨床心理士、保健師等が相談に当たっているわけでありましてけれども、この中で特に専門性の高い精神科医、臨床心理士による相談回数が、これまで年24回でありまし

たけれども、これを36回に拡大するという計画でございます。それに加えて、心の病による休職者等が円滑に職場復帰できるように、支援体制の整備に取り組む予定であります。以上であります。

**○図師博規議員** 今度は、今、部長の御答弁にありました職場復帰に関して、精神疾患に罹患された職員のケアですが、厚生労働省は、職員の休職後の復帰等をより丁寧かつ正確に行うために、職場復帰判定委員会を設置する旨の指針も示されています。既に教育委員会では、職場復帰のため、約4週間の教職員職場復帰トレーニングを実施し、その結果を参考にして、教職員疾病審査委員会において復職の判定をしていると聞きます。このような取り組みは、教育委員会にとどまらず、全庁的に取り組まれてはいかかと思いますが、総務部長の御見解をお伺いします。

**○総務部長（渡辺義人君）** 心の病により休職等をした職員が職場復帰する際には、所属長や健康管理スタッフが、主治医や家族などと連携・協力して対応する仕組みを構築することが必要であると考えております。先ほど申し上げましたが、来年度から新たな取り組みを行う予定にいたしております。具体的に申し上げますと、職場復帰支援の関係では、まず第1段階として、病休、休職中の職員の療養相談を実施いたします。第2段階としての復職準備期の支援といたしまして、本人、所属長、精神科医等で構成いたします——これはまだ名称は決めておりませんが——復職支援会議といったようなものを想定しておりますけれども、そういったチーム、組織を設けまして、試し出勤の適用が可能であるのかどうなのか、試し出勤が可能とした場合に、試し出勤のプログラムをつ

くったり、試し出勤を実施した後の職場復帰が可能であるのかどうかという判断等を行うことにいたしております。それに加えまして、最終段階として、職場復帰後の経過観察を行う予定にいたしておるところであります。これらの各段階に応じたきめ細かな支援体制を整備することによりまして、心の病による休職者等の円滑な職場復帰と再発防止に努めたい、このように考えております。以上であります。

**○凶師博規議員** さらに、今、定期健診が行われているかと思うんですが、その定期健診のときに簡易な心理テストを実施し、うつ症状等を呈している職員に、速やかに介入できるような体制づくりを講じられてはどうかと思います。ちなみに大分県では、定期健診時に、心の健康診断を実施されています。高知県では、約400項目余りの健康アンケートを行って、コンピューター処理によって分析、診断を行っています。さらに富山県では、ストレスドックなるものを開設して、心理テストから脳波測定、アルファ波誘導装置によるリラックス体験などを実施している自治体もございます。こういう自治体を例にされ、さらに県の取り組みを強化していただきたいと思いますが、部長、いかがですか。

**○総務部長（渡辺義人君）** ただいま心理テスト等のお話がありましたけれども、本県におきましては、近年では平成17年度に、35歳、40歳等の指定年齢の職員約800名を対象にいたしまして、心の健康に関する調査を委託により実施しまして、個人への結果を通知しております。それを受けまして、その職員に、ストレスへの気づきや、ストレスに対処することの必要性を認識してもらうとともに、委託先から、特にストレス度の強い職員に対しましては、専門家への相談を勧めるなどのフォローアップを行ったと

ころでございます。御提案の定期健康診断時の心理テストの実施等につきましては、実施の方法やプライバシーへの配慮といった、細かな部分での詰めが必要だと思います。そういった解決すべき課題をクリアしながら、今後、また全数調査となりますと、相当な経費がかかりますので、余り経費をかけずに効果的な方法ができるのかどうか、その辺のことも含めて、専門家の方々の意見をよく聞いて研究してまいりたいと考えております。以上であります。

**○凶師博規議員** 現在は、地方分権という転換期の中、中央から事務事業がどんどん移管されて、事務事業量は増大しています。にもかかわらず、県は今、改革期にありまして、職員がそれに見合った配置をされているとは言いがたく、逆に、職員一人一人にかかる事業量、業務量の負担は大きくなる一方です。職員の健康管理を拡充することが、職員のモチベーションを上げて、生産性を上げ、ひいては住民サービスの向上につながる。これは私が言うまでもありませんが、そのような視点を持って、職場環境の改善にも取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、新みやざき創造戦略展開事業についてお伺いいたします。

知事が掲げられる新みやざき創造戦略を効果的に展開するため、今年度から事業化されている内容ですが、この事業は、副知事を本部長、総合政策本部長を副本部長に据え、体制的にも重厚な内容が組みられています。いわゆる部局連携のシンボリック事業と位置づけられているようですが、この事業のねらいと今後の事業展開内容を、総合政策本部長にお伺いします。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 新みやざき創造戦略展開事業についてでございますけれど

も、この事業は、総合計画に掲げる重点施策であります新みやぎ創造戦略に係る関連事業の企画・立案あるいは調整等を行い、戦略の効果的な推進を図るものでございます。事業の成果としましては、一つには、先ほどお話がありましたけれども、副知事を本部長とする戦略推進本部を中心に、全庁的な視点から、平成20年度重点施策を構築したことでございます。重点施策に基づく予算要求枠の特例措置が講じられましたのは、今までで初めてのことでございます。目に見える形で重点化が図られたものと考えております。また、部局間の連携が必要となる施策の推進、あるいは中長期的な展望に立った新たな施策の構築に向けて、調査研究や事業実施に取り組んだところであります。例えば、東京、福岡において開催しました移住セミナーは、当初、計画はしていなかったものでございます。知事の意向を踏まえ、部局横断的な連携により実施をしまして、予想を上回る参加者を得て、今後につながる成果を上げることができたのではないかと考えております。今後の事業展開につきましては、事業1年目の成果を踏まえ、戦略の積極的かつ効果的な推進や、迅速な対応が必要な戦略への機動的な対応といった観点から、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 成果は十分理解できました。総合政策本部長におかれましては、知事就任1年目で特色ある政策展開をするため、臨機応変な部局横断的な連携に奔走されたと聞いております。その中でも、当初予算では計画になかった東京、福岡での移住セミナーも、大きな成果を上げられています。知事は、このように政策企画の黒子役として知事を支えてこられた総合政策本部を、今回、組織統合される議案を提出さ

れています。知事はこの部に対してどのような評価をされているのか、お伺いいたします。

**○知事（東国原英夫君）** 総合政策本部につきましては、知事の政策決定を補佐し、戦略性の高い政策展開を図るため、政策立案や総合調整機能や広報広聴機能、秘書機能等をあわせ持つ組織として、平成16年度に組織されたものであります。本年度は、私のマニフェストを踏まえた新みやぎ創造計画を短期間のうちに取りまとめるとともに、政策部門と連携して、重点施策に基づく予算の重点化を図り、さらには政策評価による成果重視型の政策推進、知事のトップマネジメントの補佐等に取り組んでまいりました。平成20年度の組織改正におきましては、「県民政策部」を新設することとしたところでありますが、地域政策や交通政策など重要課題や県民生活にかかわる横断的な施策をあわせて所管することにより、スピード感と実行力を持って、全庁的な総合調整機能をより一層効果的に発揮するといった意味で設置したものでございます。

**○凶師博規議員** 総合政策本部長、東京、福岡の移住セミナー、私もやはりやってよかったと思っています。知事の御意向を酌まれて速やかに政策化されたことは、評価に値すると思っております。

最後に、総合政策本部長は、今年度で定年を迎えられるとも聞いておりますが、地域生活部長等を歴任され、ことしは総合政策本部長として知事を支えてこられたことは、今お話しいただいたとおりです。組織は統合されても、名称はなくなったとしても、部長が汗をかかれた事業はそのまま残ります。今、部長、ここに座っていらっしゃって、長年の県庁経験を生かし、今後の県政に期待するもの、部長のお考えがあ

ればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○総合政策本部長（村社秀継君）** 総合政策本部長としてのこの1年の感想等についてでございます。全国的に非常に注目度の高い知事のもとで、本部長として就任以降、その責任の重大さをひしひしと感じましたし、また知事のトップセールスによるマスコミを通じての本県のPR、あるいは知事のイラスト問題など、長い県庁生活の中で今までに経験したことのない課題が出てくるなど、時には戸惑いを感じることがございました。こういった課題は、知事の絶大な行動力や情報発信力から来るものでありまして、職員の皆さんと一緒に知事を全力でサポートし、対応してきたところでございます。

また、総合政策本部におきましては、大きくは県政の推進役としての機能を担ってまいりました。具体的には、知事のマニフェストを基本に、県民の意向等を踏まえながら県政の方向を定めるという観点から、総合計画や平成20年度重点施策の策定に取り組みました。また、さまざまな政策課題に挑戦するという観点から、中山間地域の活力再生に向けた政策提案などにも取り組んできたところでございます。今回の組織改正により、新たに「県民政策部」が設置されることになっておりますけれども、職員の皆さんには、引き続き県政の推進役として、しっかりと知事を支えて、柔軟な発想や持てる経験をフルに生かして、総合的な政策推進に邁進していただきたいと切に願っております。以上であります。

**○函師博規議員** ありがとうございます。教育長におかれましても、今回任期を終えられるとも聞いております。お二人、それぞれの功績に対して改めて敬意を表するとともに、また今

後、県勢発展のために御尽力いただければと思っております。

以上をもちまして、函師博規の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○坂口博美議長** 次は、36番黒木覚市議員。

**○黒木覚市議員〔登壇〕**（拍手） 知事初め執行部の皆さん方、代表質問から一般質問、大変御苦労さまでございます。私が最後になりますが、議員の皆さん、どうぞしばらくの間お付き合いのほどをお願いしたいと思います。時間がございますので、早速質問に入らせていただきます。

昨年、本県で猛威を振るった鳥インフルエンザは、今のところ、本県ではもちろんのこと、我が国でも発症がございません。発症しない要因といたしましては、種々あろうかと思いますが、私が養鶏農家を回ってみますと、生産農家から、ことしは家畜保健衛生所の先生方が足しげく通ってこられ、衛生指導が行われているとお聞きしております。改めて、県の職員の方々や関係団体の方々の防疫活動に対しまして、敬意を表したいと存じます。

一方、鳥インフルエンザの感染ルートとして渡り鳥の関与が大きいと指摘されている中、個々の農家の防疫対策では発生防止に限界があるのも鳥インフルエンザであります。私は、今シーズン発生しない要因として、降雨が関係しているのではないかと考えております。昨年と今年の発生シーズンにおける宮崎市の降雨量を比較してみますと、今シーズンは約3倍多く雨が降っております。乾燥した鳥のふんの中で生存していると言われるインフルエンザウイルスにとっては、ことしは発症しにくい気象条件ではなかったかと考えております。知事の防疫への

取り組みに対しましては、敬意を表しますが、天候も知事に味方したのではないかと、知事の強運に対しまして、今さらながら敬服しているところでございます。そこで、今後も引き続き鳥インフルエンザの防疫強化が必要と考えますが、知事の見解をお聞かせください。

次に、本県の児童生徒の学力について、教育長にお伺いいたします。

昨年4月、40数年ぶりに実施された文部科学省の「全国学力・学習状況調査」におきましては、参加した本県の小中学生は、ほとんどの教科の平均点が全国平均以上で、中学3年生は全国で10位、九州では1位という成績をおさめました。私は、この学力調査の実施が決まったときから、本県の子供たちのため、また本県の将来のためにも、よい結果が出ることを祈っていたところでございましたが、すばらしい成績だったことを大変うれしく思っているところでございます。

しかしながら、先日、大学入試センター試験の結果が44位という報道がなされました。大変残念な内容ですが、私は、この報道の内容に、いささか疑問を禁じ得ないのであります。小中学校の学力調査は国語、数学の2教科で、センター試験が5教科7科目という違いがあるだけではなく、センター試験はデータの参加率等が各県大きく違っているために、各県を比較するのは適当ではないという話も聞きます。とはいえ、中学3年生の段階で全国的にも高い学力を有している本県の子供たちが、大学受験の段階では本当に報道されたようなレベルになるものでしょうか。熱心に指導されている多くの高校の先生の姿を目の当たりにしているだけに、納得がいかないのであります。

そのような中、富山県では、国公立大学への

進学率を指標の一つとして、学力向上について議論されているという新聞記事を見ました。国公立大学へは、ある程度高い学力がないと合格できないと考えられます。そこで、本県の国公立大学への進学率はどのようになっているのか、また本県高校生の学力をどのようにとらえているのか、教育長にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。後は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザの防疫強化についてであります。今シーズンは、昨年の発生を踏まえ、養鶏農場の全戸立入調査や消石灰配布など、発生の予防対策に全力を挙げて取り組んでいるところであります。また、万が一の発生を想定し、防疫従事者を3倍にふやすなど、昨年以上の防疫体制もあわせて構築しているところでございます。さらに、20年度にはバイオハザードに対応した検査棟を宮崎家畜保健衛生所に新設することを予定しており、検査機能の強化を図るとともに、万全な対応を期すこととしております。今後とも、気を引き締めて、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策、防疫強化に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○教育長(高山耕吉君)〔登壇〕 お答えいたします。

高等学校におきましては、履修科目が生徒によって大きく異なっておりますことから、小中学校の「全国学力・学習状況調査」のような調査は実施されておられませんので、学力を全国と比較するデータはありません。御質問にありましたように、「学校基本調査」をもとに、高校の卒業生数に占める国公立大学の入学者数の割合である進学率を計算いたしますと、全国平均

の11.1%に対し、本県は16.2%で、全国で11位、九州内では2位となっております。この結果を見ますと、高校の先生方のきめ細かな指導により、多くの高校生が確かな学力を身につけて進路目標を実現しているものと考えております。今後とも、本県のすべての子供たちの学力向上を図り、その進路希望の実現に向けて、全力を傾けてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○黒木覚市議員** 午前中、田口議員のほうから新型インフルエンザの話が出ました。確かに、東南アジアにおきましては、鳥インフルエンザにかかった鶏を食べて人間にうつったという説もございますが、日本でいかに発症させないかということが非常に大事だというふうに私は思っています。よそから来ることをいかに防衛するか、日本で発症させないかということであります。皆さん方にお配りしておりますが、宮崎地方気象台のデータをとってきました。去年は12月にはたくさん雨が降ったんです。大量に降りました。1月の3日に6.5ミリ降っておりますが、それ以降、1月23日——20日間ぐらいずっと雨が降らなかった。非常に乾燥したんです。それ以降もほとんど降らなかったんです。ということは、人間のインフルエンザも去年は非常に発生した。乾燥すると、のどからやられていくということだそうでございます。鳥の場合も、飛来してきた渡り鳥がふんをする。そのふんがずっと乾燥したままあるわけですね。その中でウイルスがずっと生き続けているんです。それを媒介するネズミ等がくわえて、中に持ち込むということになるんですが、昨年度はそういった気象条件もあったのではないかと。ことは、満遍なくずっと雨が降っている。悪いことに、大根の切り干しが乾かなかったんで

す。これが農家としては一番困りました。定期的に雨が降ったものですから、普通は冬場の1月が一番、切り干し大根の時期なんですね。これがうまくいかなかった、品質が低下したというふうに言われております。今言いますように、そういう状況で、皆さん方に、これはデータとして上げておきたいというふうに思います。

教育長、いろいろお調べいただきますと、なかなか宮崎県も学力はいいじゃないですか。そういうことを考えると、私どもは少し安心ですが、さっき退職の話が出ましたけれども、後継の方あるいは学校の先生方に、すばらしい成績じゃないかということで、励ましの言葉をいただきたいと思っています。

次に移ります。知事のイラストについてでございます。

知事、今、イラストにつきましては、自由に使っていいですよと、このスタンスですね。私も、そのスタンスは非常にいいと思います。それが一番いいかなと思っています。しかし、1つの企業が商標登録をしているわけです。これがちょっと心配なんです。というのは、これを1つ認めてしまいますと、ほかの企業、個人がイラストを少し変えて、また商標登録する可能性があるんです。ですから、商標登録はやめてくれということをはっきり言ったほうが——今は1件ですから、これが多く発生していない。今のうちのほうがいいんじゃないかというふうに思っていますが、その辺はどうでしょうか、知事。

**○知事（東国原英夫君）** 私に似せたイラストなんですけれども、御案内のように、私の一身専属の肖像権を行使しないということで、御自由にお使いくださいというスタンスは変わって

いないわけでございます。私に似せたイラストを商標登録して用いている企業については、今回、イラストの取り扱いを検討する中、専門家等に御意見を伺ったんですけれども、「誤解を招くおそれがあるのではないか」という御指摘がありましたので、今後、商標登録については取り下げができないかということをお願ひ申し上げていこうと思っております。

**○黒木覚市議員** 3年後には、いずれまた選挙もあるわけでありますから……。今、知事のほうから取り下げを希望してみたいということでございますが、多く商標登録が発生していきますと、とめどがなくなる。今のうちに、「商標登録はだめですよ」と、はっきり言って、選挙6カ月ぐらい前になって、どうにもこうにもならぬという状況が起きないように、早目にやっていただければなと希望しておきます。

次に、地頭鶏についてでございますが、この地頭鶏につきましても、やはり商標登録があるわけですね。地頭鶏の場合には、みやざき地頭鶏普及促進協議会のほうで代表者が商標登録しているわけですね。でも、代表者の場合は、かわっていくんです。もう最初の代表者がかわっている。次に行くんですね。そうすると、個人の名前が残っているんです。個人だけの名前が載っている。それでやっていく。ということは、非常に今後問題となる。できれば法人、組合、そういうところにその協議会が移行していけば、そこで取得していけば、それは可能だと。恐らくそうなると思うんです。ですから、そのあたりを部長はどのように考えておられるか、お聞かせください。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** 農畜水産物のブランド化を推進していく上で、商標権等、知的財産の保護については、非常に重要であると

認識しております。みやざき地頭鶏の商標権につきましては、ただいま御指摘ございましたとおり、知的財産を保護するために、平成17年にみやざき地頭鶏普及促進協議会の代表者名で取得しているところでございます。今後さらに、みやざき地頭鶏のブランド化を推進するため、生産・流通体制の整備はもとより、知的財産の保護につきましても、協議会と十分検討を行い、取り組みを強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○黒木覚市議員** 答弁がちょっと優しいかなと思っているんですが、ぜひ、個人から団体に移せるような方法をとっていただきたい、その方向で努力してほしいと希望しておきます。

先ほど部長もおっしゃいましたが、県が所有している知的財産権、この状況についてお答えください。

**○総務部長（渡辺義人君）** 私からお答えをさせていただきます。

県が所有しております知的財産権は6種類あります。まず、特許権が、シラス多孔質ガラス関連や木材の乾燥方法などで26件。それから、実用新案権、これは物品の形状や構造に関するものでありますが、人工魚礁で1件。3つ目に意匠権、これはデザインの創作に関するものでありますが、歩行補助器などで4件。4番目に商標権であります。県立美術館のシンボルマークで1件。5番目に育成者権、これは植物の新たな品種の育成に関するものでありますが、お茶、稲、スイートピーなどの品種登録に関するものが34件。最後に、6番目の著作権であります。宮崎県史やコンピュータープログラムなど75件となっております。ただいま申し上げましたものを全体通算いたしますと、合計で141件となっております。以上であります。



○黒木覚市議員 あわせまして、知的財産権による収入が、県のほうではどれぐらい上がっているのか、それもお聞かせください。

○総務部長（渡辺義人君） ただいま申し上げました6種類の知的財産権の中で、県の収入につながっておりますのは、特許権によるものと育成者権によるものでございます。平成18年度の決算額で申し上げます。特許権では、シラス多孔質ガラスに関するものなどで191万7,000円、育成者権では、ヒノヒカリの登録品種に関するものなどで197万7,000円であり、合計いたしますと389万4,000円となっております。以上であります。

○黒木覚市議員 ありがとうございます。

次に、医師不足についてお尋ねをいたします。

さきに厚生労働省が発表した平成18年12月末日の医師の状況を見ますと、本県の医師数は2,557人で、平成16年12月末日の2,538人と比べまして、19人増加しているようであります。また、人口20万人当たりで見ますと、222.7人で、全国平均の217.5人を上回っている。一見、本県は医師不足ではないように見受けられるわけですね。御承知のとおり、本県の場合は、宮崎東諸圏域に医師が集中しているわけです。私の住む日向入郷圏域あるいは県北地域内では、内科、小児科の医師が不足している。救急医療にも支障が出始めて、深刻さを増しております。そこでお尋ねしますが、このような医師不足に対し、県としてはどのような対策を講じるのか、福祉保健部長にお尋ねをしておきます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 新臨床研修制度の導入を契機として、全国的に医師不足が深刻化してきている中で、本県におきましても、今御指摘のありましたように、医師の地域的な

偏り、あるいは小児科等の特定の診療科目の医師が不足しており、大変厳しい状況にあります。このため県では、医師を県職員として採用し、僻地の自治体病院等に派遣する医師派遣システムを設けており、このたび、2人目となる医師の採用を内定したところであります。また、県と市町村で県医師確保対策推進協議会を設置し、全国に求人情報を発信するとともに、県外在住の医師等に、みやざき地域医療応援団への登録を呼びかけましたところ、現在12名の登録があり、その中には、将来、宮崎での勤務を希望されている医師もおられます。さらに、医師修学資金制度により、僻地や小児科等への勤務を希望する14名の医学生に修学資金を貸与するなど、医師の養成にも努めております。医療提供体制の充実確保には、医師の確保が何よりも重要でありますので、今後とも、市町村や医師会、宮崎大学等の関係機関と連携しながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○黒木覚市議員 日向地区のことについては、先ほど田口議員がおっしゃいましたので、削除したいと思っております。

厚生労働省の調査によりますと、県内の女性医師は360人となっておりますが、そのうち12名が無職となっております。この12名の女性医師が無職となっている理由は何なのか、部長、教えてくださいますか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 厚生労働省の調査では、医師をやめた理由まではわかりませんが、県医師会が平成18年10月末に実施した「女性医師アンケート調査」によりますと、回答のあった無職の女性医師、10名ですが、この10名のうち、「結婚・出産・育児のため」が6名、「健康上の理由」が4名となっております。

ます。

**○黒木覚市議員** 本県の場合、無職の女性医師は、まだ数としては少ない状況であります。やはり結婚あるいは出産・育児のために職を離れざるを得ないような状況がうかがえます。また、宮崎大学医学部の医学生623人のうち、女性が266人、42.7%と約半数を占めていることを考えますと、出産等で一たん職を離れた女性医師の復帰を図っていくことが、医師不足対策としても今後重要なことじゃないかと考えております。そこでお尋ねいたしますが、先ほど、医師会のアンケート調査で10名の医師から回答があったとのことですが、その10名の医師のうち、復帰希望している医師はどの程度いるのか、教えていただきたいと思っております。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 先ほどのアンケート調査によりますと、回答のあった10名のうち、「復職したい」とする医師が3名、「将来は復職したい」が4名、「復職する気はない」が3名となっております。

**○黒木覚市議員** 次に移りたいと思っております。今回、議員の質問の中で、一般競争入札あるいは建設業関係の問題が多く出ました。それほど建設業は厳しいということ、皆さん訴えたわけでありまして。私は、もう重複しては申し上げませんが、今、一般競争入札の枠が大体50名前後となっております。どうせ競争しているんですから……。50名でも競争している。半分の25名でも一般競争で入札するわけです。ですから、今50名の枠をもう少し縮めることはできないのか、知事にお尋ねしておきます。

**○知事（東国原英夫君）** 建設産業というのは、社会資本の整備や災害発生時の対応はもとより、地域の雇用を担う本県の重要な産業でありますので、一般競争入札の拡大に当たりまし

ては、県発注工事について、原則、県内建設業者に発注するとともに、工事の規模や種類、事業量等を勘案して地域要件を設定しており、一般競争入札の平均応札者数は、20年1月末で13社となっております。この地域要件につきましては、県の公共事業費は大幅に減少しており、今後も増加は見込めない状況の中で、その範囲を狭めてしまいますと、地域によっては、応札可能な工事が著しく減少してしまうというおそれもあります。このようなことから、基本的には、一般競争入札の枠組みの中で、地域企業育成型など総合評価落札方式を大幅に拡充することにより、地域に根差し、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 部長にお尋ねしますが、今、落札率が非常に低いところで落札されております。業者も1年間そういう低い落札率で事業をしますと、体力がだんだんとなくなっていく。技術者を抱える力が、どこも非常に低くなっている。だから倒産ということになるんですけれども。一つの例をとりますが、例えばAクラス、3人の技術者を抱えておったとします。1つの仕事を先にとったら、技術者をつけるわけでありまして、最初つけた技術者——仕事が2つとれたとしますね、2回目の仕事のほうが、本当は前の技術者が適しているんだけど、現在では、もうかえることができないわけです。後とった技術者は専任技術者ですが、それを入れかえることはできない。しかし、さっき言いましたように、技術としては、先にとった技術者のほうが後の仕事に合っていたんだがと、いろんなことがあるわけです。そういうものがかえられないのか。恐らく、国で決めている、国交省で決めていることでしょうか、難

しいことかもしれませんけれども、実情をお聞かせください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 建設工事につきましては、建設業法第26条の規定に基づき、所要の資格を有する者を工事現場に配置しなければならないこととされており、特に公共工事に関しては、国土交通省通知として、監理技術者制度運用マニュアルが発出されております。このマニュアルは、技術者が適正に配置されていないこと等による不良施工や、一括下請などの不正行為を排除するとともに、建設業の生産性の向上を図り、建設工事の適正な施工を確保するために定められたものであります。県といたしましては、建設業法上の重要な柱である監理技術者制度を的確に運用し、建設工事の適正な施工の確保に努めるとともに、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** もう一点、県土整備部長にお聞きいたします。建設工事中に用います鋼材の価格が現在、非常に上昇しているということでお聞きするわけでありまして。そういう状況の中で、予定価格の積算がおくれますと、受注できないという状況が起こるわけですね。余りにも上がり過ぎると、業者の皆さんが積算しても、とても合わない、受け切れない、そういう状況が起こるわけでありまして、資材単価の決定をどのようにしているのか、もうちょっとお聞かせください。

**○県土整備部長（野口宏一君）** 予定価格を算出するための各種建設資材単価につきましては、受注の状況ですとか、取引の実態等の調査をもとに単価を決定しているところでございます。具体的には、毎年4月に単価を設定いたしまして、その後、四半期ごとに調査を実施し、

資材ごとに一定基準を超える価格変動が見られる場合には改定を行いまして、予定価格の積算に反映させているところでございます。

**○黒木覚市議員** 次に移ります。県産材の活用という面で、私は今回、一つ提案をしているんですが、地震災害、そういうときに仮設住宅がたくさん要る場面がありますね。今までも国内では大きな地震がたくさん起こっているんですが、そういうときに、今、プレハブ関係の会社とほとんど提携がされているようです。これを、宮崎県発で県産材で仮設住宅、こういうものを一応研究したらどうか。プレハブの場合は、大体230~240万という契約だそうなんですが、それに近いぐらいの県産材で一戸住宅、大きいものじゃありません、9坪ぐらい。それぐらいになっているようですが、ぜひここあたりを研究させて、それに近いぐらいの数字でできれば、いつでも地震に対応できるという方法はないか。一つ提言をしてみたいと思うんですが、知事、このことについては何かお答えできませんか。

**○知事（東国原英夫君）** 県の地域防災計画におきましては、速やかに建設ができるというのを規定しております。その中で、県産材を利用した仮設住宅というのが短期間でできるのか、あるいは再利用できるのか、あるいは経費の面なども総合的に判断して、今後研究してまいりたいと思っております。

**○黒木覚市議員** 次に移ります。家庭で死亡した犬、猫、ペット、動物愛護の観点から、どういう形でどのような指導をしているのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 家庭で死亡した犬の処理につきましては、基本的には飼い主の責任であると考えておりますが、各市町村で

も対応しております。その対応はさまざまでありまして、宮崎市や都城市のように、動物愛護の観点から、動物専用の焼却炉を有するところもあり、宮崎市では、有料で収骨も可能となっております。また、飼い主によりましては、埋葬して供養したり、火葬から収骨、納骨まで行う民間のペット葬祭業者を利用される場合もあると聞いております。県としましては、保健所が行います犬のしつけ方教室などで、ペットは死ぬまで責任を持って飼育するように指導するとともに、死亡したペットが不適正に処理されないよう、飼い主のモラルを高めてまいりたいと考えております。

**○黒木覚市議員** 私は、もう1枚、皆さん方に資料を配付しておりますが、これは狂犬病予防業務実績と書いてありますけれども、下のほうの表を見ていただきたいと思うんです。平成5年から8年ぐらいまで、殺処分しているのが1万頭を超えておったんですね。現在では3分の1に減っているんです。以前を考えてみますと、それだけ私たちが、野犬対策とかそんなことをやっておったような気がするんです。それはもっと以前かもしれません、非常に野犬、野良犬というのが多かった時期があるわけです。今日では、ほとんど野良犬は見かけないというのが現実だろうと。確かに、職員の皆さんが一生懸命捕獲をしているということも言えますが……。実は、よその県では、ぼちぼちといいますか、17県ぐらいが有料化で、動物保護管理所、県内に3カ所ありますが、ここでは現在は無料なんです。猫だけは1匹740円、一腹もそうだそうです。一腹何匹かできるそうです。それも740円。犬だけ取っていないんです。どういうことで犬の引き取り手数料を取っていないのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○福祉保健部長（宮本 尊君）** 猫の場合、人畜への大きな被害というのはございませんけれども、野犬の場合は、時には死亡事故につながるなど、非常に危険性が高いものであります。そこで、野犬による事故を防止するために、事故が多かった昭和42年度から57年度までは、犬の買い上げ事業を実施して、野犬の減少を図ったという経緯がございます。このような取り組み等によりまして、犬による事故は、昭和50年当時の200件前後から、現在では100件程度に減少してきております。以上のように、安易な捨て犬による野犬の増加を防ぐために、犬の引き取りを無料としてきたところでございます。

**○黒木覚市議員** 動物保護管理所維持管理費が、18年度は2,196万2,000円かかっております。これは、施設修繕あるいは光熱費、処分用ガス、焼却重油、時間外の警備員の委託料、あるいは保管用の備品、これは人件費は入っていないんですけれども……。それで、18年度に3,476頭殺処分しております。これを1頭平均で割りますと、6,318円かかっているんです。1頭殺すのに、これだけの金額かかっているんです。だから、よその県では、17県、今、有料ということにしたわけですね。昨年、鹿児島県が成犬1頭2,000円、子犬が400円というふうにしております。宮崎県も非常に財政が厳しい厳しい、出すことも削減していきますけれども、収入面も何かで見つけていかないと、財源というのも大事なことです。できましたら、鹿児島県並みに何か方法をとっていきべきじゃないかなと思います。知事、考え方をお聞かせください。

**○知事（東国原英夫君）** 手数料徴収、いわゆる有料化につきましては、安易な捨て犬を増加させる懸念もございますので、これを実行して

いる他府県等々の検証も踏まえて、調査検討していきたくて思っております。

**○黒木覚市議員** もう時間がありません。へべスに行きます。

へべスは、御承知のように日向市産の特産品でありますけれども、隣県の大分県のカボス、あるいは徳島のスダチは、全国的に有名になっておりますが、我がへべスは、まだ面積が他県に比べると少ないわけです。20ヘクタールぐらいです。これを何倍かに広げていかないかん。これには原因があるんです。我が地元で、私にも責任があるといえはありますが、日向市から出さなかった、これに大きな問題があるんです。島国根性だったのかなと反省をするんですけれども、これを少し輪を広げさせて、面積を拡大していかないかん。このごろでは、へべスの皮から、いろいろ食品開発もしておりますが、その中で、がんの抑制物質が見つかったとか、いい話があるわけです。だけど、何さま量的に少ないものですから、これを何とか広げたい。それには、県のほうも手助けをしてほしいと思うんですが、農政水産部長、何かそのあたりで手助けする法はありませんか。

**○農政水産部長（後藤仁俊君）** へべスにつきましては、平成18年に県のブランド認証を受けまして、本県の特産かんきつの一つとして期待される品目でございます。今後は、生産量の増加が課題となっておりますので、国や県の事業も活用しながら、改植・高接ぎによる面積拡大や、出荷期間の延長のためのハウス栽培の導入など、生産振興に取り組んでいくことといたしております。また、加工品につきましても、加工用農産物新規用途開拓支援事業などの活用によりまして、ポン酢、サイダー、ドレッシングなどの新商品の開発にも努めているところでござ

います。県といたしましては、今後とも、関係機関・団体との連携を図りながら、特産かんきつであるへべスの生産販売の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○黒木覚市議員** 最後に、知事、知事の机の下に入っていると思うんですが、これが日向の平兵衛さんの奥さんのソヨミズというやつです。めおと酢なんです。これはソヨミズですね——夏の酢をへべスというんです、さっき言いましたへべス——これは冬の酢なんです。我が日向には昔から、めおと酢——平兵衛さんはだんなさんですね。奥さんがソヨミズなんです。今までこのソヨミズさんを嫁に出さんかったんです、囲っておって。これを何とかしてやろうと思ってですね。夏の酢は、今言いますように、へべスは5月から出るんです。5月から10月まで出るんです。11月からこのソヨミズが使える。今3月ですね。4月まで使える。1年間、木酢が使えるということなんです。それで、ぜひこのソヨミズを今から世に出して、もっと拡大をしよう。年じゅう、宮崎に来たらこの木酢がありますよというものを今からつくり上げたいなと思っておりますが、知事、何か感想がありましたら。

**○知事（東国原英夫君）** 私も、ソヨミズというのは勉強不足で知らなくて、へべスが夫で、ソヨミズが奥さんなんですね。奥さんのほうが大きいんですね。その辺が何かユニークな感じがしますので、御自由にとというか、盛り上がりを期待したいと思っております。

**○黒木覚市議員** ありがとうございます。

以上ですべて終わります。（拍手）

**○坂口博美議長** 以上で一般質問は終わりました。

## ◎ 議案に対する質疑

○坂口博美議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提出されました議案に対する質疑を行います。最後でありますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号の平成20年度一般会計予算についての質疑をいたします。知事並びに関係部長に、それぞれ御答弁をいただきたいと思っております。

平成20年度一般会計予算は、19年度予算に比べ1%減の5,590億8,600万円、県債発行額は685億6,800万円で、20年度末の県債残高は9,070億円に達し、公債費は1.1%増の882億6,400万円と、財政状況は一段と厳しさを増しています。

そこでまず、歳入について伺います。自主財源である県税についてですが、前年度と比べて約40億円の減収となっています。税源移譲が行われる中で、なぜこれほどの減収となったのか、その理由、この現状についての認識を知事にお伺いいたします。

また、臨時財政対策債が234億7,300万円と、前年度比21.7%、41億9,200万円も増額されております。この臨時財政対策債は、後年度に地方交付税で措置するとして、県に借金をさせ、事業を行わせるものですが、地方交付税が削減されるもとで、果たしてこれまで、このことがしっかり担保されてきたのか、新年度予算でもそれが保障されるのか伺います。

次に、主な事業について伺います。

総務費の市町村振興費で、市町村合併支援

費33億円が計上され、旧合併特例法に基づく支援交付金が7億5,000万円、合併新法によるものが5億7,000万円、そして新規事業として、合併関係市町村財政健全化支援事業20億円が計上されていますが、具体的にどのような事業なのか伺います。また、合併推進の理由、利点の一つに、財政難の解消が挙げられていたのではなかったかと思っております。今、どの市町村も財政的に苦しいわけですが、なぜ合併関係市町村のみが事業の対象になるのか伺います。

次に、同じく総務費で、消防広域化等体制強化促進事業4,300万円について、その事業内容等をお聞かせください。

消防は、基本的には市町村固有の権限で行われるべきものですが、現在、県が設置する広域化に向けた検討会は、消防管理者である9つの自治体の長や消防本部長などで構成されています。また、同作業部会においても、各自治体の職員のみで構成で、実際、地理的条件も含め現場をよく知る地域消防団など地域の代表は構成員になっていませんが、なぜなのか。こういう組織構成で、各自治体間の調整等が十分行われるのでしょうか、この点についても、あわせお聞かせいただきたいと思っております。

次に、民生費の老人医療費対策費で、後期高齢者医療費負担金112億円が計上されています。後期高齢者医療にどのように運用されるのか、その事業内容、また、後期高齢者医療制度財政安定化基金事業に4億8,000万円が計上されています。この件についても、その事業内容についてお聞かせください。また、この後期高齢者医療制度について、県がどのように広域連合の運営についてかかわっていくのか、お伺いいたします。

次に、商工費で、企業立地促進補助金として

9億8,000万円が計上されています。県は、誘致企業への補助金の最高限度額50億円を打ち出しておりますが、どのような要件の場合に支出することができるのか、その場合、1社に対して50億円投入ということがあり得るのか、また一括支払いなのかなど、その考え方をお聞かせください。

次に、土木費で計上されております公共道路新設改良事業費97億6,200万円、地方道路交付金事業費の道路事業関連79億3,600万円と街路事業関連の18億5,300万円について、整備を予定している主な路線名と路線数及び工区数をお聞かせください。

同じく土木費の公共県営住宅建設事業で13億4,200万円が計上されています。この20年度予算で計画をしている県営住宅の建設計画の概要と、建設前後で増設となる戸数についてお聞かせください。また、現在の県営住宅の募集戸数、応募者数、応募倍率についてお伺いをいたします。

以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県税収入についてであります。県税収入については、主要企業の業績見通しや地方財政計画等を総合的に検討した結果、企業収益の減少あるいは消費の後退などが見込まれたために、法人二税——法人県民税と法人事業税でございます——が約16億円の減、地方消費税が約11億円の減、軽油引取税が約7億円の減と見込んだところでございます。

臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、地方財政法等の規定により、その全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入

し、地方団体の財政運営に支障が生じることをないように措置することとされております。

〔降壇〕

○坂口博美議長 今のは新年度分の確認はいいですね。

○前屋敷恵美議員 新年度についても、それが担保されるということが言えますか。

○知事（東国原英夫君） 重複しますけれども、措置することとされております。

○総務部長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、消防広域化等体制強化促進事業についてであります。この事業は、消防力の強化を図るために行う市町村消防の広域化や、消防本部のサービスを受けることができない、いわゆる消防非常備町村の常備化を促進するとともに、市町村が実施する消防防災力強化のための資機材等の整備や、都道府県間の災害時の相互応援組織であります緊急消防援助隊の体制強化に対する支援を行うものであります。

次に、広域化検討会のメンバーについてであります。消防組織法に基づきまして推進しようとする市町村消防の広域化は、常備消防を対象とするものであり、県が設置した検討会は、消防本部の管理者や消防長など、常備消防の関係者を基本として構成したところであります。なお、広域化は、平成24年度までを目途に実現することとされております。以上であります。

〔降壇〕

○地域生活部長（丸山文民君）〔登壇〕 合併関係市町村財政健全化支援事業についてであります。この事業は、合併市町村及び合併予定市町村のうち、財政状況が特に厳しい市町村を対象といたしまして、高金利地方債の繰り上げ償還を支援する貸付金制度を創設するものであり

ます。貸付利率は無利子、貸付期間は10年以内とし、貸付枠については20億円を予定しているところでもあります。

次に、事業の対象市町村についてであります。市町村合併を進める上で、関係市町村の財政状況に差があることが課題となっております。また、既に合併した市町村におきましても、新しいまちづくりを推進する上で、財務内容の改善は急務となっております。このような状況を踏まえまして、合併関係市町村のうち、財政状況が特に厳しい市町村を対象とした支援制度を設けることによりまして、合併市町村の財政健全化を進めるとともに、市町村合併のさらなる推進を図ろうとするものであります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えします。

まず、後期高齢者医療費負担金及び後期高齢者医療制度財政安定化基金事業についてであります。この2つの事業は、いずれも本年4月からスタートする後期高齢者医療制度について、運営主体である宮崎県後期高齢者医療広域連合の適正・円滑な運営が行われるよう、必要な財政措置を行うものであります。最初の後期高齢者医療費負担金は、4つの事業から成っており、その中で一番額の大きなものは、後期高齢者医療費県費負担事業でありまして、これまでの老人医療費支給事業と同様、医療給付費に対する法定負担率である12分の1を県費負担するものであります。次に、後期高齢者医療制度財政安定化基金事業は、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ負担して、県に基金を造成するものでありまして、広域連合における保険料の未納や医療給付の見込み違い等が発生した場合に、広域連合に当基金から資金の貸し付けや

交付を行うものであります。

次に、広域連合の運営等への関与についてあります。ただいま申し上げましたように、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営が図られるよう、広域連合に対して、必要な財政支援を行ってまいりますとともに、法律で、都道府県は広域連合に対し、健全かつ円滑な運営を確保するため、必要な助言及び適切な援助を行うものとする規定されております。また、広域連合が、保険料条例の制定または変更する場合などの際には、あらかじめ、都道府県に協議しなければならないこととなっておりますので、県としましては、広域連合に対して、引き続き適切な助言指導を行ってまいりますこととしております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

企業立地促進補助金についてであります。最高限度額の50億円につきましては、700名以上の雇用が見込まれ、そのうち県内からの新規常用雇用者が501名以上であること、かつ設備投資額が1,000億円を超えることを要件としております。また、この補助金につきましては、要件が整えば、1社に対し50億円の交付も可能であります。具体的な補助金の支払いにつきましては、立地企業が実際に操業を開始した後に、申請に応じて交付することとなりますが、10年間の分割払いもできることといたしております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（野口宏一君）〔登壇〕 お答えいたします。

道路整備の路線数及び工区数についてであります。公共道路新設改良費につきましては、国道327号ほか16路線で40工区、地方道路交付金事業費の道路分につきましては、県道宮崎西環状



線ほか59路線で81工区、同じ事業の街路分につきましては、県道中村木崎線ほか10路線で11工区の整備を予定しております。

次に、県営住宅の建設計画の概要等についてであります。平成20年度は、宮崎市の花ヶ島団地など3団地におきまして、建てかえによる141戸の整備を行うこととしております。また、これらの団地における全体計画としては、整備前736戸に対して計画戸数742戸と、6戸ふえることとなります。

次に、県営住宅の平成19年度の応募状況についてであります。昨年12月末現在で、募集戸数268戸に対しまして、応募者数は1,859人で、応募倍率は約6.9倍となっております。以上でございます。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。後は、また委員会その他で深めさせていただきます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

---

◎ 議案第1号から第51号まで及び請願

委員会付託

○坂口博美議長 それでは、今回提案されました議案第1号から第51号までの各号議案、及び今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

次の本会議は、3月10日午前10時開会、平成19年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれにて散会いたします。

3月10日（月）

平成 20 年 3 月 10 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 3 番 川 添 博 (無所属の会)
- 5 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 6 番 西 村 賢 (同)
- 7 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 8 番 山 下 博 三 (同)
- 9 番 黒 木 正 一 (同)
- 10 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 坂 口 博 美 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 関 師 博 規 (愛みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 横 田 照 夫 (同)
- 21 番 十 屋 幸 平 (同)
- 22 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 23 番 外 山 衛 (同)
- 24 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党)
- 31 番 蓬 原 正 三 (同)
- 32 番 濱 砂 守 (同)
- 33 番 水 間 篤 典 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 萩 原 耕 三 (同)
- 36 番 黒 木 覚 市 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 46 番 井 本 英 雄 (同)
- 47 番 星 原 透 (同)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)

- 49 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 50 番 坂 元 裕 一 (同)
- 51 番 外 山 三 博 (同)
- 52 番 福 田 作 弥 (同)
- 53 番 中 村 幸 一 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 知 事         | 東国原 英 夫   |  |
| 副 知 事       | 河 野 俊 嗣   |  |
| 総合政策本部長     | 村 社 秀 継   |  |
| 総 務 部 長     | 渡 辺 義 人   |  |
| 地域生活部長      | 丸 山 文 民   |  |
| 福祉保健部長      | 宮 本 尊     |  |
| 環境森林部長      | 高 柳 憲 一   |  |
| 商工観光労働部長    | 高 山 幹 男   |  |
| 農政水産部長      | 後 藤 仁 俊   |  |
| 県土整備部長      | 野 口 宏 一   |  |
| 会計管理者       | 甲 斐 景 早 文 |  |
| 企 業 局 長     | 日 高 幸 平   |  |
| 病 院 局 長     | 植 木 英 範   |  |
| 財 政 課 長     | 和 田 雅 晴   |  |
| 教育委員長職務代理者  | 大 重 都 志 春 |  |
| 教 育 長       | 高 山 耕 吉   |  |
| 警 察 本 部 長   | 相 浦 勇 二   |  |
| 人 事 委 員 長   | 黒 木 奉 武   |  |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄   |  |

事務局職員出席者

- |             |           |  |
|-------------|-----------|--|
| 事 務 局 長     | 石野田 幸 藏   |  |
| 事 務 局 次 長   | 弓 削 孝 幸   |  |
| 総 務 課 長     | 馬 原 日 出 人 |  |
| 議 事 課 長     | 四 本 孝 章   |  |
| 政策調査課長      | 富 永 博 美   |  |
| 議 事 課 長 補 佐 | 孫 田 英 彦   |  |
| 議 事 担 当 主 幹 | 亀 澤 保 彦   |  |
| 議 事 課 主 査   | 山 中 康 二   |  |
| 議 事 課 主 査   | 隈 元 淳 二   |  |

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第38号から第51号まで）

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成19年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第38号から第51号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、19番中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第38号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は203億3,100万円余の減額となっております。この結果、本年度の一般会計予算の規模は5,479億440万円余となります。

歳入財源の主なものとしては、国庫支出金101億6,900万円余の減額、繰入金70億2,400万円余の減額などとなっております。

このうち、総合政策本部所管の予算につきま

しては、国庫委託費の決定や執行残等に伴う補正で、1億2,700万円余の減額補正となり、補正後の予算額は14億4,800万円余となっております。

また、総務部所管の予算につきましては、執行残等に伴う補正で13億700万円余の減額補正となり、補正後の予算額は1,275億8,900万円余となっております。

この中で、委託統計費に関連して、委員より、「今年度実施された就業構造基本調査は、雇用形態の多様化による非正規雇用、若年無業者の拡大の現状を把握する上で非常に重要な統計である。その結果については、雇用政策、経済政策など各種行政施策に的確に反映させるためにも、県として十分な分析を行ってほしい」との要望がありました。

次に、財産管理費に関連して、委員より、「警備、清掃等の庁舎管理業務については、その経費のほとんどが人件費であるため、条件付一般競争入札の導入によって、当該業務従事者の労働条件悪化が懸念されるところである。当局として、何らかの対応策は検討しているのか」との質疑があり、当局より、「従業員等に支払われる賃金や、各種労働関係保険の加入状況については、逐次確認を行っている。また、委託業務の履行の確保を図るため、平成20年度業務の入札に際しては、最低制限価格を導入する方向で検討を進めている」との答弁がありました。

次に、議案第39号「平成19年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算」についてであります。

これは、宮崎県開発事業特別資金への積立金の額が確定したこと等に伴う補正であり、800万円余の増額補正となっております。この結果、

補正後の特別会計予算額は4,300万円余となります。

このことに関連して、委員より、「補正後の資金総額は幾らとなるのか。また、その主な用途とは何か」との質疑があり、当局より、「今回の補正後の資金総額は5億200万円余となる見込みである。その主な用途については、条例の規定により、工場誘致のための立地条件の整備、治山治水に必要な事業等となっている。引き続き、当資金については有効活用を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第50号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行に伴い、県税の課税免除対象を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、生活福祉常任委員会、21番十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第38号及び議案第49号の2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案第38号については賛成多数で、議案第49号については全会一致で決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残等に伴う補正で、23億6,900万円余の減額補正となり、補正後の一般会計予算額は725億4,800万円余となっております。

次に、地域生活部所管の補正予算についてあります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残等に伴う補正で、16億1,000万円余の減額補正となり、補正後の一般会計予算額は142億1,000万円余となっております。

このうち、「元気のいい地域づくり総合支援事業」についてであります。このことについて、委員より、「該当する事業が少なかったことから、6,400万円余の減額補正がなされているが、このような事業については、不用額を出さないよう、いかに地域振興につなげるかという視点で取り組むべきである。どのように考えているか」との質疑があり、当局より、「本事業の新規採択は本年度で終了するが、次年度からの新規事業については、各市町村にさらに十分な説明をし、より多く活用していただけるよう努めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本事業を初め、地域生活部及び福祉保健部の他事業においても、市町村を事業主体とする補助事業で多額の減額補正がなされている状況が見受けられることから、予算が効率的かつ有効に活用されるよう、市町村への十分な周知を初め技術的な助言・指導を行っていただくよう要望いたします。

次に、県立病院事業会計の補正予算についてあります。

今回の補正は、政府資金からの借り入れを行っている企業債の一部について、補償金を全額免除しての繰り上げ償還と、それに伴う企業債の借りかえが認められたこと等から、資本的

収支予算の補正を行うものであります。

次に、「宮崎県医療計画(案)」についてであります。

この計画は、医療法の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築等を目的として、5年に一度策定するものであり、現在、年度内の取りまとめに向け、作業が進められているものであります。

このことについて、委員より、「本県独自に在宅医療・介護に係る医療提供体制の構築が盛り込まれていることは評価できるが、目標値の設定がなされていないなどの点もあり、今後、在宅医療・介護について充実強化を図っていただきたい」との要望がありました。また、別の委員より、「この計画が達成されるためには、予算的なものが当然必要となる。将来的な財政の裏づけも加味した計画となっているのか」との質疑があり、当局より、「本計画は、市町村、医師会を初め関係機関と一体となって進めていくものであるが、県で行うべきものについては、全庁挙げて取り組んでいかなければならないと考えている。今後、財政当局と協議しながら取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、医療計画が計画どおり進められるよう、計画の実施に必要な予算の確保に努めていただくよう強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、20番横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第38号外6件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うものや執行残等に伴うもの等で、一般会計で6億4,100万円余の減額補正、特別会計で2億7,600万円余の減額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は417億3,500万円余となっております。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うものや執行残等に伴うもの等で、一般会計で39億8,100万円余の減額補正、特別会計で5億5,600万円余の減額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は869億7,000万円余となっております。

このうち、マリーナのしゅんせつ工事に要した経費に関して、委員より質疑があり、当局より、「平成19年度に約6,000万円、平成18年度に約7,500万円、平成14年度からの総計で約2億6,000万円の経費を要している」との答弁がありました。

また、「市町村営住宅の建設促進に要する経費」に関連して、委員より、「身体障がい者や高齢者等のうち、住宅困窮度が高い方を入居対象とした特定目的公営住宅については、県内に未設置の市町村も存在する。今後、市町村と連携して、特定目的公営住宅の拡充に努めてほしい」との要望がありました。

次に、知事マニフェスト及び新みやざき創造計画に明記されている新規雇用創出数についてであります。

このことについて委員より、「新みやざき創造計画にある、4年間の新規雇用創出1万人という指標について、「企業誘致のほか第1次から第3次産業までの地場産業を含めた雇用創出である」との説明があったが、多くの県民が、新規立地企業100社に伴う新規雇用創出1万人と理解しているのではないか」との指摘がありました。また、別の委員より、「新規雇用の実数をどのように把握するのか」との質疑があり、当局より、「企業誘致によるもの以外には、新規雇用数を明確に示す数値がないため、その把握方法について現在検討を進めている」との答弁がありました。

このことについて複数の委員より、「新規雇用創出数の考え方がわかりにくいので、明確に示してほしい」との要望がありました。

4年間での新規雇用1万人創出という目標は、知事マニフェストにおいても重要な目標の一つであることから、その前提となる新規雇用創出数の考え方について、県民に対しわかりやすく明示されることを、当委員会として要望するものであります。

最後に、企業誘致についてであります。

宮崎フリーウェイ工業団地に進出する企業に対して、周辺住民の反対運動が起こっている状況について、委員より質疑があり、当局より、これまでの経緯と今後の対応について答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後の企業誘致に当たっては、今回の状況について十分に検証するとともに、関係市町村と連携し、住民に対する十分な説明に努めるなど、着実な企業誘致

の推進を要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、22番押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第38号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は24億815万円余の減額補正であり、その主な内容は、国の災害査定による災害復旧事業費の減額等を中心とした国庫補助決定に伴うものであります。また、特別会計においては、事業費の確定等に伴い、7,264万円余の減額となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部全体の補正後の予算額は232億円余となります。

この中で、森林病虫害の予防及び駆除の経費の減額に関連し、委員より、松くい虫の被害状況について質疑があり、当局より、「松の林分そのものが、過去の松くい虫被害で減ってきている。また、集中的に防除する地域を決め徹底的な防除を行っているため、被害は減少している」との答弁がありました。また、別の委員より、「松くい虫対策の樹種として、抵抗性松だけでよいのか。将来的に、抵抗性松が松くい虫の被害を受ける懸念はないのか」との質疑があり、当局より、「将来的に抵抗性松で守ってい

くのかなどについて、情報収集等を行い、今後研究していきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は56億9,953万円余の減額補正であり、その主な内容は、災害復旧事業費に係る査定及び割当額の確定に伴う変更や国庫補助事業決定に伴うものであります。また、特別会計において87万円余の減額となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は417億1,197万円余となります。

次に、報告事項「損害賠償額を定めたことについて」であります。

この中で、宮崎県農業科学公園アスレチック広場内の遊具における負傷事故について、委員より、「看板等の設置など管理を十分行いながら、自然に親しむ中で健康な心と体をはぐくむという当初の設置目的に沿ってしっかり活用し、県民へ還元してほしい」との要望があり、当局より、「農業科学公園については、設立趣旨を踏まえ、県民に農業・農村の魅力をなお一層伝える施設として、そのあり方について検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「宮崎県事業仕分け委員会」についてであります。

このことについて、委員より、「事業仕分け委員会で検討された事業の選定基準が不透明で合理性がない」との意見があり、当局より、「事業選定基準の明確化について関係部局と協議をしていきたい」との答弁がありました。

さらに、複数の委員より、「知事と県議会が対等な立場で議論する二代表制の観点からも、事業仕分け委員会のあり方については疑問を感じざるを得ない」との意見がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、15番太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第38号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の補正予算についてあります。

今回の補正は、一般会計で12億6,000万円余の減額補正であり、その主な内容は、埋蔵文化財保護対策に要する経費について、発掘調査の受託額が確定したこと等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,150億7,700万円余となります。

このうち、県立学校の管理運営費についてあります。このことについて当局より、「県立学校の維持管理に要する経費のうち、電力について、本年度から入札を行っている」との説明がありました。この入札の内容について、委員より質疑があり、当局より、「県立学校の電力については、本年度より一般競争入札を取り入れ、県立学校等59施設のそれぞれについて入札を行った結果、現時点で約1,300万円程度の節減効果があったものと見込んでいる」との答弁がありました。

次に、去る3月2日未明、県立高等学校の卒業生ら11名が乗車した軽ワゴン車が大型トラックと衝突した交通事故についてであります。



このことについて、委員より、「卒業式の直後にこのような事故が起こったことは非常に残念である。学校に瑕疵はないが、教育委員会として、事故の状況を把握し、何か対応をされているのか」との質疑があり、当局より、「事故については、極めて重く受けとめている。卒業式の終わった後とはいえ、これまで指導してきたことが卒業生の心に届かなかったことが残念である。教育委員会としては、各学校に対し、卒業生であっても密に連絡を取り合うことや、無免許運転、飲酒等は絶対に行わないよう指導を徹底すること等について通知を行ったところである。今後、生徒の心に届くような指導のあり方を常に考えながら、校長会等いろいろな機会をとらえて、指導の徹底に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「二度とあってはいけないことである。この事故が戒めとなるよう、各学校に対して重ねて指導をお願いしたい」との要望がありました。

次に、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8億5,800万円余の減額補正であり、その主な内容は、職員の人件費の執行残及び入札・契約制度改革の影響による入札執行残等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計予算額は290億1,200万円余となります。

このうち、職員の人件費についてであります。このことについて当局より、「職員の人件費については、前年度の1月1日に在籍する職員の給与支給額に基づき当初予算額を積算していることから、特に大量退職期にある本年度については、定年退職者と新規採用者の入れかわる4月1日以降、若手警察官の構成比率が高く

なったこと等により、5億円を超える不用額が生じた」との説明がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提出議案に対する反対討論を行います。

提出議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」、議案第42号「平成19年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」及び第45号、第50号について、反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてです。

今回の補正予算は、歳入歳出予算からそれぞれ203億3,100万円余を減額し、一般会計の予算総額を5,479億400万円余とするものになっています。公共事業費の国庫補助決定に伴うもの、事業の執行残に伴うものとして、歳出において款別ではすべてにわたって減額補正がなされています。各部局での節約等による執行残が見られることは大事なことですが、中でも、特に県民の健康や暮らしにかかわる福祉関連予算等が減額されていることは問題です。

民生費では、生活保護扶助費1億5,800万円余、介護保険対策費7億2,700万円余の減額や、母子家庭医療費助成事業費700万円、児童扶養手当給付費2,000万円余等の減額です。障がい者自

立支援費では、介護給付の特別対策の公費負担に1億円、自立支援医療費に1億8,000万円の増額補正がされ、精神障がい者の社会復帰促進事業の新体系への予算組み替えなどが行われているようですが、精神障がい者地域生活移行支援事業などは3億1,000万円の減額補正で、予算化されても実際使えない事業となっているなど、国の制度の問題もありますが、事業の目的が生かされるよう手当てすることが必要です。

他の分野でも国庫補助決定に伴うとした減額措置が見られますが、本来必要な措置は県の責任で補うことが必要であって、県民の福祉や健康、暮らしの向上、環境整備のための必要な予算をこのように減額することは認められません。

次に、議案第42号「平成19年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」及び第45号「平成19年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）」については、いずれの特別会計も、中小企業や農家の経営改善のための貸付事業です。貸付事業の減少等を理由に、貸付金を大幅に減らしての減額補正になっています。今、中小業者や農家が、なかなか先の見えない厳しい状況に置かれる中で、こうした貸付事業などで経営が維持できるよう支えることは極めて重要です。借り手が少ないからと減額せずに、利用しやすくする制度の改善などを図って対応し、制度を生かすことが求められていると思います。

議案第50号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行に伴い、同法の省令に基づいて、県税の課税免除に対して地方交付税による減収補てんがなされる

ことをもって、不動産取得税の課税免除対象を拡大するというものです。しかし、この企業立地等に関する法律は、産業集積の形成に関する基本計画や特例措置、工場立地法の特例などを盛り込んでおり、今、全国の地方自治体で繰り広げられている、大企業に対する企業誘致補助金の積み上げ競争、呼び込み合戦に一層拍車をかけるものにほかなりません。また、立地大企業に対する工場立地法の規制緩和は、誘致企業のコスト負担だけに目が向けられており、工場周辺住民の生活環境を損ないかねません。

本県でも、この地域産業集積等に関する計画が進められ、一部自治体を除き26の自治体で産業集積地域がつくられようとしています。今後、各自治体でも、誘致企業に頼る雇用対策で、さらなる補助金の積み増し競争も予想されるのではないのでしょうか。ましてや、誘致企業の減税分を地方交付税で補てんするといっても、地方交付税の総体がこれほど削減されているもとで、県民の暮らしの予算が確保されるか甚だ疑問であり、大企業だけを優遇することにつながる本議案に反対するものです。

以上申し述べまして、討論を終わります。

〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第38号、第42号、第45号及び第50号  
採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第38号、第42号、第45号及び第50号について、一括お諮りをいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第39号から第41号まで、第43号、第44号、第46号から第49号まで及び第51号採決

○坂口博美議長 次に、議案第39号から第41号まで、第43号、第44号、第46号から第49号まで及び第51号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第52号追加上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第52号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。〔巻末参照〕

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号は、教育委員会委員高山耕吉氏が

平成20年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として渡辺義人氏を任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせします。

あす11日から18日までは、常任委員会並びに特別委員会のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、19日午前10時開会、平成20年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時36分散会

3月19日（水）

平成 20 年 3 月 19 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

3 番	川 添 博	(無所属の会)
5 番	武 井 俊 輔	(愛みやぎき)
6 番	西 村 賢	( 同 )
7 番	河 野 安 幸	(自由民主党)
8 番	山 下 博 三	( 同 )
9 番	黒 木 正 一	( 同 )
10 番	松 村 悟 郎	( 同 )
12 番	坂 口 博 美	( 同 )
13 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太 田 清 海	( 同 )
16 番	外 山 良 治	( 同 )
17 番	図 師 博 規	(愛みやぎき)
18 番	松 田 勝 則	( 同 )
19 番	中 野 廣 明	(自由民主党)
20 番	横 田 照 夫	( 同 )
21 番	十 屋 幸 平	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	外 山 衛	( 同 )
24 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	田 口 雄 二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新 見 昌 安	( 同 )
29 番	満 行 潤 一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党)
31 番	蓬 原 正 三	( 同 )
32 番	濱 砂 守	( 同 )
33 番	水 間 篤 典	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	萩 原 耕 三	( 同 )
36 番	黒 木 覚 市	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
39 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権 藤 梅 義	( 同 )
41 番	長 友 安 弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
46 番	井 本 英 雄	( 同 )
47 番	星 原 透	( 同 )
48 番	野 辺 修 光	( 同 )

49 番	米 良 政 美	(自由民主党)
50 番	坂 元 裕 一	( 同 )
51 番	外 山 三 博	( 同 )
52 番	福 田 作 弥	( 同 )
53 番	中 村 幸 一	( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東国原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
総合政策本部長	村 社 秀 継
総 務 部 長	渡 辺 義 人
地域生活部長	丸 山 文 民
福祉保健部長	宮 本 尊
環境森林部長	高 柳 憲 一
商工観光労働部長	高 山 幹 男
農政水産部長	後 藤 仁 俊
県土整備部長	野 口 宏 一
会計管理者	甲 斐 景 早 文
企業局長	日 高 幸 平
病院局長	植 木 英 範
財政課長	和 田 雅 晴
教育委員長	江 藤 利 彦
教 育 長	高 山 耕 吉
公安委員長	田 代 知 代
警察本部長	相 浦 勇 二
人事委員長	黒 木 奉 武
代表監査委員	城 倉 恒 雄

事務局職員出席者

事務局局長	石野田 幸 藏
事務局次長	弓 削 孝 幸
総務課長	馬 原 日 出 人
議事課長	四 本 孝
政策調査課長	富 永 博 章
議事課長補佐	富 孫 田 英 美
議事担当主幹	亀 澤 保 彦
議事課主査	山 中 康 二
議事課主査	隈 元 淳 二

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第37号まで並びに請願）

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで並びに特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第37号までの各号議案並びに請願第6号及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、19番中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び継続請願1件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち請願第4号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定をしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成20年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成20年度一般会計の予算規模は5,590億8,600万円で、平成19年度6月補正後の予算額に対して、57億2,300万円、1.0%の減となっております。これにより平成14年度から7年連続のマイナスとなりますが、公債費、社会保障費といった義務的経費の増などに

より、減少幅は縮小しているところであります。また、特別会計は11.3%の減、公営企業会計は2.5%の増となっております。

一般会計予算の特徴として、歳入面を見ますと、まず自主財源では、自主財源比率が38.6%と、前年度に比べ0.1ポイント増加しましたが、これは収支不足の拡大により繰入金が増加したことが影響しており、県税は逆に対前年度比約40億円の大減で、そのシェアも0.5ポイント減少している状況にあります。

また、依存財源では、県債のシェアが、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が増加したことにより0.5ポイント増加しましたが、国庫支出金のシェアは1.0ポイント減となっております。

なお、県債発行額は、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の増加により、前年度比で19億円増加しましたが、臨時財政対策債を除く通常分では、451億円、前年度比23億円の減となっております。

その結果、県債残高につきましては、平成18年度をピークに減少しており、20年度末の県債残高は9,070億円程度で、今年度末見込みに比べ34億円減、臨時財政対策債除きの実質ベースでは7,243億円程度で、今年度末見込みに比べ194億円の減が見込まれております。

また、平成20年度末における財源調整のための基金残高は、収支不足の拡大により取り崩し額が増加したことにより、213億円程度となっております。

このことに関連して、委員より、「今回の予算編成において、本県の自主財源をふやすため、また、地域の景気浮揚のための配慮がなされているのか」との質疑があり、当局より、「国、地方通じて非常に厳しい財政状況の中、

本県においても公共投資を一定程度減らすことはやむを得ないと考えている。一方、産業振興により税収をふやす取り組みについては大きな課題であると認識しているので、企業誘致を初め既存の地場産業の振興策に対し、重点的に予算措置している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、限られた財源の中であっても、景気回復の実感に乏しい地域の現状に配慮して、県民所得向上対策、景気対策という視点からの施策をさらに積極的に展開していただくよう要望いたします。

また、本県のように自主財源の乏しい地方においては、地方交付税の持つ財源保障、財源調整機能が不可欠であるため、地方交付税総額を復元し、税財源の充実強化を図るための取り組みについても、知事が先頭に立って実施していただくよう、あわせて要望いたします。

次に、総合政策本部所管の平成20年度当初予算についてであります。

一般会計の予算総額は15億2,500万円余となっており、前年度と比べ1,200万円余の減額となっております。

なお、総合政策本部が所管する開発事業特別資金特別会計の予算額は3,500万円余となっており、一般会計と特別会計を合わせた総合政策本部の予算総額は15億6,100万円余となります。

このうち、中山間地域活力再生事業についてであります。

このことについて委員より、「中山間地域対策では、若い人たちがそこで最低限の所得を得るための具体的な施策が必要である。地域住民の生の声を聞いて実情の把握に努めた上で、施策検討を行うべきである」との意見がありました。

当局におかれては、中山間地域の問題を喫緊

の課題として認識し、これまで行ってきた中山間・過疎地域対策の検証を十分に行った上で、中山間地域の振興対策にスピード感を持って取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、社会生活統計指標整備費に関連して、委員より、「統計調査課においては、県のシンクタンク的な役割を担うためにも、産業構造の分析等に力を入れていくべきではないか」との質疑があり、当局より、「県民所得を伸ばすための産業ビジョンを明確化し、有効な経済政策、所得政策を打ち出すべく、産業連関分析、各種統計データの分析を充実強化させていきたい」との答弁がありました。

次に、総務部所管の平成20年度当初予算についてであります。

一般会計の予算総額は1,279億3,100万円余となっており、前年度と比べ9億500万円余の増額となっております。

次に、議案第20号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、簡素で効率的な組織体制の整備を図るため、県税・総務事務所の設置等を行うための条例改正であります。

このことに関連して委員より、「県税・総務事務所においては、物品調達・管理事務の一元化によって業務が滞ることのないよう、所属によっては経過措置を設けるなど、弾力的な運用についても十分検討してほしい」との要望がありました。また、別の委員より、「物品調達事務の一元化に際しては、地元の物品納入業者の排除につながらないよう、十分配慮してもらいたい」との要望がありました。

次に、不適正な事務処理の再発防止に向けた取り組みについてであります。

このことについて当局より、「緊急に備品の

購入が必要になった場合に、迅速に対応できるよう、各部連絡調整課に「調整事務費」として合計600万円を措置したほか、流用手段の簡略化も行う予定である。また、出先機関への物品管理事務に関する指導や、本庁における物品の納品・検査の強化を行うため、指導専門員及び検査専門員を配置することとした」との報告がありました。さらに、監査体制の強化という観点から、監査項目や対象所属を重点化して、これまで以上に踏み込んだ監査を行っていくこと等について説明がありました。

当委員会といたしましては、今後とも再発防止策の徹底に取り組むこと、また、再発防止策が有効に実施されるよう検証する立場から、監査の独立性を確保しつつ、監査機能の充実強化を図っていくことを要望いたします。

次に、指定管理者制度の第2期指定についてであります。

このことについて、当局より、「平成18年4月から指定管理者制度を導入している62施設のうち、指定期間が満了する57施設、及び新たに制度を導入することとしている宮崎県川南遊学の森と、高岡土木事務所管内の県営住宅3団地について、平成20年度に第2期指定に向けた手続を行う」との説明があり、委員より、「第1期指定施設での問題点を検証するという意味からも、個別の施設ごとに、実績やその評価について委員会の場で明らかにすべきである」との意見がありました。

次に、「宮崎県市町村消防広域化推進計画」についてであります。

このことについて当局より、「本県では小規模消防本部が多いため、出動態勢、保有車両、専門要員の確保に限界があり、財政面での厳しさが増すことが懸念される。消防非常備町村の

常備化も視野に入れながら、市町村消防の広域化を積極的に推進していく必要がある」との説明がありました。

当局におかれては、広域化の推進に際し、地元自治体の意見を尊重しつつ、地域の安全・安心の確保を第一に考えて対応するよう要望いたします。

次に、宮崎県事業仕分け委員会についてであります。

このことについて当局より、「事業仕分け委員会は、事務事業そのものの実施主体はどこかという本質的な議論をする趣旨のものであり、毎年度定期的に行う性格のものではない。したがって、20年度に事業仕分け委員会を実施することは想定していない。また、委員会の結論は、あくまでも予算編成上の一つの参考意見として受けとめている」との説明があり、委員より、「多角的な視点から事務事業を検証することの必要性は認めるが、仕分け委員会で行われた議論は、第一義的には議会と当局との間で行われるべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましても、行財政改革に資するため、県議会において、主要な事務事業の必要性などを審査・協議する場を設けることについて検討していく必要があるものと考えます。

次に、知事イラストの取り扱いについてであります。

このことについて委員より、「既に商標登録を行っている企業2社が、登録を取り下げの意向を示したとのことであるが、いろいろな問題も心配されるので、知事におかれては、今後もイラストの取り扱いについて十分留意してもらいたい」との意見がありました。

次に、請願第4号「高鍋土木事務所存続に関



する請願」の審査経過についてであります。

この請願については、引き続き慎重に審査を行う必要があるとの意見が大勢を占めたため、継続審査とすることに決定したものであります。

このことに関連して委員より、「土木事務所  
の再編に際しては、再編後の体制、また事務所  
移転に係るさまざまな課題を整理して、地域住  
民の理解が十分得られるよう、最大限努力して  
ほしい」との要望がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件  
の外、「総合政策及び行財政対策に関する調  
査」につきましては、地方自治法第109条第6項  
の規定により、閉会中の継続審査といたしたい  
ので、議長においてその取り扱いをよろしくお  
願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。  
(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、生活福祉常任委員  
会、21番十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員 [登壇] (拍手) 御報告いた  
します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、  
議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件で  
あります。慎重に審査をいたしました結果、継  
続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議  
案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいた  
しました。なお、議案第1号、第18号、第22  
号、第25号、第30号、請願第5号及び請願第6  
号については賛成多数で、その他の議案につい  
ては全会一致で決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、地域生活部所管の平成20年度当初予算  
についてであります。

今回提案されました予算は、一般会計163  
億9,000万円余であり、平成19年度6月補正後の  
予算に対して3.6%の増となっております。

このうち、地域バス路線等運行維持対策事業  
及び地域バス再編支援事業についてでありま  
す。

このことについて、委員より、「単一市町村  
で行う廃止路線代替バスへの補助は、平成20  
年10月1日以降行わないのか」との質疑に対  
し、当局より、「補助の終了について何度も市  
町村へ説明を行うとともに、平成18年度より地  
域バス再編事業に取り組んでいる。県として  
も、市町村におけるコミュニティバス等の運行  
がスムーズに始められるよう、一緒になって取  
り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、補助の終了によ  
り地域の移動手段が失われることがないよう、  
県としても十分配慮いただくとともに、広域的  
・幹線的な生活交通路線の運行については、県  
が主体的に取り組むよう要望いたします。

次に、福祉保健部所管の平成20年度当初予算  
についてであります。

今回提案されました一般会計予算は770  
億9,100万円余で、平成19年度6月補正後の予算  
に対して2.9%の増となっております。また、母  
子寡婦福祉資金特別会計については6億200万  
円余であり、前年度に対して22.4%の増となっ  
ております。この結果、一般会計と特別会計を合  
わせた福祉保健部の予算額は776億9,400万円  
余で、3.0%の増となっております。

このうち、後期高齢者医療費負担金について  
であります。

後期高齢者医療制度については、広域連合が  
主体となって実施するものでありますが、当委  
員会といたしましては、県民への周知徹底や低

所得者に対する配慮など、安心して医療が受けられるように、県としても適切に対応していただくよう要望いたします。

今回の審査において、地域生活部の「宮崎魅力再発見 出合いふれあい交流事業」と福祉保健部の「みやざき新たな出合い応援事業」など、目的が似通った事業が見受けられました。一体的な事業として1カ所で集中的に取り組むことで、より効果も期待できると考えますことから、今後、新規事業を組み立てる際には十分考慮いただくよう要望いたします。

また、補正予算の審査報告においても述べましたが、当委員会の所管している予算は、市町村が主体となって実施する事業が多く含まれることから、予算執行に当たっては、市町村との連携を密にして取り組んでいただくよう要望いたします。

さらに、県の重点施策である中山間地域・植栽未済地対策及び子育て・医療対策関連事業についても、多数所管しておりますことから、重点施策関連事業の実施に当たっては、目的達成に向け、最大限努力していただくよう強く要望いたします。

次に、病院局所管の平成20年度当初予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益279億5,500万円余、費用286億8,700万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は、7億3,200万円余の純損失であります。前年度に比べて6億3,600万円余の改善が図られております。

議案第22号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、自動車事故に係る療養等の料金改定

及び県立延岡病院が地域医療支援病院として承認されたことに伴う非紹介患者初診加算料の上限額を改正するための条例改正であります。

このことについて、委員より、「地域によっては産婦人科がないところもある。初診加算料について配慮はできないか」との質疑があり、当局より、「延岡病院は、地域医療支援病院として圏域の医療連携の中で、基本的には重症あるいは急性期にある紹介患者の治療を行う役割を担っている。今回の加算料の引き上げは、役割分担を明確にすることが主たる目的であり、収入をふやそうという意図ではない。診療所、民間病院、そして県立病院という体系の中で、県民の方に適切な医療機関の選択をしていただきたい」との答弁がありました。

県立病院においては、重篤な患者の対応に加え、中小民間病院でも十分対応可能な患者の診療に追われ、医師が疲弊している状況であることは理解しておりますが、一方で、中山間地域等においては、身近な医療機関がないなどの状況があることも事実であります。福祉保健部の所管となりますが、当委員会といたしましては、県民に対して、医療機関の機能及び役割分担について十分周知するとともに、県民ひとしく公平に医療が受けられる環境整備に努めていただくよう要望いたします。

また、医師不足は、医療にかかわるさまざまな問題の大きな要因の一つであることから、医師確保については、全力を尽くし、さらに努力していただくよう強く要望いたします。

次に、「療養病床の再編計画に関する意見書」についてであります。

「医療制度改革関連法」が成立し、国は平成24年度までに介護療養病床の全廃と医療療養病床の削減を打ち出しており、本県の療養病床

の大幅な削減・転換は避けられないことが予測されるところであります。一方、施設転換については、現場の意向と大きな乖離があることや、現在示されている補助内容では施設転換が促進されるとはいいがたく、このままでは、いわゆる医療難民、介護難民が生じることが懸念されるところであります。また、療養病床から介護施設等への転換が進むことにより、都道府県や市町村及び医療機関等の費用負担が増加することは明らかであります。このため、国に対し、療養病床の再編においては、都道府県の実情と医療機関の意向を踏まえた支援や、十分な財政措置を講ずるよう要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいをいただくようお願いいたします。

最後に、「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、20番横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致で、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、採決の際、議案第1号については委員の退席がありま

した。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成20年度当初予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせ416億1,900万円余で、骨格予算への肉づけ補正がなされた前年度6月補正後予算に対し2.4%の減額となっております。

このうち、外郭団体等に対する補助金についてであります。

このことについて委員より、「外郭団体等が補助金で作成している刊行物について、広告収入を利用したフリーペーパーとするなどの検討も必要なのではないか」との意見がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「これらの刊行物についても、行政が作成している刊行物としての公平性が求められると考える。補助金の適正執行の観点からも、チェックの徹底を図るべきではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、厳しい財政状況の中、外郭団体等へ拠出している補助金等について、その適正な執行が担保される指導監督の徹底を要望するとともに、あわせて、その必要性等についても十分に検証されることを要望するものであります。

次に、貸金業対策についてであります。

このことについて委員より、「毎年、不幸にも多くの自殺者が発生しているが、その自殺理由のうち、経済的要因も多くの割合を占めている。関係機関とも連携し、相談事業の強化等にも努めてほしい」との要望がありました。

次に、観光振興対策についてであります。

このことについて委員より、「観光動向等について十分な分析・検証を行い、適宜・的確な施策の実施に努めてほしい」との要望がありました。

次に、知事マニフェスト及び新みやざき創造計画に明記されている「新規雇用創出1万人」の定義についてであります。

このことについて委員より、「新規雇用創出1万人の考え方については、誘致企業に起因して発生する新規雇用と考えたほうが理解しやすく、よいのではないか」との意見がありました。

このことについては、さきの委員長報告にて要望したところではありますが、当委員会といたしましては、早急な検討を改めて要望するものであります。

次に、県土整備部所管の平成20年度当初予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせ865億1,700万円余で、前年度6月補正後予算に対し4.3%の減額となっております。

このうち、建設産業育成総合対策事業についてであります。

これは、地域企業の育成を促進する総合評価落札方式の推進や、新分野進出に対する助成、経営資金円滑化に対する支援等を通して、技術と経営にすぐれた建設業者を重点的に育成・支援するものであります。

特に、今回導入される地域企業育成型の総合評価落札方式について、当局より、「工事金額や技術的難易度が比較的低い工事や、早期完成が必要な災害復旧工事を対象に、価格に加え、営業所の所在地、工事成績や地域貢献度などを評価する新たな方式である」との説明がありま

した。

建設業者の倒産件数の増加とともに、入札不調や工事請負業者の倒産等に伴う工期延長が発生している状況に対し、当委員会といたしましては、県民の生命・財産保全の観点からも、災害に強い県土づくりの担い手である建設業者への支援・育成を含め、県土保全に対する総合的かつ積極的な対策の推進を要望するとともに、現在施工中の災害復旧工事についても、早急な完成に努めるよう要望するものであります。

次に、宮崎海岸の保全対策についてであります。

このことについて委員より、「今後の整備検討に当たっては、将来に向けて説明責任が果たせるよう、流砂調査等を十分に行い、最小の投資により最大の効果を得る整備となるように努めてほしい」との要望がありました。

次に、議案第27号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、東京都町田市で発生した暴力団員による都営住宅立てこもり発砲事件を受け、国が示した「公営住宅における暴力団排除の基本方針」に基づき、県営住宅に暴力団員は入居できない旨の入居者資格を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

このことについて委員より、警察との連携に関して質疑があり、当局より、「警察との協力関係が不可欠であるため、現在、協定の締結に向けて協議を行っている」との答弁がありました。

次に、入札・契約制度改革についてであります。

このことについて当局より、「現在試行中の総合評価落札方式について、平成20年度は、対

象工事を4,000万円以上から2,000万円以上に拡大し、全体で200件程度の実施を予定している。また、評価項目や配点については、見直しや検討を行っていく」との報告がありました。

このことに関連して委員より、「先日、入札参加業者の多くが最低制限価格と同額で入札していたと報道されたが、予定価格の事前公表がその原因として考えられるのではないか。優秀な業者を育成する観点からも、予定価格の事後公表について、早期導入を検討してほしい」との要望がありました。

当委員会では、これまで、入札・契約制度改革について調査を続け、各定例会の委員長報告、委員会発議の決議等により、その積極的な検証・改善を求めてきたところであります。今後、平成19年度の入札・契約制度改革の結果や他県の状況を迅速かつ十分に検証し、より公正・透明で競争性の高い入札・契約制度の確立と、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりに向け、鋭意取り組まれることを強く要望するものであります。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、22番押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員 [登壇] (拍手) 御報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委

員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案第1号については賛成多数で、そのほかの議案については全会一致で決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部所管の平成20年度当初予算についてであります。

今回提案されました歳出予算の規模は、一般会計、特別会計合わせまして243億1,061万円余であり、前年度6月補正後の予算額に対し0.8%減となっております。

このうち、特用林産物生産振興総合対策事業についてであります。

このことについて委員より、「シイタケ等の特用林産物の生産は、産業振興という面から中山間地域における有力な手段になり得る。また、香りや味の研究、健康面の効用等のPRに取り組み、長期的な目標を持って、シイタケの消費拡大に努めていただきたい」との要望がありました。

これに対し当局より、「特用林産物は、中山間地域の重要な収入源である。特に乾しいたけについては、トレーサビリティシステムにより、食の安全・安心のニーズにこたえながら需要の拡大に努め、安定的なみやざきブランドの商品とすることが、生産者の経営安定につながり、中山間地域の活性化に資することになる」との答弁がありました。

次に、植栽未済地対策についてであります。

このことについて、委員より、「対策を進めるに当たっては、広葉樹林化をある程度まで進めていくという考え方を頑張ってほしい」との意見があり、さらに、別の委員より、「森林に公金を投入する場合には、公益的機能を発揮する

ための最適な樹種、効果的な箇所等を検討し、補助事業も誘導策として活用しながら、本県が目指すべき公益的な森林空間づくりに取り組んでほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「植栽未済地対策については、尾根部や溪流部などの保全すべき場所では広葉樹林化を図り、経済林として再投資可能な場所には杉などの針葉樹を植栽していきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部所管の平成20年度当初予算についてであります。

今回提案されました歳出予算の規模は、一般会計、特別会計合わせまして429億7,977万円であり、前年度6月補正後の予算額に対し9.1%減となっております。

この中で、まず、きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業についてであります。

この事業は、山間地域において、集落が策定する集落活性化企画書に位置づけられた事業に対して、県と市町村共同で基金を拠出し、生産振興対策等の支援を行っていくものであります。

このことについて委員より、「中山間地域における産業振興という観点から、大変効果的な事業である。事業規模を拡大する方向で検討してほしい」との要望がありました。

次に、食ルネサンス「いただきます」推進事業についてであります。

このことについて委員より、「地産地消において、学校給食は大変重要である。学校給食における食材の調達システムから保護者の給食費負担の問題まで、教育委員会や給食現場と緊密に連携し、地産地消をさらに積極的に進めてほしい」との要望がありました。

これについて当局より、「関係部局や団体等

との連携により、保護者には、手塩にかけた安心・安全な地元の食材の活用について御理解をいただきながら、適正な価格で良質の食材を提供し、地産地消を進めるシステムづくりに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、飼料米普及への取り組みについてであります。

このことについて、委員より、「配合飼料価格の高騰に伴い、存続の危機にある畜産農家のためにも、飼料米の早急な普及拡大を図ってほしい」との要望があり、当局より、「飼料米については、集団化、乾燥、飼料工場への運搬などさまざまな課題があるが、20年度中には諸課題の解決を図り、低コストの栽培体系をつくり上げたい」との答弁がありました。

次に、一ツ瀬土地改良区における帳簿外現金及び目的外水利用についてであります。

このことについて、委員より、「畜産用水が農地に循環し還元されれば、農業用水としての利用と解釈できるのではないか。また、ほかの地区でも同様な事業が進んでいるが、目的外水利用については、他目的使用の申請をすれば認められるのか」との質疑があり、当局より、「畜産用水が最終的にすべて農地に戻れば、かんがい用水としてみなされる。また、目的外水利用については、本来のかんがいの水利用を妨げない範囲で、所定の手続を行う必要があることも含め、受益者を初め地元などの意向を整理した上で対応する必要がある」との答弁がありました。

次に、「調整事務費」についてであります。

このことについて当局より、不適正な事務処理に伴う再発防止策として、同一目内の節間の予算流用が部内で処理できるように改善を図ったこと、さらに、流用では対応できない緊急性

を要する場合に、調整事務費が全庁的に設けられたとの説明がありました。

このことについて委員より、「緊急性がある備品購入に、今回の改善策で十分対応できるのか。緊急の場合への対応という視点で言えば、入札に伴う執行残等の使い方については、関係部局と協議し、改善策につなげてほしい」との意見がありました。

これに対して当局より、「調整事務費は、予算流用で対応できない緊急性を要する場合のために、全庁的に設定されたものであるが、実際運用していく中で、問題があれば関係部局と協議していきたい。また、効率的に予算を執行するという観点から、執行残のあり方についても関係部局と協議していきたい」との答弁がありました。

次に、入札・契約制度改革における総合評価落札方式についてであります。

このことについて委員より、「企業の地域社会貢献度を含めた評価項目については、受注者側からの視点も取り入れながら、公平公正で客観的な評価方式を検討して行ってほしい」との要望がありました。

これに対し当局より、「現在試行中の総合評価方式については、今後とも関係部局と協議しながら、見直しや検討を行っていく」との答弁がありました。

次に、宮崎県事業仕分け委員会についてであります。

このことについて、既に平成19年度2月補正予算における委員長報告で触れたところですが、今回の審査においても、農政水産部関係の仕分け結果を踏まえ、仕分け委員会における検討方法、結果の位置づけ、さらに今後のあり方等についてさまざまな議論がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、15番太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の平成20年度当初予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,160億1,200万円余であり、前年度6月補正後の予算額に対し0.2%の減となっております。

このうち、学校職員健康づくり総合支援事業についてであります。

このことについて、委員より、「教職員が能力を十分に発揮するため、心身に問題を抱える方に対してどのような対策を具体的に考えているのか」との質疑があり、当局より、「県と市町村の教育委員会、学校、保健所の代表で学校職員健康づくり推進協議会を設置し、県レベルでメンタルヘルスを含めた学校職員の健康増進

対策を総合的に推進することとしている。あわせて、市町村の学校職員に関しては、保健所の管内である県内8カ所に地区協議会を設置し、地域の実情に即した健康増進対策を実施することとしている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「非常に難しい問題ではあるが、市町村教育委員会とも連携して積極的に対応してほしい」との要望がありました。

次に、高校生の学力向上支援事業についてであります。

この事業は、県内のすぐれた指導力を有する教師の活用等により、県立高校教師の指導力向上と、本県高校生の学力向上を図るものであります。

このことについて、委員より、「指導力を有する教師として、予備校の教師の活用等も研究されているのか」との質疑があり、当局より、「この事業においては、教師の指導力向上が一番重要な点であり、そのためにはあらゆる手段を考えたい。必要に応じて、大学または予備校の教師も活用していきたい」との答弁がありました。

次に、定時制・通信制教育の振興についてであります。

このことについて、委員より、「定時制・通信制高校についても、他の全日制の高校と同様に、より特色のある学校を目指すことが必要であると考えているが、教育委員会としてどのようなスタンスで取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「定時制・通信制を新たな視点で考えることは非常に大事なことである。これまで、定時制における単位制や昼夜開講型の導入、定時制と通信制の併修など、多様なニーズに対応できる体制づくりを行うとともに

に、「定時制・通信制いきいき夢サポート事業」を通じて、スポーツ交流や体験学習等の充実にも取り組んできたところである。加えて、現在は生徒の進路指導にも重点を置いており、今後とも積極的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、食育みやぎき元気アップ事業についてであります。

当局より、事業内容について説明があり、委員より、「現在、知事を先頭に農産物を初めとする県産品の売り込みを積極的に行っているが、全国の食料基地である宮崎において、しかも幼少期の教育の現場において地産地消がきちんと実施されなければならないと考えている。外国産食品の安全性について不安が広がる中、材料費の問題もあるが、小中学校の給食において地産地消を本格的に取り入れていただきたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「関係部局と連携しながら、給食の実施主体である市町村に対して、可能な限り県内産食材を利用することについて積極的に働きかけていきたい」との答弁がありました。

次に、公安委員会所管の平成20年度当初予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計292億9,800万円余であり、前年度6月補正後の予算額に対し1.9%の減となっております。

このうち、信号機の新設整備についてであります。

このことについて、委員より、「それぞれの地域で信号機設置に対する要望が強いが、優先順位はどのように決定しているのか」との質疑があり、当局より、「信号機の設置要望があるたびに、各警察署と警察本部の担当職員が現地



調査を行い、交通量や交通事故の発生状況等から、早急に設置が必要な箇所を判断している。厳しい財政事情ではあるが、設置が必要な箇所については、今後、中期的な計画に基づき設置していく予定である」との答弁がありました。

次に、企業局所管の平成20年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益51億2,900万円余、事業費47億4,700万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は3億8,100万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億5,000万円余、事業費3億500万円余で、収支残は4,500万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,800万円余、事業費2,700万円余で、収支残は97万円余であります。

このうち、電力料金の改定についてであります。

委員より、九州電力との交渉の結果、平成20年・21年度の電力料金が、平成18年・19年度と比較して4.5%の減となった理由について質疑があり、当局より、「電力料金は、電気事業に要する適正な費用に事業報酬を加えた総括原価の考えに基づき、交渉によって決定されている。電力の自由化が進む中、安価な電力の提供が求められており、企業局としても、電気事業者として電力料金を引き下げのため、職員数や減価償却費の削減など発電原価の低減に努めた結果である」との答弁がありました。

これに対して、委員より、「電力料金を高値で売ることにより、その収益を利用して地域貢献事業を拡大することなどはできないのか」と

の質疑があり、当局より、「総括原価主義の中で、できる限りの努力はしている。九州電力との交渉において、経営努力についても十分主張したところであり、妥当な結果と考えている」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内いたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、16番外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕(拍手) 社民党県議団を代表し、議案第18号「平成20年度宮崎県立病院事業会計予算(案)」について、反対の立場から討論を行います。

今回の予算案に含まれている、こころの医療センター建設工事約12億6,000万円についてであります。

この整備計画は、精神保健福祉審議会の答申後、パブリックコメントを経て、平成18年2月に策定をされています。しかし、数カ月後には、病院局の都合により大幅に縮小・修正されたことは、鳥飼議員が昨年の11月県議会一般質

間で指摘をしています。当初の整備計画は、3階建て、成人と児童それぞれの病棟に分離・独立されていたが、必要病床が減少したため、1つの病棟にまとめることで、人的資源等の有効活用が図られるというのが縮小の理由でありました。病院局説明では、「同一病棟でも、区切っているので問題はない」としています。基本設計では、ナースステーションを挟んで、成人ユニットと児童ユニットに区分されているが、見通せる形態であること、成人と児童、両外来診察室も隣接していること、特に、こころの医療センターでは、身体合併症患者、措置患者や触法患者など、民間病院での対応が極めて困難な患者の治療、ケアを行うことから、成人患者との心理的な相互干渉や、音に敏感などの知覚過敏、自傷行為やパニック等を考慮すると、発達途上で精神症状や神経症状を示している児童にとって適切な治療環境ではないと、専門医等から指摘をされております。

また、児童思春期専任の看護師などスタッフが配置されるのか不安視されております。先ほど述べた、処遇困難な児童思春期の患者と人格障がい等の難治性の成人患者を、同じスタッフが交互にケアすることとなり、保護室対応など管理的な面が強くなり、児童に必要とされる社会性の確保、発達の支援がおろそかになると指摘をされております。縮小後の整備計画は、経営面が重視された結果、児童思春期治療機能が軽視されたと言わざるを得ません。

さらに、児童が10床でよいと判断した根拠は、他県の病床利用状況と富養園小児病棟での実績と説明されているが、他県では、自閉症児施設や情緒障害児短期療育施設等の関連施設が充実されております。反面、本県では、富養園小児病棟が19年3月末に閉鎖された後、精神症

状が悪化した場合などに受け入れ先がなく、赤江養護学校の寄宿舎に移動、県外施設への入所、県外への転居、一般病棟で受け入れているケースも多々あると伺っております。さらに、議会一般質問の答弁で、発達障がい児・者の告知実数すら把握をされておられません。以上の理由から、10床との根拠は全くないと断言できません。

このような中であって、保護者から多くの相談が寄せられております。「緊急時にどうしたらいいのかわからない」「死んでしまいたい」等々であります。腕をめくった、発達障がい児を持つ保護者の手には、リストカットによる30数カ所の傷が生々しく残っております。病院局は、子供たちや家族等生の声を十分把握して計画を縮小されたのか、全く理解に苦しむところでございます。

富養園では、平成13年ごろから、本来の児童思春期患者の受け入れを始め、全国児童青年期医療施設協議会でのスタッフ研修、児童思春期患者へのかかわりの研究、小児病棟病室の個室化などを実施し、ルピナス学園時代からの加齢児患者への管理的な治療看護から、児童思春期の神経症、精神障がいレベルの患者への支援的な医療・看護のスキルアップ研さんに取り組んでこられたようであります。その取り組みの一環として、児童担当医が自力で日本児童青年精神医学会認定医を取得したと聞いております。縮小案が示された際に、富養園の児童担当医師から、「単独の児童思春期病棟の施設基準を満たしていけば、治療機能も充実し、診療報酬もある程度確保していける」との提言に対し、病院局が経営面を重視した結果、医師等は退職を選択せざるを得なかったようでございます。さらに医師の退職が予定されていると伺っており

ます。

本来、公立病院の使命は、民間では対応できない不採算医療や政策医療等を旨とされております。最近は、「赤字だ、黒字にせよ」との声が強調されています。これに対し、我が党の満行議員の「病院会計に占める不採算医療や政策医療等を明示すべき」との指摘に対して、「分けることはできない」との答弁がありました。これでは、公立病院の使命を検証することすらできません。

児童思春期の精神科医療は不採算部門であり、本県に必要な政策医療であります。医療・福祉・保健等の連携のもと、適切なサービスを提供することは、宮崎県の将来を担う子供たちを育てるためにも不可欠だと考えます。今回のこころの医療センター整備に当たっては、本県の政策医療として適切なサービス提供ができることが、病院局の使命ではないでしょうか。実際に治療、看護に当たる現場での意見をきちんと受けとめることなく、当事者、保護者等の意見も全く聞かず、病院経営の黒字化のみを重視・追求する姿勢を、知事及び病院局はどうとらえておられるのでしょうか。

折しも、厚生労働省は2008年度から、「子どもの心の診療拠点病院」の整備モデル事業を行う方針とされています。それによると、いじめや不登校、虐待などで心が傷ついたり、うつ病やADHDなどに悩んでいる子供の心のケアについて、2008年度から3年間、先行的に取り組む医療機関10カ所を選び、2011年度以降は各都道府県に最低1カ所選定し、一部費用を補助するとされています。拠点病院は、地域の診療と専門医育成の両面を担い、保健所や警察などと連携して、子供の心の健康を支える地域ネットワークの構築を目指すとされております。

これら国の動向等を見逃した、児童思春期総合治療機能を果たせない「こころの医療センター」に拘泥することなく、例えば、清武の福祉ゾーンには、ひまわり学園、発達障害者支援相談センター、こども療育センターがあります。議会でも指摘をしましたが、利用実績の全くない身体障害者相談センターを活用し、心の診療科・病棟等を併設することによって、自治体病院の包括医療、いわゆる医療・福祉・保健等の有機的連携を図ることができると思います。さらに、全国の先進都道府県及び特別行政組織が着実に進めている行政のワンストップサービスも、県民に提供可能となります。「宮崎の子供たちのために」と、今もって宮崎に残っていただいている認定医を招聘、児童思春期精神科看護をスキルアップしたヒューマンパワーを再結集して、子供の心の診療機能を整備し、子供たちの発達支援と保護者支援を行っていくべきと考えます。発生予防を基本に、早期発見・早期治療への初期投資は、結果として、人間復権、後年度負担の軽減へと帰結することは明らかであります。

以上、対案を示した上で、議案第18号に反対をいたします。議員諸兄の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で、反対討論を終わります。

最後に、病院局長は今年度をもって退職されると報道がありました。新臨床制度導入等による医師確保及び病院経営は非常に厳しい中であって、御苦労さまでございました。退職後は健康に十分御留意いただきたいと思います。本当に御苦労さまでございました。以上で終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、39番井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 民主党県

議団を代表し、議案第1号一般会計当初予算案に対し、反対の立場から討論いたします。

今回の一般会計当初予算案は、東国原知事の初めての予算であり、東国原知事カラーがしっかりと打ち出されるべきであり、つまり、知事のマニフェストが具体化されることが期待されています。

東国原知事の初挑戦であった昨年の知事選は、見事な勝利でした。知事選においては、私は知事の個人演説会場へも行き、お話を聞かせていただきました。そして別会場においては、個人演説会場から帰られる出席者の雰囲気及び表情とかを観察させていただきました。その結果、宮崎県の選挙の傾向や予想を、とてもいい意味で変える結果を実感させられましたし、候補者を抱えた選挙戦の当事者としては、勝利への不安と脅威を感じたことは言うまでもありませんでした。知事マニフェストを、まさに宮崎弁で熱く語られた、その結果として、有権者の心をしっかりとつかまれたと思います。その知事のマニフェストを貫いていたのは、宮崎県民のマンパワーを底力として宮崎県をメジャーにすること、地方自治の自立、税金の使い方を透明にする等々であり、特に意識改革、既存の概念を打ち壊すことであったと理解をしています。

今議会において知事は、一般会計当初予算を、道路特定財源の暫定税率維持を前提として歳入を算出して、議会へ提出しています。道路特定財源については、現在、国会における論議中ですが、国土交通省公益法人の職員旅行、過去5年間、58回にわたって1億8,000万円使用、職員のタクシー代5億円、ミュージカルに5億円等々、道路以外の使い道が次々と明らかになり、信じられない無駄遣いが連日マスコミに

よって報道されています。また、道路特定財源から事業収入を得ている国土交通省所管の50の公益法人のうち25法人で、報酬が得られる常勤役員のポストを国土交通省OBが独占していることが明らかになりました。無報酬の非常勤役員まで含めると、省庁OBの占める割合を3分の1以内に制限した国の指導監督基準に反する法人は12に上りました。天下りによる所管省庁と公益法人の癒着構造が、事業発注の競争性を阻害し、高コスト体質を生んできたと言えます。

このような実態が明らかになっているにもかかわらず、冬柴国土交通大臣は、「これからも59兆円の道路財源を使い切る」と、委員会審議で答弁をしています。まさに道路特定財源は、国土交通省の使い勝手のよい財源であって、国民の血税としての扱いは決して受けていません。「道路の守護神」とやゆされながら、東国原知事が道路特定財源の現状維持を最前線で訴えられるのは、知事マニフェストに流れる、知事と宮崎県民との真摯な契約からは大きく外れており、違和感を覚える県民は多いと言わざるを得ません。知事マニフェストにあるように、常に県民目線で地方税財源の拡充の達成へ向かう姿勢を貫いてほしいものです。

全国知事会は、道路特定財源問題をめぐり、地方財政の混乱を避けるため、政府・与党案を支持してきました。しかし、大政翼賛会的な動きに疑問もあり、ガソリン代値下げや一般財源化に対する要望が国民の間に根強いことから、「暫定税率維持」の一辺倒では国民の理解が得られないとして、税制改正法案の修正を容認する方向へと軌道修正しました。このことは至極当然のことです。

また、「道路特定財源を維持しなければ地方の道路はできない」などと、むちゃな宣伝を繰

り返してきましたが、道路特定財源による道路は、実は高コストになるとし、地域実態に合わない無理な道路建設をしなければならない等、一般財源化したほうが、生活道路の建設を税金が生きる形でできるということを、国民が知り、認識するようになりました。

いよいよ福田首相も、租税特措法改正案に対し、民主党が求める道路特定財源の一般財源化については支持が大きいことを認識し、修正協議に入りたいと訴えています。まだ、国の2008年予算案の審議は、いかに福田首相が租税特措法改正案の修正に前向きな姿勢を示したとしても、民主党を初めとする野党は、暫定税率の廃止、与党は現状維持という主張に終始し、主張の隔たりは大きく、めどが立たない状態です。その現状があるにもかかわらず、今議会に提出されている一般会計当初予算案は、暫定税率維持を前提に歳入を算出されており、民主党県議団として、決して認められるものではありません。

以上述べまして、提出議案第1号一般会計当初予算案に対する反対の立場からの討論いたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案のうち、議案第1号及び第22号、第25号、第30号、第35号から第37号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」についてです。

本年度の予算は、総額5,590億8,600万円、県債発行額は685億6,800万円が見込まれ、20年度末の県債残高は9,070億円に達する見込みです。

公債費は1.1%増の882億6,400万円と、厳しい財政状況に置かれています。政府はことし、地方再生対策費で地方交付税に若干の手直しを行っていますが、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債は234億7,300万円に上ります。地方交付税の削減が県財政を大きく脅かしているもとの、自主財源である県税の40億円の減収は、県財政を一層厳しいものにしています。こうした中で、今何より必要なのは、削減され続けている地方交付税をもとに戻すよう要求することだと思います。国会での予算審議は参議院に移されていますが、社会保障の自然増を2,200億円抑制するなど、暮らしに冷たい構造改革路線に固執しています。しかも、道路特定財源や大企業優遇税制、軍事費など、本来メスを入れるべき聖域には全く手をつけず、それどころか、消費税増税を含む抜本的税制改革への道を開こうとしています。貧困と格差が社会に広がる中、県行政がどれだけ国の悪政の押しつけから県民の暮らしを守るのか、地方自治体本来のあり方が大きく問われています。

本年度県予算の中には、子育て支援や中山間地域対策など評価できるものもあります。とりわけ、乳幼児医療費の助成が小学校入学前まで拡大されたことは、まだ改善の余地はありますが、長年の県民の要求が実ったもので、高く評価をしたいと思います。

しかし、ことしの予算には幾つかの問題点があると思います。

まず第1に、福祉・医療の問題です。後期高齢者医療制度導入に伴う予算として、医療費負担金112億円、また、同制度財政安定化基金に4億8,800万円が計上されていることです。後期高齢者医療制度は、国が一方的に75歳で線引きをして、既存の保険制度から高齢者を締め出し、

重い負担と差別医療を持ち込むものであり、認めることはできません。あわせて、広域連合の組織のあり方についても民主的な見直しを求めおきたいと思えます。

第2に、商工費では、企業立地基盤整備対策費に14億2,000万円、企業立地促進対策費に、企業立地促進補助金9億8,000万円を含む10億1,200万円を計上する一方、中小企業活性化事業費は前年度よりさらに減額して2,800万円に、押しなべて中小企業対策は貸付事業が中心です。労働費では、高齢者や若年者、障がい者への雇用対策、就労支援は軒並み減額予算となっています。企業誘致による雇用の場の確保も大事ですが、本来、企業誘致を優遇措置で自治体同士が競い合うことは、自治体本来の姿ではありません。地元中小企業が取り組む雇用拡大にも助成を行うなどの支援策が必要だと思えます。

第3に、農業関連では、食料基地としての本県農業を発展させるためには、農家を直接支える価格保障や所得保障予算を充実させることです。そのためにも、不要不急の農業土木工事等の見直しも求められていると思えます。

第4に、市町村合併事業費として新たに、合併市町村に対して無利子の貸付事業を行うための予算20億円が計上され、総額33億2,600万円の事業費で、市町村合併のさらなる促進を図るとしています。しかし、あくまで市町村合併は、住民の意思に基づいて各自治体が自主的に判断すべきものであり、さまざまな支援策を講じて強力に市町村合併を押し進めるやり方は認められません。

以上、新年度予算について、財政運営を含め主な点での問題点を述べましたが、県民の命と暮らしを守る自治体本来の役割を果たす立場に立った予算の執行を求めるものです。

次に、議案第22号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

同条例改正内容の一つである、県立延岡病院の非紹介患者初診料の加算について反対をします。県立延岡病院が地域医療支援病院になり、地域医療機関では対応できない重症患者への高度医療の役割を担うために、地域のかかりつけ医との役割分担を明確にし、地域医療との連携を図っていくことは必要なことだと思います。しかし、このかかりつけ医としての個人病院とのすみ分けを進めるために、個人病院の紹介状のない患者に、直接、費用負担をかけるというやり方ではなく、もっと別の方策があるのではないのでしょうか。まずは、地域のかかりつけ医の体制を患者ニーズに合ったものにしていくことなどが前提だと言えます。

次に、議案第25号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例」についてです。

同条例は、4月1日から実施が予定されている後期高齢者医療制度の導入に当たっての県基金条例の創設です。しかし、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を、現在加入している国民健康保険などから外し、高齢者だけの医療保険制度にするというもので、すべての高齢者に保険料負担が負わされ、その一方、受けられる医療に制限を加えるなど、高齢を理由に医療の格差のみならず命の格差をももたらす、この医療制度そのものに反対し、撤回を求めるものです。よって、安易に同条例を認めることはできません。

次に、議案第30号「宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例」についてです。

介護福祉士や社会福祉士が大幅にふえていることなどをもって、修学資金貸与事業を廃止す

るとしてあります。しかし、07年度には25名、06年度には16名が同修学資金を活用しており、利用者がいなくなったわけではありません。事業規模を多少縮小することがあったとしても、同事業は廃止せず、継続することが必要であると思えます。

次に、議案第35号から第37号までは、林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についてです。

本来、国や県の行う直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村の財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと思えます。

最後に、請願についてです。継続審査となりました第5号、第6号について、採択を求めるものです。

請願第5号「後期高齢者医療制度充実を求める請願」については、前回から引き続き継続審査ですが、同制度の4月実施を目前に、75歳以上のすべての高齢者への保険料支払いの義務づけで、医療、介護を合わせた高齢者の負担がますます高くなることが予想されることから、国に、保険料が過度な負担とならず、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるようにすることなどの措置を図るよう求めるものです。

また、第6号の「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」については、本来、消費者被害をもたらした「マルチ共済」を規制し、消費者保護が目的であったはずの保険業法の改正が、構成員相互扶助を図るために自主的につくられた団体共済を、利益追求の企業型保険業と同列に扱い、さまざまな規制と負担が強いられることになり、08年3月31日までの経過措置期限が迫

る中で、多くの自主共済が存続の危機に立たされています。そのため、この改正保険業法の制度と運用の見直し、また、自主共済を保険業法の適用から除外することを求めるものです。

いずれの請願も速やかな対応が必要であると思えます。請願者の意思を十分受けとめ、強く採択を求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第1号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎ 議案第18号採決

○坂口博美議長 次に、議案第18号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎ 議案第22号、第25号、第30号及び第35号から第37号まで採決

○坂口博美議長 次に、議案第22号、第25号、第30号及び第35号から第37号までの各号議案に

ついて、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第17号まで、第19号から第21号まで、第23号、第24号、第26号から第29号まで及び第31号から第34号まで採決

○坂口博美議長 次に、議案第2号から第17号まで、第19号から第21号まで、第23号、第24号、第26号から第29号まで及び第31号から第34号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号についてお諮りいたします。

本請願については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました両請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議案第52号採決

○坂口博美議長 次に、さきに提案のありました議案第52号「教育委員会委員の任命の同意について」を議題といたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。



議案第52号については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

### ◎ 特別委員長調査結果報告

○坂口博美議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、中山間地域振興対策特別委員会、27番河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、中山間地域の振興及び都市部との格差解消に関する所要の調査活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります、その概要を御報告申し上げます。

まず、中山間地域の実態についてであります。当委員会は、県内の中山間地域を幅広く回り、できる限り住民の方々の御意見をお聞きするよう努めました。

西都市の銀鏡・上揚地区しろみ かみあげにおいて区長さんが訴えられたのは、JA支所の為替業務の廃止の動きについてでありました。為替業務の廃止は、送金や年金等の引き出しなど生活や産業活動に重大な影響を与える問題であります。市街地までは車で往復約2時間かかり、廃止となると、車を運転できない高齢者は途方に暮れることになることと話されておりました。医療の問題もまた切実でありました。通院が必要な高齢者を家族が車で病院に連れていく場合、仕事ができずに家庭が成り立たなくなるような事例があるとのことでありました。

県の調査によれば、本県の過疎地域等におけ

る高齢化率50%以上の集落は104集落で、うち86集落が山間地の集落であります。そこには、思うように通院できない高齢者の方々も多く暮らしているはずであります。当委員会の意見交換会で諸塚村長も、「ひとり暮らしの高齢者に対応する施設や住宅が必要である」と言っておられました。今後、さらに高齢化は進みます。医療の確保も考慮された高齢者等を対象とする住宅や施設を、地域の中に整備していく必要があると考えます。

えびの市の大河平おこびら小学校では、児童数わずか1名でありましたが、地区の行事と学校行事が一体化されるなど、学校は地域にとって欠かせない存在となっております。しかし、当委員会の調査の後、大河平小学校は来年度から休校となることが決定されたのであります。休校・廃校となっても、跡施設を地域活動や交流事業等に活用できれば、地域の活力維持につながるものと考えます。県においては、関係部局間で連携を図り、学校跡施設の活用策や手続について助言するなど、地域や市町村に対する積極的な支援が必要だと考えます。

次に、地域の特性を生かした中山間地域振興についてであります。当委員会が調査を通じて改めて認識できたことは、地域づくりに必要なものは、何よりそこに住む人々の意識そのものであるということでありました。

五ヶ瀬町桑野内地区では、地元の方々と結成された「夕日の里づくり推進会議」が中心となって、農村民泊や手づくりのイベント等が実施されておりました。地区では、「開発すべきは人の意識」という理念のもとで、行事等を実施する場合、全世帯への情報提示、各世帯の意見の集約、そして行事実施後、再び意見を求めるというシステムが確立されておりました。こ

のような民主的な手続が10年以上継続されることによって、住民の方々の間に、「自分たちができることは自分たちでやっていく」という共通した意識が高まり、現在のような県内外から多くの人々が訪れる成果につながったと考えます。

山口県では、県と市町村が共同で、コミュニティ組織づくりのガイドブックを地域に示しておりましたが、過疎化・高齢化が進む中で、集落機能を維持していく上でも、また地域づくりにつなげていく上でも、県と市町村が一緒になって住民意識の啓発に取り組んでいく必要があると考えます。

次に、過疎対策についてであります。

関係部局からは、「これまで過疎対策として2兆円を超える額を投資してきた」との説明がありました。委員からは、「多額の費用が投じられてきたにもかかわらず、過疎化や高齢化に歯どめがかからなかったという事実を真摯に受けとめなければならない」等の意見が相次ぎました。

旧東米良村の人口は、昭和の大合併前は5,000人を超えていたものが、現在は実に1割未満まで激減しておりますが、過疎地域には指定されておられません。また一方で、平成の市町村合併によって行政の広域化が進む中で、地域の過疎化・高齢化の実態が見えにくくなり、本来必要であるはずの地域において、過疎対策が講じられていないことが懸念されます。県は、本年度実施した「集落の現状に関する調査」の結果を踏まえ、地域の実情に即した過疎対策が講じられるよう国に求めていくべきであると考えます。

最後に、知事直属の組織体制の必要性についてであります。

県は、「中山間地域の衰退は本県全体の衰退につながる」という極めて重い認識のもとで、平成20年度重点施策として「中山間地域・植栽未済地対策」を掲げ、中山間地域の活力再生を図るため、今後も短期的・中長期的施策を総合的に展開することとしております。しかしながら、県財政は大変厳しい状況にあります。費用対効果が厳しく問われる中で、居住者数が少ない中山間地に対して重点的に施策を講じていかなければならない理由をしっかりと県民に説明し、また、施策が展開される中山間地域とは一体どこなのか明示すべきだと考えます。

都市部との間に大きな格差が存在する中山間地域においても、人がそこに住む限り最低限の生活は維持・保障されなければなりません。また、中山間地域が果たしている多面的で公益的な機能は、次の時代に残していかなければならない県民共通の貴重な財産であります。だからこそ、効率性の論理とは相入れないと見られても、中山間地域においては、財政的な面も含めて手厚い対策が講じられなければならないのであります。

また、分野別の施策を一体的に推進できれば、中山間地域で暮らす人々の生活の質を高めていくことができると考えます。県外調査で訪問した広島県安芸高田市の川根地区では、もはや個々の集落では農地の維持管理が困難となっていることから、集落の枠を超えて農地保全の活動が行われておりました。集落機能の維持は地域振興の分野であり、農地保全は農業振興の分野ですが、過疎化・高齢化が進む中では、それらの一体的な取り組みが必要と考えます。山口県においては、中山間地域におけるコミュニティ組織づくりと地域交通の仕組みづくりを一体的に支援する事業が実施されてお

ました。一方、県内では、北郷町社会福祉協議会が、所有する車両を利用して、公共交通機関を利用することが困難な高齢者等を対象とする「外出支援サービス」を、福祉施策として実施しておりました。県においては現在、地域バス再編支援事業を実施しておりますが、高齢化がさらに進む中山間地域の5年先、10年先を見越して、施策分野を超えた地域交通の仕組みづくりが必要であると考えます。

このような中で、山口県では、関係部局と調整を図りながら中山間地域対策を総合的に推進する、「中山間地域づくり推進室」が設置されておりました。この推進室は、課と同列の組織であり、関係部局から農業や林業を専門とする職員も配置されておりました。しかし、それでもなお、調査の中で感じられたことは、複数の部局にまたがる中山間地域対策を、連携・調整を図りながら推進していくことの困難性でありました。

中山間地域が抱える課題は、生活必需品の確保から、医療、福祉、教育、交通、情報通信、住宅、産業に至る幅広い分野にわたり、かつ、それらは複雑に絡み合っております。このような課題に対応していくためには、柔軟に財政措置を講じることのできる権能と分野横断的に施策を推進する牽引力が、県政に必要不可欠であります。

すなわち、1、多岐にわたる課題に悩む市町村の相談にワンストップで対応し、一緒になって悩み、知恵を出す。2、生活者の視点で分野横断的に施策を講じていく。3、財政的な措置も柔軟に施す。4、一過性の対策とすることなく、全力で、継続して取り組んでいく。5、県や市町村の取り組みには限界があることから、制度創設や規制緩和などを含めて、国に対し

て、本県の実情に応じた対策を講じるよう強く訴えていく。6、県民や県内の企業、団体等に対して、中山間地域が果たしている役割についての理解と施策に対する協力を求めていく。このような中山間地域対策を強力に推進する知事直属の組織体制が必要なのであります。

当委員会では、東国原知事から、中山間地域対策に係る知事御自身のお考えを伺うとともに、当委員会からの提言として、知事に、直属の組織体制を整備するよう強く求めました。知事からは、中山間地域に対する思いや危機意識、問題意識は当委員会と共通するものであるとの認識が示されるとともに、中山間地域対策を推進する組織の設置を前向きに検討していることが明らかにされました。しかしながら、知事の言葉にあったように、勉強部屋をつくったからといって、勉強ができるようになるわけではないのであります。ぜひとも、知事御自身が陣頭に立って、中山間地域対策を強力に推進する組織体制を整備するよう、重ねて強く求めるものであります。

山口県議会において、議員発議により制定された「山口県中山間地域振興条例」には、県の推進体制の整備や国に対する政策提言、さらには県民の理解と協力に関する責務等が規定されておりましたが、今後、本県でもこのような条例の制定について検討されることも必要と考えます。「中山間地域は、生命をはぐくむ地域である」、島根県中山間地域研究センターで聞いたこのフレーズは、私どもの耳にも新鮮な響きに聞こえました。条件不利地域という側面だけではなく、中山間地域は、都市部が持ち得ない幾多の生命をはぐくむ力を持つという、地域としての優位性に、私たちはもっと目を向けるべきであると考えます。

諸塚村長は、「私どもは、上流に住んでいるということで、常にきれいな空気を保たねばならない。きれいな水を流さなければならない。それが我々に与えられた責務であろう」と言っておられました。中山間地域が与えてくれている恩恵に、私たち一人一人が報いるときが来ていると考えます。そこで暮らしている人々の生活が守られ、森や田畑がいつまでもその美しい姿を変えることなく、中山間地域が私たちの生命をはぐくむ地域であり続けるようにとの願いを申し上げて、当委員会の報告といたします。

(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、産業活性化・雇用対策特別委員会、23番外山衛委員長。

○外山 衛議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、本県の産業活性化及び雇用対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

初めに、本県求人現状についてであります。

本年度の全国の求人倍率は1倍前後で推移しておりますが、本県においては0.65倍前後と長期にわたり低迷しており、多くの人材が県外へ流出するとともに、地域経済の活力が失われることが懸念されております。

また、県内各地域の求人倍率にも大きな格差が生じており、特に県北地域では深刻な状況にあります。そのため、県においても、県北地域雇用開発計画を策定し、雇用の確保と安定化への取り組みを進めており、また、県北地域雇用対策連絡会議を設置し、新たな雇用の創出に向けた施策の検討がなされております。今後、このような取り組みにより、県北地域の雇用環境

が改善されることを希望しておりますが、本県の景気動向を考えると、短期間で県北地域の雇用情勢を大きく好転させることは困難と推察しております。また、他の地域も同様であり、本県の雇用環境は、当面、厳しい状況が続くと考えられます。そのため、今後も有効な雇用対策を検討し、実施するとともに、雇用の受け皿である産業の活性化に向けた取り組みを強化する必要があると考えます。

県においては、地域雇用開発計画の拡充に取り組むとともに、事業者に対し、助成制度の周知及び積極的な利用を働きかけることを望みます。また、雇用は、農林業、水産業、製造業、サービス業などさまざまな業種にわたることから、部局の枠を超え雇用対策を協議し、全庁一丸となって雇用の確保に取り組むことを要望いたします。

次に、地場産業の振興についてであります。本県産業の基盤である地場産業の振興・育成は、産業活性化に不可欠であり、極めて重要な課題であります。

まず、農業についてであります。

当委員会では、農業法人の現状等について調査を行いました。審議において、委員から、「今まで農業を行っていなかった企業が農業生産法人を設立する際は、現法人とは別に新たな法人を設立する必要があると思うが、そのためには人材や資金の調達が必要となり、負担が大きい。現法人のまま農地の権利取得はできないのか」との発言があり、県当局に見解を求めたところ、「平成17年9月より、農業生産法人以外の法人であっても農地の権利取得が可能となる特定法人貸付事業が施行されている」との答弁がありました。しかしながら、本県ではこの事業を利用した参入事例はないとのことであ

り、本事業が県内企業に十分に周知されていないと考えられます。

県においては、今年度から、特定法人貸付事業により参入した企業に対し、農業用機械や施設をリースする企業等農業参入支援加速リース事業が創設されておりますが、企業等に対して、本事業及びこの支援事業を積極的に周知するとともに、計画的な農地基盤整備の推進及び農地情報の整備による農地の有効利用を図っていただくことを要望いたします。

次に、林業・木材産業についてであります。

本県は、平成3年から杉素材生産量が連続して全国一になるなど、我が国を代表する国産材供給基地であります。本県の製材工場は減少傾向にあるものの、大規模化が進んでいるため、製品出荷量は横ばいで推移しておりますが、長引く国産材価格の低迷、原油価格高騰による生産コストの増加等の課題を抱えております。また、林業就業者は、平成7年と比較し45%減少しており、高齢化も進んでいることから、担い手の確保・育成が求められております。

県においては、深刻化しつつある担い手対策について、さらに検討を深めていただくとともに、林業・木材産業が魅力あるものとなるよう、需要者ニーズに対応した製品づくりや県産材の利用促進に一層努めていただくことを要望いたします。

次に、工業についてであります。

当委員会は、延岡鐵工団地協同組合を訪問し、県北地区における工業の現状等について調査を行いました。現状については、低賃金で雇用できる東南アジア等が生産拠点になっており、日本の製造業は厳しい環境にあるとの説明がありました。また、今後の課題としては、設計・管理能力を持つ人材の確保が必要とのお話

がありました。

当委員会としましても、雇用創出効果の大きい工業分野の育成は重要な課題と認識しております。特に、求人倍率が低迷している県北地区では、工業が地場産業でありますので、その発展に期待を寄せております。

県においては、さきに述べました県北地域雇用開発計画による地域雇用開発助成金の活用を積極的に事業者へ働きかけ、中核的人材の雇用及び技術者の能力開発等を支援することを求めます。また、県工業技術センター及び機械技術センター等による従業員の技術力向上への支援を今後も継続するとともに、現場の意見に即した人材育成を強化していただくよう要望いたします。

次に、企業誘致についてであります。

企業立地は、雇用創出に直接寄与し、産業の活性化にも結びつく非常に有効な手段でありますので、その増加が望まれるところであります。当委員会では、企業誘致の現状等について、企業誘致アドバイザーの方々との意見交換会を開催しました。その中では、「今後は環境とエネルギー分野が成長する。廃木材等を利用したバイオエタノールの生産に取り組んではどうか」や、「インフラ整備と人材育成が最も重要である」などの御意見がありました。また、自動車産業の誘致について伺ったところ、「自動車業界は、進出すると長期間腰を据える業界だが、逆に言えば腰が重いとも言えるので、誘致活動は長期的に行う必要がある」との御提言がありました。

さらに、当委員会は、関東地区に在住する本県出身の経営者や会社役員等で構成されております、宮崎県在京経営者会議の方々とも意見交換会を行いました。その中では、「フィンラン

ドはIT立国、クロアチアは観光立国である。宮崎も何立県を目指すのか定め、施策とアイデアを集中させてはと思う」などの御意見がありました。企業誘致においては、各企業のニーズに応じた人材育成や環境整備がますます重要となってくると考えますので、県においては、一層の施策の推進を図っていただくよう求めます。また、企業誘致における雇用については、非正規ではなく、正規雇用の確保に努めていただくことを要望いたします。

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について、総括して御報告を申し上げます。

県民生活に直結する雇用対策は喫緊の課題であります。本県の求人倍率は低迷し続けており、現在も多く県民が雇用の場を求めています。このような中、当委員会では、雇用創出には、受け皿である産業の発展が何よりも重要であるとの考えから、多くの時間を産業活性化についての調査・審議活動に費やしたところがあります。地場産業は本県産業の基盤となるものであります。地場産業に携わられている方々はそろって、「行政は地場産業にもっと目を向けてほしい」と訴えられておりました。

当委員会も、懸命に努力されている経営者の方々の話を伺う中で、行政がこれまで以上に地場産業へ目を向け、もう一步踏み込んだ支援を行うことにより、地場産業の活性化が進むのではと感じたところでありました。

各自治体が力を入れております企業誘致につきましては、今後も熾烈な誘致合戦が繰り広げられることが予想されます。自動車関連産業の誘致につきましては、生産工場が北部九州に集積されている中、本県の存在感を示すには大変厳しい道のりがあると推察しております。しかしながら、東九州自動車道の開通が視野に入っ

てきた中、長期的な展望で、今できることを検討し、着実に施策を実施することが、将来の自動車関連産業誘致に向けての礎になると考えております。

当委員会は、産業活性化の方策について多くの方からお話を伺いましたが、すべての分野で優秀な人材を求めておりました。一方、本県の就職状況に目を向けますと、相当数の高卒者が県外へ就職しており、大卒者についても同様と推測されます。また、求人倍率が低迷する中、多くの県民が県外へ職を求めております。このような状況で、本県が熱心に人材を育成しても、その多くが県外へ流出し、本県の産業にとっては効果が薄いのではとの懸念もあります。しかしながら、調査の中において、「地域開発は人材開発である」とのお話もあり、当委員会としましても、調査活動を通じ、産業が活性化して人材が育成されるのではなく、優秀な人材が育成されるところに産業が集まり活性化するということを強く感じております。

そのため、当面はある程度の人材流出を甘受してでも、本県はこれまで以上に人材育成に力を注ぐべきと考えております。優秀な人材を育成し、でき得る限り県内へ供給することで、地場産業の振興が図られ、技術開発が進み、新産業が創出され、企業は人材を求めて立地する。その結果、本県の産業全体が活性化され、雇用が拡大し、人材の流出も低下すると考えております。短期間でこれらをすべて現実化することは困難であると認識しておりますが、着実に人材を育成していくことが、本県の産業活性化のかぎになると確信をしております。

人材育成につきましては、学校教育の重要性は当然であります。職業訓練センターや工業技術センター等における人材育成も肝要であり

ます。また、企業における独自の人材育成及び確保も必要であり、今年度から施行しております、県北地域雇用開発計画による中核的人材の雇用や従業員の職業訓練等に対する助成の有効な活用と県下への拡大を期待しております。

県においても、人材の重要性を再認識いただき、これまで以上に、企業等の人材育成及び確保を積極的に支援するとともに、長期的な展望を持ちつつ、時代に即した人材が育成できる柔軟な施策の展開及び体制づくりに取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、地域医療対策特別委員会、39番井上紀代子委員長。

○井上紀代子議員 [登壇] (拍手) 地域医療対策特別委員会では、本県の地域医療に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その調査活動の結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

まず、医師確保についてであります。

近年、地域医療の崩壊が、毎日のように新聞やニュースなどで報じられています。本県の県立病院においても、勤務医が次々にやめていく現象が既に始まっており、本県の地域医療が危機に瀕していることを改めて痛感いたしました。医師不足の原因は、平成16年度から導入された新臨床研修制度の影響により、大学病院医局の医師供給システムが劇的に変化したことや、医療訴訟の増加など、今日の医療を取り巻くさまざまな問題が背景にあることが考えられます。

このため、県議会としても、早急な対策を講じる必要があることから、「地域医療を支える医師確保対策の推進を求める意見書」や、「医

師・医療従事者不足対策及び助産所の存続を求める意見書」を、国に対して提出したところであります。本県の地域医療における最大の課題は、医師確保対策であり、結局、医師不足により地域間の医療格差が生じ、夜間の救急医療や小児救急医療まで影響を与えております。特に小児科医の不足は深刻であり、人口10万人当たりの小児科の医師数は、全国平均12.0人に対し、本県は全国で37番目の10.7人と少なく、その対策が急務であります。

千葉県立東金病院では、「地域医療において大事なことは、患者を確保することではなく、研修先を自由に選べる研修医などの若手医師や、その若手医師を指導する指導医を確保することである。さらに、医師確保を大学病院の医局に依存するのではなく、各県立病院が連携し、県立病院自体で専門医を育成する「病院が医師を育てるシステム」を構築すべきである」との説明を受けました。

また、串間市民病院では、「最近の若手医師は、博士号などの学位取得よりも、学会の専門医や認定医のライセンス取得を希望していることから、学会の認定施設などに着目した教育研修制度の整備が重要である」とのことでした。

さらに、美郷町国民健康保険西郷病院では、「平成21年4月は、新臨床研修制度が始まって6年目の年に当たり、医師の大きな移動が全国的に起こると予測されており、本県の魅力を伝えることが大事である」との説明を受けました。

これらのことを踏まえ、県内で地域医療に携わっている医師や他県で働いている医師が、宮崎県で仕事がしたいと魅力を感じるような「医師が働きやすい環境づくり」を早急に構築し、全国に情報を発信することが特に重要であると

考えます。

本県の医師確保対策は、県、宮崎大学、宮崎県医師会で構成されている地域医療対策協議会において検討を進めていることから、県がリーダーシップを発揮し、他県よりも魅力的で、独自の医師確保対策を展開するよう期待するところでもあります。

また、我が国の医療は、一貫して専門医の育成に努めてきた結果、医師の総数はふえましたが、医療の高度化、専門化、診療科の細分化も進み、1人の患者に対して複数医師のマンパワーを必要としている状況であります。このようなことから、現在、初期の診療に当たり、1人の人間を全人的に診ることができる「総合医」が注目されており、国においても制度化について検討中であります。過疎地域を多く抱える本県においては、総合医を育成するシステムを構築すべきであると考えておりますので、総合医が専門医として制度化されるよう国等に強く働きかけることと、総合医を育成する施策を展開すべきと考えます。

それから、自治医科大学卒業生の出身県への定着率は、全国平均が約70%であるのに対し、本県の場合57%と低い状況であり、その定着率の向上が課題となっております。県においては、自治医科大学の卒業医師が本県の地域医療に魅力を感じるような就職口を県立病院等に確保するなど、これまで以上に県内に定着するような対策を推進することを要望します。

また、本県の女性医師の割合は13%を占めており、国家試験合格者の3割以上が女性であることから、今後、女性医師の割合がさらに増加すると予測されています。このようなことから、診療と子育てが両立できるような、女性医師のライフステージに応じた就労支援対策が必

要であります。

次に、地域間の医療格差についてであります。

地域間の医療格差にはさまざまな要因がありますが、その根本は医師及び診療科の地域的な偏在であります。特に問題なのが、県内の人口で約4割、面積で約1割を占めている宮崎東諸県医療圏に、県内の医師が約5割も集中していることであり、宮崎市近郊とその他の地域との地域間格差が広がっていることであります。

さらに、診療科においては地域間格差がますます広がっており、例えば小児科では、宮崎東諸県医療圏に61名も小児科医がいるのに対し、西諸医療圏では5名、日向入郷医療圏では4名の小児科医しかいない状況であります。事故や急病が発生した場合、手当てが早いほど患者の救命率は向上し、社会復帰も期待できることから、救急搬送体制の整備は不可欠であります。しかしながら、県土の約6割を中山間地域が占め、高速道や国道の整備率が低い本県においては、救急搬送体制の整備が十分でないのが実情であります。このようなことから、県内に7つある消防の非常備町村においては、救急業務の充実を促進することや、救急搬送体制のかなめとなる主要な路線においては早急な整備を行うことが必要であると考えます。

さらに、県民のだれもが健康で安全な生活を送れ、そして何よりも県民の命は金銭にかえられないことから、県においては、過疎や医療格差から地域を救う切り札としてドクターヘリを導入し、全県レベルの政策医療を担っている県立病院にヘリポートを設置するなど、空の救急搬送体制を確立するよう要望します。

次に、夜間の医療体制及び小児救急医療についてであります。



夜間の救急医療において深刻な問題は、共働き家庭の増加や核家族化の進展に伴う「医療のコンビニ化」現象であります。県内の小児科医が少ないこと、夜間救急は小児科の罹患者が多いこと、さらに患者の9割が軽症であることから、夜間の初期救急医療における小児科医の負担を軽減させることが必要であります。このようなことから、夜間における救急医療施設の仕組みや役割、小児科医の負担軽減を図るために、「小児救急医療電話相談」などを広く県民にPRすることが重要であります。

次に、介護サービスの充実についてであります。

本県は、全国平均よりも5年ほど早いペースで高齢化が進んでおり、介護サービスの充実が、より一層望まれています。このような中、国においては、高齢者医療費を中心に医療費の大幅な増加が見込まれることから、療養病床の再編などの医療制度改革に取り組んでいます。本県においても、平成23年度末までに、県内に約2,000床ある介護保険適用の療養病床を全廃し、約3,000床ある医療保険適用の療養病床を縮減することとなっています。このようなことから、本県では昨年12月に、「地域ケア体制整備構想」を策定し、療養病床の再編成に対応した高齢者ケアの受け皿を確保することとしています。

しかしながら、県内の意向調査結果でも、今ある介護療養病床2,357床のうち836床は、老人保健施設等の介護施設に転換整備されるものの、残りの1,521床は転換などのめどが立っていない状況であります。県においては、療養病床の縮減により介護難民が発生しないように、市町村及び医療機関と連携を図り、老人保健施設等の介護施設への転換や在宅療養の体制整備な

ど、地域に必要な受け皿をしっかりと整備するよう要望します。

また、本県の地域医療において、医師確保とともに重要なのが、看護師と介護職員の育成及び確保対策であります。県においては、中長期的な視点に立ち、労働条件の改善などを国に要望しながら、「働きやすい環境づくり」を推進すべきと考えます。

以上、当委員会の調査内容及び活動について、その概要を御報告申し上げます。

「地理的条件の厳しい中山間地域だからこそ、住民が安心して住めるよう医療と福祉を充実させなければならない。そのためには、村税の大半をつぎ込んでも病院を運営すべきである」と、椎葉村長からお話を伺いました。生涯を通じて健康で暮らすことは、すべての県民の願いであり、いざというときに安心して医療や介護が受けられることが、地域社会を形成する上での基本となります。しかしながら、行政や医療及び介護機関だけの力では限界があることや、医師や看護師及び介護職員の急激な増加は望めないことから、県内の限られた医療や介護資源を有効に活用することが必要であります。この現状を踏まえて、県民一人一人が地域医療に対して認識を深め、取り組んでいただきたいことが2つあります。

まず、1つ目が、本県の医師不足の現状や救急医療の実態、さらには、初期救急医療施設と2次及び3次救急医療施設の仕組みを理解して行動することです。そして2つ目が、「予防は治療にまさる」という予防医療の重要性を理解し、例えば「県民、青竹踏み運動」を展開するなど、県民みずからが予防医療の実践や推進を行うことです。県においては、この2つの取り組みを、県民に対し広く深く情報発信するよう

要望します。そして、県民一人一人が意識改革していただきたいと思います。そのためには、県議会としても最大限の支援と協力を惜しまない所存であります。

最後になりますが、本県の将来を考えると、高齢化の進展により高齢者医療費の増大が危惧されています。しかしながら、予防医療による早期発見や早期治療に努め、介護サービスの充実や在宅医療の推進により、「みとり」などの人間らしい終末期医療のあり方などに取り組むことが、高齢者医療費を抑制することにつながると考えています。そのためには、行政と医療及び介護機関、教育機関、さらに県民が一体となって、「早期発見、早期治療、介護の充実による健康長寿の県づくり」を目指し、さらなる保健・医療・福祉の連携を図ることを強く要望いたしまして、当委員会の報告といたします。

(拍手) [降壇]

**○坂口博美議長** 次は、議員定数・選挙区調査特別委員会、31番蓬原正三委員長。

**○蓬原正三議員** [登壇] (拍手) 当委員会では、県議会議員の定数及び選挙区に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

全国の自治体やその議会においては、昨今の厳しい財政状況などを受け、抜本的な行財政改革や議会改革が推進されており、当県議会においても、平成17年度に設置された「選挙区特例等特別委員会」の報告などを受け、議員定数等の見直しを検討する当委員会が設置されたところであります。この議員定数等の見直しは、県民の関心も高く、昨年4月の県議会議員選挙の際には、これが一つの争点にもなりました。ま

た、県内の市町村議会においては、大幅な議員定数の削減が行われたことなどから、県議会議員の定数削減を求める県民の声は高まっております。

しかし、その一方で、本県で発生した官製談合事件や不適正な事務処理問題などの県執行部の不祥事を受けて、県議会の監視機能の一層の強化が求められているほか、地方分権が進む中、地方の課題解決に向けた政策を県議会からも提言していくために、政策立案機能の強化も求められております。県民の代表である県議会議員の定数削減は、県民の意見の県政への反映を妨げることにもなりかねない点には、十分な注意が必要であります。

以上のような状況を踏まえながら、当委員会では、県民の皆様理解の得られる議員定数等について、慎重に検討を行ってきたところであります。

初めに、関係法令や全国の状況及び県内市町村議会の状況等について調査を行った後、第4回の委員会では、委員全員が共通の認識を持って以降の協議を行うために、当委員会の基本方針を決定いたしました。決定した基本方針は、次のとおりであります。

基本方針1、「総定数」については、削減を行う。ただし、県議会の機能・役割が大きく低下しない範囲での削減にとどめる。

2、「選挙区」については、市町村合併の動向を踏まえるとともに、任意合区の実施による選挙区の広域化についても十分検討する。

3、「各選挙区の定数」については、1票の格差を合法的な範囲で検討し、県全体の均衡ある発展にも十分配慮した設定を行う。以上であります。

このうち、基本方針の1は、初めて定数削減

を行うことが明記されたものであり、重要な意味を持つものであることから、その検討は慎重に行ったところであります。

まず、県民の議会改革を求める声や、行財政改革を推進する流れなどの、定数削減を方向づけるさまざまな事項を確認した上で、逆に極端な定数削減は、議会を通じて民意を県政へ反映させる議会制民主主義の妨げとなる可能性もあることについても、十分検討を行ったところであります。

以上の基本方針が決定した後は、その3つの項目のそれぞれについて、各委員の見解を示しながら、より具体的な協議を行いました。

まず、基本方針1を受け、実際にどの程度の総定数の削減が適当かについて協議を行いました。「大幅な削減には慎重になるべきだ」とする意見については、「現在の常任委員会の機能を考えたときに、40名程度が一つの目安と考える」や、「県議会の機能について、改めてしっかりと認識した上で、その機能を果たすための適当な定数について十分検討すべきである」などがありました。また、そのほかに、「県全体の予算に占める議会費の割合はわずか0.2%であるが、全国レベルで見ると、立派に改革を行っている」と評価を受けるに足る結論を目指すべきである」といった意見などがありました。

次に、基本方針2を受け、公職選挙法の原則を尊重しつつ、「任意合区の是非」について協議を行いました。「任意合区を取り入れるべきでない」とする意見については、「公職選挙法の原則は郡市単位での選挙区設定であり、これを尊重し、1人区の存在も認めるべきだ」や、「中山間地域などで配当基数が1以下の郡市にもきちんと配慮すべきである」などがありました。また、その反対の意見として、「1人区を

残すとなると、複数人区を減らす以外に削減の方法がなくなる。選挙区を広くとれば、痛みはみんな平等になる」や、「近年、郡の位置づけはあいまいになっており、広域行政が日常化しているという事実を考慮して、合区の議論を行うべきである」などがありました。

そして、基本方針3を受け、いわゆる「ただし書き規定の適用の是非」について協議を行いました。「ただし書き規定を適用すべき」とした意見については、「最も広い面積の東白杵郡選挙区を1人にすると、宮崎市の倍の面積を1人で受け持つことになる。これはあってはならない」や、「県土の均衡ある発展や格差の問題は、我々地域代表が発言することで、その地域が活性化される面もあり、人口の多いところだけに議員がいればよいとの発想は問題だ」などがありました。また、その反対の意見として、「ただし書き規定はあくまでただし書きにすぎない。安易にこれを使うことはおかしい」などがありました。

以上のような委員協議のほかに、県外調査を実施し、他県議会における議員定数等の見直しの状況や、それに対する県民の反応などについて調査するとともに、県の市議会議長会及び町村議会議長会との意見交換会を実施し、県内各地域の住民の声を、その代表である市町村議会議長から聴取いたしました。

以上の調査を踏まえて、第7回の委員会では、正副委員長で協議して作成した「議員定数等に関する試案」を提示いたしました。試案は、今後の協議における選択の幅を広げるため、総定数38名の案1から1名刻みで、総定数43名の案6までの6通りとしました。また、それぞれの案が可能な限り任意合区を行っているAのパターンと、現行選挙区どおりに選挙区

を定めているBのパターンから成っております。以上の試案については、一たん、委員の所属する各会派に持ち帰り、意見を集約した後に改めて委員会で協議を行うこととしました。

そして、次の第8回の委員会において、各会派で集約された意見について代表の委員から報告が行われました。その概要は次のとおりであります。

自由民主党は、総定数は39名か40名で、選挙区割等については、さまざまな意見が出たことから、結論は出ていない。

社会民主党は、総定数は39名で、最大限任意合区を行い、人口比例定数どおりに定数を配分した形とする。

愛みやざきは、総定数は36名で、正副委員長試案の1—Aから、さらに西都市・西米良村及び東臼杵郡選挙区について1名ずつ削減した形とする。

公明党は、総定数は38名か39名で、選挙区割等については、試案1—Aか2—Bのどちらかを検討中である。

民主党は、総定数は39名から41名で、今年度に総定数だけでも確認がなされれば、当委員会の使命はある程度果たせるものと考えている。

というものであります。

以上のような各会派の見解を受けて協議を行ったところ、まず、今年度は「総定数」に絞って結論を出すということで委員の意見が一致しました。

そして、「総定数」について各会派の見解を集約する形で協議を行った結果、最終的に次の2つを当委員会の結論として、全会一致で決定いたしました。

1、次の一般選挙において、「総定数」は40名以下とする。

2、その「選挙区割」と「各選挙区の定数」については、来年度に検討を行う。

以上が、当委員会の1年間の調査活動の結果であります。

県議会議員の定数及び選挙区は、基本的に各県議会の裁量により条例で設定することとされており、県議会には、県民の意向や県内の実情を十分に把握した上で、みずからの判断のもとにそれらを決定することが求められております。

このような中、当委員会において、「総定数は40名以下とする」との結論が出されたことは、県民への影響に配慮しながらも、議会改革を求める県民の声を十分に尊重して、議員みずからが英断を下した結果であるものと考えており、今後の県議会においても、この結論をもとに検討がなされていくものと考えております。

また、来年度に検討が行われる「選挙区割」と「各選挙区の定数」については、早期に検討が始められ、県民の意向や県内各地域の実情が十分に反映された結論が出されることを願いまして、当委員会の報告といたします。(拍手)

[降壇]

○坂口博美議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、議員及び委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

---

平成20年 3月19日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 県議会議員 中 村 幸 一  
井 本 英 雄  
野 辺 修 光  
中 野 廣 明  
太 田 清 海  
高 橋 透  
函 師 博 規  
西 村 賢  
新 見 昌 安  
河 野 哲 也  
井 上 紀代子  
田 口 雄 二

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

平成20年 3 月 19 日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

議員発議案第4号

宮崎県議会常任委員会委員の定数

議員発議案第5号

議会の議員の給与等に関する条例の一部を

改正する条例

議員発議案第6号

原油価格の高騰に伴う対策の強化・充実を求める意見書

議員発議案第7号

配合飼料価格の高騰対策を求める意見書

議員発議案第8号

在沖米海兵隊員による少女暴行事件等に関する意見書

議員発議案第9号

海上自衛隊イージス艦「あたご」による衝突事故の原因究明と再発防止策を講じることを求める意見書

議員発議案第10号

B S E 対策に関する意見書

議員発議案第11号

中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書

議員発議案第12号

地上デジタルテレビ放送の受信対策の推進を求める意見書

平成20年3月19日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 生活福祉常任委員長 十屋 幸平  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第13号

療養病床の再編計画に関する意見書

◎ 議員発議案第2号から第13号まで

追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議

員発議案第2号から第13号までを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 議員発議案第2号提案理由説明

○坂口博美議長 まず、議員発議案第2号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。48番野辺修光議員。

○野辺修光議員〔登壇〕(拍手) 「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」について、発議者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

地方分権の進展に伴い、地方自治体が自己決定・自己責任で政策を実行する範囲は拡大してきております。そのような中、政策実行のため、昨年、知事が策定された総合計画を初め、県には数多くの計画があり、計画の重要性はますます高まってきております。

そこで、県行政の運営上、特に重要な計画の策定等について、県民から付託を受けた議会という公の場で大局的な見地から審議することにより、県民の視点に立った、透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進を行うことを目的とした条例案を策定したところであります。

本条例によりまして、重要な計画の策定や変更等に当たっては、議会の議決が必要となり、現在策定されている計画の中では、総合計画を初め、行財政改革大綱や農業・農村振興計画など、県行政の各分野の柱となる24の計画を議決対象として指定したところであります。

また、この条例の制定により、議会と執行部がともに責任を持ち、よりよい県政の実現に向

け一層協働していくこととなり、知事の言われる県民総力戦に通じるものであると確信いたしております。

なお、議員発議の政策条例としては、一昨年9月の「宮崎県防災対策推進条例」以来2本目となりました。

今後とも、二元代表制のもと、議会として県民の視点に立った政策立案を行っていくことが、県議会としての重要な役割であると認識をいたしているところであります。

本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 議員発議案第2号採決

○坂口博美議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第3号から第13号まで採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第3号から第13号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第3号から第13号までの各号議案を、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時31分閉会

資

料



# 平成20年2月定例県議会日程

28日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
2. 21	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
22	金	休 会	( 議 案 調 査 )	
23	土		( 閉 庁 日 )	
24	日			
25	月	休 会	( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00
26	火			一般質問通告締切 12:00
27	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
28	木			
29	金			請願締切 12:00
3. 1	土		( 閉 庁 日 )	
2	日			
3	月	本会議	一 般 質 問	
4	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
5	水			議会運営委員会 9:30
6	木	休 会	常 任 委 員 会 ( 補 正 )	
7	金			
8	土		( 閉 庁 日 )	
9	日			
10	月	本会議	常任委員長審査結果報告(補正)、質疑 討論、採決	議会運営委員会 9:30
11	火	休 会	常 任 委 員 会 ( 当 初 )	
12	水			
13	木			
14	金			
15	土		( 閉 庁 日 )	
16	日			
17	月	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
18	火		( 議 事 整 理 )	
19	水	本会議	常任委員長審査結果報告(当初)、質疑 討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 9 4 8

平成20年 2 月21日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



### 議案の送付について

平成20年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第 1 号 平成20年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 2 号 平成20年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第 3 号 平成20年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第 4 号 平成20年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第 5 号 平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成20年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第 7 号 平成20年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第 8 号 平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別  
会計予算
- 議案第 9 号 平成20年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第 10 号 平成20年度宮崎県農業改良資金特別会計予算
- 議案第 11 号 平成20年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第 12 号 平成20年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第 13 号 平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 14 号 平成20年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第 15 号 平成20年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第 16 号 平成20年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第 17 号 平成20年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第 18 号 平成20年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第 19 号 宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例

- 議案第 21 号 宮崎県公益認定等審議会条例
- 議案第 22 号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例
- 議案第 26 号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例
- 議案第 29 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例
- 議案第 31 号 宮崎県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 議案第 33 号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第 34 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 35 号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第 36 号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第 37 号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第 38 号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 39 号 平成19年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 40 号 平成19年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 41 号 平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 42 号 平成19年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 43 号 平成19年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 44 号 平成19年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 45 号 平成19年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 46 号 平成19年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 47 号 平成19年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 48 号 平成19年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 49 号 平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 50 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 51 号 工事請負契約の変更について

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 9 7 7

平成20年 3 月10日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成20年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第 52 号 教育委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

## 代表質問時間割

### 2月27日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	自由民主党	星原 透	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	野辺 修光	13:00~15:00	

### 2月28日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
3	社会民主党	満行 潤一	10:00~11:50	休憩
4	愛みやざき	西村 賢	13:00~14:40	

### 2月29日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
5	公 明 党	長友 安弘	10:00~11:30	休憩
6	民 主 党	権藤 梅義	13:00~14:30	

\* 会派別の質問時間

自由民主党	120分以内
社会民主党	55分以内
愛みやざき	50分以内
公 明 党	45分以内
民 主 党	45分以内

## 一般質問時間割

### 3月3日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	社会民主党	高橋 透	10:00~11:00	
2	自由民主党	萩原 耕三	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	宮原 義久	13:00~14:00	
4	無所属の会	川添 博	14:00~15:00	休憩
5	自由民主党	河野 安幸	15:10~16:10	

### 3月4日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
6	社会民主党	外山 良治	10:00~11:00	
7	自由民主党	横田 照夫	11:00~12:00	休憩
8	自由民主党	外山 衛	13:00~14:00	
9	自由民主党	中野 廣明	14:00~15:00	

### 3月5日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
10	自由民主党	徳重 忠夫	10:00~11:00	
11	民 主 党	田口 雄二	11:00~12:00	休憩
12	愛みやざき	函師 博規	13:00~14:00	
13	自由民主党	黒木 覚市	14:00~15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内

## 議案委員会審査結果表

[議案](平成19年度補正予算関係)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第38号	平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決	可決	可決	可決	可決
第39号	平成19年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第40号	平成19年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第41号	平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第3号)				可決	
第42号	平成19年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第43号	平成19年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第44号	平成19年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第45号	平成19年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第46号	平成19年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第47号	平成19年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第48号	平成19年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第49号	平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第50号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第51号	工事請負契約の変更について			可決		

## 議案、請願委員会審査結果表

[議案](平成20年度当初予算関係)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成20年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成20年度宮崎県開発事業特別資金特別会計 予算	可決				
第3号	平成20年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計 予算		可決			
第4号	平成20年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第5号	平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第6号	平成20年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第7号	平成20年度宮崎県小規模企業者等設備導入資 金特別会計予算			可決		
第8号	平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエー ション施設特別会計予算			可決		
第9号	平成20年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第10号	平成20年度宮崎県農業改良資金特別会計予算				可決	
第11号	平成20年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計 予算				可決	
第12号	平成20年度宮崎県公共用地取得事業特別会計 予算			可決		
第13号	平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第14号	平成20年度宮崎県立学校実習事業特別会計予 算					可決
第15号	平成20年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予 算					可決
第16号	平成20年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事 業)予算					可決
第17号	平成20年度宮崎県公営企業会計(地域振興事 業)予算					可決
第18号	平成20年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第19号	宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例	可決				
第20号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決		
第21号	宮崎県公益認定等審議会条例	可決				
第22号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例		可決			
第23号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例		可決	可決	可決	
第24号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例					可決
第25号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例		可決			



[議案](平成20年度当初予算関係)(つづき)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第27号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第28号	宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例	可決				
第29号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第30号	宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例		可決			
第31号	宮崎県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例			可決		
第32号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例			可決		
第33号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	可決				
第34号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第35号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第36号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第37号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		

[請願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	生活 福祉	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第4号	高鍋土木事務所存続に関する請願	継続				
第5号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			
第6号	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を 保険業法の適用除外へと求める請願		継続			

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成20年2月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第4号 高鍋土木事務所存続に関する請願 総合政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
生活福祉常任委員会	請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める請願 請願第6号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な 共済を保険業法の適用除外へと求める請願 地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要する ため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要する ため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要する ため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会 運営を図る ため

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成20年度宮崎県一般会計予算	3月19日・可決
" 第2号	平成20年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	"
" 第3号	平成20年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算	"
" 第4号	平成20年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	"
" 第5号	平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	"
" 第6号	平成20年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	"
" 第7号	平成20年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	"
" 第8号	平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	"
" 第9号	平成20年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	"
" 第10号	平成20年度宮崎県農業改良資金特別会計予算	"
" 第11号	平成20年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	"
" 第12号	平成20年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	"
" 第13号	平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	"
" 第14号	平成20年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	"
" 第15号	平成20年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	"
" 第16号	平成20年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	"
" 第17号	平成20年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	"
" 第18号	平成20年度宮崎県立病院事業会計予算	"
" 第19号	宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例	"
" 第20号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例	"
" 第21号	宮崎県公益認定等審議会条例	"
" 第22号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第23号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第24号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を	"
" 第25号	改正する条例	"
	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	3月19日・可 決
〃 第27号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第28号	宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例	〃
〃 第29号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例	〃
〃 第31号	宮崎県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第35号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第36号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第37号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第38号	平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	3月10日・可 決
〃 第39号	平成19年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第40号	平成19年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第41号	平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第3号）	〃
〃 第42号	平成19年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第43号	平成19年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第44号	平成19年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第45号	平成19年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第46号	平成19年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	3月10日・可 決
〃 第47号	平成19年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第48号	平成19年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第49号	平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
〃 第50号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第51号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第52号	教育委員会委員の任命の同意について	3月19日・同 意
議員発議案 第1号	道路特定財源確保に関する緊急決議	2月21日・可 決
〃 第2号	宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	3月19日・可 決
〃 第3号	宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県常任委員会委員の定数（告示）	〃
〃 第5号	議会の議員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	原油価格の高騰に伴う対策の強化・充実を求める意見書	〃
〃 第7号	配合飼料価格の高騰対策を求める意見書	〃
〃 第8号	在沖米海兵隊員による少女暴行事件等に関する意見書	〃
〃 第9号	海上自衛隊イージス艦「あたご」による衝突事故の原因究明と再発防止策を講じること等を求める意見書	〃
〃 第10号	B S E 対策に関する意見書	〃
〃 第11号	中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第12号	地上デジタルテレビ放送の受信対策の推進を求める 意見書	3月19日・可 決
〃 第13号	療養病床の再編計画に関する意見書	〃

議員発議条例、意見書、決議文、その他



## 道路特定財源確保に関する緊急決議

道路は、経済・社会活動や県民生活を支える基礎的なインフラであり、最も優先的に整備されるべき社会資本である。しかしながら、地方の道路整備は、都市部に比較して大きく立ち後れている。

県民は、都市部に大きく後れを取りながらも、地方の道路整備が進むことを切に望み、これまで長きにわたり道路特定財源を粛々と負担してきたところである。県民の悲願である東九州自動車道をはじめ、地域の連携交流を進める国道、通学、通勤などの生活に密着した県道、市町村道など数多くの要望が我々にも届いており、道路整備の促進のためには暫定税率を今後も維持することが必要不可欠である。

そのような中、先月の２３日に本県を始めとする、全国の都道府県議会議員が集結し、「道路特定財源堅持を求める都道府県議会議員総決起大会」を開催し、道路特定財源の暫定税率維持に関連する法案の年度内成立と同財源による「道路の中期計画」の確実な実行を求める決議を行い、国政に強く要望したところである。

仮に今通常国会で提出されている、道路特定財源の暫定税率延長などを盛り込んだ予算関連法案が不成立となれば、必要な道路整備の遅延や休止などが見込まれるだけでなく、県民生活や経済活動へ多大な影響が出ることが懸念される。

よって、本議会は、県民と一体となり、生活を営んでいくための必要不可欠な「生命線」である道路整備推進のため、道路特定財源の安定的な確保を求め、次の事項について強く訴えていくことを決意する。

- 1 道路特定財源諸税の暫定税率を延長するなど租税特別措置法等の改正手続きを今年度内に確実に成立させること。
- 2 地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。
- 3 県民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく、道路整備に充てること。

以上、決議する。

平成２０年２月２１日

宮 崎 県 議 会

## 宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

### (目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等について議会の議決事件として定めること等により、計画の策定段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「基本的な計画」とは、次に掲げる県の計画（計画期間が三年未満のものを除く。）をいう。

- 一 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画のうち、県行政運営上特に重要なものと議会が認めるもの

### (議会の議決)

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、基本的な計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、議会の議決を経なければならない。

### (議会への報告)

第四条 議会は、県行政の推進のために必要があると認めるときは、知事等に対し、基本

的な計画に係る実施状況について報告を求めることができる。

(知事等への意見)

第五条 議会は、県行政の計画的かつ効果的な推進のために新たに基本的な計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

2 議会は、社会経済情勢の変化その他特別の事情により、策定されている基本的な計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、宮崎県総合計画は第二条第一号に規定する基本的な計画と、次に掲げる計画は同条第二号に規定する基本的な計画とみなして、第三条（策定に係る部分を除く。）、第四条及び第五条第二項の規定を適用する。

- 一 宮崎県産業科学技術振興指針
- 二 宮崎県新エネルギービジョン
- 三 みやざきボランティア活動促進基本方針
- 四 みやざき男女共同参画プラン
- 五 宮崎県国際化推進プラン

- 六 宮崎県人権教育・啓発推進方針
- 七 宮崎県行財政改革大綱二〇〇七
- 八 宮崎県地域福祉支援計画
- 九 宮崎県医療計画
- 十 宮崎県高齢者保健福祉計画
- 十一 次世代育成支援宮崎県行動計画
- 十二 宮崎の就学前教育すくすくプラン
- 十三 ひむか青少年プラン二十一
- 十四 宮崎県環境基本総合計画
- 十五 宮崎県森林・林業長期計画
- 十六 宮崎県観光・リゾート振興計画
- 十七 第六次宮崎県農業・農村振興長期計画
- 十八 宮崎県水産業・漁村振興長期計画
- 十九 都市計画に関する基本方針
- 二十 宮崎県景観形成基本方針
- 二十一 宮崎の教育創造プラン
- 二十二 宮崎県生涯学習振興ビジョン
- 二十三 宮崎県スポーツ振興基本計画

## 宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和三十二年宮崎県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

### 一 総務政策常任委員会

- ア 県民政策部に関する事項
- イ 総務部に関する事項
- ウ 会計管理局に関する事項
- エ 選挙管理委員会に関する事項
- オ 人事委員会に関する事項
- カ 監査委員に関する事項
- キ 一般会計に属する歳入予算及びこれに関係ある事項
- ク 他の常任委員会の所管に属しない事項

### 二 厚生常任委員会

- ア 福祉保健部に関する事項
- イ 病院局に関する事項

### 附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委

員である者は、それぞれ同表下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正後の宮崎県議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第七条又は第九条の規定にかかわらず、施行の日における同表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

総務政策常任委員会	総務政策常任委員会
生活福祉常任委員会	厚生常任委員会

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮崎県議会委員会条例の規定による常任委員会で審査され、又は調査されている事件は、改正後の条例の相当規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

## 宮崎県議会常任委員会委員の定数

宮崎県議会委員会条例（昭和三十二年宮崎県条例第四十七号）第四条の規定により、宮崎県議会常任委員会委員の定数を次のように定めた。

なお、宮崎県議会常任委員会委員の定数（平成十六年宮崎県議会告示第五号）は、廃止する。

総務政策常任委員会委員	九人
厚生常任委員会委員	九人
商工建設常任委員会委員	九人
環境農林水産常任委員会委員	九人
文教警察企業常任委員会委員	九人

## 議会の議員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の給与等に関する条例（昭和三十二年宮崎県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄中「一〇、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。



## 原油価格の高騰に伴う対策の強化・充実を求める意見書

不安定な中東情勢、中国等の経済発展に伴う需要拡大、投機的な先物投資などを要因として原油価格が高騰している。ガソリンをはじめとする各種石油製品の値上げにより、農林水産業、運輸業、中小企業等の経営が大きく圧迫されているとともに、あらゆる分野において多大な影響を及ぼしている。

とりわけ、基幹産業である農林水産業については、小売り段階で価格が決定され、燃油価格等の上昇分を小売り価格に転嫁できないため、異常な価格高騰は、自助努力の範ちゅうを超えており、その影響は一層深刻である。

よって、国においては、原油価格の高騰が経済や国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、関係省庁間の連携による総合的な対策を講ずることはもとより、抜本的な改善対策を検討するよう次の事項について強く要望する。

- 1 石油製品の価格の適正化及び安定供給の確保について万全の対策を講じるとともに、便乗値上げや不透明な価格設定が行われないよう、国内の石油元売各社に対し調査・監視・指導を強化すること。
- 2 農林漁業用の燃油について、経営コスト削減に向けた新たな取組みや燃油使用量抑制のため省エネルギー設備・機械の導入に対する支援措置を講じるとともに、省エネルギー化促進のための技術開発及び実用化を行うこと。
- 3 運送業、建設業、医療・福祉関連業、生活衛生関連業などの業種について、価格安定対策や金融支援策などの対策を講じること。
- 4 中小企業の資金調達を円滑化するため、中小企業向け金融・信用補完の基盤強化などに向けた財政支援対策を講じること。
- 5 投機による石油価格の上昇を防ぐため、消費国における石油備蓄が十分な量を維持できるよう、石油供給国に働きかけると同時に、ヘッジファンド等に対する何らかの国際的規制の実施について、国際社会に提案すること。
- 6 I E A、O P E C等の国際機関に対する働きかけを強め、国際的な連携による原油価格の引き下げに努力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	福田康夫	様
財務大臣	額賀福志郎	様
農林水産大臣	若林正俊	様
経済産業大臣	甘利明	様
国土交通大臣	冬柴鐵三	様
内閣府特命担当大臣 (経済財政担当)	大田弘子	様

## 配合飼料価格の高騰対策を求める意見書

本県の畜産業は、農業の基幹部門であり、生産者は安全・安心で品質の高い畜産物を国民に供給することを理念として、生産者をはじめ畜産関係団体などが一体となって産地づくりに取り組み、食料供給県としての役割を担っているところである。

しかしながら、最近の原油価格高騰を背景とした米国におけるバイオエタノール需要増や、中国などの急速な経済成長に伴う穀物需要の増加などにより、配合飼料価格が高騰しており、畜産農家の経営は大きな打撃を受けている。

このような状況の中、生産者においては自給飼料生産の拡大や省エネ対策の実施など、生産性の向上等経営の効率化に努めているところであるが、経営努力によるコストの吸収は限界に達している。

よって、国においては、先般決定された平成20年度畜産・酪農対策の早期執行と畜産経営の安定及び国産畜産物の安定的な供給を図るため、次の事項について対策を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 海外に依存しない畜産の生産基盤確立のため、飼料米等自給飼料生産の拡大や未利用資源の利活用に係る施策の充実強化を図ること。
- 2 飼料価格の安定対策と配合飼料価格安定制度の一層の充実・強化を図ること。
- 3 国産畜産物の安定生産を確保するため、一定の所得を補償するなど、畜産経営安定制度の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	福田	康夫	様
農林水産大臣	若林	正俊	様

## 在沖米海兵隊員による少女暴行事件等に関する意見書

去る2月10日午後10時35分ごろ、沖縄本島において、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属隊員による少女暴行事件が発生した。

女性に対する暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳をじゅうりん否定する極めて悪質な犯罪であり、沖縄県民はもとより、国民に強い怒りと多大な不安を与えている。

特に、被害者が無抵抗な女子中学生であることを考えれば断じて許すことができない卑劣な行為である。

これまでも、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れられているが、それにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことに対し激しい憤りを禁じ得ない。

このような悪質で凶悪な事件が依然として後を絶たないことを考えると、米軍の綱紀粛正への取り組みや軍人への教育のあり方に疑問を抱かざるを得ない。

よって、国においては、国民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び補償など十分な配慮を講じること。
- 2 目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び教育を徹底的に行うなど、実効性のある具体的な再発防止策について万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

内閣総理大臣	福田 康 夫 様
外務大臣	高村 正 彦 様
防衛大臣	石破 茂 様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	岸田 文 雄 様

## 海上自衛隊イージス艦「あたご」による衝突事故の原因究明と再発防止策を講じること等を求める意見書

2月19日午前4時過ぎ、海上自衛隊のイージス艦「あたご」と千葉県新勝浦市漁業協同組合所属の漁船「清徳丸」が、千葉県野島崎の南約42キロメートルの沖合で衝突するという重大事故が発生した。

連日に及ぶ必死の捜索にもかかわらず、「清徳丸」の乗組員である親子2名は依然として行方不明である。親族及び関係者の心労、嘆きは想像するに難くないところであり、この悲惨な事故は、漁業関係者を初めとし、国民に大きな衝撃を与えている。

海上自衛隊艦艇による海難事故は、昭和63年7月23日、東京湾横須賀沖で潜水艦「なだしお」と大型遊漁船「第一富士丸」の衝突により30人が死亡した事故があり、当時の裁判では「なだしお」の回避が遅れたことが主因とされたところである。

海上自衛隊はこのときの教訓を生かし、安全航行に万全を期すべきであったにもかかわらず、漁船が多く行き交う漁業者の主要漁場において、今回の衝突事故を発生させたその責任はまことに重大と言わざるを得ない。

よって国においては、下記事項について特段の措置がされるよう強く要望する。

### 記

- 1 引き続き、衝突事故の徹底した原因究明と万全の再発防止策を講じること。
- 2 漁船の操業の安全確保に万全を期すこと。
- 3 被害家族及び関係者への謝罪及び補償など十分な配慮を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

内閣総理大臣	福 田 康 夫 様
農林水産大臣	若 林 正 俊 様
国土交通大臣	冬 柴 鐵 三 様
防 衛 大 臣	石 破 茂 様

## BSE対策に関する意見書

平成13年に我が国で初めてBSE（牛海綿状脳症）が確認されて以来、国民の国産牛肉に対する不安を解消するため、地方自治体においては、国の全額補助を受け、BSE全頭検査を実施してきたところである。

こうしたなか、国においては、全頭検査を緩和する食品安全委員会の答申を受け、平成17年に、BSE検査の対象月齢を21ヶ月齢以上とし、地方自治体が行う20ヶ月齢以下の牛の自主的な検査については、最長で3年間の経過措置として補助してきたが、平成20年7月をもって、この補助を廃止する旨の通知を平成19年に行ったところである。

しかしながら、BSEについては依然として未解明な部分が多く、また、国の全額補助が終了し、地方自治体ごとにBSE検査の対象が異なる状況となれば、畜産県である当県をはじめ、生産者や消費者に多大な不安を与え、生産・流通の現場に大きな混乱を生じさせる恐れがある。

よって、国におかれては、国産牛肉に対する安心と安全を確保するため、BSEの発生原因、感染経路及び発症のメカニズムの一層の解明に努められるとともに、国民の十分な理解が得られるまで、BSE全頭検査に係る地方自治体への全額補助を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
財務大臣	額	賀	福	志郎	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
農林水産大臣	若	林	正	俊	様

## 中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書

現下の中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。特に、最近における原油、原材料の高騰は、中小企業の経営に深刻な影響を与える一方で、それに伴い増大するコストの販売価格等への転嫁が現実的に困難な状況であるなど、中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況に鑑み、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に対する所要の緊急対策実施を指示したところである。

深刻な影響を蒙る中小企業に対しての一連の緊急措置については一定の評価をするものの、今回の措置が一時しのぎの対策に終始しないよう、今後は、中小企業に対する金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

我が国企業の99%を占め、日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与できるよう、国におかれては、下記の事項について前向きに取り組み、中小企業底上げ対策を一層強化されるよう強く要望する。

### 記

- 1 中小・小規模企業者への金融支援を総合的に行うための法制度を早期に整備すること。
- 2 各省庁ごとに数多くある中小企業相談窓口を一本化すること。
- 3 公正な取引を実現するため、「下請代金支払遅延等防止法」が遵守されるよう指導を強化すること。
- 4 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の周知徹底に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	福田	康夫	様
経済産業大臣	甘利	明	様

## 地上デジタルテレビ放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビ放送については、視聴可能地域が広がってきており、関係者においては、平成19年11月に策定された「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」に基づき、平成23年7月のアナログ放送終了期限に向けた取組が現在進められている。

しかしながら、これまで7次にわたり策定された行動計画により、関係者が一体となって地上デジタルテレビ放送の普及に取り組まれてきたものの、残された期間において地上デジタルテレビ放送への完全移行に当たっては、多くの課題が指摘されている。

とりわけ、視聴者の負担問題については、経済的理由等によりデジタル放送を視聴するための機器が購入できないいわゆる「経済弱者」への支援策を講じることが求められおり、また、地上デジタルテレビ放送について一層の周知を図っていくことも必要である。

よって、国におかれては、平成20年度予算案に計上された地上デジタルテレビ放送関係予算の着実な執行と併せ、下記事項について、国を挙げて取り組んでいただくよう強く要望する。

### 記

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。特に、経済弱者への支援策について、早急に内容を検討し決定すること
- 2 今後、地上デジタルテレビ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、各県ごとに「地域相談・対策センター」を整備し、一層の周知と地域の事情に即した受信相談に対応できる体制を確保すること。
- 3 デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、地方自治体が負担する場合の支援策についても新設を含め拡充すること。
- 4 山間部など地理的条件によって難視聴となる地域の実情を考慮の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないよう努めること。
- 5 高層建築物等による受信障害のある地域についても、良好な受信環境の整備を図り、視聴者間の不公平が生じないよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様

## 療養病床の再編計画に関する意見書

「医療制度改革関連法」が成立し、政府は平成24年度までに、介護療養病床（13万床）を全廃し、同時に医療療養病床（25万床）を約15万床に削減する方針を打ち出している。

本県には、平成19年12月現在5,252床の療養病床があるが、厚生労働省の算定式（数値目標の参酌標準）によって計算した場合には、大幅な削減・転換は避けられないと見込まれる。しかし、現在示されている補助内容では、施設転換が促進されるとは言い難く、このままではいわゆる医療難民、介護難民が大量に生じることが懸念される場所である。

また、本県が療養病床を持つすべての医療機関を対象に実施した「転換意向調査」では、厚生労働省の算定式と現場の意向との間には、大きな乖離が生じており、さらに、入院患者の病状や介護は重く、早々には対応が困難な状況にあることから、支援措置の充実・強化が喫緊の課題である。

加えて、療養病床から介護施設等への転換が進むと、国の財政負担が軽減される一方で、都道府県や市町村及び医療機関等の費用負担が増加することが明らかである。

よって、国におかれては、次の事項について万全の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 療養病床の再編にあたっては、各都道府県の実情と医療機関の意向を十分に考慮し、いわゆる医療難民、介護難民を出すことのないよう必要な支援措置を講じること。
- 2 療養病床の再編にあたっては、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 3 病床数の数値目標の設定や実現に向けた諸施策に関しては、再度、目標値の参酌標準を見直す等、地域の実情を踏まえ、地方自治体の裁量が十分に発揮できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	福田	康夫	様
厚生労働大臣	舛添	要一	様



請 願 一 覽 表

總 括 表

委員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
總 務 政 策	-	1	1	
生 活 福 祉	1	1	2	
商 工 建 設	-	-	-	
環 境 農 林 水 産	-	-	-	
文 教 警 察 企 業	-	-	-	
計	1	2	3	

新規請願

			生活福祉常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	平成20年 2月29日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田正春 宮崎県連済会 理事長 本部真一		
請願の件名	<p>保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願 〔請願の要旨及び理由〕</p> <p>第162通常国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、保険業法とする）によって、PTAや障害者団体をはじめとする各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営をしてきた共済制度が存続の危機に追い込まれています。</p> <p>保険業法の「改正」の趣旨は、「共済」の名をかたって不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした、いわゆる「マルチ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的でした。</p> <p>共済は団体の目的と構成員相互扶助を図るためにつくられ、日本の社会に根を下ろしてきました。団体がその構成員の「仲間同士の助け合い」を目的に、自主的に、健全に運営されてきた自主共済は、「利益追求」の企業型・保険業とはまったく違います。その自主共済を、強制的に株式会社や相互会社にしなければ運営できないようにし、「儲け」を追及する保険会社と同列に、一律に様々な規制と負担を押し付けることになれば、多くの自主共済が存続不可能となり、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした法改正の趣旨にも反することになります。</p> <p>そもそも自主共済への規制を議論した金融審議会でも「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を構成員の自治に委ねることでも足り、規制の対象外とすべきである」（H16年12月14日金融分科会第二部会報告）としていました。それが保険業法の策定と政省令の作成の段階で、規制対象が拡大され、「マルチ商法」を規制するという当初の趣旨から逸脱し、自主共済に保険会社に準じた規制を押し付ける内容に問題がすり替えられたものです。</p> <p>自主的な共済を運営する団体で組織された「共済の今日と未来を考える懇話会」など諸団体が、与野党の国会議員へ懇談・要請を重ねる中で「助け合いの共済が潰されることは社会問題であり、</p>		

	<p>助け合いの共済を『改正』保険業法の適用除外として、制度を存続できるように議員立法などを実現したい」などの決意や激励をお寄せ頂いています。また、NHKをはじめテレビニュースなどのマスコミでも取り上げられ、法律の問題点を報道し、一部の地方議会でも適用除外を求めた請願が全会一致で採択されはじめました。</p> <p>第166通常国会では、与野党の国会議員から自主共済の継続を保障する必要性が強く主張され、山本金融担当大臣(当時)も、「(適用除外の)客観的基準についての具体案が示されれば研究する」旨の答弁がされています。</p> <p>このように「改正」保険業法の問題点が明らかになっているにも関わらず、08年3月31日までの経過措置期限が迫る中、多くの団体が「改正」保険業法に対応しきれず、存続の危機に直面しています。</p> <p>つきましては、憲法に明記された「結社権」(第21条)と「幸福追求権」(第13条)及び「生存権」(第25条)の下に保障された自主共済が、今後とも従来どおり運営できるよう、貴議会において、下記の事項を内容とする「意見書」を国の関係機関に提出して下さるよう要望致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。</li> <li>2、団体が目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。</li> </ol>
紹介議員	前屋敷恵美
摘 要	

継 続 請 願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第4号	受理年月日	平成19年12月7日
請願者 住所・氏名	児湯郡高鍋町大字北高鍋5138番地 高鍋商工会議所 会頭 黒木 敏之 児湯郡川南町大字川南13680番地1 川南町商工会 会長 津江 章男 児湯郡木城町大字高城4040番地1 木城町商工会 会長 小川 将士 児湯郡新富町富田南1丁目112番地2 新富町商工会 会長 中下 和幸 児湯郡都農町大字川北4874番地2 都農町商工会 会長 黒木 陸廣 児湯郡高鍋町大字北高鍋99番地1 児湯農業協同組合 代表理事組合長 金田 清夫 児湯郡川南町大字川南13658番地1 尾鈴農業協同組合 代表理事組合長 黒木 友徳 児湯郡川南町大字川南13554番地1 川南町区長(分館長)会 会長 菊知 嘉人 児湯郡木城町大字高城1227番地1 木城町自治公民館連絡協議会 会長 宮崎 勝正 児湯郡高鍋町大字蚊口浦23番地2 高鍋町自治公民館連絡協議会 会長 大山 三津夫 児湯郡新富町大字新田3455番地1 新富町区長会 会長 土屋 公俊 児湯郡都農町大字川北5575番地1 都農町自治会協議会 会長 竹田 達夫 児湯郡川南町大字川南17437番地4 川南漁業協同組合 代表理事組合長 神谷 保徳 児湯郡都農町大字川北3741番地 都農町漁業協同組合 代表理事組合長 児玉 隼人		
請願の件名	高鍋土木事務所存続に関する請願		
紹介議員	函師 博規		
摘 要			

継 続 請 願

			生活福祉常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 5 号	受理年月日	平成19年12月10日
請 願 者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹 介 議 員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月21日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（中野広明、満行両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第51号上程 知事提案理由説明 議長不信任動議追加上程 提案理由説明（権藤議員） 質疑（坂元、星原、緒嶋各議員） 議長不信任動議採決（否決） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程 提案理由説明（横田議員） 討論（議員発議案第1号に反対）（井上議員） 討論（議員発議案第1号に賛成）（井本議員） 討論（議員発議案第1号に反対）（前屋敷議員） 討論（議員発議案第1号に賛成）（松田議員） 採決（議員発議案第1号）（可決）
2月22日	金	休 会	（議案調査）
2月23日	土		
2月24日	日		
2月25日	月	休 会	（議案調査）
2月26日	火		
2月27日	水	本 会 議	代表質問（自由民主党・星原 透議員、 自由民主党・野辺修光議員）
2月28日	木		代表質問（社会民主党宮崎県議団・満行潤一議員、 愛みやざき・西村 賢議員）
2月29日	金		代表質問（公明党宮崎県議団・長友安弘議員、 民主党宮崎県議団・権藤梅義議員）
3月1日	土		
3月2日	日		



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月3日	月	本 会 議	一般質問（高橋、萩原、宮原、川添、河野安幸各議員）
3月4日	火		一般質問（外山良治、横田、外山 衛、中野広明各議員）
3月5日	水		一般質問（徳重、田口、凶師、黒木覚市各議員） 議案に対する質疑（議案第1号）（前屋敷議員） 議案・請願委員会付託
3月6日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月7日	金		
3月8日	土		
3月9日	日		
3月10日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第38号～第51号） 討論（議案第38号、第42号、第45号、第50号に反対） （前屋敷議員） 採決（議案第38号、第42号、第45号、第50号）（可決） 採決（議案第39号～第41号、第43号、第44号、第46号～第49号、第51号）（可決） 議案第52号追加上程 知事提案理由説明
3月11日	火	休 会	常任委員会（当初）
3月12日	水		
3月13日	木		
3月14日	金		
3月15日	土		
3月16日	日		
3月17日	月	休 会	特別委員会
3月18日	火		（議事整理）
3月19日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第1号～第37号並びに請願） 討論（議案第18号に反対）（外山良治議員） 討論（議案第1号に反対）（井上議員） 討論（議案第1号、第22号、第25号、第30号、第35号～第37号に反対、請願第5号、第6号の継続審査に反対）（前屋敷議員） 採決（議案第1号）（可決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月19日	水	本 会 議	採決（議案第18号）（可決） 採決（議案第22号、第25号、第30号、第35号～第37号）（可決） 採決（議案第2号～第17号、第19号～第21号、第23号、第24号、第26号～第29号、第31号～第34号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議案第52号採決（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号～第13号追加上程 議員発議案第2号提案理由説明（野辺議員） 採決（議員発議案第2号）（可決） 採決（議員発議案第3号～第13号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 副 議 長      中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 議 員      中 野 廣 明

宮 崎 県 議 会 議 員      満 行 潤 一